

鹿児島県史料

旧記雑録拾遺
地誌備考五

解題

本書は『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 地誌備考五』として、東京大学史料編纂所蔵「菱刈郡地誌備考」・「始良郡地誌備考上・下」・「桑原郡地誌備考」を刊行するものである。「地誌備考」も薩摩国部分の刊行が終了し、本書からは大隅国部分に入る。本書に収めた菱刈郡、始良郡、桑原郡は、律令国家の時期は、大隅国菱刈郡、桑原郡の領域に該当する（『日本歴史地名大系』⁴⁷鹿児島県の地名）（平凡社、平成十年）、巻頭鹿児島県図）。

十一世紀になると地方政治における行政単位が改編されて、新たな郡、郷、院が新設されている。本書に収めた地域に関して言及すると、大隅国菱刈郡域は菱刈郡に加えて筒羽野村、桑原郡域は栗野院、横河院、桑西郷、加治木郷、帖佐郡（郷）、蒲生院が置かれている（坂本賞三『塙選書』⁹²） 荘園制成立と王朝国家』（塙書房、昭和六十年）、第三章後期王朝国家と荘園。五味克夫「大隅国建久図田帳小考―諸本の校合と田数の計算について―」（『日本歴史』¹⁴²、昭和三十三年、平成二十八年に同『戎光祥研究叢書』⁹） 鎌倉幕府の御家人制と南九州』戎光祥出版に再録）。

こうした郡郷制改編は、従来十一世紀半ば頃であると考えられていた（坂本賞三前掲稿）。しかし北海道北部筑前国では十世紀初期に、肥前国でも九世紀後期に律令制下に置かれていない郷の存在が確認されている（森本正憲『九州中世社会の基礎的研究』（文献出版、昭和五十九年）、第一章中世郡郷制の成立）。また日向国島津院の成立時期が十一世紀初頭であることが指摘されている（小川弘和「撰闕家領島津荘と〈辺境〉支配」（熊本学園大学論集総合科学）¹³―2、平成十九年、同二十八年に同『中世の九州の形成』高志書院に再録）。十一世紀初頭大宰府官人大藏氏による大隅守菅野重忠殺害事件が大宰府において起きている。この事件の背景として、南島交易の利潤をめぐる大藏氏と大隅守との対立関係が存在したと考えられる。交易利潤獲得を見据えた大藏氏一族による加治木郷域の「開発」が大藏氏と大隅守との対立の原因である可能性も考えられ、加治木郷の成立も十一世紀初頭である可能性も考えられる（拙稿「大隅守菅野

重忠殺害事件の背景に関する一考察」(『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』68、平成二十九年)。従って大隅国においても十一世紀初頭に郡郷制改編の動きは生じていたと考えられる。

南島交易の利潤獲得を見据えて、大宰大監平季基は日向国諸県郡島津院(現宮崎県都城市)を「開発」し、島津荘を成立させた。平季基は、南島交易の利潤をめぐり大隅守船守重と激しく対立し、結果的に大隅国府を焼き討ちした。平季基は大宰大貳藤原惟憲に賄賂を贈り、朝廷に報告する文書から季基の名を消させた。しかし大隅守任期終了後船守重は京都に帰還し、朝廷に季基の大隅国府焼き討ち事件を訴えた。結果的に季基が厳罰に処せられた形跡はない(永山修一「『小右記』に見える大隅・薩摩からの進物記事の周辺」(『鹿児島中世史研究会報』50、平成七年、同二十一年に同「隼人と古代日本」同成社に再録)、野口実「島津荘の成立」(『都城市史 通史編 自然・原始・古代』都城市、平成九年、同二十九年に同『歴史文化ライブラリー』446)列島を翔ける平安武士 九州・京都・東国』吉川弘文館に再録)、加藤友康「平安時代の大隅・薩摩―人の交流と交易・情報伝達を媒介にして考える―」(『黎明館調査研究報告』17、平成十六年)等)。

島津荘は、徳重浅吉「鎮西島津の庄、その成立・増大・住人並伝領」(『大谷学報』10―4、昭和四年、同十三年に同『日本文化史の研究』目黒書店に再録)以降数多くの研究で指摘されているように藤原摂関家領荘園である。しかしこのことは大隅国府焼き討ち事件の結果であり、当初は島津荘は、大宰府領になる可能性もあったと考えられる(拙稿「島津荘に関する一考察―成り立ちを中心に―」(『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』66、平成二十七年)。

島津荘が大隅国内に拡大していく時期は、荘園領主藤原摂関家が経済基盤を荘園中心にせざるを得ない白河院政期であると考えられる。白河院政が本格的に展開した十二世紀初期島津荘域は大隅国内に拡大し、後述のように菱刈郡や筒羽野村が島津荘域となったと考えられる。大隅国内における島津荘域拡大過程を推測する上で注目すべき史料は、年月日不詳大隅正八幡宮神社次第(『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ十』(鹿児島県、平成十七年)、桑幡家文書、史

料番号1の5号)である。同史料関係分を史料①として以下に掲げる(以下史料引用の際は、刊行史料原本のままとする)。

史料①

注進 當社本地垂跡之事

正八幡宮三所大菩薩 神社次第

(中略)

四所別宮 始良庄 荒田庄
栗野院 蒲生院

同其以後 鹿屋恒見若宮 吉田院善神王 加治木若宮善神王 祢寝院若宮

(後略)

史料①には、大隅国における末社配置が記されている。大隅国正八幡宮の四所別宮が、始良庄、荒田庄、栗野院、蒲生院、それ以降鹿屋恒見、吉田院、加治木郷、祢寝院の順で勧請されていることが分かる。

大隅国正八幡宮の末社が始良庄に勧請された時期は、長久年間(一〇四〇年から一〇四四年)である。荒田庄に勧請された時期は、十一世紀後期であると考えられている。祢寝院に大隅国正八幡宮の末社が勧請された時期は、十二世紀前期である。以上のことを踏まえると、栗野院、蒲生院、加治木郷に大隅国正八幡宮の末社が勧請された時期、則ち栗野院、蒲生院、加治木郷内に大隅国正八幡宮領が形成された時期は、十二世紀前期であると考えられる(拙稿「大隅国正八幡宮領の形成過程―大隅国の事例を中心に―」(『古代文化』66―2、平成二十六年)。

大隅国内における大隅国正八幡宮領は、大隅国内における島津荘域拡大の動きと対応する形で形成されている。大

隅国正八幡宮領が形成されている地域の周囲に、島津荘域が形成されていたと考えられている。十二世紀初期藤原摂関家当主藤原忠実が、経済基盤を荘園に置かざるを得ず、積極的に荘園の新設、拡大に尽力した（元木泰雄『人物叢書 藤原忠実』（吉川弘文館、平成十二年）、第五撰関家再興の努力）。

史料①に示されている地域には、保安元年（一一二〇）末藤原忠実が強引な藤原摂関家領荘園拡大策にもよる白河法皇との政治的対立が原因で政治的に失脚する迄（元木泰雄前掲書、第七関白の罷免）に大隅国正八幡宮領が形成されていたと考えられる。また大隅国内においても島津荘域が形成されていたと考えられる。当該期栗野院、蒲生院、鹿屋院、吉田院、加治木郷、祢寝院南俣に大隅国正八幡宮領が形成されていることが史料①から確認される。これ等の地域に大隅国正八幡宮領が形成されているということは、その周囲の地域即ち菱刈郡、筒羽野村、横河院、小河院、財部院、鹿屋院、串良院、肝付郡、祢寝院北俣に島津荘域が形成されていたことが考えられる。十二世紀初期の白河院政期、特に藤原忠実が失脚する迄の時期は、大隅国における荘園公領制の大枠が形成された時期である。

島津荘における神祇秩序については、正応元年（一一八八）付と考えられる島津荘荘官等訴状写（『鹿児島県史料 旧記雑録前編一』（鹿児島県、昭和五十四年）、史料番号893号）に、島津荘成立時以降伊勢神宮や宇佐八幡宮以下五社が荘鎮守として祀られていることが記載されている。この記載部分については検討する必要があるが、島津荘域における神祇秩序を検討することの必要性は小川弘和氏の前掲稿における指摘の通りである。また島津荘域においても八幡宮が祀られていることは確認されている。

本書に収められている大隅国菱刈郡、桑西郷、加治木郷、帖佐郡（郷）、蒲生院、横川（河）院、栗野院、筒羽野村は「大隅国建久凶田帳」（五味克夫「大隅国建久凶田帳小考―諸本の校合と田数の計算について―」（『日本歴史』142、昭和三十三年、平成二十八年に同『戎光祥研究叢書⑨』鎌倉幕府の御家人制と南九州）戎光祥出版に再録）に記載されている。大隅国建久凶田帳該当部分を史料②として掲げる。

史料②

大隅国

注進 国中惣田数寺社庄公領并^(預力)本家領所地頭并^(預力)濟使等交名事

合田参仔拾漆町伍段大

正宮領 本家八幡 地頭掃部頭

田千二百九十六町三段小

不輸五百丁五段小

応輪七百九十五町八段

国領

公田百丁半^(六脱力)

不輸百三十三丁三段小

府社五箇所十六丁 大府御沙汰

島津御庄領 殿下御領^(右脱力) 地頭衛門兵衛尉

新立庄七百十五丁^(五十力)

寄郡七百十五丁八段三丈

(中略)

桑西郷百五十六丁二段六十步 正宮敷地

正宮領百四十三丁六段大 本家八幡 地頭掃部頭

御供田五十八丁五段半

御服田六丁六段

寺田廿四丁五段半

小神田三丁一段

国方所当弁田

万徳十四丁四段丁別十疋 酒井未能所知(未力)

宮永卅六丁四段大丁別廿疋 此内不蒙国免、押募名被成歟、
正宮修理料(未力)

溝部在河(二力) 丁 酒井未能所知(未力)

小浜村八丁 僧兼俊所知

国領

公田一丁 郡司則貞所知

寺田一丁二段仏性灯油料

經講田九丁二段半 聖朝府国御祈禱料

府社一丁一段 大府御沙汰

帖佐郡二百七十一丁大(二力)

正宮領 本家八幡 地頭掃部頭

為半不輸、正税官物者弁濟於国衙也

御供田九丁七段小

寺田廿六丁六段

小神田六十四丁九段半

大般若三丁

經講淨免十四丁二段 (田脱之) 聖朝府国御祈禱料

国方所当弁田

万德五丁三段大丁别十疋

恒見八丁七段大丁别十九疋三丈

宮吉五丁丁别八疋

正政所十丁丁别十五疋

權政所五丁丁别十五疋

公田六十八丁四段半丁别廿疋村々十箇所

蒲生院百十丁九段半

正宮領 本家八幡 地頭掃部頭

為半不輸、正税官物者弁济国衙也

御供田十二丁六段

大般若一丁

寺田十四丁五段

小神田三十一丁

經講淨免田二丁 (段力) 聖朝府国御祈禱料

国方所当弁田

宮吉一丁丁别八疋

万徳十七丁三段丁別十疋

恒見七丁九段半丁別十九疋三丈

公田廿五丁四段丁別廿疋

(中略)

加治木郷百廿一丁七段半

正宮新御領 本家八幡

地頭掃部頭

公田永用百六丁二段半 郡司大藏吉平妻所知

件名雖為社領分、号府別府、以数百余丁宛五十丁、所当准千疋、残六十余丁不弁济府国両方、恣私用也、動

不随国務也

鍋倉村三丁

僧忠覚所知

宮永八丁

正宮修理所酒井為宗所知

万徳四丁五段

(中略)

栗野院六十四丁

正宮領 本家八幡 地頭掃部頭

御供田四丁

公田六十丁

(中略)

島津庄 殿下御領

地頭(右腕カ)衛門兵衛尉

(中略)

寄郡七百十五丁八段三丈

但付去仁平三年御庄方檢注帳注進之、御庄官等檢田入部時、(号九)滿作年者貴居沽田付之、弁濟所当物、不作年者雖

遂檢田、不幾田数、国衛訴也

横河院三十九丁五段二丈

菱刈郡百三十八丁一段

郡本

賜大將殿御下文、三郎房相印知行之

入山村 筥崎宮浮免田

賜同御下文、千葉兵衛尉沙汰之

(中略)

筒羽野四十八丁五段一丈

件村者筥崎浮免田以四十余丁押募十五丁、残不随国務、恣弁濟使私用之、

(後略)

史料②から桑西郷、栗野院は大隅国正八幡宮一円領、大隅国正八幡宮半不輸領、大隅国衛領、帖佐郡、蒲生院は大隅国正八幡宮半不輸領、大隅国衛領、加治木郷は大隅国正八幡宮半不輸領(但し非合法な状態で)、菱刈郡、横河院、筒羽野村は、島津荘寄郡であることが分かる。

大隅国正八幡宮半不輸領とは、大隅国衛に所当を、大隅国正八幡宮に雑公事を納めている半不輸国衛領であり、大隅

国衛と大隅国正八幡宮両方の支配を受けている領域である（五味克夫前掲稿）。島津荘寄郡とは、半不輸国衛領の一形態で国衛と藤原摂関家側両方に税を納めている領域である。但し寄郡の場合、藤原摂関家側の取り分の方が国衛の取り分よりも多い特殊型半不輸地である（舟越康寿「庄園に於ける不輸権成立の一過程―半輸制について―」（『経済史研究』29―5・6、昭和十八年）。島津荘寄郡は国衛・藤原摂関家側両方の支配下にあるが、庄園領主である藤原摂関家側の支配の方がより強かったと考えられる（工藤敬一「鎮西島津庄の寄郡について」（『京都大学読史会創立五十年記念国史論集』、昭和三十四年、同四十四年に同『九州庄園の研究』塙書房に再録）。

史料②によると、島津荘寄郡である菱刈郡入山村や筒羽野村には宮崎宮の浮免田が存在している。浮免田は、国衛に納める税が免除され、その分を国衛と関係深い寺社等に与えたものである（拙稿「新田宮・五大院の所領支配機構」（『九州史学』86、昭和六十二年）。宮崎宮とは、筑前国那珂郡（現福岡県福岡市東区箱崎一丁目）に鎮座している宮崎八幡宮のことである（『日本歴史地名大系』（41）福岡県の地名』（平凡社、平成十六年）、福岡市東区宮崎宮項）。菱刈郡入山村や筒羽野村に宮崎八幡宮の浮免田が存在する理由について考察する。

島津荘の領主である藤原忠実は、天養元年（一一四四）から久安五年（一一四九）迄大宰府を知行していたことが確認されている（五味文彦「院政期知行国制度の基礎的研究」（『史学雑誌』92―6、昭和五十八年、同五十九年に同『院政期社会の研究』山川出版社に再録）。藤原忠実が大宰府を支配下に置いていた期間、宮崎八幡宮は大宰府の直接支配下に置かれていた（広渡政利『宮崎宮史』（文献出版、平成十一年）、第二編宮崎宮編年史料古代中世篇、保延六年（一一四〇）項）。藤原忠実は、八幡宮系神社の本来の本社である宇佐八幡宮を支配下に収めている（小島鉦作「近衛家領としての豊前宇佐宮」（『政治経済論叢』16―3、昭和四十一年、同六十二年に同『小島鉦作著作集③』神社の社会経済史的研究』吉川弘文館に再録）。宇佐八幡宮を支配下に置き、大宰府を知行することにより宮崎八幡宮を支配下に置いた藤原忠実は、九州北部において日本国に侵入する対外勢力を祓う性格を持つ宮崎八幡宮を、平安中期恐らく交易上の紛争が

原因で南島人の襲撃を受けた九州南部を荘域とする島津荘領主として保護する目的で、島津荘寄郡の中に宮崎宮の浮免田を設定したと考えられる。

今迄の菱刈郡、始良郡、桑原郡における歴史的推移を踏まえて、今回刊行される「地誌備考」の当該個所について見て行きたい。

前記のように菱刈郡入山村や筒羽野村には宮崎八幡宮の浮免田が置かれた。菱刈郡入山村について、「地誌備考」当該個所では特に関連した記載は確認出来ない。しかし筒羽野村については、「桑原郡地誌備考」吉松項に、関係する記載がある。関係部分を史料③として掲げる。

史料③

「地理纂考」

箱崎神社川西丸鶴丸村

奉祀筑前国箱寄八幡に同じ、創建の年月詳ならず、或ハ貞和年中創建なりと云り、天正二年地頭南郷治部忠行再興の棟札あり、當郷の鎮守にて、祭日十月廿五日なり、

「由緒記」

箱崎八幡棟札、永正十八年十月、大檀那伴朝臣久兼、大願主兼源、應永八年辛巳二月、神田天子木三反塚原二反ヲ寄附ス、周防守伴範兼在判、

〔地理纂考〕

〔全〕

〔川西村ノ内〕「神体木像八株、各高一尺七寸」

神功皇后社鶴丸村 箱崎神社より東五町許なり、創建の年月傳ハらず、例祭箱崎神社ト同日にて、此日箱崎の神輿當社

に臨幸ありて種々の祭式ありとぞ、

(中略)

地理志

吉松 旧名筒羽野村と云、

箱崎八幡 祭神神功・應神・武内宿祢 社司春日氏

永正十八年棟札、大檀那伴久兼、

鐘銘云、大隅国筒羽野村箱崎八幡宮、大檀那沙弥愛阿并豊前入道沙弥道景、永徳元年辛酉八月廿五日、

史料③によると、大隅国筒羽野村(吉松)に筥崎(箱崎)八幡宮が勧請されていることが記載されている。筥崎八幡宮が当該地に勧請された理由は、当地に筥崎八幡宮の浮免田が設定されていたことによると考えられる。筥崎八幡宮には、神功皇后、応神天皇、武内宿祢が祀られている。史料③の時点では、筥崎八幡宮の勧請時期は不明になっている。筥崎八幡宮は鳥津荘寄郡である菱刈郡に勧請されているが、鳥津荘の領主でもあった伴氏から南北朝時代以降保護されていることが分かる。筥崎八幡宮が鎮座している東鶴丸村に、神功皇后社が勧請されている。蒙古襲来時に神功皇后に対する信仰が高まったことが川添昭二氏により指摘されている(『中世九州の政治・文化史』(海鳥社、平成十五年)、第三章蒙古襲来と中世文芸)。当該地に神功皇后社が勧請された時期は、蒙古襲来時であると考えられる。

史料①・②に記載されているように、大隅国蒲生院には大隅国正八幡宮領が存在し、大隅国正八幡宮の四所別宮の一つが勧請されている。「始良郡地誌備考下」蒲生の若宮八幡神社項を史料④として掲げる。

史料④

「地理纂考」

若宮八幡神社久徳村

奉祀三座 應神天皇 仲哀天皇 神功皇后

正祭六月二十九日、或ハ晦日なり、社記云、鳥羽院の御世、上総介藤原舜清大隅國下大隅に下向し、後蒲生に移り、保安四年癸卯閏二月廿一日、今の地に創建す云々、舜清ハ豊前國宇佐郡の人にて、真光院と云ふ、舜清の事ハ猶古城の父教條に合せ考ふへし

清宇佐八幡の留守職たり、大官司か女を娶て舜清を生す、舜清初め大隅垂水に來り、後當邑本城に移居して蒲生上総と号す、因て當社を建立す、舜清か後裔蒲生範清島津貴久に背きて蒲生氏敗亡の後、同義久・同義弘共に當社を敬礼

し、社殿再興あり、大幡八流を寄附し、新に華表を建て、正八幡若宮五字の額文字銅にて製す、又背に、建立鳥居、大願主島津兵庫入道藤原義弘、元和四年戊午、當地頭本田伊豆守、當坐主權大僧都浮盛云々とありを掲げ、一層の威徳を増す、爾來屢修造の上梁文あり、闔郷の宗社にて、太刀・甲冑其外什品若干宝殿に藏む、

奉納物

○大幡八流 永祿元年島津義久寄附の銘あり、○刀二振 一ハ天國の銘あり、○兜一頭 ○太刀六腰 無銘 ○中刀一腰 無銘 ○短刀一腰 同 ○鎗一本 ○征矢十一本 箠二腰 ○鐸大小三 此外什品或ハ田地寄附の古文書類數通にして、昔ハ社領多かりしとそ、

末社

○四所宮 祭神 仁徳天皇 宇治皇子 宇禮姫 久禮姫 ○武内社 武内宿祢 ○早風社 火闌降命 ○天社 天神七代 ○國社 地神五代 以上六社、本社の東傍にあり、○太玉社 太玉命 本社の後にあり、○桑畑兩社木像 ○備所 太多羅知女木像 ○籠所 聖徳太子 ○御供所 聖殿と呼ぶ、以上本社の西にあり、鐘樓 本社の前西傍にあり、嘉慶二年の銘有、此末社の中に宇禮姫及び久禮姫の神名鹿兒島神社の末社にも見えて、訛りなるへき事彼卷

に辨せり、又祭神詳ならざるもあり、又疑ハしきもあれと、是を訂さんに拠なければ、悉く社傳の俣に出せり、

史料④によると蒲生八幡神社の祭神は心神天皇、仲哀天皇、神功皇后三体である。蒲生八幡神社は、上総介藤原舜清が大隅国下大隅に下向し、後蒲生に移り、保安四年閏二月二十一日八幡神社を創建したと伝えている。しかし前記のように蒲生八幡神社の創建時期は、蒲生八幡神社記に伝えている時期よりも早まると考えられる。「始良郡地誌備考下」蒲生若宮八幡神社項には、同神社を保護した蒲生氏が没落した後島津氏が保護を加えた事、蒲生若宮八幡神社の宝物や境内末社等が詳しく記載されている。同蒲生八幡神社項には、史料④以外に「名勝志」も引用されている。「名勝志」にも史料④とほぼ同趣旨の事が記載されているが、蒲生若宮八幡神社が地頭飯屋北方表町の所にある事、同社が一郷の惣廟である事が記載されている。

史料①・②から大隅国加治木郷は大隅国正八幡宮領となつてゐるし、大隅国正八幡宮の末社が勧請されていることが確認される。「始良郡地誌備考上」加治木項の中から大隅国正八幡宮の末社と考えられる高倉八幡神社関係部分を史料⑤として掲げる。

史料⑤

「纂考」

高倉八幡神社 高井田村

奉祀三座 應神天皇 仲哀天皇 神功皇后

神体木像

往古加治木の領主國府郷宮内八幡宮鹿児島神社也檢校職を掌りし時の創建なりと云ふ、年月詳ならず、上古ハ祭田餘多ありて、祭祀九月九日・十一月廿九日なりしを、今十月廿九日なり、今此地に宮田と唱ふる田地ハすへて古への神領なりしよ

し云へり、

(中略)

「地理誌」

高井田村之内高倉
一八幡

右者、上古加治木殿正八幡宮致勸請被致崇敬來候処、加治木没落之後致廢壞候を、肝付家當所領知之節致再興、神

躰迄茂新彫刻有之候、作ハ日秀上人ニ而候、右再興之興趣神躰ニ書付有之候、

附録

往古大藏姓加治木殿事正八幡宮之御馬檢校ニ而候故、當城内江正八幡之神馬被致格護來候、右訊ニ而茂候哉、

當地ニ正八幡勸請本文之通ニ候、神馬之儀ハ于今不相替當御城内ニ被召置候、依之宮内之社人御城内ニ居付、

御馬檢校相勤罷居候、毎年正月朔日・八月朔日・八月十五日三度之御神事ニ、右檢校并反土村田中門百姓烏帽

子・白丁致着用、右神馬牽參候檢校、左田中百姓ニ而候、

前記のように加治木郷には十二世紀前期に大隅国正八幡宮領が形成され、大隅国正八幡宮の末社が置かれたと思われる(拙稿「大隅国正八幡宮領の形成過程―大隅国の事例を中心に―」)。その後平安中期加治木郷を「開發」し、十二世紀半ば頃加治木郷を支配していた大藏氏は、南島等との交易利潤を獲得するために加治木郷永用名を大隅国正八幡宮に寄進した(拙稿「大隅国建久凶田帳に関する一考察」〔鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編〕69、平成三年)。

史料⑤に記載されている高倉八幡宮は、平安後期大藏氏が加治木郷永用名を大隅国正八幡宮に寄進した際、大藏氏により大隅国正八幡宮の末社として勸請された神社であると推測される。当該期加治木郷内に勸請された大隅国正八幡宮の末社は詳らかではないが、春日神社との関係で記されている若宮神社が嘗て大隅国正八幡宮の末社であった可能性を

有しているかもしれない。但しこの点については、今後の検討が必要である。

史料①・②から、大隅国栗野院には大隅国正八幡宮領が形成され、大隅国正八幡宮の四所別宮の一つが勧請されていることが確認された。「桑原郡地誌備考」栗野項に記載されている大隅国正八幡宮末社関係記載部分の主な所を史料⑥として掲げる。

史料⑥

「地理纂考」

勝栗神社米水村

奉祀 國府郷鹿兒島神社に同じ、

創建の年月詳ならず、建久八年圖田帳に栗野院六十四町正宮領とあり、正宮とハ國府郷鹿兒島神社なり、是を正宮、或ハ八幡と云へる、考ハ彼ノ卷にいへり、社傳に曰、往

古國分郷八幡神領の四方に八幡神社を建立して境目の標とす、東ハ恒吉郷投谷八幡、南ハ垂水郷鹿兒島神社、西ハ鹿兒島荒田八幡、北ハ當社なりといへり、

「名勝考」

正若宮八幡宮米水村

桑原郡正八幡の別宮といふ、然ハ宜ク若宮正八幡とこそ號へき事なり、凡若宮ハ書紀に、少宮と見えたれとも、後世に某社の神靈を迎鎮し、別に新建の社ハ新宮の義なれハなり、

奉祀同大隅正八幡、支社四所宮三女神
神功后 仲哀帝 武内社即武内
宿祢 早風社級長戸
邊命

前記の通り大隅国栗野院には、十二世紀前期に大隅国正八幡宮領が形成されて、大隅国正八幡宮の四所別宮の一つが勧請されている。大隅国栗野院に勧請された四所別宮の一つが現在の勝栗神社であると考えられる(『日本歴史地名大系

(47) 鹿兒島県の地名」、始良郡栗野町勝栗神社項)。

史料⑥には、正若宮八幡宮(勝栗神社)について創建時期は不詳である事、大隅国正八幡宮の重要な末社である事、祭神は大隅国正八幡宮と同じである事が記されている。

史料⑥以外の正若宮八幡宮(勝栗神社)関係として、「栗野・踊・溝邊・横川廻勤雜記」に祭神、年中神事、境内末社等について記載されている。正若宮八幡宮に関する貴重な記載である。

本稿では、「菱刈郡地誌備考」・「始良郡地誌備考上・下」・「桑原郡地誌備考」の中の神社関係の記載の中で大隅国正八幡宮の末社関係や筥崎八幡宮の記事を中心に考察した。「地誌備考」神社関係の記載を見ると長い時期の間に神社の性格が変質している場合も見受けられる。しかし「地誌備考」に記載された神社関係記載の中には、当該地域における歴史展開の結果を示している記述もある。「地誌備考」は、旧薩摩藩域における地誌の集大成であり、寺院や城郭関係等史料の価値が高い内容の記載が満載である。今迄「地誌備考」は、自治体史が刊行される際関係部分が収録される場合もあった。しかし今『鹿兒島県史料』として全体的に刊行され、薩摩国の分は全部刊行され、今回からは大隅国部分が刊行され始めた。我々は、貴重な地誌である「地誌備考」を史料として最大限に活用することにより、旧薩摩藩領域の歴史を解明していくことが可能となる。「地誌備考」が一人でも多くの人々に歴史史料として活用される事を望み擲筆したい。

(日隈正守)

『地誌備考五』掲載文書点数

史料名	文書数		掲載文書数
	(収載)	〈未収〉	
菱刈郡	14 (13)	〈1〉	14
始良郡上	14 (14)	〈0〉	14
始良郡下	35 (21)	〈14〉	24
桑原郡	76 (16)	〈60〉	75

注1 収載とは「旧記雑録」収載文書を示し、未収とは「同」未収載文書を示す。

2 掲載文書数とは『地誌備考五』に掲載した重複分を除く文書数を示す。

例言

一 本書は、「菱刈郡地誌備考」「始良郡地誌備考上」「始良郡地誌備考下」「桑原郡地誌備考」を収め、『旧記雑録拾遺 地誌備考五』として刊行するものである。

本書の底本とした史料名と所蔵を掲載順に示すと次の通りである。

史料名	所蔵者
菱刈郡地誌備考	東京大学史料編纂所
始良郡地誌備考上	東京大学史料編纂所
始良郡地誌備考下	東京大学史料編纂所
桑原郡地誌備考	東京大学史料編纂所

一 文書・記録・記事は、原則として底本に従って掲載し、文書のみ通し番号を文首に付した。重出文書にも番号を付し、重出の旨を注記して本文は省略した。

一 収載した文書をほかの文書や写本等によって補充または校訂する場合は、次のようにした。

ア 補充・挿入箇所は▽ △及び◇で示した。

イ 底本が原文書または校訂史料と相違する部分は、原則としてその右側に典拠史料を記し示した。相違する部分が一文字以上の場合等は、その範囲を明確にするため該当部分を〔 〕で囲んだ。また、漢字・かなの相違については、原則として読みが同じであれば、底本のままとした。

ウ 稿本と考えられる鹿児島県立図書館所蔵「菱刈・始良二郡地誌備考」・「桑原郡地誌備考」によって補充・校訂した。

工 他に補充や校訂に使用した史料は、次の略記号で示した。

- 旧記雑録(東京大学史料編纂所所蔵) ①
島津家文書(東京大学史料編纂所所蔵) ②
新編島津氏世録正統系図(東京大学史料編纂所所蔵) ③
新編島津氏世録支流系図(東京大学史料編纂所所蔵) ④
吾妻鏡(『新訂増補国史大系32・33』吉川弘文館発行) ⑤
上井覚兼日記(『大日本古記録』東京大学史料編纂所編) ⑥
鹿兒島県布達(『宮崎県古公文書 鹿兒島県布達』鹿兒島県立図書館所蔵) ⑦
肝付家文書(『鹿兒島県史料旧記雑録拾遺 家わけ二』 ⑧
栗野由来記(『旧典類聚十下』東京大学史料編纂所所蔵) ⑨
麿藩名勝考(東京大学史料編纂所所蔵) ⑩
古今戦(『旧典類聚十六』東京大学史料編纂所所蔵) ⑪
薩隅日地理纂考(鹿兒島県教育会発行) ⑫
薩藩名勝志(『鹿兒島県史料集42・43』鹿兒島県立図書館発行) ⑬
島津貴久記(東京大学史料編纂所所蔵) ⑭
諸家大概(鹿兒島大学附属図書館所蔵玉里文庫) ⑮
新刊島津国史(鹿兒島県地方史学会発行) ⑯
神社調(東京大学史料編纂所所蔵) ⑰
調所氏家譜(『鹿兒島県史料旧記雑録拾遺 家わけ六』 ⑱

- 他家古城主由来全(鹿児島大学附属図書館所蔵玉里文庫) ㊦
- 帖佐修驗米良氏文書『始良市誌史料四』始良市教育委員会発行) ㊧
- 帖佐来歴(始良市歴史民俗資料館所蔵) ㊨
- 比志島文書(東京大学史料編纂所所蔵) ㊩
- 本田家記文書及系譜(鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵) ㊪
- 本藩地理拾遺集(『鹿児島県史料集32』鹿児島県立図書館発行) ㊫
- 箕輪伊賀自記(東京大学史料編纂所所蔵) ㊬
- 名山樓初校序(鹿児島県立図書館所蔵) ㊭
- 山田聖栄自記(『鹿児島県史料集Ⅶ』鹿児島県立図書館発行) ㊮
- 山田文書・山田氏文書写(『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ五』) ㊯
- 一 刊行にあたって、文書の体裁をおおよそ次のように統一した。
- ア 原注や文書中の異筆・補筆、また出典を示す箇所は、原則として「」(墨書)、『』(朱書)で囲んだ。
- イ 文書の年月日・差出所・宛所の位置などは、原則として底本の体裁に従ったが、ある程度の統一をした。
- ウ 文書・記録・記事中には、適宜読点「、」および並列点「・」を付した。
- エ 原注に移動指示がある場合は、原則として該当箇所に移動した。
- オ 頭注や行間の書き込みは底本の体裁に合わせたが、長い場合は※印を該当箇所に記し、関連箇所の本文後に適宜まとめた。
- 一 合点は「\」で示した。
- 一 原本の摩滅虫損は、字数を推して□または□を以て示した。

一 見消は、その文字の左側に「と」を付した。

一 編者の付した注は、原注と区別するために()で囲んだ。

一 欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。

一 原文中の送り仮名及び返り点は、原則として省略した。

一 変体仮名は現行の平仮名に改めたが、江、茂、者、与など一部はそのまま用いた。

一 漢字は一部の異・略・俗字を除き、原則として底本の用字に従った。

一 本文中に、後に記入する目的や虫損等の理由で空けられたと考えられる箇所について、□□、□、、、、――、
などがあるものは、原則として底本の体裁に従った。

一 『鹿児島県史料 旧記雑録』との重複文書については文末に注を付した。なお、記事の場合には、原則として重複注
は逐一付さなかった。

一 当時一般に使用された文字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

吳(異) 早(畢) 季(年) 阪(帰) 哥(歌) 亓(事) 迂(遷) 欽(歟) 芑(州) 灵(靈) 脉(脈) 壬(閏)
穉(秋) 迯(逃) 庶(廟) 筭(算) 刁(寅) 杓(杉) 柒(漆) 岢(時) 广(摩・磨) 二・三(四)

旧記雜録拾遺地誌備考五 目次

解題	1
例言	19
目次	23
菱刈郡地誌備考	
菱刈郡	1
大良郷	11
菱刈郷	27
始良郡地誌備考上	
始良郡	39
溝邊郷	49
加治木郷	57
始良郡地誌備考下	
帖佐郷	104
帖佐若宮八幡神廟記	147
(重富郷創設に伴う郷村替関係史料)	153

帖佐来歴	一五五
帖佐郷由緒調	一八〇
地理志(帖佐郷)	二〇五
重富郷	二〇五
蒲生郷	二二六
山田郷	二四六
桑原郡地誌備考	
桑原郡	二五三
踊郷	二六一
横川郷	二七六
横川古雜記	二八七
栗野郷	三五六
吉松郷	三七一
西襲山郷	三八〇
栗野・踊・溝邊・横川廻勤雜記	三八六
文書目録	四四一

菱刈郡地誌備考

(表紙)

菱刈郡地誌備考

(中表紙)

太良 旧名
曾木 本城

菱刈 旧名
湯之尾 馬越

菱刈郡地誌備考

(中表紙)

菱刈郡 太良 旧名
曾木 本城
菱刈 旧名
馬越 湯之尾

菱刈地誌備考

菱刈郡

- 太良 一 荒田村 戸長 一人
- 全 一 下 手 村 戸長 一人
- 全 一 重 富 村
- 全 一 南 浦 村 戸長 一人
- 全 一 里 村 戸長 一人
- 全 一 針 持 村
- 菱刈郷 一 川 北 村 戸長 一人
- 全 一 川 南 村
- 全 一 前 目 村 戸長 一人
- 全 一 德 邊 村 戸長 一人
- 全 一 田 中 村
- 全 一 牛 山 郷
- 一 市 山 村
- 一 牛 山 郷
- 一 花 北 村

※ 「市山・花北ノ両村ハ牛山郷ノ部ニ載セタレハ、伊佐郡旧大口郷
参照アルヘシ、菱刈郡ニ抄出載スヘキト雖トモ、却テ錯雜ヲ生
スレハ、牛山郷ニ就
テ考証ヲ取ルヘシ」

※ (頭注)

「合戸長七人」

始良郡

- 溝邊郷 一有川村戸長一人
- 一麓村戸長一人
- 一日本山村
- 一西別府村戸長一人
- 一三十三町村
- 一納屋町
- 一十日町
- 一増田村
- 一永瀬村
- 一船津村
- 一久末村
- 一漆村
- 一西浦村
- 一大山村
- 一木津志村
- 一竹子村カケ
- 一崎森村
- 一木田村戸長一人
- 一加治木町戸長一人
- 一深水村
- 一西餅田村戸長一人
- 一松原浦
- 一寺師村
- 一平松村
- 一上久徳村戸長一人
- 一蒲生町
- 一北村戸長一人
- 一北村戸長一人
- 一下名村戸長一人
- 一山田郷
- 一山田郷
- 一三繩村
- 一加治木
- 一反土村戸長一人
- 一小山田村戸長一人
- 一鍋倉村戸長一人
- 一豊留村
- 一東餅田村
- 一中津野村戸長一人
- 一住吉村
- 一脇元村
- 一下久徳村戸長一人
- 一米丸村戸長一人
- 一白尾村
- 一上名村
- 一山田郷
- 一北山村戸長一人

「台戸長十六人」

※(頭注)

菱刈郡

古時、本郡ヲ太良院ト云、保元元年十一月朔日、進士判官重妙 後白河帝ノ院宣ヲ奉シ菱刈・太良両院七百餘町ニ封セラレ、其後三十八年ヲ経テ、建久四年十二月、幕府頼朝下文ヲ賜ハリ、五年正月、弟彦四郎師重ト共ニ始テ入部シ、本郡太良院本城・馬越・曾木・牛屎院大口・入山・羽月・薩摩郡伊佐郡カノ地ヲ領シ、太良院太良城ノ遺墟本ニ居城ス、重妙ハ宇治患左府頼長ノ曾孫也、重妙三男ヲ生ム、庶長子重隆馬越ヲ領シ、子孫馬越ヲ氏トス、次左兵衛佐重實重妙ノ後ヲ継キ、菱刈或ハ太良ヲ氏トス、子孫ニ至リ世々菱刈ヲ氏トス、次キ三郎重茂曾木ヲ領シ、子孫世々曾木ヲ氏トス、弟師重ハ入山今市山ト稱スヲ領シ、入山ヲ氏トス、南北朝ノ時、菱刈彦太郎篤重重妙ノ裔孫ノ尊氏ニ應シ軍勞多シ、建武四年、其賞トシテ篤重菱刈院半分地頭職ニ補セラル、應永十三年十月、島津元久菱刈三河守元隆篤重ノ曾孫ヲシテ本領菱刈院ヲ領セシム、建武ヨリ應永ニ至ルノ中間永祿十年七月、菱刈隆秋大和守重副ノ一男援ヲ相良氏ニ求メ、家兄重猛ノ子鶴千代幼ナルヲ助ケ、其領邑ヲ以テ島津氏ニ叛ス、島津貴久其子義久・義弘ト議シ菱刈氏ヲ撃ツ、十一月、馬越

城ヲ攻ム、城主井手籠駿河守父子ヲ殺ス、十一年三月、

菱刈氏相良氏・渋谷氏ト兵ヲ合セ曾木城ヲ攻ム、守将宮

原景種・佐多久政城ヲ閉テ固ク守ル、三家引去ル、十二

年正月、相良氏・菱刈氏野田^{重本}感應寺ニ因テ和ヲ求ム、

廿日、義久之ヲ許ス、八月六日、義久菱刈鶴千代^{隆秋ノ兄}

ト改ム^{後重廣ニ}本城・曾木ノ二邑ヲ與フ、九月、義久大口城ニ入

ル、新納忠元ヲ大口地頭ト為シ、牛屎・菱刈両院ノ地ヲ

鎮セシム、天正二年、菱刈重廣臣節ヲ失フ、是ニ於テ、

義久重廣ニ薩摩伊集院神殿村ヲ與ヘ、曾木・本城ノ二邑

ヲ収ム、文祿四年六月、豊大閣島津義久ニ本郡六村高五

千九百八拾石餘、其他薩隅ノ地合シテ拾萬石ヲ賜テ養地

トス、是歳、義久入来院重時ヲシテ湯之尾ヲ領セシム、

慶長十八年、入来院伯耆守重國^{重時ノ孫}ヲ舊領入來ニ復ス、其

後各邑歴世島津氏ノ直管タリ、徳川氏大政ヲ奉還セシ後

島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

十一月、都之城縣ニ屬ス、六年一月、復鹿兒島縣ニ屬ス、

郷莊

本郡ヲ分テ本城・曾木・湯ノ尾・馬越ノ四郷トス、明治

二年ニ至リ、本城・曾木ヲ合テ太良郷、湯ノ尾・馬越ヲ

合テ菱刈郷ト為ス、永野村・針持村・里村^{以上三村ヲ}・下

手村・荒田村・南浦村・重富村^{以上四村ヲ}ノ七村ヲ太良郷

トス、前目村・田中村・徳邊村^{以上三村ヲ}・川北村・川南

村^{以上二村ヲ}湯ノ五村ヲ菱刈郷トス、花北村・市山村ノ二

村ハ大口郷^{今伊佐郡牛山郷ニ屬ス}ニ屬ス、

南浦村

本村ハ古時菱刈郡太良院ニ屬ス、後本城郷ニ屬ス、又本

城・曾木ヲ合シ太良郷ヲ置ク、保元元年、菱刈氏ノ祖進

士判官重妙 後白川帝ノ院宣ヲ奉シ大隅菱刈方両院七百

餘町ニ封セラレ、夫ヨリ三十八年ヲ經テ建久四年ニ至リ

幕府下文ヲ賜ハリ、五年正月、始テ入部シ太良城^{本村ニ遺}

ニ居リ、太良院^{本城・馬越}・牛屎院^{湯尾・曾木}・山野^{大口・入山・羽月・平泉}・薩摩伊佐郡ニ屬ス、ヲ

領シ、子孫世々菱刈ヲ氏トス、永祿十年、菱刈重猛既ニ

死シ、其弟大膳亮隆秋邑ヲ以テ島津氏ニ叛ス、島津貴久

其子義久等ト菱刈氏ヲ伐テ馬越城ヲ陥リ、尋テ曾木城・

大口城等ヲ取ル、十二年、菱刈氏和ヲ求ム、義久之ヲ許

シ、更ニ菱刈鶴千代^{隆秋ノ兄}ヲシテ本城・曾木ノ二邑ヲ領

セシム、義久新納忠元ヲシテ大口薩摩伊佐郡地頭ト為シ、牛屎・

菱刈両院ノ地ヲ鎮セシム、其後天正二年ニ至リ、菱刈重

廣幼名鶴千代臣節ヲ失フ、因テ義久重廣ニ薩摩日置郡神殿村集伊

郷ヲ與ヘ、曾木・本城ノ二邑ヲ収ム、文祿四年九月、義

久東郷源七郎忠直ニ本村及荒田村ノ地五百七十石餘ヲ與

フ、慶長十九年、忠直本城ヲ去リ踊三臺堂ニ移ル、其後

歴世島津氏ノ所管タリ、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス、

荒田村

重富村

南浦村ニ同シ、

里村

古時本村ハ菱刈郡太良院ニ屬シ、菱刈氏世々領邑タリ、

後曾木郷ニ屬ス、又曾木・本城ノ二邑ヲ合シ太良郷ヲ置

ク、本村之ニ屬ス、菱刈重妙三男三郎重茂曾木ヲ領シ、

子孫世々曾木ヲ氏トス、守護島津貞久ノ時、曾木彦太郎

忠茂曾木城ニ居ル、其後菱刈左兵衛佐重時曾木・羽月ノ

二邑ヲ領ス、永祿十年、菱刈隆秋叛ス、島津貴久其子義

久等ト菱刈氏ヲ伐テ馬越・曾木・大口ノ三城ヲ取ル、十

二年ニ至リ、菱刈氏和ヲ求ム、義久之ヲ許シ、更ニ菱刈

鶴千代ニ本城・曾木ノ二邑ヲ與フ、天正二年ニ至リ、菱

刈重廣鶴千代后ノ名ニ薩摩伊集院神殿村ヲ與ヘ二邑ヲ収ム、其後

島津氏直隸タリ、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス、

針持村

里村ニ同シ、

前目村

古時菱刈郡建久圖田帳百三十八町一反ニ屬シ、後馬越郷ニ屬ス、又湯之

尾・馬越ノ二邑ヲ合シ菱刈郷ヲ置ク、馬越ハ菱刈氏傳領

ノ地ナリ、菱刈重妙庶長子太郎重隆馬越ヲ領シ、子孫馬

越ヲ氏トス、康安中、馬越藤四郎行家馬越ニ居ル、重隆

ノ裔孫ナリ、文明ノ頃、菱刈民部太輔氏重再ヒ馬越ヲ知

行ス、永祿十年、菱刈隆秋島津氏ニ叛ス、島津貴久菱刈

氏ヲ伐ツ、十一月、馬越城ヲ攻メ、戍將井手籠駿河守・

同兵部少輔・同彌四郎等二百餘級ヲ斬首シ城ヲ陥ル、十

二年ニ至リ、菱刈氏和ヲ求ム、義久之ヲ許シ、菱刈鶴千

代ニ本城・曾木ヲ與ヘ他ノ領邑ヲ収ム、其後義久大島出羽守忠泰ヲシテ馬越及山野薩摩伊佐郡地頭職ヲ領セシム、爾來島津氏ノ所管ト為ル、明治革新以後鹿兒島縣ニ屬ス、

德邊村

田中村

前目村ニ同シ、

花北村

本村ハ菱刈郡ニ屬シ、大口郷薩摩伊佐郡ニ屬ス、嘉曆年中、花

北左衛門太郎入道妙道牛屎氏一族本村烏ヶ城ニ居リ、本村ノ領

主タリ、永祿十二年島津氏菱刈氏ノ領邑ヲ収ムル時、島

津氏ノ所管ト為ル、十四年三四月、島津義久喜入季久ニ本

村ヲ與ヘ勲功ヲ賞ス、季久子孫ニ至リ領スルヤ否載籍詳

カナラス、慶長以降島津氏ノ所管タリ、王政革新以後鹿

兒島縣ニ屬ス、

市山村

本村ハ菱刈郡ニ屬シ、古時入山ト稱ス、菱刈重妙弟師重

入山ヲ領シ入山彦四郎ト號ス、貞和六年正月七日、足利直義入山五郎三郎ヲシテ入山村薬師田八町二反ヲ領セシム、同時ノ頃、入山彦五郎入道重家・其子三郎五郎入山ヲ領ス、皆師重ノ裔孫ナルヘシ、其後菱刈相模守重菟ノ弟尾張守重良入山本地頭タリ、永祿中、島津氏菱刈氏ノ領邑ヲ収ムルニ當リ、本村モ亦島津氏ノ所管ト為ル、十三年、義久町田出羽守久倍ニ本村ヲ與フ、天正中、久倍尚領主タリ、文祿・慶長ノ頃、新納四郎忠貞本村ヲ領ス、寛永十一年、忠貞ノ裔孫近江久時踊郷三臺堂ニ轉シ本村ニ易フ、其後島津氏ノ直轄ト為リ、爾來大口郷薩摩伊佐郡ニ屬ス、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス、

川北村

本村ハ菱刈郡太良院ニ屬ス、後湯之尾郷ニ屬ス、又湯之尾郷・馬越郷ヲ合シ菱刈郷ヲ置ク、本村モ之ニ屬ス、太良院ハ菱刈氏ノ領邑タリ、永祿十年、島津義久菱刈氏ヲ伐ツテ其領邑ヲ収ム、湯之尾モ島津氏ノ所管ト為ル、天正中、義久梅北宮内左衛門國兼ヲシテ湯之尾地頭ト為シ鎮セシム、文祿四年、義久入來院又六重時ヲシテ湯之尾

ヲ領セシム、重時薩摩清敷ヲ轉テ此地ニ移ル、慶長十八年、重時ノ孫伯耆守重國舊領薩摩人來ニ復ス、其後島津氏ノ所管ト為ル、王政革新以降鹿兒島縣ニ屬ス、

下手村

本村ハ古時太良院ニ屬ス、後本城郷ニ屬ス、又本城・曾木ヲ併太良郷ト為ス、本村モ亦之ニ屬ス、古來菱刈氏ノ領邑タリ、永祿中島津貴久ノ時、本田彈正忠親歲本村ヲ領ス、外南浦村ニ同シ、

川南村

川北村ニ同シ、

「名勝考」

菱刈郡和名鈔、菱刈ハ比志加里

菱刈今本城・曾木・馬越、揚尾を菱刈表ト云。

續紀聖武天皇寶字七年癸卯五月丁丑、大隅國菱刈村浮浪カクレビ

九百三千餘人言、欲建郡家、許之、此紀に據れハ、菱刈(十九)

郡の村民ハ本かの地に流冗ルウウモチニリツキ土着て始て郡を建られし也、この地蓋菱多ハユく産るにや、

「名勝考」

府北十三里餘

菱刈野この菱刈野ハ今湯尾に其墟ありといへり、

檜垣集、おほすミさつまのなかにひしかりのいまはちかくイうとよみしに、

春のこまをうち出てミれハ秋こイさひしかりのハイまはちかうありける

たか、ひといへハいつくと道とひしかり野ハイまはちかくならずや

むかし馬越の上に沢原サハラ野牧あり、何れの世より置れけん、履歴をしらす、其馬曾て人に馴ナズす、よて享保中に罷ヤメられしなり、菱刈野に春の駒を詠ミ、又馬越の名など、その由あるに似たり、

「地理纂考」

東諸縣郡、南桑原郡、西始良郡、北薩摩郡に分界す、郡

内牛山・太良・菱刈の三郷を置、和名鈔に菱刈ハ比志加利と注す、續日本紀孝謙天皇天平勝宝七年五月丁巳、大隅國菱刈村浮浪九百三十餘人、欲建郡家、許之とあり、檜垣集に菱刈野とあり、

菱刈野 當郡の内にあるへきなれとも、今其所を審にせず、水戸光國(附圖)の扶桑拾葉集に、菱刈野と云こと檜垣女か家の集に出たるよし見えたり、檜垣女か事ハ出、水の巻にいへり、大隅薩摩のなかにひしかりのいまはちかうとありて、以下の數字分明ならず、

檜垣女

春の駒をうち出てみれハ焮さひしかりのは今ハちかうありけり
たかゝりといへはいつくと道とひしかりのは今はちかうならずや

此歌の題書によれば、此野は同郡の内にありしなるへし、或人菱刈野ハ旧湯之尾(モト)なりといへり、今菱刈郷なり、又白尾國柱曰、昔し馬越の上に澤原野牧あり、其馬曾て人に馴す、よりて享保中に罷られしとぞ、菱刈野に春の駒とよミ、又馬越などいへる名、其由あるに似たりといへり、澤原野ハ隣郷吉松にありて、馬越にハさる所なし、

「島津國史忠久記」

建久四年癸丑、初

後白河帝詔賜進士判官重妙大隅州菱刈院、是歲、幕府又

※ 賜下文、古者謂牛屎院・太良院為菱刈院、牛屎院見上文治三年云々

1 九州雖為遠土、隅州太郎院七百餘町、為深心一儀也、

就中、為藤家撰政太政大臣政、訪朝家古法處、伯父悪

左府依為崇徳院之御味方、須有清盛存旨、先應一旦之

時節、可令遠國者也、

保元元年丙子十一月朔日

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」三二号文書卜同一文書ナルベシ)

五年甲寅春正月十二日、重妙始居菱刈郡太良院、領本城・

馬越・湯尾・曾木・大口・入山・羽月・平泉・山野等地、

因以菱刈為氏、重妙者宇治悪左府頼長之曾孫也、據菱刈系圖、按郡

村高辻帳頭書、菱刈郡本城・馬越・湯尾・曾木稱太良院、平泉今屬大口郷、又大口郷有人山城遺墟、

※(頭注)

「國史

文治三年丁未五月三日、下文以大秦元光領薩摩牛屎院郡司辨

濟使如故、註、牛屎院即今伊佐郡大口郷・山野郷・羽月郷凡三郷也。
(16)地

「建久圖田幟及建治石築地役」

菱刈郡百三十八丁一段

「地理志」

菱刈彦太郎篤重、建武四年卯月十八日、為勲功之賞補菱

刈院半分地頭職、○菱刈三河守元隆、應永十三年十月廿

八日、元久公ヨリ菱刈院且加賜新恩地、永享七年十月廿

八日、依為本領安堵菱刈院、守護代薩摩守好久得證判、

※(行間)

「國史ニ、

(建武四年)

四月廿八日、足利尊氏下文、使菱刈氏宗人領菱刈院半分地頭

職、以賞軍功トアリ」

「古城由来記」

上古、時部二郎藤原重能菱刈院モ領分云々、

2「嶋津氏文書」

龍伯藏入分

一五千九百八拾石三斗七升七合

大隅菱刈郡之内
六ヶ村

外略、

合拾萬石

右以今度檢地之上、如斯被成御支配候也、

文祿四年六月廿九日 太閤御朱印

羽柴薩摩侍従とのへ

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一五四六号文書ノ抄ナルベシ)

3「野田篠原氏藏書」

大隅國菱刈院地頭職之事

一 藪田掃部入道知行分

入山地頭分四丁
久留名片平門一

針持門一

一同隼人入道知行分

入山地頭分二丁
末浦名地頭分四丁

一同六郎兵衛入道知行分

入山地頭分二丁
佛別府地頭分門一

一同又太郎知行分

重留名種左近門一
いそろ島地頭分門一

一 光武滿三郎知行分

長久名洲河門一 重留名地頭分福原門
一 小大丸名山城地頭分門一 下徳邊

一 桂木二郎左衛門知行分

地頭分門一 長久名宮田上下字不知
榎渡瀨門一

(16)ナシ
一 同孫二郎

長留名河池門一

徳光名地頭分門一

- 一 篠原主計入道知行分 花北地頭分門一
久留名神田門一
- 一 廣武式部入道知行分 長留名濱川門一
井平本門一
- 一 篠原右京入道知行分 長志名桶原門一
田籠山門一
上津原門一
小丸丸名之内小鶴田田邊門一
- 一 萩崎鶴王丸知行分 久留名池嶋門一
萩原門一
- 一 松本源三知行分 入山名地頭分門四丁
久留名種野門一
- 一 岩崎六郎左衛門入道 久留名河屋門一
重富名隅蘭門一
- 一 鶴羽彦三郎入道 久留名上下歩
荒田原地頭分門一
- 一 大籠左衛門二郎知行分 小丸名之内北鶴田門一
- 一 篠原豊前守入道知行分 重留名地頭分
寒澤水門一
- 一 宮王丸名地頭分門一 小丸丸名之内千華・津留・松木
- 一 蘭三ヶ村 藤島地頭分門二 鶴木地頭分門一 原別府
- 一 地頭分門一 堀菌下歩 長留名鳥市門一
籠島門一
- 一 宮田上下歩 平次津留上下歩
長留名新川門一 篠名
- 一 地頭分門一 諏訪田池袋門一 此外三ヶ名地頭徳分足
- 一 長留名 米錢百餘貫 長久名 米錢八十餘貫 久留名
- 一 米錢四十餘貫 此外餘名徳分足在之、

應永十八年八月十日

(本文書ハ「旧記雜録前編」二八三「号文書下回」文書ナルベシ)

〔雲遊雜記傳抄〕

(本文書ハ「家わけ七」篠原文書「号文書下回」文書ナルモ相違多シ、参照サレタシ)

菱刈ハ舊隅州ノ一村ナリシニ、四十六代孝謙帝ノ天平勝寶七年五月丁丑、大隅國菱刈村浪浮九百三十人言、欲建那家、許之ト見ヘレハ、菱刈トハ蓋シ上古菱類ヲ生スル池ヤ沼ナトノ多カル地ナルニ由テ名ヲ得ツラン、和銅六年ノ紀ナト考併スヘシ、斯テ 雄略帝^{二十}代ノ時大隅隼人等ガ諸ノ秦氏一萬八千六百七人ヲ搜得タト云事トモ姓氏録ニモ見ヘ、又此邊リヲ領シ居タル牛屎一族ラガ夢想也トテ皆大秦氏ヲ冒シタルニ參ヘ據レバ、彼秦氏ラガ類ノ浪人トモ寄々落聚リテ村ヲ為シ、是ニ至テ遂ニ斯克^一郡ニ願建タルト見ヘタリ、去レバ此ニ始テ郡司タルハ大秦氏ニ疑ハシ、又古シ菱刈野ト云ヘル所モ在リシニヤ、檜牆集ニ斯ナン、此歌前ニアリ、略ス、左アリテ、何ノ頃ヨリカ時部二郎藤原重能ナル人本院ヲ領シタルニ、菱刈氏ノ始祖進士判官重妙、保元元年丙子十一月朔日、後白河帝ノ院宣ヲ奉テ菱刈方両院七百餘町ニ封セラレ、其ヨリ三十八年建久四年癸丑十二月、頼朝公ノ御下文ニ

テ本領ヲ安堵シ、弟彦四郎師重ト京ヲ發シ、翌五年甲寅正月十二日始テ入部シ、爾來世々菱刈・太良両院ヲ領シテ太良院平良トモ作ルナリニ居城シ、菱刈ヲ以テ氏トセリ、因テ今ニ菱刈ノ本城ト云郷名トハ為リテ、南浦村ニ其遺墟アルトナン、両院トハ、本城・馬越・湯尾・曾木ヲ太良院ト云、即菱刈郡此ナリ、大口・入山今ノ市山・羽月・平泉・山野ヲ牛屎院ト云フ、此ハ薩州伊佐郡ノ内ニテ、其餘ハ皆祁答院ニ隸ケリ、

4 曾木廣徳寺境内〔貼紙〕中略、菱刈両院ハ菱刈氏のに 頼朝公御石塔と申傳有之候、右御石

塔の由緒相知れ候ハ、可申出旨被仰渡、御當家より 頼朝公の御石塔御建立にてハ御座有間敷様に被存候、其故ハ、

御元祖忠久公建保六年花尾権現御建立被遊、御神林中尊ハ 頼朝公、并ニ永金阿闍梨・丹後の御局御三躰の木像御安置被成、花尾権現と被崇候上ハ、 頼朝公の御石塔別ニ御建立有之間敷様に被存候、其上 忠久公御事ハ三ヶ国の惣地頭御給にてハ御座候得共、菱刈両院ハ菱刈氏の元祖進士判官重妙と申入

後白川帝の蒙 勅免拜受の地にて御座候、其後建久四年、右重妙 頼朝公之帶御下文菱刈へ下向仕候、左候て、曾木壱所ハ重妙の四男三郎重茂へ致附属、曾木を以致家号、子孫傳領仕候、然ハ菱刈氏不罷下内 頼朝公御逝去為被成事共に御座候ハ、自然ハ 御當家より御石塔御立為被成儀も可有御座哉と其考も可有御座候得共、菱刈氏ハ 頼朝公御逝去以前建久四年下向仕候、其より後 頼朝公御逝去正治元年迄ハ年数六年に相及、尤右漸々の上推て相考候に、菱刈氏の元祖重妙 頼朝公の帶御下文菱刈の院領地、後御高恩の一筋を以御逝去の御菱刈家より右の御石塔建立為申にてハ有御座間敷哉と存申、然共丹後の御局并比企殿御石塔と申傳候事ハ、菱刈家に相付右の御石塔建立の本意難考御座候、三基の御石塔御座候に付、無故儀を為申傳事共に御座候半哉と存申候、先年當地より文書・系圖為見分曾木木カへ差越候節、右の石塔見合候処、右三基の石塔外一所に五輪の石塔二基御座候、一基ハ珠明大姉應永三丙子六月初五日、一基ハ過去正珍禪門明德二年辛未正月十四日と彫刻仕候、右年間專菱刈家の領知にて御座候、然ハ彼家の石塔にて可有御座存候、其

外三基ハ 頼朝公・丹後の御局・比企殿御石塔と申傳候

ハ無名塔にて御座候、右段々の訳に御座候得ハ、御當家

より被遊御建立候 頼朝公の御石塔にてハ有御座間敷と

相考申候、然共寛永十四年 中納言様 頼朝公御墓御再

興の御事と御座候へハ、別に御由緒も可有御座候哉、於

當座ハ相知不申候、

(元) 永祿十六年末

九月十日

肥後仁右衛門

市來源右衛門

田中五右衛門

5「御文庫拾八番箱廿九卷中」

御願文

一 法花嶽薬師 江御知行合百石可被為寄附事、付薬師之法

三万座之事、

一二之宮へ為御名代又八郎殿御参候御馬御寄進之事、

一 鶴戸へ御名代参之事、

一 曾木へ有之頼朝之御墓へ御再興之事、

一 清水之御墓所へ御守可被立之事、

已上、

十月廿三日

「寛永十四年欵、埃考」

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一〇九八号文書ト同一文書ナルベシ)

「地理纂考」

太良郷 當郷ハ往古太良院の内なりしを、中古湯之尾・馬越・

曾木・大口等を分ちて建郷せしを、明治の度に又旧名

に復して本城・曾木を併せて太良とし、湯之尾・馬越

を菱刈とし、羽月・大口・山野を合せて牛山と改む、

鹿兒島を距る事丑方十五里、周廻十七里二十七町十一間、

東栗野、西宮之城、南横川、北牛山に境を接す、村落七

村 永野村 針持村 里村 下手 人員總計四千九百人、○戸數千

四十九、

「菱刈系圖」

三郎坊 相印

重妙 進士判官

略 上文 後白河院御宇、賜大隅國菱刈両院七百餘丁、建

久五年寅正月十二日、下着太良院、領本城・馬越・

曾木・湯之尾・大口・入山・羽月・平泉・山野等、
重妙以菱刈為家号、

重妙弟
師重

彦四郎 領入山、号入山彦四郎師重、

重隆

太郎 他腹 父重妙與馬越為領地、号馬越、子孫
世守之、

重實

太郎次郎 左兵衛佐 号太良、又号菱刈、

重茂

三郎 号曾木、父重妙與曾木、領曾木、

宗重

太郎 彦太郎

隆春

孫三郎 重富村戦死、

隆平

又太郎 彦太郎

重信

篤重

後篤隆

元弘以來尊氏ノ命ニ應シ軍勞多シ、建武四年、勲功
ノ賞トシテ菱刈院半分地頭職ニ補セラル、

彦太郎 属尊氏屢預御感、

重遠

又太郎 但馬守

元弘・建武ノ乱、將軍ニ
属シ屢攻城野戦ノ功多シ、

久隆

後安藝守

式部少輔 應永六年十二月三

日、元久公日州救仁郷内十五丁

賜之、全七年、元久公ヨリ忠節

ノ賞トシテ賜横川院上村、全九

年、久豊公賜横川院領、

元隆

又太郎 三河守

應永十三年十月廿八日、元久公ヨリ
書ヲ賜テ本領菱刈院ヲ安堵ス、戦死

川邊、年間シ
レス、

氏重

久豊ノ時所々軍務ニ勞ス、

忠氏

孫三郎 民部太輔

孫三郎 三河守

再馬越知行ス、

國史忠昌記

文明十七年閏三月朔日、島津忠廉適菱刈、求援於菱刈氏重、氏重許焉、而相良二郎五郎長輔及牛屎人亦與忠廉交通、

重時

左兵衛佐 再羽月・曾木領久、

重副

太郎 大和守 勝久公牛屎院内青木・長尾両村賜知行、

重政

伊勢守

重効

左兵衛尉 相模守 入道天岩 當代背太守、

重良

尾張守 入山本地頭

重猛

孫三郎 大和守 當代背守護多年、被宥其罪、賜所々旧領、永祿四年、貴久公賜栗野院百廿丁、五年夏、賜横川、

隆秋

大膳亮

重廣

鶴千代丸

孫三郎 民部少輔 半右衛門

當代迄殆四百年領此地、

〔地理志〕

(頭注)曾木ニ入ル

曾木 菱刈重妙三男三郎重茂ニ此地ヲ与ヘ、以曾木為家

号、○道鑑公御代、曾木彦太郎忠茂居城云々、○左兵衛

佐重時代、再知行於羽月・曾木、○永祿十年馬越落去ノ

後、同十二年巳正月蒙和睦、此時菱刈鶴千代幼也、大和守重猛男、

依叔父大膳亮隆秋為家督代、献大口城、當家之本領數ヶ

所被収公、鶴千代倚頼于祇答院蟄居、同八月廿六日、義久公ヨリ安堵本領之内本城・曾木、○天正二年、轉當地及本城賜伊集院之内神殿村、傳子孫、○天正八年比、曾木地頭新納治部少輔、

〔古城主由来記〕

一 菱刈城

菱刈三郎坊相印重妙

忠久公御下向之節令居城也、建久四年隅州に下向して菱刈院を令知行と見得たり、是より以上上古ニハ菱刈院は時部二郎重能か領分と見へたり、此人の氏姓も藤原也、扱^レ菱刈家の本ハ△大職冠鎌足公十代宇治左大臣頼長公三男〔なり、〕左中将隆長の息三位中将隆重三男相印重妙〔又進士判官ともいふ〕、菱刈家の元祖に^立宇治の平等院主とあり、二代太郎重實、三代宗重、四代隆平、五代正^詳、六代正忠、七代門梁、八代正文、号興光寺又建長寺主とあり、九代左衛門氏重、号實山、馬越を知行す、十代大和守重信、号悦叟、十一代大和守重時、号勲山、羽月を知行す、十二代大和守重副、号智嶽、牛屎院を知行す、島津薩摩守成久の聲也、十

三代相模守重州、号天岩、十四代大和守重猛、号舜山、十五代左馬^權頭重豊、守護貴久公蒲生を御退治の時、此重豊蒲生か為に与力して北村に陣を取奉敵太守、軍敗れて自殺云々、

一 曾木城

曾木彦太郎忠茂

守護道鑑公の時令居城、菱刈氏の庶流なり、

〔諸家大概記〕

藤原姓曾木氏ハ菱刈之二男家ニ而候、上古之儀文書等有之候、曾木一所を菱刈より遣候而代々領申候、中古より衰微仕候哉ニ存候云々、

重妙——^{三男}重茂三郎 父重妙與曾木、故称曾木以領、

〔旧記〕

菱刈越後守重昌^{兵庫頭重根ノ子}嫡家大和守重猛領地ヲ義久公江^江献シ降ル、重昌モ同シク降ル、其後曾木ヲ一所ニ被下、其後大口花北村ニ繰替被仰付候、

6「莫祢氏文書」

菱刈平良彦太郎重任以下輩、令同心(島津カ)シレス上総入道々鹽、

成御敵上者、重任住宅令發向、可令誅伐之状如件、

觀應三年二月廿八日

(尾張義冬)
左馬助判

莫禰郡司殿

(本文書ハ「日記雜録前編」二二四〇一号文書ト同「文書ナルベシ」)

「纂考」

太良城南浦村 菱刈氏累世の居城なり、菱刈氏系譜を按ず

るに、其鼻祖進士判官三郎坊法印重妙(シヤク)、姓は藤原氏にて、

※保元元年丙子十一月朔日 後白河天皇の勅命を奉て菱刈・

牛屎(ウシノ)の両院七百餘町に封せられ、幼にして即封に就く事

能はず、建久五年甲寅正月十二日始て入部す、一説には、保元元年兩

院に封せられ、其年た、爾来世々両院を領し、菱刈を以て氏

とし、當城を治所とす、當郷を固本城と称せしも菱刈氏

治所の故なりと云、菱刈兩院ハ太良院、牛屎院にて、系譜重妙傳

云、知行本城・馬越・湯之尾・曾木以上太良院

牛山・入山・羽月・平泉、重妙の玄孫重信の子彦太郎篤重八足
山野等牛屎院と見ゆ、累代國命に應せず、永禄中、菱刈大膳

亮隆秋球麻の相良氏に黨して仇をなす事甚し、島津貴久・

同義弘兵を發して数城を責抜き、隆秋降を乞ふ、因て隆

秋甥菱刈鶴千代に本城・曾木即今のを與へ、此時太良の領主菱

幼くして隆秋、其後天正二年、伊集院神殿村に移す、

軍事を主るツカササト

※(頭注) 「古者謂牛屎院・太良院為菱刈兩院、見古系圖」

「纂考」

荒田アラタノサ管荒田 又陣の岡とも呼ぶ、野岡なり、永禄中義弘菱

刈退治の時の陣跡といひ傳ふ、當宮の下に血原といへる

人家あり、又當宮より子方十町許に大川を隔て高岡あり、

球麻陣と云、今に堀切の跡残り、竹山にて、里俗五本

松と唱ふ、

羽作ハツクリ瀬村下手 當村に在、往昔ハ川内川上流の渡口なりしと

いふ、今田地なり、永禄十一年正月廿日、菱刈隆秋か兵

四千許羽月堂崎に屯す、島津義弘兵を率ひ馬越城を出て

是と戦ふ、衆寡敵せず、義弘且戦ひ且退き、此處に至り

血戦時を移す、義弘親ちから敵數人を射殺す、其間に味方來

り救ひ、敵軍敗れ退く、此日、義弘の家臣川上左近將監
久朗衆に超相働き、身七創を被り不日にして死す、

〔地理志〕

本城 惣廻十二里九丁廿六間、○菱刈氏建久五年甲子正
月十二日下着太良院、知行當地及馬越・湯尾・曾木・大
口・入山・羽月・平泉・山野等、

文祿四年九月、當郷南浦村及荒田村之内高五百七十餘石
ヲ東郷源七郎忠直ニ賜フ、其後諸所千石餘ヲ領セリ、慶
長六年ニ至リ、日州田尻村ヲ去リ本城南浦一村領ニ
知居ルカ移居ス、
同十九年、本城ヲ去リ踊ノ内三鉢堂村ニ移居、三鉢堂村七
百十四石ヲ
フ、賜

7 〔島津中務家藏〕

薩州菱刈本城之内

南浦村

惣高五百六拾六石四斗一升六合九夕四才

同荒田原之内〔本城ノ内ニ荒田村アリ〕

町屋敷

合八石四斗六升三合

二口合五百七拾四石八斗七升九合九夕四才

右之分者、新知七斗代之以員數可遣旨、於京都石治少様
御談合相定候、若加増之儀有之者、御両殿之御意次第可
致分別候、本目錄者追而可為御給、仍如斯、

文祿四年

本田下野入道

九月廿八日

三清判

伊集院右衛門入道

幸侃判

東郷源七郎殿〔忠直〕

〔島津中務太輔豊久弟、後去東郷為豊久後嗣〕

〔本文書ハ、旧記雜録後編二〕一六〇四号文書ト同一文書ナルベシ〕

8 〔菱刈氏藏書〕

〔⑩平〕

大隅國〔牛屎〕院之内本城并曾木之事、所宛行也、永々無

二抽勲功、可被守此旨之状如件、

永祿十二年己巳

八月廿六日

修理太夫義久判

菱刈鶴千代殿

〔本文書ハ「旧記雜録後編」二五二七号文書ト同一文書ナルベシ〕

9 菱刈四郎との曾木就被差上、當時在所等無落着候、就夫

即達上聞候、然者從最前抽被成御奉公候、為其忠花北一

所先々可被差遣之由被仰出候、早々可被仰達候、追而御

加扶持者從上意候、聊疎儀有間敷候、恐々謹言、

〔永禄
元亀間〕十二月廿日

〔伊集院〕

忠金判

〔川上〕

意釣判

〔三原〕

重秋判

新納刑部太輔殿
〔忠元〕

〔本文書ハ「旧記雜録後編」二四三〇・五三二号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔在旧記〕

〔重慶〕

一菱刈半右衛門 本城 高千九百貳拾壹石

〔永禄中本城・曾木ヲ賜フトアレハ、此高モ兩郷ニ係ルナラン、

半右衛門幼名鶴千代ノ時ナリ〕

10 〔上原氏藏書〕

重富跡事、為闕所上者、為料所被相計也、任先例、可被
領掌之状如件、

應永廿一年八月十九日

久豊判

〔旧本城郷ニ重富村アリ、是也〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二九三三号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔箕輪伊賀記〕

永禄十一年三月廿三日の事なるに、相良・菱刈・入来院・

東郷・祁答院内談評議を示し合せ、曾木の城へ押寄る、

地頭職に宮原筑前守を居へ置る、同名ニ越中守とて劣ん

勇士あり、相加へ置る處ニ、一揆の与黨寄来る由聞へし

かは、佐多山城守を大将として軍兵共を相込らる、渋谷

黨の者共押寄、時を作て攻懸る、慈もおもひ儲けたる事

なれば、待受て相戦ふ、敵も手負死人を事共せず切岸に

攻登る、城中の兵矢衾を作て一人も遁さしと散々に射た

りける、渋谷黨の者共悉く手負ニ成る、城の兵手痛く防

戦ふ間、難叶や思ひけん、攻悪んでそ引退たり、宮原か

殊成粉骨なるとそ申ける、渋谷に後見して居ける求廣・

大口の軍兵共、馬越の遠見を追拂ひ、城の籠ニ鉄炮を打

込せる、仕出たる事無くして一山の城江寄せ来る云々、

十二年八月云々、二十六日、賜菱刈鶴千代本城・曾木、
二邑皆屬平院、平院即太良院、鶴千代重猛之子也、

〔國史義久傳〕

永祿十年十一月云々、獨菱刈隆秋在大口、嬰城自守、求

〔國史義久傳〕

救於相良氏、二十五日、遣島津義虎守平和泉・山野・羽
月、市來備後守家利・伊集院刑部少輔久慶等守市山城、
宮原筑前守景種・佐多常陸介久政守曾木城、以距球麻・
八代之兵云々、〔以下牛山郷ニ載ス〕

永祿十二年九月十日、相良氏以相良帶刀長・深水太郎左
衛門尉為質、公以鎌田刑部左衛門尉政廣・本田新介為質、
十八日、二公入大口城、以新納忠元為大口地頭、使鎮牛
屎・菱刈両院之地、政廣政年之子也、

十一年戊辰春正月云々、公與大中公・松齡公次於馬越、

天正二年九月云々、初公賜菱刈孫三郎鶴千代改稱孫三郎重廣本城・

二十日、大口軍屯堂崎可四五千、公與松齡公督兵擊之、
不勝、退保曾木、羽月郷有堂崎村、〔以下牛山郷ニ載ス〕 三月廿日、
⑨九

曾木、永祿十二年重廣稍失臣節、會遣使詣鹿兒島、冬十月五日、
召使者於護广所、使上原長門守・上井覺兼數菱刈氏之罪
者數條、使者惶恐、受罪而去、於是與重廣伊集院神殿村、
以易曾木・本城、

寺山直久自羽月還、路遇大口兵、家臣二十人死、直久被
創、皈吉田城而死、二十三日、菱刈氏・相良氏與渋谷氏
合兵攻曾木城、宮原景種・佐多久政閉城固守、三家引去、
還襲市山城云々、〔以下牛山郷ニアリ〕

〔纂考〕

十二年正月云々、相良氏・菱刈氏因出水野田感應寺求和、
二十日許之、

曾木城曾木村 諏方城とも号す、往古菱刈氏の所領にして、
菱刈氏の始祖重妙か第三子曾木三郎重茂此を守る、永祿
十年島津義久馬越城を抜きし時、當城の守將城を棄て大

口に奔る、於是宮原筑前景種・佐多常陸久政を城主とす、

「地理志」

曾木村諏方社棟札、永祿十年丁卯七月、大旦那平重豊、大願主洪谷長門守平重周、當地頭久富木千代太郎丸、

「纂考」

松尾城長野村 永祿の頃、祇答院新兵衛是を守る、同十二年五月廿五日、守護方の軍是を抜く、新兵衛祇答院に走る、一に長門城野ともいへり、

天堂ケ尾木 豊太閣菅所にて、同村の内祇答院往還鶴田通路にあり、俗に是を関白陣と云、天正十五年豊関白水引泰平寺より歸陣時の営址なり、高き野岡にして四方一望に歸し、遙に大口城を望む、此営址東西拾四間、南北三十七間を削平して、石垣處々に残れり、其中に土を築築くこと方五尺許り、是関白の輿を居スエし處なりと称イふ、傍に松樹一株を栽て標とす、その南五十間許り原野の平地に二箇所土を築けり、當時從軍將士の営址なりといふ、

又同方六十余間を距り清泉の流れありて、四時水勢盛なり、軍兵用水なりといへり、関白水引泰平寺を發し川内川を遡り、山崎より宮之城を経、鶴田を過ぎ此所に宿る、時に大口城主新納武藏忠元居城を守て関白に抗す、島津義久再三示諭して、終に止事を得ず大口より此天堂ケ尾の陣営に来て関白に謁す、忠元か事状ハ太良の巻に詳なり、

「國史義久傳」

天正十五年五月云々、初大口地頭新納忠元與祇答院領主左衛門督歳久謀擊關白軍、竊言於公曰、關白提大兵侵我疆、曾莫一人枝梧、天下將謂國無一男子也、請邀諸路擊之、公不許曰、已納女子為質、奈何忍棄之、二子重請曰、謀國者不顧家、且人家男女往々多夭折、願割所愛視猶夭折、奈之何以一女子故廢國之大事也、公固不許曰、與人講和約已成矣、背約不義、且吾以社稷之故祝髮謝罪、卿等不宜負我、二子乃止、於是忠元投知學寺祝髮、自號拙齋、往見關白於曾木天堂尾、關白賜長刀一枝・道服一領、再拜而退、關白喚回之謂曰、武藏、汝復與我相距乎、忠元應聲答曰、唯寡君命、若使寡君不得事殿下、則臣無所

逃命、關白稱善、明日、關白赴肥後、忠元送至羽月郷園

(頭注)羽月參考スベシ

田之間、駐馬道側、相去數町、關白遣騎士召之、忠元即

至、下馬拜、關白親賜揚疊扇一柄而去、知學寺今改成就寺、在大口郷、天堂尾在餘町、係里村、

曾木地頭館二十餘町、

〔地頭系圖〕

曾木

久富木千代太郎丸 永祿十年卯七月曾木村諏訪大明神棟札ニアリ、

菱刈越後重昌 義久公會木一所ヲ賜フトアリ、地頭ニ而ハナキカ、

新納治部少輔忠誠 久厚ハ別人カ、天正八年三侯御陣地頭列ニアリ、

新納駿河守 天正之比、慶長已前なるべし、

新納孫右衛門尉 末吉根元記ニ見ヘタリ、

宮原筑前守 末吉根元記之内ニ見ヘタリ、時代可礼、

本田伊豫守親正 内藏丞親孝ノ子、承應二年死去也、

伊勢美濃守貞長

阿多六郎右衛門忠朗

初源七、勘解由、御納戸奉行・町奉行也、勝右衛門忠増之養子ニテ、實町田駿河守久明二男也

最上右近義昌

土佐義時ノ子、郡奉行也、寛文八年九月ヨリ、十日

三原傳左衛門重隆

山奉行・御兵具奉行、野尻・勝岡・曾木地頭トアリ、寛文十二年五月九日ヨリ定、

相良與左衛門 延寶二年二月ヨリ定、

平田清右衛門純音 吟味役・京大坂藏奉行・御用人也、延寶三年正月十日トモアリ定、

伊東仁右衛門 延寶七年未正月ヨリ、

相良新右衛門長隆 初新助 延寶八年甲八月十二日ヨリ、

比志島彦四郎國通 後伊角 奏者番也、天和三年二月二十八日ヨリ、

鎌田傳兵衛 元祿十三年春ヨリ、

村田善右衛門 寶永二西十月三日ヨリ、

村田伊左衛門 前ノ善右衛門事カ、御勘定奉行・物頭等相勤、曾木地頭トアリ、

〔地頭系圖〕

本城

比志島宮内少輔國眞入道咲翁 美濃守國守子、永祿十二年比、

大島出羽守忠泰 重富村天神社棟札ニ代官トアリ、文祿五甲八月二十五日ト記ス、地頭ノコトモ兼ルカ、竝考、

新納刑部大輔忠清 元和ヨリ寛永初比、

吉田貞左衛門清貞 大藏清盛養子、寛永九年比、

吉田休兵衛清房 清貞ノ子、正保ノ比カ、

川上右京久昌 伊豫久晴子、寛永十七正月八日ヨリ定、寛文四年七月平城諏訪棟札ニアリ、

新納仁左衛門忠彰 初仲次郎 御兵具奉行勤、寛文五二月二日ヨリ定、

平山次郎右衛門忠知 寛文六十一月十七日二年二月定、元祿十一年迄棟札ニアリ、御使役也、

諏訪次郎左衛門兼執

後市右衛門 吉貴公御守役・御勘定奉行・御兵具奉行・吟味役・御用人等勤・元禄十二年五月九日ヨリ

〔地理纂考〕

諏方神社南浦村 上宮・下宮ありて、祭神建御名方命・事代主命なり、文明六年甲午十二月六日の棟札を蔵む、神名をのミ記して創建再興を記さず、祭祀七月七日、祭日には旗二流・燈籠等を郷吏より寄附する例なりとぞ、當邑の宗社なり、

〔名勝志〕

諏方神社 南浦村に鎮座、地頭假屋の寅方貳町余、祭祀信州諏方社に同じ、祭七月十七日本城の宗廟にして、勸請年紀詳かならず、文明六年甲午十二月六日棟札を納む、社司小倉氏、

〔地理纂考〕

須川原水天社下村 當村羽月村の境川内川の上流堤上にあ
スカハツり、永禄中、島津義弘菱刈氏居城大口の城を攻む、時に

當社に詣て誓願ありしに、靈異ありて三日の内に大口城落去す、於是當社を再興ありしといふ、祭祀十月廿八日なり、かゝる由緒あるか故に、祭日ハ云も更なり、平日遠近より參詣絶す、且牛馬の病に奇特ありとぞ、義弘大口城を責し時の願文及ひ肥後出陳の時の願文等傳はりしに、往年洪水ありて流失せしと云、

〔名勝志〕

須川原水天社 下手村羽月境川の堤上に鎮座、地頭假屋より子方壹里貳拾八町許り、永禄中菱刈院を鎮め給ひし時、球摩の相良氏大口城に來りて力を菱刈氏に勸せたり、其時松齡公當社に詣て祈誓の旨ありしなり、大口落城の後社を再興し給ふといひ傳ふ、毎歳十月廿八日祭るといへり、社司成海氏、

〔纂考〕

惡瀬神社曾木村 祭神詳ならず、初め湯之尾邑荒瀬と云所に鎮座ありしを、洪水に流れ此所に止まれりとぞ、當社の旧蹟湯之尾に在り、曾木村固一郷なりし時の惣社也、祭

祀十一月十五日なり、

「名勝志」

悪瀬大明神 曾木村に鎮座、里村と地頭仮屋の亥方貳町余、
祭神一座、神名詳かならず、初め湯之尾川南村荒瀬といふ所
祭十一月十五日、に安鎮ありしを、洪水に流され爰に止まりけるゆへ、勸
請し悪瀬大明神と號すといふ、今に川南村に社の舊跡あり、曾木の惣鎮守にて、社司長谷川氏、

「地理纂考」

菱刈野

(本記事ハ前二同文アリ、省略ス)

「名勝志」

菱刈野 今其所を詳かにせず、水戸黃門源光國卿の扶桑
※拾葉集に、菱刈野といふこと檜牆女檜牆女ハ肥後の國の遊女に
す、その姓氏を詳かにせずといふ、興範ハ、貞觀年中文章生に選ハれしよ
り、歴任して參議正四位下彈正大弼に至り、近江守を兼ね、延喜十七年丁
丑十月十一日、七家の集に出たるよし見へたり、その大隅薩
摩のなかにひしかりのといひしをもて見るに、菱刈郡ハ

大隅の國にして薩摩の國伊佐郡と界を接す、されまいに
しへ菱刈郡のうちそのわたりにありて菱刈野と呼ひた
るなるへし、世遠く人亡ひて、今其所を認さることおし
ミてもなをあまりあり、よりて其ことをしるして後の考
かへをまつこと爾り、
家の集の内

大隅薩摩のなかにひしかりのまいまハちかくことよみ
しに

檜牆女

春の駒をうちいててミレハあきよひしかりのまいまは
ちかくありける

またおなしたいを

たか、ひといいハいつくとミちとひしかりのまいまハ
ちかくならずや

※(頭注)

「勝景百圖考ニ檜垣集ト題シ哥アリ」

「地理纂考」

強兵衛石曾木村 瀑の下流深淵の上により、押川強兵衛公

近少ツカき時此川にて水練し、常に此石より水中に潜行せり、因て名く、公近ハ押川對馬か第二男にして、武勇の誉れ多し、関ヶ原の役に島津義弘に従ひ、大垣の城外に於て敵と對陣す、時に公近大川の水中を潜行して敵を馬上より引落し、首を取て實驗に備ふ、石田三成大垣にての太刀初めなりとて大に賞美し、大判金一枚を與ふ、此佗諸所に於て戦功多し、

〔名勝志〕

弓懸松 徳邊村般若寺越の通路にあり、菱刈氏征討の時軍勢を揃へ給ひし所なり、公弓を懸給ひし松なるゆへかく名付しといひ傳ふ、寛政初年枯木となりて今ハなし、また矢立といふ所もあり、

〔名勝志〕

曾木瀧 曾木曾木村・羽月宮人八代村の境にあり、此所川中境にして南ハ隅州菱刈郡曾木、北ハ薩州伊佐郡羽月に屬す、曾木地頭假屋を距ること酉戌方凡壹里許、羽月地頭假屋より午方壹里拾貳町余、其源ハ日州諸縣郡飯野狗留孫嶽にして、隅州桑原・菱刈両郡を流

れて遠く高嶺谿水落て大河となり、爰に至りて地形大石巖々として盤石の滑なり、川横百五間三尺、河水三流となりて三の大瀧となる、羽月の方を一之口といふ、南に向ひて落、其高さ五間余、横貳間、水底の深さ三間三尺、中の飛泉を二之口といふ、是また南に向ひ北に落、三段に落るなり、曾木の方を三之口といふ、西北に向ひ四間許り岩上の滑瀑となり、岩間に落入、岩底をくゝりて見えす、観音淵に出るなり、二之口と三之口の間に岩組の一山あり、雜木鬱然として赤松を生ず、其下に水天祠を安す、貳間方の茅屋なり、羽月の方淵上に圓通堂あり、貳間四方の茅舎にして、千手観音石像を安す、何人の安置するや詳かならず、毎月十七日をもて祭るといふ、むかし釋性空上人爰に來りて法を修せられしなといふ説あり、ありやなしやハ知らず、邑人の傳ふところなり、

性空

薩摩かた曾木の瀧の白糸をよるく、きけは只法のこゑ春ハ兩岸に躑躅多く花さき、枯木にかゝる藤浪はいづれをそれと岩根つたひ、獨頭蘭色香を争ひ、その風景いはむかたなし、毎歳三月四日男女群遊して観音大士に參詣

し、飛泉の頭盤石に筵を設け、一樽をかたふけ、或ハ謡ひあるいは舞ひ、詩を賦し歌を詠して御堂の柱に書し、あるは岩窟に釣魚す、是一日娛樂の興といふ、今飛泉の圖を寫すに、其流八拾餘間、漸々に落て廣大なり、景色一所に見かたし、又細畫しかたし、圖する所羽月より見る所なり、

圓通堂柱

鼠六

六月の雲も動か滝の音

〔勝景百圖考〕

曾木瀑布 大隅國菱刈郡曾木村・薩摩國伊佐郡宮人八代村の境にして、上流諸水の會するものこの所に至りて殊に大河となる、しかるを一連の盤石河流を支ふるもの、如く碁置して兩岸に亘る、濶百餘間、平なること席を敷たるか如し、河水濼々として渦をなし、漸く盤間石面を滑流る、其水高山廣野と相映し、彼此光景を助けていよく清奇いよく明媚なり、既にして石壇極まれハ大巖巨石離立側倚、或ハ方或ハ圓、翔るか如く蹲るかことく峻險錯雜たり、こゝにいたりて其水三派に分れ、互に激

怒雷鼓を争ひ、落て三條の飛泉ツキとなる、高サ七八尋、其三條を一二三の口といふ、その三の口ハ石上四間許りを斜に流れ、忽ち巖間に入りてその形ちを見ず、隔て、數十歩、滔々としてまた聲あり、噴出して深淵に入る、淵中湛水藍をそめ、淵上峭壁鐵を磨く、これに臨めハ心目爽然たり、こゝに觀音堂あり、堂の東に水天社あり、四顧數百歩卉木佳麗なり、其中赤松數百株老幹偃挺して石頭に立、巖畔に伏す、奇絶萬々象るへからず、猶且此地春天和暢の時に至れば躑躅・紫藤兩岸に満開て、紅紫交々色を競ふか如し、されハ游賞するもの多き中にも、

三月四日ハ曲水の餘興を残して老少かならず群集し、娛樂の情を述ふ、是亦飛泉の美觀を添るところなり、そのかミ性空上人爰に來りて法を修せし時詠しといひ傳ふ、
薩摩かた曾木の瀧のしら糸をよるくきけハ只法の聲

〔名勝考〕

曾木瀧ツキ南ハ即隅州菱刈郡、北ハ薩摩國伊佐郡羽月にして、兩國の界川なり、
續紀に曾縣主岐直シマナカあり、曾ハ即熊曾の襲にて、本ハ曾岐シマナカにてハあらし欵、○瀧の源ハ日州飯野黒園にして、桑原・

菱刈両郡の間を流れ、この曾木に至て大巖巨石犬牙錯綜イソツギて磐壁一面の滑川となる、凡川濶ワ百五間三尺、其流三條にて三の瀑泉となる、平準愛すへし、羽月の方なるを一口と云、南に向ひ落つ、高五間、濶二間、瀧底の深三間三尺、中なるを二口と云、南に向ひ三段に落て北に流る、曾木の方なるを三口と云、西北に向ひ四間許の石壇を斜ソバに流て皆鱗イハに落入、地中を潜行クヱリて見えす、乃其末の觀音淵に出つる也、二口・三口の交に自然の奇石聳シユエテ立て赤松数株あり、偃蓋虬枝幾星霜を經ツルを知らず、其下に水天叢祠ホコラあり、爰にて性空上人詠しといひ傳ふ、さつまかた曾木ソツキの瀧の白絲ハよるくきくに只法の聲、蓋性空橋伸太といひし時母に従ひ日向國に到り、後出家したる時暫菴イドを結び居れりともいふ、曾木ハ麻芋ソツマ筈に、よるくハ絲、法ハ糊ノリにも通ハせり、この瀧のすゑハ千臺川の巨流となるに、此處にて一に會アヒひ落つ、その瀧津瀨の激聲想ふへし、凡洪水の時ハ數里の間江海の如く溢れ漲り、久しく陸地をしらさるもの多しと云、且此地三月四日を以て自他國の男女群集して毎歳の嬉處とす、此時や對岸の躑躅ツツジと紫藤ムラサキ互に満盛ミツカシて色を争ひ、水に映するハ依然とし

浪に華さく錦江の風景を写し、酒を携へ席を敷て、絃哥につれて舞踊るものは、俄に桃源に入て春日の遅々たるを忘るに似たり、是乃飛泉の美觀を添て山中の勝地とする所也、

「地理纂考」

曾木ソツキの瀑布曾木村 太良郷曾木村と牛山郷宮人村との境にあり、世に曾木の瀑と云、川内川の川上にして、両郷の堺川中ミツにあり、瀑布の上流其濶ワ百餘間なり、大巖巨石聳峙し、河流三派に分れて瀑水三條ミメスチに落つ、牛山の方に在るを一口と云ふ、南に向て落つ、高五間、濶四間許、中に在るを二口と云ふ、南に向ひ三段に落つ、高各二間許、廣④三間なり、太良の方に在るを三口と云ふ、西北に向ひて落つ、高及濶一口に同し、瀧壺の深量るへからず、其水皆巖の底を潜り、數十歩下流觀音淵と云に至て始て顕る、滝水雷の如く轟き、巖石震動するか如し、下流兩岸巖壁にて、川の濶十間許、長四五町、巖石の間を激行して白浪雪に似たり、洪水の時は滝の上下數里の間江海の如く溢れ漲り、久しく陸路を絶つといふ、瀑布の上流二三町の間は

一面の滑川にて水勢迅からず、水中處々に平石ありて、遊人其上に坐臥す、兩岸の地形開濶にして遠山を望ミ、風光秀絶なり、此所に水天の社ありて、毎年三月四日男女若群參す、各酒肴を携へ川原に群集して觀樂す、古來の習例なりとぞ、

〔地理纂考〕

物産

土石 金 長野村に産す、横川の条に詳なり、
蔬菜 香草(⑧葱) 丁覃(⑧蕈)
走獸 鹿 野猪
鱗介 鯉コヒ 鰯イサ

〔地理課川調帳〕

一 南浦川

水源 ○柳野 ○梅原、南浦村ヲ經テ里程一里八分同、
○小川添

南浦村

一 上荒田川

水源 ○大平山ヨリ旧本城麓ヲ經里程一里三分同、

上荒田村

川南 一 下荒田川

水源同村頭ヨリ里程八分流テ同、

下荒田村

川南 一 里村川

水源針持村 ○天藏山ヨリ ○堂山 ○針持 ○田原 里村ヲ經テ里程二里三分流通、川内川通工入、
○松坂下 ○土瀬戸下

里村

川南 一 仁反田川

水源伊佐郡求名村 ○柿木ヨリ ○境石下 ○桑野々下 ○仁反田 里程一里五分ヲ經テ同、
○子口ノ山下ヲ流通

同村

一 濱川

太良 旧本城 重富村

水源同所ヨリ一里三分流、徳邊川通工入、

川南 一 求名川

水源求名 ●下地平、永野 ○横マクラ ○宮後 ○上村 ○下木場
○ナカラケ ○羽有區 ○小長田 ○宮横
○下土橋 ○小森 十三川圓、鶴田 ○白川田 ○下スハヲ經テ里程二里二分五里

太良 宮ノ城 永野村 求名村
鶴田 鶴田村

川内川工入、

※ (頭注)

〔薩摩國伊佐郡ニ屬ス〕

〔地理纂考〕

菱刈郷當郷往古太良院の地を割て湯之尾・馬越の両郷を置れしに、明治の度、両郷を併せて郷名を菱刈と改む、

鹿兒島より丑寅の方十四里半許、周廻九里三十五町三間、

東は栗野・吉松・真幸、西北ハ牛山、南太良に境を接す、

村落五前目村 田中村 德邊村 川南村

戸數六百九、

〔地理志〕カ

湯之尾 周廻五里廿六間、菱刈氏世傳領之地也、永祿十

年、背公命被取公此地及所々之領地、○天正八年比、地

頭梅北宮内左衛門國兼、○文祿四年乙未秋、入来院又六

重時轉旧領清敷賜此地移居、其後慶長十八年癸丑、重時

孫伯耆守重國代、賜旧領入来院之内添田・浦之名而村移

彼地、夫ヨリ為公領、入来院氏領 知十九年

御靈大明神々鉢宝鏡ニ、天文八年己亥仲夏、大願主藤原

相模守、

馬越 周廻七里三拾五丁二十九間、菱刈氏世傳領之地也、

菱刈始祖重妙長庶子太郎重隆領此地、故号馬越、子孫世

々守馬越、○菱刈民部太夫氏重代、再知行馬越、○本田

山城守彈正忠 托モ云親歳入道嘉辰、永正四年、隅州菱刈院馬越内

下手村ヲ領ス云々、○康安元年九月廿六日之記、隅州馬

越藤四郎行家居住、見自○天正八年頃、地頭伊東右衛門佐

祐延、○義久公大島出羽守忠泰ニ當地及山野等之地頭職

ヲ給フ、出羽守忠明後嗣、實馬越重誠ノ子也云々、

田中村諏方社棟札、延徳三年四月七日、大願主左兵衛尉

重時、

〔國史〕

文祿四年云々、入來領主人來院重時為湯尾領主、

〔嫡家川上氏藏本〕

菱刈郡田中村本名之内福原・平寒水名主職事、所申付也、

於有限所當米濟物公事課役等者、無懈怠可致沙汰之状如

件、

建武三年九月廿日

道鑒判（貞久）

〔本城郷ニ重富村アリ、馬越郷ニ田中村アリ、境ヲ接ス〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二一八七五号文書ト同「文書ナルベシ」

城主たり、永祿十年、島津貴久・菱刈に発向し馬越を陥る、守將當城を棄て大口の本城に奔る、

12「喜入氏藏」

大隅國菱刈院之内花北名之事、依勲功所号給分也、速可被知之状如件、

永祿拾弍年己巳卯月十四日 義久判

喜入式部太輔殿「季久ナリ」

上包

喜入式部太輔殿

義久

〔花北ハ今薩州伊佐郡大口郷ニ属ス、参照スヘシ〕

〔本文書ハ「旧記雜録後編」二四九二号文書ト同「文書ナルベシ」

〔地理纂考〕

烏ヶ城 花北村ニあり、嘉曆年中牛屎ノ一族花北左衛門

太郎入道妙道居城也ト云、

〔纂考〕

水天ヶ城川北村 往昔當邑ハ菱刈氏の所領にして、其一族

馬越城前目村 高見城とも云、菱刈氏元祖重妙か庶長子太

郎重隆是を領し、馬越を氏とす、其子孫數代是を守る、

菱刈氏系譜に見えたり、永祿十年、菱刈隆秋球廣城主相良義陽と兵を

合せ界を侵す事甚し、十一月廿四日、貴久・義久師を率

て當城を攻む、貴久陣之尾に陣し、義久諏方山に陣す、

義弘も飯野より來會し、即前鋒にて城の乾方より攻登る、

※1 城兵矢石を飛し是を防ぐ、義弘の臣内辻大藏左衛門・有

馬軍弥左衛門・久留軍兵衛・辻帶刀左衛門・大寺刑部・

谷山某等既に堀堀を越むとす、守將井手籠駿河・其子兵部・

同弥四郎門を開きて決戦す、寄手の軍士駿河父子三人を

打取る、義弘兵士を指揮して城中に攻入り斬首二百余級、

城忽ち陥る、相良・菱刈の援兵至る、義久の軍花立ヶ尾

※2 田中村にありに逆へ戦ひ、敵敗走す、於是隆秋諸所の諸城主悉く

城を捨て大口に奔る、此後貴久等當城を本營とし猶菱刈

を攻む、

※1 (頭注)

「内辻八旧記辻ニ作ル、内ノ字ナシ」

※2 (頭注)

「此時凶徒ハ曾木・平良・湯ノ尾・羽月・山野・平泉・青木・

市山八ヶ城ヲ捨テ退散云々」

〔箕輪伊賀記〕

永祿十年丁卯、修理太夫義久小林立と披露して御馬を出され、数万騎の軍兵横川を打通る云々、軍勢道を引替般若寺構子木越に発向して、同十一月廿四日の早天に馬越の城へ押寄、吐氣を動と作りかけ、我先にと切岸に攻上る、義久の御勢諏訪山の高峯に打上せ給へハ、貴久ハ徳邊の岡に差上せ、時を不移切登る程ニ、南方の住人に辻大蔵左衛門・有馬軍弥左衛門・久留軍兵衛尉屏を越んとせし処ニ、地頭井手籠駿河入道・同兵部少輔・同弥四郎馳合せ手痛く防く程ニ、皆そこにて打れたり、兵庫頭攻上り給へハ、飯野の宗徒の兵其外諸所の軍兵落合て、我もく々と攻戦ふ、飯野の住人財部傳内左衛門・東郷兵部少輔高名せり、下柵ニて阿多掃部助・宮原右京亮・新納四郎次郎高名す、伊集院弥六左衛門後美濃守・新納刑部太輔折

目の合戦せられけり、下城の木戸にて村田右衛門尉戦死なり、詰の城にて井手籠父子三人頸を取、敵五百人打取、勝吐氣動とあけにけり云々、

〔地理志〕

馬越城 籠ニアリ、高見ヶ城ト唱、本丸高サ四十間程、大手口南ニアリ、搦手口西ニアリ、松其外雜樹繁茂せり、周廻十五町程云々、

永祿十年丁卯十一月廿四日、太守父子自將発栗野踰湯尾、忠平公自飯野直到馬越、義久公陣於諏方山、貴久公到徳邊、使忠平公為先鋒攻馬越城、辻大蔵左衛門・有馬軍弥左衛門・久富軍兵衛欲越堀之壁、城主井手籠駿河守・同兵部少輔・同弥四郎進出被本マ打殺、諸軍應之而欲登城、忠平公又提三尺劍殺敵有故、財部傳内左衛門・東郷兵部少輔・阿多掃部介・宮原右京亮・新納刑部太輔・伊集院美作守・有馬奉膳兵衛尉各進而壞壁、井手籠父子及被獲貳百餘人首、我兵村田右衛門尉其外有各戦死者多、振威四方、於是此夜本城・曾木・平良・湯之尾・羽月・山野・

平泉・青木・市山・横川未攻棄去、此時首實檢アリ、川田駿河守義朗血祭軍死勝時ヲ鳴ラシムトアリ、

全十一年^(正カ)二月廿日、大口之城兵堂崎に出張ス、于時太守

貴久主當城ニ御座候故、義久公馳向給フ、貴久公制シ玉へ共、若武者等爭先テ懸合、一戦ニ利を失引退、川上左

近將監久朗^{三十}飛田渡瀬ニ合戦、忠平公自身御働、^⑦久朗△深手ヲ負、故危難を遁れ給ふ、伊集院久治も戦功あり、久朗二月三日死於鹿兒嶋、此年の孟蘭盆、貴久公渡

御川上久辰宅御発句、

とけし名よ入ての後も秋の月

〔古城由緒記〕

大口城 菱刈大膳亮隆秋大口城ニ有、援兵を求摩ノ相良氏ニ乞、城を相守候、且又馬越落城之後、菱刈諸所之人數當城ニ引取候、然處永祿十年十二月廿九日、守護方之勢市山城より大口城下ニ至伺隙候處、城兵一千餘不意ニ致發出、合戦及難儀候、市來備後守・平田加賀守・伊集院刑部少輔致戦死、味方漸市山城ニ引取候、

同十一年正月廿日、大口之凶徒三千計堂崎江致突出候、

忠平公馬越より御出被成御合戦被遊、敵多勢故及御難儀候、川上左近將監久朗向強敵、飛田之渡瀬ニ相支候、此時忠平公殿被成、敵三千餘輩突懸候を、御弓を以て数人射

伏被遊候、久朗^茂七ヶ所請疵、漸其場を退候、忠平公羽

作之瀬御渡被成候時、遠矢下総・財部傳内左衛門・入来筑後御側ニ罷在致軍功、忠平公曾木城ニ被成御入候、右

御難儀ニ付、貴久公・義久公馬越城より御出張被成、凶徒恐其軍威引退申候、

〔國史義久傳〕

永祿十年丁卯秋七月云云、菱刈彈正隆秋相兄子鶴千代治家事、遂以大口・羽月・山野・曾木・馬越・湯尾・平和泉・横川等地叛、隆秋重猛之弟也、^{永祿四年、公拔横川、冬以賜菱刈重猛云々}公會大中公・松齡公擊菱刈氏、十一月二十四日、大中公將清水・曾於郡・宮内・田布施之衆七千餘人軍陣尾、公將鹿兒島・谷山・加世田・阿多・山田・吉田・帖佐・山田之衆八千餘人、進至諏訪山、遣松齡公攻馬越城、喜入季久・比志島式部少輔義基等當湯尾軍、北村・溝邊・踊

之衆當横川軍、伊集院・市来・伊作・高橋・川邊・穎娃・

指宿之衆當大口及球麻・八代軍、松齡公先登陷馬越城、

殺^①守將△井手籠駿河守・兵部少輔・彌四郎、斬首二百

餘級、横川守將菱刈中務少輔棄城奔、其餘諸城望風而下、

馬越城遺墟在馬越前日村、陣尾係田中村、諏訪山係前日村、

十一年十一月云々、梅岳君有病、大中公罷師、之加世田、

留^{〔義久〕}公守馬越、十二月十三日、梅岳君薨於加世田、

(出典不詳)

古陣場桶田代原 横六拾間 流百間 東西ニ流、今陣ノ尾ト云、

右、高キ野岡ニ而、惟新様馬越城被遊御攻候節御陣跡、

〔纂考〕

※ 市山城 市山村にあり、入山城とも云ふ、市山又一山に

作る、菱刈氏系譜に、始祖重妙弟師重入山を領し入山彦

四郎と号すと見ゆ、永祿十年十一月、島津貴久馬越城を

抜く、菱刈隆秋か諸城主悉く城を棄て大口に遁る、是に

於て市来備前家利・伊集院刑部久慶・平田加賀三人をし

て當城を守らしむ、三將兵を率ひ大口の城下に至り地理

を視る、城兵出て是を逐ふ、西原の川涯にて三將力戦し

て共に死す、西原八日丸村に属す、市山城より西十丁許、大口城より東十八丁許りなり、残兵當城に入

る、大口の兵追來りて城を圍む、城兵堅く守り、矢砲を

発つて是を却く、其後大口より當城を侵すこと屢なり、

因て新納忠元に命して是を守らしむ、十一年二月廿八日、

島津又五郎忠長 左兵衛 尚久男 肝付彈正兼盛、島津義久の命を受

け市山に來り軍事を議る、忠元親ら兩將を道き大口の形

勢を覘ひ、兩人を送り小苗代原に至りて別る、かくて忠

元藥師堂に入り、筆を執りて壁に題す、時に家臣久保勝

八急に馳來り、敵間近く襲ひ來ると告ぐ、忠元自若とし

て年月日を書終り動かさるか故に、手を執て堂の外に牽

き出す、時に敵既に忠元か後にあり、求廣の家臣竹添丹

後急に進みて忠元か左脇を刺す、勝八是を助け、忠元太

刀を抜て遂に丹後を逐ひ却く、忠元か從臣川畑七兵衛・

春成外記奮戦して近付く敵を追ひ拂ふと云へとも、猶衆

兵襲ひ來るを見て、且戦ひ且退く、此日忠元六創を蒙り、

敵五人を斬る、島津義久鹿兒島より三原右京・長谷場織

部を遣して忠元か勞を慰む、かくて三月廿三日、菱刈隆

秋大軍を將ひ曾木城を攻む、相良・渋谷の二氏は是を助く、隆秋利あらず、兵を収め又當城を襲ふ、此時忠元傷いた癒すといへとも、甲冑を帶し兵士を指揮す、吉田主馬に命して城の西南白坂口を守らしめ、本田掃部兵衛・長谷場弥四郎をして永福寺を守らしむ、隆秋兵を分ちて白坂口及永福寺を攻む、永福寺の寄手に赤鎧の武者將たり、能く兵を指揮す、長谷場弥四郎鉄砲を放て是を射殺す、隆秋か軍是に動くを見、機に乗りて出撃す、隆秋大に敗れ大口に奔る、

※(頭注)

「市山村ハ麥刈郡ニ属ス、該郡ノ郡村誌ニ参考アルヘシ」

〔古事見聞記〕

市山之城旧名入山

石築地役ノ書ニ鳥津御庄寄郡之内入山廿丁二丈トアリ、
麥刈郡百三十八丁一段ノ外カ、

貞和之比、入山彦五郎入道重家・其子三郎五郎領之、

麥刈天岩弟尾張守重良入山本地頭ト系圖ニアリ、

永祿十三年庚午、賜町田出羽守久倍以為食邑地、天正六年、久倍移鎮伊集院、故令一族町田新左衛門尉久吉守之、
天正八年水俣出陣人數賦ニ市山城地頭町田新左衛門尉トアリ、其後大口郷ニ隸ス、○文祿・慶長ノ比、新納四郎忠眞ニ市山ヲ賜ハリ、庄内薄水野ヨリ(木力)此ニ移ル、後伊集院ノ内福山ヲ賜ハリ彼地ニ移ルト雖、此地ハ猶領セリ、然ルニ新納近江久辰忠眞ヨリ五代目代寛永十一年、市山・福山ヲ隅州踊ノ内三代堂村ニ代ヘテ賜之ト系圖ニ見ユ、其後公領トナリ大口郷ニ隸セリ、

〔箕輪伊賀記〕

渋谷に後見して居ける求摩・大口の軍兵共、馬越の遠見を追拂ひ、城の麓に鉄砲を打込せる、〔本マ、〕仕出たる事無シテ一山の城へ寄せ来る、刑部太輔忠元先日の軍ニ手を負ひ養生の時分なるか、敵の行を見るよりも、物の具取て堅めつ、城戸口へ打出らる、其日の遠見番吉田治部少輔・西田主馬允、若武者共を相具して白坂口へ打出、勇り雄の敵の先かけしたる者共に馳合せ相戦ひ、各手柄高名せ

られける、敵永福寺へ攻入けるに、市来衆馳速く、本田掃部兵衛・石神左吉・河野玄蕃允・鬼塚源三・長野民部少輔・日高甚五郎・伊地知新三郎などと馳合防戦ける程ニ、次第ニ慈馳重れば、烈き矢軍暫くして漸く敵も退ニける云々、

13「大口牛郷小苗代薬師文書」

大隅國菱刈院入山村薬師田八町貳反、無公役之事、

貞和六年正月七日 直義判

不代相傳云々、其上者可為公役候、仍如件、

入山五郎三郎殿江

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二三〇九号文書ト同一文書ナルベシ)

14 小苗代薬師如來為佛供、入山之内奉寄進候、
九反卅 晶地二反上 中藪門

其外

二反廿

一反廿

三反

松之本

薩摩迫

垣本

卅

以上、
文永三年甲子二月八日

(久経) 道忍判

(本文書ハ「旧記雜録前編」二六七四・六八七号文書ト同一文書ナルベシ)

(地理備考カ) 全

稲荷山 前目村 南北に連れる高岡にて、今松林なり、永禄十年義弘馬越の役の陣場にて、岡上に稲荷神社あり、故に稲荷山と称す、則義弘の建立といへり、此役に義弘真幸の軍を率ひ、般若寺越の嶮岨を経て、吉松邑旧般若寺の傍よ通れる山路あり、俗に般若寺といふ、寺ハ例の廢して名のミ残れり此岡に來り陣す、時に中途日暮て軍士闇に苦む、狐火其闇を照らす、衆以て便とす、義弘曰、是稲荷の神助なり、勝利疑ふへからすといふ、是に於て兵氣大に勇むと傳記に見えたり、義弘當社を建立ありしは彼狐火の故を以てなり、祭祀ハ十一月三日なり、陣之尾田中村 横六拾間、豎百間許の高原にて、永禄十年馬越城を攻し時、貴久の陣所なりと云、

弓懸松ユミカケマツ 德道村 當村般若寺越の通路にあり、永祿十年馬越

の役に、島津義弘此所にて軍兵を整へ、此松に義弘弓を懸し故に其名を得たりとぞ、

〔地頭系圖〕

湯之尾

本田山城守親歳入道嘉辰

初彈正忠 貴久公御申口役、邑ヲ馬越
下手村ニ賜フ、天正七年己卯十月二十
九日歿、年七十三、下手村ニ葬ル、

梅北宮内左衛門國兼

天正八年比、

寺山四郎左衛門久兼

末吉根元記ニ見ユ、

本田甚兵衛友親

助左衛門親光養子、實弟也、元和五年比、寛永十
五比、

岩切彦兵衛

慶安二年七月十六日定、

諏訪八郎右衛門兼覺

初石京 寛文五年二月二日定、

本田次郎左衛門度親

四郎右衛門親道ノ子、延寶七年正月ヨリ、

中原爲兵衛

天和三年比ヨリ、

伊東仁右衛門

貞享三、寅十月二十九日ヨリ、

中村与左衛門

貞享五、九月五日ヨリ元祿三年十二月迄、

上村茂兵衛

奏者番・御用人、元祿二、己四月五日ヨリ、

〔地頭系圖〕

馬越

鎌田尾張守寛柄 天正四年八月棟札ニアリ、

吉田若狹守朝清 自系ニ見ヘタリ、

伊東右衛門佐祐延 天正八年比、同十六年神棟札ニ祐延トアリ、
(註視カ)

川上美河守忠智入道肱枕 初左衛門(京カ) 御家老也、

大島出羽守忠泰 後久左衛門ト云、文祿之比歿、

新納新八郎久元 初忠在 後島津下野守ト称ス、慶長十四年酉ヨリ、
翌年六月二十六日宮之城ヘ移ル、

鎌田左京亮政徳 元和之比、寛永四年死去、

菱刈半右衛門重榮 寛永元年ヨリ同十年迄、京大坂藏奉行也、

比志島堅物義之 (監) 國貞之跡養子、従 家久公高(百カ)五萬石を賜ひ御吟味
役勤、寛永十五年比地頭也、

本田甚兵衛盛親 甚兵衛友親之子也、初弥五郎ト云、正徳之比カ、
(保カ)

野村太兵衛寛綱 御船奉行・江戸御留守居・吟味役・山ヶ野金山奉
行・大坂御留守居等相勤 承應四年三月八日ヨリ
定、

廣瀬次郎兵衛 寛文五年二月二日ヨリ定、

野村太兵衛 寛文五年二月十五日ヨリ定、

平田堅物宗乘 (監) 寛文七年二月三日ヨリ定、

木脇形部左衛門祐春 (刑) 延寶二年二月十六日ヨリ定、

黒葛原周右衛門忠澄 延寶七年正月ヨリ、

川村勝左衛門 貞享二年十一月ヨリ元禄十二年春迄、

四元甚七

家村平八 元禄十二年卯五月九日ヨリ、

上井勘兵衛 寶永三年正月二十七日ヨリ、異本三年酉十月三日ヨリ、

里村藤太夫 御守役・御近習役・御納戸奉行、正徳二年ヨリ、

〔地理纂考〕

御霊神社川北村 祭神一座、鎌倉権五郎景政の霊を崇む、祭神

一座といへとも神鏡三面を納む、二面ハ神名傳ハらず、神鏡の背に天文八年云々の文あり、往昔當社の神体を鎌

倉より奉護して下國せしか、十二月廿九日當所に着せり、

故に當邑旧湯之尾年頭の賀儀も行ひ得ずして門松をも建す、

正月七日より始て賀儀を行へり、此故事に依て今に至て

猶然りとぞ、拜殿に御霊宮三字の額を掲ぐ、背に長享三

年己酉菊月と記せり、往古ハ菱刈郡四ヶ郷の總社なりし

に、今ハ當邑のみの宗社とせり、祭祀九月廿九日・十一

月初卯日なり、九月廿九日の神事には、華表の外一町許

の所に神輿を昇下り神樂を奏す、是を濱下りと云、其祭

式旧規ありて、神事に預る者凡五十人、其行粧二重三層閑然なり、

當社ハ目疾を患ふる者祈願するに效驗ありと云、按する

に、相模國鎌倉に御霊神社ありて祭神景政なりとぞ、當社の本社なるへし、

〔名勝志〕

社司田上氏

〔纂考〕

諏方神社前日村 祭神建御名方命・事代主命なり、創建の年

月詳ならず、天正五年十二月再興丁丑の棟札を納む、島津貴

久馬越城を陥れし後當社を再興ありしといふ、祭祀七月

廿六日、旧馬越郷の宗社なり、

〔名勝志〕

社司谷川氏

〔全〕

稲荷神祠 城跡の子方三町余に鎮座、祭神前に同し、十祭

一月三日、地頭仮屋の亥方拾町余、貫明公菱刈重猛を征討し給

ひし時、真辛般若寺の嶮岨を越て爰に陣す、其時勸請し

給ひしといひ傳ふ、

〔纂考〕

諏方神社田中村 祭神前に同し、正中二年四月大願主掃部尉

と記せる棟札あり、又延徳三年四月大願主藤原朝臣左兵

衛尉重時再興の棟札を蔵む、祭祀七月廿五日なり、往昔

馬越の宗社にて、祭日にハ城主社参ありしか、大河を隔

つ故に、川内川の
上流なり、洪水にて渡りかたき時は川を隔て、拜

禮せしとぞ、今に岸頭に松樹一株ありて拜松マカミマツと称す、永

祿十年、義弘真幸より来りて馬越城を攻む、其時馬越の

内柳井谷ウチキナヅといふ所にて當社へ勝利の祈願ありて千筋の矢

數を修す、其処を矢立山といふ、往古ハ其地の樟の木に

箭鏃の跡残りしとぞ、

菅原神社田中村 當社此地に古来より鎮座ありしか荒廢せし

を、文祿五年八月、地頭大島出羽再興して、菅公の像を

自筆に寫し安置せしといふ、

〔地理纂考〕

物産

鱗介コヒ

走獸シカ 鹿シカ 野猪キ

〔地理課川調帳〕

菱刈郷

一川南川

水源桑原郡恒次村●スケ谷ヨリ、太良南浦村○長池川南村ヲ經一里八分

同、

一德邊川

水源諸縣郡岡松村ノ内●エホシガタ德邊村
花北村
重富村ニツ、桑原郡川西村

ノ内○楠ノキエホシ石小谷川三ツ、德邊村○ツカ山ヨリ一ツ、合六

川流合、德邊、重富、華北順流シ、里程三里二分五リ

經テ原田○國ノ十二於テ青木川通工入、

又々此支

一山田川

菱刈旧馬越 德邊村

水源吉松○本鹿倉ヨリ德邊○寺尾山ヨリ三川流合、里程二

里流通テ德邊川工入、

〔旧跡調帳〕

本城境

大川

真幸飯野狗留孫嶽ヨリ流出、湯之尾川北村ヨリ前目村

本城境流通、本城之内下手村江流出、

川壑流

吉松鹿倉ヨリ流出、馬越前目村之内山田村江流入、徳

邊村流通、田中村之内濱川与申処ニ石井手有之、川末

本城之内重富村江流出、

始良郡地誌備考 上

(表紙)

始良郡地誌備考
上

(中表紙)

溝邊 加治木
帖佐 重富
蒲生 山田

始良郡地誌備考
上

(中表紙)

溝邊 加治木 帖佐
重富 蒲生 山田

始良郡地誌備考

始良郡

- 一 溝邊郷 始良郡
- 一 有川村 同 竹子村
- 一 麓村 同 崎森村
- 一 日木山村 同 木田村
- 一 西別府村 同 加治木町
- 一 帖佐 同 深水村
- 一 三十町村 同 西餅田村
- 一 納屋町 同 松原浦
- 一 十日町 同 寺師村
- 一 増田村 同 重富
- 一 永瀬村 同 平松村
- 一 三繩村 同 加治木
- 一 反土村 同 小山田村
- 一 東餅田村 同 鍋倉村
- 一 豐留村 同 帖佐
- 一 中津野村 同 住吉村
- 一 協元村 同 脇元村

生ヲ與へ、舊領ニ復セシム、五年二月、久平降ル、忠昌之ヲ薩摩阿多城ニ徙シ、伊地知周防守重貞ヲシテ加治木地頭ト為シ、加治木ヲ領セシム、永正十四年二月十二日、島津忠隆吉田位清ヲ吉田城ニ攻ム、位清吉清城ヲ以テ降ル、是ヨリ島津氏ノ有ト為ル、忠隆村田越前守經定ヲ吉田地頭ト為ス、爾來地頭ヲ置キ管ス、大永六年十一月、帖佐地頭邊川忠直本城及新城ヲ築キ、之ニ據リ島津實久ニ應ス、實久島津安久等ヲ遣シ兵ヲ將テ之ヲ助ケ、島津勝久島津忠良ヲ遣シ忠直ヲ擊ツ、十二月七日、本城・新城ヲ拔ク、是ニ至リ、島津下野守昌久薩摩守國久弟延久ノ長男島津忠良ニ因テ帖佐ヲ求ム、勝久之ヲ許シ、帖佐地頭ト為ス、七年四月、昌久加治木城主伊地知周防守重貞ト謀リ、俱ニ邑ヲ以テ叛ス、是月、忠良肝屬兼演ニ帖佐ノ内邊川・加治木ノ内中之洲ヲ與フ、六月五日、忠良加治木城ヲ攻メ重貞ヲ殺ス、重貞ノ子重兼自殺ス、又帖佐城ヲ攻メ昌久ヲ殺ス、又兼演加治木城ヲ攻メ之ヲ取ル、是時、忠良伊地知民部重辰ヲシテ帖佐新城地頭ト為シ、之ヲ戍ラシム、廿五日、勝久兵ヲ遣シ蒲生茂清舜清ノ裔ヲ蒲生城ニ攻ム、茂清擊テ之ヲ破ル、享祿二年正月廿二日、祁答院伊勢守重武帖佐本城

蓋城主村田肥前守經堯此日戰死ス、及新城ヲ陷ル、重辰防戰シテ死ス、廿三日、山田城眞玉民部左衛門重博戍將ニテ、此日戰死スヲ陷ル、帖佐本城・新城共ニ重武ノ有ト為ル、其子良重ニ至リ尚押領セリ、天文六年、肝屬兼演島津實久ニ應ス、十一年、北原祐兼溝邊高松城ニ居ル兵ヲ遣シ溝邊玉利壘兼演ノ領ナリヲ攻ム、本田董親兵ヲ遣シ之ヲ救フ、北原ノ軍之ヲ上野廣原溝邊ノ地ニ敗ル、本田刑部太輔等數十人ヲ斬ル、三月、島津貴久忠良ト生別府ニ如キ、祐兼ト謀リ加治木ノ軍ヲ吉原段土村ニアリニ攻ム、祐兼ノ軍札立段土村ニアリニ軍ス、十七年三月、加治木城主肝屬兼演北原氏・祁答院氏等ト共ニ叛ス、九月、本田董親復叛ス、兼演北原氏・祁答院氏ト交通ス、十八年、兼演蒲生氏・渋谷氏ニ黨シ降ラス、五月廿九日、貴久伊集院忠朗ヲ遣シ加治木城ヲ攻ム、十二月、兼演加治木ヲ以テ降ル、既ニシテ兼演復加治木及楠原・中野・日本山樺山幸久旧邑ニ係ル等ヲ求ム、十九年四月、貴久再ヒ兼演ニ加治木郷ヲ與フ、廿三年八月廿九日、蒲生範清茂清ノ子・渋谷氏ト兵ヲ合セ加治木ヲ伐ツ、兼盛兼演ノ子之ヲ禦キ網掛川ニ戰フ、清水・姬木・長濱・宮内兵ヲ遣シ兼盛ヲ助ク、九月十二日、貴久・義久兵衆ヲ率テ帖佐ヲ伐チ加治木ヲ救ヒ、先ツ其兵ヲ分テ吉田城ヲ守ラ

シム、十八日、兵ヲ遣シ復帖佐ヲ撃ツ、十月二日、帖佐城主祁答院河内守良重(マ)其子又二郎重經・岩劍城主西保盛家等ヲ殺ス、其他ノ守將城ヲ棄テ走ル、三日、貴久・義久岩劍城ニ入ル、弘治元年正月廿三日、貴久兵ヲ遣シ北村壘ヲ襲フ、伏ニ遇テ敗ル、廿八日、北原氏ノ兵溝邊ヲ侵ス、三月八日、肝屬兼盛帖佐郷山田ヲ撃ツ、廿七日、右馬頭忠將帖佐本城ヲ攻ントス、帖佐ノ兵之ヲ追フ、左兵衛尉尚久撃テ之ヲ敗ル、四月二日、帖佐本城・新城・山田蒲生氏併領スヲ取ル、貴久蒲生氏ヲ攻ントス、七月廿五日、蒲生範清渋谷氏ト共ニ帖佐新城ヲ攻ム、忠將・樺山幸久等本城ヨリ来リ救フ、帖佐・鹿兒島・加世田等ノ兵共ニ撃テ蒲生・渋谷ノ軍ヲ破ル、二年三月、貴久蒲生氏ヲ伐ツ、十五日、松坂壘ヲ攻ム、十月十八日、復松坂ヲ攻メ之ヲ陥ル、地頭中原某ヲ殺ス、十一月廿五日、進テ蒲生城ニ向フ、十二月一日、貴久蒲生新城ニ屯ス、菱刈左馬權頭来テ蒲生氏ノ外援ヲ為ス、三年四月十五日、貴久義久・義弘及忠將・尚久等ト北村營ヲ攻ム、左馬權頭自殺ス、遂ニ其營ヲ取ル、又蒲生城ヲ攻ント議ス、十七日、祁答院氏使ヲ遣シ蒲生氏ヲ赦シ事ヲ請フ、貴久之ヲ許ス、

十九日、命シテ蒲生氏ヲ祁答院ニ送ル、是ニ於テ、比志島美濃守國貞ヲ蒲生地頭、市来内藏助ヲ松坂地頭、鎌田刑部左衛門尉政年ヲ帖佐地頭、梅北宮内左衛門國兼ヲ山田地頭ト為ス、永祿六年、貴久吉田郷四ヶ村ヲ以テ三男左衛門佐歳久ヲ封ス、天正八年、島津義久歳久ヲ祁答院宮城及十二村ノ領主ト為ス、因テ本田親貞ヲ吉田地頭ト為ス、十五年、或ハ文祿中ニ作ル吉田郷ヲ鹿兒島郡ニ隸ス、文祿元年五月、義久野村備中守文綱ニ山田城ヲ與フ、四年、土地改易ニ當リ、加治木・溝邊ノ両邑壹萬石ヲ官田ト為シ、石田三成其代官タリ、因テ義久加治木・溝邊・三臺堂領主肝屬兼三兼盛ノ嗣子ヲ薩摩給黎郡喜人ノ領主ト為ス、是歳十二月、島津義弘栗野ヨリ帖佐ニ移ル、慶長四年正月、豊氏征韓ノ功ヲ以テ義弘ニ本郡及薩摩高城郡等ノ地五萬石ヲ加封セラル、十一年十二月、義弘平松帖佐郷ニ移ル、遺墟アリニ移ル、十三年、義弘平松ヲ去テ加治木反上村ニ遺墟アリニ移ル、元和五年七月、義弘加治木ニ卒ス、寛永八年九月四日、島津家久其次子兵庫頭忠平後忠朗ト改ムヲ封シテ加治木領主ト為シ、壹萬石ヲ食マシム、子孫相承ク、元文三年七月、島津繼豊帖佐郷平松村・脇元村・船津村・春花村及吉田郷鹿兒島郡觸田村

ノ五村ヲ合シテ一邑ト成シ、名ケテ重富ト稱シ、弟島津忠紀初末川壯之助ト稱スヲ封シ、子孫相承ク、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、忠平ノ裔孫領スル所ノ加治木郷、忠紀ノ裔孫領スル所ノ重富郷ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、十一月、都之城縣ニ屬ス、六年一月、復鹿兒島縣ノ管轄ト為ル、

始良郡郷莊

本郡ヲ分テ加治木・帖佐・蒲生・重富・山田・溝邊ノ六郷トス、反土村・西別府村・木田村・小山田村・高井多(田カ)村・日木山村ノ六村ヲ加治木郷トス、東餅田村・西餅田村・三十町村・鍋倉村・豊留村・中津野村・深水村・増田村・寺師村・住吉村・永瀬村ノ拾壹村ヲ帖佐郷トス、西浦村・白男村・上久徳村・下久徳村・久末村・重富村(マ)・北村・米丸村・漆村ノ九村ヲ蒲生郷トス、平松村・春花村・舩津村・觸田村ノ四村ヲ重富郷トス、元文三年、初テ重富ヲ置ク、平松・春花・舩津ノ三村ハ帖佐郷ヨリ分チ、觸田ハ吉田郷鹿兒ヨリ分テリ、下名村・上名村・大山村・邊川村・北山村・木津志村ノ六村ヲ山田郷トス、山

田ハ古時帖佐郷ニ隸ス、有川村・竹子村・三繩村・麓村・崎森村ノ五村ヲ溝邊郷トス、古時加治木郷ニ隸ス、

鍋倉村

古時、本村ハ建久ノ頃加治木郷ニ屬シ、僧忠覺ナル者本村ノ領主タリ、建治ノ比、尚加治木郷ニ屬シ、大輔法橋(印カ)勝予本村ノ領主タリ、後帖佐郷ニ屬ス、平山村モ亦本村ニ隸ス、因テ平山城ノ遺墟アリ、建治ノ頃、帖佐西郷ノ内ニ平山三十一町八反ハ留守刑部左衛門眞用領主タリ、八幡神領ニ留守職アリ、弘安中、城州石清水善法寺了清ナル者下向シ、平山村領家職ト為リ八幡ノ神領ヲ掌リ、平山村ヲ領シ平山城城中八幡社アリニ了清勸請ス居リ、平山ヲ氏トス、庶族平瀬・平松・餅田・甕等ノ地ヲ領シ、各其地名ヲ以テ氏トス、享徳中、島津忠國其弟季久ヲシテ平山城ヲ下シ應本中、平山氏一族守護ス、一説長祿三年平山氏反ス、元久ニ應ス、是ニ至リ反忠國兵ヲ將テ平山氏ヲ撃ツ帖佐ヲ領セシム、季久其子忠廉ヲ携ヘ瓜生野城ヲ築キ之ニ居ル、二子忠康ヲシテ平山城ニ居ラシム、忠康後薩摩指宿ニ徙居ス文明十八年、忠廉日向飢肥ニ徙ル、其後島津氏ノ所管ト為ル、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス、

東餅田村

古時本村ハ一村タリ、帖佐西郷ニ屬シ、後東西ノ二村ト為シ帖佐郷ニ屬ス、建治中、御家人税所義祐餅田廿七町四反ヲ領ス、其後税所二郎信祐義祐ノ同族餅田ヲ領ス、信祐ハ税所敦秀ノ弟ナリ、年間詳カナラス、又本村ハ平山氏ノ領地ニ係ル、永享八年、島津忠國平山氏ニ餅田ノ内別府ノ市及濱等ノ地ヲ與フ、外鍋倉村ニ同シ、

西餅田村

東餅田村ニ同シ、

深水村

古時帖佐西郷ニ屬シ、後帖佐郷ニ屬ス、帖佐ハ大隅正八幡宮神領ニテ、鎌倉幕府ノ時、掃部頭親能人道寂忍大友氏地頭タリ、幕府寂忍カ職ヲ停ラレ、肥後房良西ヲ帖佐郷、良西ノ子信宗帖佐ヲ氏トス、後、山北六郎種頼ヲ荒田庄、此地詳カ薩州日置ニ移リ、平田氏ニ改ム、此地詳カ馬部入道淨賢ヲ万得名此地詳カノ地頭ニ補セラル、同時、高助ナル者帖佐ニ郡司タリ、姓氏載籍詳カナラス、其後三人ノ地頭ヲ止メ、留守職ノ所管ト為ス、因テ建治中正宮留守刑部左

衛門尉眞用帖佐西郷ノ内大山今山田郷ニ屬ス・深見・中河良・山

崎・寺師・中津乃・恒見・平山・豊富・最勝寺領今山田郷ニ屬ス等百餘町ノ地ヲ領ス、外鍋倉村ニ同シ、

寺師村

中津野村

豊富村

深水村ニ同シ、

永瀬村

建治中、永世七町七反越前檢校覺禪領主タリ、外鍋倉村ニ同シ、

住吉村

建治中、辨濟使平左近入道圓佛住吉十三町九段半ヲ領ス、其後町田讚岐守忠恒町田土佐守忠好三世孫本村ヲ領シ、年間詳カ子孫相承、其後載籍詳カナラス、外鍋倉村ニ同シ、

三十町村

增田村

古時ノ載籍詳カナラス、鍋倉村ニ同シ、

西別府村

古時別府村ト稱ス、加治木郷ニ屬ス、加治木八郎親平三世孫實平、建保七年四月、父恒平ノ讓ヲ受ケ、大隅國檢

非違所惣官職及加治木別府地頭職ヲ領ス、明應四年、加

治木久平島津氏ニ反シ帖佐ヲ取ル、島津忠昌之ヲ攻ム、

久平逃レ歸ル、日置美作守等加治木城ヲ攻ム、五年、久

平降ル、忠昌伊地知周防守重貞ヲシテ加治木ヲ領セシム、

大永七年、重貞叛ス、六月、島津忠良加治木城ヲ攻メ重

貞父子ヲ殺ス、是歲、肝屬兼演加治木ヲ攻メ之ヲ取ル、

天文十七年、兼演島津氏ニ反ス、十八年、島津貴久加治

木城ヲ攻ム、兼演加治木ヲ以テ降ル、十九年、貴久再ヒ

兼演ニ加治木ヲ與フ、弘治元年三月、貴久肝屬兼盛ニ本

村及溝邊ノ内有川村ヲ與ヘ軍功ヲ賞ス、文祿四年、土地

改易ニ當リ、加治木・溝邊ノ両邑ヲ官田ト為シ、石田三

成其代官タリ、因テ島津義久加治木・溝邊領主肝屬兼三

兼盛ノ嗣子ヲ薩摩喜入領主ト為ス、慶長四年、豊太閤島津義弘

ニ本郡ヲ賜フ、十三年、義弘加治木ニ移ル、元和五年、

義弘卒ス、寛永八年、島津家久其次子忠朗ニ加治木ヲ封

ス、子孫世々相承、王政革新ニ當リ、島津忠義藩政ヲ改

革シ、忠朗ノ後裔領スル所ノ加治木郷ヲ收メ、尋テ封土

ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

木田村

本村ハ加治木郷ニ屬ス、古時上木田・下木田ノ両村ニ分

ツ、加治木領主加治木八郎親平五男ヲ生ム、長恒平加治

木ヲ領ス、次三郎信經上木田村及竹子村ノ内久木別府等

ノ地ヲ領シ、子孫木田ヲ氏トス、次七郎顯平、其子左衛

門尉家平上木田村ノ内平田・曲田・岩崎田等ノ地ヲ領シ、

子孫平田ヲ氏トス、次資平薩摩滿家院ニ居リ滿家ヲ氏ト

ス、次別府五郎太夫光平下木田村ヲ領ス、貞治二年、加

治木左衛門尉氏平親平五世孫木田村ヲ領ス、明應以降西別府村

ニ同シ、

日本山村

古時肥喜山ニ作ル、加治木郷ニ屬ス、承元中、加治木親

平二男木田三郎信經本村及上木田村等ノ地ヲ領シ、子孫木田ヲ氏トス、外西別府村ニ同シ、

段土村 本村ノ内吉原村アリ、

加治木六郎恒平ノ二男郡山彌三郎良平加治木郷ノ内吉原村ヲ領シ、其子俊平、其子種平相承、建治二年古文書等ニ據ル、外西別府村ニ同シ、

麓村

本村ハ溝邊郷ニ屬ス、古時桑西郷ニ屬シ、溝邊六反御家人諸太郎末房領主タリ、後有川古時在河ニ作ル・三繩古時皆尾ニ作ル・竹子古時竹師ニ作ル・崎森及本村ヲ併セ溝邊郷ヲ置ク、島津氏久本

田重親ニ溝邊ヲ與フ、年間詳カナラス、嘉吉二年三月、

島津持久忠國ノ時守護代ヲ攝ス本田氏ヲシテ溝邊六町ノ地及向島有村ヲ領セシム、文明十八年、是ヨリ先キ、島津季久溝邊郷當時加治木ニ屬スヲ領ス、是歳、季久飢肥ニ徙ル、是ニ於テ、島津

忠昌肝屬越前守兼固ヲシテ溝邊ヲ領セシム、子孫相承ク、天文六年、加治木城主肝屬兼演島津實久島津忠良父ニ反スニ應ス、十一年、北原祐兼兵ヲ遣シ溝邊玉利壘兼演ノ領ヲ攻ム、本田

董親之ヲ救フ、北原ノ軍之ヲ上野廣原溝邊ノ地ニ敗ル、島津貴久父忠良ト生別府國分ノ地ニ如キ、祐兼ト謀リ加治木ノ軍ヲ吉原段土ニ攻ム、十七年、兼演叛ス、北原氏・祁答院氏之ニ應ス、蒲生氏・

渋谷氏ニ黨シ降ラス、貴久兵ヲ遣シ加治木城ヲ攻ム、兼演遂ニ降ル、十九年、貴久再ヒ兼演ニ加治木ヲ與フ、文祿四年、土地改易ニ當リ、加治木・溝邊ノ両邑壹萬石ヲ官田ト為ス、是ニ於テ、島津義久加治木・溝邊・三臺堂領主肝屬兼三ヲ薩摩喜入ノ領主ト為ス、慶長四年正月、豊太閤島津義弘ニ本郡ヲ賜フ、十一年、義弘平松ニ移ル、十三年、平松ヲ去テ加治木ニ移ル、本邑ハ地頭ヲ置キ之ヲ管ス、歷世島津氏ノ所管タリ、王政革新以後外村ニ同シ、

有川村

古時桑西郷ニ屬シ、建治中、在河七反ハ綾太夫宗助領主タリ、後本村及溝部・三繩・竹子等ノ數村ヲ併セ溝邊郷ヲ置ク、大永中、北原兼孝本村及帖佐邊川村ヲ領ス、弘治元年三月、島津貴久肝屬兼盛ニ本村及加治木郷ノ内西別府村ヲ與フ、外麓村ニ同シ、

三繩村

古時桑西郷ニ屬シ、建治中、皆尾ニ反佛成房明慶領主タリ、後溝邊郷ニ屬ス、麓村ニ同シ、

竹子村

古時桑西郷ニ屬シ、建治中、竹師七反雅樂左衛門入道領主タリ、後溝邊郷ニ屬ス、麓村ニ同シ、

崎森村

麓村ニ同シ、

大山村

古時帖佐西郷ニ屬ス、建治中、大山十一町九段正宮留守刑部左衛門眞用領主タリ、後山田郷ニ屬ス、

北山村

古時帖佐郷ニ屬シ、甌村ト稱ス、後山田郷ニ屬ス、平山能清ニ男三郎五郎元秀甌ヲ領シ、子孫甌ヲ氏トス、後慶長十八年平山氏ニ改ム、弘治三年、是ヨリ先キ、梅北國兼山田ヲ

領ス、是歳、島津貴久蒲生城ヲ下シ、國兼ヲ山田地頭職ト為シ本村ヲ與フ、

邊川村

古時帖佐ニ屬ス、後山田郷ニ屬ス、明應四年、島津忠昌川上筑前守忠直ヲシテ帖佐地頭ト為シ、本村ヲ領セシム、因テ邊川ヲ氏トス、大永六年、忠直反ス、十一月、島津勝久島津忠良ヲ遣シ、忠直ヲ擊テ其領邑ヲ収ム、七年四月、島津忠良肝屬兼演ニ本村ヲ與フ、

上名村

下名村

木津志村

本村ニ松坂城アリ、即山田城ナリ、文祿元年五月、島津義久野村備中守文綱ニ山田城ヲ與フ、外載籍ノ見ルナシ、慶長以降島津氏ノ所管ニシテ、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス、

平松村

古時帖佐郷ニ屬ス、平山氏ノ領邑ニ係ル、慶長十一年十二月、島津義弘本村ニ移リ之ニ居ル、十三年、義弘本村ヲ去テ加治木ニ移ル、寛永中、平松ヲ割テ一邑ト為ス、寛文十三年、復帖佐郷ニ屬ス、元文中、重富邑ヲ置ニ及シテ、復割テ重富ニ屬ス、島津忠紀ノ食邑ト為ル、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

脇本村

古時蒲生院ニ屬ス、後帖佐郷ニ屬ス、守護島津忠久ノ時、脇本六郎太夫正平本村ニ居ル、子孫詳カナラス、建治中、三郎太夫吉元本村十一町九反ヲ領シ、辨濟使兼名主タリ、又蒲生領主蒲生種清弟宗平本村ヲ領シ、脇本ヲ氏トス、建武ノ頃、脇本氏本村ニ居ル、其後帖佐郷各村ニ同シ、元文三年、島津繼豊其弟島津忠紀ニ重富ノ一邑ヲ封ス、是時、本村及平松・船津・春花ノ四村ニ吉田郷觸田村ヲ併セ一邑ト為ス、因テ忠紀ノ食邑ト為ル、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、忠紀ノ後裔領スル所ノ重富郷ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿

兒島縣ニ屬ス、

船津村

古時帖佐西郷ニ屬シ、建治中、臺明寺住侶葉心房船津十四町余ヲ領ス、後帖佐郷ニ屬シ、又重富郷ニ屬ス、脇本村ニ同シ、

久末村

古時蒲生院^{百四十二町余}ニ屬シ、後蒲生郷ニ屬ス、保安中、眞光坊舜清本院ヲ領シ蒲生城^{本村ニ在リ}ニ居リ、子孫世々蒲生ヲ氏トス、長祿三年、島津立久蒲生領主蒲生宣清ヲ薩摩給黎領主ト為ス、明應四年、島津忠昌宣清ヲシテ蒲生ヲ與ヘ、舊領ニ復セシム、弘治二年、是ヨリ先キ蒲生範清叛ス、是ニ至リ、島津貴久蒲生氏ヲ伐ツ、三年四月、貴久北村營ヲ攻ム、範清祁答院ニ去ル、是ニ於テ比志島國眞ヲ蒲生地頭ト為シ、爾來島津氏ノ直轄タリ、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス、

北村

古時蒲生院ニ屬ス、後蒲生郷ニ屬ス、蒲生領主蒲生清直
二男二郎清則本村ヲ領シ、北村ヲ氏トス、其後比志島氏
庶族北村諸三郎清範本村ヲ領ス、年月詳カナラス、文明
中、島津季久本村ヲ領ス、十八年、季久日向、弘治二年、是ヨリ
先キ、蒲生領主蒲生範清島津氏ニ叛ス、是ニ於テ、島津
貴久兵ヲ將テ蒲生氏ヲ伐ツ、三年四月、貴久北村營本村ニ在リ
ヲ攻ム、範清蒲生城ヲ守ルコト能ハス、遂ニ祁答院ニ去
ル、因テ比志島國眞ヲ蒲生地頭、市來内藏助ヲ松坂地頭
ト為シ、島津氏ノ有ニ歸ス、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬
ス、

〔地理纂考〕

續紀曰、和銅六年夏四月乙未、割日向國肝杯(肝カ)・贈於・大
隅・始羅四郡、始置大隅國と見ゆ、東ハ同國桑原郡、西
ハ薩摩國鹿兒島郡に接し、北菱刈郡に界ひ、南ハ海に對
す、郷數六蒲生、溝邊、山田、重富、加治木、帖佐なり、さるを後世始アヒの字を始
に誤りて郡名を始羅郡と号せし事、大隅國總説に委しく
辨したるか如し、故に改て始羅郡とす、そもく此郡の

古の方域ハ、東贈於郡、西鹿兒島郡に堺ひ、北は菱刈郡
に接し、南ハ海に連りけんを、後に贈於・始羅の兩郡の
間に桑原郡を置れしより始羅郡ハ大に縮まりて、今ハ古
への半にも過スキざるなり、桑原郡を置れしハ史に漏れたり、

〔地理纂考〕

溝邊郷建久八年圖田帳に溝邊在河云々酒井未能所知と有、

鹿兒島を距る事子の方八里、東襲山、南國府・加治木、
西山田、北横川、五ヶ郷に接す、周廻十三里二十六町五
十三間、村落五有川村、三繩村、竹、子村、麓村、壽森村、人員惣計三千二百四十
八人、戸數八百四十三、

〔文祿四年六月廿九日大關手印〕

大關様御藏入分 大隅國始羅郡加治木之内

※ 一千六拾七石式斗四升 竹子村

一千三百拾五石壹斗壹升九合 溝邊村

一千九百拾四石四斗七升 崎森村

外數行略、〔按ルニ、今ノ溝邊郷ト立シハ文祿以後ニ係ル、知ルヘシ、溝邊ノ稱ハ久シキコト、又旧記ニ所見多シ〕

合志萬石

(本文書ハ「旧記雜録後編二一五四六号文書ノ抄ナルベシ」)

※(頭注)

「原文加治木ノ部分ニ入ル、参照スベシ」

「帖佐由來記」

豊州家季久ヨリ二代忠廉迄、享徳ヨリ文明十八年十二月
飢餓ニ移ラル時マテ凡ソ三拾三四ヶ年帖佐平山ヲ領セラ
レ、其外高城・上之山・平瀬・蒲生・北村・溝邊・横河・
東郷迄モ豊州之御持城也ト見ヘタリ、

〔地理纂考〕

(頭注)一名看初城ト云

溝邊城麓村麓村にあり、元弘の頃、溝邊孫太郎居城なり、

事跡詳ならず、舊記に曰、延文三年二月、畠山國明直説加

治木郷土器園に陣營を構へ、其執事野元藤次秀安帖佐萩

原城に在りて互に相援ひ、國明進て島津氏久の執事本田

信濃重親か溝邊城を圍む、氏久も又萩原城を圍ミテ両城

互に危し、時に國府郷八幡の大宮司和を畠山に求む、是

に於て双方相約して圍を解とあり、其後肝付越前兼固代

りて城主たり、兼固ハ肝付元祖伴兼行より十二世高山城

主肝付河内兼忠三男兼光子也、兼光嫡庶不和にして文明

十三年高山を去り、日向大崎城に徙りて守護方に属す、

兼光卒して、同國志布志城主新納近江忠勝大崎を併せ領

す、同十八年、島津忠昌島津家兼固に溝邊を與へ、當城に

移りて子孫世襲す、文祿四年、豊臣秀吉公の命にて日當

山今の襲加治木・溝邊三ヶ郷の中一万石の地を官田と成

して、石田三成を其代官とす、是に因て、同年十月廿六

日、兼固か後裔を薩摩國給黎に移す、さるを島津義弘朝

鮮の軍功を賞して慶長四年正月再ひ舊に復せらる、

〔本田重恒譜中〕

嘉吉二年壬戌三月十七日、自薩摩守持久得溝邊六町・同

城并向島之内有村、不知

²〔本田氏藏書〕

島津庄大隅方溝邊六町・同城并向嶋内有村事、為給分所

宛行也、早任先例、領知不可有相違状如件、

嘉吉二年三月十七日

(島津)持久判

本田殿

〔本文書ハ二旧記雜録前編二二二八〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔棟札写〕

鷹大明神棟札、宝徳三年六月貴親龜松丸、延徳三年霜月
肝付兼固、大永四年肝付兼演、

〔地理志〕

文明六年頃、平山城主島津豊州季久封内シ、十八年、其
子忠（廉之）簾日州飢肥・櫛間ニ移ル、

肝付系圖

文明十八年、肝付越前守兼固在城、去大崎領此地、一族
〔兼固ノ父越前兼光文明十五大崎ニ死ス一
十九家〕「大水」〔永祿五年長社大明神棟札ニアリ〕
朗從扈從者也、夫ヨリ兼演、兼盛、兼寛、

大永七年加治木主伊地知重貞伏誅ノ後享祿三年正月廿三
日也、加治木地頭末弘伯耆守カ時欵、

天文十一年春、北原使師旅発向于溝邊玉利壘、已破却之
際、本田之士卒救来候処、北原之兵對之、於上野廣原合

戰仕、本田刑部太輔五六十人餘屠殺トアリ、玉利ハ溝邊
城三町許南ニアリ、三方ハ深谷、東之方ハ上野ノ廣原ニ
續キ原地ニテ候、當時民家多シ、

北原兼孝日新公、貴久公ニ御味方仕、加治木為改溝邊高
松城ニ入、夫ヨリ加治木札立ニ陣取トアリ、高松城ハ溝
邊ノ内せまりト申村より十町計北之方ニ有之、通路ヨリ
西六七町ニ有リ、野原ニテ能要害之地ニ而候、東之方道
一筋有、于今要害之切岸（舟曲）四輪髓ニ相分有之、三方深谷ニ
而、東之一方（茂）容易多人數押寄かたき所也、城之腰ヲ廻
リ通路有、城外ニ古昔之弓場ト云傳所アリ、當時ハ弓場
か迫ト云島有、城より三町東之方迫ニ而候、考ニ、昔ハ
高松之通路欵、當時ハ其迫島之左右之小道ヲ通ル、

※ 弘治元年乙卯正月廿八日、至溝邊北原（住真）之賊徒、戰我軍
挑戰、未久入彼陣中、以鉄炮殺敵數十人、島津石馬頭忠
将卒於大隅兵於西原之地討賊、

※（頭注）

〔國史ニ、二十八日、北原氏兵侵溝邊〕

永祿五年、北原氏ヲ横川ニ討玉フ時、貴久公屯軍勢於溝邊扶勢玉フトアリ、然レハ忠平・年久(歳)両公子ヲ大将ニテ横川ニ至ラシメ、公ハ猶溝邊ニ在セシトミュ、肝付兼盛領高松城ニ坐セシライフ也、

〔北原家由緒記〕

一 溝邊之内高松之城

大永六年之比、椈山・新納・本田・肝付越前同心ニ加

治木ニ儀絶シ加治木ヲ切取砌、溝邊之内有川・帖佐之

内邊川ヲ高松之城ニ相付北原領之トナリ、北原兼孝或祐兼

忠良公・貴久公ニ御味方仕、加治木城ヲ攻ントシテ真

幸ヨリ先高松城ニ入、夫ヨリ加治木ニ出陣セシカトモ、

大雨頻リニ降来ニヨリ後日ヲ期シテ退陣セシ時、敵軍

不意ニ発出シテ北原ノ軍悉戦死ストナリ、

〔地理纂考〕

高松城(マツ)村 有川村にあり、北原氏居城なりと云ふ、三方

ハ深谷にて、東の一方のミ僅に一線路通す、

玉利城(マツ)村 寄森村にあり、城主詳ならず、東の一面廣野に接きて、三方ハ深谷なり、

〔樺山玄佐自記〕

〔天文十一年也〕

其次春、北原溝邊へ手遣す、溝邊たまりと云椿を仕拂ふ

処ニ、本田衆走續、其人衆を宮内まで追下、上野廣原ニ

而、本田刑部太輔を初本田衆五六十、加治木・帖佐之衆

五十餘人討取云々、

〔地理志〕

三繩村桑迫薬師木像ノ銘、天正五年丁子正月、大旦那伴

兼朗・同兼寛并兼盈云々、

(丑カ)

〔肝付越前守兼演傳〕

天文十一年壬寅之春、北原破溝邊玉利壘、本田氏来援之、

戦于宮内曠野、我軍敗績矣、

〔樺山安藝守善久傳〕

天文十一年壬寅之春、北原氏使師旅発向於溝邊玉利壘、

已破却之際、本田氏之士卒馳來欲救之、忽北原氏之兵對之、競戰于上野廣原、而本田刑部大輔已下五六百人屠殺、以追下于宮内、又加治木・帖佐士卒五十餘輩斬獲也、因茲生別府亦所以快樂也、

〔國史貴久傳〕

天文十一年壬寅春、北原又八郎祐兼遣軍攻溝邊玉利畧、本田董親遣兵救之、北原軍敗諸上野廣原、斬本田刑部大輔等數十人、〔摺樺山氏譜〕樺山玄佐自記、玉祐兼貴兼之曾孫也、利畧遺墟在溝邊、係崎森村、與梅岳君如生別府、與祐兼諫攻加治木、軍於吉原、祐兼軍於札立〔吉原・札立皆在加治木段土村〕云々、「以下加治木・國分ニ載ス」

※（頭注）

〔國分・加治木参照スヘシ〕

〔國史〕

文祿四年云々、加治木・溝邊・三臺堂領主肝付三郎五郎兼三為喜入・宮・清水領主、川邊郷有宮村、清水村云々

〔地頭系圖〕

溝邊

土持左馬權頭盈信 權兵衛信全養祖父也、

新納仲次郎忠彰 後仁左衛門

上原太郎次郎

伊集院宮内少輔

伊東肥前 御船奉行也、寛文五年二月二日ヨリ定、

土持權之丞信全 初ノ名八十左衛門ト云也、諏訪采女兼延三男也、延宝二年二月十五日ヨリ定、

野村太左衛門 吟味役・御用人、延宝七未正月二十七日ヨリ、異本六年ヨリ元祿五之冬迄、

渋谷四郎左衛門 元祿十年正月二十五日ヨリ定、異本元祿九年十一月三日ヨリ同十二年迄、

若松平八左衛門 元祿十二卯六月七日ヨリ、

相良杏之助 新右衛門トモ、宝永五年子三月三日ヨリ、異本四年十二月十七日ヨリ、

〔地理纂考〕

高屋山上陵麓村

書紀曰、彥火々出見尊崩、葬日向高屋山上陵、古事記曰、日子穗々手見命者、坐高千穗宮云々、御陵者、即在其高千穗山之西也、延喜諸陵式曰、高屋山上陵彥火々出見尊

也、在日向國無陵戸とある、是なり、此山陵溝邊郷當村に在りて俗に神割岡と云ふ、高六十間許なり、頂圓くして、八分目より下漸々に大きくなりて、根の周廻十町許なり、四方山脉の接たる所も無く、曠野の中に獨立して、ふと打仰かむにも其形状山陵なる事知られたり、固より高千穂の西嶽より真西に當りて直徑二里に過されハ、古事記に御陵者即在其高千穂山之西也とあるに能く符合せり、又神割岡より南の方七町許に鷹屋神社あり、上古彼神割岡の頂に鎮坐ありしを、御荒ひ甚しく、土人其神威を懼畏ミ往古今の地に遷坐ありしよし傳稱せり、頂より南の方へ下り果たる所華表の跡にて、今其地名を鳥居追と云ふ、又國府郷鹿兒島神社も神割岡より南に當り直徑二里許にて、彼神官等か古き傳へに、鹿兒島神社ハ彦火々出見尊の大宮の跡にて、御陵ハ溝邊郷木佐貫と云ふ所なるよし傳えてハ在れとも、其所と差て定かならざりしを、即て木佐貫ハ麓村の小名なりけり、割岡のほとり神を擧ぎ或ハ牛馬を繫く事を堅く禁したり、さるを往年伊地知善太と云ひし者溝邊郷に寓居して此岡の裾に島を擧ぎしに、暴に病を煩付て遂に身死り續て其妻狂氣に成り、是も程無く死して其家絶にき、又七年許以前事なりき、郷人町田實則と云ふ者の僕此岡に青草の茂りたるを見て不意に馬を繫きしに、其馬俄戰栗して牙を齧ミ伏さるを此山陵を同國內轉ていたく苦ミしか、遂に死しけるとぞ

之浦郷國見嶽の絶頂なりと云り、其根源ハ、彼國見の山下に高屋神社ありて祭神彦火々出見尊なり、土人の傳説に、景行天皇熊曾征伐の時、此地に巡幸ありて、山陵拜謁に便り善からざるか故に、詔ありて拜殿を山下に創建し、則今の高屋神社なるよし云るハ大に誤れり、此地高千穂山の南に丁りて、古事記に高千穂の西とあるに方角符ハす、又國見の絶頂ハ山下より三里に近く、殊に登路極めて險難にして、今たに容易く登りかたし、況や神代をや、斯の如き所に葬奉るへくも非ず、又此処高屋といへる地名にも非ず、抑高屋の名は、神代紀の一書彦火々出見尊の降誕の条に、上凡此三子火不能害、及母亦無所少損、時以竹刀截其兒臍、其所棄竹刀、終成竹林、故號彼地曰竹屋云々とあるか始にて、此地薩摩國加世田郷にて、無戸室の跡なり、此事加世田郷の卷に詳なり、往古此跡に神社ありて社号を高屋と稱へ、同郷宮原村にも高屋神社ありて、俱に祭神彦火々出見尊なり、是に因て按するに、降誕ありし地名を高屋と云へるに就て、後には尊を齊祭れる社号を高屋と稱へしにて、始良郡なるも固よりの地名にハあらず、尊を葬奉りしより名に負せしなるへし、さるを前

皇唐陵記に、薩摩國阿多郡・大隅國肝屬郡俱有鷹屋、蓋二郷相接、恐此地之山とあるは大に訛れり、阿多・肝屬の両郷相距る事数十里にして、其地更に接するにあらず、此ハ地理に闕く、又和名鈔に肝屬・始良の郡の次第錯簡たるを辨へさりしか故なりけり、そもく此山陵を内之浦なりといへる誤ハ、和名鈔に鷹屋を肝屬郡に載たるより起れり、鷹屋ハ肝屬郡に非ず、始良郡なり、此事總説にすべし、元禄年中卜部兼連か著せる内之浦高屋神社の縁起を視るに、土人の傳説の俣にて兎角云ふに足らず、溝邊郷鷹屋神社に宝徳三年・正保六年再興の棟札を納め、又享保年中同郷の檢地帳に、鷹屋社領麓村七段七畝八歩、有川村一段一畦、同村二十五歩、大宮司屋敷八畦二歩、内侍屋敷五畦、權祝子五畦二歩と見えて、今も神領其時の俣なり、是より已前文禄四年、大岡秀吉公の命にて溝邊・加治木・日當山三ヶ郷三ヶ郷皆近隣なりの地一万石を公田として、石田三成を代官たらしむ、是に因て領主肝屬兼固溝邊を去りて薩摩國給黎に移る、其後又文禄四年、細川幽齋に命して寺社領の三分二を勘落ありしかハ、是等の時神領も多く闕つらむ、さるを享保年中の俣に社領も傳ハ

り、土人の口碑に上古の傳説もいさ、か遺れるを思へハ、實地を世に知人なく成り果しは、彼唐陵記の説の世に行ハれしよりコナクの事なるへし、此度此山陵の顯れしハ、彼内之浦なる高屋山陵の古書の趣に違へるに就て、眞の山陵ハ異所なるへく年頃思ひけるを、山内時習・田中頼庸官命を受け此所彼所探索めぐりて顯れしなりけり、さるハ往年樺山資雄官命に因り此地に來り、扁額に鷹大明神とある社を見て、社司に由緒を問ひ棟札をも見しに、鷹屋と記したるか一枝ありて、猶山陵をも尋問ひしかとも更に知る人なかりしを、やかく此社にて、山陵ハ神割岡なりけり、又肝屬・始良の郡の次第錯簡たるを發明せしハ高木秀明なり、此三人の深き思金に因て皆人多年の惑ひを一時に解しハ大なる功になむ有ける

「地理纂考」

高屋神社麓村

奉祀 彦火々々出見尊 例祭

山陵の南七町許にあり、上古山陵の頂に鎮坐ありしと云ふ、遷坐の年月詳ならず、此地前面ハ水田にて、左右ハ陸田或ハ人家なり、後ハ岡にて大なる杉山なりしを、近年軍役の料に都て伐り除きたり、當社及び山陵の在所に就て考ふるに、鹿兒島神社の地を彦火々々出見尊の皇居の遺址なりと云る社傳ハ決て然るへし、此事都城高千穗宮の卷に云へし、

〔地理纂考〕

熊野神社クマノノ麓村麓村 當村にあり、祭神紀伊國熊野神社に同し、
天正十二年伴兼寛造立の棟札を納む、

〔纂考〕

熊野神社 麓村にあり、天正十二年の棟札に奉建立熊野
十二所權現云々とあり、

〔地理纂考〕

一之宮マヤノ麓村麓村 有川村にあり、祭神詳ならず、天正九年肝付
兼寛・地頭同苗若狹兼盈造營の棟札あり、二月初卯日・
十一月中卯日を例祭とす、

〔纂考〕

福玉神社フクタマ 三繩村ミヅノにあり、木像木像、祭神詳ならず、天文十年
建立の棟札あり、

〔地理纂考〕

藏王神社 崎森村サキモリにあり、奉祀薩摩國田布施郷金峯山藏
王神社に同し、社傳に應永三十一年甲辰十一月十五日建
立なりと云ふ、享徳二年又慶長十二年四月島津貴久マツ再興
の棟札を納む、例祭二月初申日・十一月中申日なり、

〔名勝志〕

鷹大明神 麓村に鎮座、地頭假屋有川村石原にありを距ること辰方
貳拾九町余、祭神一座、神名詳かならず、正祭二月初酉・十一月中酉、應永十八年勸
請す、由縁詳かならず、寶徳三年六月大檀那貴親社殿造
立の棟札を納む、一郷の惣鎮守にして、元禄二年再興す、
社司宗像氏、

〔纂考〕

長社神社ナガシロ 藏王神社の傍にあり、祭神詳ならず、木像木像十
六体、永
禄五年霜月建立の棟札あり、

〔地理纂考〕

曾我石 三繩村ミヅノにあり、土人相傳へて、大磯虎女トコ曾我五
郎時宗を追悼して六十余國に一國一基を建立せし其一な
りと云ふ、此外薩摩國鶴田郷尼寺の跡及び大隅菱刈郷黒

坂寺の跡にも曾我石あり、共に由緒詳ならず、

〔地理纂考〕

物産

走獸 野猪 鹿

地理志

溝邊

〔地理課川調帳〕

※一福ヶ迫川

崎森村

水源○高屋岡東ヨリ○鳥越原下○橋口○福ヶ迫
○鷹屋神下○高屋各ヲ通り 一里三分ヲ經テ

網掛川通工流入ス、

※(頭注)

〔加治木郷網掛川支川〕

同 一寄森川

同村

溝邊麓村ノ内○古城○鍋村○谷村三ツ流合○本堂ヶ原西下寄森村ヲ

通、小山田○今塚ニ於テ一里六分網掛通工入、

佳例川村○横井○上箇○佐山ヲ流レ、二里五分ヲ
經テ○水天湖新川通工流入ス、

川西 一佳例川

三繩村 佳例川村

始羅郡溝邊三繩村ノ内○木佐貫○中野ヨリ 西襲山ノ内

〔地理纂考〕

貞久公御代、溝邊孫太郎領之、姓氏不詳、

永祿五年、北原伊勢守・同新助楯籠、六月三日、忠平

公・歳久公大将ニ而攻殺給ふ、此地を菱刈氏ニ賜ふ、

鷹大明神 社司宗像氏 祭神不詳、

棟札、寶徳三年六月貴親龜松丸、

溝邊城 氏久公御代、本田重親籠溝邊、畠山之軍圍及難

儀候処、帖佐萩峯城ニ畠山之執事野元藤次籠城仕候を守

護方より責申候、是も危難ニ而候故、双方以和睦兩城在(互)

ニ引取、命を保候、是又肝付越前守等在城之由候、于今

本城・二之丸其跡相見得候、

加治木郷或ハ柁木
に作るカチキ

鹿兒島縣廳より東北五里十八町、東國府郷、西重富・帖

佐の両郷、戌亥山田・溝邊に境を接し、南の一方海に對

す、周廻十四里二十九町三間半、村落六反土村、西別府村

高井多村(註)、人員惣計九千三百八十六人、戸數二千百十七、

○加治木の名義ハ、土俗の傳説に、蛭兒命の乗り玉ひし

天磐樟船此地に漂着して、其柁より蘂芽を生して大木と

成りし故に、往古は柁木と書しよし傳稱せり、續日本詩

選に當郷の名を柁城と書て傍注にカチキとあり、此説國

府郷奈氣木杜ナギキノモリの条に詳なり、

〔建久圖田幟〕

加治木郷百廿一丁七段半

正宮新領(御脱カ)

本家八幡 地頭掃部頭 「建久九年御家人交名ニ
加治木郡司吉平トアリ」

公田永用百六丁二段半 郡司大藏吉平妻所知

件名雖為社領(貴)府別府、以數百余丁宛五十丁、所當

准千疋、殘(六十九)卒余丁不弁濟府國兩方、(忿カ)〔次以〕私用也、

動不隨國務也、

鍋倉村三丁〔帖佐郷ニアリ〕

宮永八丁

万徳四丁五段

僧忠覺所知

正宮修理所酒井為宗所知

〔建治二年石築地役御教書〕

加治木郷百四十五丁五段除眞進田五丁
定百四十五丁五段半

公田百九丁二段半除眞進田五段

永用百六十丁一反半除眞進田五丁
定百一丁二反半二尺二寸五分

本名永用五十丁五丈 御家人郡司氏平

久永廿丁二丈 御家人木田三郎(撥カ)探通平

永富廿丁二反一丈二寸五分 御家人別府二郎長光

吉原十丁一丈 御家人又二郎俊平

鍋倉三丁三丈 大輔法橋勝子(印)

宮永崎守八丁八尺

本名用丸五丁三尺加悪定 御家人修理所檢校丸

永谷三丁三尺

万得五丁三反内

郡本一丁二反内

二段八寸

御家人郡司氏平

五段五寸

邊河四丁四尺

寺田二十丁

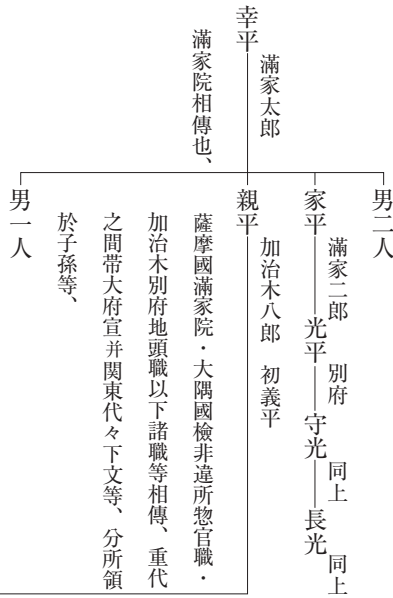
以下略、

臺明寺學頭榮源

弁濟使平左近入道西佛

〔末吉郷加治木氏系圖〕

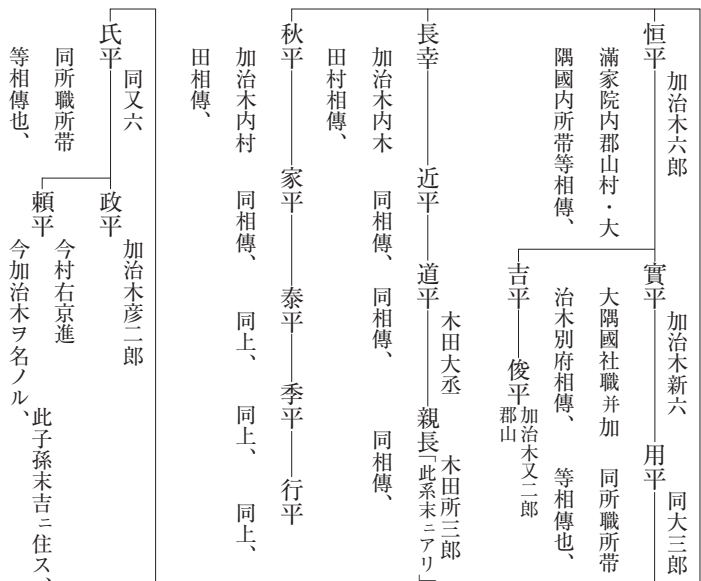
※



※(重注)

〔建久九年三月十三日大隅國御家人交名ニ加治木郡司吉平トアリ、圖田帳モ加治木郡司吉平トアリ、加治木八郎親平ガ

コト也、滿家院院司業平トアルモ同族ナルモ疑ハシ



「古加治木氏系圖」

忠平 — 實賴 — 賴忠

鎌足後胤 号小野宮、三条 関白 大政大臣

經遠

藤大納言 肥後國菊地

經平

藤宰相 ○配流大隅國加治木郷、于時加治木本領主大藏良長依無男女子息、後家号肥喜山女房當郷郡司及國方檢非違所惣官職兼帶之間、受取流人經平卿令警固之、時彼後家女与經平為夫婦所生之後胤也、

二 經賴

藤太夫 同諸職得經平讓、 大隅大掾

三 賴長

四 賴光

大隅大掾

五 資光

大隅大掾

資賴

号小山田、

六 資房

擬神崎別當、

七 資平

大隅守

八 親平

改吉平、号加治木八郎、○改藤原氏為大藏氏、以後勤仕御家人所役祇候關東、○大隅國檢非違所并加治木郷文治四年戊申、○建久六年六月廿二日、給右大將家御下文薩州滿家院、文治・建治マ二通同給御下文也、

九 恒平

六郎 ○母万歳女○大隅國加治木郷建保二年九月四日給右大臣家御下文、薩州滿家院之内郡山村内給御下文、○建曆元年四月廿八日、得親平之讓畢、○承久三年死、

信經

「子孫末ニ系アリ」

号木田三郎、○加治木郷内上木田村、同郷竹子

<p>十 實平</p> <p>新六 大隅國檢非違所惣官職并加治木別府地頭職、建保七年四月十日得恒平讓、同國所職、貞應元年五月十三日・同十八日給陸奥守平義時御下知、</p>	<p>「イ秋平」 顯平 家平</p> <p>七郎 号平田左衛門尉、○上木田村内平田・曲田・岩崎田、承元四年得長幸讓、</p> <p>「イ加治木内村同相傳」 田、承元四年得長幸讓、</p> <p>資平<small>(余カ)</small> 堯光<small>(幸カ)</small> 号滿家左近將監、 八郎</p> <p>光平 号別府五郎太夫、下木田村得親平讓畢、</p> <p>女子二人 一人和泉保久妻 一人蒲生清直妻</p>
---	---

<p>十二 氏平</p>	<p>十一 用平</p> <p>改忠平、大三郎 ○天福元十月二日、實平知行分相傳、</p>	<p>種平</p> <p>空助 ○吉原村并恩賞地頭職等相傳、正中二年給御下知畢、</p>	<p>俊平</p> <p>又次郎 加治木郷内吉原村相傳、筑前國七隈郷・北伊郷<small>(比カ)</small>・長淵庄、弘安四年蒙古合戰恩賞仁給畢、</p>	<p>「良平」</p> <p>号郡山、弥三郎 土与王丸 加治木郷内吉原・滿家院内郡山村、得建保恒平讓、同給御下知也、郡山村安貞二年相傳兄實平畢、</p>
------------------	---	--	--	--

又六 ○建長三年八月三日、用平知行分相傳、
文永二十一年月廿二日、同給將軍家御下文也、

十三
眞平

彦六

直平

胤平

新六

三郎

加治木郷内岩本得祖父讓、

十四
政平

彦次郎

左衛門尉

○大隅國所職并加治木郷地

頭職等、文保三六月廿日得祖父讓、

十五
里平

左衛門尉

○政平知行分相傳、文和五年八月三

日得讓、

十六
氏平

左衛門尉

應安三年、任近江守、○貞治二年七

月二日、里平知行分得讓畢、又木田村知行、

十七
忠平

左衛門尉

○應永十七年六月廿七日、任能登守、

賴平

金平

号木田、

得賴平知行分讓也、

十八
氏平

号加治木三郎、○於隅州帖佐院二月十六日為忠

國公御方季久ニ被討、四十八、

十九
實平

二十
滿久

三郎

右衛門佐 實鳥津豊後守季久三

男、「文明六年比、居于加治木」

廿一
久平

〔後能登守〕

大和守 ○明應四年七月二日、反忠昌公攻之、

翌年二月、落城移阿多、

廿二
久恒

「加治木氏系圖之内抄」

加治木八郎親平二男

一 木田三郎信經

出家 長幸 加治木郷内上木田村、同郷竹子村
内久木別府・井上原永原、比喜山寺・岩屋寺別
當職、高井田、薩州日置庄、承元四年五月得親
平之讓、

二 近平

三郎 初幸平 左兵衛尉 ○長幸知行之分相傳、
同給御下文、

三 道平

大三郎 拯 近平知行分相傳、弘安八年二月廿
日給関東御教書、

清平

又三郎 ○枝次畠屋敷、弘安二年十一月得近平
讓畢、

四 師平

弥三郎 ○木田村内田畠屋敷三ヶ所・高井田、
得道平讓、正和五年三月給関東御下文、

親長

新三郎 ○木田村・薩州日置庄、得道平讓畢、
元弘三年七月十日令旨拜領、

五 種平

八郎 ○師平知行分相傳、又枝次田畠屋敷等、
元弘元年十月一日得伊平讓、同給御教書畢、

六 盛平

号枝次八郎、改大藏氏為藤原氏、○種平知行分
永和元年八月四日得讓畢、

七 武平

太郎三郎 應永廿五年八月四日得盛平讓畢、

八
保平
九
吉平

彦次郎 彦八郎 筑前守 母薩摩郡内
應仁二年死、 山田村領永利氏女 長享元年
死、

十
貞平
十一
隆平

又八郎 筑前守 三郎右 又八郎 形部少輔
衛門尉 永正十四年死、 筑前守

〔古城主由来記〕

一 加治木城 加治木八郎親平

忠久公薩州御下向の時節居城也、本大藏氏の苗裔なり、
大藏氏ハ、唐土後漢之靈帝の孫阿智王初テ日本ニ濟り
子孫を残す、我朝秋月・原田此末葉也、加治木郷も上
古大藏太夫良長と云る人数代郡司たり、此良長世子な
し、其後家肥喜山安房(女)と号し、加治木郡司・國方檢非

違所の物領職(官)を後家兼帯しける、時ニ一条院の御宇寛
弘三年、大職冠鎌足流に小野宮関白之公達禁中にて女
御之争ニ依テ國々江流されし其中ニ、經平卿と云(女)へ

る人△大隅國加治木郷江流され給ふ、此時加治木江春
日大明神を崇む、然るに肥喜山後家經平卿と夫婦と成
り一子を生ス、藤太夫經頼と号し、大藏家を相續す、

二代大隅大掾頼長、三代大隅大掾頼光、四代大隅大掾
資光、次ノ弟資頼、是より小山田之家出る、五代神宮

(ナシ)別當資房、六代大隅守資平、七代加治木八郎親平、
文治四年戊申、加治木郷を給ふ、建久六年六月廿三日、

薩摩國滿家院安堵の御下文右大將家より給る也、八代
六郎恒平、次之弟三郎信經、是より木田家出る、三男

七郎顕平、是より平田家初る、四男左近將監資宗、是
より滿家の家出る、五男五郎太夫元平、是より別府の
家出る、女子二人あり、一女は薩摩國和泉諸太郎兵衛

尉保久、二女ハ蒲生太郎太夫清直か妻也、加治木九代
新六實平、次之弟弥三郎良平、是より郡山之家出る、

十代大三郎用平、十一代又六氏平、十二代彦六貞平、
十三代彦次郎左衛門尉政平、十四代左衛門里平、次ノ

第三郎兵衛元平、是より高山家出ル、十五代左衛門氏

平、十六代左衛門忠平、此時守護元久公御在洛御供、

島津國方として奉調將軍義持公、被任能登守、十七代

三郎氏平、十八代三郎實平、十九代左衛門滿久、實平

世子なく、島津豊後守季久之三男加治木之養子トなる、

二十代三郎能登守久恒、是まで系圖ニ見えたり、其後

加治木ハ肝付家之居城となる、

〔國史貞久傳〕

延文元年冬十月廿五日、與三條泰季共攻加治木岩屋城、

直顯遣禰寢重種・清増救之、久木崎五郎三郎久春踰牆入

城、遂拔之、伊集院大隅前司久氏・本田新兵衛尉親春・

比志島範平・野田刑部左衛門尉・帖佐太郎左衛門尉等有

戦攻、久氏忠國之子也、

〔十〕

※一月十日、加治木本城出兵攻三條泰季營、伊集院久氏・

久木崎久春邀撃之、〔摺平田監物家藏文書、加治木本城遺
墟在島津兵庫別館北十三町餘段土村、

二年丁酉春正月二十一日、齡岳公・三條泰季與加治木軍

戦、二十五日、復戦、〔摺比志
島文書、三月二十日、齡岳公夜與加

治木軍戦、〔摺齡岳公譜、平田
氏・比志島氏文書、

延文三年戊戌〔南朝正平
十三年〕夏四月十四日、柿木原左衛門太郎隆

實擊中津河勘解由左衛門尉・國〔郡力〕小太郎等於加治木院、

〔摺柿木原平右衛門
家藏齡岳公一見狀、

※〔頭注〕

「一月ノ字誤アルヘシ、平田氏ノ文書ニ摺リ再考スヘシ」

3〔寫載旧記〕

大隅國祓寢又五郎建部清増軍忠事

右、去延文元年十月廿五日、薩州凶徒大将三条侍從泰季

并嶋津三郎左衛門尉氏久以下、率數多軍勢、寄來加治木

城、取向陳於所々之間、即時馳向致合戦之刻、同〔延文〕正月

廿七日、檢井四郎頼仲伸入日州救二郷胡麻崎、構城塙楯

籠之間云々略、恐々言上如上件、

延文貳年五月 日

〔直顯〕
承了判

〔本文書ハ、「旧記雜録前編二」十五号文書ノ抄ナルベシ〕

4〔全〕

大隅國祓寢孫四郎重種軍忠事

右、去延文元年十月廿五日、薩州凶徒大将三条侍從泰季并鳥津三郎左衛門尉氏久、率數多軍勢、寄來當國加治木城、取向陳於所々之間、馳向致合戰之刻、同^{延文}正月廿七日、凶徒榆井四郎頼仲打入日州云々略、恐々言上如件、

延文貳年五月 日

〔崑山直頭〕
承了判

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一六号文書ノ抄ナルベシ〕

〔牛屎氏藏書〕

覺

延文二年丁酉九月、崑山治部太夫直頭籠城日州六笠、依是菊地肥後守武光可責之由有其聞得、其比又鳥津左衛門尉師久令発向加治木、仍テ祁答院之郡司渋谷之一族偽テ号令加勢直頭、相催一族等、九月晦日、打入加治木城、既与師久及合戰、依是師久請合力於左近將監高元、給其貴札云、

5
〔包紙上書〕
正平十二

嶋津とのより

牛屎左近將監殿

師久

為加治木発向打立候刻、渋谷一族等、以直頭合力之方便、相語當所郡司・同一族、去月^{辰魁日}渋谷勢打入彼等之城候之際、合戰最中候、仍御合力候者、悦存候、委細之旨東郷ニ令申候訖、定可被聞召候哉、每事期後信候、恐々謹言、

〔正平十二年〕十月五日 日

牛屎左近將監殿

師久判

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」二五の2号文書ト同一文書ナルベシ〕

6〔比志島氏藏〕

一見畢^{④丁}（三条泰季）
（花押）

薩摩國滿家院比志嶋太郎範平申軍忠事

右、御大将隅州御發向之間、最前馳參、去年十月廿五日、岩屋城御退治以來、属于御手、致日夜合戰忠節候之上、去正月廿一日合戰、中間平六被疵^{右股}、同廿五日合戰、舍弟彦次郎範家被疵^{右足}、去三月廿日夜濱陣御合戰、致先縣^{④懸}自身被疵^{左手}、中間平六左股被疵候畢、同時合戰輩、伊集院帖佐太郎左衛門尉・久木崎五郎兵衛尉見知畢、然者預御注進、浴恩賞、弥為抽弓箭面目、恐々言上如件、

正平十二年卯月 日

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一〇号文書下同「文書ナルベシ」)

※(頭注)

「加治木城ノ外ニ岩屋城アルカ、實地糺スヘシ」

7「全」

薩摩國滿家院比志島太郎範平申軍忠事

右、去年十月廿五日岩屋城御退治以来、属于御手、致日

夜合戦、^④忠節、去正月廿一日中間平六被疵右股、同廿五日△

舍弟彦次郎(範家)^{④ナシ}被疵右足、去^{④ナシ}三月廿日夜濱陣御合戦、

致先懸自身被疵^④左手同、中間平^{④六}被疵候畢、此段度々御

注進勘文明白上者、^{④方}預御一見状、為備後證龜鏡、恐々言

上如件、

正平十二年卯月 日

^{④氏久}承了(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一〇号文書下同「文書ナルベシ」)

8「全」

隅州退治事、来廿五日治定候了、為御用意申候、其内入

見參、諸事可申承候、恐々謹言、

卯月十四日

氏久判

比志島殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」二二号文書下同「文書ナルベシ」)

9「垂水遠矢氏藏書」

異國要害構石築地破損并楯征矢箠等事、就于先度御教書、

堅被相觸候、于今延引之条、何条次第候哉、所詮、重被

仰下候上者、云御分領、云名主分、不日可被致其沙汰候、

但田地十町別楯一所、^{④枚}五町別箠一流長八尺、一町別征矢二

筋ツ、可有御存知其旨候、恐々謹言、

正安二年六月廿一日

守護代藤原範政

在判

謹上 加治木郡司殿

「建治二年石築地役ヨリ廿五年後ニ當ル」

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一〇四八号文書下同「文書ナルベシ」)

「國史」

文和二年癸巳^{④南朝正平八年}春二月朔日、一色道猷以齡岳公為日向

本郷・大隅加治木院地頭職、賞金限之軍功也、^{④加治木院即加治木郷}

見郡村高
辻帳頭書、

〔國史忠昌記中〕

文明九年正月廿七日、帖佐・加治木兵入宮内、因桑畑氏
及正興寺住持、攻御壇、擊社家、絶其汲道、樺山氏・北
郷氏・村田氏・宮丸氏救之、閏月五日、軍咲隈、六日、
帖佐・加治木兵引去、桑畑氏・正興寺住持奔帖佐・加治
木、而宮内與冠⑨冠為隣、社家輩恐復見侵、共議自全之策、
或欲附帖佐・加治木、或欲倚公家、不知所決、乃謁八幡⑩宮
探籌、得倚公家者三、衆志乃定云々、

〔島津忠昌譜中〕

明應四年六月廿九日、加治木大和守反、掠取於帖佐城、
七月朔日引退、翌日責加治木城、〔系圖ニ久平翌年二月
落城移阿多トミユ〕

10 〔肝付氏藏書〕

※今朝辰刻帖佐城へ從加治木切乗候之由聞候、無是非次第候、
然者此番手仕可入候、社家之衆中本田・日置美作守被相
談、一途了簡憑入候之外無他、⑩候恐々謹言、

〔明應四年〕
六月廿九日

忠昌判

肝付次郎左衛門尉殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一七三七八号文書ト同一文書ナルベシ〕

※〔頭注〕

〔帖佐城參照スヘシ〕

11 〔企〕

就當城之時宜、別テ用状候、就其〔加治木氏攻帖佐時也〕一昨日朔當所取向候畢、
合戰⑩候ニテ敵七人討執候、仍敵退散本望候、然處宮内衆日
置美作守至加治木、同日遣勢候、町村里燒拂候テ合戰候、
得勝利敵數輩討執候、翌日從此方又加治木江勢遣候、本
安國寺破候テ、城之坂口迄責入候、是モ太刀打候、得敵⑩難
數輩討候、物深所之間頸三執候、身方モ三四人討死候、
爰本如此破候畢、殊近所之事候、丁寧之由承候、喜悅無
申計候、於彌憑入候、委細者美作守江⑩申候、△可被申
候、恐々謹言、

〔明應四年〕七月三日〔加治木氏帖佐
ヲ攻ル時ナリ〕

忠昌判

肝付次郎左衛門尉殿〔兼固也〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一七三三九号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔島津忠昌譜〕

明應五年丙辰二月、加治木大和守落城、而移于阿多城、

〔田代刑部少輔清光傳〕

明應五年丙辰三月二日、賜田一町八段於加治木郷坦道名、

〔國史忠昌傳〕

明應五年丙辰二月、加治木久平降、去加治木徒阿多城、

〔雲遊雜記傳〕

文明六年加治木トハ、按ニ、是加治木氏十九代左衛門尉
滿久ナリ、本姓ハ島津氏、豊州季久ノ第三子ニシテ匠作
忠廉ノ母弟ナリ、一名忠敏トモ云ヘリ、加治木ハ上古ヨ
リ大藏氏世々此ニ郡司タリ、太夫良長ニ至テ歿シテ子ナ
ク、其妻寡居シテ職ヲ領シケルニ、寛弘三年、經平卿頼忠三男
罪ヲ得テ此ニ謫セラレ、寡婦ヲ娶テ藤太夫經頼ヲ生メリ、
七世ヲ八郎親平ト云、時文治四年、頼朝公親平ニ御下文
ヲ賜テ郡司ヲ安堵セシム、十八世ヲ三郎實久ト云ヘリ、
男ナク滿久ヲ嗣トス云々、子能登守久平カ時ニ追テ、明

應四年七月、圓室公兵ヲ遣テ加治木ヲ攻ラル、明年二月

久平降ル、コレヲ阿多ニ移サル、時伊地知周防守重貞此

ニ封セラル云々、

一文明記ノ末ニ、島津修理亮忠廉（庵）手柄分云々、隅州加治木石垣ノ下負、隅州加治木木田ニテ勝ツ、同國加治木土器屋ノ前ニテ仕負ル云々ミヘ

リ、

〔地理志〕

始羅郡加治木 惣廻拾四里貳拾九丁三間半

上古大藏大夫良長ト云ル人數代ノ郡司タリ、良長無世子、
其後家肥喜山安房（女カ）ト号シ、加治木ノ郡司・國方檢非違所

之惣領職ヲ後家兼帶ス、時ニ寛弘三年ノ比、小野宮關白
ノ公達禁中ニテ女御ノ争ニヨリ國分（マヤ）ヘ被流、其中經平卿

頼忠公ハ大隅國加治木ニ被流玉フ、然ルニ肥喜山後家經平三男

卿ヲ請取令警固ノ間、經平卿と夫婦ト成生一子、藤太夫
經頼ト号シ、大藏家唐土後漢靈帝孫阿智王之苗裔ヲ相續、二世大隅大掾頼

長、三世同頼光、四代同資光、五世神宮司別當資房、六
世大隅守資平、七世加治木八郎親平、文治四年戊申、右

大將家賜加治木郷安堵之御下文、子孫世々領之、十六代
左衛門尉忠平代、守護元久公御在洛御供、為島津國方奉

謁將軍義持公、被任能登守、其孫三郎實平無世子、島津
 豊州季久之三男ヲ為養子号左衛門尉滿久、其子能登守久
 平代、明應四年七月二日、太守忠昌公攻之、翌年二月落
 城、而移阿多ト云々、

※ 滿久

右エ門尉

忠經

刑部少輔

忠平

佐渡守

千代二郎丸

※ (頭注)

「加治木
 久平

伊地知
 重貞

明應四年退去ヨリ

大永七年被誅ニ至ル三十三年」

大永年間、「明應四年七月、加治木久平忠昌ニ降ルノ後此ニ封セラレ
 伊地知周防守重貞領、同七年五月六日、重貞
 及弟新左衛門重兼、依逆意蒙忠兼公之命日新公誅伏シ玉
 フ、

肝付譜中

天文十九年四月、以此地自貴久公賜肝付越前守兼演入道

以安、⑨劉文祿四年領之、

文祿四年、加治木一万石秀吉公御藏入ト成、御代官大田(石カ)

治部少輔、

慶長十二年未冬、惟新公自帖「平松ヨリ」佐移居加治木、

「樺山玄佐自記」

未弘伯耆守ト云人加治木地頭ニテ種々武略ノ条、惡事出
 来一定ト見エタリト云々、按ニ、伊地知重貞伏誅ノ後補
 任セシナルヘシ、

「自家系圖」

寛永二年五月二十六日、島津兵庫頭忠朗發江府、七月、
 下着隅州加治木「此前ヨリ内々、拜領トミユ」、八年九月四日、家久公賜隅
 州始良郡加治木一万石、十三年、家久公賜加治木士及給
 地七千六百餘石、全併領之、是より世々領之、

「國史貴久傳」

大永七年丁亥夏四月九日、梅岳君使肝付兼演領帖佐邊川
 加治木中之眇、中略、加治木地頭伊地知周防守重貞與帖佐
 地頭島津昌久俱以邑叛、六月五日、梅岳君攻拔加治木城、

殺伊地知重貞、重貞子新左衛門尉重兼自殺、又攻拔帖佐

城、殺昌久、大翁公旧譜作五月六日、黄兼軍記云、五月六日、梅岳君如加治木、七日、殺重貞・重兼・昌久三人云々、重貞歷

事圓室公・蘭窓公・興岳公、大翁公、為國老、補加治木地頭、按、重貞為加治木地頭、蓋代加治木久平、久平去加治木、在明應五年卷、島津昌久為帖

佐地頭、見上卷大永六年、昌久傳云、是時島津實久陰有篡國之志、動輒流言於國云、某氏反、由是昌久亦坐謀反、重貞傳亦如之、觀下文實久構梅岳君於大翁公、問其如帖佐、加治木、陷伊集院、谷山二城、島津實久使川則昌久・重貞謀反、出於實久反間之言、亦未可知也、

上上野守忠克言於大翁公曰、誰幽君於伊作山谷中為、臣

願奉君為守護職如故、又問梅岳君之如加治木・帖佐也、

問去十一日、云々略、梅岳君既克加治木・帖佐、各置戍兵

而還、舟中心計曰、當請老公使居帖佐・加治木之際、則

庶乎可以為鹿兒島之扞蔽矣、既抵戸柱、聞實久構已於老

※ 公、欲親詣伊作陳心曲、從者止之、乃由湯越嶺飯田布施、

湯越嶺在伊作郷湯之浦村・和田村接界処、

※ (頭注)

「伊作郷參考スヘシ」

「本田信濃守重親譜」

太守氏久公有故没取留主之所領法樂寺田并修理田有加治

木郷、闕所者自古守護代雖計之、重貞應乞、赦兩之地於

重貞、得禮之狀、(參)

12 就今度留主殿所領没取之儀、加治木郷法樂寺田并修理田

之事、已為彼領地之上者、自守護代可有御闕所之条勿論

候、雖然當時加治木地頭職之事、依我等承候、其間之事、

可被聞之由申候處、預御領掌候、祝着此事候、然者被申(參)

合候辻、於以後不可有忘却候、仍心中之趣為御存知、令

啓一筆候、心緒尚期来信候、恐々謹言、

十一月十五日 重貞判

本殿御宿所

「上フ」本殿御宿所 伊地知周防守 重貞

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一七五二号文書ト同一文書ナルベシ)

「地理纂考」

加治木城反土村 今单称して本城又古城とも云ふ、本丸・

二丸・三丸・向城・高城・松尾城・新城等の名を分ち、

城門・壕塹・石垣等の跡今尚存せり、周廻凡一里許、西

北ハ猶木川山下を回り、南ハ巖壁にて高六十間許なり、(橋カ)

東は山野に連りて堀の跡あり、此城建久年中島津忠久始

て下向の時加治木八郎親平城主たり、親平ハ本大藏姓の

苗裔にして、其始ハ、東漢靈帝か玄孫阿智王か子高貴王と云ひし者、皇朝に皈化して丹波國に住し醫博士イノハカセとなり、後に播磨國大藏谷に封せられ、大藏を以て氏とす、此家數代加治木を領し、大藏良長一に良依に至りて嗣子なし、良長卒して室を肥喜山殿ヒキヤマノミヤと云ふ、一條天皇の寛弘三年、關白藤原頼忠公第三子宰相經平卿故ありて加治木へ配流せらる、經平卿遂に加治木に留り、後に良長か室を娶り一説に、良長一女あり、肥喜山女房と号す、良長此女を經平に配して家統を繼しむとも云ふ、一子を生む、藤太夫經頼と云ふ、大藏の家を嗣き、氏を加治木と改む、親平より經頼迄九代なり、加治木大和久平に至りて島津に叛く、明應四年乙卯七月、島津忠昌兵を將もつて加治木を攻む、久平罪を謝す、忠昌是を赦し、久平を薩摩國阿多に移して、家臣伊地知周防重貞を地頭たらしむ、重貞又反す、大永七年丁亥六月五日、島津忠良是を討つ、重貞其子新左衛門重兼と共に城中に自殺、是に因りて同年加治木を肝付越前兼演に與ふ、是より以前、島津忠昌文明十八年肝付越前兼固に始羅郡溝邊を與ふ、兼固ハ大隅肝付の領主伴兼俊より十一世の孫肝付河内兼忠か第三子日向大崎の城主肝付三郎五郎兼光か子にて、兼演ハ兼固か子なり、

兼演か子彈正兼盛、其子兼寛と云ふ、兼寛嗣子なく、伊集院幸侃か第三子三郎五郎兼三を後とす、兼演より兼三迄四世相續て加治木城主たり、兼演天文三年當城に移り、同十七年、兼演反す、十八年五月、島津貴久伊集院忠朗に命して是を討しむ、忠朗戰て兼演を敗る、十一月、兼演罪を謝し降を乞ふ、是に於て十九年四月、再加治木を與ふ、二十三年、祁答院・入來院・蒲生・帖佐・菱刈等の城主悉く貴久に叛く、肝付兼盛蒲生範清を勸め、共に祁答院等の敵を討むとす、範清従ハす、祁答院・入來院・菱刈等と兵を合せ、同年八月、範清當城を攻む、兼盛防戦し、家臣多く戦死す、九月、貴久兵を發し、先つ帖佐の敵を破る、是に因て加治木の圍を解く、兼盛子兼寛か嗣子兼三に至り、文祿四年、豊太閤の命に依り封内諸所改易ありて、加治木・溝邊・日當山日當山ハ今變山郷の内なり三ヶ郷の内一石を天領と成し、石田三成を其代官たらしむ、是に因りて同年十月兼三を薩摩國喜入に移せり、ざるを島津義弘朝鮮の軍功に依り、慶長四年正月、再び舊もとに復せり、

弘治三年蒲生落城以前ヨリ、加治木ハ肝付彈正忠ニ自領トシテ被下ト云々、

〔地理志〕

正平十二年十月五日、渋谷黨籠當城、對師久公及合戰、公請援兵於牛屎左近將監高元、

享祿三年正月廿三日、攻取加治木城云々、

天文十一年三月、日新公・貴久公欲攻當城、生別府之城ヨリ御發向、吉原ニ御陳之由、北原兼孝眞幸院ヨリ入溝邊高松城、其後札立ニ陳取トアリ、札立ハ加治木坂口ヨリ五町計坤方ニアリ、當時土屋敷ノ邊ナリ、吉原ハ城ヨリ南六町ニアリ、今畠地ナリ、

〔箕輪覺書〕

天文十一年壬寅三月、樺山安藝守ノ在城隅州小濱ノ城ニ南方ノ士卒ヲ被籠番兵、同五日、入道日新公・貴久朝臣彼地ニ發向シ玉フ、爰ニ加治木ノ主肝付彈正忠早速參相

州、前雖致軍勢、北原・渋谷等令謀叛、先加治木ニ可發向トテ被相向之處ニ、日州眞幸郡主北原伊勢守兼孝力家ノ子眞幸吉田ノ地頭職北原周防介・渋谷兵庫允、湯ノ尾・栗野・横川ノ勢ヲ卒シテ寄來ル、貴久其奴原トモ寄來レバトテ何程ノコトカ有ベシ、イザ蹴散ントテ已ニ打立ント仕玉フニ、御酌ニ參ル入道舉盃玉フニ、蜘蛛ノ灵瑞アリ云々、敵雖猛卒ノ士早討負、北原八郎左衛門・渋谷兵庫助ヲ始トシテ眞幸ノ軍徒七十余人ヲ打滅ス、即御歸陣有テ鹿兒島ノ御祝言也、

〔國史貴久傳〕

天文十一年壬寅春、北原又八郎祐兼遣軍攻溝邊玉利壘、本田董親遣兵救之、北原軍敗諸上野廣原、斬本田刑部太輔等數十人、祐兼貴兼之曾孫也、時居溝邊高松城、注略以上溝邊郷ニ載ス、三月、公與梅岳君如生別府、與祐兼謀攻加治木、軍於吉原、祐兼軍於札立、吉原・札立皆在加治木段土村、祐兼親詣吉原、與約師期而還、加治木城中出兵、與祁答院・帖佐・蒲生等衆邀諸路擊破之、祐兼既敗、不能復振、公不敢攻加治木、罷師而還、於是隅州賊黨益張、攻生別府甚急云

々、以下國分郷ニ載ス、

「島津勝久譜中」

一帖佐城没落之後、以島津下野守昌久定彼城主、未經三年、與加治木城主伊地知周防介父子俱有謀叛之聞、忠良已雖為遁世之身、不得已、大永七年丁亥五月六日、往其地誅昌久及周防介父子畢、

「日新齋譜中」

一帖佐城主島津下野守昌久法師世加・加治木城主伊地知周防介・同新左衛門尉共企叛逆、丁亥五月、有將發軍兵之聞、日新遜世雖為但惜無常道之身、而不堪忍宿、六月五日、到于加治木、誅於伊地知父子、到于帖佐、戮於世加、兩城共以入警衛之兵、百事無所闕、而後解纜於帖佐松原、欲到于麿島之間、日新熟以為、加治木・帖佐兩地之内以一所為忠兼之隱處、則可為麿島之藩籬而無憂、以是意、[㊦]他日[㊧]可告忠兼矣云々、

「島津貴久記」

天文廿三年、隅州加治木・帖佐之弓箭之根本者、祁答院

入来院連々對守護[㊦]洞[㊧]ニ[㊨]致緩怠族也、然處ニ蒲生モ内

々渋谷ニ乍同意、常ニ鹿兒嶋江祇候シ、世間之待乱劇事

遍風聞ス、爰肝付以安蒲生之問心底、入魂太守へ於御奉

公者、可被捧神[㊩]之旨雖被申、蒲生不承引、渋谷ト一味ト

云、就其互有武略調法之儀、無程從蒲生・帖佐至加治木

出手形、其已後菱刈・北原モ祁答院ヲ見續、然者八月廿

九日、渋谷・菱刈・蒲生催人數ヲ加治木江相絡之處ニ、

肝付三郎五郎網懸河ニ掛向合戰仕、敵四人討取、慈モ日

當山有川新左衛門・柳田左近、加治木ニ足輕壱人討死ス、

同町口ニ清水・宮内・姫城・長濱衆續合、既決勝負ヲ、

清水ニ市来彦六・長濱中村舍人討死ス、九月十日、敵加

治木絡散當作、又々大隅衆馳續、盡日有軍、敵一人討取、

長濱ニ足輕一人越度ス、然ハ大隅之弓箭及大破之刻、以

安父子無ニ抛身上ヲ抽忠節、故ニ為御助成云々、

「肝付兼盛傳」

天文廿三年甲寅八月廿九日、祁答院氏・入来院氏・蒲生

氏・渋谷氏來廻我加治木城、兼盛^{稱三郎五郎}馳向于網懸河

^{改彈正忠}

防戦、同九月、太守貴久公聞危急着陣于平松、又四郎忠平公為大将設陣於白銀、凶徒恐其猛威、退于帖佐地屢相挑、太守師無不克、

〔新納忠元勲功記〕

天文廿三年寅、肝付兼演〔天文十八年十二月也〕加治木を差上降參仕候処、祢答

院良重・蒲生範清等右之兼演を可相攻与之企ニ而、蒲生方西俣武蔵守盛家与申者江岩劍城を為守置、同年八月、加治木ニ押寄段被聞召及、同九月、大中様并貫明様など御直ニ為御救日當平迄御出馬、忠元茂被召列、脇元邊放火ニ付、瘦五郎坂と申所ニ而合戦有之節、忠元抽衆高名云々、

〔地理纂考〕

梶城小山田村、加治木本城の外郭なり、西南の曲輪より本城への通路あり、又東北の曲輪より水の手へ通路ありとそ、

〔地理志〕

土屋

上文略、御分國において難儀所々、隅州加治木土器屋合戦、畠山礼部對并坂より上、末略、

畠山治部大輔國長構要害候土器園ハ、能仁寺之上黒川嶽ニ古石垣于今残り有之、古昔ハ嶽之下土器園・平藪此外一ツ、村三ツアリタルト古老云傳、古石垣所々ニアリ、能仁寺上ヨリ白濱權現上迄所々石垣残り有、

延文二年二月、國長攻楡井頼仲所籠志布志松尾城、頼仲自殺、其后國長新納實久松尾城主對陣ス、氏久公來救、

國長福島ニ退ク云々、

〔地理志〕

岩野原

天文廿三年九月、平松合戦ノ時、右馬頭忠將〔子傳〕播州之勢ヲ卒帖佐ニ発向、此所ニテ合戦有之、

〔古戰場由緒〕

土器園 畠山治部太輔構要害守之候処ニ、氏久公勇銳之兵を以夜中ニ御責落被遊候、土器園与申所當時無之候、

黒川崎ノ事と相考候、于今要害之跡有之候、天文廿三年、加治木之城主肝付越前守兼演入道以安蒲生・渋谷ニ結黨致敵對候節、貴久公之御家老伊集院大和守忠朗・同掃部助忠倉父子黒川崎ニ陣取申、忠倉火矢を以敵陣屋致放火候故、凶徒利を失ひ、北郷・菱刈両家を頼守護方致降參候、

〔莊内平治記〕

隅州加治木の城主肝付三郎五郎兼盛後越前守蒲生・渋谷に與力して太守公に來謁せず、故に同年五月廿九日、陸奥守貴久公伊集院大和守忠朗ニ仰て黒川崎に陣を設、肝付も又六月朔日對陣ヲ取て、其間數百歩に過さりけれハ、日くくの鬪戦隙もなく、人馬の息をも休す、ときに伊集院掃部介十一月廿四日大箭を敵の陣中に放ツ、おりふし北風烈く吹て舍幕ともに焼滅す、肝付・渋谷・蒲生か黨大に周章ふためきて、北郷讚州忠相・菱刈の某に頼て前日の罪を謝し、降參して命を乞ふ、一紙の起請文を書いて全く偽なき事を嘆て、貴久公聞召れ、讐をハ恩にて報する也とて彼等か罪を宥玉ふ、かくて臘月朔日に各凱陣あり

13 〔肝付氏藏書〕

けれハ、彼凶徒等も旗をまき委く退散す、讚岐守忠相と菱刈の某とハ肝付父子・蒲生・渋谷を携て清水に參向し、〔十二月十一日也〕貴久公を拜謁し、恩免の儀を禮謝せり、

大隅國加治木郷之事所宛行也、但小濱六町者付長濱城畢、此外者早任左右、可致安堵之状如件、

天文十九年卯月吉日 貴久

肝付越前入道殿 〔兼演〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」二六四五号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔地理志〕

天文十八年五月廿九日、貴久公伊集院忠朗ヲ遣シ攻玉フ、黒川崎ニ陣ス、渋谷・蒲生肝付以安ニ加勢ス、毎日追合有、十一月廿四日、忠朗之子掃部介忠倉下知して火矢ヲ散シ燒敵陣、其後肝付・渋谷・蒲生降ヲ乞、北郷・菱刈之吹擧ニ而頻ニ愁訴ス、因茲其罪ヲ宥ラルトアリ、

天文廿三年八月廿九日、渋谷・菱刈・蒲生・北原催多勢

逼當城、々主肝付三郎五郎兼盛以安子開城門、出向網掛橋

川トモ一戰得利、時ニ清水・姬木・日當山ヨリ加勢有テ、市場ニテモ迫合有之也、古昔ノ網掛橋ハ只今ノ橋ヨリ少川上ノ方ニテ、川ノ流モ昔ハ當橋ヨリ上四五町ヨリ東方ニ流廻、川下ハ今ノ所ニ當ルト古老云傳、同日ニ清水・宮内・長濱卒等走来テ市場戰、清水士市来彦六・長濱之卒中村舍人戰死とあり、只今市場ト云所ナシ、昔ハ城下近邊町有之、城下東之方郷田ト云所ヨリ城坂口ノ邊迄町屋あり、城坂口ヨリ西之方江市場アリタルト古老云傳、

〔供參考〕

肝付越前守兼光

越前守兼固

隅州大崎城主

隅州溝邊領主

越前守兼演入道以安

彈正忠兼盛

隅州加治木領主

天文・弘治以來、

彈正忠兼寛

天正中、

〔國史〕

文祿四年云々、加治木・溝邊・三臺堂領主肝付三郎五郎兼三為喜入・宮・清水領主、注略

〔旧記系譜ニ拠ル〕

〔肝付越前守〕

天文三年、兼演加治木ヲ攻取、溝邊ヨリ加治木ニ移ル、六年、兼演島津實久ニ應シ貴久ニ敵對、十八年十一月、兼演降參、十二月、清水ヲ獻シ罪ヲ謝ス、十九年四月、加治木郷安堵ノ御書ヲ賜フ、廿一年七月死、兼演子兼盛、弘治元年三月帖佐山田之戰ニ功アリテ、貴久公賞トシテ加治木郷西別府村・溝邊郷有川村ヲ賜フ、永祿十二年、大口城ノ戰勞ヲ賞シ、義久公曾於郡上三臺堂ヲ賜フ云々、

〔貴久譜中〕

天文十八年、加治木城主肝付越前守与蒲生某・渋谷某絶來謁之禮、以故同年五月廿九日、使伊集院大和守忠朗為將帥領軍衆進于黒川崎結陣當矣、同六月朔日、越前守築對陣也、兩陣相去不過一町、渋谷氏・蒲生④氏亦增勢來、而日々飛羽箭、發鐵砲、經數月驚人耳目、同年十一月廿四

日、伊集院掃部助向敵陣放火箭、北風暴吹云々、三輩大(④太)驚、忽憑北鄉讚岐守・菱刈氏強以乞降也、貴久雖其憤深、委向輩請、共以赦焉云々、十二月朔日、和平既成、無恙收陣焉、同十一日、北鄉氏・菱刈氏携肝付越前入道以安・同三郎五郎・蒲生某於清水來、見于貴久矣、祁答院氏・入来院氏・東鄉氏等使親族為謝礼、則恐前非之難被宥故乎、貴久遂軍功、引衆多騎步而歸陣、路頭肝付氏・蒲生氏・渋谷氏面々翻前日之雉情為今日之良臣、構棧敷張帷幕、積珍果陳佳肴、以酌旨酒、歌太平曲、祝萬々歲矣云々、

〔國史貴久傳〕

天文十八年己酉春云々、夏四月十日云々、梅岳君之克清(④城)水地也、隅州人相率皈順、獨加治木城主肝付兼演不降、而蒲生氏・渋谷氏為之黨、五月二十九日、公遣伊集院忠朗攻加治木城、忠朗軍黒川崎、與肝付兼演・蒲生氏・渋谷氏對壘、合戰連日、黒川崎在加治木郷日本山村、先是菱刈氏・北原氏交惡、樺山幸久與伊集院掃部助忠倉共和解之、且令皈順、至是菱刈氏・北原氏皆降、注略、忠倉忠朗之子也、注略、冬

十一月二十四日、伊集院忠倉發火箭射肝付營、會暴風起、火焰迸散、延燒寨柵、兼演等錯愕失処、不知所為、乃因北鄉忠相・菱刈某乞降、許之、注略、十二月朔日、伊集院忠朗班軍、十一日、北鄉忠相・菱刈某以肝付兼演・兼演子三郎五郎兼盛及蒲生氏見於公、祁答院氏・入来院氏・東鄉氏亦遣使謝罪、公還伊集院、注略、肝付兼演既以加治木降、已而復求加治木及楠原・中野・日木山等楠原・中野・日木山皆屬加治木、而係樺山幸久旧邑、故特求之云々、但使幸久領小瀆・堅利二十町地如故、楠原・中野在今加治木郷日本山村

全十九年庚戌夏四月、公賜肝付兼演書曰、以大隅州加治木郷與卿、但小瀆六町隸長瀆城如故、

全二十三年甲寅七月云々、祁答院氏・入来院氏・蒲生氏・菱刈氏復反、肝付兼盛勸蒲生範清欲共扶公室、範清不從、由是兩家結怨、合戰者屢矣、肝付典膳系圖、天文二十一年、肝付旧譜・黃套軍記皆言、肝付以安勸、以安卒、以安者兼演法名、而大中公蒲生範清欲共扶公室、誤、外略、範清茂清之子也、注略、八月二十九日、範清與菱刈氏・渋谷氏合兵伐加治木、兼盛禦之、與於網掛、清水・姬木・長瀆・宮内遣兵助兼盛、渋谷氏謂祁答

院氏^V⑩入来院氏^A等、清水謂右馬頭忠將、姫木謂伊集院忠
朗、長濱謂樺山幸久、宮内謂社家輩、加治木有綱掛川云々、

蒲生軍等復伐加治木、刈稻而還、十二日、公及貫明公率

鹿兒島・谷山・伊作・川邊・加世田・阿多・田布施・伊

集院等兵衆伐帖佐、以救加治木、先分其兵守吉田城云々、

〔箕輪伊賀記〕

天文十八年己酉云々、爰ニ加治木ノ主肝付彈正忠祇答院・

蒲生ニ與シ出仕セサルノ間、同五月廿日、^{廿九日}トモ、催向陣隔

州ノ勢ヲ押寄、加治木黒川崎ニ陣ヲ取ル、敵軍モ向陣ヲ

取り、其堺纔ニ百歩ニ過サレハ、敵味方日々向ヒ合、喚

叫デ戰フ聲雷ノ落ルカト驚カセリ、同霜月廿四日、伊集

院掃部介陣中ニ馳向テ火矢ヲ放チケレハ、肝付・蒲生・

渋谷大キニ驚キ、今ハ力ニ及ハストテ、北郷讀岐守忠相

或時久^{トモ}・菱刈某ニ付テ降ヲ乞ケレハ、太守聞召、其罪ヲ宥

玉ヘハ、彼凶徒共皆旌ヲ卷テ退散ス、^{十二月}朔日カ、角テ北郷・

菱刈肝付ガ父并渋谷・蒲生ニ對シ、夫ヨリ此面々ヲ携ヘ、

同月十一日、^{十二}月カ、清水ニ參謁シテ太守ノ御見參ニ入ラル

云々、天文廿一年、^{三カ}大隅加治木・帖佐ノ弓箭ノ根本ハ、

祇答院・入来院連々對守護致緩怠族也、然蒲生モ内々涉

谷ニ乍同意、常ニ鹿兒島ニ祇候シ、待乱劇事遍ク風聞ス、

爰ニ肝付入道威安蒲生ガ心底ヲ伺ヒ問フ、對守護自今以

後不可存不忠ノ旨、共ニ誓判ヲ可獻太守ノ由申サル、蒲

生不承引、殊ニ渋谷ニ與シテ有謀叛之企、無程蒲生・祇

答院ノ勢ヲ卒シテ從帖佐至加治木手形ヲ出シケル、然ニ

菱刈・北原モ與力ヲ成ス、同八月廿九日、菱刈・渋谷ヲ

催シ加治木ニ打出、勝負ヲ決ントス、肝付三郎五郎綱懸

川ニ出向ヒ合戰シ、敵數多打捕ル、^{ミカ}慈モ日當山ニ有川新

左衛門・柳田左近允打死ス、同町口ヘ清水・宮内・姫木・

長濱ノ者トモ馳連キ、已ニ決勝負、清水ニ市来彦六・長

濱ニ中村舍人討死ス、同九月十日、大隅勢打廻ラレケル

ニ、敵出合終日相戰フ、敵五六人討取レハ、長濱ニモ雜

兵共打死ス云々、

〔嶋津氏文書〕¹⁴

大閣様御藏入分

大隅國始羅郡加治木之内

一貳千三百五拾五石九斗六升八合

一貳百五拾九石壹斗六升八合

〔加治木郷〕木田村

〔全〕高井田村

一六六拾八石四斗貳升六合

〔全〕 西別府村

大閣様御蔵入分 大隅國始羅郡加治木之内

一二百三拾三石四斗五升八合

〔全〕 日木山村

一貳千三百五拾五石九斗六升八合

木田村

一千參百七拾三石六斗四升七合

〔全〕 段土村

一貳百五拾九石壹斗六升八合

高井田村

一 九百拾壹石七斗貳升四合

〔全〕 小山田村

一六六拾八石四斗貳升六合

西別府村

※ 一七百貳拾石九斗六升七合

〔全〕 佳例河村

一貳百三拾三石四斗五升八合

日木山村

一千六拾七石貳斗四升

〔溝邊郷〕 竹子村

一千三百七拾三石六斗四升七合

段土村

一千三百拾五石壹斗七升九合

〔今村名〕〔溝〕邊村
〔ナシ〕〔溝〕邊村

一 九百拾壹石七斗貳升四合

小山田村

一千九百拾四石四斗七升

〔溝邊郷〕 崎森村

一 七百貳拾石九斗六升七合

佳例川村

合壹萬石

一千六拾七石貳斗四升

竹子村

右御代官

石田治部少輔

一千三百拾五石壹斗壹升九合

溝邊村

外略、

一千九百拾四石四斗七升

崎森村

右以今度檢地之上、如斯被成御支配候也、

文祿四年六月廿九日 大閣御朱印

羽柴薩摩侍従とのへ

文祿四年御檢地之上為御蔵入、御代官石田治部少輔、
慶長四年朝鮮御軍功賜之五万石之内也、

〔本文書ハ一旧記雜録後編二一五四六号文書ノ抄ナルベシ〕

※〔頭注〕

〔今曾於郡襲山郷ニ佳例川アリ、當時ハ加治木ニ屬ストミユ〕

〔國史〕

元和五年七月二十一日、松齡公薨於加治木、年八十五云

々、

〔地理志〕

〔島津支流系圖〕

島津正統光久次弟

○忠朗

初忠平 又忠明 又八郎 兵庫頭

寛永六年九月(二二四)日、家久公賜隅州始羅郡加

治木一萬石、全十三年、家久公賜柁城士及給地七

千六百餘石、全併領、延宝四年卒、

○久董

又八郎 兵庫

内匠 兵庫 後久年

實太守綱久公二男、

○久住

○久門

善次郎 兵庫

實太守繼豊二男、(公脱之)後續大統、即重年公也、

○久洪(マコ)

善次郎 兵庫

寛延三年庚午、久門依繼正統為家督、宝曆四年、

去當家繼正統、重豪公也、

○久微

初久憑 太郎次郎 兵庫 飛彈

實島津空久峯長子、

久邦

後因幡 島津因幡忠郷後嗣、

○久照

又八郎 兵庫

内匠

本田主計久成

市来次郎四郎廣明

○久徳

○久長

又八郎

岩松

久(寶)

〔國史家久傳〕

寛永八年辛未九月四日、封子忠平為加治木領主、領一萬

石、忠平世子之弟云々、

全十三年十一月云々、島津忠平封於加治木領一萬石、十二月、加治木給地七千六百石餘及士人居加治木者、皆與忠平、據島津兵庫系圖、公使木脇納右衛門祐辰事忠平、祐辰有言於忠平、弗聽、怒而去、命囚於興國寺、其後有故賜祐辰死、祐辰自殺云々、

〔地理纂考〕

春日神社 高井田村

奉祀 天照大神 天兒屋根命 武甕槌命

イハヒメノシメコト、神体
齋主命 木像

社地の四面水田にて、中に川あり、即春日川カスカガハと云、眺望いとよし、鳥居より神社迄三町許にて、左右櫻なり、寛弘三年、藤原経平経平事跡ハ加治木城の条に詳なり此地に來り、加治木郡司大藏大夫良長か家を継ぎ、南都春日神社ハ藤原家の氏の神なるか故に、神靈を迎祭し、祭田三十余町を寄附して、年中十二度の祭祀ありしを、豊臣秀吉公加治木を天領と成せし時、祭田すへて没収し、神社久しく廢壞したるを、

慶長十年島津義弘再興して、祭田十五石を寄附す、島津家久また修覆を加へ崇敬せしを、祭田又官に収め、社殿久しく壞れたるを、天明六年、國守厄年の祈禱に、正殿・舞殿・拜殿其外隨神社・華表に至る迄加治木領主新建せり、然るを文化十三年三月六日、宝殿より火発りて灰燼となり、文政五年、又造立ありて神像其外すへて旧キムに復りぬ、當郷の總鎮守なり、

末社

○日吉神社 祭神近江國比叡神社に同じ、

○雨之宮 ○荒人神社 祭神詳ならず、

以上三社本社の西掖にありしを、河岸崩れ、本社宝殿の内へ安置せりとそ、

○若宮神社 本社の東掖にあり、往昔加治木氏嫡男継母の讒言によりて害せらる、其靈を崇アガむと云ふ、寛永十五年、島津家久新建ありしとそ、祭日九月廿八日なり、

〔纂考〕

ワカヅカ
高倉八幡神社 高井田村

奉祀三座 應神天皇 仲哀天皇 神功皇后

神体
木像

往古加治木の領主國府郷宮内八幡宮鹿尾島神社也檢校職を掌りし時の創建なりと云ふ、年月詳ならず、上古ハ祭田餘多ありて、祭祀九月九日・十一月廿九日なりしを、今十月廿九日なり、今此地に宮田ミヤタと唱ふる田地ハすへて古への神領なりしよし云へり、

〔名勝志〕

春日神社 高井田村に鎮座、領主假屋段土村にあり、加治木分なを距ること亥方凡九町、祭神四座、天兒屋根命・武甕槌命・齋主命・姫大神、正祭九月十九日、當社ハ、人皇六十六代一條院の御宇寛弘三年、十一月中西日、關白藤原頼忠公の三男宰相經平當郷に配流せられて居住せしに、加治木郡司太夫良長男子なく、女子肥木山女をもて經平に配し、良長の家を相續す、時にあたりて南都春日大明神を爰に勧請す、筒井左エ門大夫重次なるもの神祿を守り下りし其子孫として岩城氏を稱して今に居す世々を経て數町の神領もありしを、殿下の命にて寺社領毀破の時勘落せられ、社頭荒廢せしを、貫明公再興し給ふ、實に慶長十年六月廿八日柱立なり、是を本邑の惣廟といふ、

〔名勝考〕

春日神社高井田村に在り、社司竹下某、一條天皇寛弘三年の比、關白藤原頼長公(忠カ)の三男宰相經平當所へ配流の時、奈良の春日を勧請ありしと云、

〔名勝志〕

若宮神祠 春日神社の社頭に鎮座す、左に別當寺あり、眞福寺と号す、眞言宗大乘院の末にして、本尊地藏菩薩、開基由縁詳かならず、初め若宮坊といひしとぞ、

〔地理纂考〕

網掛川アミケガハ川反土ハクド 此川同郷小山田村竜門瀧其外諸所より衆水會網掛橋アミケガハ橋村ムラ 此川同郷小山田村竜門瀧其外諸所より衆水會流し、爰に至りて稍大河なり、往古漁人此河にて地藏の像を網に掛け引擧し故に其名を得たりと云ふ、是に因て其川に架せる橋を網掛橋と云ふ、長二十五間余、横幅三間許にて、始板橋なり、近き年眼鏡橋メガネ橋に掛替へて石橋なりしを、洪水に崩れて今其跡に假に板橋を掛たり、橋より下ハ水勢稍大にして舟楫出入す、凡大隅菱刈或ハ日向

諸縣郡・眞幸院の人民鹿兒島に出るには必ず此地に出て舟路を取るか故に往来繁く、市中人煙繁榮なり、

〔地理纂考〕

滯標ムシツクシクシド村ムシツクシクシド 網掛川の海口遠干潟にして、満潮の時も渚に舟

を寄すへからず、其中に網掛川の末流一筋深けれハ、其水脈の諸所に大竹を建て舟船出入の標とす、滯標のツハ助語にて、水脈串なり、延喜式雜式に、凡難波津頭海中立滯標、若有旧標朽折者、搜求拔去云々とあるは、舟の過アヤちなからしめむか為なるへし、

〔地理纂考〕

黒川クロカハ反土クノカハクシド 水源溝邊郷より出、當村を歴て海に入る、海口

を黒川碕クロカハサキと云ふ、往古の領主河岸に櫻を多く植て櫻川と改む、昔ハ水勢多くして舟船繫泊せしと云ふ、河の東岸に山ありて黒川山といふ、其勢東南の海上にさし出、怪嶺奇石峙、又其岩隙より清泉湧出し、古松疎生して、清幽愛すへし、島津元久時代、足利將軍の使節淺山某鹿兒島に來り此地を通行す、領主加治木某此所に棧敷サシキを構へ

淺山氏を饗せしといふ、又加治木椿窓寺の開山鳳山此地に小菴を結び老を養ひ、鳳山軒と号す、島津家久鳳山を殊寵シツクして屢遊覽ありしとそ、

〔名勝志〕

黒川 日本山村の海邊にして、領主假屋の辰巳方拾四町余、能仁寺の前を流て海に注く、川末を黒川崎といふ、中古流水多く、通船の港口なり、川岸に櫻樹多く、兵庫久季植の植所と、祇園社あり、岩上聳へ、岩窟に觀音堂を安す、又秋葉祠あり、岩間冷水滴り、幽景清閑にして四時遊人多し、邦君恕翁公の時、京都將軍家の使節淺山某通行ありし時、加治木氏の一族黒川崎へ棧敷を構へ淺山氏を饗應す、又慈眼公の時、椿窓寺開山鳳山和尚黒川に庵室を営み、鳳山軒と号し退居す、公此庵にしハく遊覽し給ひ、哥の會を興せられしとなり、

短冊

家久

浪のをりかくる錦は磯山の梢にさらす花の色かな

黒川崎を黒川ともいふ、南の岡を陳か平といふ、陳か平ハ、天文十八年五月廿九日、伊集院大和守忠朗邦君大中

公の命を奉して肝付越前入道以安を攻む、時に忠朗陳する所なり、以安加治木城に居住、し公に叛くゆへなり、又陳か平の邊り土中今に燒物多し、能仁寺の北山中に陶細工の竈跡あり、文和中、島山治部大輔直頭加治木土器園を住所となして要害を構へしを、邦君齡岳公多勢を卒ひ来て急に攻玉ふといふ土器園ハ即此所ならんといへり、近比領主久徵黒川記を石牌を建て是を誌さしむ、

〔地理纂考〕

擬宝珠橋キホシユハシシノド村 治所の南一町許にあり、義弘帖佐平松より此所に移りし時造立せしとぞ、板橋にて、朽損し柱のミ僅に残れりしを、領主第六代島津久徵石橋に改め、固の擬宝珠を用ひしと云ふ、慶長十一年丙午三月吉日の銘あり、是に因れハ帖佐より移りし前年の造立なり、

〔地理纂考〕

實窓寺川原マダ反土村 島津義弘元和五年己未七月二十一日加治木に於て逝去す、家臣十三人殉死せし旧跡なり、標シラシに植たる松樹ありしを、其松枯て、天明五年乙巳十二月六日、

旧領主島津久徵石燈一基を建立し、燈明料を旧長年寺に寄附して毎夜燈明を燃トさしむ、殉死の姓名新納式部・木脇刑部左衛門・池田六左衛門・原藏人・山路後藤兵衛・蘭牟田縫殿・入枝佐五右衛門・瀧田和泉・藤井久助・坂元番左衛門・椎原與右衛門・桐野治部左衛門・色紙仲兵衛なり、此川原ハ雪窓寺実カと云る寺跡にて、網掛橋の西十丁余なり、

〔地理纂考〕

春日川カスカガハ高井田村 龍門の瀑布の下流にして、網掛川の上流なり、春日神社の傍を流る、故に其名を得たり、川の幅十間許、底ハ眞砂マサにして深からず、行人歩渉カミハハす、甚清流なり、左右水田にして四時眺望佳なり、

〔地理纂考〕

上別府川キタ木田村 帖佐郷上別府川の下流なり、川の幅ハ三十間余、深一丈許にて、舟渡しなり、海口迄十町許にて、舟船往来す、帖佐・加治木の境なり、

〔纂考〕

龍門瀑布小山田村網掛川の上流にて、網掛橋より東北半里許、水源ハ溝邊の山中諸所より合流す、高二十四間余、澗十間余なり、水勢壮大にして、美景具に述難し、夏ハ水上を分ちて水田に注ぐ、故に水勢少く、三筋或ハ四筋に分れ落つ、其景また奇觀なり、此瀑布左右上下樹木なく、前面又水田なれハ、深山幽谷なるに似す甚陽氣なり、往古唐人此を見て彼方カナタの龍門瀧に似たりと云しより瀧の名と成れるよし土人傳稱せり、西遊記に、隅州加治木の北に龍門の瀑布タキと名付し瀧あり、予漫遊の間に見たる瀑にてハ是を第一とす、然れとも格別の遠土なれば其名をたに知る人なし、惜むへしと記たり、

〔名勝志〕

龍門瀑布 段土村にあり、領主假屋より子方拾九町、真幸街道の東に見ゆる、其源ハ溝邊に出て、小山田村に流れ、加治木古城を繞り飛泉となる、高きこと凡貳拾四間余、一説に、高四拾間、横三拾間、誤りなり、春秋水多く壯觀なり、夏日にハ水を分ちて田間に注ぎけるゆへ水勢少し、慈眼公往さ

来さの尊詠あり、

往さ来さ道行人も今しはし立かへり見る瀧のしらす
瀑布の前に觀音石像を安す、其背陰に題して云、

代銘詩

千石巉尺崑瀑雪前 石鑄大巫且鑄蓮土 寄言隨喜群遊志

供與花花日擲錢

寛政十一年己未九月、錦水源天錫題、東海橋遊謹書、

詩集 觀龍門瀑布

源天錫

萬丈懸泉匹練開 銀河疑自九霄廻④廻 龍門恰有盧山色④處

愧不謫仙飄逸才④飄

大和國に龍門瀧あり、名所に出たり、

〔名勝考〕

龍門タツモン 瀧段土村に在り、高二十四間餘、源ハ同郡溝邊郷より出て、此郷の小山田村を経て、古城の下を透り飛泉となる。

慈眼公

往さ来さ道行人も今しはし立かへりみる瀧のしらす

府良位五里

〔勝景百圖考〕

龍門瀑布 蔵王嶽の西北にあり、高三十餘尋、その山峽開決して玉龍の奔騰するか如きものハ、時には淵底變化して錦鯉の飛躍するなるへし、

〔纂考〕

島津義弘治所反土村反土 周廻一里許にて、後ハ城山なり、慶長十二年十一月、義弘帖佐平松平松ハ今重富に属すより富此所に移り、元和五年己未七月二十一日、此所に於て卒す、年八十五なり、治所の東の方を中丸・東丸と号す、即屋形の跡にて、今方一町余虎落を結び松林となれり、其の西の方に故領主館あり、島津家久の時造營ありて、屢鹿兒島シハクより此所に遊び、今に其時の俣なりとぞ、

〔纂考〕

是枝某・曾木某門反土村反土 是枝某門ハ島津義久居城國府郷富之隈クマの城シロの後門なり、義久是を山伏コレエト是枝存忠坊（通徑）に與ふ、其子孫今に至り家門とす、高一間三尺許、經一間許なり、柱の幅一尺余、厚六七寸、片戸カタドにて引戸ヒキドなり、扉ハ桑トシラの一枚板を用ふ、木釘キナギを用ひて更ニ鍔釘ツバナギを用ひす、屋根ハ

茅葺カヌヅキなり、曾木か門は義弘飯野在城の時大手の城門にて、曾木某先祖曾木播磨重公シヤキキへ與へしなり、子孫今に家門とす、高一丈一尺、横二間、小板葺にて二重屋根なり、柱ハ幅一尺、厚五寸余にて、三方ハ鉄張テツハリなり、扉ハ觀音開にて鉄臂テツヒテなり、

〔名勝考〕

天磐樟樹アマノイハクワキ 段土村セント この樹ハ、天磐樟船に蛭児を載まつり順風放洋之舟の此處に漂ひ着しに、その舵シより藤芽フジノエを生せし樹也、むかしおのれと火を發し燃たりけるか、再び生出ハヒしものとぞ、今猶大樹あり、邑名を舵木と稱るハ此緣故と邑人語り傳ふ、

〔纂考〕

神馬屋敷シシメヤシキヤシド村反土 往古加治木領主より國府郷宮内八幡宮鹿兒島神社也の檢校職を兼て神馬を預り此處ツツキ厩ウマヤなりしを、洪水の難あるか故に島津義弘の命にて加治木の城内に引移し、往古の厩の跡なるか故に神馬屋敷の名ありとぞ、今ハ八幡宮の神官を一家城内に移して神馬を預け、正月元日・八月朔日・同十五日の神事に神馬を率ヒキ行く例にて、此日中間素袍・烏帽子なり、

〔纂考〕

江夏友賢墓木田村 實憲寺の旧地アトに在り、正面に黃翁環溪先生江夏氏墓と誌し、左の脇に慶長十五年庚戌七月二十三日とあり、友賢姓ハ黃氏にて、明國江夏の産なり、皇朝に歸化して、初め薩摩國高城郡川内カキに寓居し、後に加治木に移る、其家易を傳へて友賢其道に通達す、鹿兒島及び國府・加治木等の城を築し時、友賢に命して吉凶を占ハしめしと云ふ、其名高く世に聞えて、禁庭より著先生シセンセイの号を賜ひしとぞ、

〔纂考〕

龍門司リウモンシヤキ燒山ヒヤマ 陶器所龍門司の坂中なるか故に陶器の名とす、慶長年中飯降の朝鮮人金海・芳仲二人日本山村に住居し、陶器を製して業とす、芳仲か子氏を山元と改め、尚陶器を業とし、後に燒物場を今の地に移せしとぞ、芳仲か子孫連續して世々陶器の首領なり、古帖佐燒とて茶人翫ふ陶器ハ此傳にて帖佐の卷に審なり、

〔纂考〕

牧馬苑西別府村 島津義弘秘藏せし名馬を膝突栗毛ヒサツキクリケと云り、(批)牧馬にて、此牧の産なりと云ふ、八十余歳にして死す、帖佐龜泉院に墓あり、帖佐の卷に詳なり、

〔纂考〕

錢屋町反土村カ 當郷の市中にて、今新町と号す、天正年中より寛永十三年丙子六月四日迄此所にて錢を鑄て、是を加治木錢と呼へり、其形状・文字今傳ハらず、此事當郷の記録にのこ、錢を鑄たる者の後裔を二木某と云ふ、今同所蒲生田町に住す、其家に大石二あり、其面ニ廻り一尺余深五寸許圓く穴を鑿ちたり、地金を粉にするか為の器物なりしと云ふ、

〔纂考〕

藏王嶽山日本村 此岳四面絶壁にして平地より孤立す、高數十丈、周圍も又數十丈なり、根も頭も同し程にて巔イダケ少し尖トカす、其形状奇にして稍男根に類せり、藏王の名義詳なら

〔勝景百圖考〕

藏王嶽 大隅國始羅郡日本山村にありて、一嶽峭拔し獨り太清を擎く、巔に藏王權現を祭る、登攀すれハ山水畫圖の觀を極め、仙凡乾坤の別なるを覺ふ、

〔纂考〕

五老峰木田村 中央なるを中峰、其南なるを岩峰と云ふ、此西北に又兩峰ありて、西なるを烏帽子峰、北なるを猫峰ネコヤマと云、烏帽子峰と猫峰とハ其形状に因て云るなり、又岩峰の頂に大なる巖ありて、高四丈許、周圍五丈余なり、箭石ヤイシと名付く、是を合せて古来より五老峰と云ふ、四方水田にて、高百間余、周圍一里許なり、

〔纂考〕

梅ヶ谷ウメカクニ 日本山村 藏王嶽の西麓なる溪間なり、清泉岩間より湧出つ、水勢壮りなり、近衛信輔公配流せられ此所に在りし時、是を賞して常に硯の水に用ひられしとぞ、又此坊の酒屋とも此水もて酒を製る、其酒を梅ヶ谷と名付く、

〔纂考〕

岩野原イハノハラ 木田村 天文二十三年八月二十九日、蒲生範清・祁答院ヨシノミ 良重・菱刈隆秋・入來院某等兵を會し加治木を攻む、城主肝付三郎五郎兼盛綱掛橋に迎へ戦ひ敵を敗る、時に清水キヨミツ 島津・同所ヒメキ 姫木・伊集院・國府コクフ 郷長ナガノ 濱ハシ 山・同所ミヤウチ 宮内ミヤウチ 島鹿シマカ 兒コ 忠將チユウサウ 忠朗チユウロウ 幸久サイキウ 同所ウチノ 宮内ミヤウチ 島鹿シマカ 社家の兵馳せ續き、肝付を助けて市場イチバ に段土村 戦ふ、九月十二日、島津貴久鹿兒島より兵を發し、帖佐の敵を討て

加治木を救ふ、敵圍を解き帖佐に退く、十三日、兼盛か兵火を放ちて西別府村を燒き、此時帖佐に屬す 敵數人を斬る、清水の兵走太兵衛・加治木の兵竹原外記戦死す、諸軍進みて帖佐の境に至り、岩野原に戦ふ、島津シマツ 忠將チユウサウ 是に會す、又弘治元年三月二十七日、忠將兵を岩野原に屯して帖佐本城を攻むとす、忠將か兵帖佐高樋口タカヒノ に於て敵一人を斬り、一人を擒にして皈る、敵逐て岩野原に來る、忠將其弟左兵衛尚久と共に是を敗り、帖佐高尾城下まで追討す、帖佐本城の大手口なり、

〔纂考〕

物産

土石 桃木石モノキイシ 西別府村桃木野モノキノに産す、因て名を得たり、

石碑・佛像・墓石・手水鉢等に用ひて佳し、其色紫黒、

其質潤密にして柔なり、因て精密なる細工といへとも

更に欠る事なし、數百年の久しきに堪ゆ、叩けハ磬の

聲あり、俗に加治木石と呼ふ、西遊記に曰、大隅國の石ハ密

籠或ハ手水鉢・石碑・佛像皆此石を用ふ、いかやうの巧なる細工にて

も施すへし云々、其上數百年の久しきにも堪ふへし、彼地にて五百年

近き石塔をも見たり、薩摩・琉球等石碑にハ此石を用ふ、其石柔なれ

とも是を打てハ磬の音あり、珍石なりとあるハ、此加治木石の事なり、

器用 陶器 龍門司焼と号す、朝鮮傳なり、

樹木 樟クス 桐キリ 橘カシ 甘橘イチヂ 榿クマ 羅漢松ヒトツハ

飛禽 雉キジ 山鶏ヤマトリ 鴛鴦ウヅラシ 鴨カモ

鱒魚マズ 鱸アサギ 鮪サバ 鮫アメ 鱈イソ 鱈イソ 鱈イソ 鱈イソ 鱈イソ

章魚タコ 烏賊イカ 龍蝦エビ 雞魚キス 香魚アユ 鰻ウナギ 龜カメ

「地理課川調帳」

幹流 一網掛川

通ニ係ル村方 竹子村 有川村 小山田村 反土村

水源始羅郡溝邊竹子村●●本ムレ●●高ムレ●●城ムタ 竹子村○石

○粟下○古陣○下雀○小豆野、有川村○高屋岡ト一里五分流合、

○藏菌○宇宿○極樂○石原

●水尾下○高屋谷ヲ通、小山田村○川内○飯屋二里二分、○竜門

○下向江○セマリ○見坂○行嵩二里三分、合里程五里流

○竜門ヲ落テ反土村網掛ヲ經テ一里三分、合里程五里流

レテ加治木海エ入、

川西 一西ノ別府川 通ニ係ル村方 邊川村 西ノ別府村 木田村

山田邊川村●●荒峯●●古城 山田邊川村●●木場 山ヨリ三ツ流合、○竹ノ山ヲ通、加治木

西ノ別府村○堤水流○堂野木 川又流合○隈ノ原 木田村エ入、

反土村○春日社下ニ於テ里程三里、網掛川通エ流入ス、

一木田川 西ノ別府村 木田村

西ノ別府○百木野ヨリ木田村ヲ通七分網掛川エ入、

一黒川 單流 反土村 日本山村

加治木○笹峯ヨリ○別府村 日本山・反土村界ノ通一里七分

流レテ黒川鼻海エ流入ス、

大隅國始羅郡「地理誌」

加治木

高井田
一春日大明神

別當
春日寺

右者、人皇六十六代一條院御宇寬弘三年丙午之比、

関白頼忠公之三男宰相經平卿當所江配流之時、奈良

より勸請被成候、慶長十年 義久公御再興被遊、春

日寺御建立有之、別當寺ニ被仰付候、

天神馬場
一天滿宮

別當
普門院

右者、熊野しやうの岩屋天神勸請之由、從往古為有

之社ニ而候処、毀破勘落之節致破壞有之候を、義

弘公御再興被遊候、上古此邊西之川打出須崎ニ而候

故、須崎之天神と為申由候、

一諏訪大明神

別當
正觀院

右者、從古有之社ニ而候処、毀破勘落之後致破壞候

を、元和年間 惟新公御再興被遊候、棟札有之、

東御屋形
一荒神

右者、慶長十三年 惟新公加治木江御移之節被遊御

建立候、

右同殿
一稻荷大明神

右者、 惟新公當所江護摩所御建立之節、高麗ニ而

戰死之稻荷を護摩所江御勸請被成置候処ニ、寛永十
五年右護摩所御引取之節、前条荒神之社ニ奉移有之
候、

但護摩所寺地御里馬場鬼門之角土手之上有之、今

田地ニ成、

右五箇之神社當地之五社ニ而御座候、

天神馬場
一新田大明神

別當
普門院

右、往昔赤坂殿と申人跡于今有之加治木知行被成候時

分、今市と申町今市跡ハ木田村之内ニ有御座候ニ御崇敬被成候而、

毎年八月十五夜御祭等為有之由候、御祭于今不相替其後加治

木殿當所江御移之時分、彼今市當町之東之端ニ被引

直、當社并二王迄今之地ニ奉迁候由申傳候、赤坂

殿已前より為有之社とも赤坂殿勸請之社共相知不申

候、其後及破壞候ニ付、 惟新公御再興被遊候、

木田村
一寶現大明神

別當
寶現寺

右者、求麻相良家之御息女ニ而 義弘公前之御前様

ニ而被成御座候処ニ、御離別有之、隅州山田之内邊

川村江被成御座、段々御難行ニ而御地界被成、對

上々様御崇為有之由候、依之 義弘公御在城之節阿

弥陀如来ニ被成御崇、保壽院と申寺御建立、寺領御

付被成候、左候而、義弘公御座所江ハ御建立被成

御崇敬可被成由御契約ニ付、帖佐江御在城之刻、寺

師村江御宮御建立有之、寶現寺開山光規法印御使ニ

而京都之吉田殿江被仰入、寶現大明神与御靈(靈力)爾御申

受被成候、右御靈璽于今當社ニ相納有之候、御本地

十一面觀音ニ而候、平松江御在城之節者、岩劍邊江

御勸請為被遊之由候、寺師村御宮跡ニハ堂一字御建

立之由候、左候而、毎年十一月十八日寶現宮御祭ニ

ハ、寺師村茂毎年祭礼有之由候、

一 毎年十一月十八日御祭ニ、山田并帖佐之内寺師村よ

り初穂米當社江差上来候、

一 義弘公加治木御在城ニ付、當社御造立、御宮地御差

圖を以只今之所ニ御迁宮有之、神領高三拾石被召付、

左候而、每々御參詣被遊、大施餓鬼御執行為有之由

候、

一 家久公御事も每々御參詣被遊、臨時御祭等度々被仰

付候、

一 寺師村江御宮御建立之節ハ神領高六拾三石被召付置

候処、毀破勘落之節三拾石ニ被召成、右之高外ニ為

御祭新米三石六斗宛被仰付候、其後御祭祈被召留、

當時ハ神領高三拾石之内より御祭等相調候、

寶現宮之脇
一 稻荷大明神

右者、義弘公當地御在城之節、飯野西之原稻荷を

御勸請被成候、木田村之内櫛永江宮御造立有之、御

崇敬為被遊由候、其後致破壞候ニ付、寶現寺住持頼

昌代致再興、只今之地ニ被引直候、

城之下
一 山本権現

右者、熊野新宮勸請ニ而、從古城之山之手下ニ奉崇

有之、當城之守護神ニ而候、此旨 龍伯公被聞召上、

拜殿御再興有之、其後 惟新公御再興被遊候、古棟

札左之通、

一 殊者大檀那肝付越前守伴兼演

享祿四年辛卯八月彼岸上下略、

一 大檀那伴兼盛、永祿六年二月、

春日宮ノ脇 別當 真福寺
一 若宮大明神

右者、上古加治木殿嫡子繼母之妬ニより被致切腹候

を、子細有之若宮と奉崇候由申傳候、

但此已前尼之小ゆひ烏帽子ニ直垂致着候若衆為有

之由候、

木田村西之原
一伊勢

右者、春日より前ニ勸請為有之社ニ而、昔ハ當所之

惣廟ニ而、天正・慶長之比迄ハ社領高有之候を被召

上、其後ハ年中二度之御祭ニ米貳俵徒 惟新公大宮

司江被下来候由申傳候、

但松岡周兵衛与申人御神躰奉守下建立与申説も有

之候、

岩屋寺觀音堂之脇
一地主権現

右者、天徳二年造立之由棟札ニ相見得候、

上木田村
一老龜大明神

右者、上代より有之社ニ而候、 惟新公御代ニハ御

崇敬有之、毎年十一月十五日御祭ニ米五升宛為被下

来由候、

木田村岩下
一弓矢八幡

右、前条同断、

日本山村
一山王二十一社

右者、從往古有之社ニ而候、古棟札ニ大檀那藤原善

久天文元年与有之、

日本山藏王嶽
一藏王権現

右者、吉野山藏王勸請之由候、從上古有之候、

高井田村之内高倉
一八幡

右者、上古加治木殿正八幡宮致勸請被致崇敬来候処、

加治木没落之後致廢壞候を、肝付家當所領知之節致

再興、神躰迄茂新彫刻有之候、作ハ日秀上人ニ而候、

右再興之意趣神躰ニ書付有之候、

附録

往古大藏姓加治木殿事正八幡宮之御馬檢校ニ而候故、

當城内江正八幡之神馬被致格護来候、右訳ニ而茂候

哉、當地ニ正八幡勸請本文之通ニ候、神馬之儀ハ于

今不相替當御城内ニ被召置候、依之宮内之社人御城

内ニ居付、御馬檢校相勤罷居候、毎年正月朔日・八

月朔日・八月十五日三度之御神事ニ、右檢校并反土

村田中門百姓烏帽子・白丁致着用、右神馬牽參候檢

校、左田中百姓ニ而候、
日本山村之内補原
一平大明神

右者、昔より有之社ニ而候、棟札ニ、大檀那嶋津義

弘公御息災、于時元和四年戊子三月三日、上下略、

小山田村

一老龜大明神

右社内古棟札左之通、

一文明十八天丙午十一月二十一日、藤原朝臣衆平判、

一大檀那伴氏兼演息災延命、天文八年三月吉日、

一大檀那伴氏中将殿御息災、于時天正十八年庚寅九月

二十八日、

小山田村

一御靈大明神

右社内古棟札左之記、

一殊大檀那藤原滿久、應仁貳歲戊子二月彼岸日、

一從上三州之主君藤原朝臣修理大夫忠兼大位并地頭賢

臣平氏重兼・同重昌兄弟妻女等臻下一結之講衆等、

于時大永五年乙酉潤霜月八日、

小山田村之内猪之日

一天神

右社ニ有之古棟札左之通、

一殊施主伊地知周防守平重貞・同新左衛門尉重兼并一

門諸衆、峇永正六年己巳二月二十九日、

一殊者施主肝付彈正忠伴兼寬并一門諸衆、天正十一年

癸未十二月十日、

西別府村長原

一具貴元大明神

右之古棟札、大檀那平氏渋谷重美、天文十三年甲辰

潤十一月吉日と有之、

右同村熊之原

一鎮守大明神

右之古棟札ニ、專冀渋谷良重身官康健、壽筭綿延、

天文十七年戊申霜月廿有九日、現住摠禪寺住持比丘

以白采鶴書之、

右同村提水流

一妙見

右之社古棟札左之通、

一奉重造立妙見御社、于時宝徳三天辛未十一月廿八日、

殊藤原氏平家門繁昌、

一奉造興妙見大菩薩御宝殿、大檀那平朝臣良重、天文

十七年戊申十一月卅日、

西別府村下之眞方

一鎮守大明神

右社古棟札、檀那平氏渋谷重利、天文廿年十一月吉

日、

同村桑之通

右之古棟札ニ、大檀那肝付彈正忠伴氏兼盛、于時永

祿五壬戌十二月十四日、

右同村嶽

一鎮守大明神

右社内棟札ニ、大檀那源氏武次、寛永元年甲子十月

吉日と有之、

一光永山 壽福院 春日寺 真言宗大乘院末寺 當所祈願所

右者、慶長十年 義久公春日大明神御宮御再興被遊

候付、當所御建立有之、別當寺ニ被仰付候、

一高三拾三石四斗壹升六合六夕七才

内五斛 義久公より御寄附、

一南林寺殿大中良等庵主

一雪窓妙安大姉

右 貴久公御夫婦様御位牌從 義久公御安置、

一妙谷寺殿貫明存忠庵主

義弘御子萬子代丸様
一湖月宗江大禪定門

右御両牌 義弘公當所御在城之節御安置、

一不動明王大小二躰 大ハ康嚴作、小ハ永祿九年六月吉日七条大佛師大武法眼造、

右者從 義弘公御安置、

一開山弘印和尚 一鐘之銘左之通、

隅州菱蒯院勝學寺於梵閣掛之、當寺根本大檀那藤原

朝臣沙弥道秀、當時大英檀藤原朝臣子孫重時武運長

和守歎
盛、

長享二年戊申二月十六日上下略、

大隅州加治木郷茂栢山存庭禪院洪鐘公用、皇帝聖躬

萬歳、檀越伴氏兼盛武運長久、于時永祿十一年戊辰

無射吉日謹銘之、

右者菱蒯勝學寺ニ為有之を、當所存庭院江為相用様

子ニ相見得候得共、訊不相知候、右存庭院ハ春日寺

之邊ニ為有之寺ニ而候処、肝付家喜入江被召移候節、

彼地江被引直候、

一布引瀧 當寺後ニ有之、

右 (マ、マ) 義弘公御作、

一松齡山 長年寺 曹洞宗福昌寺末寺 當所菩提所

右寺本ハ鳳凰山大樹寺与申候而城之下ニ有之、加治

木菩提所ニ而候、松齡様御牌御安置有之、家久

公每々御佛詣被遊事候処、此寺地御屋形より鬼門ニ

相當り候ニ付、家久公御意を以、寛永十四年秋當

寺地ニ被召移候、左候而、寛文九年山号・寺号只今

之通被相改候、

一高百石

内拾斛 義弘公御寄附、

一 義弘公御牌 宰相様 一 實窓芳心大姉

右御兩牌從 家久公御安置、

家久公御姫
一 輪桂貞玉大姉 寛永九年三月五日、於加治木卒、御葬礼於福昌寺有之

右御牌從 家久公御安置、

一月清妙心大姉 寛永十二年八月十八日、於加治木卒去、

一 源室林桃大姉 寛永十四年三月廿四日、於加治木卒去、

右御兩牌并小坂茸御靈屋從 家久公被遊御建、

一家久公御牌 家久公御廉中 一 興國寺殿持明彭窓庵主

右御兩牌從兵庫忠朗様御安置、

一 光久公御牌 一 綱久公御牌

一 真修院殿孝延妙雅日長大姉

一 綱貴公御牌

右四牌從兵庫久住様御安置、

一 正覚院殿貞範妙雅大姉

右御牌并御石塔從 重年公御建被遊候、

一 此御方御先祖様方御牌・御石塔并御二男家御牌・御

石塔銘之御子様より御建被成候、

一 十王繪 十幅内九幅唐繪

右從 義弘公御寄附、

一 鐘銘左之通、

奉施人洪鐘(入カ)一口肥後國宇土庄鎮守三所大明神御宝前、

下略

〔南朝〕 正平九年二月十五日

當所惣太夫 大工中村國等

大檀那 藤原氏女 全氏虎熊丸 沙弥道光

右者、 義弘公肥後表御出陳之節、彼方御手ニ入候

為證扱肥後國宇都庄より御持帰、當寺江御寄附被成候、

一 僊島山 保壽院 (能カ) 熊仁寺 曹洞宗福昌寺末寺

右者、萬治二年、忠朗様依御志願御建立、開山義堂

和尚、

一 高百貳拾七石貳斗四升餘 當寺本尊

一 釈迦如来

右者定長上人作之由申傳候、當寺御建立之節忠朗様

より御安置、

一 義弘公御牌 一家久公御牌

右御兩牌從忠朗様御安置、

一 嶺鷲院殿桂室妙春大姉

右御牌忠朗様より御安置、寺領高之内貳拾石ハ右之

為御菩提御寄附、

右之外、此御方御先祖様方御牌并御廟所有之候、

一松月山 靈鷲院 本誓寺 浄土宗智恩院末寺

右者、開山運誉上人事、天正十三年乙酉、肥後國阿

蘇家没落ニ付、於甲斐宗雲宅九月十五日初而奉拜

義弘公、同十六日、合志郡住吉光明寺江被預下、同

十八日、八町之在所被召付、同十五年丁亥三月廿二

日、運誉辞光明寺到肥州隈元、當國江到り、飯野為

御在城故彼地江致參上奉謁 義弘公候処、御喜悅不

斜、同十六年戊子正月、依 義弘公命加治木上町江

宮小庵給之、住居三年、同十八年庚寅六月、運誉粟

野江移、又當草庵給之、願成寺最初之寺地ニ而候、

慶長二年丁酉、本誓寺上町之寺地引替之内者可有住

居之旨伊集院宮内少輔殿・木原式部少輔殿傳 公命、

又上町之寺を修甫致運誉再住、龍伯様右土町江兩

度被寄御駕籠、寄麗ニ寺家持候旨御意有之候、慶長

十三年戊申四月、筑後國善導寺廿二世之席運誉ニ令

繼之旨本山智恩院より書翰到来ニ付、其段申上候処、

本山之命可被難止候間、一往住職有之、再當國江

可有帰陽之旨御暇給、運誉善導寺住職三年程相勤又

々御領國江可罷下旨致約言發足有之候、同年之秋、

義弘公加治木江被遊御移、諸屋敷江御竿被召入候時

分、運誉雖為善導寺住職、弟子相誉江被傳置候趣有

之候ニ付、其旨奉折候^(訴力)処、三原諸右衛門殿・伊勢兵

部少輔殿より當寺地狹候ニ付引替候旨被仰渡候、運

誉善導寺住職三ヶ年相勉候而、御約速^(束力)之通、慶長十

五年庚戌臘月晦日、再當國江下向有之被致登城候処、

約言不違候ニ付、御感不斜、直ニ上町本誓寺江越年

ニ而候、同十六年亥、當境地本誓寺御建立有之、夫

より御光儀及數度、左候而、寺内ニ有之候曲松ニ度

々被為懸 御腰候舊記于今有之候処、近年枯候、

古老之僧申傳候ハ、其節松間之月被遊 御覽、山號

を松月山与被仰出由候、

一高拾四石五升

右、從兵庫久薰様御寄附、

一義弘公御影像

右者、義弘公御存生之内、京都七条通大佛師康嚴

被召下、御影彫刻被仰付、相調差上候、開山運誉代

當寺江御安置被遊候、尤御影二躰於御側彫刻被仰付、

一躰ハ當寺ニ御安置、一躰ハ妙圓寺江御安置為有之由候、

但妙圓寺燒失之節御影茂御燒失被成候ニ付、本誓

寺之御影を奉見合候而、妙圓寺之御影彫刻有之候、

一義弘公江運譽獻花入候処、則御詠哥御自筆之御短尺

被下候、左之通、

昨日ハ華いれ送り
給ひしま、一首
月雪のあかなき色も忘れしの
ころのはなをかさしてやミむ

右御短冊于今當寺ニ有之、

一家久公當寺江 御光儀、運譽法談被遊 御聽聞、御

詠哥御自筆之御短冊頂戴、左之通、

身にしめる法の教へのあわれてふ

さなから鶯のミ山なりけり 家久

右依御詠哥當寺を靈鷲院与号ス、

當寺本尊
一阿弥陀如来

右者、昔日菱刈郡湯之尾江有之候処、其比湯之尾ハ
入来院家依私領、 義弘公より原田淨通を以入来院

氏江御所望有之、當寺江御安置被遊候、

一元和・寛永之間、開山代於 松齡様御牌前加治木土
躍兩度御興行有之、毎度 家久公御光儀被遊、躍之

人数ニ御加被遊候、其節御壮机相直被為掛 御腰候、
其旧跡往古より客殿廣庭ニ栽一株之楊梅是也、

一大平山 等持院 安國寺 清家宗京都妙心寺末寺

右者、曆應二年 尊氏公御建立一國一寺ニ而候、開

山嵩山大本禪師、 尊氏公御寺ニ而山与唱、 禁中

江茂為被知召寺ニ而候由、

一高拾三石八斗八升

一等持院殿一品左将府仁山義公大居士

右者 尊氏公御牌、從往古御安置當寺、昔ハ知行も
過分ニ有之、下馬札迄 茂被建置、門前屋敷扨 茂手廣

大地ニ而候処、勘落之節知行皆目被召上、其後文之
住職之刻、文之と肥後十右衛門殿与やらん其忠功之

由候而、知行被召付候得共、是又其後被召上、當分
相残寺内之田地 茂加治木御蔵入高之内ニ而候、尤惣

門并下馬札之跡于今有之、扱又靈佛・文書等 茂数多
有之候処、先年依火災令燒失候、最可惜也、

一文之和尚墓有當寺、

一鐘之銘左之通、

肥前州彼杵庄鈴田村竹藺山廣教禪寺洪鐘 大願主量

清

右志趣者、下略、

皆永和五年己未仲夏二十八日

住持比丘知證

大檀那右京助藤原頼熙 大工藤原季重 結縁 廣

德

大隅州大平山安國禪寺公用重

永正十六年八月時正日

住持比丘雪庭叟英朔

一萬齡(山脫カ) 椿窓寺 濟家宗京都妙心寺末寺

右者、上古より有之寺ニ而候、昔ハ萩原寺与申候而、

萩原之内榎馬場江為有之由候、榎馬場邊屋敷于今古

墓共有之候、肝屬家加治木領知之節、 貴久公御妹

御西様御事肝屬彈正忠兼盛ニ御縁組有之、肝屬三郎

五郎兼寛誕生之後御離別、天正十一年閏正月十五日、

於伊作西之城御地界被成、於多寶寺御送葬為有之由

候、然ハ兼寛より當寺を御懷之御寺と被成、御石塔・

御位牌建立、于今有之候、御法名椿窓妙栄大姉与申

候ニ付、當寺を椿窓寺と改号有之候、

一高三拾石

右者、當寺中興開山鳳山和尚事、釣藏主与申時、

義弘公高麗御出陳節陳僧被相勉候処、御婦朝被遊候

而、右為忠賞御感状御高三拾石被成下候を、直ニ當

寺ニ被附置候、御感状之儀ハ其後紛失ニ而候、

一義弘公御牌御安置、施主不相知候、

一當寺中興開山鳳山和尚致隱居、當所黒川江被居候、

其庵を鳳山軒と申候、和尚墓所此地ニ有、

一家久公鳳山軒江御光儀之節、御詠哥御自筆之御短尺

頂戴被仰付候、于今當寺ニ格護左之通、

浪のをりかくるにしきハ磯山の

こすゑにさらす花の色哉 家久

一當寺四世貫道和尚事、延寶七年、於本寺妙心寺被致

出世興行、紫衣ニ被罷成候、右之御倫旨于今當寺ニ

有之候、

一摩尼山 持法院 寶現寺 真言宗大乘院末寺

右者、天正十八年庚寅四月六日 義弘公御建立、寶
現大明神別當寺ニ而候、

附録

本文當寺書留ニ雖有之不審候、慶長十四年春御建立
与申説有之、尤是ならん欵、天正十八年ハ飯野保壽
院御建立之年間共ニ而者有之間敷哉、加治木江御在
城前以御建立可有之事不審之尤者也、當寺書留ハ先
年之出火ニ寺燒失之後為被論置物共ニ而、誤等可有
之哉之旨古老之輩物語有之也、

一 高三拾石三斗四升八合九夕六才

右 義弘公より寶現大明神江御寄附之知行高、直ニ
寺高ニ相成候、

但忠朗様加治木御拜領ニ而、本文高之儀茂此御高
相込也、

一 當寺開山光規法印儀ハ、大迫藤右衛門重里与申人一
男ニ女致出生候、男子ハ出家仕、御前様可奉吊御善
提旨 義弘公御意を以致出家候、寶現宮諸所江御移
之節ハ相附被召移候、左候而、當寺御建立有之、開
山ニ被仰付候、依之大迫家世繼無之ニ付、飯野衆中
中馬喜右衛門子を致養子候而、光規差次之妹を右之

妻とし、大迫家を致相續候、大迫主税助重親子大迫

藤兵衛重行事、義弘公依御夢想御高拾六石拜領被

仰付候、子孫永々當寺門前ニ而罷居候、末女ハ飯野

衆中青山左近と申人江致縁組罷居候処、義弘公御

夢想ニ青山左近夫婦此方江被召寄寶現大明神江御預

之由ニ而、左近夫婦被召寄候、右嫡流青山少兵衛ニ

而候、二男筋ハ于今當寺門前ニ而罷居候、毎年十一

月十八日御祭并五節句ニハ御供等差上来候、

一 寶珠山 吉祥寺 曹洞宗飯野長禪寺末寺

右ハ、慶長十五年 義弘公御建立ニ而候、

一 高三拾六石壹斗八升六夕三才

内三拾石 義弘公より當寺開山松岳和尚江被仰付
候知行ニ而候、

五石兵庫忠朗様より被召付候、

但昌翁常久庵主・桃岳妙林大師為菩提御寄附之由

候、

一 當寺開山者、飯野長禪寺開山明窓和尚弟子松岳全龍

和尚ニ而候、義弘公御帰依僧ニ而、天正十八年飯

野より被召列、帖佐御在城之節ハ蒲生正厚庵江被召

「明窓和尚弟子之教文字不審」

置候、其後加治木御在城之節、慶長十五年當寺御建
立被遊、為開山當寺江被召移候、
寛永十九年二月十八日遷化、

一義弘公高麗御渡海之節、為御武運長久・御子孫繁昌
法華一萬部之御誓願有之、松岳和尚江讀誦可仕旨被
仰付、慶長三年九月十日より同十二年四月廿二日迄
之間ニ一萬三千部讀誦被仕候、依之為御布施御高三

拾石拜領被仰付候、左候而、右法華讀誦供養石碑御
造立之節者、義弘公當寺江被遊御光儀、御下知を
以庭中ニ被立置候、尤當寺御建立之節茂、義弘公
御上覽之上、普請奉行比志嶋河内守ニ被仰付相調候、

右石碑之銘者大龍寺文之和尚江被仰付候、即左之通、
伏願慶(生丁)乙未身心堅固、家國豊饒、武運亨通、子孫
繁盛、

奉讀誦法華妙典一萬三千部、檀越島津十七代藤原義

弘敬

元和二年丙辰仲春時正之日

讀誦沙門東堂松岳

右銘文之直筆ニ而写別紙于今當寺ニ有之、

一大閣様御下向之節、義弘公より〔此一説御祈禱、公方
様御成之時之事ニ而候由申事ニ候〕為御祈禱觀音經一
千卷讀誦松岳和尚江被仰付候、其節之御本尊日本國
中之諸佛神留書于今當寺江有之候、

一岩屋寺 山号・院号不相知候、真言宗大乘院末寺

右者、上古より有之寺ニ而候処、久敷廢壞ニ而罷在
候を、宝永年間頼昌法印被致再興、只今之通寺家造
立ニ而候、

一高拾五石

内五石 家久公御寄附、

拾石 中興開山頼昌寄附、
一聖觀音 立像 四尺一寸五部 聖德太子御作之由、

脇立 不動 毘沙門

右者、天徳二年十二月十五日堂建立之由棟札有之也、
〔天徳二年ハ不審、棟木朽損不分明、元徳三テハ有間敷歟〕
又厨子之内棟木之書付左之通、

奉造立大岩屋寺内宮殿一字、嘉曆二年己巳正月十六日

願主權律師金剛位永慶

大工佐伯國滿

寛永四年丁卯三月十三日、從 中納言家久公石堂

御再興被遊候、棟札有之、

右堂内之右脇

一千手觀音 座像 一尺五寸

右堂内左脇

一千鉢聖觀音 立像 二尺七寸五部

現在今九十八鉢有之、

右堂内之右脇

一不動座像 一尺二寸八分

開山權律師實相房賢秀

永正六年三月二十三日

一開山像 座像 一尺八寸

寺より山上觀音堂迄之間坂之左右ニ有之、

一石佛式拾九鉢

右、銘之年号月日彫付有之、皆永正三年比より六年迄之年間ニ而候、作者過半者當寺住持快扶与有之、

又作者正椿与有之茂有、

一仁王 木像二鉢 今當寺ニ無之、大乘院之二王ニ而候由、聖觀音、脇立不動・毘沙門、二王同作之由候、

始羅郡

和名抄始作始非也今為始

地理志

加治木

國初、大藏姓加治木八郎親平、文治四年 右大將家賜加治木郷安堵之下文、世々領之、明應四年七月二日、太

守忠昌公攻之、翌年二月、加治木大和守久平左衛門落城、滿久子

月山靈鷲院本誓寺浄土宗京都華頂山大谷寺知恩院の末、旧山号靈就山

義久公御牌・御影像立、開山運誉上人、

家久公御光義之時、運誉法談御聽聞にて、御詠哥短冊、

身にしめる法も教のあはれてふ

さなから鷲の深山成けり

家久

右之依御詠哥靈鷲山と号候、

椿窓寺へ 家久公御光儀之時、

浪の織かくるにしきハ礪山の

梢にさらす花の色哉

本誓寺開山運誉老人へ御宛之短冊御詠 義弘公

昨日は花入一送り給りし俣一首

月雪のあかなき色もわすれしの

こゝろのはなをかさしてや見む

太平山安國寺 臨濟関山派京都妙心寺末、康永年中創建、

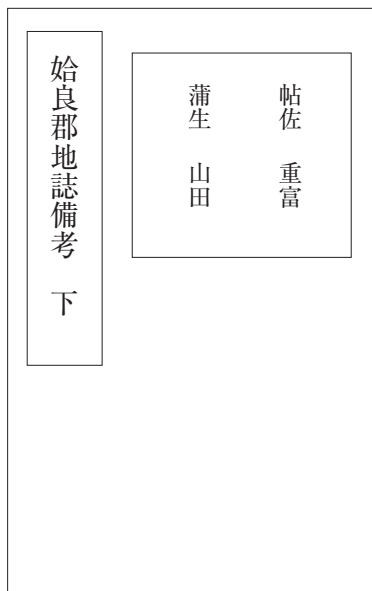
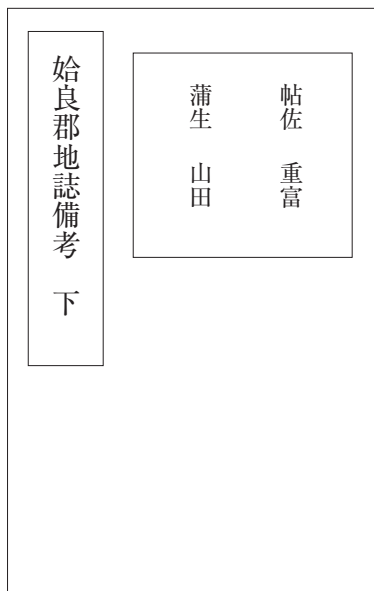
開山嵩山大本禪師、當寺は將軍尊氏公依御願一國一寺御

建立也、

萬齡山椿窓寺 京都妙心寺末 往古萩原寺ト云、

中興開山鳳山和尚、

始良郡地誌備考 下



- 溝邊 始良郡
- 一 有川村
 - 一 麓村
 - 一 日木山村
 - 一 西別府村
 - 一 三十町村
 - 一 納屋町
 - 一 十日町
 - 一 増田村
 - 一 永瀬村
 - 一 竹子村
 - 一 崎森村
 - 一 木田村
 - 一 加治木町
 - 一 深水村
 - 一 西餅田村
 - 一 松原浦
 - 一 寺師村
 - 一 重富 平松村
 - 一 三繩村
 - 一 加治木 反土村
 - 一 小山田村
 - 一 帖佐 鍋倉村
 - 一 豊留村
 - 一 東餅田村
 - 一 中津野村
 - 一 住吉村
 - 一 脇元村

- (中表紙)
- 始羅郡
- 一 溝邊
 - 一 重富
 - 一 加治木
 - 一 蒲生
 - 一 山田
 - 一 帖佐
- 始羅郡地誌備考

一 船津村

一 上久徳村 蒲生

一 下久徳村

帖佐郡三百七十一丁丈 (二カ)(二カ)(大カ)

一 久末村

一 蒲生町

一 米丸村

正宮領

一 漆村

一 北村

一 白尾村

本家八幡 地頭掃部頭

一 西浦村

一 下名村 山田

一 上名村

為半不輪、正税官物者弁済於國衙也、

一 大山村

一 邊川村

一 北山村

御供田九丁七段小

一 木津志村

寺田廿六丁六段

小神田六十四丁九段半

大般若三丁

經講浮免十四丁二段 (田脱カ) 聖朝府國御祈禱料

(地理纂考)

帖佐郷

鹿兒島縣廳を距ること子ノ方五里なり、亥方山田に接し、

西ノ方蒲生、卯ノ方加治木、未申ノ方重富に接す、周廻

五里余、村落拾一 東餅田村 三十町村 鍋倉村 中津野村 深水村 増田村 豊留村 西餅田村 寺師村 住吉村 永

瀬、人員総計五千四百八拾七人、戸數千百六拾四軒、

15「圖田帳」

大隅國

注進 國中惣田數寺社庄公領并本家領所 地頭弁済使等交名事

「此間文略」

國方所當弁田

万徳五丁三段大丁別十疋

恒見八丁七段大丁別廿疋三大

宮吉五丁丁別八疋

正政所十丁丁別十五疋

權政所五丁丁別十五疋

公田六十八丁四段半丁別廿疋村々十ヶ所

「此間多文略ス」

右、件惣田數、任御教書之旨、注進如件、

建久八年六月 日

大判官代藤原

16「旧記雜抄」

大隅國注進御家人交名等事

國方 税所篤用云々 帖佐郡司高助

宮方 政所守平云々 肥後坊良西

右、件御家人、為上覽、各交名大略注進如件、

建久九年三月十三日(十一) 司檢校大中臣時房(諸)

「外略」

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一七八号文書ノ抄ナルベシ)

「東鑑」

元久元年甲子九月十七日、大隅國正八幡宮寺訴申事、被(頭)

經沙汰、是故右幕下御時、掃部入道寂忍為正宮地頭之處、

宮寺依申子細、御停止其儀訖、其後又三箇所(被)補三人地頭

之間、造營之功難成之由云々、仍今日所止彼地頭職等也、

帖佐郷地頭肥後坊良西・荒田庄地頭山北六郎種頼・萬得

名地頭馬部入道淨賢云々、廣元朝臣奉行也、(之)

「外四名略ス」

「伊季安考説」

一帖佐ハ舊ヨリ正宮領ナリシニ、右大将頼朝公日本國中

惣地頭ニ補セラレ玉ヒシ時ヨリ、掃部頭親能入道寂忍

大友(友)正宮領ニモ地頭ト為ラレシニ、正八幡ノ宮寺ヨリ

子細ヲ申上ルニヨツテ、寂忍ノ正宮領ニ地頭セラル事

ハ停レ、其ヨリ後ニ又肥後坊良西ヲ帖佐郷ノ地頭トナ

シ、山北六郎種頼ヲ荒田庄ノ地頭ニ、馬部入道淨賢ヲ

万得名ノ地頭ト、三人ヲ正宮領三ヶ所ノ地頭ニ補セラ

レシニ、正八幡宮寺ヨリ其通ニテハ造營ノ功モ成リカ

タシ迎マタノ鎌倉ニ訴申タレハ、右ノ元久元年子九(十九)

月十七日、大江廣元奉行ニテ三人ノ地頭ヲモ亦止ラレ

シト見エタリ、其ヨリ留守職ノ支配トナリシニヤ、建

治二年ノ頃ナトハ留守刑部左エ門尉眞用カ領分多カリ

シト見ユ、但彼地頭ハ止ラレタレト、國方ノ高助カ帖

佐郡司ハ本ノ通ナリシニヤ、建治ノ頃ニモナホ郡司榮

繼領ト云アリ、左ニ詳也、

「古城主由来記」

一帖佐城

肥後房良西

忠久公御下向之時令居城、帖佐家元祖なり、其本平姓より出たり、桓武天皇八代周防守大夫判官家成第三友清二男即此良西也、其子帖佐太郎大炊介信宗と号す、平田・寺師等之家皆一姓なり、何れの頃(◎まで)知行候哉分明ならず、一説に平田は内大臣宗盛の孫宗正より出たる様ニ見えたる旧記も有、然共実ハ良西の苗裔疑なし、帖佐を天文の比洪谷家より奪取て知行せり、

〔古系圖〕

良西

肥後房 隅州帖佐地頭職

信宗

太郎 大炊介

父良西為帖佐郷地頭、故信宗初號帖佐、後暨良西

止地頭職、信宗移于薩州日置郡住平田、自此改號

於平田、

〔宗光〕

平左近

宗弘

右エ門尉

無子孫、

宗平

太郎太夫

17 〔建治石築地役御教書〕

(本文書ハ三三二号文書ト同文ニツキ省略ス)

〔日高氏古系圖〕

為宗

正宮修理大夫 檢校 大隅國帖佐・荒田庄地頭

〔伊季安考説〕

一 建治ノ比、蒙古襲来ノ説アリテ、筑前筥崎ニ築地シテ

役所ヲ建ラル時、夫々領分ノ町段ニ應シテ寸尺ヲ賦リ

御手傳ヲ仰付ラレシト見ヘタリ、其比迄ハ平山卅一丁

ハ正宮留守ノ領ナリシニ、左ノ通相替レリ、

一弘安年中、城州石清水善法寺了清下向シテ、八幡領ノ所司且平山村領家職ト為リ神領ヲ掌レリ、平山城ハ今鍋倉村ニ遺墟アリ、了清築テ居ル所也、城中ニ新正八幡社アリ、本丸ノ東ニ鎮坐、是則了清石清水ノ神輿ヲ守下テ勸請ス、船津村右船ノ着シ所トソ、又城内ニ阿弥陀寺址アリ、了清建立ト云ヘリ、奉施入大隅國平山阿弥陀寺撞鐘一口、四十八貫鑄之弘安五年五月日、石清水了清、金師慈蓮ト記ス、鐘八幡別當寺八流寺增長院ニアリ、本尊釈迦・阿弥陀・觀音を安スト云ヘリ、又城内ニ觀音寺ト云ヒシ了清建立ノ寺址モアルトナン、左アレハ、初メ三尊別ノ寺ヲ建テオケルニ、後世阿弥陀・觀音ノ兩寺衰壞ノ時ニ至テ、合セテ此ヲ八流寺ニ安置スル乎、又蒲生八幡迄モ了清カ時ハ祀レルニヤ、嘉慶二年戊辰三月蒲生清寛ノ置レシ鐘銘云、隅州蒲生院正若宮鐘銘、淨利置鐘其制尚矣、以故石清水了清施焉、然而形小聲微、貞和丁亥年、今政府清寛六代祖清茂季子玄清改易、爾來撞之云々、右通アレハ、了清同シク司レルナラン、

〔平山氏系圖〕

平山氏略系圖

祐清

別當 法印

石清水檢

(校脱カ)

權大僧都

弥勒寺正八幡

檢校

元久三年宣下、承久三年卒、

寶清

号家田、正八幡檢校職 善法寺祐清四男

宮清

家田法印猶子 實龜山院廢子也、

榮清

平山祖 法橋 法眼 少別當 寶清弟 一本宮清

子 榮清者祐清之弟子、受正宮領・平山村領家職、

政清

法橋 法印 大僧都

了清

石清水法橋 法眼 居平山城、号平山、勸請熊野
三所權現曰平山權現、於今三拾町村又營八流寺、
於帖佐建九社、於帖佐卒、崇若宮八幡在三拾町村、

乗清

大藏卿 僧都 号平山、 或能清 号平山民部卿、
薩摩守

義清

号平山民部卿、
イ少輔一

武矩

平山左京 左近將監 左京亮 左京亮

武一

武實

武頼

小川氏祖

※

武秀二男

居帖佐内齧城、号齧、 三郎五郎 明德二死、
三郎五郎 越後守

武貞

三郎五郎

明德二死、

武義

美作守 越後守 三郎五郎 隈城合戦

武貞

武豊

武徳 武重 武英

右京助 三郎五郎 下野守

寶徳ノ比、 文明ノ比、 住帖佐、

武清

三郎五郎 正右衛門 勝左衛門

武政

兵部左衛門 去帖佐居城守大始良、

天文七生、 慶長十九、号平山、

子孫平山八右衛門

忠武

武久

忠國

島津又次郎 島津又次郎 平山ニ改、越後守

氏久養子 久豊養子 武豊 平山源六

忠秀 弥左衛門

市成氏祖
「島津季久平山氏ヲ伐テ帖佐ヲ領スト、忠國ニ當ルカ」

忠正

忠兼

俊久

源六 備後守 源三郎 越後守 源四郎

又左衛門

忠親——此子孫平山五郎右衛門

弥五郎 備後

※(頭注)

〔旧史官正徳中調

平山五右衛門先祖平山民部卿能清之二男越後守武秀ト申者ニテ、帖佐之内甌ト申所致領地、其所以在家家号ニ仕来申候、是則八右衛門家之元祖ニ而御座候、高祖父甌勝左衛門代嫡家之称号平山ニ相改云々、如本甌名字ニ相改申度云々〕

平山善宝寺大隅國帖佐下向以来庶子名字事

嫡家平山 庶子餅田・中津野・高城・甌・平瀬・平松

18 〔雜旧記抄〕

如仰雖未入見參候、兼承及候キ、抑向嶋東西所務事、嶋津又三郎殿ニ御談合候て御知行事承(り)候、就其御年貢不可有懈怠之由(候)承候△、目出候、京都事御心安可被

思召候、任状并地下之御教書申沙汰候、御年貢奉行分領

家預所御志以下、任先例継様於日御(沙汰)候、喜悅入

候、巨細事筑後禪門存知、恐惶謹言、

七月七日

前筑前守秀秋判

謹上 平山左京亮殿

(本文書ハ「旧記雜録附録二」六五九号文書ト同一文書ナルベシ)

〔古系圖〕

紀姓西郷并荒田氏系圖

仁王八代孝元天王ヨリ卅五代孫

修理別當

宰相

紀成清法印祐清

正八幡三所大菩薩

權別當 檢校

大隅國帖佐西郷弁

前權大僧都

弥勒寺正八幡

宮別當

元文三年丙寅正月四日薨、

弁清

棟清

修理別當 權別當 權少都(僧臘九) 法印 弥勒寺別當

荒田庄宗良法印

童名六郎丸 正八幡宮法印 弥勒寺別當 權別

當 日高筑前守源義里御子宗義、其御子為宗、

其御子六郎丸宗良法印、弥勒寺別當石清水棟清

法印奉養子下向、御供大坂式部少輔・高水治部

少輔・畠中法眼、將軍頼家御代、元久元年甲子

十月日、

妙清

朝清

龍清

棟眞

宗清

六郎 丹波守

宗友

左馬頭

宗次

六郎右衛門

〔平田氏系圖〕

平田氏系說云、内大臣宗盛之二男從五位下土佐守能宗號帖佐、能宗二男至宗増改帖佐、初號平田信次郎云々、一説平田氏者帖佐古城主肥後房良西之子孫也、

19〔古文書〕

〔二年ノ文書也〕

文和ノ比、大隅國於御方致軍忠之輩交名注文

平山左京亮 加治木中務入道云々

右、注進如件、

20 大隅國佐殿御方凶徒等交名注文

税所介一族云々 平山因幡前司入道一族

正八幡宮先社務 弥勒寺執當房道慶

同舍弟九郎左エ門尉 同舍弟十郎三郎

正八幡宮神官所司分 杉五郎

右、注進如件、

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二四九九・二五〇九号文書ノ抄ナルベシ)

〔帖佐由来考〕

(一脱カ)

應永四年丁丑四月下旬、山北ヨリノ大將上總介伊久ト鹿
児島ヨリノ大將陸奥守元久ト兵ヲ合セテ清色城ニ押寄セ
ラレシ時、平山・平松・平瀬・中津野・餅田・吉田・蒲
生振底打立トアリ、

同八年辛巳九月、總州鶴田ヲ取巻ル時、元久ハ以大勢後
卷シ玉ヘリ、相隨人々ニ平山・餅田・平松・中津野・平
瀬云々アリ、此二件ハ應永記ニ出タリ、其頃平山一族ハ
皆元久公ニ隨臣スト見ヘタリ、

同十八年辛卯八月、元久公御逝去、久豊公山東ヨリ走歸
テ御家督マシマセシ頃、肝付河内守兼元隅州ニ謀反シテ
鹿屋周坊介忠兼カ鹿屋城ヲ攻ルヲ久豊公聞召サレ、御渡
海アリ救セ玉ハントノ時、聖榮自記ニハ、御屋形様久豊
未國モ不調時分ニ候ヘハ、帖佐・加治木ハ敵タル間不及
力、鹿児島ヨリ御渡海有リ云々、此頃平山一家御敵ト見
ヘタリ、應永ノ末年ニハ平山一家皆靡キ服シケルニヤ、
福昌寺佛殿造營之勸進ニ、平松安藝守武味・平山越後守
武豊・餅田紀武井・平世信濃守武子・甌美作守義武等ミ
ヘタリ、

〔帖佐来由考〕

(一脱カ)

平山民部卿能清二男三郎五郎元秀帖佐ノ内甌ヲ領シ、甌
ヲ氏トセリ、子孫甌八右衛門カ時、慶長十八年、本姓平
山氏ニ復シ、其孫八右衛門カ時、官府ニ訴ヘ、正徳三年
ヨリ復甌氏ヲ許サレタリ、甌ハ山田郷今ノ北山ナリ、古
塚多シトソ、此家永享八年餅田ノ内ヲモ拜領セリ、

21 帖佐餅田之内別府之市并濱之事、任先例、不可有領掌相
違之状如件、

永享八年六月八日

平山

〔忠國ノ初名〕

貴久御判

一大島出羽守有久モ帖佐之内田中門四町八段拜領ストア
リ、忠國公御代ナルヘシ、

22 栗野調所氏文書

(本文書ハ二四・四〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

「帖佐由来考」

荒田宗良法印十一代孫

宗貞

出雲守 入道法名慶窓

六十一歳時、永享八年丙辰五月二十五日、隅州帖

佐郷春毛ノ村ニテ討死、

宗満

壹岐守 法名石窓

嘉吉元年辛酉閏九月三日討死、年四十七、

雪通和尚

宗元

宗乗

主計助

八郎三郎

宗伴

助三郎 童名千代菊丸

永享八年丙辰五月二十五日、隅州帖佐春毛ノ村ニ

テ父同時二十三歳ニテ討死、

武宗

左京亮 法名秀山

文明十三年辛丑七月廿五日死、年六十六、

宗貞

出雲守

文明十三年辛丑四月廿四日死、年六十、

祐藏主

宮内吉成寺前住

前ノ調所文書ニ、伊集院衆平山城ヲ夜襲ケル時、城兵堅ク拒キテコレヲ走ラス、餅田・平松ヨリモ兵ヲ出シ、横入シテ春毛ニテ合戦アリシト云ハ、此系ニ云ヘル永享八年五月廿五日ノ事ト同シ軍ナラン、参考ニ供ス、

「山田聖榮自記」

忠國三ヶ國悉靜謐す、次國一揆之事も此代にあり、征伐せらるゝかたゞ、一家ニハ伊集院殿、國方においてハ別府・和泉・平山一家不殘、牛山一族悉、坂より上ニハ和田・高木・飢肥・櫛間・南郷・梅北、いづれも此方⑧之

跡御料所として御一家御内に御配分あり、

〔豊州家系圖〕

久豊公三男

季久

二郎三郎 修理亮 越後守 豊後守

應永廿年癸巳生、○自早歳在忠國公幕下、數有軍

功云々、

享徳中、忠國公使季久〔忠國ノ弟〕伐平山氏領帖佐、於是築瓜

生野城、携嫡子忠廉居之、且使二男忠康守平山城、

時三男滿久嗣加治木氏、振威四境、※

創建梵宇号總禪寺云々、

文明九年丁酉八月六日卒、年六十五、

※ (行間)

〔文明六年比、居于平山、帖佐・平山・高城・上ノ山・平

瀬・蒲生・北村・溝辺・横川・東郷等屬之〕

忠廉

初公久 二郎三郎 修理亮 永享十二年庚申生、

文明十五年癸卯、曾於郡稅所新介來攻帖佐、忠廉

使兵迎戰于郊、新介敗走、忠廉麾衆遮其歸路大破

之、遂取曾於郡、〔文明六年比、季久・忠廉父子居于

平山〕

十八年丙午十月十九日、公賜忠廉飲肥・福島、十

二月上旬、自帖佐移於飲肥、備伊東堺、是年、遷

帖佐大陽寺於福島、○延徳三年八月二十日卒、年

五十二、

忠康 〔旧記ニ文明六年島津九郎右衛門久繼居于指宿トアリ〕

号平山、又次郎 九郎右衛門尉 越後守 初久

繼

父季久使忠康居平山城、因号平山氏、後領松山、

補串良地頭、

滿久

後忠敏 三郎五郎 右衛門佐

加治木三郎實平養子

忠朝

初忠徳 忠頼 二郎三郎 右馬助 豊後守

文正元年丙戌、生於帖佐、母太守忠國公女、

文明十八年冬、及父忠廉移于飫肥、忠朝守福島城、

時年二十一、

〔國史忠國ノ記〕

長祿二年云々、初享徳中、公使弟豊後守季久攻帖佐郷平

山城下之、而使季久領帖佐、注云、居帖佐④ナシ城、築城

平山村、号平山城、因以為氏、子孫遂領帖佐郷、帖佐郷

今無平山村、平山城遺墟係鍋倉村、

三年春、帖佐平山氏反、二月三日、節山公與比志島河内

權守義重書、使率族人擊平山氏、

〔國史忠昌記〕

文明九年四月十六日、島津國久復降、遂如帖佐、勸島津

季久歸順、季久從之、與國久俱入見公於鹿兒島、

〔國史忠昌傳〕

文明十五年、上文略、是歲、島津忠廉執曾於郡領主稅所

新介・清水郷領主本田因幡守兼親於帖佐、而求之地焉、

新介許之、清水人不可、乃歸兼親、島津支流系圖曰、文明十五年、稅所新介園帖佐城、忠

廉擊破之、新介以曾於郡賂忠廉、與此異、兼親國親之子也、

〔國史〕

文明十六年十一月、北原立兼如菱刈、遂與菱刈氏重如帖

佐、誘島津忠廉使叛、忠廉不應、立兼・氏重等不悅、乃

謀助久逸以擊忠續、忠廉聞之以為、若是則將不利於忠續

矣、乃許應之、立兼・氏重等悅而去、

〔帖佐由来考〕

一別府薩摩守薩州國久・御舍弟中務・同彈正、平山仁

豊後守豐州季久・御子息修理亮匠作忠廉、田布施仁相模

守相州友久云々、指宿仁九郎左エ門尉久繼云々、高橋仁

藏人云々、

季久④安按ニ、右ノ久繼ハ季久二男越後守忠康ノ初名也、

藏人トハ其弟幸久ナルヘシ、右ノ數書ヲ參考スレハ、

弘安中石清水了清入部シテ留守刑部左エ門尉真用ナド

ニ代リテ平山ヲ領セシヨリ、九代嫡流越後守武豊忠國モカ時應永・永享ノ頃迄ハ、平山ハ勿論、平世・平松・餅田・甕等ノ庶族何レモ其名字ノ地ヲ領シ来レルニ、忠國公悉ク此輩ヲ征伐セラレ、前文ニ見ヘシ伊集院衆ノ夜ル平山城ヲ忍ヒ、或ハ永享八年五月廿五日帖佐春毛ニテノ戦ナド、皆其軍ト見ヘタリ、其ヨリ享徳迄十七八年モカ、リテヤウク攻取ラセ玉ヘルニヤ、山田聖榮モ公ノ難義御カセンノ中ニコレヲ入レ、御自身帖佐ニテハ太刀討セラレシコト迄書キオケリ、凡ソ弘安ヨリ享徳迄年數百七十年許、了清ヨリ平山氏九代越後守武豊カ其子備後守忠正カノ時キニ帖佐ヲ召上ラレ、平山ハ指宿ニ移サレ、御一族平山ノ元租久繼モ指宿ニ居ラレシト文居タルト文明十年定清カ書ニアルヲ考レハ、平山家ノ惣領モ指宿ニリテ平山ヲ名乗ルニ非スヤ、久繼ニツキテ紀姓平山ノ惣領同シ頃移リ居タルカ、其詳ナルコトヲ知ラス、平松武家ハ鹿兒島ノ武ニ移サレ、其一族ノ跡ヲハ公ノ御舎弟季久ニ御賜ヒニテ平山城ニ移ラレシト見ヘ、文明六年八月ノ古書ニモ右ノ如ク也、然シテ同九年八月六日卒去アレハ、瓜生野ニ城キ嫡子忠廉ト居城シ、二男忠康ヲシテ平山城ヲ守ラセ平山氏ト名ノレルトナン云説ハ、文明六年ヨリ九年迄ノ間ノ事ナ

ル乎、然ハアレド、忠康モ文明六年ニハ指宿仁居ラレシト見ユレバ齟齬セシヤウ也、瓜生野ニ城キウツラレシ△ハ文明九年後忠廉ノ世ト為リテヨリノコトナラスヤ、詳ナラス、斯テ豊州家季久ヨリ二代忠廉迄、享徳ヨリ文明十八年十二月飢肥ニ移ラル時マテ凡ソ三拾三四ヶ年帖佐平山ヲ領セラレ、其外高城・上之山・平瀬・蒲生・北村・溝邊・横河・東郷迄モ豊州之御持城也ト〔襲山ノ内也〕

Ⓢ行脚雜録ニ△見ヘタリ、

一文明十八年丙午ヨリ長享・延徳ヲ歴テ明應四年迄ノ間拾ヶ年許、帖佐ノ地頭領主詳ナラス、村田肥前守経安カ又ハ日置美作守ヲ差置レタル共ニハ非カ、究テ考カタシ、美作守俊久トテ豊州家ノ奉行セシモノ永正十六年己卯四月日當山ノ山王社棟札ニ出タリ、此人ナラン、明應ノ頃ハ昵近ラシク見ヘタリ、

※一明應四年乙卯六月二十九日辰尅、加治木大和守久平帖佐城へ襲来テ城上ニ切乘レリ、翌七月朔日、日置美作守ト本田某・社家衆等拒戦テ敵七人ヲ斬ル、大和守兵

ヲ引テ加治木ニ皈ル、時美作守ト宮内衆ト加治木ニ入り、敵數級ヲ斬獲ス、市町村舎ヲ燒夷ク、二日、忠昌公モ亦兵ヲ加治木ニ遣ハシ、本安國寺ヲ破リ、進テ城門ニ至リ敵數人ヲ斬テ、我兵モ三四人コレニ死セリ、斯テ同五日、御家老村田肥前守経安ヲ誅セラレタリ、如何ナル子細ニヤ、

※(頭注)

〔國史忠昌記中〕

明應四年六月廿九日、加治木大和守久平叛、引兵取帖佐城、秋七月朔日、公將兵攻之、久平逃皈、日置美作守等攻加治木城、燒夷村落、

注 帖佐郷餅田村有古城墟、今称瓜生山云々

※一川上筑前守忠直、明應四年ヨリ帖佐ノ地頭職ト為リ邊川村ヲ拜領セリ、因テ邊川氏ト号ス、

※(頭注)

〔國史〕

明應四年云々、是年、邊川筑前守忠直為帖佐地頭、忠直者川上氏之庶子也、

徙邊川村、因以為氏云々、

五年二月、加治木久平降、去加治木徙阿多城

(一脱カ)

大永六年丙戌〔十二月〕帖佐城主邊川筑前守島津初千代殿〔實久コト也〕ニ屬

キテ潜ニ本城ト新城ヲ取構ヘテ謀反ノ企露顯セリ、

〔國史勝久ノ記〕

大永六年十一月云々、島津實久益横、稍有反謀、帖佐地頭邊川忠直築本城及新城而扼之、以應實久、實久遣島津善左エ門尉安久等將三百餘騎助之、大翁公遣梅岳君擊忠直、十二月七日、拔帖佐二城、大翁公賜梅岳君伊集院・谷山、以賞軍功、安久忠経之孫也、初島津延久領川邊、傳至昌久、圓室公時、昌久獻川邊、而身居田布施、至是因梅岳君求帖佐、大翁公許之、以為帖佐地頭

〔樺山玄佐自記〕

一帖佐之城邊河筑前守從和泉薩州御人衆申請、祁答院・蒲生以同前鹿兒嶋へ成御敵之處、金吾様為御太將、一日之中數度之合戰碎手、即時被召取云々、

23「山田氏文書」

(本文書ハ四三号ヲ書ト同文ニツキ省略ス)

「右ノ考」

初千代殿トハ實久小字ニテ、其比ハ八年若也、其手下ノ
 大将島津善左衛門安久^{迫水氏}ナト出水ヨリ来テ、辺川忠
 直ヲ助ケ帖佐ニ城守セリ、斯リケレハ、同年十二月七
 日、忠良公勝久公ノ命ヲ奉テ吉田ヨリ帖佐ニ押寄セ本
 城・新城ヲ攻ラレシニ、善左衛門尉安久等拒戦テ、岩
 永壽齋カ為ニ總禪寺口ニテ討殺サル、其外島津又七郎
 以下数人討死シテ、其日ノ酉尅ニハ新城陥チタリケレ
 ハ、其徒何レモ周章シ、遁ント欲シテ城隍ニ墜リ死者
 男女五百餘人、牛馬ニ至テハ其数ヲ知ラス、岩崎太郎
 三郎頼清ハ日新公ニ仕奉リ帖佐ニ戦死、田代新右衛門
 清千ハ勝久公ノ時帖佐ニ戦死、鎌田刑部左衛門モ帖佐
 ニ戦死ト各其家系ニ出タリ、皆此役ニ死セシナラン、
 是ニ於テ、邊川氏明應四年ヨリ此大永六年迄帖佐地頭
 タリシコト凡ソ三十二年ニシテ殺サレタリ、

一 大永六年十二月、忠良公帖佐ヲ平ケ玉ヘル時、島津下

野守昌久入道政雅自ラ請テ帖佐ニ地頭タリシカ、同七
 年丁亥四月、加治木ノ城主伊地知周坊守重貞ト謀テ亦

叛ケル事聞ヘケレハ、忠良公既ニ御遁世ノ上ナカラモ、

是非ナク又其年五月六日加治木ニ御発向アリテ、伊地

知周坊守重貞及ヒ其子新左衛門尉重兼ヲ誅殺セラレ、

直ニ帖佐ニ御越、島津昌久ヲ殺サレ、両城共ニ警衛ノ

兵ヲ入ラレ、百事闕ルルコトナキ様ニ御取鎮メオカレテ、

帖佐ノ松原ヨリ御帰舟ナリシニ、其御留守ニ島津實久

勝久公ヲ欺キ大乱ト為レリ、

※1 (重注)

「昌久ハ薩州家國久弟下野守延久ノ長男、出水郡ニ系圖アリ」

※2 (重注)

「大永七年八月改元享祿、七月以前猶大永八年」

一 右ノ昌久ヲ誅セラレシ後ノ新城地頭ヲ忠良公ヨリ伊地

知民部少輔重辰ニ被仰付居城スル也、其傳ニ云、寛永十

月伊地知左衛門尉重政書記モノ也、重政父民部少輔重堅ハ朝鮮ニ戦

死シ、其子十三ナリシヲ祖父備後守重康入道喜甫ニ養育セラレ、二十

※

二歳ノ時重康死セリ、即重辰ハ重康カ、第四、嫡子重辰法名永

林久長居士者、太守高久公之御當代永正の頃、高久公トハ貴久公ト

永正ハ大永ノ誤大隅之内帖佐新城之地頭賜之、彼城へ重辰父子

在番之砌、從渋谷家催多勢被攻新城、其時重辰嫡子小

次郎に語て云、大軍寄來之間、雖防戰終責落さるへし、

然者重辰者新城之主頭として可遂戰死、其故者、父子

一所ニ雖遂戰死全以忠功之無全、セシ守護御無勢之間、小

次郎者衆中の子共を卒し敵陣を切通、吉田の城に楯籠

可抽忠節、曾以各不可為未練、若於不遁者無是非籠城

討死父子可為同前旨申含也、依之任父命、小次郎者人

數五六人一味し大勢の中に懸入、向敵を散く、に切捨、

吉田の城に楯籠也、案のことく新城者父重辰討死矣、

此時文書系圖悉相捨也、

※(頭注)

「國史貴久傳

享祿二年己丑春正月廿二日、祁答院伊勢守重武陷帖佐本城及

新城、明日、陷山田城、肝付越前守三郎五郎、改称越前守、兼演取加治木、重

武重度之孫也、奥祁答院系圖云々

一享祿二年己丑正月廿二日、祁答院重武帖佐之本城・新

城入手裏、翌日、山田城攻陷、以為領知、雖然蒲生某

變改、故祁答院格護之加治木ハ肝付越前守攻落畢、

「帖佐來由考」

一伊地知筑前守重成初式部少輔系傳云、為吉田城代居之云々、

伊地知重辰大永七年丁亥五月ヨリ帖佐新城ニ居城セシ

ヲ、祁答院城主渋谷伊勢守重武多勢ヲ率ヒテ、島津實

久ト忠良公トノ大乱出來タル其間ニ乘シ、享祿二年正

月二十一日、祁答院ヨリ先ツ吉田城ノ伊地知重成ヲ攻

メ、陷スコトアタハス、翌廿二日、重武多勢ニテ帖佐

ニ攻入、本城・新城ヲ攻陷シ、重辰討死、其子小次郎

重常ハ衆中ノ子共五六人ヲ一味シ、敵ノ圍ミヲ切通テ

吉田城ニ走籠リ、重成等ト共ニ吉田城ヲ保チ一命ヲ助

カリシト見ヘタリ、去レハ重辰新城ニ地頭セシハ大永

七年五月ヨリ享祿二年正月迄僅三年ナリ、其翌二十三

日ニハ重武又山田城ヲモ攻取テ此モ押領セリ云々、

「年代記」

村田庄八家傳云、肥前守経安立久公御家老、後背忠昌

公命、明應四年七月五日伏誅、其子肥前守経堯、父被誅後出奔、倚頼菊地、其後帰國、於帖佐戦死、其子五郎左衛門後越前守武秀勝久公御家老、加治木ニテ戦死云々、

大口土村田氏系圖云、越前守経堯、享祿二年己丑正月廿二日、加治木落城ノ時七十歳ニテ戦死云々、

村田肥前守経安誅セラレシハ、加治木大和守カ帖佐城ニ切乗タル一亂ノ年月ニ當レハ、文明十八年ヨリ豊州家ニ代リ帖佐地頭トモニハ非ル乎、左アリテ如何サマ加治木ニモ内應シタル向キノコトトモ、忠昌公ノ命ニ背キテ誅セラレ、其後ニ川上忠直ヲ移サル乎、斯ル由緒モヤアリテ、忠昌(◎良)公島津昌久ヲ誅セラレシ後ヲ経安ノ子肥前守経堯ニ仰付ラレ、帖佐本城ニ地頭シ居テ、享祿二年正月廿二日、渋谷重武ヨリ攻ラレ、伊地知民部ナト一所ニ戦死シタルニ非スヤ、後哲正スヘシ、

川越氏家傳云、河越重頼八代之孫平次郎重秋、就母方

豊後國(◎号)ニ住、眞玉、十一代之孫民部左衛門重博帖佐山田城ニテ戦死、其弟紀伊助重實家督、貴久公鹿兒島御退去之時有忠節云々、重實カ貴久公ノ御退去ニ忠節セシトハ大永七年丁亥六月ノコトナラン、左アレハ、忠良其年ノ五月島津昌久ヲ誅セラレ帖佐ヲ平ケ玉ヒシ時キ、紀伊ガ兄民部左衛門尉重博ヲ山田城ノ衆頭ニ差オカレシニ非スヤ、左アリテ、重武乱ニ廿三日戦死シタルナラン、

一 享祿二年己丑正月ヨリ祁答院伊勢守重武入道風浦初字又本姓渋谷氏帖佐ヲ押領セリ、天文四年、勝久公鹿兒島本城ニマシケケル頃、伊勢守重武ニ援兵ヲ乞ハレシ事、玄佐自記云、碓山・小倉ナトノ才覺ニヤ、北原・祁答院ヲ頼、北原加賀介ト云者走參、祁答院ハ伊勢守自身致參上之處ニ、從谷山鹿兒島ノヌメリ川ト云所マテ放火シケルニ、祁答院衆カノキタナケナル水ハナニ、谷山衆ヲ神前ノ外城戸口迄追責戦シ處、鹿兒島衆ハ内心實久ヘ申合、又案内者ナレハ見合セケルニ、谷山本城湯(◎福)本ノ以下ノ雜兵横入ヲシ、祁答院ノ役人栗野越前ト云

族ヲ初トシテ數十人討死ナレハ、伊勢守モ無甲斐帖佐をさしてにけ帰候云々見ヘタリ、天文四年十月二日頃

ノコトナラン、斯テ同十日ニハ勝久公モ鹿兒島田ノ浦より帖佐へ御渡り也、其事を玄佐云へるハ、勝久ハ其

夜舟ニ而帰る浪も御浦山しくや帖佐へ御渡海也、始よ

り御頼なる故にや、於帖佐祁答院・北原奉仰云々、其

後勝久帖佐より真幸般若寺江御移云々、重武ノ子河内

守良重、初又二郎、妻ハ出、水島津義虎ノ姉也、天文七年七月父ノ後トナル、

帖佐本城・新城・山田城ヲ押領セリ、本領祁答院ハ勿

論也、永祿九年丙寅正月十五日、妻ヨリ弑セラル、年

四十一、

〔来由考〕

大永七年丁亥五月六日、日新公到于加治木誅伊地知父子、

到帖佐戮島津世加、両城共入警衛之兵、百事無所闕、而

後解纜於帖佐松原云々、

〔勝久譜中〕

天文四年乙未十月十日、鹿兒島東福寺城下有称田浦之海

濱、勝久解纜於海濱、到于帖佐、故鹿兒島者實久之為領知云々、

〔國史云〕

十月十日、大翁公奔帖佐、依祁答院氏、又求援於菱刈氏、

蒲生氏等、於是實久入居鹿兒島、執國命、一如守護職、

〔見于肝付兼演譜中〕

大永七年丁亥四月、忠良公賜帖佐之内邊川・加治木之内

中之洲地於兼演云々、同八月、勝久公至加治木、將攻生

別府・溝邊、⑨講強復和而飯、是歲、兼演攻加治木城取之、

天文三年甲午、兼演移于加治木、十八年五月廿九日、兼

演蒲生・祁答院・入来院・東郷等ニ与同し、伊集院忠朗・

樺山善久等と黒川崎ニ防戦す、嶋津忠親・北郷忠相か媒

介を以太守ニ罪を謝す、因て翌十九年庚戌四月、加治木

郷を賜ふ、

〔鎌田出雲守正長傳〕

一寛文十三癸丑四月三日、依平松為小所、加帖佐城為一

所賜地頭職也、故不呼平松、而唱帖佐、

〔年代記〕

天文廿四年三月廿七日、守護之人衆帖佐麓ニテ合戦、高尾迄責上、同四月二日ノ夜、帖佐・山田捨テ退、翌日ヨリ守護格護、同七月廿五日、洪谷・蒲生ノ衆帖佐へ衆使、切負テ東郷將監・白濱ヲ初東郷衆數多打死、

〔國史貴久傳〕

※ 大永七年丁亥夏四月九日、梅岳君使肝付兼演領帖佐辺川・

加治木中之眇、中略、加治木地頭伊地知周防守重貞與帖佐

地頭島津昌久俱以邑叛、六月五日、梅岳君攻拔加治木城、

殺伊地知重貞、重貞子新左衛門尉重兼自殺、又攻拔帖佐

城、殺昌久、大翁公旧譜作五月六日、黄套軍記云、五月六日、梅岳君如加治木、七日、殺重貞・重兼・昌久三人云々、

※ (頭注)

「辺川ノコト前ニミユ、参考スヘシ」

〔國史〕

弘治元年三月二日、大隅軍健與平松軍戰於帖佐別府川、

八日、肝付兼盛統加治木・溝辺・日當山・長濱之衆擊帖

(頭注)山田郷参照スヘシ 佐郷山田、斬敵二十三人、山田本屬帖佐、其後分置、今称始良郡山田、二十七日、

右馬頭忠將率隅州兵屯岩野原、將攻帖佐本城、遣軍健四

五人、致師而還、帖佐兵追之、忠將與左兵衛尉尚久共擊

敗之、追至高尾城、高尾城在帖佐城大手口、夏四月二日、帖佐本城・新

城・山田諸墨兵^⑧夜潰、遂取其地、公將伐蒲生氏云々、七

月二十五日、蒲生範清與洪谷氏共攻帖佐新城、右馬頭忠

將・樺山幸久等自本城來救、與帖佐・鹿兒島・加世田等

兵共擊破蒲生・洪谷軍、獲東郷將監・白濱二郎四郎、範

清等引去、

〔蒲生主小山田氏文書ノ内〕

義弘様帖佐ヨリ平松江御移被成候ハ慶長十一年午十二月

吉日、慶長十三年戊申、平松ヨリ惟新様加治木江十一月

吉日ニ御移被成候事、

石田治部少輔殿より如此候事、

〔町田由緒書〕

町田越中守忠辰ノ父ヲ越中守忠時ト云、祖父讚岐守忠恒

帖佐之内住吉ヲ領ス、世々彼地ニ住ス、曾祖父讚岐守隣久、高祖父土佐守忠好ハ町田家七代清久八男也、

町田氏七世清久八男

土佐守忠好

讚岐守隣久

讚岐守忠恒

帖佐住吉ヲ領ス、

越中守忠時

越中守忠辰

初宮内少輔

元龜三年木崎原戦功、

〔貴久記〕

天文廿四年三月二日、於帖佐別府河、平松之人衆大隅之足輕取合相働、敵二人討取、又八日、肝付三郎五郎以企溝邊・加治木・日當山・長濱衆至山田、臥陣士仕、敵廿三人討取、慈加治木徳永與一左衛門・安田李允・足輕二人、溝邊ニ一人、長濱ニ神崎大藏越度ス、從此軍敵不得

銘、然処、於帖佐別府河之渡可為御仕役之由、三月十日、義辰様為御使者伊集院治部少輔・野村民部少輔加治木渡海有談合、此趣藝州・典厩江有披露、從其三郎五郎へ以相談、正宮江請御神慮、日限雖御定候云々、三月廿七日、帖佐江御働、薩广之人数者別府川之南、隅州之衆者岩野原ニ各打寄、先足輕五人抽数千人ヲ、高干之口ニテ敵人討取、一人生虜、其俣帖佐衆岩野原追來、其跡牛之渡瀬ヲ平松・南方之人衆掛切敵八人、隅州之足輕衆指合ヲ^{⑧テ}十人討取、從其帖佐麓無殘垂城戸攻破放火スル、中ニモ南方人衆碎手候、寺家不懸火事者依武衛之下知也、是不背法度故也、其日又四郎殿・三郎四郎殿其外百餘人岩坂之軍無比類候、其日清水ニ野口左京、日當山ニ酒瀬川七左衛門、笑隈ニ上田舍人、給黎田代名字一人、加世田之手ニハ宮原源藤兵衛尉、殊御同朋珎阿弥、其身之高名者雖無計、諸人惜是耳也、仍卯月二日夜、帖佐・同新城・山田椿々ヲ捨、如祁答院落行候事、當屋形様・同義辰様天道御武運編^{⑨編}ニ不及凡慮奇特也、則北郷次郎殿・肝付省鈞・祢寢父子被走參候、

〔地理志〕

大永六年、邊川筑前守合心實久、本城・新城ヲ構楯籠、忠良公奉勝久公命攻之、十二月七日拔之、総禪寺口ニテ島津善左エ門ヲ岩永壽齋討取也、其後島津下野守昌久ヲ城代ニ居玉フ、昌久又加治木城主伊地知周防守重貞ニ合躰シテ謀反、故同七年六月六日、忠良公發兵兩人ヲ被屠殺也、又享祿二年正月廿二日、祁答院重武本城・新城ヲ責落ス、

〔按ルニ、此時新城ノ地頭伊地知民部少輔重辰ニシテ、正月廿二日戰死ト自家ノ譜ニ見ヘタリ、本城ハ村田肥前守經堯ニテ、帖佐ニ於テ戰死トミュ〕

〔地理志〕

明應四年六月廿九日、加治木大和守掠取之、七月一日引退、〔村田經堯ノ戰死此時カ、考ヘシ〕

天文廿二年比、帖佐城主渋谷河内守、○廿三年、渋谷氏掠取平松岩劍城為押領之地、貴久公討之、忠平主移守玉フ、○弘治三年ヨリ地頭鎌田刑部左エ門政年、後尾張守、入道寛柄、

○永祿八年、賜島津又四郎幸久、○文祿四年卯月十二日、

以御朱印薩摩國知行割仕置等可被仰出候間、在番之儀又八郎其外家老之者江慥ニ申付、無油断出船肝要之旨アリ、〔文字シレス〕從、義弘公於朝鮮應其命、則帰朝詣洛頂戴、○文祿四年乙未秋、義弘公高麗ヨリ御帰朝、直ニ當城ニ御移城也、慶長十二年冬ニ至御在城なり、年數十三年也、

〔島津國史〕

文祿四年冬十二月、松齡公自栗野徙帖佐、旧譜云十月、今從遺慈眼、松齡公十二月朔日公書、十九日、松齡公如京師、

〔地理志〕
〔全〕

瀧ヶ水 元龜二年十一月廿日、肝付・伊地知・祢寢等ノ兵船百餘艘鹿兒府ニ襲来トイヘトモ、防禦稠敷故、漕通此地を侵んとす、平田新三郎以帖佐之士防之、敵船退去ト云々、

○太守之舍弟左衛門督歳久入道晴蓑陰謀之疑有二依テ、殿下秀吉公細川幽齋を下シ糺其罪、晴蓑從祁答院謁鹿兒島、依病氣不遂參洛、全非陰謀由を申、其後暇ヲ給テ趣

飯路、脇本ニ一宿して家臣成合城介ニ飯路之躰ヲ被伺、城介片岡嶽に上而伺之ニ、切通之邊ニ伏兵有と見取テ其趣ヲ申、依之家臣等評議して進晴蓑又船ニ乗せ、於此地防失射（矢カ）、其間ニ遂自害給へと船を進る処、討手の船多ク見る故、櫻島之内白濱ニ船を着、此地ニ至る、明れハ文禄元年七月十八日、海陸之寄手攻近ク、其將町田出羽守久倍也、数刻防戦有之、歳久御生害、原田甚次某御首を給、及家臣廿人餘戦死也、

〔國史義久記中〕

元龜二年冬十一月二十日、肝付氏・祢寢氏・伊地知氏合軍、乘關艦百餘艘侵鹿兒島、轉攻帖佐瀧水、平田新三郎等禦之、敵軍引去、瀧水帖佐地名、平田リ（美濃守昌宗之孫）、歳宗初称新三郎、昌宗為帖佐地頭。

〔備考〕

寛文十三年、帖佐郷ノ平松ヲ重富邑トナスニ及テ、

平松村ニ属スル瀧ケ水ハ飛地トナリ帖佐郷ニ属セシカ、明治御一新ノ前ニ方リ旧藩中檢地ノ際、鹿兒島吉野村ニ属ス、故ニ實測圖ノ如キモ大崎岬ヨリ瀧ケ水及心岳寺跡等ハ大隅國始羅郡ニ属シ、國界分明セリ、國史ノ注ニ帖佐ノ地名タルヲ辨ス、

〔地理纂考〕

平山城ヒラヤマシロ 鍋倉村

※1 あり、南ハ絶崖、西ハ水田に臨むて水泉多し、山上高二町許、本丸・中丸・平安城・荒神城・鶴丸城・松尾城・

小城・櫓城・賀茂城・東城・玄番城（御番）・南城・高尾城等の

名を分てり、初め織橋山と云ふ、古ハ大隅國諸所に山城

國石清水イハシミツ八幡の神領ありしに、弘安年中、石清水善法寺

※2 了清下向して、留守刑部左衛門眞用等に代り神領を掌り、

八幡社を此山に建て、社の西に當城を築き、平安城と号

して居城とす、かくて了清平山村の領家職となり、自ら

※3 平山と称し、其子孫世々當邑を領す、第九代越後武豊か

時に至り、島津忠國屢平山を攻め、享徳年中、遂に是を

※4 平ヶ指宿ヒラケサキに移し、及び其一族を鹿兒島武村ケケムラに移して、當

邑を島津豊後季久忠國の弟なりに與ふ、既にして季久瓜生野城を

築き是に移り、第二子忠康をして當城を守らしむ、忠康

※5 亦平山と号す、忠康後松山を領す、明應四年、川上筑前忠直に帖佐

※6 邊川村今此村始羅郡山田に属スを與ふ、因て邊川ヘカハと号す、六月、加治木

※7 領主加治木大和久平叛し、夜に乗して當城の南城を襲ひ

取る、川上忠直當城の高尾城に在て固く守る、七月、島

津忠昌大兵を將ひて南城を攻む、久平逃れ帰る、於是忠昌直か功を賞して帖佐地頭とす、大永六年、出水領主島津實久叛す、忠直是に黨し、當邑新城を築き并に當城に據る、十二月、島津相模入道忠良國主島津勝久に告て兵を督し、新城及び當城を攻む、時に實久か族島津善左衛門安久援兵を領し來り、城外に出て拒く、忠良奮撃して安久等を斬り、猶進みて新城を燒き、忠直を斬る、城兵死する者五百余人に及へり、因て島津下野昌久をして地頭たらしめ、忠良鹿兒島に帰る、勝久其功を賞し忠良に伊集院を與ふ、七年四月、昌久加治木の領主伊地知周防重貞と謀て叛く、六月、忠良又加治木城を攻抜き重貞を殺し、又當城を拔て昌久をも殺す、一日にして二地を定む、於是忠良伊地知民部重辰をして地頭たらしめ、重辰新城に入る、傳記曰、重辰帖佐新城の地頭なり、享祿二年正月廿二日、祁答院重武兵を發し當城及び新城を陥る、重辰戰死す、其子小次郎ハ重辰の命に因て五六人を率て吉田の城に通る、是後重武か子河内良重迄二代帖佐を領す、良重屢島津氏と戰ふ、弘治元年正月、忠良嫡男島津貴久大軍を將ひて鹿兒島を發し、吉田に至り蒲生の軍と戰ふ、既にして三月廿七日、島津右馬

※9 忠將進みて加治木岩野原に屯し、當城を攻むとす、島津左兵衛尚久も別府川の南に陣す、忠將輕卒を指揮し、城に鳥銃を放ちて戰を挑む、城兵岩野原に至る、尚久其横を撃て牛の渡ハ鍋倉村とを斷つ、忠將其前を撃つ、城兵敗走す、諸將追て高尾城に火を放ち、尚久の軍遂に城門を破り、首を斬る、百餘級なり、祁答院良重猶堅く守て下らず、諸將日夜是を攻む、良重勢ひ窮り力尽き、四月二日の夜祁答院に走る、爰に於て鎌田刑部左衛門政年

を地頭として當城を守らしむ、同年七月、祁答院良重又蒲生範清と共に新城を襲ふ、右馬忠將等當城より至りて是を援ひ、若干人を斬る、敵散々に敗走す、

※1 (頭注)

「平安山八流寺增長院鐘銘ニ、弘安五年五月、石清水了清、金師慈運トアリ、参照ニ供ス」
(運力)

※2 (頭注)

「地理志

平山左京亮武一守之、岩清水別當了清ノ子孫

※3 (頭注)

「永享中福昌寺奉加幟ニ、平山越後守武豊・全信濃守武子トミ

「ユ」

※4 (頭注)

「聖榮自記忠國ノ傳ニ、征伐せらるゝかた〱云々、中略、國一方に於てハ別府・和泉、平山一家不殘、牛山一族云々ミヘタリ」

※5 (頭注)

「國史忠國傳

長祿三年己卯春、帖佐平山氏反、二月三日、節山公与比志島

河内権頭義重書、使率族人擊平山氏、明日、義重以告辺牟木

兵庫頭・東俣兵衛次郎・前田又四郎・西俣左近允・小野木村

太郎・河田三郎四郎・小山田彦五郎、公使義重擊平山氏、取局不詳云々」

※6 (頭注)

「國史忠昌傳

明應四年六月廿九日、加治木大和守久平叛、引兵取帖佐城、

秋七月朔日、公將兵攻之、久平逃飯、日置美作守等攻加治木

城、燒夷村落、帖佐郷餅田村有古城、今称瓜生山建昌云々久平忠敏之子也、帖佐来由考

参照スヘシ」

※7 (頭注)

「國史忠昌傳

明應四年云々、是歲、邊川築前守忠直為帖佐地頭、忠直者川

上氏の庶子也、鳥津上野守第三子曰因幡守忠村、忠直忠村之孫、此年從帖佐邊川村、因以為氏、子孫復為川上氏云々

※8 (頭注)

「按

忠良譜ニ、大永七年丁亥(五月六日)、到于加治木、誅伊地知

父子、到于帖佐、戮島津世加、両城共以入警衛之兵、百事無

所闕云々、伊地知民部重辰譜云、為帖佐新城地頭守之、所謂

警衛ノ將也」

※9 (頭注)

「肝付氏略傳云、

弘治二年三月十九日、恒吉城を攻め北郷時久と戦ふ、此月も

公良重を帖佐に討給ふ、

四月二日、良重本城・新城・山田城を委て、祁答院に奔る、

省釣往てまた恭くこれを賀す」

「嶋津貫久記」

一大永六年丙戌云々、小春十八日、虎壽丸鹿兎島ニ入給

同廿七日、勝久御住所ヲ被渡、其比隅州帖佐之郷之城

主邊川筑前守者守護代々ノ人成力、如何成恨ニカ本城・

新城ヲ取構へ、實久ニ一味シ謀叛ヲ起由聞得有、相模守是為討、雪月四日同國吉田迄発向シテ、同七日卯尅ニ両城ヲ攻落ス、從和泉之大將島津善左衛門ハ從總禪寺口高尾迄七八度防戰テ、終岩本壽才【イ永】ニ被討、又七郎ヲ為始數輩討死ス、新城者其日ノ西之刻程ニ落去ス、然ハ周章テ落行者共、先ハ支タルソト云モノナス、我先ニト人馬イヤ重テ、二丈餘成さしも深き堀間モ如平地之、或踏殺され云々、然ハ帖佐之事、政雅依望申ニ地頭ニ被定、忠良ニハ伊集院ヲ被御補云々、

〔島津日新譜中〕

一十四代修理大夫忠兼丁太守之時、隅州之邊地帖佐之城主邊川筑前守川上又左衛門者、尉忠通之祖也、雖為當家之裔累代之臣、屬實久之謀叛、潛構本城・新城、大永六年丙戌十一月三日、其陰謀既露顯矣、實久亦使島津善左衛門尉迎水之祖實久旗下、同姓又七郎為將帥領三百餘騎加勢於帖佐、太守憤怒之餘、令忠良為治伐、故十二月四日、率薩州旗下之兵已發於鹿兒嶋、先到於吉田、修其兵器、同七日、攻本城・新城始於卯時、于時善左衛門尉自總禪寺口至高尾、勇

進防戰者七八度、而竟為岩永壽才所屠殺矣、又七郎已下戰死者不遑記也、先陷本城、後陷新城、同日至酉時乃終焉云々、

〔年代記〕

享祿二年己丑正月廿二日、祁答院重武帖佐之本城・新城入手裏、翌日、山田城攻陷、以為領知、雖然蒲生某返改、故祁答院格護之加治木肝付越前守攻落畢、

〔見箕勾記〕

弘治三年蒲生落城以前ヨリ鎌田刑部左エ門尉ニ帖佐ヲ被下ト云々、

〔調所氏譜中〕

文明十年戊戌、初石清水紀了清就領家職於帖佐郷平山村、因號平山氏、為弘安中事云、子孫世居之、至大岳公時、使豊後守季久伐平山氏、取帖佐郷以封季久、為享德中事、按、當其時蓋公移平山氏於指宿郡、則康正二年九月西方村高祖社棟札書、當郡總地頭紀氏武時、季久乃城瓜生檀那同氏武敷、願主紀氏武里并次郎四郎、云此等也、野、以男忠廉移而居之、使次男忠繼後名忠康、幼字九郎守平右衛門尉、改越後守

山城、因亦號平山、而未幾徒封指宿、文明七年二月新宮棟札、當領主島津九郎右衛門久

繼、紀氏武時云此也、前此、故平山族有平山猷清者、食菜於千本村凡

十二町、生男二人武家・武滿、迨公取之、移武家於鹿兒

島、賜武村半凡十五町、而以千松⑦七賜武滿云、武家生男初

菊丸、倚頼宗氏於指宿者兩三年矣、後回帖佐、削髮於大

陽寺、在平山村、號定清云々、調所氏云々略、

24「紀定清覺書」

(本文書ハ二一、四〇号文書ト同文ニツキテ省略ス)

「豊州家系圖抄」

季久

豊後守

享德中、公使季久伐平山氏領帖佐、於是城瓜生野、

携嫡子忠廉居之、且使二男忠康守平山城云々、

忠廉

修理亮

傳記載前、

忠康

近久

初忠繼 号平山、又次郎

越後守

九郎右工門尉 越後守

串良城代

父季久使忠康居平山城、因号平山氏、

久丘

忠智

久武

左工門太夫

越後守

此子孫次郎右工門

居松山城、

居松山城、

「古戰場由来記」

弘治元年三月廿七日、守護方之兵帖佐発向シ高尾ニ攻入、

敵首一百余員ヲ得候、(四九)同七月二日之夜、凶徒等帖佐及山

田城を捨退去任、守護領ニ罷成候処、同七月廿五日、洪

谷・蒲生相謀帖佐江寄来候付、守兵致発向合戦、得勝利、

東郷将監・白濱某を討取候、

「古今戦」

帖佐も^(左候)へハ帖佐殿トテおハしけるが、絶させ給てより守護^(方)へ御方^(御方)成つるか、中頃渋谷方^(三)押^(入)入ちきやう申ゆへ、いまへかこしまへハしたかハす、去^(程)ニ、又白金へ御陣召ス、^(五)又弘治元年四月二日、帖佐も捨て、そ除きにけり云々、

〔蒲生山本氏古日記〕

〔^(一)一日の〕^(二)夜、て帖佐の本城・新城・同山田の城をすて祁答院

のこことくのき候のよし、子刻ハかりてうさの本城の者二人平松へはせ参り御左右申候、それよりまつ平松の人数の内に足はやき人数少々はせつ、き、城内ニ被人候、加治木の人数も夜うちにはせつ、き候て、無何事三城御手に参候、御屋形さまは其比平松に御光儀時分にて、廳而^(三)三日の朝ほの、時分、御馬廻り三百ハかりにて帖佐の本城南之城に御座をなされ候、鹿見嶋にハ其夜の牛時計御左右申あつて、若殿様御兄弟御三人、御供の人数五百計にて〔^(四)巳の時計に〕帖佐の南の城ニ御つきあつて、御祝言御申にて候、又四郎殿様・典厩さま御同心あつて、其勢三千ハかりにて三日のひるほと蒲生の城ふもとに御馬を

よせられ候て、城わたされへきの使僧をもつて被仰云々、
 「享祿二年正月ヨリ弘治元年迄二十八年、祁答院渋谷家十一代伊勢守重武、十二代河内守良重迄二代帖佐之三城ヲ押領シケルヲ、弘治元年四月二日ノ夜、良重祁答院のこことく退去シテ、翌三日ノ未明に貫久帖佐の本城ニ入る、義久・忠平・歳久モ已刻ニ入る、同廿六日、鎌田刑部左衛門政年ヲ地頭として帖佐の内城に移ス、山田へハ梅北宮内左衛門國兼を移し、夫より嶋津氏の領となれり」

〔旧記〕

一元亀二年辛未、肝付勢兵船を催シ内海ニ入り、花倉着船、向島の松浦・西道ナト騒キタル時、平田美濃守昌宗^(初名職宗 右馬助)帖佐地頭ニテ、舟ヲ出シテ救ハントシ、敵ト大崎ニ遇ヒ、退テ瀧ヶ水ニ拠テ防戦功有り、天正七年七月十四日卒、昌宗ノ子美濃守光宗、父ニ代テ帖佐ニ地頭ス、光宗ノ子太郎左衛門歳宗も同しく帖佐地頭ニ居れり、鍋倉村山王社・深見村獅子明神・豊留村早馬等ノ棟札天正十七年迄ハ見えたり、
 (脱力)
 文祿四年乙未十月、嶋津義弘栗野より帖佐ニ移る、十

二月廿一日、帖佐ヲ發シ上洛す、五年丙申正月十三日、大坂ニ至る、九月帰國ス、慶長二年丁酉二月廿一日、義弘首途朝鮮ニ渡海す、三年冬、帰陣シテ上洛、五年、関ヶ原より帰城ス、

一慶長九年頼娃開闢ノ棟札ニ、帖佐地頭伊勢平左衛門貞成トアリ、義弘在城之時之地頭たり、

一同十年、義弘平松に家作、十二年十一月十三日加治木江移、即日嶋津豊後守久賀をして帖佐の地頭たらしむ、十八年、久賀鹿兒府ニ移り、是より掛持之地頭となれり、

※一天正十八年より上井甚五郎里兼二十五歳ニて帖佐の家老役ニ而、高麗へも従軍し、後平田光宗ニ代り帖佐地頭とあり、

※(頭注)

「前ニ入ルヘシ」

〔雲遊雜記傳〕

文明六年、平山仁豊後守豊州季久、御子息修理亮匠作忠廉、按ニ、平山ハ隅ノ始羅郡帖佐鍋倉村ニ在リ、季久ハ豊州

家ノ別祖ニテ、八世義天公第三ノ庶公子、上原氏ノ所出ナリ、圓室公ニハ叔祖父ノ御屬アリテ、應永二十年生、是歳甲午實ニ六十三歳(二カ)ノ時ニ當レリ、忠廉ハ即嫡子ニテ、豊州家ノ二世ナリ、初名公久、一説ハ後名、未詳ナラス、匠作ハ修理ノ唐名ナリ、圓室公ノ御為ニハ固ヨリ堂叔父ニテ、大岳公第四ノ翁主ヲ承セラル故、又姑壻ノ御屬ナリ、永享十二年生、是歳三十六歳ナリ、初メ平山城ハ、弘安中ニ城州石清水善法寺了清ト云モノハ幡神領ノ司ト為テ下向シ、平山村ニ領家タリ、時キ築テ此ニ居リ、因テ城ニ名ツケ、子孫取テ氏ニスト云ヘリ、建治二年石築地ノ賦ニ、平山卅二丁八段半加神田定三丈一尺八寸五分同領家トアリ、同トハ、前ニ恒見七丁七尺留守刑部左衛門尉眞用領トアレハ、此ヲ指ニヤ云々、今帖佐ニ其村名ナシ、國分ノ川内村ニ平山ト云地名アルトナン、時ノ堺彼アタリニモ環レルカ、詳ナルヲ知ラス、了清カ建タル新正八幡ノ別當寺増長院ニ古鐘遺リテ、大隅國平山阿弥陀寺撞鐘一口、弘安五年五月日、石清水了清ナト見ヘタリ、此一族紀姓ニテ、應永ノ季トモハ最繁衍セシニヤ、福昌寺奉加帳ニ、平松安藝守武味・平山越後守武豊・高城摂津守武宗・餅田紀武

井・平世信濃守武子・甌美作守義武ナト見ヘタリ、皆其族屬ナラン、此等ノ一家残ラス大岳公ノ時享徳年中征伐セラレテ、御庶弟季久ニ其故地ヲ封セラレタルト見ヘタリ、前ノ聖榮ノ説ヲ併セ知ルヘシ、下章ヲ按ニ、此時季久帖佐・平山・高城・上之山・平瀬・蒲生・溝邊・横河・東郷ヲ併領シテ平山ニ居城（衍カ）シ、上原某ヲ家相ニセリ、後ニハ平山ヲ次男越後守忠康ニ戌ラシム、因テ亦氏ニス、是御一家ノ平山氏ノ別祖也、斯テ季久ハ同邑瓜生野ニ城キ移ラル、今ノ建昌城ト云遺墟此ナリトゾ、疑クハ二世忠廉ノ時ナルカ云々、

〔居城由緒記〕

帖佐 文禄四年、義弘公朝鮮國より御帰朝、此冬栗野より御屋鋪構ニ而帖佐ニ御移被成、慶長二年、再朝鮮國江帖佐より御渡楫、其後御帰朝之節同所平松江暫被成御座候、

〔本田國親譜中〕

一寛正五年甲申、於帖佐駒阪或本作草水渡戦死、年三十三、

〔自家旧記〕

一國親ハ三十三ニテ帖佐こまかへりにて打死候、上井殿・若宮殿多々打死被申候、其時兼親ハ三のとしなり、六の年めのとのおいにてつるきの御陣に被立候、五日召置候て、兼親ハ千代なへにて御かへし候、人数ハ召置候、

²⁵〔正文在旧垂水邑主〕

大隅國帖佐郷之事、堅固可致知行之状如件、

永禄八年乙丑八月廿四日

修理太夫義久判

又四郎殿

〔本文書ハ「旧記雜録後編二」三二九号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔大島氏系圖〕

大島出羽守有久、日向方莊内之内梅北七十五町、隅州之内（⑤城）姫木三十町、同國帖佐之内田中門四町八段、共百九町八段賜之所領知也、

〔地理纂考〕

餅田村 モチタムラ

※ 建昌城 タケマツシノロ 平山城の未申方に當れり、一名瓜生野城亦胡麻

ヶ城カシロとも云ふ、周廻二十町許、北ハ崖壁にて高さ六十間

許、東南ハ皆水田にして、西ハ山に接し堀切あり、又水

泉山の半腹より出つ、島津豊後季久居城なり、享徳年中、

島津忠國平山氏を平け、其領地を季久に與ふ、季久當城

を築き、嫡子修理忠廉と是に住す、季久文明九年八月卒す、忠廉屢賊徒

と所々に於て戦ひ、終に是を敗り威名を振ふ、時に日向

都於郡城主伊東氏屢寇をなす故、十一代島津忠昌智勇の

人を撰ひ日向を鎮めむとす、時に忠廉其撰に應し、文明

十八年、忠廉に飢肥・福島を與ふ、爰に於て忠廉十月帖

佐を去て飢肥に移る、かくて遙に年を経て關ヶ原の乱後、

加藤清正先鋒にて徳川家の軍兵薩摩に向ふよし説ありて

衆心安からず、是に因て義弘蒲生本城及び帖佐瓜生野城

を修覆して守禦の備ありしかとも、虚説にして止ぬ、ヤミ

※ (頭注) 「地理志ニ、旧名瓜生野、西餅田村ニアリ」

永享八年閏五月二十日、公以栗野院九町地・帖佐郷餅田十町地為正八幡宮領、

「國史貞久傳」

※ 延文二年五月二日、久木崎久春與餅田城兵戰、拋平田監物家藏文書

郡村高辻帳、帖佐郷有餅田村、

※ (頭注)

「即正平十二年ナリ、末ノ由来記參考スヘシ」

「系圖」

税所二郎信祐帖佐郷餅田村領知ス、信祐ハ税所敦秀曾於郡郡司

ノ弟ナリ、年間詳カナラス、

「地理志」

高尾城 弘治元年三月廿七日、太守ノ兵發向帖佐、高尾

城ニ責入、敵首得一百餘員、同四月二日之夜、凶徒帖佐

及山田・蒲生新柁捨退去、仍公領ト成、同七月廿五日、

於帖佐合戦、東郷將監・白濱ヲ初、東郷衆餘多討取候、

邊川村 大永七年丁亥四月、從忠良公肝付越前守兼演ニ給フ、

〔帖佐由来記〕

餅田城合戦

畠山治部太輔直顯カ將軍方シテ齡岳公ハ南朝ニ應シ玉ヘル頃、正平十一年丙申延文元年十月二十五日、公南朝ノ大将三

條侍從泰季ト共ニ兵ヲ帥テ加治木ニ入りテ岩屋城ヲ攻陥

サレ、翌十二年丁酉正月廿一日合戦ニハ比志高太郎範平ノ

中間平六右ノ股ニ疵ヲ蒙リ、同二十五日ノ合戦ニハ範平

弟彦次郎範家被疵、三月廿日夜濱陣合戦ニハ範平先登シ

テ自身蒙疵、中間平六モ亦疵ヲ蒙タルコト、伊集院帖佐

太郎左衛門尉・久木崎五郎兵衛尉見知コト、泰季一見状

ニア（略）左アリテ、五月二日、宮方久木崎五郎三郎久春ナ

ト云モノ餅田城ニ寄セテ戦ヒシコトアリ、其時球麻郡人

吾平藤九郎入道等モ泰季ニ從軍セシニヤ、左ノ通文書アリ、

肥後國球摩郡吾平藤九郎入道

〔キレ不知〕去年正平十一年十月廿五日、大隅國御発向之時、

御共仕、依被召向〔キレ不知〕其後平山ノ内耕田城御陳ノ時、無

断絶致合戦抽忠勤上者、早預證判、欲備末代龜鏡、以此

旨（マ）披露候、恐惶謹言、

正平十二年閏七月 日

御奉行所

〔地理纂考〕

（餅田） 飯田村

萩峯城ハキミチノシロ 城蹟今陸田となれり、五代島津貞久の時、畠山

直顯（頭注）季安ハ秀安ニ作ル、是カ

直顯執事野元藤次季安居城なり、時に島津の将本田信濃

溝邊城を守る、かくて島津氏久當城を攻め、畠山直顯ハ

溝邊城を圍む、二城危事旦夕にあり、國府正宮コソフの社人和

を直顯に進む、因て直顯氏久と和を約し、共に圍を解く、

かくて猶直顯加治木土器園ドキンソノに屯す、氏久夜精兵を以て是

を破る、直顯日向國志布志シブシに走る、萩峯城或ハ萩原城とも旧記に見えたり、

承了判〔三條泰季花押ニ當ル〕

〔本田信濃守重親傳〕

明應五年二月、加治木一本作帖佐萩之嶺城主有礼部之老臣野本

藤内者、氏久主圍之、當此時隅州之社家合心於守護方、

故重親社領據溝邊城拒凶徒、礼部之殘黨却攻重親於溝邊

城、如斯則進退失度、両城相共迨難儀、故互解圍去、不

經幾程而加治木亦陷、是則賞重親之忠節、宮内神講之賜

塚之門、得伊地知周坊防守重貞之狀、

27 〔本田氏家藏〕

※今度加治木萩嶺之軍、已及御難儀候處、御手人數被動敵

退散、然者無幾程加治木之事被入御手裏候条、偏ニ貴所

御揚名之由被思召候、仍雖少分之儀候、為彼御忠節之賞、

宮内神講之内塚之門之事、被宛行之由候、早々御知行可

目出候、賀事、恐々^④謹言△、

〔明應五年〕

二月廿八日

〔伊地知〕
重貞判

本田殿

御宿所

〔上封〕

本田殿御宿所

伊地知周防守

重貞

〔本文書ハ「田記雜録前編二」一七五〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

※（頭注）

〔萩嶺城ハ今帖佐郷ニ属スレトモ、當時加治木領主ノ管轄ナル

ニ由テ斯ハ書ケルナルヘシ〕

〔帖佐由緒考〕

萩峯城

延文・康安ノ頃カトヨ、畠山直頭カ軍奉行野元藤次秀安

カ守ル所ナリ、齡岳公兵ヲヤリテ攻メサセラル時、畠山

ハ本田信濃守重親カ戌レル溝邊城ヲ攻テ双方難儀ナリシ

カハ、遂ニ和談トナレリ、事ハ山田聖榮自記等ニ見ヘタ

リ、

〔國史貞久傳〕

康安元年云々、初畠山直頭使野本藤次秀安守帖佐萩峰城、

齡岳公遣兵攻之、而畠山軍圍本田重親於溝邊城、既而公

与直頭講和、直頭又屯加治木土器園、公夜遣精兵破走之、

直頭引兵而北、屯志布志、攻新納越後守實久於松尾城、

公自鹿兒島引兵救之云々、

〔畠山直頭軍奉行野本藤次秀安、見上文和元年、此書野本藤次秀安疑是行秀〕

〔更名秀安、公自鹿兒島徙大始良、又徙志布志、而云、直頭攻實久於松尾城、公自鹿兒島引兵救之、則其事蓋在公居鹿兒島之日矣、萩峯城遺墟在帖佐地頭館西南十、七町餘餅田村云々、

〔纂考〕

餅田村

帖佐の船戰、元龜二年、肝付省釣等兵船を浮へて鹿兒島を襲ふ、陸に上る事を得ず、船を轉して花倉・美船・鹿兒島の邊也、及び櫻島の松浦・西道等を侵掠す、帖佐地頭平田新三郎昌宗船を發して救んとて敵と大崎村の海邊に遇ふ、退て瀧ヶ水に據て防ぎ戰ふ、敵兵力ら及はず却き走る、

三十町村

新城 東北平山城の山に續きて、其間に堀切あり、西南八田野に臨めり、周廻十町許、高二町許、辺川筑前忠直居城なり、事跡平山城の条に詳なり、

古城 中津野村にあり、城主及び由緒詳ならず、

茶臼城 土人の口碑に正平十二年五月二日久木崎久春城

兵と合戦ありしと云ふ、事實詳ならず、

〔地頭系圖〕

帖佐

島津下野守昌久 大永六年戌十二月七日、帖佐城主邊川筑前守ヲ攻落シ玉ヒ、昌久ヲ地頭トナシ玉フ、

伊地知民部少輔重辰 大中公時、領新城地頭、享祿二年丑正月十二日、戌城戰死云々、

三原遠江守重秋 弘治二年六月二十九日諏訪棟札ニアリ、同三年ヨリ曾於郡地頭ニ轉ス、

鎌田刑部左衛門政年入道寛栖 後尾張守 弘治三年ヨリ、

大井石見守 永祿の比、子孫川邊大井七郎右衛門也、

平田美濃守昌宗入道乘月 初職宗 右馬助 天正七七死去也、

平田美濃守光宗入道舜盧 天正八年比、

島津豊後守久賀 後豊前守、慶長十二冬、惟新公加治木ニ移玉フ故、即日拜地頭、正保元年迄、

上井次郎左衛門里兼 自小林、轉帖佐地頭、寛永八年、於帖佐死去トミユ、

島津左近將監久守 久賀ノ子、正保元年十月九日ヨリ慶安四年迄、

樺山長門守 慶安四年十一月ヨリ明曆三年迄、忠重或忠則トモ、

阿多内膳正忠榮 明曆三七月九日ヨリ、○同年十二月四日死去也、

東郷肥前重利 御兵具奉行・吟味役、帖佐地頭トアリ、

伊集院十右衛門久朝 明曆四年十月七日定、萬治元年九、寛文三年迄、忠朝トモ、寛文二年七月四日定、月トモ、同四、

島津三郎右衛門久心 年迄、下總常久ノ養子、實家久公十一男也、

諏訪左右衛門兼利 寛文四年二月十六日定、十二月同六年迄、

島津又六久峯 寛文五年二月二日ヨリ定、四年二月十日、光久公四男、明曆二、佐志三千石ヲ賜フ云々、

川上将監久将 寛文七年二月三日定、或六年十二月二十日トモアリ、

肝付半兵衛 寛文八年九月十日定、八月二十、

鎌田後藤兵衛政辰 後六郎右衛門政方 寛文十一年三月定、十年十一月ヨリトモ、

鎌田又七正長 後出雲守 寛文十二年七月七日ヨリ天和三年迄、或寛三年二月ヨリ天和三年迄トモ、

阿多淡路國徳 忠榮守、復島山、後式部 貞享元年九月ヨリ同三年九月迄、

川上彦左衛門 貞享三年九月二十七日ヨリ元禄十二年春迄、

種子島藏人久時 元禄十二年卯五月九日、

入来院主馬 寶永三戌正月二十七日ヨリ享保二十年卯三月二十五日迄、

本田作左衛門 享保二十卯十一月二十四日ヨリ延享四卯八月九日迄、

〔地理纂考〕

住吉神社 住吉村

奉祀 摂津國住吉に同し、正祭九月廿九日

當社ハ和銅元年の草創なりと云ふ、島津忠久住吉村八町を寄附し、又島津義弘朝鮮渡海の時當社へ參詣祈願あり、婦朝の後帖佐平松村 此村今重富邑の内なりの内下京田三拾石を寄附ありしを、元和年中故ありて官に取入す、

〔名勝志〕

住吉社 住吉村に鎮座、地頭假屋より戌方壱里九町余、

祭神攝州住吉に同し、正祭九月廿九日、當社は和銅元年鈴木三郎政氏勸請すといふ説あり、得佛公の時、住吉村八町を寄進したまふといふ、文禄中、社領毀破に及へり、社司園田某、社殿の右脇別當寺あり、真言宗増長院の末にして、

住吉山誕生寺寶光院、開山行圓上人、本尊正觀音、頼憲法印を中興とす、社の子丑六町許りに池あり、住吉の池といふ、蒲生・帖佐の堺なり、

霧島神社 増田村也

天正二年の棟札あり、由緒詳ならず、

八幡神社 鍋倉村

祭神山城國石清水に同し、正祭十月廿五日

平山城の東にあり、弘安年中、石清水の善法寺了清和漢三云、山城國石清水八幡宮在久世郡男山、社務善法寺、天台妻帯石清水の神霊を守り下りて建立

郡男山、社務善法寺、天台妻帯石清水の神霊を守り下りて建立

郡男山、社務善法寺、天台妻帯石清水の神霊を守り下りて建立

郡男山、社務善法寺、天台妻帯石清水の神霊を守り下りて建立

郡男山、社務善法寺、天台妻帯石清水の神霊を守り下りて建立

郡男山、社務善法寺、天台妻帯石清水の神霊を守り下りて建立

郡男山、社務善法寺、天台妻帯石清水の神霊を守り下りて建立

郡男山、社務善法寺、天台妻帯石清水の神霊を守り下りて建立

郡男山、社務善法寺、天台妻帯石清水の神霊を守り下りて建立

郡男山、社務善法寺、天台妻帯石清水の神霊を守り下りて建立

郡男山、社務善法寺、天台妻帯石清水の神霊を守り下りて建立

郡男山、社務善法寺、天台妻帯石清水の神霊を守り下りて建立

郡男山、社務善法寺、天台妻帯石清水の神霊を守り下りて建立

〔名勝志〕

すと云ふ、社記に曰、了清下向の時神輿帖佐松原浦に下着す、其處を八幡港ハチマタノミナトと云ふ、茲より上別府川の上流數十町に遡り着船の所を船津村と名付く、船津村ハ今重富に屬す、其村に九玉神社あり、其時の船玉命を、又東の方三拾町村に大池あり、池中に山忽湧勸請すと云ふ、又東の方三拾町村に大池あり、池中に山忽湧出す、其邊に神輿を留めて鎮坐の地を下す、時に東の方に當れる山上に松樹八本あり、忽八流の幡掛ハタケる、了清即鎮坐の地に定め、松を幡掛松と称せしとあり、其古松ハ枯て、今のは後の植繼ウケツギなりとそ、周圍一丈余の松今に二種ニムネ残り、又了清彼の幡ハタの奇瑞によりて山中に至れハ、則ち崑隙より清水湧出す、いよゝゝ是を奇として神徳に感すとあり、今其清水を御手洗と云ふ、かくて了清其地に石垣を築き祠を建立し、新正八幡と号す、又社殿の西に城を構へて其名を平安城と云ふ、正祭十月廿五日、松原浦に神輿臨幸ありて、是を濱殿下りハマノミヤノゲりと云ふ、島津義弘當郷に在城の時ト特に尊敬ウヤメありて、奉納數品あり、又關ヶ原・征韓の役にも立願ありて、慶長六年十月十五日寄進の品多し、社記に見ゆ、

新正八幡宮 平山城中本丸の東に鎮座、石清水同體、正祭五日、弘安中、善法寺法印了清神輿を守下りて勸請す、初め下向の時、帖佐今松原浦の浦と唱ふに着船す、入津のところが八幡港港ハ水中行舟道又河之支派と住しミなど、讀、またえたかハ、今港の字をえかうと唱ふるものえたかハの略語ならん、土俗の呼びならハせる謂れなきにあといへり、船津村の玖玉明神ハ其らす、今俗誤りて江湖の字を用ゆ、時の船玉命を勸請したりとい、一郷の総鎮守にして、正祭にハ濱殿下りあり、松原浦に旅所あり、神輿を護し神樂を奏し幡掛松を了清神輿を守り下り鎮坐の地てこに至る、濱殿下りといふ、幡掛松を下すの時、八流の幡空中に翩翩し、下りて八本の松の枝にか、れり、了清是を奇とし、こ、を鎮座の地と定むといふ、よりて幡掛松と呼ひけるとそ、古松ハ枯朽て、今の樹ハ後に植山上神社のほとりにあり、石清水了清清の瑞によちしるしきことを感じけるとそ、山の半腹にあり、別當寺を平安山八流寺増長院といふ、真言宗大乘院の末にて、開基年月詳かならず、本尊阿彌陀如来、立像、古佛、永祿七年、貫明公八幡宮を再興し、圓雄法印をもて當寺住職となし中興とす、此時大乘院の末寺となりしにや、古鏡古鏡一口を納む、銘云、奉施入大隅國平山阿彌陀寺撞鐘一口、四十八、貫鑄之、弘安五年五月日、石清水了清、金師慈蓮、初め阿彌陀寺といひしと見へたり、

若宮八幡神廟記

大隅州始羅郡帖佐郷三十町村若宮八幡ハ、石清水法印了
 大隅州始羅郡帖佐郷三十町村若宮八幡ハ、石清水法印了
 石清水ハ山城州綴喜郡男山ノ地名ナリ、八幡ノ靈社アリ、石清水八幡
 清宮是ナリ、了清祖宗以別當職トシテ此ニ居レリ、因テ号シテ石清水
 法印了清ノ靈ヲ崇ムルトコロナリ、了清ハ人皇八代
 トイフ
 孝元天皇第二ノ王子彦太忍信命ノ御子屋主忍命第二ノ御
 子武内宿禰二十七代ノ後胤石清水善法寺別當權大僧都祐
 清ノ曾孫ナリ、祐清ノ男ヲ法眼榮清ト云フ、榮清ノ子ヲ
 法印政清トイフ、了清ハ政清ノ嫡男ナリ、榮清父祐清ノ
 讓ヲ受、大隅州正八幡宮ノ所司トシテ大隅ニ来リ、平山
 村今ノ贈嶽郡國分郷川内村即古ノ平山村ナリ、居リ、領家職トナリ、
 村リト云、川内村ニ平山ト云地今ニアリ
 正宮正八幡宮ヲイフナリ、正八幡宮石體ノ神領數箇所ヲ司トレ
 銘ニ、今ハ在正宮中示現大菩薩トアリノ神領數箇所ヲ司トレ
 リ、政清、了清相續テ大隅ニ来リ、平山村領家職タリ、
 了清ノ身ニ及ヒテハ正宮ノ執印ヲ兼タリ、斯テ熟思惟ヲ
 回ラシ、大隅州ハ吾八幡大菩薩垂跡ノ地ニシテ靈驗著キ
 國ナレハ、子孫ノ永久ヲ謀ランコト此地ニ如コトアラシ
 ト、弘安ノ初ツカタ男山又雄徳山分身ノ靈軀ヲ勸請シ奉リ、
 一家類族盡ク引具シ、僧道・醫陰・諸吏・百工ニ至リ供奉
 數都合八百七十餘、共ニ男山ヲ出テ船ヲ發シ、遙ノ大隅州ニ下
 人ト別録ニアリ

ラレケル、飄々タル順風神慮トモニコ、ロヨク、漫々タ
 ル海上波浪イト穩カナリシカハ、程ナク始羅郡帖佐ノ川
 口ニ着船アリ、是ヨリ其所ヲ八幡港港ハ水中行舟道又水之支派
 ナト訓ナレハ、土俗エガウトユエルハエダカハノ略語ナラン、又江籠ノ文
 字ヲ用ユルモアリ、是籠江ノ轉例ナランカ、土俗ノ云習ハセル皆謂レナキ
 不通ノ言葉ニシモアラス、トテ今ニモ呼傳ヘタリ、少時アリテ、川水ニ棹
 サシ流ニ遡ホルコト一里許ニシテ船ヲ繫ケリ、因テ其所
 今ニモ船津ノ名傳レリ、二箇ノ碇ヲ卸セシ地ニハ、後ニ上政玉・
 祭リシト云、爰ニ一ツノ奇瑞アリ、是ヨリヤカテ程チカキ
 子十八人ヲ、夜ニ二ツノ奇瑞アリ、是ヨリヤカテ程チカキ
 三十町村ト云所ニ大ナル池アリ、傳云、川水ノ委ミタルト、一
 夜ノウチニ二ツノ靈山池ノ中ニ涌出タリ、其景致尋常ナ
 ラス、時ノ人皆云、豊前ノ國六郷山宇都郡此所ニ現ハレタ
 リト、了清奇異ノ思ヒヲナシ、其山ニ船ヲ繫キ、シハラ
 ク神輿ヲ居ヘ奉リ、其山ヲ平山トソ名ツケタリ、サテ八
 幡鎮座ノ地ヲ撰マントテ四方ヲ望ムトコロニ、正宮ノ神
 領帖佐郷ノ内折橋山又織橋山イテ、キニ當リテ東ノ方ヨリ八流
 ノ幡空中ニ翩翩シ、降りテ八本ノ松ノ枝ニ掛レリ、人々
 不思議ニ思ヒ、是コソ吾神勸請ノ地ナランカト各合掌禮
 拜シ、直ニ山中ニ分入見ルニ、山ノ形勢森ノ木立最上ノ
 靈地也、既ニ山ノ半腹ニ至ルニ、忽チ石縫ヨリ冷泉涌出

タリ、是ヲ結フニ涓々トシテ清シカナリ、了清イヨク
 奇異ニ思ヒ、往昔貞觀元年行教和尚八幡大菩薩ヲ宇佐ノ
 宮ヨリ男山ニ勸請アリシ時、和尙ハ、武内宿禰十一代ノ孫正
 四位下參議兼大宰大貳紀廣瀨ノ二男ニシテ、南都大安寺
 ノ住僧ナリ、貞觀元年ノ秋、宇佐ノ宮ニ參籠シ、神託ニ
 ヲリテ八幡大神ヲ山城州男山鳩ノ峯ニ勸請シ奉ルナリ、
 八流ノ幡降り下リ、又山中ニ冷泉涌出シ、今ニ至リテ流
 絶セヌ石清水ノ名モ傳ハリ侍リヌ、是ハフリニシイニシ
 ヘ千歳ノ今ニ至リ又モカ、ル奇瑞ノ現レシコト疑フトコ
 ロモナク吾神鎮座アルヘキ瑞相ナレトテ、ヤカテ靈社建
 立アリ、神靈ヲ安置シ新正八幡宮ト崇メ奉リ、側ニ精舎
 ヲ經營シテ八流寺増長院ト號シ、山ヲ平安ト名ツク、コ
 、ニヲヒテ又城郭ヲ構ヘテ平山ノ城ト云リ、サテ城中鎮
 護ノ為ニトテ当山ノ神靈ヲ勸請シ、折橋權現ト崇メテ地
 主ノ神社トシ、又賀茂・春日・伊勢・日吉・諏方・祇園・
 天滿大自在天神ノ七社ヲ勸請シ、又阿弥陀寺・觀音寺・
 西福寺等ノ梵宇ヲ建立アリ、三ヶ寺トモニ今ハ廢壞ス、了清阿弥
 陀寺ニ寄進ノ梵鐘今増長院ニアリ、
 奉施入大隅國平山阿弥陀寺ニ撞鐘一口、
 弘安五年五月日、石清水了清ト銘アリ、初メ神輿ヲ居ヘ奉リシ池
 ノ中ナル山ニ熊野大權現ヲ勸請シ、平山大權現ト崇ナシ

奉ルナリ、今三十町村田中ニ小キ社ニツ有テ平山ト名ツク、是其遺跡
 ナリ、東西相距コト數十歩、其東方ノ杜ノウチニ石アリ、
 權現ノ石ト云、文字殘缺シテ一面ニタ、大權現ノ三字殘レリ、又傍ニ面
 平山ノ二字ヲ見レ而已、是ニ見レハ、往時ノ池変シテ今ハ福田トナリ
 シコトシ、サレハ初メ石縫ヨリ涌出タル泉ハ八幡ノ御手洗ト
 ルヘシ、サレハ初メ石縫ヨリ涌出タル泉ハ八幡ノ御手洗ト
 名ツケテ今ニ絶セス流出ル、神徳ノ尊キイフモサラナリ、
 幡ノ掛レル松ヲ幡掛ノ松トテ、延寶年中ノ頃マテハ木垂
 シ松ノ二木残りテアリシト老ニシ人ノコトノ葉ニ語り傳
 ヘ侍リキ、平山ノ城ハ地形險絶ニシテ郭内廣大ナレハ、
 數箇所ノ砦アリテ要害堅固ノ城地ナリ、中ノ城・平安城・荒
 尾ノ城・賀茂ノ城・櫛ノ城・東ノ城・玄香カ
 城・南ノ城・高雄ノ城ナト其墟今猶存セリ、サルニヨリテ親族徒類
 分レ居テ本城ノ輔翼トナレリ、了清ハ平山法印ト改メ稱
 シ、了清初メ平山村ニ居テ領家職タリ、故ニ平山ヲ以テ或ハ山
 シ、ニ名ツケ、或ハ城ニ名ツケ、又自ラ稱シテ平山法印トイフ、常ニ
クハワツ皇祚安寧ノ御願ヲナシ、國家ノ泰平萬民ノ快樂ヲ禱リ、
 又ハ子孫ノ福壽増長ヲ祈リテ諸寺諸社ヲ崇ト敬ヒ、宗族
 ヲ和ラケ、庶民ヲ撫育シ、信心懈ララス、勤行深切ナリ
 シカハ、子孫月ニ繁昌シ、門族日ニ盛ナリ、是ヨリ時ノ
 人稱シテ平山殿ト云リ、正應年中ニ至リテ猶康寧ナリシ
 カ、幾程ナク天年ヲ以テ身マカリ給ヒヌ、卒去ノ年月一門
 傳ハラス、類族ハ云フニ及ハス、土民百姓ニ至ルマテ其德ヲ慕フコ
 トタクヘテイハン方ナシ、嫡男大藏卿僧都乘清業ヲ繼テ

領家職トナリ、夫ヨリ子孫相續テ蔓延シ、貞和・觀應ノ

比ニ至リテハ門葉大ニ繁榮シ、餅田・中津野・平瀬・平松・高城・飯・小川・市成・川口・松本・樺木・西郷・有村・荒田等也、延テ應永ノ初ニ至リ、了清八世ノ孫平山越

後守忠親、一族ノ人々ニ謀ヲヒ了清ノ神靈ヲ勸請シ、若

宮八幡トソ崇メ奉ル、今三十町村ノ靈社はナリ、時々ノ

祭祀正祭十一月十五日ヲコタラス、黍盛ノ供毛潔イサキヨクシテ、萬人福

ヲ求メ、庶民年穀ヲ祈ル、誠ニ靈驗殊勝ニシテ、利生特

ニアラタナリシカハ、家々はヲ崇ヒ、戸々はヲ敬ヒ、絶

ス歩ヲハコフコソ尊ケレ、世遠ク人カハリ、盛衰運ヲ異

ニシ、治乱時ヲ一ニセス、コクリカクセ谷陵變遷世ノ習ヒナルニ、應

永ノムカシヨリ數百ノ歳霜ヲ歴テ、今ニ至リ神廟巍々然

トシテ舊規ヲ傳へ、廣前ノ榊葉ニ千代カケシ木綿ユフワ四手ハ

永キメクミノシルシヲ見セ、祭祀時ヲタカヘス、奏カサル神

樂ノ聲スミテ、檀弓マユミ・楸弓ツギユミヲシカヘシ、昔今ニアラナ

ル、靈驗カシコ賢キ神垣ニ、諸人神ヲツラネ、ハコフ歩アサミノ絶セ

ヌハ、尊トクモイト美ケレ、予其遠孫ナルヲ以テトシコ

トニ參詣チキユシ侍ルニ、時ノ社司愛甲直記盛キリカナル者予ニ語

ラク、我先祖サキノミヨリ以來當社ニ神ツカエシ幣帛ヒナカヲトルコ

ト懈ヒヤクタラサルニ、中ツムカシノコトナリ、當社ノ縁起火

災ノ為ニ失ハレテ傳ハラネハ、只ニ了清ノ靈社ト云コト

ヲ聞而已ニシテ其由ユルトコロヲシラス、嗚呼彼ノ了清ハ如

何ナル人ニシテ、何故當社トハ祝イハハレヲハシケルソヤ、

其遠孫ノ人ト聞ユレハ、其来由ヲコソハ知り給ハメ、聞

マホシク待カ傳ルト云、コトニヲヒテ予其大概オホキヲ語レリ、盛

央聞テ悦ヒニ堪ス、其言ノ葉ヲ筆ニシテ賜タマモノセヨトシ

キリノモトメ固辭イナムヘキニアラサレハ、家ニ藏メシ舊記ニ

求メ、其由来ヲ考へ、書シテ一卷トナシ、與へ侍ルコト

尔奈利、神官愛甲氏盛央ハ其祖ノ出ルトコロヲ詳カニセ

ス、傳ヘイフ、世々若宮八幡ノ社司トシテ神事カミツツヲ司トレ

リト、盛央カ高祖父ヲ愛甲増右エ門ト云フ、其子ヲ播磨

ト云、其子ヲ半左エ門ト云、其子ヲ正太夫トイフ、正太

夫ハ今ノ直記盛央ノ父也、増右エ門祖先ノ業ヲ相續シテ

ヨリ盛央ニ及テ猶神職ヲ事トシ、日々ノ勤行怠タリナシ、

増右エ門在シ時マテハ祖宗以來ノ家系・文獻トモ傳ヘテ

箇藏シ侍リケルニ、不幸ニシテ火災ニ罹リ、火災ハ増右エ門

アリト云リ、其年若宮八幡ノ縁起モロトモニ暫時ノ灰燼トナ

リシトソ、因テ今其祖先以來ノ世次履歴ヲ考カフルニ由

ナシ、盛央常ニ此事ヲ歎ク、ツラ／＼フセ惟ミレハ、昔在弘

安年中了清法印家累ヲ携へ大隅州ニ下向ノ時、愛甲太輔ト云モノ陰陽道ヲ以テ供奉シ侍ル、供奉ノ記録、別紙ニアリ、サレハ今若宮八幡ハ了清ノ靈神ナリ、又愛甲氏世々其社司タリ、是ニ由テ之ヲ觀レハ、今ノ盛央ハ彼ノ愛甲太輔ノ裔孫ナラント云、亦謂レナシトイフヘカラス、嗚呼惜哉、年ヲ歴コト久遠ニシテ、文獻傳ハラサルコトヲ奈何セン、盛央若宮八幡ノ廟記ヲ請フ、余是カ為ニ筆ヲ採ル、因テ又是ヲ以テコ、ニ附録スト云、

〔纂考〕

稲荷神社鍋倉村 正祭十一月廿八日

島津義弘朝鮮の役に、慶長三年十月朔日、明人新塞を攻め、火器を以て城を破んとす、其勢甚急なり、義弘兼て稲荷神に禱る、時に赤白の二狐出現し明軍の中に馳入る、忽ち薬器に火移り、黒煙空を蔽ひ、明兵死傷數を知らず、一時に明軍大に敗走す、時に一狐ハ矢に中りて死す、其骨を壺に納めて、陣僧頼雄法印・修驗佐竹光明房に命し是を守護して帖佐に帰らしむ、此年十二月廿八日、平山城内高尾尾に送理して一社を立つ、其後社地崩て、文

政十年二月、今の地に移せり、故に是を高麗稲荷と号し、又戦死稲荷と云ふ、二月初午にも祭祀あり、世々島津家敬禮し、社司篠原駿河をして神階を卜部家に請はしめ、文政六年二月、正一位をさつけらる、

〔名勝志〕

戦死稲荷祠 平山城中高尾城と云所に安す、松齡公朝鮮の役慶長三年十月朔日、泗川の野にをひて半弓の矢に中り死する所の狐骨を壺に納め、陣僧頼雄法印増長院住僧、世代詳かならずに命し、同年十二月廿八日爰に勧請し、毎歳十一月廿八日祭らしむ、故に戦死稲荷といふ、猶鹿兒島護摩所稲荷の下に詳かなり、

〔勝景百圖考〕

米山薬師 大隅國始羅郡鍋倉村田野の間、突兀たる一山雲天に起り、巔平にしてこゝに薬師堂を建つ、その道丹崖高爽、羊腸逶迤として登り、遙望すれハ前に海水進退の序を嚴にし、後ハ山嶽應接の次を整へ、山水互に勝を送り美を迎へて、自然の殷懃を通するか如く、下し臨め

八川流龍蟠の勢ひを環らし、邑屋鱗差の形ちを連ね、造化の妙劑をこゝに配すといふへし、

〔纂考〕

〔管〕
管原神社銅倉村 弘安年中筑前宰府の神灵を迎祭せしと云ふ、

義弘當邑にありし時禮敬世の常ならず、朝鮮の役より白蓮・紫藤及び雉を携へ帰り、社地の内に池を掘り、白蓮を植ゑ、紫藤を池の渚に栽ゑ、雉ハ社頭の山に放ちけるとそ、蓮も藤も今絶てなし、社庭に義弘手自植置し松なりとて大樹あり、

〔纂考〕

〔銅右〕
愛宿神社銅倉村 神体義弘自作にして崇敬ありしを、朝鮮帰朝の後、邑内の徒トモカ一社を建立して安置すと云ふ、

〔フシカ〕
獸神社村 正平年中建立の棟札を納む、祭神由緒傳はらす、

三宝荒神社同村 義弘建立なりと云ふ、祭神詳ならず、

平松神社餅田村 文禄元年壬辰七月十八日島津左衛門歳久入道晴蓑自盡の地なるか故に、十六代義久慶長四年己亥の

春一寺を創建して心岳寺と称せしを、寺を廢して明治三庚午の年其地に一社を建立し、平松神社と號して歳久の

靈魂を祭る、初め文禄元年、朝鮮の役に大閣秀吉公肥前名護屋に陣す、義久同所にあり、六月、島津家の部将梅

北宮内左衛門國兼朝鮮に赴くとて義弘に後れて進發し肥前國に至り、立歸りて六月拾四日肥後佐敷城を攻て是を

陥れ、又兵を遣して八代城を攻め、松波瀬を燒き小川城を攻む、かくて國兼佐敷城に據る、既にして佐敷の人境

善左衛門等婦人をして酒を進め、國兼醉るを窺ひ是を殺す、秀吉公淺野彈正長政をして國兼を討しむ、長政至る

時ハ國兼既に死したり、初め秀吉公國兼か叛を聞て義久の命なりと思ひ、罪を加んとす、時に家康公是を諫て止

む、既にして義久を國に歸し、細川幽齋幽齋をして共に梅北か餘黨を平治す、七月、義久鹿兒島に歸る、是より先秀

吉公薩摩より歸軍の時、水引泰平寺を發して島津歳久の管下祁答院に宿せむとす、歳久許さず、公怒て山崎を経

て鶴田に宿る、歳久人を發して難所を導かしむ、又飛箭

肩輿の前に及ふ、公歳久の所為とす、此時歳久病て謁する事能はず、本田掃部をして館事を司らしむ、明日、公曾木に至る、時に小姓金屏風の画を剥き取る、掃部其狼藉を怒る、太閤是を聞、小姓か指を斬り、画に添へて還さしむ、歳久此時の事宮之巻の巻に詳也、太閤怒りに堪すといへとも、和議既に成れるに因て怒を押へて止む、時に歳久梅北か黨なりと告る者あり、太閤大に怒り、同十日、義久に書を送る、其趣、歳久の罪を數へ、速に首を斬りて来れ、然らずんハ汝の國を屠へしとなり、義久止事を得ず歳久を祇答院より召ふ、歳久鹿兒島に至る、陰に其状を察し、前夜舟より脇元に赴く、群臣義久に告て曰、今歳久を縦つて帰らしむるハ虎を山に放つなりと、即ち町田出羽久倍をして兵を督し是を逐ハしめ、又其帰路を絶つ、歳久是を聞、免かれざるを知て廻ち瀧ヶ水に宿る、家臣戦ハむとす、歳久是を止めて、君父の命背くへからず、吾死すへき時なりと云ふ、家臣是を聴かず、戦て死する者數十人なり、是に於て將士進ミて歳久に逼る、歳久是に向ひて、吾疾病に懼り手足痿痺して自刃する事能はず、汝等我首を斬れと云ふ、皆俯伏して近付す、原田甚次遂には

を斬る、實に是月十八日なり、初め義久歳久の瀧ヶ水に據るを聞、白濱次郎左衛門重治を遣し、殿下命して爾に死を與ふ、宜しく早く自ら決すへし、今險に據て拒き守ると聞く、定て家臣の所為ならむ、誤る事勿れと云はしむ、重治馳て瀧ヶ水に詣れば歳久既に死せり、傍に臨終の書あり、略して誌さす、書の奥に歌あり、
晴蓑ハ歳久の道號なり、かくて此歌を首に添て太閤に出しければ、大に悼ミ、又義久を賞して祇答院を興へらる、歳久ハ貴久の第三子なり、天文六年伊作城に生れ、終年五十六歳なり、天性沈深にして智謀あり、雄毅にして善く断し、屢武功あり、是に至て歎惜せざるはなし、義久潛に吉田美作に命して厚く神主を祭る、又歳久の從臣の遺骨なりとて當地古樟木の下にあり、是を取て他處に置けは、猶原所に還ると云ふ、此地後ハ山に倚り、前ハ海に臨ミ、古木梢を交へ、怪石諸所に峙ち、通路ハ山下にありて海に沿ふ、實に塵外の幽境なり、歳久の没後威靈特に著しるく、敬畏せざる者なし、常に參詣の徒多く、其命日に至ては海陸共に諸人殊更なり、

「地理纂考」

上別府川 上流ハ蒲生より来り、重富・帖佐の境を過ぎ、中津野村の内にて山田川合流し、重富船津村を過ぎ、又帖佐三拾町村、鍋倉村、餅田村を歴て、當郷と加治木との境を過ぎ海に入る、川幅一町許、水勢大にして通路船渡りなり、海口より上流一里許舟船往来す、

住吉池住吉マハリ村 周廻二十町許、深さ計りかたし、西北の方十分の三八蒲生に属す、池水ハ當村及び蒲生の田地に灌ぐ、住吉社あるに因て名を得たり、鯉鮒多く産す、

「地理纂考」

納屋市ナヤマチ鍋倉村

上別府川の上流に臨めり、海口より一里許、舟船出入の河港あり、蘭牟田・佐志・黒木・山崎・蒲生・山田等の人民米穀及び諸品を鹿兒島へ運漕の所なり、

膝跪ヒザツキ驛馬家ウケマカ同 亀泉院旧地にあり、義弘常に是を愛す、元龜三年、木崎原に於て伊東義祐か兵と戦ひ大に是を破り、

単騎にして北るを逐ひ鬼塚原フニツツカハラに至る、敵將柚木崎馬ユヅキマ

を返し弓を引く、義弘大に怒り呼て曰、吾は是島津兵庫頭なり、其猛威神の如く、仰き見るに能はず、丹後弓を捨て馬より下て伏す、則ち鎗を揮ふて是を刺殺し、又進んで敵士肥田木玄齊（御斎）を刺殺す、其時此馬前膝マヘヒザを折て義弘に便ならしむ、驛馬ウケマなる故、是より呼て膝跪驛馬と称す、牝馬にて、年八十三歳にて終るといふ、一説にハ加治木の産なりと云へり、又一説民間の産なりとも云ふ、又一説に、義弘伊東か將伊東新十郎と鎗を合せ双方より相突にせし時、前膝を折り、敵の鎗義弘の兜の上に抜け、義弘敵の面を貫き遂に討取ると云ふ。

「地理纂考」

米山コノヤマ鍋倉村 此山崑岡の上に古ハ堂宇を構へて薬師を安置せり、登る亘二町許、頂に平地一畦余ありて眺望するに、

山野より海上に至り數里の間一眸ホッの内に帰して風景佳なり、文禄年中、帖佐六七と云へる壯士朝鮮の役に従ひ行く時に、此薬師に詣て、堂の柱に詠歌を書置しに、朝鮮に於て虎狩の時、虎の牙キバにかゝりて死す、自筆の書ハ寛延二年十二月十二日堂宇火災に罹り焼失せしとぞ、其歌命あらば又も来てみんな米山の薬師の堂の軒端あらずな

此岡の八分目に清泉巖隙より出つ、此水を痘瘡人に飲しむれば軽安なりとて、流行の時は參詣の徒必ず汲歸る、故に痘瘡水と呼ぶ、

「地理纂考」

古帖佐屋敷跡鍋倉村 義弘治所の西北に隣りて、星山仲次陶工をなせし所なり、世に古帖佐屋敷と云ふ、古帖佐の儀、下文に見ゆ、仲次ハ素朝鮮人にて金海と云ふ、姓ハ金氏、海ハ其名、世々星山といへる所に住居して陶工を業とす、義弘征韓の役に歸化す、文祿四年、彼地の唐島より歸朝の時、金海其御家人を携へ義弘に從て鹿兒島に来るに、船市来神之川イナクカミノに着し彼地に寓居す、其後栗野に於て始て瓷器を製造す、義弘いたく是を賞し、即ち星山忠次と名付、佩刀大小二口及び時服を與へて士班に列なる、是年の冬、義弘栗野より帖佐に移り、星山も從徒す、於是宅地及び細工所・竈屋等カマヤを造立し仲次に與ふ、即ち此地なり、かくて朝鮮傳法の茶器等種々の瓷器を製作し官用に備ふ、其功を賞し祿十五石を與へ、親ら細工所に至り口命して瓷器を造らしめ、其能く成れるに至りては自判を記して焼しめ、常に愛翫す、

世に所謂薩摩古帖佐是なり、又命して高城元六左衛門六左衛門も歸化の朝と共に上方に遣し、瀬戸陶の法をも傳授せしむ、鮮人なり、凡五年にして還り、茶入・水指等種々の器を製す、時に又銀若干を與へて褒賞す、因て其賜銀を以て田祿を買ひ、家頗る富饒に及へり、かくて慶長十二年の冬義弘加治木に移りし時、仲次又從ひて移る、義弘卒去の後、息家久鹿兒島に移し、宅地を堅野に定め家業怠らず、時に田原某か元祖申氏申氏ハ申主領、其弟申武信田原万助と稱す、共に朝鮮田原の人も歸化して鹿兒島に在りしを、仲次是をも薦挙して俱に其業を開きて、今鹿兒島堅野陶家の始祖なり、義弘判手の文字に萬字を用ふ、其義詳ならず、一説に、此萬字甚古雅なる故、唐土の古印を携へたるを取て陶器の判用になせしものならむ、又一説には、明の萬曆年中に製するものなれば、萬曆年製の四字の内萬の一字を用ひたらむとも傳へ云ふ、堅野其宅地の後山に因り岡に續き漸々高し、其地形瀬戸の如く、入口ハ濶さ十間許、其奥ハ次第に細くして一に合す、左右瀬戸の上ハ高さ二三間なるへし、土人此所陶場の址なるへしと云ふ、初の頃仲次高麗より土を携へ來りて陶せし故、其磁器特によく成りしと云ふ、且其土を余多地

中に埋めおきしよし傳説ありて、往年裔孫星山仲次来て此宅地の址處々ほりしかとも、遂に得さりしとぞ、

〔名勝志〕

千代の松 願成寺門内にあり、松齡公手自植給ふよし傳へり、

〔地理纂考〕

物産

土石 假山石 ニハイシ 脇元村の海邊滝ヶ水に出つ、
器用 諸竹筐 ニハハコ 蓆薦 カサ 筵囊 カサネ 山茶油 カサネ 以上諸品土民多く製して生業を資く、

飲食 塩 シホ 煙草 タバコ 煙草ハ頗る佳品あり、

藥種 桂木 枳殼 括藎實 金銀花

蔬菜 西瓜 多く出つ、海苔諸種 水苔

果實 柿 梨 両種共多く出つ、

樹木 桐 樟 カシ 榲 シロ 椎 シロ

飛禽 雉 キジ 鶉 ウツタ

走獸 野猪 キ 鹿 シカ 猿 サル 貉 ムシナ

鱗介 鱈 アチ 鯖 サバ 火打魚 ヒウチ 魚言 イカ 棘鬣魚 タケヒ 鱒 ナヨシ 蛤貝諸種 ハマクリ
方頭魚 クツシ 梭魚 カマス 烏賊 イカ 章魚 タコ 鰻鱺 ムナギ 鮎 フナ 香魚 アユ

〔地理課川調帳〕

帖佐郷

幹流 一別府川

東餅田村

通ニ係ル村方

黒木村 山田

上名村 同

下名村 帖佐

豊富村

中津野 帖佐 春花村

西餅田村

東餅田村

水源伊佐郡黒木村ノ内 道川内 三川、山田上名村 ●鏡ハセ

●戸嶽 ○木場 ●慶安谷 ○岩牟田 柳元ヨリ ノ段

富村、中津野村、春花村、西餅田村ヲ通、東餅田村加

治木界別府川ニ至テ二里ヲ經流工流入シテ里程六里、

一深水川

三十町村

水源深水村 ○馬神下ヲ通、三十町村ニテ里程五分ヲ經別府

川工入、

(中表紙)

「

帖佐

若宮八幡神廟記

」

若宮八幡神廟記

大隅州始羅郡帖佐郷三十町村若宮八幡は、石清水法印了

清

石清水は山城州綴喜郡男山之地名なり、八幡之靈社あり、石清水八幡宮是なり、了清祖宗以来別當職として

此に居れり、因て号して石清水法印了清といふ、

の靈を崇むるところなり、了清は

人皇八代

孝元天皇第二之王子彦太忍信命の御子屋主忍命^{ヤヌシ}第二の御

子武内宿禰二十七代之後胤石清水善法寺別當權大僧都祐

清の曾孫なり、祐清之男を法眼榮清といふ、榮清の子を

法印政清といふ、了清ハ政清の嫡男なり、榮清父祐清の

譲りを受、大隅州正八幡宮の所司として大隅州に來り、

平山村に

今之噌啖郡國分郷川内村即ち平山なりといふ、川内村

に平山といふ地今にあり、

居れり、領家職となり、正宮

正八幡宮をいふなり、正八幡宮石體之銘に、今在正宮

中示現大菩薩とあり、

の神領數ヶ所を司とれり、政清、了清相續ひて大隅州に

來れり、平山村領家職たり、了清之身に及びては正宮の

執印をかねたり、斯て熟思惟を回らし、大隅州は吾八幡

大菩薩垂跡の地にして靈驗著き國なれハ、子孫の永久を

謀らんこと此地に如ことあらしと、弘安の初つかた男山

又雄徳山分身の靈軀を勸請し奉り、一家類族ことくく引

とも云ふ供奉之人數都合八百七十
余人と別録に見得たり

ともに男山を出て船を發し、はるかの大隅州に下られけ

る、飄々たる順風神慮ともにこ、ろよく、漫々たる海上

波浪いと穩かなりしかは、程なく始羅郡帖佐郷の川口に

着船あり、是より其所を八幡港

港は水中行舟道また水の支派と注してみなとまた多た

かわなと訓ヨムなれば、土俗えがうと言へるへえだかわの略語ならん、又江籠の文字を用ゆるともあり、是籠り江の轉倒ならんか、俗(土俗カ)の言ひ習わせる皆いはれなき不通の言葉にしもあらずと、

とて今にも呼び傳へたり、少時ありて、川水に棹さし流に遡ほること一里ばかりにして船をつなきけり、因て其所今にも船津の名傳れり、

二箇所の碇を卸せし地には、後にハ上玖玉・下玖玉カミククマの両社を建立し、神躰には時之船子十八人を祭りしと云ひ傳ふ、

爰に一ツの奇瑞あり、是よりやがて程ちかき三十町村と云ふ所に大ひなる池あり、

傳へ云ふ、川水のよどミたるところ池のことくなりしと、

一夜のうちに二ツの靈山池の中に涌出たり、其景致尋常ならず、時之人ミな云ふ、備前(備カ)の國六郷山宇都之郡にありと云ふ此所にあられれたりと、了清奇異の思ひをなし、其山に船をつなき、しばらく 神輿を居へ奉り、其山を平山とそ名づけたり、さて八幡鎮座の地を撰はんとて四方を望むと

ころに、正宮の神領帖佐郷のうち折橋山又織橋山ともいふの巔きに當りて東の方より八流の幡空中に翩翻し、降りて八本の松の枝にかゝれり、人々不思議に思ひ、是こそ我神勸請の地ならんかと各合掌し禮拜し、直ちに山中に分入見るに、山の形勢森の木立最上の靈地なり、既に山の半腹にいたるに、忽ち石のはさまれるより冷泉涌出たり、是を結ふに涓々として清らかなり、了清いよく奇異に思ひ、往昔貞觀元年の行教和尚八幡大菩薩を宇佐の宮より男山に勸請ありしとき

行教和尚は武内の宿禰十一代の孫正四位下參議兼太宰大貳紀廣濱の二男にして、南都大安寺の住僧なり、貞觀元年の秋、宇佐の宮に參籠し、神託によりて八幡大神を勸請し奉るなり、

八流れの幡降り下り、また山中に冷泉涌出し、今にいたりて流れ絶せぬ石清水の名も傳り侍りぬ、是はふりにしににしへ千歳の今にいたり又もかゝる奇瑞のあらわれしこと疑ふところもなく吾神鎮座あるへき瑞相なれとて、やがて靈社建立あり、神靈を安置し新正八幡宮と崇め奉れり、側に精舎を經營して八流寺增長院と号し、山を平

安と名つく、こ、におひて又城郭をかまへて平山城と言へり、さて城中鎮護の爲にとて當山の神靈を勸請し、折橋權現と崇めて地主の神社とし、又賀茂・春日・伊勢・日善(吉カ)・諏方・祇園・天満大自在天神の七社を勸請し、また阿弥陀寺・觀音寺・西福寺等の梵宇を建立あり、三ヶ寺ともに今は廢壞す、了清阿弥陀寺に寄進の梵鐘今増長院にあり、奉施入大隅の國平山阿弥陀寺に撞鐘一口、弘安五年五月日、石清水了清と銘あり、初め神輿を居へ奉りし池のうちなる山に熊野大權現を勸請し、平山大權現と崇めなし奉るなり、

今三十町村田中に小き杜二ツ有て平山と名つく、是其遺跡なり、東相(西脱カ)さること数十歩、其東方の杜のうちに石あり、權現の石といふ、文字残缺して一面にた、大權現の三字残り、又傍一面に平山の二字を見るのミ、是見れば、往時の池変して今ハ稻田となりしことしるへし、されは初め石縫より涌出たる泉は八幡の御手洗と名つけて今に絶せず流出る、神徳の尊きいふもさらなり、幡のか、れる松を幡掛の松とて、延寶年中の比まては木垂し

松の二木残りてありしと老にし人のことの葉に語り傳え侍りき、平山の城は地形峻絶にして郭内廣大なれハ、數ヶ所の砦ありて要害堅固の城地なり、

中之城・平安城・荒神か城・鶴之丸・松尾之城・賀茂の城・櫓の城・東之城・玄蕃か城・南之城・高雄之城など其墟今なほ存せり、

さるによりて親族徒類分れ居て本城の輔翼となれり、了清ハ平山法印と改め稱し、

了清初め平山村に居て領家職たり、故に平山を以て或ハ山に名つけ、或は城に名つけ、又自ら稱して平山法印といふ、

常に

皇祚安寧の御願をなし、國家の泰平万民の快樂を禱り、又ハ子孫の福壽增長をいのりて諸寺諸社を崇ひ敬ひ、宗族をやわらけ、庶民を撫育し、信心懈たらす、勤行深切なりしかは、子孫月に繁昌し、門族日に盛んなり、是より時の人称して平山殿といへり、正應年中にいたりて猶康寧なりしか、いくほとなく天年を以て身まかり玉ひぬ、卒去の年、月傳らす、一門類族はいふにおよばず、土民百姓に至るま

て其徳を慕ふことたとへていわん方なし、嫡男大藏卿偕都乗清業を繼て領家職となり、夫より子孫相續ひて蔓延し、貞和・觀應の比に至りて八門葉大ひに繁榮し、

餅田・中津野・平瀬・平松・高城・甌・小川・市成・

川口・松本・樗木・西郷・有村・荒田等なり、

延て應永の初めに至り、了清八世之孫平山越後守忠親、

一族の人々に謀らひ了清の神靈を勸請し、若宮八幡とそ

崇め奉る、今三十町村の靈社はなり、時々の祭祀正祭十一月十五日

おこたらず、桑盛の供へも潔よくして、万人福を求め、

庶民年穀をいのこと、誠に靈驗殊勝にして、利生特に

あらたなりしかば、家々是を崇ひ、戸ことに是を敬ひ、

絶へず歩をはこふこそ尊けれ、世遠く人かわり、盛衰運

を異にし、治乱時を一にせず、谷陵變遷世の習ひなるに、

應永のむかしより数百の歳霜を歴て、今にいたり神廟巍

々然として旧規を傳へ、廣前の榊葉に千代かけし木綿四

手ハ永きめくミのしるしを見せ、祭祀時をたかへず、奏

る神樂の聲すみて、檀弓檀弓・槻弓槻弓をしかへし、昔を今にあ

らたなる、靈驗賢き神垣に、諸人神をつらね、はこふ

歩の絶せぬは、尊とくもいと美しけれ、予其遠孫なるを

以てとしことに参詣し侍るに、時の社司愛甲直記盛央な

る者予に語らく、我先祖より以來當社に神つかへし幣帛

をとること懈たらざるに、中つむかしのことなり、當社

の縁起火災のために失はれて傳はらねは、只に了清の靈

社と云ふことを聞のミにして其よるところをしらす、あ

、彼了清は如何なる人にして、何ゆへ當社とハ祝はれお

はしけるそや、其遠孫の人と聞ゆれハ、其由来をこそハ

知り給ハめ、聞まほしく侍ると云ふ、こ、におひて予そ

の大概を語れり、盛央聞て悦びに堪へず、其言の葉を筆

にして賜ものせよとしきりのもとめ固辭イナムへきにあらされ

ハ、家に藏めしふるき記キに求め、其由来を考へ、書して

一卷となし、あたへ侍ること爾シカなり、

神官愛甲氏盛央ハ其祖の出るところを詳かにせず、傳

へいふ、世々若宮八幡の社司として神事を司とれりと、

盛央が高祖父を愛甲増右衛門と言ふ、其子を播磨とい

ふ、其子を半左衛門といふ、其子を正太夫といふ、正

太夫ハ今の直記盛央の父なり、増右衛門祖先の業を相

續してより盛央におよんで猶神職を事とし、日々の勤

行怠りなし、増右衛門在しときまで祖宗以來の家系・

文献とも傳へて笥蔵し侍りけるに、不幸にして火災にかゝり、

火災ハ増右衛門・播磨兩代の間にあると言へり、其年月を詳かにせず、

若宮八幡の縁起もろともに暫時の灰燼となりしとぞ、因て今其祖先以来の世次履歴を考ふるに由なし、盛央常に此事を歎く、つくく惟まれハ、昔在弘安年中了清法印家累を携へ大隅州に下向のとき、愛甲太輔といふもの陰陽道を以て供奉し侍る、供奉の記録別紙にありとされハ今若宮八幡は了清の靈神なり、亦愛甲氏世々其社司たり、是によりて之を觀れハ、今の盛央ハかの愛甲太輔の裔孫ならんと言ふ謂ハれなしと言ふへからず、嗚呼おしひ哉、年を歴ること久遠にして、文献傳ハらさることを奈何せん、盛央若宮八幡の廟記を請ふ、余れ是か為に筆を採る、因て又是を以てこゝに附録すと言ふ、

寛政二年庚戌八月

鹿兒府平山氏紀武敏

謹誌

御下向供奉之記写

善寶寺殿御下向之時御供之衆

御一門惣奉行

上正太守殿

惣役人

奉行曾我殿

社奉行

若松殿

袴之役

窪田殿

太刀之役

今井殿

刀之役

園田殿

代官役

松本殿

人衆奉行

新原殿

冠之役

本城殿

檜扇之役

上杉殿

太刀之役

荒田殿

刀之役

武田殿

代官役

河崎殿

人衆奉行

有村殿

道備下知奉行

中徳房

八幡大菩薩座主

權大僧都法印頼正

眞言宗 廿七人

山伏不動院 人衆廿七人

阿弥陀

西福院

六之僧 人衆廿人

上島殿

室町

堀殿

伊勢國より御供

勝通寺

愛甲太輔

陰陽道 十七人

同正文師 七人

番匠柏木 五人

土器師 五人

染師 三人

一旗 二幕

四銚楯 五甲冑 六御劔 三弓箭

七乘馬并舍人 八敷皮 九笠持

十唐櫃 十一居飼 十二雜色等

十三駕輿 十四右筆 十五書冊

右先備と云、

以上衆中二百六十六人

其外人数八百七十三人

車之役

武蔵守殿

東田殿

祝子現 七人

（し）ますゆへ萬民飢寒の苦し（し）

(元禄十二年己卯三月帖佐郷繩引帳

此帳内元文三戊午年四月、山奉行城井三左衛門殿・郡奉行大野鉄兵衛殿御用地御見合ニ付繩引有之、繪圖出来候、然処同年八月左之通被仰渡候、

写

帖佐

薩州

吉田

地頭江

右者、島津壯之助殿越前家相續被仰付候節、一所之地可被下旨被

仰出置候ニ付、此節帖佐之内・吉田之内被下候段、去ル廿七日被

仰出候、右所江壯之助殿家来とも不罷移内者、先此内之通所役とより諸事差圖可有之候、

右之通申渡候様ニ可申渡候、

(元文三年) (權山久初) 主計
八月廿九日

右之通被仰渡、大野鉄兵衛殿繩引之通、帖佐春花村・船津村・平松村・脇元村并西餅田村之内山野郷方限を以て御一所領に相成、且ツ隅州山田之内寺師村帖佐江被召付、元文四年己未十二月、山奉行城井三左衛門殿・郡奉行仁礼彦右衛門殿寺師村繩引有之、境相替候ニ付、後年為見合押札に記し置候なり、

噺役

安田傳右衛門

寛保三亥四二日

右同 隈元傳左衛門

右同 川崎十兵衛

右同 東条常右衛門

右者山田郷に傳り居候繩引帳より抄録す、帖佐におひて之繩引帳を山田郷に引渡したるものにも可有之欵、

明治十四年一月記、

山田郷享保十一年午二月より門割ニ付日帳之内名寄

上名村 下名村 寺師村 邊川村 北山村之五ヶ

村なり、

「山田之本書を以写之」

帖佐

地頭

山田

蒲生

月番御用人

帖佐之内平松村・春花村・船津村山野地并鹿倉山相應に有之候処、一所領之内に被仰付、右之外帖佐江相殘候村と江者山野地・藪山等も差而無之ニ付、田地方諸普請用其外所中薪用・家作諸用等之竹木差支筈之由候、依之段と及吟味、左之通被仰付候、

山田之内

寺師村

右高頭九百六拾石余有之、帖佐地續き之村にて、山野地相應に有之、藪山等茂少と有之由ニ付、帖佐江被仰付候、

蒲生之内

木津志村

右者、寺師村帖佐江被相付候ニ付而者、山田中少高に罷成由候、右木津志村高頭三百九拾石余有之由候ゆへ

山田江被相付候、木津志村鹿倉之儀者別而手廣く由候故、惣鹿倉山田江相付候而者蒲生之支にも罷成候間、鹿倉之内めらしおふく蒲生江被相付、尾平・宇都・米之山木津志村江被付置候、境引渡之節にいたり、依場所鹿倉山野等之内蒲生江不被附置候而者不叶所も候者、其節之吟味次第可申渡候、且又蒲生之内ニ者井手・川除等段と有之候ニ付、井手関其外急破之節者、木津志村之内よりも最寄を以て其用無滞相達候様可致候、一木津志村之内に衆中屋敷壹ヶ所所有之、衆中壱人罷居由候、右村山田江相附候といへとも、當分之通罷居儀候者、其筋ニ可申付置候、蒲生江罷移り度存候者、蒲生江返屋敷可被下候、

一山田之内石堂鹿倉前方より帖佐薪山として被附置候処ニ、最早木絶罷成たる由候、殊更帖佐之内一所領ニ成候村と江居住之衆中とも帖佐之内へ可罷移候得者、猶新材木山等差支筈候ゆへ、山田飛野鹿倉之内方限を以て帖佐新材木山ニ被相附候、

右之通被仰付候間、可致承知候、委細之儀者山奉行・郡奉行より所役人共江可申候間、應其意候様可申渡

候、

右之通可申渡候、以上、

二月

(堀興昌)
四郎太夫

右之通大野清右衛門御取次を以て被仰渡候間、各可得

其意、當分明所故、月番より如是ニ候、以上、

元文四年己未二月廿八日

(利道)
中野駒右衛門

隅州山田

嚶中

(中表紙)

帖佐來歴

帖佐來歴

本府隠士 伊季安艸輯

第一頼朝公御代ハ正宮領にも地頭置かる事

30

建久圖田帳

(本文書八一五号文書ト同文ニツキ省略ス)

31

(本文書八一六号文書ト同文ニツキ省略ス)

東鑑

○元久元年甲子九月十七日、大隅國正八幡宮寺訴申事、

被経沙汰、是故右幕下御時、掃部^{④頭}入道寂忍為正宮地頭

之處、宮寺依申子細^{④被}、御停止其儀訖、其後又三箇所補^{④被}

三人地頭之間、造營^{④官}之功難成之由云々、仍今日所止彼地頭職等也、帖佐郷地頭肥後坊良西・荒田庄地頭山北六郎種頼・萬得名地頭馬部入道淨賢云々、廣元朝臣奉^{④之}行也、

季安按、帖佐ハ舊ヨリ正宮領ナリシニ、右大将頼朝公日本國中惣地頭ニ補セラレ玉ヒシ時ヨリ、掃部頭親能入道寂忍^{大夫}氏正宮領ニモ地頭ト為ラレシニ、正八幡ノ宮寺ヨリ子細ヲ申上ルニヨツテ、寂忍ノ正宮領ニ地頭セラル事ハ停レ、其ヨリ後ニ又肥後坊良西ヲ帖佐郷ノ地頭トナシ、山北^ざ六郎種頼ヲ荒田庄ノ地頭ニ、馬部入道淨賢ヲ万得名ノ地頭ト、三人ヲ正宮領三ヶ所ノ地頭ニ補セラレシニ、正八幡宮寺ヨリ其通ニテハ造營ノ功モ成リカタシ逆マタ／＼鎌倉ニ訴申タレハ、右ノ元久元年子九月十七日、大江廣元奉行ニテ三人ノ地頭ヲモ亦止ラレシト見エタリ、其ヨリ留守職ノ支配トナリシニヤ、建治二年ノ頃ナトハ留守刑部左エ門尉眞用力領分多カリシト見ユ、但彼地頭ハ止ラレタレト、國方ノ高助カ帖佐郡司ハ本ノ

32

建治石築地賦

通ナリシニヤ、建治ノ頃ニモナホ郡司榮繼領ト云アリ、左ニ詳也、

『第二正宮領依申分留守職支配に成事』

○帖佐西郷二百四十丁九段三百歩除貢進田五丁定二百三十七丁五段大

公田百四十三丁五段加宮吉五丁并福田寺田定除貢進田五丁

大山十一丁九段大加神田寺田定今山田ニ大山村アリ

除貢進田五段門尉眞用

定田十一丁四反一丈二尺四寸六分今ニ帖佐へ深見村アリ

同人領

深見七丁九段同

定七丁四反七尺四寸山田ニ中河良村ト云今アリ

同人領

中河良九丁反同

定八反八尺六寸山田ノ内麓村ニアリ

同人領

山崎八丁三反小同

定七丁八段小七尺六寸四分山田

同人領

寺師十丁七反加神田寺宮吉定除貢進田五反

今帖佐ニ寺師村アリ

定九丁反小九尺一寸四分

中津乃十二丁五反大加神田寺田宮吉定
除貢進田五段

定十二丁大二尺六分

永世七丁七反小加神田定除
貢進田五反

定七丁二反小七尺四分

住吉十三丁九段半加神田宮吉定
除貢進田五反

定十三丁四反半一丈三尺四寸五分

船津十四丁反三百步加神田寺田定
一丈四尺一寸八分

餅田廿七丁四反小加神田寺田定
除貢進田一丁

定廿六丁四反小二丈六尺四寸四分

神河九丁五反加神田寺田宮吉定
九尺五尺

松武一丁五反一尺五寸

恒見七丁七尺

万得(名)七十五丁半加神田寺田定

平山卅一丁八段半加神田定
三丈一尺八寸五分

千本十丁七段六丁(マ)一丈七寸二分

弁濟使紀四郎右馬

弃真能

豊富十一丁九段小同
一丈二尺九寸四分 留守刑部左工門尉 真用

謀島二丁六尺二寸(開コトナシト云) 美濃阿闍梨

寺田十五丁四段

法樂寺三丁三尺

百堂九丁四反九尺四寸

新三味一丁一尺

最勝寺領畝二丁二尺

〔此外略ス〕

右、件石築地役、任関東御教書并少貳殿御施行之旨、

以八月中、可終其功之状如件、

建治二年八月 日

調所藤原在判
書生藤原在判

惣官大藏

大介兼税所藤原在判

守護代左兵衛尉藤原在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」七七三号文書ノ抄ナルベシ)

季安按、右ノ通、建治ノ比蒙古襲来ノ説アリテ、筑

前宮崎(御宮)ニ築地シテ役所ヲ建ラル時、夫々領分ノ町段

ニ應シテ寸尺ヲ賦リ御手傳ヲ仰付ラレシト見ヘタ(リ脱カ)

其頃迄ハ平山卅一丁ハ正宮留守ノ領ナリシニ、弘安

年中、城州石清水善法寺了清△下向シテ、八幡領ノ所

司且平山村領家職ト為リ神領ヲ掌レリ、名勝志調ニ

事ハ委シケレハ爰ニ略シキ(御又)

※(頭注)

『△第三平山家下向正宮領ヲ司リ一族繁榮ニテ彼此ノヨシ』

○平山城 今鍋倉村ニ遺墟アリ、了清築テ居ル所也、

○新正八幡社 平山城中本丸ノ東ニ鎮坐、是則了清石清

水ノ神輿ヲ守下て勸請す、

船津村 右船の着まし所とそ、また書出しニ委シケ

レハ粗言おけり、

○阿弥陀寺址 亦平山城内ニあり、了清建立と云ヘリ、

奉施入大隅國平山阿弥陀寺撞鐘一口四十八貫鑄之

弘安五年五月 日 石清水了清 金師慈蓮

今此鐘八幡別當寺ノ八流寺増長院ニアリ、本尊釈迦・

阿弥陀・觀音を安スト云ヘリ、又城内ニ觀音寺ト云

ヒシ了清建立ノ寺址モアルトナン、左アレハ、初メ

三尊別ノニ寺ヲ建テオケルニ、後世阿弥陀・觀音

ノ兩寺衰壞ノ時ニ至テ、合セテ此ヲ八流寺ニ安置ス

ル乎、又蒲生八幡迄モ了清カ時ハ祀レルニヤ、嘉慶

二年戊辰三月蒲生清寛ノ置レシ鐘銘云、

隅州蒲生院 正若宮鐘銘

淨利置鐘其制尚矣、以故石清水了清施焉、然而形小

聲微、貞和丁亥年、今政府清寛六代祖清茂季子玄清

改易、爾來撞之云々、右通アレハ了清同シク司レ

ナラン、

平山氏略系圖

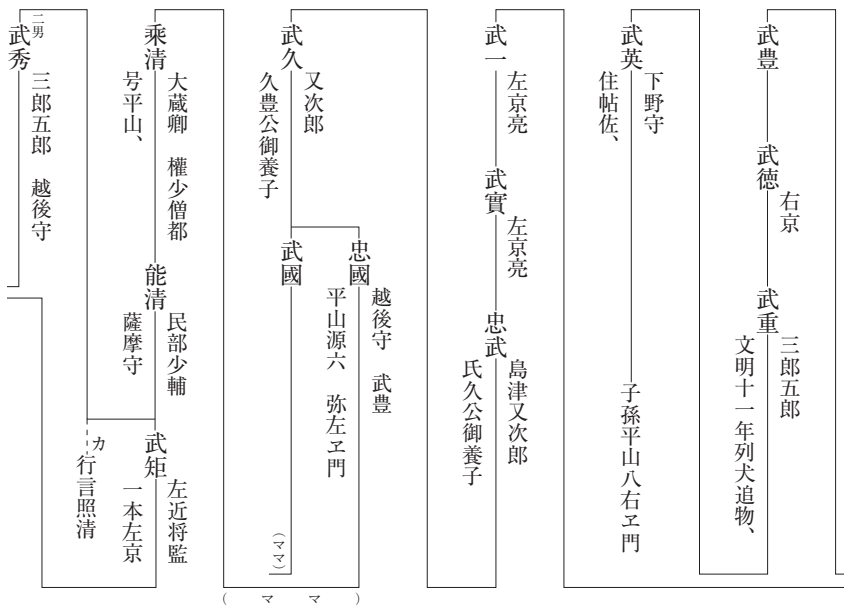
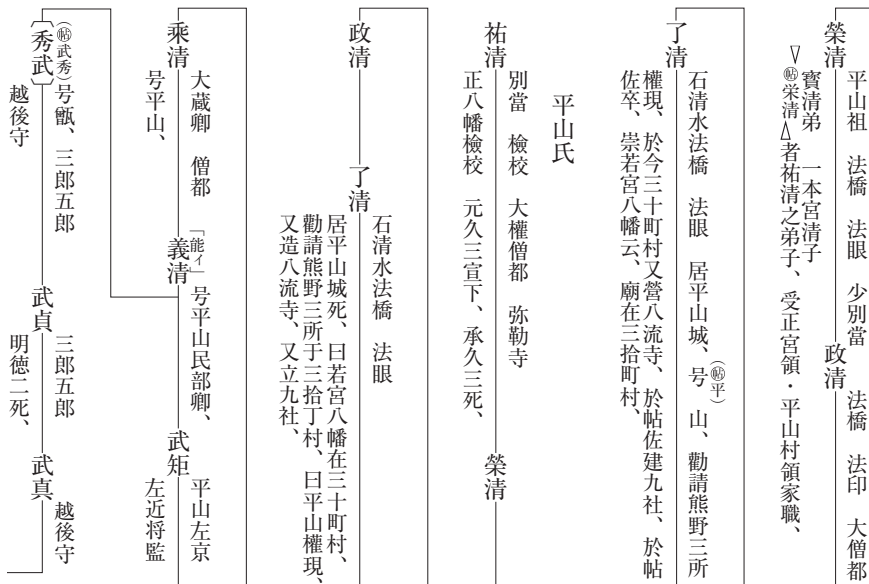
祐清

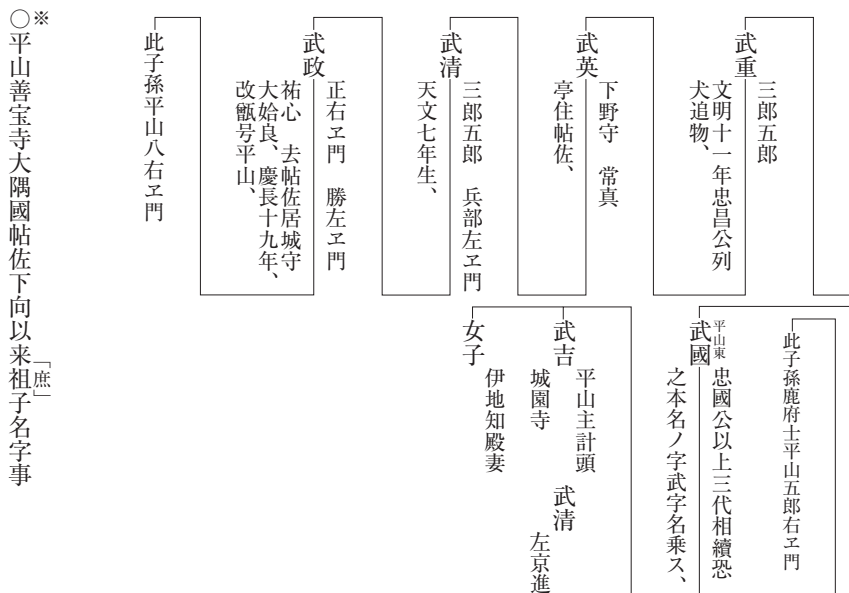
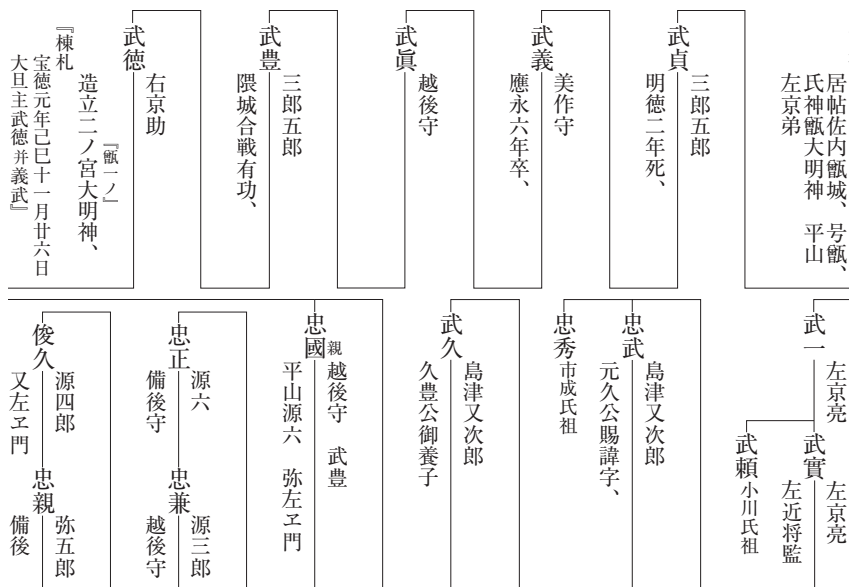
別當 法印 石清水檢校 權大僧都 弥勒寺正八幡檢校 元久三年宣下、承久三年卒、

寶清

号家田、正八幡檢校職 宮清 家田法印猶子、善法寺祐清四男、實龜山院廢子也、

(ママ)





○* 平山善宝寺大隅國帖佐下向以來祖子名字事
〔庶〕

(本文書八一八号文書ト同文ニツキ省略ス)

※(行間朱書)

嫡家平山〔庶〕 祖子餅田・中津野・高城・甌・平瀬・平松、

○善宝寺殿御供衆内名乘氏聞書

曾我殿藤原名乘字助 窪田殿平重 上杓殿氏藤頼 今

井殿氏藤兼 新原殿藤利 藪田殿藤俊 松本殿源信

河崎殿氏市井名乘字信 本渡殿氏平盛 若松殿藤廣

堀殿源頼 上嶋殿氏惟宗友 車田殿氏源名乘政

○ 紀姓西郷并荒田氏系圖

仁王八代孝元天王ヨリ卅五代孫

正八幡三所大菩薩

宰相

大隅国帖佐西郷弁

當 弥勒寺正八幡宮別

元久三年丙寅正月四日薨、

修理別當 權別當 檢校 前權大僧都

紀成清法印祐清

弁清

修理別當 權別當

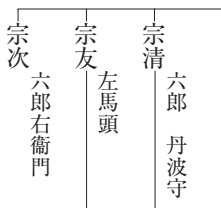
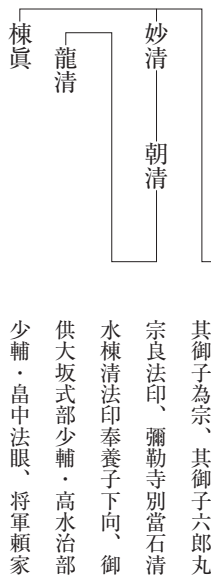
棟清

權少僧都 法印 弥勒寺別當

荒田庄宗良法印

童名六郎丸 正八幡宮法印 弥勒寺別當 權別當

日高筑前守源義里御子宗義、



○平田氏系說云、内大臣宗盛之二男從五位下土佐守能宗
號帖佐、能宗二男至宗増改帖佐初号平田信次郎云々、
一說平田氏者帖佐古城主肥後房良西之子孫也、
○此度本田親章、西餅田村ノ内雲門寺ノ山中ニ御石卜里

人ノ呼ヘル大キ五輪石塔見當リシトテ、左通銘ヲ寫シヤラレタリ、

正應二年六月下旬顯阿彌陀 大施主乘^{〔知レストナレ〕}

季安按、正應二年ハ石清水了清ノ下向セシ弘安五年ノ頃ヨリハ僅八年アト也、左アリテ了清ノ子ハ乗清ト云ヒ、且了清阿彌陀寺ヲ平山城ニ建タルコトトモ考合スレハ、顯阿彌陀ハ其法号ニテ、子乗清ノ施主ニテ建タル古塔ニハ非サル乎、ヨリ乗ノ字ノ下ヲ清ニテハナキカ今少シ改究タク想ヘリ、

○延元三年戊寅、平山式部少輔日州南郷大和田城ニ據テ肝付八郎兼重ニ黨セリ、七月十一日、畠山直顯発向シテ攻之、翌興^{〔マ〕}國元年己卯^{〔マ〕}四月十三日落城ストアリ、此紀姓平山ノ族人カ、

○小島大明神

右、^{〔今東餅田村ノ小島ニ在リ〕}河野四郎通定貞和三年丁亥三月五日隅州帖佐ニ下向シテ富田ニ居住シ、在名富田ヲ名字ニ名乗り、三島大明神及ヒ若一王子ノ社ヲ創建シテ小島大明神ト崇メタルコト、季安家ノ付郷士加久藤預リ河野淵右エ門カ古系圖ニ見ヘタリ、

○林清庵 今鍋倉村之内ニ畠地壹反六畦餘御免地アリ、

總禪寺支配ナリト云ヘリ、季安福崎氏ノ古系圖等ヲ按ルニ、觀應二年辛卯九月二十八日、齡岳公筑前金隈ニ軍タチシテ、一色右馬頭範光ノ軍ヲ助ケ玉ヒ、御手ヲ負ハセラレ既ニ御戦死ニ究メラレシ時、從軍シタル伊地知彈正忠季隨、其以前 道鑑公ト御同番ノ士ナリケルカ、罪ヲ尊氏將軍ニ得テ獄中ニ危カリシヲ、道鑑公御恩地ニ仰カハラレテ御訴メシ玉ヒシ御恩故ニ罪ヲ免サレケレハ、誠ニ命ノ主トテ下向シテ臣事セシ者ナルガ、則自カラ願ヒテ 齡岳公ノ御鎧ヲキカヘ、詐テ島津又三郎氏久ト呼ハリ御身代リニ討死シケリ、其時彈正忠カ自ラ隨ヘシ家臣福崎主税助能廣ニ申付、汝ハ如何ニモ奇計ヲ廻シ 公ヲ難ナク御供シ歸レトノ主命ヲ守リテ、能廣ハ乃チ博多ノ出井^{〔土カ〕}ノ道場ニ走込、公ヲ匿シ御手疵ノ看病シマイラセ、頓テ扁舟ニ棹シヤウ^{〔カシヒヤウ〕}御國ニ遁レ下リケレハ、道鑑公大ニ悦ハセラレ、彈正忠カ菩提ノ為トテ寺ヲ鹿兒島今ノ堀ノ内ニ建ラレ、林香庵ト名ツケテ尼寺ニシテ其恩ヲ報セラレ、又主税助ハ御内ノ者ニ召出サレ、特ニ知行モ下サレシ

ト云ヘリ、其時主税助モ亦一寺ヲ帖佐ノ自分ノ知行所ニ建立シテ、林香菴ノ林ノ字ヲ取り林清菴ト名ツケ彈正忠カ菩提ノ為ニシ、又主税助自分菩提ノ為ニハ宝動寺ト云ヘルヲ谷山ニ建ケルトノ赴キ、其系傳ニ見エタリ、鹿兒島ニアリシ林香菴ハ尼寺タリシコト、上井寛兼日記天正三乙亥十一月廿七日ノ條ニ、奈良木伊賀守ハ臨江菴ノ父ニテ、関豊前守カ下女一兩年前臨江庵ニ走入タルトノ口事一件詳ニ出タリ、其後元和六年四分一上地ノ頃、無縁ト為リ瘡壞セシト考ハル、谷山ノ宝動寺モ今上福元村ノ地名ニ宝動寺トテ三門許後ニ山ア(開カ)ル地アリテ、僅ニ地藏堂遺リ居ケルトソ、地藏ヲ法幢ト云ヘレハ法幢寺ナラント伊地知猪兵衛ノ咄ヲ聞タリ、斯テ帖佐ノ林清庵イカニヤト日頃疑ヒ想ヘルニ、今高御免地アルヲ聞テ、季安等先祖菩提寺ナレバ、一入歡喜シテ其来由ヲ粗此ニ述ル也、加世田唐仁原ノ西照寺ハ彈正カ屍ノ流レ寄シ所トテ于今其墳寺アリ、尤彈正御名代ニ戦死シテ、博多土井ノ道場ニテ御手疵看病シマイラセシコトトモハ、山田聖榮自記并同人目安ナト云古書ニ明證アリ、

※(頭注)

「此一段六畦余ノ寺地今總禪寺畠ニモ候ヤ、元來彈正カ菩提ノ為メニ其家臣福崎氏カ知行ノ内ニ建タル由シ緒本文ノ通ナレバ、彈正忠カ法名光輝都仁菴主ノ位牌トモハ無之乎、ナクンバ建テ、其地ノ毛上ヲ手向ケ祭りタキコト也、主税カ法名ハ知ラス、子孫谷山ニ居テ今ハ伊地知ナリ」

「文和ノ比」

34 ○大隅國於御方致軍忠之輩交名注文可被成下御感人数事

平山左京亮 加治木中務入道云々

右、注進件如、

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二四九八・二五〇八号文書ノ抄ナルベシ)

35 (本文書ハ二〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○餅田城合戦

畠山治部太輔直顕カ將軍方シテ 齡岳公ハ南朝ニ應シ玉ヘル頃、正平十一年丙申延文元年十月二十五日、公南朝

ノ大将三條侍從泰季ト共ニ兵ヲ帥テ加治木ニ入りテ岩屋城ヲ攻陷サレ、翌十二年丁酉「此年正月廿一日合戦ニハ

比志島太郎範平ノ中間平六右ノ股ニ疵ヲ蒙リ、同廿五日ノ合戦ニハ範平弟彦次郎範家被疵、三月廿日夜瀆陣合戦ニハ範平

先登シテ自身蒙疵、中間平六亦疵ヲ蒙タルコト、伊集院帖佐

太郎左エ門尉・久木崎五郎兵衛尉見知(㊦コト) 泰季一見状ニアリ、

左アリテ五月二日、宮方久木崎五郎三郎久春ナト云モ

ノ餅田城ニ寄セテ戦ヒシコトアリ、其時球麻郡人吾平

藤九郎入道等モ泰季ニ從軍セシニヤ、

左ノ通文書アリ、

36 (本文書ハ二六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○萩峯城

延文・康安ノ頃カトヨ、畠山直顕カ軍奉行野元藤次秀

安カ守ル所ナリ、 齡岳公兵ヲヤリテ攻メサセラル時、

畠山ハ本田信濃守重親カ戌レル溝辺城ヲ攻テ双方難儀

ナリシカバ、遂ニ和談トナレリ、事ハ山田聖榮自記等

ニ見ヘタリ、

37 ○ 任于能清能性代々相續之法、左京亮忠所之本領之事、

無子細可有知行候、於向後者、此旨不可致違篇、恐
々頓首、仍如件、

貞治二年九月十一日 武久(花押)

平山左京亮殿

(本文書疑フベシ)

○應永四年丁丑四月下旬、山北ヨリノ大將上總介伊久ト

鹿兒島ヨリノ大將陸奥守元久ト兵ヲ合セテ清色城ニ押

寄セラレシ時、平山・平松・平瀬・中津野・餅田・吉

田・蒲生振疵打立トアリ、

○同八年辛巳九月、總州鶴田ヲ取巻ル時、元久ハ以大勢

後卷シ玉ヘリ、相隨人々ニ平山・餅田・平松・中津野・

平瀬云々アリ、 此二件ハ應永記ニ出タリ、其頃平山

一族ハ皆元久公ニ隨臣スト見ヘタリ、

○同十八年辛卯八月、元久公御逝去、久豊公山東ヨ

リ走歸テ御家督マシマセシ頃、肝付河内守兼元隅州ニ

謀反シテ鹿屋周坊(麩)介忠兼カ鹿屋城ヲ攻ルヲ 久豊公聞

召サレ、御渡海アリ救セ玉ハントノ時、聖榮自記ニハ、

御屋形様久豊未国モ不調時分ニ候ヘハ、帖佐・加治木

ハ敵タル間不及力、鹿兒島ヨリ御渡海有リ云々、此頃
平山一家御敵ト見タリ、
○應永ノ末年ニハ平山一家皆靡キ服シケルニヤ、左ノ通
リ、

38 ※ 福昌寺佛殿造營之勸進

奉加 馬壹疋

沙弥存忠（花押）

代錢三十拾貫文、此外五拾貫者棟木牌為也拜錢也、
（之カ）

「此間略ス」

奉加 馬壹疋

平松 安藝守武味（花押）

代貳百疋

奉加 馬壹疋

平山 越後守武豊

代貳貫

奉加 馬壹疋

高城 攝津守武宗

代壹貫

奉加 馬壹疋

餅田 紀武井

代貳貫

奉加 馬壹疋

平世 信濃守武子

代錢六百文

奉加 馬壹疋

美作守義武（瓶）

代三貫

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」一一二二二號文書ノ抄ナルベシ）

※（行間）

39 『比志島氏文書』

○今札

条々不室承候、（④） 悦喜申候、あま 驚存

候之間、あ 此通尋候、 か様時分にて候間、不

慮荒説なんとも、（④） すると存候間、重而状をした、め、

河田殿・ひ知嶋殿へ人進候、その事ハ被渡候へハ可然様

可有ケ勢（④） 候、恐々謹言、

九月廿五日 久豊御花押

帖佐殿

船津殿

御返事』

（本文書ハ「旧記雜錄附録二」五九九号文書ト同一文書ナルベシ）

40 ○栗野士調所造右エ門文書

一帖佐平山城伊集院殿夜中に忍候、城番衆用心堅仕候間、

伊集院衆難叶候て、春氣のこくとく引退候、平山衆付送候、餅田・平松衆如船津之横入候て合戦候、平松香林入道打死候、其忠節に平山殿より千本十二町猷清被遣候、嫡子武家に附屬候、其後守護方より帖佐御知行候時、平松之代之地として鹿兒島の嶽^{〔武ナラン〕}三十町半分十五町忠國より武家に給候て、鹿兒島移候、嶽之内野本木原門、犬迫之内樟田門・同佛木之門、谷山之内大坪門植田覚悟申候、以上十町公役なしニ忠國より猷清給候、千本拾貳町二男武満に給候、其後忠國・立久父子御不會にて、忠國伊作・田布施のこくとく御出候、通路悉く立久より御留候、猷清・武家・武満父子三人伊作のこくとく被參候、武家嫡子初菊丸、惣領之平山殿憑候而、指宿二三ヶ年^{〔堪忍申候〕}△、其後帖佐平山大陽寺出家仕罷居候時、去故候之間、調所殿二男幼少候兄弟之契約申候て、文明十年戊戌八月彼岸申含候、定清於老清以前約束如申候、養子として武家之跡名字悉皆調所九郎兵衛尉武男に附屬仕候、證文書付進之候、

平松九郎兵衛尉殿

紀定清（花押）

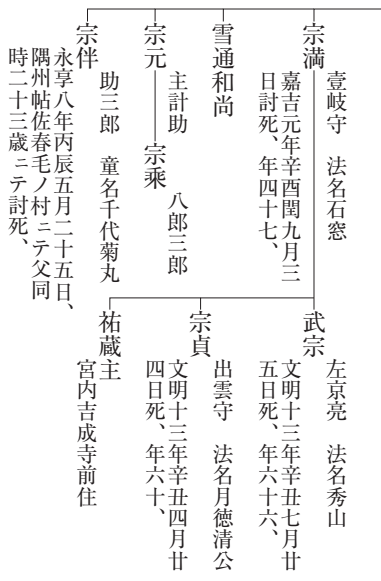
〔記ハ氏、武ハ乘、清ハ戒名、平松ハ名字、石清水流^{〔幕文形ハミ、金草也〕}△〕

〔本文書ハ、「旧記雜録前編二」一五三二号文書ト同一文書ナルベシ〕

○右ニ見ヘシ荒田宗良法印

十一代孫

宗貞 出雲守 入道法名慶窓 六十一歳時永享八年丙辰五月二十五日、隅州帖佐郷春毛ノ村ニテ討死、



按ニ、前文伊集院衆平城^{〔山〕}ヲ夜襲ケル時、城兵堅ク拒キテコレヲ走ラス、餅田・平松ヨリモ兵ヲ出シ、横入シ

テ春毛ニテ合戦アリシト云ハ、此系ニ云ヘル永享八年五月廿五日ノ事ト同シ軍ナラン、

『第四忠國公の時人御手豊州家一所と成事』

○山田聖榮系圖目安文明二年三月五日
被書置候

一忠國三ヶ國悉静謐す、次國一揆之事も此代にあり、征伐せらるゝかたゞ、一家ニハ伊集院殿、國方においでハ別府・和泉・平山一家不残、牛山一族悉、坂より

上にハ和田・高木・飢肥・櫛間・南郷・梅北、いつれも此方(○宇)と跡御料所として御一家御内に御配分あり、阿

久根も此時失ハれ候、難儀御合戦の次第、ミつへ・河田・指宿・鹿兒島はやまか原、いさく合戦知覽大寺討

死、てうさ「帖佐」・ひしかり「菱刈」身身太刀打候、ミまた合戦時、

新納四郎(○宇)三郎(○宇)△殿・同大崎事其外數十人打死云々、

※(行冊)

『忠國公御舎弟島津出羽守有久にも梅北七十五町・姫城三十町・帖佐之内田中門四町八反、合而百九町八反為領地被下候、田中門者今三拾町村ノ内ニあり』

○豊州家系圖

久豊公三男
季久

二郎三郎 修理亮 越後守 豊後守

○應永二十年癸巳、生於鹿兒島、母上原氏、

○自早歳在 忠國公幕下、數有軍功云々、

○享徳中 忠國公使季久伐平山氏領帖佐、於是築瓜生野城、携嫡子忠廉居之、且使二男忠康守平山城、時

三男満久嗣加治木氏、振威四境(○宇境)、

○創建梵字号龍護山總禪寺、使四男起宗和尚住焉、

○文明九年丁酉八月六日卒、年六十五、号總禪寺題橋為柱大禪伯、室日置氏、芳林妙香大姉、

初公久 二郎三郎 修理亮
忠廉 (○宇生)
永享十二庚申至、

○文明十五年癸卯、曾於郡稅所新介采攻帖佐、忠廉使兵迎戰于郊、新介敗走、忠廉麾衆遮其歸路大破之、遂取曾於郡、○十六年甲辰十月、福島城主島津式部大輔久逸起兵伐新納近江守忠續於飢肥、忠昌公使兵救忠續、時忠廉率兵師于飢肥、洪谷・

北原・菱刈等不應之、乃北原立兼・菱刈道秀來于帖佐勸與叛 公、忠廉不聽、然世疑之、雜說滿巷、忠廉與薩州國久・樺山長久・北郷義久謀三州治、

○十七年五月一日、忠廉以相良・菱刈・東郷・吉田以下國人謁于鹿兒府、各謝其罪、而六日見 公、十日各皈城、六月、伊東・北原亦將衆至飢肥、助

久逸軍、公聞其急、自將救之、忠廉從軍、二十一日、戰大克之、忠廉麾下多斬首者、餅原駿河尤有功、七月二日、久逸降謁 公、三日、遂去福島

移于伊作、命也、既而忠續亦移志布志、○十八年丙午十月十九日、公賜忠廉飢肥・福島、十二

月上旬、自帖佐移於飢肥、備伊東堺、是年、遷帖佐大陽寺於福島、○延德三年辛亥八月二十日、卒

於撰州天王寺、年五十二、号大陽寺雪溪忠好庵主、

号平山、又次郎 九郎右エ門尉

忠康
越後守 初久繼
(ママ)

○父季久使忠康居平山城、因号平山氏、後領松平、
(聯山)

補串良地頭、
女子
北郷尾張守數久室
忠朝 初忠德 忠頼 二郎三郎
右馬助 豊後守
(ママ)

○法号龍峯寺松菴妙椿
大姉
母 太守忠國公女、法名 衛中妙守大姉

満久
後忠敏 三郎五郎
右エ門佐
○文明十八年冬、及父忠廉 移于飢肥、忠朝守福島城、

守興
起宗大和尚
時年二十一、

季久使起宗創總禪寺、起宗乃請福島寺心岩和尚為開山、自居二世、晚年又創龍峯寺於日州都城、明

應六年三月四日、示寂于此寺、
幸久
六郎三郎 藏人 淡路守

安久
初忠季 源七 兵部少輔 備前守

梅谷
芳清和尚 領蒲生宝聚寺、

○本田國親モ帖佐ノ駒婦ニテ寛正五年戦死セシト其家傳ニアレハ、享徳ヨリ寛正迄カ、リ平山一族ヲ討玉ヒシ

ニヤ、

○文明六年甲午三月朔日、肝付左エ門尉國兼其弟周坊守(弟)兼連ヨリ追出サレ、同十三年辛丑八月十五日、帖佐ノ總禪寺ニテ自殺セリ、法名肯堂俊可居士、塔頭ハ徳雲軒ト其家傳ニアリ、

○行脚僧雜録

文明六年甲午八月之頃、花洛西九州下三ヶ國日向・大隅・薩摩行脚廻聞侍仁、當守護御屋形嶋津之又三郎殿藤原朝臣武久、御年十二、譜代御住所鹿兒島、

一別府仁薩摩守薩州國久・御舍弟中務・同彈正、

平山仁豊後守豊州季久・御子息修理亮匠作忠廉、田布施

仁相模守相州友久云々、加治木、智覽云々、

指宿仁九郎左エ門尉久繼云々、高橋仁藏人云々、

季安按ニ、右ノ久繼ハ季久ニ男越後守忠康ノ初名也、

藏人トハ其弟幸久ナルヘシ、右ノ數書ヲ参考スレハ、

弘安中石清水了清入部シテ留守刑部左エ門尉真用ナド

ニ代リテ平山ヲ領セシヨリ、九代嫡流越後守武豊忠國トモカ

時應永・永享ノ頃迄ハ、平山ハ勿論、平世・平松・餅

田・甌等ノ庶族何レモ其名字ノ地ヲ領シ来レルニ、

忠國公悉ク此輩ヲ征伐セラレ、前文ニ見ヘシ伊集院衆

ノ夜ル平山城ヲ忍ヒ、或ハ永享八年五月廿五日帖佐春毛ニテノ戦ナド、皆其軍ト見タリ、其ヨリ享徳迄十七八年モカ、リテヤウノ攻取ラセ玉ヘルニヤ、山田聖榮モ 公ノ難義御カセンノ中ニコレヲ入レ、御自身帖佐ニテハ太刀討セラレシコト迄書キオケリ、凡ソ弘安

ヨリ享徳迄年數百七十年許、了清ヨリ平山氏九代越後守武豊カ其子備後守忠正カノ時キニ帖佐ヲ召上ラレ、

平山ハ指宿ニ移サレ、御一族平山ノ元祖久繼モ指宿ニ居ラレシト文明六年ニ見ヘルニ、紀姓平山ノ惣領

モ指宿ニ居タルト文明十年定清カ書ニアルヲ考レハ、平山家ノ養子ニモ久繼ナリテ平山ヲ名乗ルニ非スヤ、久繼ニツキテ紀姓平山ノ惣領同

シ頃移リ居タルカ、其詳ナルコトヲ知ラス、平松武家ハ鹿兒島ノ武ニ移サレ、其

一族ノ跡ヲハ 公ノ御舍弟季久ニ御賜ヒニテ平山城ニ

移ラレシト見ヘ、文明六年八月ノ古書ニモ右ノ如ク也、

然シテ同九年八月六日卒去アレハ、瓜生野ニ城キ嫡子

忠廉ト居城シ、二男忠康ヲシテ平山城ヲ守ラセ平山氏

ト名ノレルトナン云説ハ、文明六年ヨリ九年迄ノ間ノ

事ナル乎、然アレド忠康モ文明六年ニハ指宿仁居ラレ

シト見ユレバ齟齬セシヤウ也、瓜生野ニ城キウツラレ

シハ文明九年後忠廉ノ世ト為リテヨリノコトナラスヤ、

詳ナラス、斯テ豊州家季久ヨリ二代忠廉迄、享徳ヨリ

文明十八年十二月飢肥ニ移ラル時マテ凡ソ三拾三四ヶ年帖佐平山ヲ領セラレ、其外高城・上之山・平瀬・蒲生・北村・溝邊・横河・東郷迄モ豊州之御持城也ト行脚雜録ニ見ヘタリ、

○文明十八年丙午ヨリ長享・延徳ヲ歴テ明應四年迄ノ間

拾ヶ年許、帖佐ノ地頭領主詳ナラス、村田肥前守経安カ又ハ日置美作守ヲ差置レタル共ニハ非カ、究テ考カタシ、美作守俊久トテ豊州家ノ奉行セシモノ永正十六年己卯四月日當山ノ山王社棟札ニ出タリ、此人ナラシ、明應ノ頃ハ昵近ラシク見ヘタリ、

○明應四年乙卯六月二十九日辰尅、加治木大和守久平帖

佐城へ襲来テ城上ニ切乘レリ、翌七月朔日、日置美作守ト本田某・社家衆等拒戦テ敵七人ヲ斬ル、大和守兵ヲ引テ加治木ニ皈ル、時美作守ト宮内衆ト加治木ニ入り、敵數級ヲ斬獲ス、市町村舍ヲ焼夷ク、二日、忠

昌公モ亦兵ヲ加治木ニ遣ハシ、本安國寺ヲ破リ、進テ城門ニ至リ敵數人ヲ斬テ、我兵モ三四人コレニ死セリ、斯テ同五日、御家老村田肥前守経安ヲ誅セラレタリ、

如何ナル子細ニヤ、

※1 (行間)

『○明應元年壬子五月十三日、立久公御夫人卒セリ、村田経安カ妹ニテ、年四十五、法名宣徳院殿椿庭性壽トアリ、亀泉院ニ此位牌トモハナキ乎』

※2 (行間)

41 (本文書ハ一〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

『第五辺川筑前守地頭ノ事』

○川上筑前守忠直、明應四年ヨリ帖佐ノ地頭職ト為リ邊川村ヲ拜領セリ、因テ邊川氏ト号ス、

42 ○正八幡宮始而 御屋形様御社參之事、文龜四年二月十

四日ニ鹿兒嶋御立候、同十五日御社參御下向、同、六日

御先うち

河上筑前守殿

くつをハ中間ニ被持候云々、殿原五人、中間十

五人之内ニ鎧四本、中太刀一、大太刀一、弓うつ

ほ四人云々、

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一七八号文書ノ抄ナルベシ)

○大永六年丙戌、帖佐城主邊川筑前守島津初千代殿〔實久コト也〕ニ屬

キテ潜ニ本城ト新城ヲ取構ヘテ謀反ノ企露頭セリ、

『○玄佐自記云、帖佐之城邊河筑前守從和泉薩州御人衆申請、

那答院・蒲生以同前鹿兒嶋ヘ成御敵之處、金吾様為御太將、

一日之中數度之合戰碎手、即時被召取云々』

又は鞍ニ成候する皮御所持候ハ、一枚可給

候、不申共にて候ヘ共、冬毛望ニ候、万事頼存

候、衆中ニ所持候ハ、御所望候〔ハ、〕可給候、

書状之趣得其心候、仍初千代殿御下ニ被參候人衆四

ヶ所衆・蒲生方・邊川〔河〕殿・佐多殿此等にて候、穎娃

方〔ハ、〕何方共不見得候、又北郷殿・北原方和融未成

候、此節番城誘無油断様にと御意候、次三夜留之用

意諸人ニ可被仰付候、依一左右御勤あるへく候、萬〔勤〕

期後音候、恐々謹言、

『大永六年』霜月廿一日 新納氏家老 匡久判

山田安藝守殿

御〔宿所〕

隈江〔伊勢守〕

匡久

〔本文書ハ一旧記雜録前編二二二〇七〇号文書ト同一 文書ナルベシ〕

按ニ、初千代殿トハ實久小字ニテ、其頃八年若也、其

手下大將島津善左衛門安久〔道水〕三代ナト出水ヨリ来テ、邊川

忠直ヲ助ケ帖佐ニ城守セリ、斯リケレハ、同年十二月

七日、忠良公 勝久公ノ命ヲ奉テ吉田ヨリ帖佐ニ押

寄セ本城・新城ヲ攻ラレシニ、善左衛門尉安久等拒戦

テ、岩永壽齋カ為ニ總禪寺口ニテ討殺サル、其外島津

又七郎以下数人討死シテ、其日ノ酉尅ニハ新城陥タリ

ケレハ、其徒何レモ周章シ、遁ント欲シテ城隍ニ墜リ

死者男女五百餘人、牛馬ニ至テハ其数ヲ知ラス、岩崎

太郎三郎頼清ハ 日新公ニ仕奉リ帖佐ニ戦死、田代新

右エ門清千ハ 勝久公ノ時帖佐ニ戦死、鎌田刑部左エ

門モ帖佐ニ戦死ト各其家系ニ出タリ、皆此役ニ死セシ

ナラン、是ニ於テ、邊川氏明應四年ヨリ此大永六年迄

帖佐地頭タリシコト凡ソ三十二年ニシテ殺サレタリ、

『第六』島津政雅地頭ノ事

○島津下野守昌久入道政雅

大永六年十二月、忠良公帖佐ヲ平ケ玉ヘル時、昌久

自ラ請テ帖佐ニ地頭タリシカ、同七年丁亥四月、加治

木ノ城主伊地知周坊守重貞ト謀テ亦叛ケル事聞ヘケレハ、忠良公既ニ御遁世ノ上ナカラモ、是非ナク又其年五月六日加治木ニ御発向アリテ、伊地知周坊守重貞及ヒ其子新左エ門尉重兼ヲ誅殺セラレ、直ニ帖佐ニ御越、島津昌久ヲ殺サレ、両城共ニ警衛ノ兵ヲ入ラレ、百事闕ルコトナキ様ニ御取鎮メオカレテ、帖佐ノ松原ヨリ御帰舟ナリシニ、其御留守ニ島津實久 勝久公ヲ欺キ大乱ト為レリ、

【第七】伊地知民部新城地頭ノ事付本城・山田城地頭の事

伊地知民部少輔重辰ニ右ノ昌久ヲ誅セラレシ後ノ新城地頭ヲ 忠良公ヨリ被仰付居城スル也、其傳ニ云、寛永十三年五月伊地知左右エ門尉重政重政記テノ也、重政父民部少輔重堅ハ朝鮮ニ戦死シ、其年十三ナリシヲ祖父備後守重康入道喜甫ニ養育セラレ、二十二歳ノ時重康死セリ、即重辰ハ重康カ祖父ナレハ、重康カ物語ヲカキタル也、

第四、嫡子重辰法名永林久長居士者、太守高久公之御當代永正の頃、季安云、高久公トハ貴久公、永正ハ大永ノ誤大隅之内帖佐新城

之地頭賜之、彼城へ重辰父子在番之砌、從渋谷家催多勢被攻新城、其時重辰嫡子小次郎に語て云、大軍寄來之間、雖防戦終責落さるへし、然者重辰者新城之主頭

として可遂戦死、其故者、父子一所に雖遂戦死全以忠功之無全、守護御無勢之間、小次郎者衆中の子共を卒し敵陣を切通、吉田の城に楯籠可抽忠節、曾以各不可為未練、若於不適者無是非籠城討死父子可為同前旨申含也、依之任父命、小次郎者人数五六人一味し大勢の中に懸入、向敵を散くく切捨、吉田の城に楯籠也、案のこたく新城者父重辰討死矣、此時文書系圖悉打捨也、

第五、嫡子小次郎松元を改、本名字伊地知美作守重常と名乗、法名光林澤公居士と号す、渋谷家弥相誇、入来より至伊集院差出軍兵也、小次郎者伊集院之内遊須木城之主頭として在番也、其時彼渋谷家之敵蒲生より吉田之城へ打懸ル、其故彼城籠の川原に向、鎧合の太刀始致之、其後市来に被差移、皆田代一村并伊作田之内陣の藪の門合拾二町被下領之者也、

※(行間)

【玄佐自記大永七年の條云、七月七日、從鹿兒島以兵船生別府へ御手形なれ共、無何事、扱人の心時くに移安き世なれハ、廻・敷根・上井・宮内・曾於郡・加治木・帖佐其外虎壽殿へ

の御神判、奉忠兼様を始、皆古ほくにとそ見得にける、虎壽様も田布施・阿多・高橋三ヶ所に引、御籠鳥の如し云々』

○宮里孫九郎正勝系傳云、於大隅吉田、正月廿一日始合戦、生年廿一歳、季安按、正勝生年二十一ハ享祿二年己丑正月二十一日ニ當レリ、

○年代記、享祿二年己丑正月廿二日、祁答院重武帖佐之本城・新城入手裏、翌日、山田城攻陥、以為領知、雖然蒲生某變改、故祁答院格護之加治木ハ肝付越前守攻落畢、

○伊地知筑前守重成初武部少輔系傳云、為吉田城代居之云々、

右ノ數書ヲ參考スルニ、松元民部少輔重辰伊地知トモ大永七

年丁亥五月ヨリ帖佐新城ニ居城セシヲ、祁答院城主波

谷伊勢守重武多勢ヲ率ヒテ、島津實久ト 忠良公トノ

大乱出来タル其間ニ乗り、享祿二年己丑正月二十㊦

一日△、祁答院ヨリ先ツ吉田城ノ伊地知重成ヲ攻メ、

陥スコトアタハス、翌二十二日、重武多勢ニテ帖佐ニ

攻入、本城・新城ヲ攻陥シ、重辰討死、其子小次郎重

常ハ衆中ノ子共五六人ヲ一味シ、敵ノ圍ミヲ切通テ吉

田城ニ走籠リ、重成等ト共ニ吉田城ヲ保チ一命ヲ助カ

リシト見ヘタリ、去レハ重辰新城ニ地頭セシハ大永七

年五月ヨリ享祿二年正月迄僅三年也、其翌二十三日ニ

ハ重武又山田城ヲモ攻取此㊦ニ押領セリ、此時本城ノ地

頭并ニ山田地頭誰タリシ事詳ナラス、季安博ク諸家傳

ヲ按ルニ左ノ通、

○村田庄八家傳云、肥前守経安 立久公御家老、後背

忠昌公命、明應四年七月五日伏誅、其子肥前守経堯、

父被誅後出奔、倚頼菊地、其後帰国、於帖佐戦死、其

子五郎左エ門後越前守武秀 勝久公御家老、加治木ニ

テ戦死云々、

○大口土村田武右エ門系圖云、越前守経貴、享祿二年己

丑正月廿二日、加治木落城ノ時七十才ニテ戦死、右ノ

三弟中信ハ号亀泉院義庵、其姪性壽 立久公夫人トア

リ、中晉ノコト也、

季安按、右ノ経安誅セラレシハ、加治木大和守カ帖

佐城ニ切乗タル一乱ノ年月ニ當レハ、文明十八年ヨ

リ豊州家ニ代リ帖佐地頭トモニハ非ル乎、左アリテ

如何サマ加治木ニモ内應シタル向キノ㊦コト△ト

モ、 忠昌公ノ命ニ背ニテ誅セラレ、其後ニ川上忠

直ヲ移サル乎、斯ル由緒モヤアリテ、 忠良公島津

昌久ヲ誅セラレシ後ヲ経安ノ子肥前守経堯ニ仰付ラレ、帖佐本城ニ地頭シ居テ、享祿二年正月二十二日、渋谷重武ヨリ攻ラレ、伊地知民部ナト一所ニ戦死シタルニ非スヤ、後哲正スヘシ、

○川越三右エ門家傳云、河越重頼八代之孫平次郎重秋、就母方豊後國ニ住、号眞玉、十一代之孫民部左エ門重博帖佐山田城ニ而戦死、其弟紀伊助重實家督、貴久公鹿兒島御退去之時有忠節云々、

季安按、紀伊助重實カ 貴久公ノ御退去ニ忠節セシトハ、大永七年丁亥五月ノコトナラン、左アレバ、忠良公其年ノ五月島津昌久ヲ誅セラレ帖佐ヲ平ケ玉ヒシ時キ、紀伊ガ兄民部左エ門尉重博ヲ山田城ノ衆頭ニ差オカレシニ非スヤ、左アリテ△前文ノ重武乱ニ二十三日戦死シタルナラン、必ス後哲コレモ正セヨ、

『第八』「家」する一 祁答院押領ノ事

○祁答院伊勢守重武入道嵐浦 初字又二郎 本姓渋谷氏

享祿二年己丑正月ヨリ帖佐ヲ押領セリ、天文四年、

勝久公鹿兒島本城ニまし／＼ける頃、伊勢守重武ニ援兵を乞ハレシ事、玄佐自記云、碓山・小倉などの才覚にや、北原・祁答院を頼、北原加賀介と云者走參、祁答院ハ伊勢守自身致參上之處ニ、從、谷山鹿兒島のぬめり川と云所まで放火しけるニ、祁答院衆かのきたなける水はなに、谷山衆を神前之外城戸口迄追責戦し處、鹿兒島衆ハ内心實久へ申合、又案内者なれハ見合せけるニ、谷山本城待本(船福)の以下の雜兵横入をし、祁答院の役人栗野越前と云族を初として數十人討死なれハ、伊勢守も無甲斐帖佐をさしてにけ帰候云々見ヘタリ、天文四年十月二日頃ノコトナラン、斯テ同十日ニハ勝久公も鹿兒島田之浦より帖佐へ御渡り也、其事を玄佐云へるハ、勝久ハ其夜舟ニ而帰る浪も御浦山しくや帖佐へ御渡海也、始より御頼なる故にや、於帖佐祁答院・北原奉仰云々、其後勝久帖佐ヨリ真幸般若寺へ御移云々、天文七年戊戌七月 日卒去、

○祁答院河内守良重初又二郎、妻ハ出水島津義虎ノ姉也、永祿九年丙寅正月十五日、妻ヨリ弑セラル、年四十一、法名樹蔭鉄、公大禪定門

右、重武ノ子ニテ、天文七年戊戌七月、父ニ代テ家督

シテ、帖佐本城・新城・山田城ヲ押領セリ、本領祇答院ハ勿論也、

○甌大明神在鍋倉村、其棟札云、

厥依為日域天神七代地神五代今奉勸請、仁王第十代

崇神天王曾三十一社廟守此軌則永々帰敬焉、凡甌大

明神宮是應神天王之曩初帖佐垂跡、今奉建立當社大

明神、當正平年中欽(甌依)之奉為金輪聖皇天長地久御願

圓滿、特信心大檀那三州之太主平朝臣良重掃災長命(甌除)

國郡泰喜、別者平重承・同龜壽磨除雉樂武運名譽、

兼又村中安全殿(甌内)繁昌故矣、取安如件、

右ニ載セシ良重ハ、則世録記等ニ所謂帖佐城主渋谷河

内守ニテ、三州ノ大主トカキシハ不屈千萬惡ムヘシ

く、然トモ其父重武 勝久公ヲ暫ク帖佐ニ仰キオキ

マイラセシナレバ、如何サマ口命アリシコトモ知レカ

タシ、今カラモ嘆息スベシ、

○西福寺址 鍋倉村平山城内ニアリトソ、

右ノ寺ニアリシ大般若経ノ箱ナラン、去ル文政八年乙

酉六月、御小納戸吉井七之丞トノヨリ愛甲新右トノヘ

此銘ヲ存知タル人ハナキヤトテ見セ頼セラレシト、愛

甲ヨリ季安ニ承趣キアリテ考オケリ、

大般若経箱三合之

為興隆佛法廣作佛事也、

大旦那平良重 惣奉行平重持

天文十三年甲辰 月 日 大工竹下狩之介

山形膳六右衛門

教金坊

(甌時) 叶示知福寺榮幸代當村地頭兼林

當村代官青山土佐守尚豊

右ノ経箱 御前ニアレトモ知レザルトノ尋ニアヒタレ

ハ、祇答院十二代河内守良重コトニ當レハ、佐司・黒

木・鶴田・宮ノ城・山崎・大村・藺牟田七ヶ郷并ニ帖

佐・山田等ノ内ニ何福寺トカ云ヘル寺ノ校割ナラント

細々カキテ答ヘオケルニ、今想ヘハ此西福寺ノ古物ナ

ラン、天文十三年ハ良重十九ノ時也、

『第九』「貴久」大中公御代御手ニ入事

○御戰場記云、弘治元年三月廿七日、守護方之兵帖佐ニ

發向シ高尾ニ攻入、敵首一百余員ヲ得候、同四月二日

之夜、凶徒等帖佐及山田ヲ捨退去仕、守護領ニ罷成候
処ニ、同七月廿五日、渋谷・蒲生相謀帖佐へ寄来候ニ
付、守兵發出、致合戦得勝利、東郷將監・白濱某等を
討取候、

※ 右、弘治元年四月二日夜良重等退去ノコト、蒲生山元
庄右エ門家ノ古日記ニ左ノ通、

〔^⑩三日の〕夜、て帖佐の本城・新城・同山田の城をすて祁答
院のことくのき候のよし、子刻ハかりてうさの本城の
者二人平松へはせ参り御左右申、それよりまつ平松の
人数の内に足はやき人数少々はせつ、き、城内ニ被入
候、加治木の人数も夜うちにはせつ、き候て、無何事
三城御手に参候、御屋形さま者其比平松に御光越時分
にて、廳而三日の朝ほの、時分、御馬廻り三百ハかり
にて帖佐の本城南の城に御座をなされ候、鹿兒嶋にハ
其夜の牛時計御左右〔^⑩申〕あつて、若殿様御兄弟御三人、
御供の人数五百計にて〔^⑩巳〕の時計に帖佐の南の城ニ御
つきあつて、御祝言御申にて候、又四郎殿さま・典廩
さま御同心あつて、其勢三百ハかりにて三日のひるほ
と蒲生の城ふもとに御馬をよせられ候て、城わたされ

へきの使僧をもつて被仰云々、

廿六日、帖佐之寺師名へ敵出候、従是御屋形様御續〔^⑩取〕
て候、自其帖佐之新城之堺之ために〔^⑩ナシ〕御出あり、此
晩新椿之▽〔^⑩籠迄〕敵来候へ共、指事なく候、此日鎌田
刑部左衛門殿帖佐の内城へ相移られ候、

※ (行間)

『古今戦云、帖佐も古しへハ帖佐殿トテおハしけるが、絶さ
せ給てより守護方之御〔^⑩かくこ〕〔^⑩に〕
〔^⑩より〕
〔^⑩より〕

〔^⑩人ちきやう申ゆへ、いまへかこしまへハしたかハス、去△程ニ、
又白金へ御陣召ス、▽〔^⑩されハ△又弘治元年四月二日、帖
佐も捨て、そ除きにけり云々〕

右ノ數書ニテ按スレハ、享祿二年己丑正月ヨリ弘治元
〔^⑩天文二十四年乙卯四月二日迄乎〕
年迄二十八年、祁答院渋谷家十一代伊勢守重武、十二
代河内守良重迄二代帖佐ノ三城ヲ押領シケルヲ、弘治
元年四月二日ノ夜、良重祁答院ノ如ク退去シテ、翌三
日ノ未明ニ 貴久公帖佐ノ本城ニ入ラセラレ、義久
公 忠平公 歳久公御三人ハ巳ノ尅ニ入ラセラレ、同
廿六日、鎌田刑部左エ門政年ヲ地頭トシテ帖佐ノ内城
ニ召移サレ、山田へハ梅北宮内左エ門国兼ヲ移サレ、

其ヨリ御代々于今日出度御知行ト為レリ、

『第十中古地頭の事』

○鎌田刑部左エ門尉政年

弘治元年或云天文二十四年四月二十六日ヨリ帖佐内城ニ移テ地

頭タリ、永祿六年癸亥三月十八日辛卯三拾町村大王棟

札ニ、薩隅日三州太守藤原貴久公 義久公、当地地頭

藤原房政并長政トアル、房政ハ政年ノ初名乎、三原遠江守重秋モ

「地頭トアリ」『弘治二年六月廿九日平松村諷方ノ此間乎、棟札ニ見ユ、平松バかりの地頭歟』

○平田美濃守昌宗初名職宗 右馬助

元龜二年辛未、肝付勢兵船ヲ催シ内海ニ入り、花倉・

美船・向島ノ松浦・西道ナト騷キタル時、昌宗帖佐地

頭ニテ、舟ヲ出シテ救ハントシ、敵ト大崎ニ遇ヒ、退

テ瀧ヶ水ニ據テ防戦功有リ、『天正四年丙子八月十六日、

義久公ノ高原ニ御出陣アル時、此夜餅田ニ御泊、六年戊寅九

月十一日、又日州石城ニ御出陣アリシ時、餅田觸主計介カ宅

ニ御泊、新四郎罷出奉賀之、猷御肴一折・御樽一荷、『天正

七年七月十四日卒、総禪寺ニ葬ル、

○平田美濃守光宗及子太郎左エ門歳宗

天正七年、父ニ代テ帖佐ニ地頭セリ、鍋倉村山王棟札・

深見村獅子明神・豊留村早馬等ノ棟札天正十七年己丑

十一月迄ハ見アタレリ、

今一人地頭アラン、三原遠江守重秋ナト此年間カ、追テ考ベ

シ、

○上井甚五郎里兼後ハ次郎左エ門ト云、寛永八年六月四日、帖佐中津野ニテ死ス、年六十六、墓ハ假屋園ニアリ、此

時ハ久賀代乎、

自系ニ、天正十八年二十五歳ヨリ帖佐ノ家老役ニテ、

高麗へ御供トアリ、或小林地頭相替帖佐地頭被仰付ト

モアリ、光宗ニ代リ帖佐地頭ニテ 義弘公御家老ヲ勤

ラレシト考フレハ此頃ヨリ乎、

『第十一義弘公御在城ノ事』

○義弘公

文祿四年乙未十月、栗野ヨリ帖佐ニ御移リ、十二月二

十一日、発帖佐上洛、五年丙申正月十三日、至大坂、

九月、帰国シ玉ヘリ、○慶長二年丁酉二月廿一日、御

首途、朝鮮ニ御渡海、『三年冬、御帰陣、直 御上洛、』五

年庚子十月三日、『関ヶ原ヨリ』御帰城、『九年甲辰五月五

日穎娃開聞ノ棟札ニ帖佐地頭伊勢平左エ門(聊ナシ)貞成トアレハ、

御在城ノ時モ地頭ハ在リシト見ヘタリ、二十年巳、平松御家

作、十二年十三年戊申トモアリ十一月十三日、加治木へ御移、

『第十二再ヒ外城ニ建らるより代々地頭の事』

○鳥津豊後守久喜久賀

公加治木へ御移アトノ地頭トシテ即日長野ヨリ移レリ、
同十八年、鹿府ニ移リ掛持、是ヨリ代々地頭ニツ、ク
ナリ、

右之通、名勝志調帖佐書出ニ而ハ鎌倉以来是まで来歴
の次第疎漏ニあれハ、季安カ愚臆に覺へたる荒増、四
五日書籍を探り、粗愚按を書散し、十二段に時代を分
て艸輶するもの也、急卒の事にて、考違ひ漏れ誤の多
からん事ハ安中なれとも、本田親章の彼地に僅の日を
限りて滞勤あられし内に名所旧迹をも探遊れん枝折と
もなれがしとの書状に報ふまでの用意にて、聊篇幅を
成すの志なし、観者笑察せは幸也、
(天保元年)
庚寅三月、潜隱舎に筆をと、む、

平季安漫跋

44

平山武敏先生被撰遺候若宮八幡神廟記社司愛甲家へ在
之段ハ、近所植村山伏より此前承居候処、御寫被遣、
忝珎覽仕候、存寄も候ハ、書入候やう被仰遣、御存通
先生ハ多年御記録奉行、殊ニ自家之元祖之事蹟候へハ、
よくく行届候半ニ、誠ニ憚之至乍存、彼之記ニ、平
山と申所ハ當分國分川内村ニ有之、了清ハ平山村領家
職ニ候故、帖佐へ被建候寺も平安山と名付、被築候城
も平山城と号し、其身も平山法印と被名乗候との説ハ、
何分ニも不審之至御座候、子細ハ、了清いまた帖佐へ
無下向以前より、建治二年八月宮崎役所石築地賦之古
書ニ、帖佐西郷二百四十町餘之内へ、既ニ平山卅一丁
八段半、留守刑部左衛門尉真用領、またハ船津十四町
餘、臺明寺住侶葉心房など、明文相見得、其已後弘安
之初比了清下向候へハ、史説迎も一概ニハ信用難成、
勿論平山内餅田城と吾平氏カ正平年間之軍忠状ニも書
置候へハ、當分平山城之邊より東西餅田村あたりハ了

清無下向已前より平山と為申哉ニ被考申事候、且船津
と申所も同断見得候へハ、了清下向之津を名有之とハ
難申、左候へハ、神廟記も古書とハ的當不申、何やら
信用仕兼候ものいまた雜り居候間、平山氏于今存命欵
承置度存事候、當所之衆ニも被遂御吟味、此書旨者先
日上置候平山領之部へ御張置可被下候、

一愛甲も高祖父増右衛門已前ハ不相知と武敏被書置候、
元和元年六月十六日、帖佐衆中之内ニ愛甲源作と申名
見得候、増右衛門父祖共ニハ無之哉、外ニ別家有之候
哉、藏主へ御吟被成度候、

(天保元年)

壬三月六日

(本田親堂)

村右衛門様

(伊地知季安)
小十郎

正應之古塔尚又御精写拜見、乗清ニてハ無之候、再考
仕候ハ、

引系

右三字、上之梵字ハ山伏欵、真言僧へ御尋候ハ、よめ
可申候、下ノるハ房之草ニ可有御座、古文書ニ何々房

と申ニさやう書候事も(不カ)少、決而何乗房ニハ無相違候、
左候へハ、大施主顕阿弥陀卜何乗房と両施主ニ可有之、
勿論兩人共了清供奉之列ニ而、顕阿弥陀ハ西福院之僧
等廿人之内ニも候欵、何乗(符巻)此間虫付不動院山伏等廿七人
之内ニも可有之被考申事候、是又先日上候古塔之部へ
御張被置可被下候、

一新城跡へ正福寺と為申寺跡御座候よし被仰下候、西福
寺跡之事ニ候哉、別ニ御座候哉、多分ハ正卜西之誤欵
ニ被考申候、御記被置可被下候、

六日

○平山民部卿能清二男三郎五郎元秀(武カ)、帖佐ノ内甑ヲ領、

甑ヲ氏トセリ、子孫甑(マヤ)八右エ門カ時、慶長十八年、本

姓平山氏ニ復シ、其孫八右エ門カ時、官府ニ訴へ達

貴聞、正徳三年巳四月十八日、國老島津將監久當ヨリ

相良權太夫取次ニテ、復甑氏ヲ許サレタリ、甑ハ山田

郷今ノ北山也、古墳多シトソ、此家永享八年餅田ノ内

ヲモ拜領セリ、

右、先日上候来歴福昌寺奉加帳之次ニ欵御張置下サル可ク、左候テ、餅田ノ部ニモ此赴入ヘシ、別府ノ市ト云今何士(マ)ス、

○大島出羽守有久モ帖佐ノ内ノ田中門四町八段カ拜領アリ、忠國公御代ナルベシ、田中門ハ今何士ソヤ、

〔貼紙〕
「帖佐郷由緒調」

隅州始羅郡

帖佐郷

※1 一當所慶長年鑑頃一郷被召建候由相見得候得共、委儀相知不申候、 総州様思召を以、當所之内脇元村・平松村・船津村・春花村、右四ヶ村、元文三年ニ私領重富被召建、村限ニ而重富ニ被召付候、始羅郡山田郷之内寺師村之儀、重富御分地之節帖佐江村限ニ而被召付候、尤當所之内松原浦・同所塩屋在之儀者、嶋津助之丞殿持切ニ而御座候、増田村之儀ハ南泉院持切在ニ而御座候処、何年鑑ニ差分候訳相知不申候、

※1 (行間)

【季安云、文禄四年 惟新公無御移以前ハ外城ニテ、此年御移

アリシヨリ慶長十二年丁未冬加治木ニ移ラセ玉迄ノ間ハ御在
城ニテ 公ノ御在所ナラン、加治木ニ移ラセ玉ヒシ即日、島
津豊後守久喜ヲ地頭トシテ移サル、此スナハチ一郷ニ建ラル
時ナルヘシ」

※2
行間

『又云、宝永七年四月六日、帖佐郷ノ内平松高四百十石南泉院
ニ寄附セラレ、其後元文四年九月重富一所ニ平松ヲ付ラレシ
頃ニモ増田ニ繰易ラル乎』

一當所惣廻八里三町式拾六間程

一鹿兒嶋下札辻より當所地頭飯屋元迄四里三拾五町三拾
三間程

一惣高頭九千九百式拾石九斗六合壹才

一高五百四拾三石九斗七升五合式夕四才 郷士自作高

一同九百壹石四斗五升壹夕四才 寺師村

一同六百六拾八石五斗壹升式合七夕壹才 住吉村

一同三百三拾式石六斗五升式夕壹才 永瀬村

一同五百七拾石七斗五合壹夕式才 中津野村

一同五百式拾五石八斗五升式合八才 豊留村

一同三百式拾三石壹斗三升壹合式夕五才 深水村

一同千八拾七石三斗八升七合壹才 三拾町村

一同六拾六石六斗九升九合八夕五才 鍋倉村

一同千九百八拾四石式合七夕七才 西餅田村

一同式千八拾九石式斗壹升五合六夕三才 東餅田村

一同式拾六石三斗式升四合 右同村之内 十日町余地

外 高三百三拾九石四斗式升六合九夕六才 増田村

右、南泉院持切在、

合高壹万式百六拾石三斗三升式合九夕七才

一納屋町半浦ニ付 一十日町半浦 一松原浦ニ付

野町 合三ヶ浦 塩屋在

惣人数四千八百八拾七人

一竈数八百三拾三 人数千六百五拾七人、下人込ル、

一竈数四百式拾九 人数千八百三拾三人 郷士

一同三百拾四 人数八人 在

一同七 人数六百三拾五人 寺家

一同百拾式 人数三拾六人 町濱

一同拾八 人数壹人 社家

一同壹 人数壹人 地神座向

人数拾七人
一同二

寺門前

一大川一筋 上別府川与唱申候、

右者、水本蒲生之内より流出、同所下久徳村、重富春
花村、當所住吉村、永瀬村、増田村境流通、當所中津
野村之内ニ而山田川筋江流合、重富船津村流通、當所
三拾町村、鍋倉村、東餅田村流通、帖佐・加治木境筋
流通、海へ流入申候、

但枝川等無御座候、

一同一筋 山田川与唱申候、

右、水本始羅郡山田之内より流出、同所下名村、當所
深水村、豊留村流通り、中津野村之内ニ而右蒲生水本
ニ而流出候川筋へ流合申候、

住吉村之内 蒲生へ相流居候、

一池 帖佐・蒲生田地用水ニ相成候、

右、水涯惣廻拾三町八間程、深サ不相知候、

宗廟 鍋倉村之内城内

一新正八幡 御殿 舞殿 拜殿 善神王兩社
御供所 鳥居

別當寺 真言宗
増長院

一御本地釈迦四寸位

阿弥陀四寸位
勸音同

仲哀天王同
御神跡 應神天王
神宮后宮同

右八幡之由緒ハ、弘安年中山城國奉勸請男山八幡候、

^(御跡)垂道者應神天皇、本願主岩清水了清、^(御者)八幡善光寺、平

山法印、法橋、法眼、童名勸音丸、往日大隅國男山八

幡為御神領之時、了清當國有八幡勸請之旨趣、隅州始

羅郡帖佐之郷松原浦ニ下着ス、八幡之神輿有御入津之

故、則其人江ヲ名八幡ヶ郷湖、^(御江)自夫川上數十町ニ上、

御着船之所ヲ名船津村与、又東ノ方ニ三拾町村与申所

江有大池、池中ニ一夜ニ山涌出、其邊神輿ヲ居、八幡

勸請之地ヲ定候時、東ノ方ニ俄キ高山有之、嶺上之松

ニ八流ノ簀忽現候而八本之松ニ懸候、了清寄懷ニ存、

偏ニ八幡之嘉瑞与存、則嶺之上築垣、^(御垣)奉勸請新正八幡

候、臺名鶴之丸、了清ハ八幡之西ノ方ニ構要害候而、

城ヲ名平安城与、依之号八流寺、山号平安山与申候、

池中涌出山ニハ奉勸請熊野權現、山号平山与申候、自

其以来至弘安年中より五百餘年ニ罷成候、

一御祭料米五斗式升五合

右、御物より被成下、毎年十月廿四日晚より廿五日迄
御祭礼有之、司役郷士年寄より付役召烈相勤候、

一松菴本 古木、八幡社頭西脇ニ有之、

右、于今幡掛之松与申傳候、

一 御幡八流

右、惟新公高麗御出陳之節被遊御祈願、首尾能御帰朝之後、為御願成就、慶長六年十月廿五日被遊御寄進候事、

候事、

一 三拾六歌仙

右、義弘公関ヶ原被遊御出陳候砌、為御願成就、慶長九年甲辰十二月被遊御寄進候、三十六共ニ中納言忠恒様御一筆ニ而候、

但畫師市来治左衛門尉家鎮

一 義弘公関ヶ原御出陳之時、新正八幡宮濱渡之御祭被遊御立願、右役者行烈書有之、

義弘公九ヶ年濱渡御供被遊候由申傳候、初而濱渡之節小鳥大明神社へ被為遊御休由、小鳥大明神由緒ニ相見得候、于今毎年濱渡有之、

一 義弘公関ヶ原首尾能奉為御帰陳、八幡江 宰相公六十六本御神舞之御祈願被遊、御帰國之後、御願成就有之候旨由緒ニ相見得候、

一 御幡八流

右、左中将光久公新正八幡宮江寛文十年庚戌五月被遊御寄附候、

一 義弘公文祿四乙未年御家十六代栗野より帖佐へ御在城所替被遊候、

一 義弘公慶長二年丁酉帖佐より御立、高麗江御渡海、同五年子十月、帖佐へ御帰着被遊候、

一 新正八幡 一 祇園 一 稲荷 一 諏訪 一 甌大明神

右之通 義弘公五社御參詣被遊社ニ而候処、祇園社難所之故中比より御除、若崎權現（岩方）江御參詣為被遊由御座候、

一 慶長十年巳、平松江御屋作有之、三ヶ年被遊御居城候、家久公へ御家督被仰付、慶長十二年未、義弘公加治

木江被遊御隱居、元和五年乙未七月廿一日御逝去、御年御八十五、

鍋倉村之内 惣廻子拾七間

一 平安山 城主前代永鑑八幡勸請之比岩清水了清城主与申傳候、加治木・山田江相境居候、其外委敷儀相知不申候、

地頭飯屋元より丑之方七町式拾間程

城内
一山号不相知、

阿弥陀寺

右同
一山号不相知、

(観カ)
勸音寺

右式ヶ寺了清建立之由、寺跡有之、

城内
一西福寺

鍋倉村之内宇都
一永源寺

右式ヶ寺由緒并寺跡委敷儀不相知、

三拾町村之内
一新城

但地頭仮屋元より子ノ方拾町廿三間程

右、大永六年、新城主邊川筑前守事、嶋津八郎左衛門

尉實久之謀叛ニ致與同候旨致寄頭候故、 忠良公 太

守勝久之命を含御揃向被成、十二月七日、右新城ヲ被

成御攻候付、於総禪寺口合戦有之、終ニ没落仕候、其

后帖佐を嶋津下野守昌久ニ被行宛候処三ヶ年、加治木

城主伊地知周防守与共ニ企謀叛候故、同七年、日新

公帖佐へ被遊御越、昌久を被遊誅戮候由申傳候、

西餅田村之内
一瓜生山建昌城

惣廻六百拾七間

但地頭仮屋元より未ノ方拾八丁程

右、城主嶋津豊後守御居城与申傳候、尤年鑑等委敷儀

不相知候、

右同村之内
一萩峯城

但地頭仮屋元より未ノ方拾七丁程

右、城主畠山治部太輔直頭之執事野元藤次秀安籠城与

申傳候、年鑑等委敷儀不相知候、

中津野村之内
一古城

但地頭仮屋元より亥ノ方式拾五丁程

西餅田村之内
一茶白ヶ城

但地頭仮屋元より申ノ方拾町程

住吉村之内
一高城

但地頭仮屋元より亥ノ方壹里拾三町式拾式間程

右三ヶ所古陳場ニ而候処、城主又ハ年鑑等委敷儀不相

知候、

鍋倉村之内御城跡
一正一位高麗稲荷大明神

御繪像

但地頭仮屋元より丑ノ方二町程

神主
筧原駿河

一御殿小坂葺 廊下小坂葺 上屋茅葺 拜殿葺 鳥居二

宇二鳥居正面ニ正一位高麗稲荷
大明神与文字堀出シ御額添 御供所三敷式間茅葺

一神号 一箱 一添翰 一通

右式行、浅黄服紗包桐箱入、外家杓白木、

右者、吉田家 江筧原内膳願主之筋ヲ以被願免許有之候

付、高麗稻荷社江被納置候条、後年龜抹無之様可致格

護旨、文政六未年六月八日、寺社奉行所より被仰渡候、

一正一位高麗稻荷大明神(靈カ) 雨玉(靈カ)

檜木御厨子一重、神雨玉金襴包、関東總社妻戀稻荷

神主副翰相付、

右者、帖佐高麗稻荷社江從

大御隠居様被遊 御安置候条、以来無龜抹可致格護旨、

文政五午年十二月、寺社奉行所より被仰渡候、

一昇三對 地上布 正一位高麗稻荷大明神与文字染出、

内式對

太守様御寄進

壹對

大御隠居様御寄進

一戸帳壹流但表繻珍 裏さらし

太守様御寄進

一横笛壹官(管) 一石燈爐式對内志對社庭 壹對二ノ鳥居脇

一御額壹面 拜殿正面ニ有之、

正一位高麗稻荷大明神之文字掘出し、

一神樂大鞍式挺 一手拍子式頭

一供行一膳

一瓶子壹双但箱入

一銚幣串壹本但筒相添

一唐金花活壹但御紋附

一香爐壹但御紋附

一鰐口壹

右之通從

太守様御寄進被遊、尤御物御調被仰付、以後相損候節

ハ其通被仰付候、

大御隠居様御寄進品之儀者、御入目料向々へ御返銀被

仰付、相損候節ハ御物御計被仰付候旨、美濃殿より被

仰渡候、

一御神領高壹石壹斗四升三合

鍋倉村之内 壹後免

一御祭料米式石五斗

一例年十一月廿八日御祭ニ者、社司壹人・社人五人、御

神供一膳・御神酒一對・花禾賽錢相備、奏御神樂、郷

(止脱カ) 年寄壹人付役召列司參被仰付候、

一二月初午ニハ御神供・御神酒相備、奏御神樂、御祈願

相勤候様被仰付候、

一御額一面 壽之字

右

大御隠居様御寄進

一同一面 松竹梅繪

右

御内證様より御寄進

隅州始羅郡帖佐鍋倉村

高麗稻荷社司

築原駿河

右依願

正一位稻荷大明神號可申調如件、

文政六未年二月

神祇管領長上

公文所

右稻荷社之儀者、高麗御戰死ニ付格別成由緒故、前代より御取建ニ付、寺社方御檢者附御修甫所ニ而、文政

六未年、高尾城江

大御隠居様思召を以御神位并社頭廻建立被遊、御神領高并御祭料米此已前之通被成下候処、右社地前平ニ崩目相付、危被思召、當分御城跡江御引直之儀被仰渡、文政九年戌十一月九日、御修甫として寺社方御役々御

差入有之、同十年亥二月朔日迄ニ成就有之、同三日、御代參被遊、御役々御引取有之候、

一御屋敷御居住之事

〔慶長十二年冬〕

義弘公帖佐より加治木江被遊御移候ニ付、嶋津豊後守

様帖佐御地頭ニ而右御屋鋪江被遊御居住、其後鹿兒嶋

東福ヶ城ニ御移之由、其跡ニハ、義弘公之御嫡女御

屋地様与申、寶壽院様御屋地様御跡目ニ御立被成、當

御屋鋪ニ被成御座候、左候而、鹿兒嶋之様御移以後御

還俗被成、嶋津市正様与申傳候、其後帖佐御屋地明地

ニ而御座候故、中納言様より御里山花蘭寺御看經所

御定為被置由御座候、

右御屋敷敷

一弓場地 沓ヶ所

但地頭仮屋元より子ノ方ニ町程

右、義弘公御手築之弓場地与申傳候、

〔星山仲次金海カ居宅也、金海カコトハ称名墓志ニ言オケリ〕

一義弘公高麗より被召列候燒物師仲次郎与申者、帖佐郷

士當分山田清右衛門与申者、右御城跡近邊ニ罷在、右

屋敷内へ為被召置由御座候、

一住吉大明神

別當寺增長院末寺

寶光院

但地頭仮屋元より戌ノ方壹里拾三町程

一御本尊正觀音立像高廿三尺六寸古佛 作不知、

一大日・阿弥陀・薬師・觀音座像高廿壹尺五寸程 作不知

御殿 舞殿 拜殿 善神王 両社 御供所 鳥居

一當寺開山法印行圓

一中興法印頼憲

右勸請来由者、御元祖

忠久公於撰州住吉之浦御誕生之刻、御産所住吉四所之一隣近邊二而神變奇寄妙之至、傳世無其隱候、其砌御馬忍奉

仰小松を引抛空随留所此地奉勸請、住吉一郷八町為月

并祭礼御寄附有之、御子孫御繁栄之御祈禱無懈怠修行

仕来候処、京衆到着之砌及毀破候、以此謂于今抛松・

二月田・三月田・四月田・五月田等之畦名于今呼之申

候、

一惟新公高麗御渡海之刻、住吉宮江被遊御參詣、御船中

御安穩、朝鮮御退治之御祈願被遊、御帰朝之後、帖佐

平松村之内下京田与申門三拾石御寄附為有之由申傳候

得共、元和年中被召揚候、

一御祭料米三斗五升

右、九月廿八日晚より翌廿九日迄御祭礼有之、郷士年

寄壹人付役召列司役相勸申候、

年中御祭り

一正月朔日 一二月初午 一三月三日

一四月朔日 一五月五日 一六月朔日

一七月七日 一八月朔日 一九月廿九日

一十月朔日 一十一月初午 一十二月朔日

小社 ※

鍋倉村之内 一甌大明神 御殿 拜殿

※(行間)

一棟札

(城力) 厥依為日拭天神七代地神五代今奉勸請、仁王第十代崇神天王

曾三十一社唐守此軌則永く帰敬焉、凡甌大明神宮是應神天

王之襄初帖佐郷垂跡、今奉建立當社大明神、當正平年中欵、

依之奉為金輪聖皇天長地久御願圓滿、特信心大檀那三州之太

守平朝臣良重掃災長命國郡泰喜、別者平重承・同龜壽磨除雉

樂武運名譽、兼又村中安全殿内繁昌故矣、所安如件」

右同村

一愛岩大權現 御殿 拜殿 本地將軍地藏

但木像

右、惟新様御自作之由ニ而被遊御崇敬、高麗御帰朝之後、所中より建立仕候、

右同村 毎年十一月朔日御祭礼
一岩崎權現 御殿 拜殿 善神王兩社

但木像

右、義弘公五社御參詣之内、城内祇園社難所之故、後ニハ右社江御參詣為被遊由御座候、

右同村 十一月朔日御祭礼
一秋倉大明神 御殿 拜殿

但木像

右同村 八月廿五日御祭礼
一天満天神 御殿 拜殿

但石像

右由緒、弘安年中本社筑前國宰府・山州北野神靈、(勸請脱力)

惟新様御屋地近邊當所江御勸請被遊、別而御崇敬有之、社地内江池を堀、高麗御出陳御帰國之砌、白蓮御渡被為植置候、雉雞并藤是又御渡被遊候得共、雉雞并白蓮當分無御座候、

右同村 十一月初申御祭礼

一山王 御殿 拜殿

但木像

※「棟札

右意趣者、奉为天長地久、御願圓滿、殊ニ者天下泰平、國家安全、惣者一々如意皆令満足故也、大檀那平田美濃守平朝臣光宗并歳宗、大願主權少僧都坂本坊舜稚、大工楠本土佐守重定、小工佐藤老岐守清安、神主案原對馬」

納屋町 同町
一毘沙門 一夷

但木像

鍋倉村之内
一虚空蔵

右同村御屋地跡 十一月廿八日御祭礼 支配山伏
一三宝荒神 御社 拜殿 米良三学院

但木像

右、義弘公御手から御勸請被遊、十一月廿八日毎年御祭礼有之、依其御屋地様弥御信仰被遊候由、

右同村御屋地跡 支配山伏
一兼喜大明神 御殿 拜殿 米良三学院

但石像

右、庄内より御勸請被遊候、右両社御祭礼嶋津助之丞

殿御參詣被成候、

右同村之内 七月廿七日より廿八日迄御祭礼
一諏訪大明神^上 御殿 拜殿

右同村之内城内
一祇園

但石小倉

右同 一日吉大明神
但石像

右同 一伊勢大神宮
但石像

右同 一折橋大明神

但石像

右同 一賀茂大明神
但同断

右同 一春日大明神
但同断

右同 一諏訪大明神

但同断

右同 一大荒神
但幣白

右同 一山之神
但石像

右同 一住吉

右同 一山神

右同 一山神

右、十一月十六日毎年御祭礼有之、

^(野脱力)
中津村之内 十一月初酉祭
一老神大明神 御殿 舞殿

但木像

右同村之内
一阿社權現
但石像

右同 一釈迦 上屋茅ふき

但木像

右同 一阿弥陀 上屋茅ふき
但木像

右同 一鞍田大明神

右同 一阿弥陀^{岩穴}

右同 一愛岩^(岩)

但石像

但木像

但石像

右同 一虚空藏
住吉村之内
一櫛大明神

右同 一立花大明神

但石像

但石像

但同断

右同 一立神大明神

右同 一早馬 社茅葺^{十一月中ノ申祭}

右同 一筒口大王 社茅葺^{中ノ申祭}

但同断

但面像

棟札

右、奉為金輪聖皇天長地久、御願圓滿、殊信心大檀主

藤原朝臣義弘公・同家久公・當所地頭藤原朝臣豊後守

『久賀初名久喜トアリ』
忠喜公御息災延命、身心堅固、御武運長久、御子孫繁

昌、國家泰平、諸人快樂故也、慶長十七年壬子三月廿

七日、權大僧都實盛敬白、大工山上六右衛門、

右同村之内 十一月中ノ申祭
一聖之宮 社茅葺

但石像

但木像

但石小倉

右同

一勸音^(觀)

三拾町村之内 十一月初午御祭礼

但木像

一大王 御殿

大板葺

但木像

但木像

棟札

奉為金輪聖王天長地久、御願圓滿、殊者薩隅日三州太

守藤氏貴久公

義久公御武運長久、御子孫繁昌、息災延命、當城地頭

〔鎌田刑部左門政年コトカ〕

藤原房政并長政各武運亨通、搃而郡内安謐、才覚花秀

末代永劫之春、智惠鏡明後五百歲之秋矣、于時永祿六

年癸亥三月十八日辛卯、願主総禪現主半笑叟敬、大工

宇都宮五郎左衛門清原氏清進、小工内之丞、

神主 築原對馬

右同村之内

一薬師 上屋茅葺

右同 一地蔵 茅葺

右同正幅 一阿弥陀 茅葺

但木像十二躰

但木像丈六尺五寸

但石像

右同

一〔比叟〕

右同 一山之神

右同 一平山

但石像

但同斷

右、岩清水了清勸請、熊野權現与方、地頭飯屋元より戊ノ方九丁七間程

右同 十一月十五日御祭礼

一若宮八幡 御殿小坂葺 拜殿茅葺

右同道場 一阿弥陀 茅ふき

深水村之内 九月十九日祭礼

一獅子明神 御殿 拜殿

右意趣者如何、夫當社獅子大明神志意大明神奉尋其本

地両部界會大日如来為衆生濟渡也、當地頭光宗并歳宗

〔其子〕〔平田美濃守〕左近將監、初太郎左立門各如意満足靈拜、大願主結縁大工願主重任、天正十七

丑十一月十九日、

右同 一大日如来 茅ふき

但木像

豊留村之内 十一月初午御祭礼 一早馬 御殿小坂葺 上屋茅葺

但木像

棟札

當地頭平田太郎左衛門歳宗子孫繁昌、諸人快樂故也、

一結講衆各皆令満足靈拜、天正十六年戊子十一月廿一日、

日、

右同 一阿弥陀 厨子小坂葺 上屋茅ふき

但木像

増田村之内 十一月中ノ申御祭礼 一十六大明神 御殿小坂ふき 拜殿茅ふき

棟札

謹奉再造大日本國大隅州帖佐郷増田村十六大明神御寶

殿一字、伏以當神勦建者、年大源遠而令也、無知其根

源、尔來風雨所破、霜露所侵、梁棟半頽、椽柱既傾、

當此時、豈忍其荒廢、依之 大願主源頼元公依企懇士

之厚、茲歲天正七年己卯十月十三日、再造之功畢矣、

仰願上棟遷宮之後、神德增威光、齊垂賜感應、(和力)知朝膠

固、神社鼎新、德護九重、威加門海、(四力)專祈大檀那源賴

元公武運長久、子孫繁茂、父門受祐、内外咸安、民屋

實餘、男女行樂、張三社舞、李四村歌、結鶯嶺綠、待

龍華會矣、附怨敵於他方、集瑞祥于此界、報圓熟人民

怡悅者也、

大願主源賴元公代官重次、大工西郷丹後守盛次、小工

坂口右京進俊尚、神主茶原對馬

增田村之内十一月中ノ御祭礼
一霧嶋六所大權現 御殿小坂葺 上屋茅ふき

但地頭仮屋元より戌ノ方式拾五丁程

棟札

謹而奉再造霧嶋六所大權現御寶殿一字、右意趣者、專

尊和朝膠固、社鼎新、德護九重、威加四海、茲歲天正

二年甲戌十月十八日、撰取吉日良辰、奉遷宮霧嶋六所

大權現於御寶殿以再造之功畢矣、殊者信心大檀那賴兼

公武運長久、子孫繁茂、息災延命、身心堅固、吉祥如

意、(緑力)福録無極者也、大檀那敷根備中守源頼兼代官重時、

大工宇戸對馬守重時、小工前田平田平左衛門尉、

神主茶原對馬

※(行間)

『天正六年戊寅九月十六日 敷根卒、四十六』
(付箋「此間一字虫付」)

右同村之内

一稻荷大明神

右同
一天神

但幣白

但幣白

右同十一月中ノ申祭祀

一藥師寺師村之内

右同村之内
一山之神

但于今社有之、

但石像

但同斷

右同
一貴大司大明神一躰鑄像
拾貳躰木像

右同
一熊野十社權現

一躰石像 九躰鑄像

右同
一毘沙門

右同
一池大王三躰石像
二躰木像

但石像

右同
一阿弥陀

右同
一地蔵

右同
一北野大王

但木像

一積迦
二躰共木像

但石像

右同
一七ツ谷大王

右同山元
一阿弥陀

右同
一阿弥陀

但同斷

但木像

但木像

右同
一綱天神

右同
一今山神

右同村之内北野
一羽山大明神

但石像 但幣足

右同村之内 右同
一 虚空藏 右同
一 羽山大明神

但石像 但石像

永瀬村之内 西餅田村之内 十一月初中御祭礼 祝子
一 地蔵 四敷三間 御殿大板葺 宅間右京

右同村之内 十一月初申 右同 十一月廿五日
一 一ノ宮社茅ふき 一天満天神 御殿大板ふき

右同 右同地蔵堂之内ニ有之、右同村之内
一 地蔵堂茅ふき 一 弥五郎勸音 一 雨乞大明神

二 鉢木像 但木像

右同 一 諏訪大明神 御殿板葺 舞殿茅ふき 右同 一 青龍大明神

但木像

一 萩薬師岩屋 右同 一 勸音一鉢 一 岩下權現

一 鉢木像 但石佛 但木像

右同村之内 東明寺

一 六勸音 御殿

右古佛六勸音、寛文十三年丑八月下旬、前左中将光久
公被召上、江戸高輪御屋敷中ニ御安置被遊畢、依之以

新佛六勸音代之、委者寶永四年丁亥四月上旬勸音堂修

甫棟札之内ニ有之、

東餅田村之内古河 右同村之内并木 右同
一 夏阿弥陀 一 地蔵 一 小雅大明神

但石佛 但石佛 但幣白

右同十日町 右同十日町 一 祇園 一 薩广田

但木像 但木像

右同村之内 松原 右同
一 善神王 御殿板葺 上屋茅ふき 一 祇園茅ふき

但幣白

右同 一 勸音上屋茅ふき

但木像

鍋倉村之内 善提所
一 龍護 一 繪禪寺

一 大檀那繪禪殿柱道題橋大禪伯

當寺文明年中起宗興和尚開基、御先祖久豊公第三男、

忠國公舍弟、嶋津豊後守季久法名題橋公大禪伯之為寺

『起宗守興和尚八季久ノ四男ニテ、題橋ノ舍弟ト云ハ誤ナリ』
院、季久公領帖佐振武威、起宗興和尚モ亦久豊公之第

六男ニ而題橋為御舍弟、雖當寺開基、自謙退而福昌寺

中興勸請心岩信大和尚以為開山矣、題橋公〔奇〕附千本寺

拾貳町并餅田村山野、以備常住寺務拾薪等所用、然秀

吉公發向當國之時、悉雖退弃破、題橋公御影・御牌・

石塔等今現存者也、題橋公逝去〔柳六〕文明九年丁酉△八月

八日、

一大檀那 心岳良空大禪伯

一御形代釋迦如來但座像 高廿九寸程 嶋津左金〔吾〕五歲久公法名心

岳良空大禪伯、文祿二年壬辰七月十八日、於脇元村瀧

水御切腹有之、教心岳公骸骨葬當寺、依之墓上建石塔・

客殿、安置尊牌、又 龍伯公 惟新公相議而、以釋迦

如來尊像為心岳公遺、建小佛殿一字安置之、因茲為心

岳公牌免追膳寄附九拾七石備尊靈前供、然元和年中高

被召上、三拾貳石當寺江相留者也、

一年久公御廟所一字〔石塔上屋瓦葺 石段四方板壁〕

右、明和五年子七月より八月迄ニ御修甫成就有之、

一米壺石 嶋津内膳殿より御佛餉料

一同壺石 島津助之丞殿より右同断

一開山心岩信大和尚

一明岳珠 一鑑嶺珠

八〔付〕行蓮〔虫付〕 九 一祖堂塾 十 一連室奕 十一 一峯純

一昌雲 十二 一月海印 十三 一実道參 十四 一大峯白 十五 一圓海

一却外禪 十六 一桃谷仙 十七 一天承祐 十八 一大秀傳

一壽峰延 二十 一英巖 二十一 一租道 二十二 一當住

銅倉村之内 一畠地壺反六畦餘 一御免地 一寺開闢年月并開山由緒等相知不申候、

右同村之内 一米山藥師 三間四面上屋茅ふき 天井有板敷

一米山藥師 但木像十二躰

竊以大隅劔帖佐郷米山者、日域無雙之靈峰也、從古建

立堂閣、安置於藥師如來、乃是不異廣巖城矣、今其舌

殼乃敗墮、忝當國之府君尊父尊子勵至誠丹悃欲為再興、

且不經於數月、連撰於今月吉日而造立畢矣、夫醫王善

逝之誓願者、當常携瑠璃壺中妙藥、除衆生病苦、十二

神將提刀杖、退散姦邪妖孽、七千夜〔又カ〕又握劔鋒、追倒逆

意之軍魔、九萬眷屬悉皆來二以、豈無擁護矣、仰冀藤

原義弘公〔安〕身宮泰、福壽增長、謂其德哉唐堯虞舜之治化、

謂其壽哉王母彭祖之年尊、如是等之願望爭無不達心矣、
專祈大檀那藤原氏家久公武運長久、子孫榮盛、惠四疆
黎民則固文王政、卒族郡臣(群カ)則漢高祖籌、依斯誓願、國
家康寧、四海波平、善哉々々、由茲龍護山亦山門鎮靜、
佛日增光、檀信皈依、祖日弥照、至祝至禱、當代之衆
頭嶋津豊後守久賀、于時元和四年戊午孟冬吉祥日、前
永平総禪八世法孫昌雲叟謹誌焉、

奉行猿渡誠之助・伊東九兵衛 大工山ノ口小左衛門

右由緒之事、総禪寺二代之起宗守興和尚若年之比関東
へ遍參之時、何ノ有所願乎、越後國米山へ百日有參詣、
又一ツ有順礼、是モ同參籠ス、彼順礼ノ曰、我是佛師
也、何佛有所望者作ヲ進ント云、起宗ノ曰、於如来之
宝座奉得佛象尤幸也、然者薬師ヲト有ケレハ、作テ進
セ、頓而行方不知、起宗方々尋給ひけれとも見得ざる
となん、又薩摩ヨリ遍參之僧都へ上リケルニ、一ツ有
順礼曰、関東へ下リ給ハ、薩摩ノ僧起宗ト云人(神ナシ)
曰(神ナシ)有関東、文ヲ(神ナシ)傳ントモ、彼僧文ヲ請取ヲ関東へ
下リ、起宗へ渡披見之、越州ニテノ佛師順礼ノ文也、
文ノ日付米山ニ而別ニ給ヒケル日ナリ、起宗不思議ニ

思召、作ル所ノ薬師弥信シ給ヒ、負下シ奉テ、越後ノ
米山ニ似たる所なりとて安置被成、号米山ト給ひケル
申傳候、起宗和尚 太嶽屋形之御子題橋之御弟ニ而御
座(御座)、福昌寺中興但五代心岩和尚之御弟子ニ而、帖佐総
禪寺を御建立被成、心岩和尚ヲ開山ニナサレ、自二代
ニ成給、又庄内之龍峰寺御建被成、龍峰寺ニ而御遷化
也、龍峰寺開山是ナリ、堂坊主総禪寺、

※(行間)

『伊地知土佐守重通カ妻ハ石澤丹後守(父三位中将也)、公家流人
ニテ帖佐城主ト為リ、此人トコロヲハタキ食ノ湯ニテ合セ、
米山薬師ヲ作立、京都ニ向立ラルト言傳へケル由系図ニ見へ
タリ、

又川邊士大井八左エ門家傳云、大井石見守隅州帖佐ニ住シ、
米山ノ堂ヲ立、鰐口名乘職位ト彫付アリト見ユ、再興セシニ
ヤ

総禪寺 上屋小坂ふき
一釋迦堂 天井有

右由緒者、晴蓑様為御形代 惟新様御建立為被遊由、
其故者、晴蓑様御切腹以後御崇被成候ニ付、惟新

様御圖ヲ御申被成候得者、佛御祝可被成与御圖おり為
申由候ニ付、御釋迦木像を御下り被成、堂御建立被遊
候、于今御修理等度々被遊候、

一龍水山(龍力) 禪宗 心岳寺

一心岳良空大禪伯御牌并家臣二十四人牌有、

一開山勅佛光普照禪師代賢守仲大和尚本山十八世當寺江

直住、勸請之訛不相知、

二世 三天山 四 一長山 五 一代堅

一積宗 七 一高峯 八 一卯州 九 一唯芳

一壽峯 十 一高峯 十一 一雄山 十二 一唯芳

一壽峯 十一 一高峯 十二 一雄山 十三 一唯芳

一壽峯 十二 一高峯 十三 一雄山 十四 一唯芳

一壽峯 十三 一高峯 十四 一雄山 十五 一唯芳

一壽峯 十四 一高峯 十五 一雄山 十六 一唯芳

一壽峯 十五 一高峯 十六 一雄山 十七 一唯芳

一壽峯 十六 一高峯 十七 一雄山 十八 一唯芳

一壽峯 十七 一高峯 十八 一雄山 十九 一唯芳

一壽峯 十八 一高峯 十九 一雄山 二十 一唯芳

一壽峯 十九 一高峯 二十 一雄山 二十一 一唯芳

一壽峯 二十 一高峯 二十一 一雄山 二十二 一唯芳

一壽峯 二十一 一高峯 二十二 一雄山 二十三 一唯芳

一壽峯 二十二 一高峯 二十三 一雄山 二十四 一唯芳

右、御建立之節被召附置候処、中古諸寺院一統寺領御
減少之節、當寺之儀何様成事候哉、不殘被召揚候、

一境内山之儀寺領ニ被召附置、竹木共ニ古来より山奉行

所無構支配仕来候由、記録之内ニ相見得居候、

一高式拾石

右、從 嶋津左衛門殿御進納被成置候、

一米四石

右、町田郷九郎殿より毎年御進納、

一同式石

右、伊集院吉太夫殿より御進納、

心岳寺境内 大崎
一勸音菩薩

但石像

右由来者、本山先師萬年和尚、大崎邊より右寺之前於

海上船往来時々災船有之、心岳公へ為祈願初而御建立

為被成事ニ候、燈明銀迄も心岳寺江御寄附ニ而、其後

尊像濱風強為風浪被損壞候處、御船通融場所ニ而御座

候ニ付、當石像ハ御船手より御再興被成、其後往来之

船難儀無之候、依之、七月五日心岳寺施餓鬼相大崎ニ

而鹿兒嶋・帖佐納屋町・重富脇元・加治木・國分濱之

市・福山右六ヶ浦ニ而順番一年ツ、施餓鬼致執行候、
尤先年御船手江申出、御免ノ上致施餓来由候、心岳寺
由緒之内ニ相見得候、

東餅田村之内
一如意珠山 浄土宗 大隅本寺 願成寺

一本堂中尊阿弥陀如来

一千鉢阿弥陀佛

内 式鉢 惟新様御自作 式鉢 三位様御寄進

式鉢 中納言様御寄進

五拾六鉢

嶋津兵庫入道并大施主宰相之佛鉢之裏ニ御書

付有之、残ス

九百三拾八鉢

高麗御供之衆中より建立被致、佛鉢裏ニ姓名

有之、

一松齡自貞庵主御牌一基

一客殿本尊阿弥陀如来

惟新様御寄進

一實窓芳真大姉御位牌

一十王堂 木像十鉢 芳真様御建立

一地蔵菩薩 一鉢 右同

一勸世音菩薩 一鉢 右同

一勢至菩薩 一鉢 右同御寄進

一寺地百間四方 御免地 一寺高三拾石

一開山運譽 一相譽 一澄譽 一載譽

一廣譽 一清譽 一到譽 一嚴譽

一重譽 一勇譽 一公譽 一現譽

一海譽 一集譽 一法譽 十五當住

銅倉村之内城内 大乘院末寺 祈願寺

一平安山 八流寺 真言宗 增長院

一中興開山圓雄法印

義弘公依貴命任當寺住職、新正八幡宮有御再興、寺高

三拾石八斗七升五合并寺地四方境内廻り五百間餘被遊

御寄附、殺生禁断之寺地ニ而御座候、扱又中興二代頼

雄法印

義弘公依貴命高麗陣中致奉供候、

一撞鐘一口

右鐘ノ曰、奉施入大隅國平山阿弥陀寺撞鐘一口、四十

八貫鑄之、

弘安五年五月 日

右、岩清水了清、金師慈蓮云々、

一本尊阿弥陀如来 但立像 高廿式尺五寸 古佛 作不知

一脇立^(觀)勸音菩薩・勢至菩薩 但高廿壹尺壹寸 立像 古佛 作不相知

一當寺開山法印頼正

但弘安年中ノ開基欵、形状不相知、

一當住等覺

西餅田村之内

一餉餅山

禪宗

総禪寺末寺 雲門寺

但地頭飯屋元より午未ノ方五町程

右、開山心岩

鍋倉村之内

一繁茂山 僊岳寺 禪宗

福昌寺末寺 龜泉院

一本尊釈迦如来 座像 高廿八寸位 古佛

一脇立迦葉・阿難 但高廿七寸 古佛 深賢快重作

一惟新公膝跪驛墓有之、

但地頭飯屋元より丑ノ方七町貳拾間程

一大檀那龜泉院殿茂山妙才大姉

右、興國寺殿圓室鑑公忠昌公之御懷、龍雲寺殿節山玄

※1

忠公立久公之奥方也、 忠昌公者為本城之刺史矣、妙

才大姉文明十八年丙午二月十七日逝去ス、依之為御茶

湯用山野并高五石壹升二合御寄附雖有之、元和五年ニ

被召揚、當分高無之候、

※1 (行間)

『梶原三郎太郎弘純女、此御牌在市来龍雲寺』

※2 (行間)

『元和五年七月、諸士百石以上ハ四分一、百石以下ハ三分二、

諸寺モ一外城ニテ祈願・菩提ノ外ハ特ナル由緒ナケレハ諸士

同前召ラレ、無縁トナルコトアリ』

一開基泰雲

二 一文柳

三 一昌翁

四 一宗盛

五 一廣天

六 一白峯

七 一澤智

八 一和山

九 一松屋

十 一祖春

十一 一梁道

十二 一知禪

十三 一義峯

十四 一悅門

一當無住

鍋倉村之内

一蓬萊山

禪宗

福昌寺末寺 天福寺

一心香良安庵主

『御下伊集院源次郎忠真ニ嫁シ、生玉ヒシ姫ヲ豫州松山城主松平隱岐守定行主ニ嫁シ玉ヘリ、萬治元年戊戌五月四日卒、法名潮月貞鑑大姉』

惟新様御姫於志多様御厨子有之、

『慶安二年己丑八月十七日卒、御下ノ法名也』

一桂樹院殿虚空從伯庵主 但御厨子有之、御紋附、
『久當ヨリ寄進』

右、松平隱岐守様御位牌^二而候、

一大檀那鳴津伊賀殿

一地藏菩薩像一尊 石佛

但老尺式寸
座像

右、福昌開山作^二而候、

一仁王二躰 石躰

但寛周和尚之作、福昌寺門前仁王同作、

『一知行由緒御書物

但松平隱岐守様奥方様ヨリ、
光久公御襄書有之、榮達代、

壹通

一高三拾斛

但佐司橋之口名寄卷冊

一錢拾九貫五百三拾文

但惟新公御息女、^(マ)櫛為心香良安庵主御

(奇)
奇附

右三行、宝曆五己亥、^(乙)月五日

天福現住覺道代書改

割牒

一鎮守正八幡宮御本地阿弥陀如来

但高廿四寸

立像 古佛

一脇立水天神

一脇立稻荷大明神高麗白狐

一岩屋藥師堂一字

但木像十二神

一本尊阿弥陀如来

一開山代賢

^二一翁

^三一儀雲

^四一文啓

一通山

^六一泰安

一當無住

寺高三拾式石

右開山福昌代賢和尚之弟子一翁真勝和尚也、

惟新様栗野より當所江御移之時分被召列、一翁開基^二

而 御志多樣御建立被遊候間、御形代有之、

一日陽山

花園寺

一日州花藪一山之先達快遍法眼、坪屋之米屋嫡流重遍法

印、其嫡子越後坊、末流一乘坊、數代山伏相續、

一常陸坊嫡子三學坊、二女、三男兵部卿、七歳、嶽之米

良より米良石見天正四年之比奉慕 惟新公飯野御在城

之節御城江伺公仕、誠意明伯^二言上仕、達 貴聞御尊

意不淺被仰下、則御目見難有被仰付、先居曆分として

高式百八拾石被成下、直^二御近習御奉公仕、方々戰場

江奉供仕、其内伊東殿及没落、栗野江被遊御移、慶長

二年、帖佐より高麗御進發被遊、三學坊事拾八歳^二而

御供被仰付、俗名米良仙助与改名被仰付、青江長刀壺

振下給御供仕、三學坊事朝鮮^二而番船戰^(物)尽紛骨相働

候処深手負、一命危罷成、其節為御褒美御手から相州

正廣御脇指難有頂戴仕候得共、無程相果申候、高麗御

婦朝之後、常陸坊事 惟新様より存忠様之存之字を御

取、^①般若院良慶坊良之字を御取、[△]存良坊^②与改名被仰

付、即日 中納言様御代山伏被仰付相勤申候ニ付、三

學坊妹婿与御名付 中納言様御代御奉公仕、御下様御

供ニ而伊豫國へ渡海仕候、 惟新様帖佐より慶長十二

年加治木江被遊 御移、御旧館御姫江被進、御姫様御

男子様無御座故、刑部卿長賢坊様御山伏被遊御成候得

共、御姫様御跡養子御願御還俗、嶋津市正与被遊改名、

存良坊事長賢法印様御師匠相勤、諸事御教訓申上、

中納言様尊意趣、此節^③形部卿還俗いたすといへとも、

若年ニ而候故、旁々入念後見可仕旨蒙御^④ 御袈裟衣

御手渡頂戴仕、御名代山伏ニ被仰付候、長賢様御年御

十二之時 中納言様御同道ニ而江戸御参府有之、折節

江戸芝御屋敷及焼失、 御在府難被遊、伊勢兵部様御

供ニ而直ニ御帰國也、其節御入峯之筈ニ候得共、時節

悪敷ゆへ相調不申、於伏見ニ三寶院宮様へ御登山有之、

宮様より三寶之寶之字御拜領ニ而被任大先達、寶壽院

法印与御改名有之、存良坊事江戸御供数度仕、尤御入

峯茂折々被仰付、御賦人馬等迄被下候、帖佐御屋敷市

正様へ給り、御看經所其俣被召置、御屋地より鬼門之

方ニ當り、 義弘公御手から三寶荒神御勸請被遊、十

一月廿八日、毎年御祭祀御座候、其後市正様御子孫色

々御障有之、庄内^⑤ 兼喜大明神御屋地内ニ御勸請社有

之、

一御屋地跡^⑥ 高石垣、其内當分畠地相成、石垣外廻

ニ茂畠地御座候、右御屋敷内稻荷社御引直有之、

一高二して拾式石六斗餘

一高三石四斗餘 御看經所堂地御免地

一取納高九石式斗餘

一天竺金佛正勸音^⑦

一役行者繪像 一幅

一日輪摩利支天繪 一幅

一^⑧八毘沙門天繪 一幅

一^⑨右三行古法眼正筆

一谷渡愛染明王 惣金之佛具相添、

右一鉢、先年 総州様御代依御用 御取揚、

一藥師勸音^⑩ 厨子入 弘法大師御作

一不動明王一尊繪像 右同御筆

一同一鉢 右同御作 一錫杖 一振

一錫銅花瓶 一口 一尺八 一口

一尊圓臣王御筆 一幅 但一休禪師讀相添

一高麗燒茶碗 一 一佛具 一面

一青江長刀 一振

一相州正廣脇指 一腰

右、三學坊高麗御供ニ付被成下候、

一本致流傳書諸次第五百通・支度(※方) 五百通、合千通、

一 刀一腰 長式尺七寸

備前三郎國宗之由申傳候得共、無之候、

右者、從

惟新様白坂大學坊与申者御戰場御供首尾能相勤候節拜

領被仰付候段申傳候得共、何方御合戰之節拜領并年鑑(慶長)

五年十月九日等相知不申候、

一 時任越前守 義元

隅州桑原郡吉松鎮守八幡宮奉崇由、永祿六癸亥、日州

諸縣郡真幸院御光城北原領被遊押領奉供仕刻、忠平公

惡夢被為御見、不動寺江御祈禱被仰付候、住持光照法

院被致御祈禱、俄成氣違、以長刀下人致誅戮、此等

之旨忠平公様被聞召上、則越前不動寺江致參入長刀奪

捕之由蒙仰、則馳參雖客申無承引、請刀ニ罷成立退、

則物ニ蹴轉仕合ニ法院(マ) 被為刻、欲令討除仕合ニ法院

ヲ令切戮、此旨忠平公江致言上、以御意被遊葬送畢、

御意候者、至子孫光照院奉崇敬之由御意候也、

一天正八庚辰、忠平公豊後國御出張ニ奉供仕、栗毛駒拜

領仕候、

一 刀一月 長式尺三寸五分 秀守

慶長二年丁酉、高麗江奉供仕、大川口卜申所ニ而右刀

御直ニ拜領被仰付、于今持傳申候、

御中間淺川新左衛門先祖由緒写

私先祖橋口對馬事、代々御中間相勤候處、薩隅日三州

太守嶋津兵庫頭從三位宰相源義弘入道惟新公被召仕、

相州小田原・朝鮮國・濃州関ヶ原致御供、彼地 御退

※

出之刻、纔之御手廻ニ而御通柄御難儀而已ニ而、朝夕御膳茂相調候儀不叶候ニ付、伊賀之國之内ニ而在郷ニ忍入、小鑊子一ツ盜取、右を以野山之無人所ニ而間々御膳を調上候、其裾ヲ御供之人ニ被下、身命を継致御供候、右鑊子石目地菊之花三ツ三所ニ有之模様也、右場所御退(イ)之節、御召之馬ハ被差捨候処、有馬善左衛門・江口作兵衛・橋口對馬・小川與三左衛門四人申談、江口作兵衛・小川與三左衛門立帰、(イ)之御鞍・正宗之御轡計ヲ解放、互ニ持候而御供仕候、夫より兵庫小豆屋助右衛門宅江良御滞在被遊候内、行散候御供之面々追々相集候処、右助右衛門術を以薪船を仕立、船底ニ奉隠、兵庫御出船被遊、漸薩摩へ御下國被遊候、對馬本名上野大左衛門与申候、朝鮮國ニ而何方成責之砌ニ而候哉、場所不相知候、敵を追討等被遊候時、城内ニ逃入候敵を追掛責入被遊候を、大左衛門御口ニ取附引留候処、放せとの御意被遊候得共、御供彦人も續不被申、可被遊御扣由申上候得共、再三放せとの御意ニ而、以之外御立服被遊、御鞭を以向頭三打御討被遊、血流目ニ入眼間候得共、引留居候処、頓而御供之

大勢如雲霞駈付候得共、城内よりぎり／＼と云音有之候処ニ、城の橋を釣上候へハ籠門之蓋扉ニ罷成候を被遊御覽、扱々危御命(イ)有之、附入被遊候ハ、御存命不足也、大左衛門か御口を不放ゆへ御遁被遊候付、後年迄の為ニ改名被仰付連、右橋を片取名字は橋口、朝鮮國之道路成ニ付名ハ對馬与被下候由ニ而、御添御短刀備前則光作被下、御自身疵藥を御出シ、向頭御打立被遊候御鞭之跡疵ニ御附被下、御短氣ニ付無由怪我を被遊候由之御意ニ而御附被下候、難有次第之由、其時より名を橋口對馬与申候与申傳候、飯野・伊集院・帖佐・加治木方々御在城之所へ御一生之間御供仕候、伊東家御退治木崎原御陳之節茂、柚木崎丹後御討留ニ被為召候節之御馬膝跪驛与世ニ唱候御馬之口を取勒候、其後帖佐御在城之砌、右御馬八拾三歳ニ而相動申候、右死骸帖佐龜泉院ニ薨、右寺之脇へ私屋敷被下置、加治木へ被遊御隱居候而も掛而相勤申候、然処惟新公御子中納言家久公御三男鳴津市正様御取立之砌、御側廻より末々迄御直ニ被召仕候内より被差分候付、役々鬪取ニ而被相附候砌、對馬嫡子橋口勝左衛門事關ニ取

當り、御中間四人之内ニ而市正様御家中ニ罷成候処、親對馬事差立而御奉公為相勤者^(ハ、ハ) 処、此節右式ニ而御家中ニ罷成候^(ハ、ハ) 子孫ニ至恨可申与存、彼方名跡養子仕置、御暇仕引入罷居候処、御厩別當衆より、首尾能被召仕候者之子ニ而候間、御切米被下被召仕度旨^(ハ、ハ) 思召候砌、御中間浅川新左衛門事、於江戸御屋敷御類燒之砌、御宝物之御鞍鐙被出候処、火之中ニ走入出シ、井戸ニ埋置不燒候ニ付、其後御吟味之上立身被仰付、蒲生衆中ニ被召成候付、其切米跡有之、且又御褒美ニ而立身被仰付候名跡ニ而候間、名字跡まで御厩方へ可被残置との儀、是ニ而橋口勝左衛門弟角右衛門を其跡に被召直、浅川角右衛門与改名仕被召仕候、兄勝左衛門事、上野権右衛門跡直子無之一性之ゆへ、養子ニ而上野勝左衛門与唱申候、右勝左衛門兩跡共ニ逼迫仕、伊集院へ罷居候、上野権右衛門与申者、浅川平八与申者、御切米跡名字迄相添附屬仕候付、右之子孫共今ニ上野・浅川を相名乗申候、血筋之儀者私本家ニ而、其後又々御切米跡有之、浅川新左衛門御奉公仕候、上野勝左衛門子與右衛門跡ハ御切米上野友右衛門へ附屬仕、

左右衛門より上野次郎兵衛へ附屬仕候付、與右衛門直子孫共當分徒ニ罷居申候、今御厩方へ橋口名字有之候者、橋口對馬事由緒有之跡ニ而候処、市正様御家中御取立ニ付被召附候役々皆圖取ニ而被差分候ゆへ、無是非對馬悴勝左衛門も被召附候、然者大切成名跡御厩方ニ断絶仕候儀笑止ニ思召、御別當衆より藤崎十郎兵衛弟半五与申を名跡被仰付、橋口半五与名乗申候、半五直子無之故ニ、兄十郎兵衛二男半之丞与申を養子ニ仕附屬仕候、當分御厩へ有之候上野・浅川・橋口名字、皆私家より為出名跡ニ而御座候、橋口對馬事、朝鮮國より御帰朝被遊候砌、立身被仰付士ニ被召成との仰出候得共、別而逼迫者ニ而候得ハ、士ニ被召成候而も武役相勤申候助力無御座候間、今通ニ而被召仕置被下度奉頼候付、御感状忝通被下、其通ニ而被召仕候、然処伊集院へ對馬罷居候内、御番之留守ニ出火ニ逢、女共計ニ而燒失仕候由申傳置候、私家ニ付候品物ニハ、関ヶ原 御退陳之刻御中途ニ而御膳調差上候小鏝子忝ッ、朝鮮國ニ而拜領仕候則光之短刀、帖佐御在城之砌吉書之 御筆一幅、從 光久公北斗北辰之御本尊一幅

拜領仕候、從上代只今迄私家傳ニ申讓置候通、右次第ニ而御座候、以上、

寛延二年己巳正月十七日 浅川新左衛門

安長判

※(頭注)

「上野大左工門

從惟新公軍于朝鮮有功、橋口氏、賜名對馬、

橋口勝左工門

為上野権右工門養子

浅川角右工門 浅川新左工門此家欵、

上野與右工門 上野友右工門 上野次郎兵衛

橋口半五 橋口半之丞

藤崎(十郎丸) 兵衛弟 上同人二男

一 太守様(重豪)

明和四年亥六月、東目筋御下國ニ付御通行被遊候、

一 太守様(齊意)

寛政三年亥十二月、加久藤御光越ニ付同断、
一御内證様

寛政五年丑五月、霧嶋御參詣并加治木長年寺御佛詣

ニ付同断、

一御内證様

寛政六年寅十一月、霧嶋・正宮正八幡御參詣并加治

木長年寺御佛詣ニ付同断、

一御内證様

文化三年寅三月、踊安樂御湯治ニ付同断、

一長姫様・啓之助様・於八百之御方

文化十一年戌三月、霧嶋其外御參詣ニ付同断、

一太守様(齊興)

文化十二年亥十二月、加久藤御鷹野御光越ニ付同断、

一太守様(齊興)

文化十三年子二月、大口筋御參勤ニ付同断、

一御内證様

文化九年戌三月、正宮正八幡・帖佐稻荷社御參詣并

加治木長年寺・帖佐総禪寺御佛詣ニ付同断、

右之外此已前段ニ御通行為有之筈御座候得共、委鋪

儀共相知不申候故、相記不申候、

御地頭代之次第

一慶長年鑑

〔慶長十二丁未冬、惟新公帖佐ヨリ加治木ニ移玉時、即日久賀ヲ地頭トシテ長野ヨリ移サル、同十八年、鹿兒島東福寺城ニ移リ掛持ニテ、正保元甲申三月廿二日卒、六十三〕

一寛永・正徳〔保力〕

〔正保元年甲申十月九日補之、四年丁亥六月廿四日、南蠻船入長崎、七月久守ト佐多又四郎久孝ト片浦警固、帖佐衆等行之、八月カヘル慶安四辛卯夏、轉末吉〕

右二代之間四拾三年

〔慶安四年辛卯十一月ヨリ明暦三年迄〕

〔明暦三年ヨリカ、西十二月四日卒〕

一萬治年鑑

〔明暦四年十月七日ヨリ〕

一右同

〔二年七月四日ヨリ〕

一寛文年鑑

〔寛文二年七月四日フシシ〕

一右同

〔寛文四年二月十六日ヨリ〕

一右同

〔同七年二月三日ヨリ〕

一右同

〔同八年九月十日ヨリ〕

一右同

〔同十一年三月ヨリ〕

一右同

〔同十一年三月ヨリ〕

一右同

嶋津豊後守殿〔久賀〕

嶋津左近将監殿〔久守〕

樺山長門殿〔忠重〕

阿多内膳殿〔忠榮〕

伊集院權右衛門殿〔十〕〔久朝〕

嶋津三郎右衛門殿〔忠心〕

諏訪全右衛門殿〔兼利〕

嶋津又六殿〔久峯〕

川上将監殿〔久将〕

肝付伴兵衛殿

鎌田後藤兵衛殿〔政方〕

〔同十三年四月三日ヨリ〕

一延宝年鑑

〔貞享元年甲子九月イ十月朔日ヨリ〕

一天和年鑑

〔二年丙寅九月二十七日ヨリ〕

一貞享年鑑

〔十二年卯五月九日ヨリ〕

一元禄年鑑

〔三年丙戌正月二十七日ヨリ〕

一宝永年鑑

一享保年鑑

〔五年戊辰二月十五日ヨリ、寛延二己巳十一月二日、依願御免〔久張〕一延享年鑑

一寶曆年鑑

一安永年鑑

一寛政年鑑

一右同

一享和年鑑

一文化年鑑

一右同

一文政 當代

鎌田出雲殿〔正長〕

阿多淡路殿〔義扶〕

河上八郎左衛門殿〔久遣〕

種子嶋藏人殿〔久時〕

入来院主馬殿

本田信次郎殿

新納五郎右衛門殿〔久張〕

嶋津内記殿

義岡宗次郎殿

吉井新太夫殿〔貞陣〕

平田平右衛門殿〔泰查〕

吉井七郎右衛門殿〔清照〕

黒田才之丞殿〔兼備〕

早川安積殿〔久計〕

嶋津矢柄殿

右者、去ル寛政初比名勝志御取調ニ付御記録方より御用被仰渡、書出も有之候得共、細蜜不行届相洩候儀も

有之、此節再撰調被仰渡趣承知仕候、依之相調申候処

ニ、右之通御座候間、帳面相調差上申候、以上、

亥七月

川崎吉兵衛
時任武兵衛

名勝志再撰方
御書役衆中

地理志

帖佐

國初平姓肥後房良西領之、建久八年交名住進案云、
官方肥後房良西トアリ、
如意珠山 浄土宗 京都知恩院末 薩隅日門首

「地理纂考」

始羅郡

重富郷シゲトミ

舊名脇元ワキモトと云へり、元文二年二十二代島津繼豊の時、帖佐郷の内三村及び鹿兒島郡吉田郷佐多浦村の内を割サキて脇元アスに併せて一郷とし、其弟周防忠紀に與へ食邑となさしむ、忠紀祖先は、高祖忠久の第二子を周防忠綱と云ふ、承久中、忠久越前國地頭職に任ず、忠綱守護代となりて彼國に住す、故に越前島津家と号す、其子忠行播磨國揖保トの地頭職に任し其地に移る、子孫承襲す、第十五代左近忠長天文三年播磨國朝日山に戦死し其家絶ゆ、因て周防忠紀をして其家を紹ツガしむ、一説に此時旧名を改め重富と号す、重富ハ越前國の地名なり、其を此に名付くと云

ふ、されと建久八年圖田帳に大隅國重富三十三丁云々とあれハ、其以前よりの名なるを思ふへし、鹿児島縣廳より北四里に在り、西南ハ鹿児島に隣り、東は海に對し、南ハ吉田に接し、北蒲生、東北帖佐に接す、周廻六里二十八町四十七間半、村落四平松村 春花村 松津村 觸田村、浦一脇元、人員總計三千七百七十七人、戸數九百十六軒、

「建治二年石築地役ニ曾於郡ノ条ニ重富名ミユレハ、建久圖田帳ノ重富モ重枝・用松・弟子丸ナト皆曾於郡稅所家ノ所有ニ係レハ、纂考ノ說ハ當ラス、石築地役蒲生院ノ条ニ脇本十一町九段弁濟使兼名主三郎太夫吉元トアリ、是即今ノ重富ニ當レリ、建久九年御家人交名ノ列ニ脇本六郎太夫正平ミユ、脇本ニ居テ斯克冒セシナラン、考ヲ竣ツ」

「地理志并 旧史館調抄」

古来ヨリ帖佐之内ニテ号平松、寛永年中外城ニ立、寛文十三丑四月三日、又属帖佐、元文四年未三月、改平松号重富、

島津壯之助忠紀後周防肥前越前島津家蹟依相續、元文二年丁巳三月廿日、繼豊公以御證判采地賜一万石、元文四年己未

「八月廿七日トアリ、是也」
九月廿四日、大隅國始羅郡之内・薩摩國鹿児島郡之内号重富、是越前國重富ノ旧名依テ也、繼豊公以御證判賜忠紀一所之地、

寛永十六年ヨリ明暦元年迄地頭鎌田太郎右エ門、其以前無地頭、

平松城 上古帖佐氏持城ニテ、其後平松美濃守武盛横川三吉一流、種守之、子島家支族、

「按ルニ、平山一族武ノ字ヲ用ユ、平山城ニ平山氏アレハ、分族シテ平松ヲ領セシナラン、考ヲ竣、地理纂考ニ旧名脇本云々アレト、旧名平松ノ說當ヲ得ルカ、脇本モ帖佐ノ属地ナレトモ、上古蒲生院ノ内トミへ、建久圖田帳ニアルカ如シ」

諸家大概記
脇本 諸家大概曰、藤原脇元氏ハ、蒲生種清之弟宗平ヲ号脇本候、是脇本ヲ領候故ニ而候、建武之比などの旧記ニ見得申候、其上直義朝臣之御教書・氏久公御證判之寫など所持申候、此子孫脇元七右衛門ニ而候トアリ、

天文廿三年平松合戦之時、守護方より此所被成放火候、

星原平松ノ麓 天文廿三年九月晦日、貴久主・義久主御馬ヲ立ラル、先陣ハ岩劍城西門攻寄云々、

〔名勝志調〕

帖佐ノ内脇元村・平松村・船津村・春花村ノ四ヶ村、元文三年ニ重富被召建云々、始良郡山田郷之内寺師村者、重富分地之節帖佐江被召付候、帖佐之内松原浦・同所塩屋在者嶋津助之承持切ニ而候、増田村者南泉院持切ニ而候云々、

〔右ノ考〕

宝永七年四月六日、帖佐郷之内平松高四百拾石南泉ニ寄附セラレ、其後元文四年九月重富一所ニ平松ヲ付ラレシ比、増田ニ繰易ラルカ、

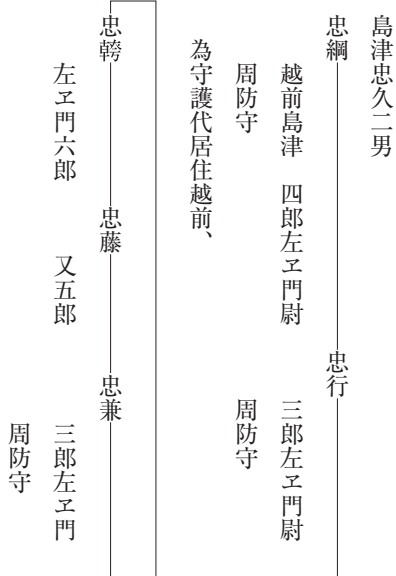
〔天文廿三年貴久傳〕

國史注云、元文三年、割帖佐・吉田之地、分置重富邑、由是平松村今属重富邑云々、

〔國史〕

元文三年秋七月云々、公命割隅州帖佐郷之平松村・脇元村・船津村・春花村・薩州吉田郷之觸田村凡五村、集成一邑、八月二十七日、以封壯之助、田祿四千四百七十九石有餘、其餘五千五百二十石有餘、散在他郷、合一萬石、如初所賜、越明年名曰重富、註 謂五村曰重富、私為之名、如享保九年花岡例、

〔島津支流系圖〕



範忠

忠健

五郎左工門尉

七郎左工門尉

忠秀

忠光

三郎左工門尉

周防守

三郎左工門尉

忠勝

忠持

忠長

四郎

孫左工門

左近將監

天文中播州朝日山戰死、

忠紀

壯太郎 周防

忠長卒暫無嗣、元文二年、太守繼豊公以忠紀為忠
長後嗣、号越前島津、實吉貴公四男也、享保十九
年生、○隅州始良郡之内帖佐郷三部一分地、名号
重富、其外領内所々ノ内ヨリ壹万石属云々、

忠救

忠寛

(壯九) 莊之助 若狹 周防
入道号鶴遊、

壯之介 若狹 山城
号静洞、

久論(倫九)

鞞負

男二人

忠公

忠教

齊宣公二男

齊興公五男

寬二郎 若狹 出雲

又次郎 山城 周防

駿河 山城 樂水

後島津久光卜号ス、

忠徳

壯之助 又次郎 立為順聖公後嗣、

忠鑑

又四郎 周防 常陸 備後 立重富邑主、

文久元年、父忠教去婦公室、故繼其後、

〔纂考〕

(平込)
脇元村

岩劍城イハツケンシヨ 此城跡白銀の山中にて、西北より東の三面ハ皆懸崖絶壁、高八十間余なり、南の一面ハ山に接して堀切の跡あり、山上平地上下二段あり、上段周廻三百九拾六間、下段三百四十六間余にて、天險なり、天文年中、渋谷か一族祁答院良重城主たり、同二十三年、蒲生城主▽◎蒲生△範清守護方に反し、渋谷か一族及び菱刈・相良に與して加治木の城主肝属兼盛キモノキネモリと屢戦シバクふ、同年八月、範清又菱刈・祁答院の両氏と兵を合せ加治木の城を攻む、城中大に苦む、貴久諸軍を將ヒキひ、帖佐の敵を破り加治木を救ふ、初貴久兼盛か急を聞、相議して曰、先帖佐今の重を伐ハ敵軍加治木を棄て来り救む、兼盛出て後より撃ハ敵軍不戦して敗れんとて、兵を分て吉田城を守らせ、十

※1 二日、島津義久カガツノサダヒ狩集カガツノサダヒに軍し、狩集ハ地名にて、岩劍城の西南にあり、日當比良地名、狩集の南にありに屯す、貴久も此營に入り岩劍城を攻んとす、梅北宮内左衛門國兼・宅間與八左衛門兵を領して

祁答院良重か兵と白銀坂に戦ふ、義久・義弘及び島津左衛門歳久日當比良を發し、兵を會して攻め戦ふ、敵軍敗走す、かくて島津左兵衛尚久貴久弟貴久をして狩集を守らせ、島

津右馬忠將貴久弟貴久をして帖佐・蒲生の敵を伐しむ、忠將岩野

原ハラ加治木カガツノキに戦ふ、十四日、忠將又戦艦五艘を發して岩劍の城下脇元を攻む、鬼塚吉内左衛門・黒木七兵衛郷導たり、十五日、貴久狩集の營に至り、近邊の山を焼しむ、十六日、鬼塚・黒木の兩人山に登りて城を覘ふ、城中是を知り其歸路を絶つ、兩人遂に戦没す、十七日、義弘兵を引つて白銀坂に屯す、十八日、忠將兵船五十餘艘に乘して脇元イハに抵り、義弘に會す、廿日、義弘兵を脇元に伏し、歩卒を遣して城下の人家を焼かしめ、又一軍を遣して脇元イハに至り稲を刈らしむ、城兵是を追ふ、伏兵起て大きに是を敗る、此日、島津忠良日當比良及び狩集に來り軍事を指揮す、廿一日、白銀坂陣營の兵士脇元に至り、船拾艘を奪ふ、廿二日、敵軍三百余人彼の燒址ヤトの所先に貴久に登り壘壁をなす、廿四日、忠良計策を残して鹿兒島に歸る、晦

※2 日、貴久義久と共に蒲生の軍を星原ホシハラに敗る、十月朔日、島津尚久貴久の命を受け、其夜狩集の兵を移して岩劍の城下に屯す、二日、義久先つ士卒を遣し西門を攻め、其外郭を焚く、尚久城下に逼る、蒲生の兵二十余人來り救ひ、城兵亦出撃す、迎へ撃て是を破り、城主祁答院良重

か子又二郎重經・西保武藏盛家等を斬り、其余斬首五十
余級なり、義久城下に至り、良重を論して降らしむ、因
て人を遣し是を促す事屢なり、敵猶下らず、是に因て貴
久軍士に命し圍を解て軍を退く、城兵其夜城を棄て走る、
三日、貴久諸將と共に城に入る、群臣皆賀す、此に於て
義弘をして當城を守らせ、貴久鹿兒島に還る、此勝利に
因て加治木の圍ミ瓦解す、

※1 (頭注)

「狩集・日當平等ノ出陣ハ九月十二日ナルコト、岩劍合戦日記
等ニ詳明ナリ、八月ノコトトスル誤ナリ」

※2 (頭注)

「星原ノ軍モ九月晦日ナルコト明ケシ」

「地理纂考」

(平松)
脇元村

※ 平松城 岩劍の城下にあり、周廻三百七十八間、石垣遺
て高八尺計なり、天文二十三年十月十九日義弘岩劍城に
移りし後、山上絶險なるか故に、當城を築き平日は是に
住居せしと云ふ、其後關ヶ原の役より還りし頃も須更此
(奥カ)

に居住ありしとぞ、

※ (頭注)

「永享中福昌寺奉加髯ニ平松安藝守武味トアリ、平山一族平松
ニ居テ如此ナラン」

諏方ヶ城 帖佐郷建昌城より西六町許にあり、南北水田
に臨ミ、東ハ村里、西原野に接して、諸所に堀切あり、
城主詳ならず、

狩集陣営村 脇元 (平松) 天文二十三年義久の陣営なり、岩劍城より
西南五町許なり、

日當比良陣営村 同 天文二十三年貴久の陣営なり、狩集の
南四五町にて、今深山なり、事ハ岩劍城に明なり、

物陣鹿倉山村 同 岩劍城の西五六町にて、當邑第一の高山
なり、貴久岩劍城を攻し時物勢の陣営なり、山中鹿及び
野猪多し、

〔新納忠元譜〕

天文二十三年甲寅、祁答院良重・蒲生範清等悪肝付兼演
以加治木降公、八月、發兵伐兼演於加治木、九月十二日、
公及世子貫明帥兵陣于日當平、以救兼演、忠元從軍、前此、
蒲生範清使其臣西俣武藏守盛家等戌岩劍城、十三日、公
遣兵縱火脇元、時城兵發出、我兵與之戰於瘦五郎坂名之下、
忠元有功、伊作士人宮原源太左衛門等觀而賞之云、

〔島津貴久譜〕

天文廿三年十月十九日、移二男又四郎忠平於岩劍城也、
令法印往彼地為地鎮矣、日新齋去平松渡御鹿兒島、

〔箕輪伊賀記〕

既ニ大隅ノ弓箭及大破、威安入道父子抛身命抽忠節ノ間、
為御扶助、天文廿二年癸巳廿三年甲寅ノ誤三月十三日、九月太守平
松ニ御發向有テ、日當平ノ地ヲ惣陣トシテ、舍弟左兵衛
尉尚久此時忠辰、為大將狩集ニ陣ヲ取、兩陣差合對平松、毎日
出合矢軍アリ、大隅ノ陣士足輕共西別府ノ村々在郷ヲ燒
拂ヒ、馳速ク敵二三入討捕ル、慈ミニモ清水ニ足輕走太兵

衛・加治木三郎五郎カ郎等竹下外記討死ス、又帖佐ノ岩

野原ニ互ニ出合相戰フコト朝夕無隙ソ見ヘケリ、兩陣ノ

軍衆事繁多ニ依テ御陣内逼迫ノ間、勢ヲ為賦、重テ右馬

頭忠將ヲ為大將シロカキ銀坂ニ御陣ヲ取玉フ、日々ニ出合相戰フ、

爰ニ加世田ノ住人鬼塚吉内左衛門ト云剛性ノ者アリ、九月十六日打死黒

木七兵衛尉ヲ案内者トシテ、岩劍両口ノコケヲ為見、白

昼ニ城ノ麓ニ忍寄ノ處ニ、敵是ヲ見付テ中ニ取籠メ討タ

ントス、彼等剛兵ノ者ナレハ、散々ニ戰ヒ追マクリ、已

ニ切通ラントセシ處ニ、多勢馳重レハ、遂ニ入来院郎等

※ニ宮里參河守ニ討レケルトソ聞ヘケル、就中、九月同晦日ニ

平松ノ麓於星原折角ノ合戰アリ、逆徒回狼心ノ謀、催多

勢企伏兵、貴久・又四郎忠平父子打テ出、逆徒回武略、

去トモ何程ノコトカ有ヘキ、其時忠平十九歳、今日戰場

ノ初也、イザ蹴散ントテ、陣中ノ卒軍兵、不屯足懸入玉

フ、貴久ツ、ヒテ懸入玉ヘハ、皆輕一命、爰ニ三原二郎

四郎・大寺大學左衛門・大山織部助・河野江兵衛・木村

源五郎ナト、名譽ノ懸合ヒ捨身テソ戰ヒケル、星原ノ師

サ餘リ猛キニ依テ、左兵衛尉忠辰後高勢ヲ少シ引分テ星原

ニ差遣ス、サレハ帖佐・蒲生ノ軍徒負色ニ成ル、慈ミノ士

卒之ヲ見テ弥攻入戦ヘハ、遂ニ敵敗北シテ逆徒多ク討レケル、忠辰ハ尚久ナリ引分タル勢ヲ以平松ヲ攻玉フ、タヤスク難落カリケレハ、先差置テ退ケル、其時山口太郎三郎・有馬二郎三郎・長田太郎左衛門打出ス、然トモ平松星原ノ師慈ノ勝利ナレハ、同十月二日廿三年ナリ夜、逆徒等放火岩劍落去ス、岩劍可有在番所トテ、即忠平・忠將大將トシテ各在番ヲソ勤ラル、又同十二月二日、帖佐ヨリ敵少々出テ打廻ル、此方ヨリモ少々出テ互ニ矢軍シケル程ニ、次第ニツ、キ合ヒ、敵モ慈モ大勢ト成テ攻戦フ、箕倉舍人・折田權五左衛門・河野江左衛門ナト云者名譽ノ合戦シタリケル、大將忠平・忠將・忠辰何レモ馳連キ玉ヒ、次第ニ烈シク成テ戦フ程ニ、如何成大事モ出来ナント思處ニ、日モ漸々暮ヌレハ、互ニ相引ニソ引ニケル、其後日々ノ軍アリト云ヘトモ無差事ノ處ニ、蒲生ノ北村ニ有内通者、山下半太夫ト云者ナリ中途ニ出合相談ス、仍テ弘治元年乙卯正月五日、貴久・義久吉田迄御出在テ、同七日、薩摩ノ軍勢其場ニ出張ス、然ニ敵ノ本意ハ、不實ヲ構ヘ、守護方ノ勢ヲ北村ヘ偽リ引寄せ、蒲生・祁答院ノ者トモ催大勢跡ヲ遮リ為討、貴久ハ祁答院方ニ忍テ深入シ玉ヒシニ、

諸卒皆敗北シテ、及折角ノ間ニ退玉フヘキ様ナシ、爰ニ指宿右馬允御暇申テ立返ル、御舍人ノ竹若丸見次返合テ暫ク防キ矢仕リ打死シケル、其隙ニ貴久退キ玉フ、又弟子丸播磨守兼日ヨリ所難遁ヲ思ヒ取タル者ナレハ、是モ返合セテ討死ス、貴久モ漸ク退キ取玉ヘトモ、慈ハ敗軍也、敵ハ大勢付ケ来リ、左兵衛尉忠辰御馬ヲ引返シ戦ヒ玉フ、御大事ニ可成ノ處ニ、右馬允カ子指宿四郎二郎・敷根源八兵衛・福崎二郎三郎・木脇刑部左衛門・貴島圖書助・箕倉舍人助・濱田五郎兵衛・青山太郎三郎・知覽ノ住人ニ名越・池井等、輕一命横カケニ切りカクレハ、敵大勢ト見テ後口崩レヌレハ、虎口ノ敵ハ漸々歩留ル、其ヨリシテソ引退ケル、又六郎歳久若年ニテ名譽ノ働、己ニ蒙疵玉フ、慈ノ危キ北村ノ返忠トハ此事也、同日、右馬頭忠將ハ大隅勢ヲ卒シ西ノ原ニ馳連キ、陣士ヲカケ散々ニ矢軍シテソ引レケル、其翌日廿八日、北原カ者共加治木・溝邊ノ浦ニ野臥ヲカクル、大隅勢不移時ヲ馳續キ、敵ヲ追入、己ニ二十余人打捕、慈モ足輕少々打死ス、同三月二日、帖佐別府川ニ於テ平松勢ト大隅勢互ニ相戦フ、同八日、加治木三郎五郎加治木・溝邊・日當山・長濱ノ

者共ヲ相具シテ帖佐・山田ニ互ニ陣士ヲカケ、敵數多討取ル、慈ニ三郎五郎カ郎等徳永与左衛門・安田全允・長濱ニ神崎大藏、其外雜兵打死ス、同十日ニ左兵衛尉忠辰軍衆ヲ催サレ、伊集院治部少輔・野村民部少輔ヲ使トシ、右馬頭・樺山安藝守・肝付三郎五郎ニ相談シ、正八幡へ伺神慮、日限ヲ定メラレ、仍テ同廿七日帖佐へ発向セラ、薩摩ノ勢別府川ヨリ寄レハ、大隅勢ハ岩野原ニ打寄、先ツ足輕雜兵共於高干口相戰フ、帖佐ノ軍徒岩野原ニ打出ル、慈ノ兵渡瀬ヲ遮ル、敵横カケセラルト見テ色メク處ヲ追入、敵數多打取テ、其佞帖佐ノ籠ヲ追拂ヒ、外垂下楯ヲ攻破リ、思々放火スル、忠辰・忠平・行久其外ノ侍等、岩坂口ノ師無比類コソ覺ヘケル、慈ニ清水ニ野口右京進、日當山ニ逆瀬川七郎兵衛、笑隈ニ上田舍人、喜入ニ田代宗二郎、宮原源藤兵衛、同朋珉阿弥討死ス云々、四月二日、帖佐・新城・山田ノ楯ヲ打捨テ皆祁答院へ落行ケハ、北郷讚岐守・根占右近太夫父子・肝付河内入道省釣馳參リ、誠ニ貴久ノ御武運非凡慮所為トソ感シ申ケル云々、

※（頭注）

「星原ノ戦ハ天文廿三年九月晦日トアリ」

「島津貴久記」

天文廿三年九月十二、至平松ニ太守様被成御發足、日當比良ヲ惣陣トナス、狩集之陣左兵衛尉殿太將タリ、從兩陣對平松、毎日之箭師言語ニ不及述ニ、同十三日、隅州之足輕早朝西之別府之村々燒拂處ニ指合、敵一人討取、慈モ清水ニ走太兵衛、加治木ニ竹下外記討死ス、各軍衆者帖佐口ニ指寄、敵岩野原ニ出合處、加治木・姫城衆先トシテ各々彼敵ニ合戦、則敵ヲ追退、加治木ニ春信房・足輕一人此場ニ討死ス、兩陣軍衆依繁多成、御陣内逼迫之間、為多勢ヲ賊カ、重テ又四郎殿為大將銀之陣衆構之、日々合戦御勝利也、爰鬼塚吉内左衛門ト云究竟之兵有、黒木七兵衛為案内者間、岩劍之詰口ヲ猶以為見檢カ、白昼ニ城之籠ニ忍寄、敵見之遮跡之間、近付敵二三人切付、彼兩人無余儀討死ス、就中、同月晦日、平松之籠星原軍有、太守様御父子策駿馬給間、軍旅合力ヲ得大利ト云リ、爰三原次郎四郎・大寺大学左衛門・大山織部佐捨一命ト云々、同日、星原之軍依猛ニ、武衛以下知軍兵多々被走

遣、相殘人數ニテ被攻敵陣、其時山口太郎次郎討死ス、
然者十月二日、於平松之軍ニ帖佐・蒲生・岩劍之人数敗
軍ス、慈ニ有馬次郎三郎一人討死ス、数度之合戦依高二
立給、無程平松之城御手裏入、從其以來雖有日夜之軍、
無指事之刻、蒲生北村ニ内通之者有、於中途何カシ出合
相談シ、達上聞之間云々、末文略、

〔樺山玄佐自記〕

一其後以安父子安藝守以相談、典廐様押立申、加治木・
帖佐及儀絶、祢答院・東郷・蒲生、殊入来院ハ岩劍を
覚悟之間、一段當敵に、其前郡山をも押而被召取故ニ
致御恨之處、御屋形様岩劍上之高山ニ被成御着、祢答
院自身在帖佐、其外四ヶ所・蒲生催多勢出合数度合戦、
幾度も御陣衆被得御勝利、無程岩劍被召取云々、

〔箕輪記〕

天文廿三年十二月二日、帖佐ヨリ敵少々出テ打廻ル、此
方ヨリモ少々出テ互ニ矢軍シケルホドニ、次第ニツ、キ
合ヒ、敵モ慈モ大勢ト成テ攻戦フ、箕匂舍人・折田權五

左エ門・河野江左エ門ナト云者名譽ノ合戦シタリケル、
大将忠平・忠將・忠辰何レモ馳連キ玉ヒ、次第ニ烈シク
成テ戦フ程ニ、如何ナル大事モ出来ナント思フ処ニ、日
モ漸々暮ヌレハ、互ニ相引ニソ引ニケル、

〔國史貴久記〕

天文二十三年九月十二日、公及貫明公率鹿兒島・谷山・
伊作・川辺・加世田・阿多・田布施・伊集院等兵衆伐帖
佐、以救加治木、先分其兵守吉田城、明日、貫明公軍狩
集、進屯日當比良、使伊集院忠朗護軍事、將攻岩劍城、
是時入来院氏軍守岩劍城、事見樺山玄佐自記、吉田與帖佐・蒲生接界、
故先遣兵守之、岩劍城遺墟在重富平松村、狩集在其西南、日當比良在其
西、郡村高辻帳、平松村属帖佐郷、元文三年、割帖佐・吉田之地、分置
重富邑、由是平松村今属重富邑、岩劍城遺墟在島津周防別館西南五町許、
梅北宮内左衛門尉國兼・宅間與八左衛門尉領鹿兒島・川
辺兵卒擊脇元、與戰於白銀坂、兄弟三殿自日當比良引兵
赴之、敵軍引去、敵軍又自八牟礼上白銀坂、遣谷山兵擊
走之、脇元在岩劍城東、白銀坂在脇元西南、日當比良在白銀坂西、國兼
等擊脇元、脇元兵禦之、國兼與戰於白銀坂、於是兄弟三殿自日當
比良赴之、三殿、依岩劍御合戦記原文、捩貫明公旧譜、即貫明公遣弟左
公・松齡公及歳久、郡村高辻帳、脇元属帖佐郷、今属重富邑、
兵衛尉尚久屯狩集、右馬頭忠將擊帖佐、忠將領隅州兵、
與戰於岩野原、十四日、發戰艦五艘侵脇元、
岩野原在加治
木木田村云々、

鬼塚吉内左衛門黒木七兵衛為郷導、十六日、二人登山覬城、城中知之、截其畝路、二人戰歿、十七日、松齡公將鹿兒島・谷山・下大隅之兵屯白銀坂、十八日、忠將遣大隅士卒、乘船五十餘艘、復擊帖佐、抵脇元、與鹿兒島兵會、發鳥銃擊敵軍、〔國敵軍〕卻走、廿日、松齡公遣兵伏於脇元、遣步卒至城下焚人家、鹿兒島兵至脇元、刈稻而還、帖佐軍追之、伏兵與擊破之、是日、梅岳君詣日當比良及狩集、廿一日、白銀營兵士至脇元、奪上流所藏舟十艘、二十二日、敵軍三百人登燒山為壘壁、狩集屯兵擊走之、二十四日、梅岳君還鹿兒島、晦日、公與貫明公敗帖佐・蒲生軍於星原、追亡濟平松川而還、十月朔日、公召諸將、議以明日攻城、夜遣尚久、督狩集兵、伏於城辺、二日、貫明公先遣士卒〔開力〕門于西門、焚其外郭、尚久徑偪城下、白銀營軍士至星原、縱兵刈稻、帖佐・蒲生遣兵二千來救、邀擊破之、殺帖佐城主祁答院河内守良重子又二郎重經・西侯武藏盛家等、斬首五十餘級、貫明公至城下、諭守將令降、因遣人促之者屢、未下、乃退軍以待之、及夜守將棄城走、三日、公與貫明公入城、群臣皆賀、酒三獻、〔六〕次日、梅岳君自鹿兒島至岩劍城之下也、子城失火、

命新作之、至是落成、七日、貫明公・松齡公還鹿兒島、十二日、帖佐兵侵加治木、十三日、公還鹿兒島、十九日、松齡公徙岩劍城、梅岳君還鹿兒島、以下略、

〔岩劍合戰日記〕〔以下用紙七葉〕

天文廿三年九月十二日酉之刻に打立被成御出陣之次第御大將軍若殿 義久公 軍敗者伊集院大和守 御太刀役 本田紋六 御番役梶原新兵衛 御幡指瀬戸口藤兵衛 御屋形貴久様御太刀之役鎌田甚五郎

若殿様為御大將、加兒・山田・加世田・阿多・田布施・伊集院・吉田之軍兵少々・市來衆少々被召烈、夜明候而狩集之御陣に御乗被成、夫より日當平如御陣御出被成候、御屋形様御供川上上野介其外谷山・鹿兒嶋・伊作・川邊・喜人之衆被召烈、夜半計に日當平之御陣ニ被召乘候、吉田之番知覽・高橋・永吉之人数被召置候、

十三日に川邊衆・鹿兒嶋之足輕衆辰之刻より午之刻迄脇元の人放火被遣候所に敵出會、坂中迄差上り軍仕候、味方之足輕大將ニ者梅北宮内左衛門・宅間與八左衛門、尽粉骨被相働候、然る處に川邊衆指替り合戰被致候、又

御兄弟御三殿坂口まで御差向候、敵是を見て引退申候、其時分敵八ツ之むれへ登る由被聞召候而、谷山之人数を被指遣候、谷山衆以之外被働、敵あまたに矢を射付坂を追下、味方ハ無何事被引上候、大隅衆ハ帖佐へ被働候處ニ、於岩嶽典厩様御大将にて合戦被成候由、未之刻計に御使僧を以御申候、午之刻に於御陣場大和守殿勝吐氣被上候、頓而阿多若狭守にて矢合被成候、其晩に及て雨すこしふり霧深く、依て天氣常ならず候、陣に御乗被成候時分、御加例之稲荷火をとぼし候光物なんとあり、伊地知殿早朝被參候、頼娃殿昼時分ニ參ニ而候、十四日、霧之渡り物成、天氣常ならず候、郡山衆新留ニ而敵八人被打候、仕方之人数廿八人計と聞得候、未之刻に脇元へ為打廻、典厩様御船五艘にて陸ちかく被押寄、鉄炮を以敵二三人被射伏、頓て船押御帰候、其夜戌之刻計ニ鹿兎嶋衆七八人指下、星原の家に放火被遣候、於帖佐敵一人被打取候、是ハ昼之事也、其夜吉田衆帖佐へ忍せ人家ニ放火被遣候、御陣之向之尾ニ稲荷うたひ申候、十五日、御屋形様狩集之御陣に御出被成候而、山焼れ候、十六日、鬼塚吉内左衛門・黒木七兵衛於濱墾之山打死仕

候、前之夜、吉田衆石神名字之者足輕一人、敵城之麓ニ而打死被申候、加世田八幡之座主より御使僧被上候、北郷殿より使僧御進上ニ而候、若殿様狩集之御陣普請御させ被成候、

十七日未之刻計、狩集之陣衆燒山ニ見え候敵を追拂ひ、申ノ刻初迄之矢軍、帖佐よりも麓迄敵續候得共、無由引帰候、山之内へ敵弓鏑桶など捨置候、大殿忠良様鹿兎嶋へ御光儀之由、其聞得候、戌之刻計ニ脇元へ御嘉例之稲荷火をとぼし候、夜半計に谷山・鹿兎嶋・下大隅之軍兵白かねの陣江被乗候、御大将又四郎殿ニ而候、十八日、大隅之人数帖佐之別府川へ船數五十計ニ而被寄候、鹿兎嶋よりも船五十艘計ニ而候、脇元へ上り作敷仕候、別府川之船も未之刻計に脇元江漕寄候、敵出合候得者、鉄炮を被放候得者散乱候、夫より典厩様・助太郎殿御陣へ御參候、其外大隅一所之衆少々被參候、肝付より使僧被參候、其晩ニ御屋形様白かねの御陣へ御出被成候、其夜より御留にて番之事共被仰付候、法印様衆徒中召烈、昼時分に御陣之御祈禱被成候、大上様より御使者被進候、其夜於脇元御嘉例之火とぼし候、昼程雨ふり候、

十九日早朝、如宗陣御帰候而、蒲生へ御使僧被遣候、若殿様白かねの御陣へ御出候、伊集院之足輕五人^ニ而於入来院敵三人打候而參候、仕方之日者十七日と聞得候、大殿様へ三原伊豆守殿御使者として被參候、其夜餅田原より蒲生堺迄稲荷火見得候、

廿日、白かねの御陣衆談合を以伏草仕役候、脇元へ二草伏候而、相揃人数にて敵城之麓明家とも放火し、其外鹿兒嶋より船数五十計にて脇元にのほり、作苅取り候處に足輕少々罷出矢軍仕候得共、させる事なく候處^ニ、帖佐より百計續合、味方之足輕に射合候、味方態^与足を乱し被開候を敵切付候而、伏草近く来候を、人数三百計伏起候而被懸候得者、敵たまらず敗軍仕候を、追詰候而合戦候、太刀初ハ藪田與右衛門、分捕之人数者梅北宮内左衛門・川野又九郎・足輕源五郎、以上敵三人打、あまた能矢被射候衆数不知候、若殿様御兄弟御出候而仕役御覽候、同朝狩集之陣衆焼山を拂候而、鉄炮^⑩なんとはなされ候、蒲生へ被遣候使僧被罷帰候、宗陣へ大殿様御着候、やかて其晚狩集之^⑩とく御出被成候、肝付三郎五郎被參候、吉田衆切通シより指寄候而作散され候、

廿一日、白かねの陣衆脇元江少々被指下候而、川上に小舟拾艘計隠置候をとらせられ候、家など放火、不断光院御出にて候、やかて鹿兒嶋へ帰被成候、北郷殿より使僧被參候、御屋形様狩集之御陣へ御出候而、暮時分御帰にて候、其時分より敵山を焼拂ふ音聞得候、

廿二日、焼山に敵三百計見へ候而、普請仕候^与見得候所を、狩集の御陣の人数被出向候而、互^ニ鉄炮取合にて被戦候、大隅・鹿兒嶋之船以上六七十艘にて脇元^⑩のほり候苅取候、若殿様御出被成候而矢軍御覽被成、酉之刻に御帰候、

廿三日、させる事なし、

廿四日、大殿様御出被成候而御談合被成、昼程に如鹿兒嶋御帰被成、焼山に家とも作候、若殿様も御帰宅^ニ而候、祢寢より使者被參候、清水・長濱・加治木より使者使僧被參候、

廿五日、町田伊賀守・比志嶋宮内少輔大隅へ為使者被參候、御屋形様白かね陣へ御出にて候、若殿様鹿兒嶋如御陣御出^ニ而候、

廿六日、又六郎殿御帰被成、町田伊賀守・比志嶋宮内少

輔大隅より被罷帰候、未之刻計に若殿様白かねの御陣江御出候而、軍兵少々敵城之麓へ指被遣候、敵も少々出合、星原之邊ニ而矢軍候而引被退候、帖佐より敵少々續合候得者、無何事引帰候、狩集の陣衆も焼山に矢軍候、鉄炮にて敵二三人被射伏候、味方ニ茂一兩人手負候、肝付より伊集院三河守為御番被參候、

廿七日、福昌寺之かんそ廻方坂より上為御使被罷立候、新納四郎殿御參ニ而候、佐多殿より使者被參候、吉田衆仕方ニ被罷出候得共、無指事ひかれ候、

廿八日、加世田より周防之介殿御使者ニ御參被成候、廿九日、仕方兵を被成候、加治木・市来より使者被參候、西之刻計、白かね之陣衆麓に指下候、十人計被寄候處ニ、敵も二十人計出合候而、少々矢射被合候得共、無指事被引候、於宗陣戌刻計ニ稲荷御うたひ候、

卅日、真幸江被遣候使僧正雲寺・正東庵被參候、大上様より御使者を以大般若之配帳被進候、未刻計、狩集之陣衆焼山に指下、矢軍半時計候處に、白かねの陣衆少々坂下ニ被下候而、かゝる所に敵出合、申之刻之初より軍初り、先味方より初之追籠、敵忸人打取候、夫より帖佐・

蒲生衆續合候而、敵きをひかゝり合戦候、味方之太刀初ハ比志嶋宮内少輔、高名之人数其外数多有り、かくて西之刻迄勝負見得ざる所に、伊集院治部少輔被申上候者、先々若殿様御續被成、其後屋形様御立候者、爰元至て合戦候ハす、味方之可為難儀之由上覽に及而、相殘人数召烈御續被成候、是を見て狩集之陣衆も少々被續合候、然者又合戦初り候而、敵以上七人被打取候、平松川之向まで追詰られ候而、味方何事なく被開候、味方打死之人数三原次郎四郎・大寺大覚左衛門・大山織部佐、手追之人^(負カ)数ハ三之陣へ数しられず、伊集院大和守殿勝吐氣上被成候、時分者戌之刻ニ及候、被合戦之時分、狩集之軍兵焼山に被懸候而、屏涯近く切上られ候得共、先々被引退候、加世田衆忸人打死被仕候、

十月朔日、大上様より使者有り、肝付より之番衆ニ而候、若殿様御寄合ニて候、三ツ之陣衆・吉田衆被參候而、明日之仕方之兵を被成候、其夜御家之人衆被打入候、亥刻計に御陣之向之尾に稲荷御うたひ候、いづれも目出度候由被申上候、夜半計、狩集之人数山を下而被伏候、

二日、若殿様御打立被成候而、銀之御陣之城戸之外迄先

々御出被成候、然者先吉田之人数(行カ)を以城之西口夜明る
 時分さし寄、たれを二三重取て、あき家など放火ニ而
 候、少引退籠にすわられ候、扱左兵衛殿御手之衆被伏起
 候而同城之麓へすわり候、白かねの陣衆も星原之邊へす
 わられ候而作敷被取候、かゝる所に、帖佐・蒲生より一
 二千計と見得候而、平松川さしとをりて池嶋あたりに二
 手に分てひかへ、足輕少々指出候、味方よりも足輕少々
 指出候、味方より行茂足輕少々カにて矢軍初り、味方之大勢
 二手ニ分て攻掛り、敵を待かけ雖戰、面もふらず攻破候
 得と、おひかけく打程に、高ひの川之邊迄追つめて、
 敵已上五十人計被打捕候、のき場に敵少々付候得共、無
 指事候、若殿様平松之原指御掛候、御屋形様軍ありさう
 に見得候へハ從御陣御續被成候、池嶋之原迄御馬を出さ
 れ候、夫より白かね之坂之下にて頭御実檢候、若殿様未
 平松之城之麓に御座候而、城を渡候へ与せめ使を御立候、
 雖然追而談合之由申程ニ、先々御ひらき、味方ニ者加世
 田之有馬名字之者・伊集院はね小名字(北カ)・鹿兎嶋水口之乙
 名打死仕候、蒲生ニも大和守殿使僧被遣候、子之刻計ニ
 城を捨て逃のき候由聞得候て、味方之人数頓て御のり被

成、御覺悟罷成候、かゝる所ニ何とかしたりけん、内城
 より火を出し、城半分計燒候、

三日辛未午之刻、御父子共に御陣より城のことく御出ニ
 て候、内城に御幕を被打、御三猷參候、それ過候而、大
 和守殿太平之吐氣を御作り候、其後宗陣・狩集之陣同陣
 拂させられ候、岩劍大明神昨日之破に白かねの陣のこと
 く奉懷取、法印に被仰付、本船(社)に奉移、御屋形様御代に
 西之刻計に參被成、從大隅典厩様御使者御進上ニ而候、
 椀山殿御參候、其外一所之人数・社家衆不殘被參候、坂

之上より監寺廻方被罷帰候、穎娃殿・伊地知殿御太刀被
 上候、戌之刻ニ大和守殿岩直ニ吐氣上ケ被成候、
 四日、夜之内より巳之刻迄雨降候、從肝付之番衆伊集院

三河守暇被申候、北郷殿より御使僧ニ候、

五日、北郷殿より津曲名字之人御使者ニ被參候、肝付殿
 より使僧被參候、

六日、若殿様神に御參候、新納殿御參候、以安茂被參候、
 帖佐堺之人数少々被出候、大殿様御光儀候、肝付殿より
 使者參候、北郷殿よりも使僧被參候、蒲生へ被遣候御使
 僧被帰候、酉之刻計ニ典厩様御參候、内城御屋作出來候

而、御屋形様御移徙之御祝言候、

七日、若殿様御兄弟何れも鹿兒嶋のごとく御帰宅被成候、法印衆徒同心ニて御祈禱被成候、鹿兒嶋之諷方之はうり内侍召寄候而、十五日、社に御かくら被成候、於合戰場

南方之僧衆百人余ニて大施餓鬼被成候、道師常珠寺之東堂、所々之人数少々御暇被申候、酉之刻に亥日之御祝参候、從帖佐落人被参候、

八日、▽^⑩鎌安殿様御参候、△

九日、菱刈より使僧参候、蒲生より茂兩使僧被参候、林寝よりも使者候、飫肥より為御番平山越後守殿・日置治部左衛門被参候、亥之刻計ニ燒山之あたり稻荷御うたひ候、

十日、▽^⑪鎌安殿様御帰被成候、△

十一日、▽^⑫北郷殿より御使者小杉右近・不断光院御出船之由其聞得候、△典厩様暇御申候、▽^⑬求麻より使僧被参候、△

十二日、帖佐より加治木ニ勢遣候、加治木衆出合、西俣名字之者老人被打取候、申刻に岩劍大明神へ御屋形様御社参候、

十三日、脇元より船ニて御屋形様御開陣被成候、

十四日、龍雲寺東堂僧衆百人余リニ而大施餓鬼ニ而候、

十九日、岩劍へ又四郎殿御移被成候、大上様如鹿兒嶋御出被成候、法印御越候而地鎮被召候、

〔地頭系圖〕

平松

鎌田太郎右衛門政榮 初大炊介 御使役也、寛永十六年ヨリ明暦元年迄、平松地頭初也、

新納仁左衛門忠彰 初仲次郎

鎌田後藤兵衛政辰 初四郎右衛門 後六郎右衛門 萬治三年九月ニ十九日ヨリ

島津又六 寛文三年十一月十二日ヨリ、

北郷又次郎 寛文五年二月二日ヨリ、

岩切六右衛門 (門脱力)

黒葛原左近 寛文七月三日ヨリ、

財部傳右衛門盛堯 御納戸奉行・奏者番・町奉行・吟味役、寛文八年九月十日ヨリ

鎌田又七郎政長 後出雲、寛文十一子七月五日ヨリ、十三年四月三日属帖佐、故帖佐地頭

〔地理纂考〕

岩劍神社 平松 本村

祭神 大己貴命 保食命 神体木像二軀、各一尺二寸九分也、

當村岩劍城址シロカネサカの山下アモトにあり、天文十一年棟札に、大檀那平重嗣、地頭重清とあり、創建詳ならず、社説に、天文二十三年島津貴久岩劍を攻む、十月二日、田布施金峯山の座主某、岩劍社の神体を奉し白銀坂シロカネサカの陣營に到る、貴久勝利あらは毎年祭祀に神舞を報賽せむとの立願ありしに、其夜半洪谷か兵岩劍城を通れ去る、翌三日、貴久城に入り、岩劍の本社に神体を遷す、是故に當社を軍神と稱し特に尊崇ありて、正祭には神舞あり、又島津義弘平松へ在城の時、當社へ屢參詣ありて神舞を供し、且祭田をも寄附ありしと云、今に至り正祭九月十九日・十一月十五日猶神舞を修す、當郷建置の後、延享二年再興の棟札あり、當邑宗社なり、

〔名勝志〕

岩劍神社 城址の下に鎮座、祭神一座、大己貴命、祭十一月 初申・同月十五日、大中公洪谷黨を責給ひし時、天文二十三年甲寅十月二日、田布施金峯山別當某、神躰を守護し奉りて白金坂の陣所に勸請して祈誓をなし、毎歳神舞をもて其祈を賽せんとす、其夜子刻、洪谷黨徒尽く岩劍城を去て逃ゆく、故に

翌日公城乗しこゝに安鎮す、これより以来軍神と稱して尊崇日々に厚し、拜殿に岩劍大明神五字の額を掲ぐ、社司後藤某、別當寺岩劍山神宮寺圓明院、天台宗鹿兒島南泉院の末寺なり、本尊虚空藏菩薩坐像、初め真言宗梅慶上人の開基にして、年月詳かならず、延享二年天台に改宗し、編詢僧正をもて勸請開山となす、

〔纂考〕

諏方神社勝元村

祭神 建御名方神 事代主命神体鏡、銘に天 文廿四年と記す、

所藏の棟札に、弘治二年丙辰六月廿九日、地頭三原遠江重秋、造立諏方社一字云々とあり、祭祀七月十七日、

〔名勝志〕

諏訪大明神 平松村に鎮座、祭神二座、建御名方命・事代主 命、祭七月十七日、領主假屋より丑方拾九町余、弘治二年六月廿九日社頭一字を造立するよし地頭三原遠江守重秋と古き棟札に見へたり、神鏡銘に天文二十四乙卯五月吉日と記せり、

〔纂考〕

稲牟禮神社同村
(北松)

祭神 猿田彦大神

正祭十一月初酉日、創建由緒詳ならず、

〔纂考〕

上九玉神社船津村
カミククマ

奉祀一座 船玉神

永祿九年乙丑十一月造宮の棟札を蔵む、祭日十一月中酉日なり、

下九玉神社同村
シモククマ

奉祀一座 船玉神

寛延二年十一月再興の棟札あり、此上下九玉の二社ハ、弘安年中帖佐八幡宮の神靈を守下りし時着船の所なる故に、地名を船津村と称し、両社を創建せしと云ふ、此村の鎮守なり、帖佐八幡神社の条と参考すへし、

高姫神社佐多之浦村
タカヒメ

祭神 高姫命

寛文六年造宮の棟札あり、同村觸田山の半腹に平坦の地ありて其所に鎮座なり、前は數百丈の谷にて兒ヶ澤と云ふ、深淵に臨み、後ハ深山なり、往古童子此淵に身を投て死ける故に名を得たりとぞ、山上より潭を臨めは皆人眼眩く、社頭に詣るには懸崖の西北三町許に羊腸の路ありとぞ、

〔地理纂考〕

白銀坂平松村 此山當村の西南に當り、群巒複岡甚險峻にして、吉田・蒲生の群山に接連し、山中に薩摩・大隅往来

の大道通す、

〔地理纂考〕

白銀坂脇元村 白銀山中にあり、薩摩・大隅の往還にて、鹿兒島よりハ降りにして一里に近し、坂の下より坂中吉田界まで

凡二十四町二十四間、重富の内、坂中に薩隅の境木あり、左右岡巒廻合して、其間に大道通す、水泉縦横に流れ、石路險阻にして、行人更に心を安むる事能ハす、鹿兒島近地の險なるハ是を以て第一

とせり、坂の上より望めハ大隅の遠景一望に歸す、中にも櫻島海中に秀抜して盆山の如く、其風景比すへきなし、此坂種々の妖怪ある中に、棺の通行する吏を堅く禁す、是を侵す時は妖怪の為に棺中空しく成ると云ふ、

〔名勝考〕

瀧水山タギミヤマ同郡脇本村に在り、府長位二里半、北一里にして白銀坂の峻あり、瀧水山タギミヤマ坂上に薩摩・大隅兩國の分界あり、東大隅始羅郡脇本村、西薩摩鹿兒島郡吉野村、

瀧ヶ水海邊にて、一山ヤマ棗マフキ多し、三春の月満開の時ハ黄金を散し綿繡シメを鋪シテるか如し、碧潭緑波之か為に色を變ず、心岳禪寺あり、文祿元年七月十八日左衛門督歳久入道晴蓑フスマ主自尽の處にて、慶長四年の春龍伯公リウハク創し玉ひ、神位香花所たり、

往晴蓑家之跡詠和歌

三位龍伯公

住なれし跡の軒端をたつね来てしつくならねとぬる、

袖哉

慶長十三年十一月、又心岳寺にておのゝ歌ウタ詠せ玉

ふ、

全公

岩木までかけふる寺を来てミレハ雪のミ山そおもひやるる、

宰相義弘公

夕波に月と雪とを待とらハいつくハありといその山寺

中納言家久公

とふ袖をけふまつかえに咲藤の花の波よる池の下水

細川玄旨

みほとけをたのむものゆゑ袖にちる霰の玉を手向にや

せん

右馬頭久雄

花さそふ嵐そ今ハうらめしき三とせの春を思ひ出れば

〔名勝志〕

惣陣鹿倉山 平松村にあり、領主仮屋の申方五町許り、

岩劍城を責給ひし時惣人数の陳所なりといひ傳ふ、本邑

第一の高山にて猪鹿多し、公の陳所白銀とあり、今其地

さたかならず、

〔地理纂考〕

〔地理纂考〕
 脇元濱^{ワキモトハマ}脇元村^村 白銀坂の下海濱を云ふ、人家數十軒あり、此海頗る湾回^{⑧出}ありて、右ハ青嶂相連り、左は沿海一帶平砂にして、風景愛すへし、此濱に鹿兒島往来の舟船ある故に、通行の輩白銀坂の難所を辟^サけ此濱より発船する者少からず、

〔地理纂考〕
 布引瀑布^{スノヒキノタキ}村^村 水源ハ白銀の山中より出つ、其幅五六尺にして高さ六丈許、左右ハ巖壁なり、邑人呼て布引と云ふ、此下流を轟川^{ト、ロカハ}と号す、渡瀬川^{ワズキ}に會して脇元浦の海に入る、

〔名勝志〕
 布引滝 脇元村にあり、領主仮屋の巳方拾町余、其源ハ白銀の山中にして、丑寅に向ひ、水勢少し、高きこと凡拾間許り、横五六尺、左各野岡躑躅多く、春暖夏日景勝あり、邑人呼て布引といへり、

〔地理纂考〕
 渡瀬川^{ワズキ}佐多之浦村^{浦村} 一名平川^{⑧松}とも云、水上は鹿兒島郡吉田郷の

山中より出つ、佐多之浦村、平松村を過ぎて脇元の海に入る、満潮の時は舟渡しにて、常ハ歩渡り^{ガチ}なり、川口舟^{⑧整}船撃泊す、

〔地理纂考〕

物産

薬品 茯苓 括藁實

蔬菜 白濱海苔^{シラハマノリ} 脇元村白濱に産す、故に名を得たり、

樹木 樟^{クス} 櫟^{クシ}

飛禽 雉 鶯 山中に良種を産す、

走獸 鹿 野猪 馬

鱗介 沙鱈^{ナマコ} 石首魚^{方言火打魚} 此魚諸方に産せず、當邑海上

より福山海中まで多く産す、棘鬣魚^{タヒ} 鱧^{ブリ} 鱒^{アチ} 鯖^{サバ}

鱈^{ボラ} 帶魚^{オチ} 烏賊^{イカ} 鮒^{フナ} 溪鱸^{アユ} 鱸^{ス、キ} 龜^{カメ} 蛤貝^{ハマグリ} 諸種

〔地理課川調帳〕

幹流 一思^ヒ川 平松村

通ニ係ル村方 白男川村^(マ) 西佐多浦村 東佐多浦

村 觸田村 平松村

水源蒲生白男川村(マ)○高牧ヨリ鹿兒島郡吉田西佐多浦村吐
合一里、東佐多浦村五分、平松村ヲ經テ一里八分、合
里程三里三分ヲ通、脇元浦海工入、

川西
一平松川

同村

旧吉野牧 ●中嶽 ●岩劍社
●荒川内 ●惣陳 滝ヨリ谷川三ツ流合里程七分同
シ、

地理志

重富 古來帖佐之内ニテ号平松、寛永年中外城ニ立、寛文十三年丑四月三日、又屬帖佐、元文四年、改平松号重富、

元文二年丁巳三月廿日、 繼豊公以御證判采地賜壹万石
于嶋津壯之助忠紀、同四年己未九月、号重富、

星原平松麓村

天文廿三年九月晦日、此所ニ而御馬を立らる、先陳ハ岩
劍城西(④門) 攻らる、於此地 貴久公及義久公卒卒軍旅大功
を立、三原次郎四郎・大寺大学左衛門尉・大山織部佐皆
戦死候、(⑦世) 旧録記ニ有、

岩劍城 岩劍大明神 社司後藤氏 祭神不詳、

④三 祁答院河内守良重・入來院彈正重豊・菱刈氏・蒲生十郎
太郎為清等黨を結、祁答院の兵を籠置、蒲生・帖佐より

加治木を攻候故、城主肝付越前守兼演入道以安危急之由
相聞得、天文廿三年九月十二日、 貴久公 義久公御大

將ニ而平松之上日當比良御陳、嶋津尚久大将にて狩集陳
令守、此時燒山之陳凶徒守之・白銀坂・脇元・星ヶ原等ニ而時
々合戦有、同(⑤十月)月十二日、岩劍城御責被成候処、帖佐・

蒲生之凶徒二千計二手ニ成、平松川を渡り池嶋之邊ニ扣、
此時味方よりかゝり挑戦、味方勝ニ乗り、逆る敵を追、

帖佐高樋川まで追詰、斬獲五十餘級有之ハ、内帖佐城主
渋谷河内守長男・西俣武藏守を打取候、其夜岩劍城没落

也、右之首共をは白銀坂下ニ而実檢ニ被成候、扱翌三日、
太守御父子三人城ニ入御、御祝有之、十月十九日より

忠平公御在城也、

瀧水山心岳寺

家久公渡御心岳寺有尊詠、

とふ袖をけふ松か枝に咲藤の花の波よる池の下水

御佛を頼むものゆへ袖に散る霰の玉を手向にやせぬ

玄旨

〔地理纂考〕

始羅郡

蒲生郷カマフガフ郡カマフガフ蒲生郷後紀延暦廿三年三月庚子、大宰府言、大隅國桑原郡蒲生駅與薩摩國薩摩郡田尻駅相去遙遠、遞送艱苦、伏望置駅於薩摩郡樺野村、以息民苦、許之、○延喜式に大隅國桑原郡蒲生駅云々、○建久八年大隅國田帳に蒲生院百十町九段半云々、今始良郡屬す、

鹿兒島縣廳を距る事五里余、東山田、南重富、東南帖佐、西吉田、西北蘭牟田・大村に接す、周廻十四里十三町五十八間、村落九西浦村 白男村 上久徳村 下久徳村 久末村 重富村 北村 米丸村 漆村、人員總計五千八百八十六人、戸數千三百六十二軒、

〔地理志〕

國初、藤原姓蒲生太郎太夫清直領之、文治・建久ノ比ナリ其元大職冠鎌足、十二代道通長公男子七人アリ、五男ヲ教通ト云、其子通基之子ニ教清迪法師シテ檢校坊ト号、其子上総介舜清、後ニ真光坊ト号セリ、此人初テ豊前國ヨリ大隅ノ

府ニ下向シ垂水ノ城ヲ安堵、保安四年⑦笑卯閏二月、大隅國

蒲生・吉田ノ領主ト成、因テ家号ヲ蒲生ト称ス住蒲生城、舜清一子八

郎太夫種清、其子清直也、自是世々領、十五代越前守茂

清、其養子十郎為清對太守忠兼・貴久公奉敵、弘治三年

合戰、不利落城、○諸家大概記、此時城ヲ渡候ハ西俣出

羽・矢上大膳トアリ、其後地頭ヲ比志島美濃守國守ニ被

仰付、自郡山移此地、

蒲生美濃守忠清、長祿三年、依立久公命轉當地賜薩州給

黎移彼地、夫ヨリ文明年間島津豊後守季久領此地、平山城 主帖

佐・高城・上ノ山・平瀬・蒲生・北村・溝辺・横川・東郷等併領ス、季久ノ子忠簾代、文明十八年、

飢肥・櫛間ヲ玉ハリテ彼地ニウツル、夫ヨリ明應四年迄

十年ノ間誰人ノ領カ、○明應四年、忠昌公再賜蒲生忠清、

〔國史忠昌傳〕

明應四年閏二月、公賜蒲生刑部太輔宣清蒲生、其旧邑也、

〔古城由来記〕

大職官鎌足流從三位通基

教清

豊前國宇佐八幡宮留守職ヲ勤、

舜清

母八幡大宮司女、上総介ト称ス、大隅ノ府ニ下向
ス、垂水城ニ安堵ス、保安四年癸卯壬二月、蒲生・
吉田ノ領主ト為ル、蒲生ニ居城ス、

八郎太夫種清

或真光坊
トモ云

太郎太夫清直―世々蒲生城主
宗清

称脇元氏、

※
十二世

蒲生美濃守清寛

―某

―某

宣清

―充清

守護元久ニ事ヘ忠臣タリ、薩州鶴田ノ戦ヒ及鹿兒

島原良川邊ノ軍ニ軍功アリ、

十三世

美濃守忠清

久豊ニ事ヘ家老職ナリ、

十五世

越前守茂清

十六世

十郎三郎茂清

越前守範清

實種子島武藏守忠時二男ナリ、茂清・為清二代守
護忠兼・貴久ニ敵ス、大永・天文・弘治中合戦、
利アラス、蒲生氏家臣西俣出羽守・矢上大膳正ヲ
以テ阿多加賀守・岩切三河守ニ就テ降ヲ乞、故ニ
貴久其死ヲ宥メラル、依テ四月中旬、蒲生ハ薩州
祁答院ニ退去ス、然ルニ越前守茂清晩年ニ及テ一
子アリ、谷川十郎四郎清親ト云、既ニ為清嗣子タ
レハ清親家督ヲ受ケス、後罪アリ、為清ヲ隅州鳩
脇ニ誅ス、

※(頭注)

〔長祿中宣清 明應宣清〕

〔旧記〕

(頭注)参考ノ為メ

一文明六年、蒲生十郎三郎宣清居于給黎、

〔國史忠國傳〕

長祿三年己卯、中略、是歳、公徙蒲生領主蒲生十郎三郎宣

清為給黎領主、宣清清寬之曾孫也、摠蒲生十郎兵衛系圖云々、

以下略ス、

〔全貴久傳〕

大永七年六月云云、二十五日、大翁公遣兵攻蒲生越前守茂清於蒲生城、茂清擊破之、茂清宣清之孫也、蒲生城遺墟在蒲生郷、
係久末村、

越前守充清——越前守茂清永正二年生、

實種子島武威守忠時二男ナリ、母蒲生宣清女、

〔建久圖田轍〕

蒲生院百十丁九段半

正宮領

本家八幡

地頭掃部頭

外數行略ス、

〔建治石築地注文〕

蒲生院百四十二丁三百步除實進田五丁定百卅七丁五反大

弁濟使左衛門入道法智

公田百十九丁五段小

末丸十七町七段

郡司伊賀房[▽]行公[△]

〔田代刑部少輔清元傳〕

文明十九年丁未二月十八日、武久公使村田經安・平田兼宗又賜田五町・畠一町四段於蒲生院、

〔國史貴久記〕

大永七年六月十八日、公至田布施、廿一日、大翁公復版鹿兒島、實久誘之也、二十五日、大翁公遣兵攻蒲生越前守茂清於蒲生城、茂清擊破之、茂清宣清之孫也、

〔纂考〕

ヒサスムラ
久末村

カマフノシロ
蒲生城、或ハ本城とも呼ぶ、昔時蒲生氏累代の居城也、

蒲生系圖等を按するに、其先大職冠鎌足公の末裔從三位藤原通基の男教清豊前國宇佐郡に住す、其子舜清保安四年大隅國に來り、垂水シヅクの城主たり、同年、蒲生及吉田を領し此城に移り、上總カマフと稱し蒲生を家号とし、子孫世々居城とす、島津貴久の時、十八世蒲生範清叛して當城に

據る、諸旧記を考ふるに、諸書異同あれと大意同し、弘治二年十月、貴久諸軍を督し蒲生を攻む、島津義久・島津義弘及び島津右馬忠將貴久の弟・島津左兵衛尚久貴久の季弟也是に從ひ松坂壘を圍む、是より先同年三月、貴久既に松坂を攻む、此事次の巻にいへり、洪谷良重來り援ふ、貴久軍を分ちて是を破り、松坂を抜き、七曲り・馬立等に陣營を布マダチき當城を攻むとす、菱刈左馬重豐大軍を率ひ、當郷北村の境に屯して蒲生を助く、貴久曰、範清險に據る、今此を攻なは重豊か大兵我後へを襲ハむ、又速に抜く支を得すんは諸方の援兵集りて進退危からむ、因て戦ハすして日を経ハ重豊か軍勞るへし、其虚に乗して重豊を破り蒲生を伐ハ一挙して両敵を滅さむとて、敢て動かす、兩軍相持して翌年四月に至る、時に貴久衆と議して曰、今や重豊久しく爰に在て銳氣漸く衰ふ、急に撃ハ破らむこと掌にありとて、十五日、諸軍を指揮して重豊か營に向ふ、重豊高山に營して我軍を直下し、頻に矢砲を雨して是を防く、味方死傷多く、先隊猶豫す、是を見て義弘単騎にして先登す、重豊か土楠原某膂力絶倫、刀を振て義弘に名調するを、義弘一刀に斬て捨つ、相續て村田越前・三原右京奮戦す、衆是に激して争ひ進む、其勢ひ烈風迅雷

の如し、忽ち敵數百人を斬る、重豊通る、に路なく、終に自刃す、是に於て直に軍を廻し當城に逼る、敵軍大に恐怖し、範清か臣西俣出羽密に降を乞ふ、範清重豊か援兵敗れ衆の異心あるを察て、蒲生の保ちかたきを慮り、廿日、夜に乘し城に火を放て祇答院に通れ奔る、因て兵を取め、比志島美濃を地頭とす、其後貴久永祿年中當城の鬼門に方て密宗の清利を建立して祈願所とす、又本丸より午未の方に義弘取添地と云あり、口碑に、関ヶ原の役畢り義弘帰陣の後、関東の軍勢薩戸に向ふとの聞えありて、義弘要害の地を撰ミ修築せしと云ふ、本丸・二丸・東城・倉城・岩城の名、或ハ追手口・圍圍等の旧跡今に傳り、總名を龍ヶ城と号す、周圍二里三町余、四方断岸峻谷、山林深く、秘泉多くして、守るに安く攻るに難し、實に天造の堅城なり、

※(頭注)

「古城由緒記ニ、十二月中旬、菱刈左馬権頭蒲生氏救來、北村境ニ陣取云々」

「見于軍記」

明應三年秋八月、渋谷重度伐蒲生氏於蒲生城、斬十餘人、燒夷民舍、

「地理志」

本城龍ヶ城トモ云、岸高ク谷深シ、四方絶地、堅固ノ山城ナリ、周廻一里餘、大手口北、水ノ手口西、薩隅軍記云、天文廿四年、則弘治元年、忠平公御年十八御先手ニテ御出陣、松坂ヲ取巻、無程外廻輪ヲ責破リ給ヘハ、敵兵不叶本城ニ籠、城主中村父子三人進出防戦といへとも、忠平公御大将ニ而眞先ニ進ミ攻玉ヘハ、中村父子ヲ初城兵悉ク討取、終ニ城ヲ乗取給フ、

「肝付兼續傳」

弘治三年丁巳或作二年丁巳非三月、大中公及世子帥兵伐蒲生茂清、省釣及子良包往屬公軍、

「箕勺伊賀記」

國一揆ノ与黨ヲ退治セザレハ國中不静トテ、貴久仰ケルハ、一揆黨ノ中ニモ蒲生ヲ早可退治トソ宣ヒケル、宗徒

ノ人々各承テ蒲生出陣ト評定アレハ、弘治二年三月、貴久・義久父子御馬ヲ出サル、一家ノ人々ニハ又四郎忠平・又六郎歳久・右馬頭忠將・左兵衛尉忠辰・北郷讚岐守忠相時久トモ・新納近江守忠武・佐多伯耆守忠孝、一門ニハ樺山安藝守善久・河上上野守久偶偶力・大野駿河守・同治部大輔・吉利下総守・同山城守・喜入摂津守・同三郎四郎・伊集院山城守、一郡一莊ヲ領スル人々ニハ穎娃左馬助・種子島左近太夫將監時高高ハ堯ニ作ル是・根占右近太夫將監重武・肝付河内入道省釣・同左馬助良包・伊地知民部太夫重興・上井伊勢守兼元・敷根中務丞頼繼・廻伊豆守頼連・比志嶋式部少輔義鎮・河田駿河守義朗、其外諸所地頭職ノ人々數十人、執事ニ伊集院右衛門大夫・平田美濃守・村田越前守・三原遠江守ヲ始トシテ、都合其勢五千余騎、蒲生城へ押寄陣ヲ着玉ヒケル、日々ノ打廻、時々ノ矢軍隙モナシ、然ルニ又四郎忠平此度ノ門出鹿兒島小城權現ニ參リ祈リ玉フ也、忠平申玉ヒケルハ、松坂ハ今山田ノ内木津志村久木野々門ノ上也、松坂ノ要害ヲ先可攻、蒲生ハ急速ニ難落去、脇ノ小城要害ヲ攻落サハ此城一ツニ成テ城中自ラ退屈セント申玉ヘハ、尤可然ニソ定リケル、

忠平竊ニ忍ンテ彼要害ヲ見玉ヘハ、乱杭逆茂木ヲ引、城戸數重立テ、堅ク取構ヘタリ、乍去忠平一攻々テ見ント申玉ヘハ、各其支度アリ、天文廿四年十一月十八日、或三月十^{八日}トモ勢ヲ引分テ三千人松坂ノ要害ニ押寄セ四方ヲ囲ミ、民屋ニ火ヲ放、時ヲ動ト揚レハ、城中ヨリモ鑿ヲ合テ防キ戦フ、火ヲ放石ヲ擲コト降雨ノ如シ、忠平時刻移リ悪リナント自ラ鎗ヲ取テ真先ニ進玉ヘハ、軍兵我不劣ト攻上ル、梅北宮内左衛門真先ニ切入シニ、堀底ヘソ打落サル、寄手進兼タルニ、忠平後レス攻玉ヘハ、河上上野守・同名左近將監・新納刑部太輔・山田藏人・伊集院右衛門太夫・平田將監、其外宗徒ノ人々三百余人散々ニ戦ヒ合フ、忠平廿二歳、分捕ノ武勇皆人感シケル、宗徒ノ人々武勇ヲ勵ケレハ、遂ニ城ヲ攻落シ、城ノ地頭中村父子三人其外數十人ノ頸ヲ打取り、勝吐氣動ト作ル、其勢中々申ス計ナシ、松坂ノ地頭ヲ市来内藏助ニ被仰付、軍兵ヲ遣サレ、馬立末村方迄楯ヒトテ三陣ヲ取セ玉ヘハ、今ハ渋谷黨諸方ノ一揆ノ通用不輒、同廿一日、蒲生横尾口ニ敵少々打廻ル、陣中ヨリモ出合矢軍シケル、伊集院弥六・梶原藤七兵衛・箕勾舍人・勝部主殿助・福屋善三郎、城

戸口ヘ攻入テ楯ノ端ヲ切崩シ、各合戦シテ引退ケハ、勝部ハ垂ノ口ヘ射伏ラレ討レケリ、福屋ハ痛手ヲ負退キヌ、十一月十七日、蒲生城ヨリ打テ出、蠟カ尾ニサ、ヘテ相戦フ、二階堂帶刀・桑波田主馬助ナト高名シテ退ケル、城モ難落去シテ弘治モ三年ニ成リ、菱刈ヨリ蒲生ノ加勢トシテ菱刈左馬權助大将トシテ蒲生北村ヘ陣ヲ取り相支ケル間、慈ノ煩ト成ル、早速蹴拂ントテ、四月十五日、同音ニ打連テソ唄ヒケル、菱刈カ郎等ニ山田十郎・原小四郎・曾木筑前・嶋田新藏ヲ始トシテ廿余人打死ス、敵三百余ノ頸ヲ切、勝吐氣作テ慈ノ競限リナシ、去トモ蒲生城堅固ニ持テ衰ユル躰ナシ、城ノ野頸ニ荒平ト云山ノ嶮岨ニ忠平カケ登リ陣ヲ取り、次第ニ近ク攻寄レハ、蒲生方次第ニカラ尽キ退屈シテ乞降、下城シテ渋谷ノ如ク退カレケル云々、夫ヨリ蒲生ノ地頭ヲ比志島美濃守ニ仰付ラル、

〔國史貴久記〕

弘治元年乙卯是年十月改元云々春正月二十三日、遣兵襲北村壘、遇伏而敗、公與貫明公及又六郎歳久救之、歳久力戰被創、

址也、

北村城 キタクラシノロ 即北村に在り、一名矢筈城とも云り、蒲生の一

族北村某代々居城なり、按するに、北村ハ蒲生氏五世清直か第二の男清則を北村二郎と号す、是に出たる

し、蒲生範清落城の時、北村伯耆清康城主にて、共に落去す、

〔纂考〕

荒平久末 ナマカリ 七曲とも唱ふ、里俗に、弘治年中蒲生攻の時、

義弘初め本城より拾町許向城に陣す、敵の城遠きに因て俄に令して此所に轉れりと云ふ、本城の未の方七町余にし、⑧彼取添の内なり、

〔地理纂考〕

菱刈寒久末 ヒシカリザンクマ 北村に在り、故に土俗北村陣と呼ぶ、弘治二

年菱刈左馬重豊陣営なり、菱刈氏戦亡の頸塚辰巳の方一町余に有り、

切手園付遠江墨并射場 キリテノ

漆村に在り、切手園ハ弘治二年蒲生の亂に義弘の陣営なり、又遠江墨ハ是より子方七町許にて、渋谷か將楠遠江か管址なりと云ふ、蒲生範清落城の後、義弘命して士五十人を當村に移し、射場を築て常に射術を練習せしむといふ、

〔帖佐由来記〕

豊州家季久ヨリ二代忠廉迄、享徳ヨリ文明十八年十二月飢肥ニ移ラル時マテ凡ソ三十三四年帖佐平山ヲ領セラレ、其外高城・上之山・平瀬・蒲生・北村・溝辺・横川・東郷迄モ豊州之御持城ナリトアリ、

〔地理志〕

北村城 上古北村次郎清則 蒲生太郎太夫清直二男 守之、其後北村諸三郎清範守、清範比志島氏 文明年間豊州家領ノ内也、古城由緒記

弘治二年正月廿二日、城兵偽テ内通シ、太守之兵ヲたはかりよせ討取、義久公吉田迄御出馬、翌日、先鋒兵被差向候処、凶徒偽謀ヲ構テ合戦及難儀、弟子丸播广守以下數輩戦死、○比志島宮内少輔國眞兄与國守同時移北村テ

在住也、此時ヨリ地頭職ナリ、○基太村氏譜、寛永六年十一月十一日、

太守家久公以隅州始羅郡蒲生之中北村賜島津新八郎久茂、

島津下野守或基久元二男以マモ北田村太村為家号、同十六年、改基太村号復本

姓島津氏、其後カ、恒吉之内ヲ、當地ニ替給シトミユ、

元祖左兵衛尉尚久四世孫

島津下野守久元

圖書頭久通

宮ノ城邑主

久茂

初忠智 新八郎 越中 中務

慶長〇付五年生、寛永六年、賜蒲生北村、以基太村為

家号、

甲斐久武

内記久文

右通ミヘ、何年迄北村ヲ領スルカ問ヘシ、

〔地理志
全〕

馬立 麓ヨリ北十町許ニアリ、住吉池ノ西面上久徳村之

内、弘治二年十二月五日、守護方ヨリ陣ヲ取、

新富 天文廿三年九月平松合戦ノ時、十四日、郡山之勢

此所ニ働、敵少々討取之、

北村境菱刈陣 弘治二年ノ冬、太守蒲生ヲ攻玉フ、菱刈

權頭蒲生為加勢十二月中旬當地ニ來陣城ヲ構フ、依之、

同三年四月十五日、太守御父子忠將・尚久以下大軍ヲ以

着陣、然共堅固ノ地ナレハ容易雖難責落、忠平公一番ニ

乘入玉フ故、諸軍勇ミ進ンテ責入、權頭ヲ初凶徒數百人

斬首、此時忠平公楠原某ト鎗ヲ合給ヒ討取シ、御自身ニ

モ被御手候、○祁答院・眞幸院・東郷・蒲生等之兵卒也、

四百餘人戦死ト云々、此勝利ヲ聞、敵失勢、同廿日夜、

本城ニ敵火ヲ掛テ向祁答院テ退散ス、右合戦ニ市來衆貴

島助五郎・濱田藤五左衛門戦死也、

〔古城由緒記〕

松坂城

弘治二年三月十五日、貴久公蒲生江被成御進發、松坂

之壘を御攻撃被遊候得共、城堅固ニ相守候、此時又四郎忠平公義弘公強敵ヲ御討被成、御鎧ノ上ニ五筋迄矢ヲ御受被遊候、是敵ヲ御打被成候始ニテ、廿二歳之御時ニテ御座候、其後十月十九日、松坂城御攻落被成、祁答院・蒲生両家之兵一百余屠殺被成候、

〔新納忠元譜中〕

弘治元年乙卯正月、蒲生範清・祁答院良重等謀、使北村人山下半太夫偽降公、二十五日、公及世子貫明公帥兵如吉田、二十七日、舊譜作二十一日進入北村、賊兵竝起、夾而撃之、公師不利、時忠元持御太刀從公班師、賊等尾撃、弟子丸播磨守等返戦死之、公觀世子亦危急也、乃命忠元往為之殿、忠元奮戦、以躬當○敵、脱△世子於鋒鏃中、公等大感賞之、

〔貴久記〕

（頭注）弘治元年
天文廿四年乙卯正月廿二、屋形様御父子吉田迄有御発足、薩戸之人數出張ス、然ニ敵之本意ハ構不實可亡慈籌策、諸卒敗軍、爰弟子丸播磨守者、從兼日難遁處思取ケルニ

ヤ、一足茂不去討死ス、其外指宿丹後守・敷根源八兵衛・福崎次郎三郎・濱田五藤兵衛・春山太郎三郎并小野江名子者、知覽衆ニ名越・池井、同抛一命訖、此由聞召、壹人之過モ口惜事也トテ、太守・同義辰様軍場へ度々御馬ヲ懸人々々被助諸勢、誠哉、兵一人之疵ハ大将十處之疵トハ、又六郎殿茂乍若年被成働、既蒙疵給、同日、大隅之軍勢典廐被召列西之原打上、箭軍開候早、

〔箕輪日記〕

蒲生ノ北村ニ内通ノ者アリ、山下半太夫ト云者ナリ、中途ニ出合相談ス、仍テ弘治元年乙卯正月五日、貴久・義久吉田迄御出在テ、薩摩ノ軍勢其場ニ出張ス、然ニ敵ノ本意ハ、不實ヲ構へ、守護方ノ勢ヲ北村へ偽り引寄せ、蒲生・祁答院ノ者トモ催大勢跡ヲ遮リ為討、貴久ハ祁答院方ニ忍テ深入シ玉ヒシニ、諸卒皆敗北シテ、及折角ノ間ニ退玉フヘキ様ナシ、爰ニ指宿右馬允御暇申テ立返ル、御舍人ノ竹若丸見次返合テ暫ク防キ、矢仕り打死シケル、其隙ニ貴久退キ玉フ、又弟子丸播磨守兼日ヨリ所難遁ヲ思取タル者ナレハ、是モ返合テ討死ス、貴久モ漸ク退キ取玉ヘトモ、慈ハ敗軍

也、敵ハ大勢付ケ来リ、左兵衛尉忠辰御馬ヲ引返〜戦
ヒ玉フ、御大事ニ可成ノ處ニ、右馬允ガ子指宿四郎二郎・
敷根源八兵衛・福崎二郎三郎・木脇刑部左衛門・貴嶋圖
書助・箕匂舍人助・濱田五郎兵衛・青山太郎三郎、知覽
ノ住人ニ名越・池井等、輕一命横ガケニ切りカクレハ、
敵大勢ト見テ後口崩レスレハ、虎口ノ敵ハ漸々歩留ル、
其ヨリシテソ引退ケル、又六郎歳久若年ニテ御坐セトモ
名譽ノ働、已ニ蒙疵ヲ玉フ、慈ノ危キ北村ノ返忠トハ此
事也、同日、右馬頭忠将ハ大隅勢ヲ卒シ西ノ原ニ馳連キ、
陣士ヲカケ散々ニ矢軍シテゾ引レケル、其翌日廿八日、
北原カ者トモ加治木・溝邊ノ浦ニ野臥ヲカクル、大隅勢
不移時馳続キ、敵ヲ追入、已ニ貳拾餘人打捕、慈モ足輕
少々打死ス、

〔山本氏日記抄〕

※弘治元年四月二日の夜、敵帖佐の本城・新城・同山田の
城を捨郡答院の如く退き候の由、子尅計帖佐の本城の者
式人平松へ馳参り御左右申候云々、三城御手ニ参候、御
屋形様ハ其比平松ニ御光儀時分にて、廳而三日の明ほの

、時分、御馬廻り三百計にて帖佐の本城南の城に御座を
なされ候云々、若殿様御兄弟御三人、御供の人数五百計
にて帖佐の南の城ニ御つき有て、御祝言御申にて候、又
四郎殿さま・典厩さま御同心あつて、其勢三千計にて三
日のひるほと蒲生の城麓に御馬をよせられ候て云々、

※(頭注)

〔参考用抄ス、

此日記旧記雜録中ニ全文ヲ載セタレハ参考スベシ〕

〔全抄〕

同二年三月七日、蒲生へ御衆遣有、御旗の役者梶原方、
さしてハ瀬戸口藤兵衛、御太刀者阿多源三郎方、御馬者
伊作野の栗毛也、同若殿様の御太刀者本田彌六方、御馬
者市来野之月毛也、御仕方の趣者しやうかうあんの原の
はくさくはらはせられ候、此日御屋形様御父子御分者横
尾ニ御馬を寄せられ候、かくて八幡^御の山のあたり迄さく
不殘散され候て、住吉あたりまで少々開かれ候處ニ、北
村衆續き合にて原中までつき来り候處を、三千計にて川
より向へまで追詰られ候得共、敵足早く迹候間無何事、

それより本のこたく開かれ候程ニ、今いた口にて合戦有て、御方あまた越度云々、本のこたく合戦有て、あまた越度有、まつ吉田衆嶋田隱岐守、帖佐衆川内主馬方、南
 方田布施に平田小三郎方、鹿兒嶋江伊集院大和殿殿原加
 治木名字者・伊地知筑前守殿原遠矢名字の者、喜入衆ニ
 長田名字の人、大隅へ典廐様の御中間壱人、宮内ニ桑波
 田方の中間壱人、帖佐ニ御中間孫七兵衛、以上此分候、
 其外手負許多有、此日北郷殿御供あり、同日置伊勢介御
 供被申候、此日吉田へ御滞留あり、

〔長谷場越前自記〕

爰に隅州之内ニ残テ蒲生ト云ル逆臣、祁答院・入来院・
 菱刈・北原方ニ與同仕り、御屋形様ニ奉對被停出仕事、
 憚至極トイヘトモ、儀者和也、仁者慈ナリトテ、被加御
 慈悲処ニ、弥鋒楯ヲ、吉田境目ニ於テ敵方之北村・松坂
 蒲生方ヨリ手切ヲ到ス、刻ニ帖佐内ニ山田ノ地頭梅北宮
 内右衛門尉トテ世ニ無隱兵者ニ被仰付、其近処ニ松坂ト
 イヘル山城祁答院之抱へ也、是を連々ニ梅北方ハ忍ヒけ
 り、彼在城之雜兵共、頃者天文廿四年十一月十八日ノ寒

天ニ、雪ノ降ル道凌キ祁答院之市立ニ出テケラシ、此留
 守ヲ見テハ則天ノ与ル所也ト心得テ、鹿兒島ニ早ク言上
 被致ケリ、然処ニ、又四郎忠平様ト奉申ハ十八歳ニナリ
 給フ、御武運ヲ御禱願云々、松坂城を被攻砌ニハ、為先
 手忠平様之御人衆大手ノ口ニ押寄テ、梅北宮内左衛門尉
 ト名乗テ真先ニ切テ入り城戸を打破りける処ニ、寄手之
 兵もの落合て、カギハシヲ取り懸て彼之城戸を引崩す、
 其時ニ梅北方者キドヨリ下ニ打敷ル、是ヲ見テ引退ント
 セシ間ニ、御大将忠平様ノ切テ入せ給へハ、爰をせんと
 、防戦す、此場をも被切崩、敵の兵もの打烈て詰之城ニ
 ソ引籠ル、彼城主中村父子三人者進出テ防キ戦フ処ニ、
 渋谷之兵物甘騎計我先ニと指合て、矢種子をくつろけて
 征矢・雁俣ヲ打番ヒ、矢倉作て指詰メ引詰め散々ニ射た
 りけり、懸りける処ニ、御大将御覽して、御神前より直
 ニ打立被成も此時の為とて、金覆輪の大太刀の鏝本少し
 くつろけて、御兵法者達者也、請て見よとの上意にて、
 雲手角繩十文字、ハツ花形ト云物ニ、御手ヲ碎きて切て
 玉へハ、敵の兵物指シ勸タへ、本筈末筈一ツニ成と、ま
 をこぶしニ引懸て、かつてづよく放つ矢ハ、雨か霰の如

く御身の上に降り懸ル、御命も危かりける仕合と軍衆ハ申シ相ひけり、神慮も叶ひ給ふ故、御具足下ニ征矢・雁俣者五ツ六ツ迄通レとも、御身ニ矢疵者只一ツモなかりけり、御太刀下ニ敵余多御打被成者、御供之兵物も高名を被仕、城主中村父子三人を始として敵数拾人被打取、則城を攻落シ、神を敬ひ給ひて御運の添こそ被知り、御大将修理太夫義久様之御供ニ、又六郎年久様(歳)・右馬頭殿・左兵衛佐殿御粉骨を被尽けり、其外の諸軍兵雜兵以下ニ至ル迄各高名仕り、勝吐氣ニ打付て喜ふ事者無限、彼の山城を被持せ、去間、國方衆ハ猶々迷惑仕り、祁答院と入来院・東郷・蒲生者一致して御敵ニ罷成ル、其統きに相良・北原・伊東方も同心とぞ聞得ける、此番ひを見合せて、蒲生方ハ弥武略を被廻時分也、村田越前守ハ隅州吉田之地頭にて、彼の一行を見切りて被令言上、御評定事了り云々、

〔箕輪日記〕

去レハ國一揆ノ与黨未多シ、是を退治セサレバ國中不靜トテ、宗徒ノ人々ヲ召集メ評定アル、貴久仰ケルハ、一

揆黨ノ中ニモ蒲生ハ鹿兒島近キ所也、彼ヲ早速可退治トソ宣ヒケル、各承テ蒲生出陣ト評定アレハ、〔弘治元年〕同二年三月、貴久・義久父子御馬ヲ出サルレハ、一家ノ人々ニハ又四郎忠平・又六郎歳久・右馬頭忠將・左兵衛忠辰・北郷讚岐守忠相・新納近江守忠武・佐多伯耆守忠孝、一門ニハ樺山安藝守善久・川上上野守久隅・大野駿河守・同治部太輔・吉利下總守・同山城守・喜入撰津守・同三郎四郎・伊集院山城守、一郡一荘ヲ領スル人々ニハ頼娃左馬助・種子島左近太夫將監時堯・根占右近將監重武・肝付河内入道省鈞・同左馬助良包・伊地知民部太夫重興・上井伊勢守兼元・敷根中務丞頼繼・廻伊豆守頼連・比志島式部少輔義鎮・河田駿河守義朗、其外諸所地頭職ノ人々數拾人、執事ニ伊集院右衛門太夫・平田美濃守・村田越前守・三原遠江守ヲ始トシテ、都合其勢五千余騎、蒲生城へ押寄陣ヲソ着玉ヒケル、日々ノ打廻、時々ノ矢軍隙モナシ、去トモ此城ト申ハ、岸高ク嵯峨シテ、溪深シテ四方地連ナレハ、輒ク攻カタク城也、然ルニ又四郎忠平ト申ハ貴久之一男修理太夫義久ノ御弟也、十五歳ノ春ノ頃ヨリ鹿兒島ノ小城權現ヲ信シ、武運ヲ祈玉フコト日々不惰云々、

忠平申玉ヒケルハ、松坂ノ要害ヲ先可攻ト存候、蒲生ハ
 急速ニ難落去覚ヘ候、脇ノ小城要害ヲ攻落シ候ハ、此城
 一ツニ成テ城中ノ者トモ自ラ氣廻リ退屈仕ント申玉ヘハ、
 尤可然ニゾ定リケル、忠平竊ニ忍シテ彼要害ヲ見玉ヘハ、
 乱杭逆茂木ヲ引、城戸數重立テ、堅ク取構ヘタリ、乍去
 忠平一攻攻テ見ント申玉ヘハ、各其支度ヲソセラレケル、
 天文廿四年十一月或三月十八日是ナリノ勢ヲ引分テ三千人松坂ノ
 要害ニ押寄せ、四方ヲ囲ミ、民屋ニ放火、時ヲ動ト揚レ
 ハ、城中ヨリモ鑿ヲ合テ防キ戦フ、放火擲石コト降雨ノ
 如シ、忠平時刻移リ悪リナント思召シ、自ラ鎗ヲ取テ真
 先ニ進玉ヘバ、軍兵我不劣ト攻上ル、梅北宮内左衛門ト
 名乗テ真先ニ切入シニ、石ニ打レ堀底ヘソ打落サル、寄
 手是ヲ見テ進ミカネタル處ニ、大将忠平後レス攻玉ヘハ、
 河上上野守・同名左近將監・新納刑部太輔・山田藏人・
 伊集院右衛門太夫・平田將監、其外宗徒ノ人々三百余人、
 我不劣ト責入、散々ニ戦ヒ合フ、忠平毛軍兵ニ打交リテ
 高名セント争ヒ玉フヲ、大将ト見ルヨリモ武者一騎懸出
 テ忠平ニ渡合ヒ、戦テ太刀下ニ打伏セ、頸ヲ取テ我カ身

ヲ急ト見玉ヘハ、鎧ノ上ニ矢五六筋立タリ、去トモ鎧ヨ
 ケレハ裏カ、ス、忠平廿二歳、分捕ノ初也、忠平ノ武勇
 皆人感シケル、何レモ宗徒ノ人々輕一命武勇ヲ勵ケレハ、
 ハケシキ戦ト云ヘトモ遂ニ城ヲ攻落シ、城ノ地頭ノ中村
 父子三人其外數十人ノ頸ヲ打取り、各高名ヲ究ツ、勝吐
 氣動ト作ル、其勢ヒ中々申ス計ナシ、彼松坂ヲ取構ヘ、
 地頭ハ市来内藏助ヲ被仰付、軍兵ヲ差遣シ、馬立未村方
 迄柵ヒトテ三陣ヲ取セ玉ヘハ、今ハ渋谷黨諸方ノ一揆ノ
 通用モ不輒、蒲生城モ小脇ニ狹テソ見ヘタリケル、又同
 廿一日、蒲生横尾口ニ敵少々打廻ル、陣中ヨリモ出合フ
 テ矢軍シケル、敵モ慈モ次第二馳重リ烈ク戦ヒ合フ、伊
 集院弥六・梶原藤七兵衛・箕匂舍人・勝部主殿助・福屋
 善三郎、城戸口ヘ攻入テ楯ノ端ヲ切崩シ、各合戦シテ引
 退ケハ、勝部主殿助ハ垂ノ口ヘ射伏ラレ、即其ニテ討レ
 ケリ、福屋善三郎ハ痛手ヲ負テソ退キニケル、

〔箕輪伊賀自記〕

斯ル處ニ、菱刈ヨリ蒲生之加勢トシテ菱刈左馬權助大将
 トシテ蒲生ノ浦北村ヘ打出テ陣ヲ取り相支ケル間、慈ノ

煩ト成也、彼等何ツ迄置テタメラフヘキ、早速蹴拂ントテ、弘治三年丁巳四月十五日、又同音ニ打連テソ唄ヒケル、時ノ義理トハスルコトヲ申スラン、菱刈カ郎等ニ山田十郎・原小四郎・曾木筑前・島田新藏ヲ始トシテ究竟ノ者共廿余人枕ヲ双テ打死ス、敵三百余人ノ頸トモ切、勝吐氣作テ慈ノ競ヒ限ナシ、大将ヲ奉始諸軍皆々陣所ニ打帰レハ、蒲生之城弥力尽テソ思ヒケル、去トモ蒲生城堅固ニ持テ衰ユル躰モナシ、如今ニハ勝負不慕行事也トテ、城ノ野頸ニ荒平トテ地連キノ山アリ、嶮岨也ト云ヘトモ、忠平大将トシテ荒平ニカケ登リ陣ヲ取り、次第ニ近ク攻寄レハ、城ヲ真下ニ見下シテ日々夜々攻戦フ、今ハ一揆ノ奴原モ見次コト不能、蒲生方次第ニ力ヲ尽キ退屈シテ乞降、下城シテ洪谷ノ如ク退カレケル、爰ニ物ノ哀ヲ留シハ、白尾半右衛門（傳）ト云者アリ、於境目太守方ニ取合セ悪口過言ヲ成ス曲者也トテ、下城之刻忍ヒ通ル處ヲハ、猿渡大炊入道見付テ若者トモニ告知ラセケレハ、聊不後押サヘテ取テ、口ヲサキ舌ヲヌキケル、罪ノ程末世ノ人ノ禁ニモ可成カトソ申ケル、是ヤ此獄卒ノ身、三口四意三ツノ十惡ノ罪人ヲ禁ケルニ此ヤラントソ覺ヘケル、

蒲生刑部太輔モ遂ニハ蒙免許、少地ヲモ安堵スヘキ處ニ、關白殿秀吉薩摩ヘ下向之折節シ逆心之志アル間、其後被打果、今ニ蒲生之家断ヘニケル、夫ヨリ蒲生之地頭ヲ比志島美濃守ニ仰付ラル、吉田ハ前ヨリ村田越前、帖佐ハ鎌田刑部左衛門尉、山田ハ前ヨリ梅北宮内左衛門、松坂ハ市来内藏助、加治木ハ肝付彈正忠、長濱ハ樺山安藝守自領トシテ被下、大隅表ハ上井・下井・清水ヲ典厩ノ御領トソ成ル、敷根ハ敷根中務丞、廻伊豆守自領トシテ被下、曾於郡ハ三原遠江守地頭也、日當山ハ新納近江守ヘ賜ヒケル、又莊内ハ北郷讚岐守、肝付ハ肝付河内守入道省鈞、志布志・福島・飢肥ヲハ豊後守忠親ニ進ラセ玉フ、如此仰置ルレハ、國家之靜謐ノ至ナリ、

〔年代記〕

弘治二年三年ノ誤ナリ四月十五日、自守護方北村ヘ衆使アリ、同日、菱刈陣被責崩、菱刈權守ヲ始、祁答院・真幸・東郷・蒲生ノ人衆四百余人打死、同十九日、蒲生城渡、蒲生方祁答院ヘ還、

〔樺山玄佐自記〕

蒲生馬立之陣大將典厩様、荒平御陣ハ貴久様御二男又四郎殿様、如此被取圍候処、菱刈運尽始ニヤ、蒲生ヲ見統向陣ヲ取、弘治三年四月十五日、彼陣ヲ攻滅サル、安藝守嫡男助太郎廿一歳、最前合戦仕、下楯ニ切入、上陣ヘ責登処、蒙深疵、供之者引立退トイヘトモ、同廿八日死去ス、即時蒲生之城ハ渡進上ス、貴久様蒲生ヨリ助太郎去行之由被聞召付、脇本ヨリ小船ニメサレ長濱ニ御渡海有、其夜ノ煙ヲ被成御覽、誠不殘御情、君之御為臣之失一命事雖不無例、是ハ三世之因縁眼前ニコソ、助太郎花巖弓木ト号ス、為其ト向之島ニ赤水ト云村ヲ被下、其後入来院出頭ス、為何故ニヤ、鹿兒島犬迫名ヲ給云々、

〔地頭系圖〕

蒲生

比志島美濃守國守入道玄心

初義貞 源左衛門尉 弘治三年蒲生落城後、自郡山被
召移地頭、永祿十一年比迄カ、後轉大村地頭、

※ 市来内蔵介

弘治三年ヨリ地頭トアリ、可糺、

※（頭注）

〔市来内蔵介ハ弘治三年松坂地頭タリ、國史ト照合スベシ〕

猿渡大炊助信種

見系、

川上上野介久隅カ

其後ヨリ欵、可糺、

村田越前守經定

三俣御陣ニ御家老、

伊地知伯耆守重秀入道増也

十五年比迄ハ始地頭也、

天正之末ヨリ文祿三年迄、

伊地知勘解由左衛門重元

伯耆守子、天正廿一年迄、後朝鮮戦死、

長森院盛淳

慶長三初ヨリ同五年関ヶ原戦死迄、

伊勢平左衛門貞成

慶長六年ヨリ欵、慶長十二年迄、

本田源右衛門親商

慶長十年死去、貞成の前欵、可糺、

伊地知隼人佐

慶長中地頭、朝鮮御供也、初平次郎ト云、勘解由重元

ノ弟也、

市来備前守家繁

寛永六年ヨリ轉伊作補地頭、初八左衛門

市来八左衛門宗友

初掃部介 寛永九年比、十五年ヨリイ、同十六年迄、

阿多内膳正忠榮

盛淳子、横目頭、寛永十七年ヨリ同十九年迄、

鎌田治部少輔政統

初出雲守政晴 寛永廿年十二月ヨリ正保元年迄、此年死去

自系ニハ寛永十八辛巳ヨリ、

鎌田藏人正勝

政統養子、初筑後守 御家老也、正保元年八月ヨリ寛

文六年迄、

島津三郎右衛久心(門脱カ)

寛文四年二月十六日定、三年七月トモ、延宝八年迄、後忠朝

川上将監久将

延宝四年九月ヨリ定、九年三月トモ、元禄二年迄、

川上伊織久重

元禄二年巳四月五日ヨリ、或壬正月トモ、

入来院主馬重矩

元禄十四巳九月十四日ヨリ、宝永二年酉十月三日ヨリ、(ママ)

喜入安房久亮

初求馬 右衛門 又兵衛 宝永三年戌正月二十七日、

十月三日トモ、

阿多式部国儔

畠山氏称す、初淡路義基トモ、宝永四年亥十月二十九

日、

町田勘解由久孝

正徳二年辰九月六日ヨリ、初源左衛門 甲斐 宇右衛

門

〔地理纂考〕

若宮八幡神社久徳村

奉祀三座 應神天皇 仲哀天皇 神功皇后

正祭六月二十九日、或ハ晦日なり、社記云、鳥羽院の御

世、上総介藤原舜清大隅國下大隅シモオホミに下向し、後蒲生に移り、保安四年癸卯閏二月廿一日、今の地に創建す云々、舜清ハ豊前國宇佐郡の人にて真光坊と云ふ、舜清の事ハ猶古し、父教清宇佐八幡の留守職たり、大宮司か女を娶て舜清を生ず、舜清初め大隅垂水に來り、後當邑本城に移居して蒲生上総と号す、因て當社を建立す、舜清か後裔蒲生範清鳥津貴久に背きて蒲生氏敗亡の後、同義久・同義弘共に當社を敬礼し、社殿再興あり、大幡八流を寄附し、新に華表を建て、正八幡若宮五字の額文字銅にて製す、又背鳥津兵庫入道藤原義弘、元和四年戊午、當地頭本田伊豆守、當坐主權大僧都浮盛云々とありを掲げ、一層の威徳を増す、爾來屢修造の上梁文あり、闔郷の宗社にて、太刀・甲冑其外什品若干宝殿ソツツハクに蔵む、

奉納物

○大幡八流オホハツヤカシ 永祿元年鳥津義久寄附の銘あり、○刀二振 一ハ天國の銘あり、○兜一頭 ○太刀六腰 無銘 ○中刀一腰 無銘 ○短刀一腰 同 ○鎧一本 ○征矢十一本 箆二腰 ○鐸大小三 此外什品或ハ田地寄附の古文書類數通にして、昔ハ社領多かりしとぞ、

末社

○四所宮 祭神 仁徳天皇 宇治皇子 宇禮姫 久禮姫
○武内社 武内宿祢 ○早風社 火闌降命 ○天社 天神七代 ○國社 地神五代 以上六社、本社の東傍にあり、○太玉社フトクマツシロ 太玉命 本社の後にあり、○桑畑クサノハタ兩社木像 ○備所 大多羅知女像 ○籠所 聖德太子 ○御供所 聖殿と呼ふ、以上本社の西にあり、鐘樓
本社の前西傍にあり、嘉慶二年の銘有、此末社の中に宇禮姫及び久禮姫の神名鹿兒鳥神社の末社にも見えて、訛りなるへき事彼卷に辨せり、又祭神詳ならざるもあり、又疑ハしきもあれと、是を訂タさんに拠ヨリなけれハ、悉く社傳の俚に出せり、

「名勝志」

正八幡若宮 上久徳村に鎮座、地頭仮屋同村にあり、子方壱町余馬場頭なり、祭神三座、應神天皇・仲哀天皇・神功皇后、社記に云、七十四代鳥羽院の御宇、行賢執印の時、上総介藤原舜清隅州下大隅に下向し、若宮八幡を安置し、保安四年癸卯閏二月二十一日、今の地に勸請すと云々、按するに、舜清は豊前州宇佐の人なり、真光坊といふ、初め隅

州垂水城に下向し、始羅郡蒲生院に移り、上總介と称し本城に居住し、蒲生をもて氏とすといへり、故に當社を建立したるへし、一郷の惣廟にて尊崇厚く、太刀・甲冑

其外什器寶殿中に納む、舜清の苗裔蒲生越前守茂清大中公に叛き蒲生落去の後、貫明公・松齡公當社を崇敬し給ひしこと舊日に倍し、社殿を再興し、華表に正八幡若宮

五字の額を掲、大幡八流を寄附す、末社四所宮仁徳天皇宇治皇子・武内社武内宿禰・早風社大人・天社天神七代・國社地神五代・伽藍十八、本地堂釋迦・弥陀・觀音、鐘樓撞鐘嘉慶二年造鑄の銘あり、社司瀬戸山氏、

〔纂考〕

楠田神社北村 祭神且創建年月詳ならず、往古總社なりしと云ふ、例祭十一月十八日、○山之神祠 白男村に一社、西浦村に五社、都て六社、奉祀大山祇命なり、島津義弘建立なりといふ、

〔地理纂考〕

眞黒岳 マクロクケ 黒岩岳 クロイハケ 此兩岳當邑第一の高岳にて、白男村シラヲムラに屬す、

前川 マスカハ 水源入來邑永野村・當邑西浦村の兩所より出ツ、白男村にて兩川相會し、久徳村に至り又後川ウシロに會す、

後川 ウシロガハ 水源二ヶ所、一ハ山田邑キツシムラ木津志村、一ハ當邑漆村ウツカムラより出、米丸村コメマルにて兩川相會し、久徳村キツトムラにて又前川に會し、帖佐・重富の境を過ぎ、重富の海に入る、

〔地理纂考〕

中山瀑布 ナカヤマノタケ 西浦村に在り、高さ十六尋、濶さ十尋余、一條の飛泉なり、

廣瀑布 ヒロカケ 漆村に在り、高十二尋、濶さ九尋余、二條に分れ二段に落つ、

左簾瀑布 ヒタリゼブラフタケ 高さ凡十二尋、濶さ四尋許、二段に落つ、白男村に屬す、

青色野瀑布 アヲシノキ、アケキ 久徳村にあり、高さ凡三拾尋、濶さ二尋余、以上の四瀑下流前川・後川に會す、

物産

器用 紙 皆人賞して蒲生紙といふ、
 藥品 枳殼 山查子 茯苓 金銀花 瓜萎(地萎)
 鱗介 龜髓 香魚 鰻 鮒 鯰
 樹木 樟 榿 楝 松 欖 羅漢松 蚊母
 飛禽 雉 山雞 鴛鴦 鴨 鶉
 走獸 野猪 鹿 猿 兎 貉

「地理課川調帳」

一 漆川

通ニ係ル村方 木津志村 米丸村 上久徳村

漆村

水源漆村 ●權現谷 ●大平 ○大中尾 ○漆村 ○西川内
 ●赤仁田 ○川内ノ ○鷹ノ塚 ○古陳 ○ヒク足 小谷川十六圓
 フテ ●古城ニ至ル、又山田木津志村ノ内 ●澗木場山 ○上社ケ
 ○向脇 ○長ノ小谷川十三圓フテ木津志村 ○長ニ至ル、○古城ニ吐
 合一筋ニ流ル、○久木野 ○薄野 四川流入ル、蒲生米丸村ヲ通、
 ○陳跡川 流入リ、上久徳村ニ至テ里程三里二分、別府
 ○青色野川 流入ス、
 川通工流入ス、

川西
 一西浦川

通ニ係ル村方 蘭牟田村 西浦村 北村

伊佐郡 蘭牟田村 ○薩摩平 ○ナカハネ ○櫻ウテ ○大北ヒラ
 小谷川五ツ、西浦村ノ内 ○銚立 ○越中間伏 二川、○カケヒラ ○高塚
 三ツ、○小川内 ○橋城 四川、合十四川圓、北村ヲ通、里程
 三里ヲ經別府川工入、

川西
 一白男川

通ニ係ル村方 裏ノ名村 白男川村 北村 下久

徳村 住吉村 長瀬村 益田村 中津野村 豊富(留カ)

村

水源薩摩郡入来裏ノ名村 ●舞床 ○井上
 男川村 ●マソロ岡 ●岩上 ●カケヒラ ○白男川 小川六ツ、○古城小
 ●大渡 ●鈴原 ○岩城
 川ニツ各圓フテ、北村ヲ通、西浦川ト流合、上久徳村
 ニ至テ又漆川ト流合、下久徳村、住吉村、長瀬村、益
 田村、中津野村、豊富村ニ至テ別府川通山田川工流入
 シテ里程二里七分五厘、

地理志

蒲生

國初、藤原姓蒲生太郎太夫清直領之、其先大職冠鎌足流從三位通基之息男教清と云、豊前國に下り、宇佐宮之留守職たり、大宮司女に縁し一子を産、上総介舜清と云、此人初而下大隅之府に下向し垂城を安堵、保安四年癸卯閏二月、大隅國蒲生・吉田之領主と成、蒲生城ニ住、舜清一子八郎太夫種清、其子清直也、自是世々延及子孫領之、十五代之城主越前守茂清、其養子十郎為清對 忠兼公・貴久公奉敵、弘治三年合戦、不利蒲生落城、幕下ニ罷成候、諸家大概、此時城を渡候ハ西俣出羽守・矢上大膳とあり、

(山田郷)

〔纂考〕

カミメウムラ
上名村

玉城山 ヒメノヤマ 同村にあり、俗に鎮西八郎爲朝の居城と云傳ふ、爲朝當國に履歷のこといまた確説を聞かずと云へとも、諸説に就て按するに、爲朝幼より勇を特て人(持カ)に誇り、十

三歳にして父爲義其誨へかたきを察て鎮西に逐ふ、爲朝豊後に居て鎮西八郎と号し、自ら九國の總追捕使(捕カ)と称す、肥後國阿曾平四郎忠景か子三郎忠國か婿と成り、忠國を郷導(ツガイ)とし築紫を狗(ツト)、年十五に至り九國を掠略す、保元物語(保元物語) 牧原本に忠景を高景に作る、又異本にハ忠國を載せず、直に平四郎か婿とす、旧記に、阿曾忠景ハ薩摩國押領使阿多平四郎權頭平忠景なりとあり、阿多を阿曾と誤りしより安に肥後國と記しけむ、阿多平四郎ハ東鑑に見えて、薩摩國阿多の領主なり、かく九州を攻撃し威を振ひ、又平忠景ハ爲朝の舅にして、さる由緒もあれハ以上の説捨難し、所にて捕はれしと書せり、されハ爲朝二度迄九州に來りしなり、此玉城山ハ固禪福寺と云へる寺にて、日照東本寺傳に、往古の住持一夜不測の灵夢を感す、一奇人忽然として來り告て曰、吾ハ鎮西八郎爲朝なり、法諡を日照東本と号す、此寺に我位牌を安置せよと云訖て去る、是に因て此の如しと云ふ、故事因縁集と云書に、阿波國德島に無名ノ神と云小社あり、慶長七年夏、稲田修理亮屋鋪の隣女の婦女に託り、吾ハ鎮西八郎爲朝なりとて躁狂せし事を記せり、是と事相類せり

〔旧記〕

紀姓平山ノ一族平山民部介能清二男三郎五郎元秀、隅州帖佐ノ内讎今ハ山田ノ内北山ト云ヲ領知致シ讎ト号ス、八代ノ孫下野

守武英入道常眞ノ子兵部左衛門武清ト称ス、武清ハ永祿中豊州家ニ属シ日州福島ニ居ル、武清ノ子勝左衛門武政、帖佐ノ居城ヲ去テ大始良城ヲ守ル、慶長十九年、平山氏ニ改ム、正徳三年、再甞氏ニ改云々、

〔國史〕

享祿二年正月廿二日、祁答院伊勢守重武陷帖佐本城及新城、明日、陷山田城云々、

〔帖佐之部ト参考スヘシ〕

〔島津國史貴久記〕

弘治二年丙辰春三月、公伐蒲生氏、以本城險固難可猝拔、十五日、先攻松坂壘、不克、注曰、松坂（註）遺墟在始羅郡山田郷地頭館西北十四町許、係木津志村、按木津志村、郡村高辻帳属蒲生郷、今属山田郷、山田郷事見上、

冬十月十八日夜、公復攻松坂壘、明日陷之、殺地頭中原氏父子及祁答院・蒲生氏軍百餘人、十一月二十五日、進向蒲生城云々、

三年云々、以比志島美濃守國實（註）為蒲生地頭、市来内蔵助為松坂地頭、鎌田刑部左衛門尉政年為帖佐地頭、梅北國兼為山田地頭云々、

右ノ如ク見ユレハ、松坂ト山田ハ各地頭アリテ、其後山田郷ニ属セリ、

〔纂考〕

（ママ）
上名村

松坂城マツサカシロ 木津志村キツシムラにあり、蒲生範清か将中村某父子是を守る、弘治二年三月、範清反す、島津貴久兵を發し、先當城を圍ミ城門を破ると云へとも、城兵能く防く、故に兵の損せん事を慮り軍を納め、此年十月、貴久・義弘再ひ蒲生を退治す、忠將・尚久等是に従ひ當城を攻む、蒲生範清・渋谷良重来り援ふ、貴久兵を分ち奮戦して是を破り、兩家の兵合せて百余人を斬る、範清・良重敗走す、北（註）るを追ふ事半途にして軍を班（カ）し、兵を會して當城を攻む、城忽ち陥ると云ふ、

〔地理志〕

松坂城木津志村之内、今属隅州山田

弘治二年三月十五日、太守大軍ヲ以

責給、忠平公自身手ヲ碎、御手疵五ヶ所負給、御歳廿二

歳、是敵ヲ取給初也、○同年十月十九日、再松坂ヲ責落

給フ、終ニ城主中村父子三人討死、其外洪谷・蒲生之人

數百餘人被攻殺、○此城攻ノ時、濱田民部左エ門・吉井

源七左エ門城ニ忍入、火ヲ掛燒落ス、○弘治三年ヨリ地

頭市来内藏介、

弘治二年丙辰十一月廿五日、太守貴久公以大軍攻寄於蒲

生城、七曲・馬立ニ陣シ玉フ、菱刈後詰ニ依テ城攻延引、

翌三年四月廿日、北村塞主菱刈權頭自殺、故蒲生氏放火

城裏、去蒲生退去祁答院云々、

〔國史義久傳〕

文祿元年五月三日、公賜野村備中守大隅山田城、追録日

州之忠節也、

〔文綱〕

〔地頭系圖〕

山田

村田越前守 天文二十二年比、

梅北宮内左衛門國兼 弘治三年ヨリ天正迄、

新納越後守忠包 初兵部左衛門 天正之初比、

吉田若狹守 清存カ、天正八年比、

新納弥大右衛門尉忠増 (太カ) 慶長年間也、

新納左京亮久連 初次郎九郎 弥大右衛門忠増二男也、寛永九年比、慶安三死去也、

島津中務忠榮 元和ノ比ナラン、忠榮ハ寛永元二十八才死去也、

樺山又九郎久尚 正保ノ初ナルヘシ、同三丙戌十八才死去也、

伊集院十右衛門久朝

大野内記

別府式部左衛門 明暦二年八月十九日ヨリ定、異本ニ三年八月ヨリ寛文八年迄トモ、

東郷藤兵衛重利 後肥前、御兵具奉行・吟味役也、寛文八年九月十日ヨリ定、延寶二年迄、

有馬新右衛門 延寶三年四月十一日ヨリ定、異本ニ二年ヨリ、貞享迄トアリ、

最上伊右衛門 後右近義隅カ、御勘定奉行・御納戸奉行也、延寶四年九月ヨリ定、

向井市之丞友貞 延寶八年申、

碓山次右衛門 天和三年五月十三日ヨリ、異本ニ貞享元ヨリ元禄二年迄、

弟子丸市之助宗重 市郎右衛門トモ、吟味役・京都藏奉行也、貞享元年九月ヨリ、異本ニ元禄三年十一月ヨリ同九年迄トアリ、

土岐藤左衛門 元禄四年未七月二十九日ヨリ、

諏訪甚太夫 年月シレス、

伊勢八右衛門 元禄九年十一月三日ヨリ寶永二年十月三日迄、

諏訪八郎右衛門 甚太夫同人カ、寶永二年十月三日ヨリ、

伊勢八右衛門貞庸 前之八右衛門同人歟、寶永七寅七月七日ヨリ、

〔地理纂考〕

黒島神クロシマ社上名 祭神及び創建の年月分明ならず、木坐像社傳五体

に、往古鈴木三郎と云へる者建立せしと云、社殿ハ山の半腹に在りて、拜殿ハ山下にあり、其間坂を躋ノボる一町

余なり、古来婦人の參詣を禁す、社と拜殿との間を澗水流る、女人ハ爰を限とす、初め山嶺に鎮坐ありしを、宝

永六年己丑六月朔日、大雨にて山崩れ、神社及び諸旧記流失して、神體獨山中に留まれり、土人即ち今の地に社

殿を造営す、當邑の總鎮護にして、土民の尊崇他に異なり、正祭正月朔日なり、

○寶物 刀七腰其中二腰ハ波平安玉作、黒島大明神、永禄七年甲子八月吉日、願主藤原朝臣實行敬白の銘あり、劍一口 鎧一領 共に寶殿に秘蔵す、

〔名勝志〕

黒島大明神 上名村に鎮座、地頭飯屋下名村にあり、山田ハ舊帖佐に屬し山田村ナ

り、一外城となるに及びて山田村を距ること丑方貳拾五町、祭

を二に分て上名・下名とよへり 神五座、神名詳かならず、いにしへ鈴木三郎なるもの勸請せ

しといひ傳ふ、山田村の崇廟にして、初め社山の絶頂に

安鎮ありしを、寶永六年己丑六月朔日、水湧山崩て神社流失し、今の地に遷宮す、其時舊記を失ひ来由傳ハらず、

残るものは鎧壹領・太刀七腰内二腰ハ波平安玉作、願主藤原朝臣實行敬白、黒島大明神、永禄七年甲子八月吉日・劍壹振無銘今に寶殿中に納む、末社石堂妙現・

飛野妙現・若宮を安す、社司川俣氏、

〔地理纂考〕

鉢乃峯ハチノミネ 上名村に屬す、連山なく原野に獨立す、高六十

間許、皆人奇峯と称す、

山田川ヤマタガハ 水源伊佐郡黒木郷の山中より発し、當郷上名・

下名の兩村及び大山村を經て、帖佐郷三拾町村上別府川に會す、

野神牧ノカミヌキ址上名村に屬す、三代實禄實禄貞觀二年十月八

日、廢大隅國吉多ヨシタ・野上ノノカミ二牧、緑馬多番息害百姓作業也實禄

とある野神の牧址なり、天和の頃まで猶牧ありて北山牧と号し、島津綱貴中西長門右工門に與へしかとも、馬の性人に馴さるを以て廢して今なし、吉多牧跡ハ是より未方一里半許に在りて北野といふ、

〔名勝志〕

北山古牧 北山村にあり、地頭仮屋の子方三里余、廻り一里余の旧牧なり、邦君大玄公の時に中西長門右衛門に賜ふ、其後馬の性あらきゆへ牧を止めて林となす、三代實祿貞觀二年十月八日、廢大隅國吉多・野神二牧、〔實祿〕綠馬多蕃息害百姓作業也云々、按するに、北山村に北野といふ所あり、北野神祠を安す、今の北山村ハいにしへ宰府の神領にて神牧ありし処にや、再考すへし、中西氏牧を止めしも縁あることそかし、

〔名勝考〕

喜多・野神牧 北山村
三代實祿貞觀二年十月八日、廢大隅國吉多・野神二牧、〔實祿〕綠馬多蕃息害百姓作業也云、今北山村に北野てふ所あり、

野神ハ後の北山村にて、大玄公嘗て中西某に賜りしか、馬性の馴かざるを以て罷て今なし、

〔地理纂考〕

▽ 山田郷 △

鹿兒島を距る事丑寅の方六里に在り、東南加治木、南帖佐、西蒲生、北溝邊に接す、周廻十二里十一町五拾六間、村落六木津志村 上名村 下名村大山村 北山村 邊川村、人員總計三千二百四拾三人、戸數六百三十九軒、

〔右馬頭忠將譜中〕

享祿二年己丑正月廿二日、忠良攻山田城、忠將為從軍、此時十歳、初陣也、

〔年代記〕

享祿二年正月廿二日、祁答院重武帖佐之本城・新城入手裏、翌日、山田城攻陷、以為領知、雖然蒲生某返改、故祁答院格護之加治木肝付越前守攻落畢、

〔見于箕勾記〕

弘治三年蒲生落城前ヨリ梅北宮内左エ門尉山田ヲ自領トシテ被下トアリ、

〔國兼〕

〔旧記〕

眞玉民部左エ門重博於山田城戰死、川越氏祖、

按ニ、享祿二年正月廿三日祁答院重武攻取シ時ノ城主

カ、

〔地理志〕

弘治元年三月八日、肝付三郎五郎伏草ニテ得利ト云々、

〔旧福昌寺奉加帳〕

永亨中、甌美作守義武

〔地理志〕

北山村旧名 諸家大概記、梅北氏ハ、永祿・天正年間ニ梅

北宮内左エ門國兼初ハ足輕大將ニテ武勇ノ譽有之、山田

地頭職ニテ北山ヲ領申候、高麗入ノ時、宮内左エ門事企

〔参〕

隱謀、朝鮮出陣ノ薩摩勢ヲ呼入、肥後佐敷之城ヲ攻取、方々ニ致出張、御家危急之儀、別記詳也、○紀姓平山之一族甌氏ハ、帖佐山田之内甌ヲ領号甌候、永祿之比、甌兵部左エ門豊州ニ相付福嶋ヘ罷移、軍勞仕候、従夫以來見得不申候、平山八右エ門甌之子孫ニ而候、

〔甌氏系圖〕

甌元祖平山左京亮武一弟越後守武秀、帖佐ノ内甌城ニ住ス、氏神甌大明神、

二代三郎五郎武貞、明德二生死方、三代美作守武義、應永六、四代越

後守武直、或眞トモ、五代三郎武豊、隈城合戦有功、六代左京

亮武徳、造立一宮大明神、七代三郎五郎武重、文明十一

在犬追物列、八代下野守武英常眞齋、住于帖佐、九代兵

部左エ門武清宗譽齋、天文七、仕貴久公・義久公、伊東・

肝付トノ戦有功、元和四死、十代勝右エ門武政祐心齋、

依命去帖佐居城守大娘良城、始朝鮮・関ヶ原有功、慶長十

九、改甌氏復平山、子孫平山八右エ門也、

一説ニ

武義應永六年ノ死ハ生ノ誤カト記セシアレトモ、武貞明徳二年ノ生ヨリ應永六ニ至ル僅ニ九年、父子生死尚糺ス

ベシ、

「地理纂考」

物産

藥品 茯苓 瓜呂實 桔梗 紫根 柴胡 前胡 金銀花

鱗介 香魚 鼈 鰻 鮒 鮓

蔬菜 香蕈 丁蕈

樹木 櫛 樟 蚊母樹 椎 檜

飛禽 山鷄 雉 鶉 鴛鴦 鴨

走獸 猪 鹿 貉 兔 猿

※「地理課川調帳」

川東

一 ●岩ム田川七分 ●土山川五分 ●小ムレ川

一 ●カム田川七分 ●高ノ川二分 ●コツカクラ川 九分

●キンノ川二分 七川

別府川エ入、

上名村

※(頭注)

「帖佐郷別府川ノ支川」

同 一 ●武元川九分 圓フテ五分、別府川エ入、

同村

同 一 ●古城川八分圓フテ一里、同、 大山村

川西 一 ●滝木場山川二分五リ ●中飢川二分五リ ●池平川一里銘々別
一 ●内元畠山川二分五リ ●北山川馬場川二分五リ ●下名川七分上名村
府川へ入、
下名村ニ於ス、

桑原郡地誌備考

(表紙)

桑原郡地誌備考

(中表紙)

踊 横川
栗野 吉松
西襲山

桑原郡地誌備考

(中表紙)

踊 横川 栗野 吉松
西襲山 旧日當山
噲啜郡ニ載ス

桑原郡地誌備考

桑原郡

- 一全 踊 宿窪田村 戸長一人
- 一全 踊 萬膳村
- 一全 踊 上中津川村 戸長一人
- 一全 踊 三徳堂村 戸長一人
- 一全 踊 持松村
- 一全 踊 中之村 戸長一人
- 一全 踊 上之村 戸長一人
- 一全 踊 上中津川村 戸長一人
- 一全 踊 下之村
- 一全 踊 栗野 上之村 戸長一人
- 一全 踊 木場村 戸長一人
- 一全 踊 稲葉崎村
- 一全 踊 幸田村 戸長一人
- 一全 踊 田尾原村
- 一全 踊 恒次村
- 一全 踊 米永村
- 一全 踊 北方村 戸長一人
- 一全 踊 川西村 戸長一人
- 一全 踊 中津川村 戸長一人
- 一全 踊 恒次村
- 一全 踊 吉松 幸田村 戸長一人
- 一全 踊 吉松 中津川村 戸長一人
- 一全 踊 吉松 鶴丸村
- 一全 踊 吉松 東郷村 戸長一人
- 一全 踊 吉松 朝日村 同上
- 一全 踊 吉松 嘉例川村 同上
- 一全 踊 吉松 西襲山 朝日村 同上
- 一全 踊 吉松 西光寺村 旧日當山郷

外ニ東襲山旧曾於郡重久村・松永村・大窪村・田口村・川

北村ノ五村ハ噺噺郡ニ属ス、照考スヘシ、

桑原郡鶴丸村ノ内字山下全郡般若寺村へ編入ノ義出願ニ付、十六年二月十二日上申ノ処、三月十五日伺ノ趣聞届ニナル、

般若寺村及鶴丸村ノ内字山下

合反別百貳拾八町七反六畝廿貳歩

合戸數六拾四

合人口貳百七拾三人

内編入ノ分

一 反別五拾町三反四畝拾六歩

一 戸數貳拾六

一 人口百貳拾九人

鶴丸村殘反別戸數人口ノ分

一 反別百三拾六町壹反九畝拾四歩

一 戸數八拾壹

一 人口三百五拾三人

「一」 桑原郡

古時、本郡ハ横川院三十九町・栗野院七十・桑東郷上三臺堂六丁

筒羽野四十八等ノ地及曾於郡ノ地用松十五丁ニ係レリ、後横

川院ハ横川郷、栗野院ハ栗野郷、桑東郷ハ踊郷・日當山

郷、筒羽野ハ吉松郷トス、今其方域ヲ詳ニスルヲ得ス、

建久ノ頃鳥津忠久ノ時、横川藤内兵衛尉時信左馬頭行盛ノ子

男信行ノ横川院ヲ領シ横川ヲ氏トシ、子孫相承ク、同時、栗

野院ハ守綱姓氏詳カ・桑東郷ハ時房姓氏詳カナル者郡司タリ、

又愛甲小次郎賢雄忠久ニ從ヒ鎌倉ヨリ下着シ吉松ヲ領ス、

其後曾於野七郎太夫篤茂栗野恒次・重武名等ノ地ヲ領ス、

其子税所兵衛祐滿ニ至リ桑東郷及栗野院恒次・恒山・重

武名等ヲ領シ税所ヲ氏トシ、子孫相承ク、建武三年四月、

鳥津貞久東条藤四郎入道道悟ヲシテ大隅筒羽野半分地頭

代官職ヲ領セシム、五年正月、幕府足利鳥津頼久守護貞久ニ

大隅桑東郷・桑西郷山田ノ地ヲ賜ハリ、其勲功ヲ賞セラル、

曆應元年三月十四日夜、渋谷吉岡孫次郎入道郡管院氏祖、肝

日當山城西光寺衆徒覺ヲ下シ之ニ據ル、十五日、重久篤兼

森行重地頭御家人等ト兵ヲ合セ之ヲ攻ム、其後中津川勘

解由左衛門延文三年四月十四日、柿木原左衛門太郎隆實中津川勘日當

解由左衛門尉等ヲ加治木院ニ擊ツトアリ、考ニ備フ

山城ヲ守ル、初島津氏横川ヲ収ム、應永七年二月十日、島津元久菱刈久隆ヲシテ横川院上村ヲ領セシム、應永中、日向真幸院領主北原久兼栗野院ヲ併領ス、久兼酒井親貞ヲシテ栗野城ヲ守ラシム、寶徳中、久兼ノ孫貴兼横川ヲ領ス、永享中、税所介敦武踊ヲ領ス、敦武ハ篤滿ノ裔孫、文明中ニ至リ、北原貴兼栗野・吉松等ノ諸城ヲ併有ス、同時、帖佐平山城主島津季久横川・東郷日當山ニアリ等ヲ併領ス、十七年、季久帖佐ヲ去テ日州福島ニ徙ル、大永中、北原兼守踊ヲ領ス、家臣白坂美濃守兼頼ヲシテ「踊城ヲ守ラシム、兼守既ニ死ス、兼頼潛ニ島津氏ニ應ス、白坂下総介等一族皆之ニ應ス、天文十四年四月、島津貴久本田董親曾於郡清水城主ニ東郷及日當山城用富名等ノ地ヲ與フ、十七年三月廿四日、北原氏日當山ノ壘本田氏領ヲ陷シ、兵ヲ置キ之ヲ守ラシム、八月晦日、伊集院忠朗夜日當山ノ壘ヲ攻メ之ヲ下ス、貴久新納忠勝ニ日當山ヲ與フ、忠勝ノ孫武久ニ至リ薩摩平泉ニ移ル、永祿五年五月、初北原兼親栗野・横川ヲ取ル、宮路某栗野ニ據ル、北原伊勢介横川ニ據ル、皆日向伊東氏ニ應ス、島津貴久伊集院忠朗・樺山幸久ヲ遣シ横川城ヲ攻ム、伊勢介父子ヲ殺シ城ヲ拔ク、貴久菱刈重猛ヲシ

テ横川ヲ領セシム、重猛族人菱刈中務ヲシテ横川城ヲ守ラシム、七年、北原兼親栗野ヲ島津氏ニ獻ス、貴久重猛ニ栗野院百二十町ヲ與フ、是ヨリ先キ永祿四年十月重猛カ求ニ應シ貴久豫メ與フル所ノ文書アリ、十年、菱刈重猛既ニ死シ、其弟大膳亮隆秋重猛ノ子幼少ナル領邑ヲ以テ叛ス、貴久菱刈氏ヲ伐ツ、馬越城菱刈ヲ陥ルニ及ンテ、菱刈中務横川城ヲ棄テ走ル、貴久四男又七郎家久ニ横川ヲ與フ、永祿十二年十月九日、島津義久肝屬兼盛(二脱カ)上三臺堂踊郷ニアリ名ヲ加封ス、元龜元年春、義久又七郎家久ヲ薩摩申木野ニ移シ、樺山美濃守幸久ヲシテ横川ヲ領セシム、其後幸久ノ子忠助横川ヲ轉シテ市成嶺ニ移ル、間年詳カナラス、天正十八年六月、島津義弘日向飯野ヲ去テ栗野城ニ移ル、文祿四年、義弘帖佐ニ移ル、是歲九月、義弘土持彈正忠ニ栗野上鶴・御前野ノ二村今此ニ五百石餘ノ地ヲ與フ、又三臺堂及加治木・溝邊領主肝屬兼三ヲ薩摩喜入領主ト為シ、旧邑ヲ収ム、慶長十九年、東郷源七郎忠直隅州本城ヲ去テ三臺堂村ニ移ル、元和六年、島津家久忠直ニ三臺堂村七百石ノ地ヲ與フ、寛永ノ初、家久新納忠眞ニ三臺堂村ヲ與フ、子孫相承ク、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、忠眞ノ裔孫領スル所ノ三臺堂

ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

(一) 鹿兒島県立図書館所蔵「地誌備考 大隅郡」卷末ニアリ

桑原郡郷莊

本郡ヲ分テ踊・横川・栗野・吉松・日當山西襲山ト下中津川ト改稱スノ五郷ト為ス、宿窪田村・萬膳村・三体堂村・中津川村下中津川ト改稱ス・上中津川村・持松村ノ六村ヲ踊郷トス、古時桑東郷及曾於郡ノ方域ニ係ル、上之村・中之村・下之村ノ三村ヲ横川郷トス、古時横川院ト稱ス、木場村・北方村・田尾原村・稲葉崎村・幸田村・恒次村・米永村ノ七村ヲ栗野郷トス、古時栗野院ト稱ス、中津川村・川添村・川西村・鶴丸村・般若寺村ノ五村ヲ吉松郷トス、古時筒羽野ノ地ニ係ル、西光寺村・東郷村・嘉例川村・朝日村ノ四村ヲ日當山郷トス、古時桑東郷ノ地ニ係ル、然レトモ今古時ノ方域ヲ詳カニスルヲ得ス、

持松村

古時曾於郡ニ屬ス、建久中、河俣新太夫藤原篤頼用松十

五町ヲ領ス、其後税所篤秀ノ次子増知坊經秀本村ヲ領シ用松ヲ氏トス、後桑東郷ノ地ヲ本村ニ併セ踊郷ヲ置ク、
元和九年、建武五年正月、足利尊氏島津頼久貞久ノ庶長子ニ事トス、川上氏ノ始祖
隅桑東郷・桑西郷ヲ賜フ、未幾クナラス頼久加世田別府ニ徙ル、永享中、税所介敦武踊ヲ領ス、敦武ノ先篤茂栗野恒所兵衛尉祐滿桑東郷及栗野院等ヲ領シ、税所ヲ氏トス、大永中、北原兼守踊ヲ領ス、家臣白坂美濃守兼頼ヲシテ踊城ヲ守ラシム、兼守既ニ死ス、兼頼潛ニ島津氏ニ應ス、白坂下総介等一族皆之ニ應ス、其後島津氏ノ所管ト為リ、梅北安藝守兼秋・其子兼陸等
地頭タリ、王政革新以降鹿兒島縣ニ屬ス、

三躰堂村

古時桑東郷ニ屬シ、上三臺堂・下三臺堂ノ二村ニ分ツ、後一村ト為シ踊郷ニ屬ス、大永中、北原氏踊ヲ領シ、其臣白坂美濃守兼頼城主タリ、後兼頼島津氏ニ應ス、永祿十二年十月、島津義久肝屬兼盛加治木・溝邊領主ニ上三臺堂名ヲ加封ス、文祿四年、島津義弘肝屬兼三兼盛ノ嗣子ヲ薩摩喜入領主ト為シ、舊領ヲ収ム、慶長十九年、東郷源七郎忠直隔州本城ヲ去テ本村ニ移ル、元和六年、島津家久忠直ニ本村

七百石ノ地ヲ與フ、寛永ノ初、家久新納四郎忠眞ニ本村ヲ與フ、子孫相承ク、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、忠眞ノ裔孫領スル所ノ三臺堂ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

萬膳村

古時桑東郷ニ屬ス、萬善十二町トス、後踊郷ニ屬ス、外持松村ニ同シ、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス、

中津川村

本村ハ、古時桑東郷ニ屬ス、後上中津川ヲ分テ兩村ト為シ、踊郷ニ屬ス、税所兵衛尉祐滿本村及曾於郡・栗野院等諸所ノ地ヲ領シ、大隅國霧島神領ヲ司リ、税所職ト為リ、子孫世々相承、外持松村ニ同シ、

宿窪田村

持松村ニ同シ、

上之村

古時横川院三十九町ニ屬ス、後横川郷ヲ置キ、分テ上中下五段トスノ三村ト為ス、守護忠久ノ時、横川藤内兵衛尉時信本院ヲ領シ横川ヲ氏トシ、子孫相承ク、其後載籍詳カナラス、

應永七年二月、島津元久菱刈久隆ヲシテ本村ヲ領セシム、廿九年ニ至リ、日向眞幸院領主北原左馬助久兼栗野院横川ト境ヲ接及横川ヲ併領ス、寶徳中ニ至リ、久兼ノ孫貴兼横川ヲ併領ス、文明中、貴兼栗野・吉松ヲ併セ、島津季久帖佐平山城主横川・東郷日當山ニアリ等ヲ併セ領ス、十七年、季久日州福島ニ

徙ル、永祿五年五月、初北原兼親栗野・横川ヲ取ル、宮路某栗野ニ據ル、北原伊勢介兼正横川ニ據ル、皆日向伊東氏ニ應ス、是ニ於テ、島津貴久伊集院忠朗・樺山幸久ヲ遣シ横川城ヲ攻メ、伊勢介父子ヲ殺シ城ヲ拔ク、貴久菱刈重猛ヲシテ横川ヲ領セシム、重猛族人菱刈中務ヲシテ横川城ヲ守ラシム、十年、重猛既ニ死シ、其弟隆秋叛ス、貴久菱刈氏ヲ伐ツ、中務横川城ヲ棄テ、走ル、貴久四男又七郎家久ニ横川ヲ與フ、十二年、島津義久又七郎家久ヲ薩摩申木野ニ移シ、樺山美濃守幸久ヲシテ横川ヲ領セシム、幸久ノ子忠助横川ヲ轉シテ市成ニ移ル、年月詳カナラス、其後島津氏ノ所管タリ、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス、

中ノ村

下ノ村

上ノ村ニ同シ、

米永村

古時栗野院六十四ニ屬シ、建久ノ頃、守綱姓氏詳カ本院ノ郡

司タリ、米永十六町七段貞高姓氏詳カ郡司タリ、後栗野郷

ヲ置キ、本村及幸田・恒次・木場・田尾原・北方・稲葉

崎等ノ數村ヲ屬ス、鎌倉執政ノ時、税所兵衛尉祐滿霧島・鹿兒島

兩社ノ神領税曾於郡及桑東郷・栗野院恒次・恒山・重武名等

ヲ領シ、子孫相承、税所ヲ氏トス、應永中、日向眞幸院

領主北原久兼栗野院ヲ併領ス、久兼酒井親貞ヲシテ栗野

城ヲ守ラシム、文明中ニ至リ、北原貴兼栗野・吉松等ヲ

併有ス、其後北原兼親栗野・横川ヲ取ル、宮路某栗野ニ

據ル、北原伊勢介横川ニ據ル、永祿五年、島津貴久横川

城ヲ攻メ、伊勢介父子ヲ殺ス、七年、兼親栗野ヲ島津氏

ニ獻ス、貴久菱刈重猛ニ栗野院百二十町ヲ與フ、永祿四年十月重猛

カ求ニ應シ貴久栗野院ヲ與フ、ル文書アリ、豈豫約スルカ、十年、重猛既ニ死ス、其弟大膳亮

隆秋菱刈ヲ領ス、叛ス、貴久菱刈氏ヲ伐ツテ其領邑ヲ収ム、天正

十八年六月、島津義弘栗野城ニ移ル、文祿四年、義弘帖

佐ニ移ル、是歲九月、義弘土持彈正忠ニ栗野上鶴・御前

野ノ二村今此ニ五百石餘ノ地ヲ與フ、其後島津氏ノ所管タ

リ、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス、

恒次村

古時栗野院ニ屬シ、建久ノ頃、御家人新太夫入道西善恒

次・重武・恒山等ヲ領ス、姓氏及子孫ノ載籍詳カナラス、

曾於野七郎太夫篤茂栗野恒次・重武名等ヲ領ス、其子祐

滿ニ至リ栗野院恒次・恒山・重武名等ヲ領ス、外米永村

ニ同シ、

幸田村

木場村

田尾原村

北方村

稲葉崎村

米永村ニ同シ、

中津川村

古時筒羽野村四十八町ニ屬ス、後吉松郷ヲ置キ數村ヲ屬ス、本村モ其一也、建久中、山伏愛甲小次郎賢雄島津忠久ニ從テ鎌倉ヨリ来リ本邑ヲ領ス、永仁三年愛甲太郎左衛門景盛筒羽野箱崎八幡寄進狀ニアリ、賢雄ノ裔孫ナリト云、考ニ備フ、建武三年四月、島津貞久東條藤四郎入道道悟ヲシテ大隅筒羽野半分地頭代官職ヲ領セシム、應永中、眞幸院領主北原範兼吉松ヲ併有ス、文明中ニ至リ、北原貴兼栗野・吉松等ノ諸城ヲ併有ス、永祿中、北原兼親栗野・横川ヲ取ル、兼親伯父左兵衛尉吉松ヲ領シ、宮路某ハ栗野ニ、北原伊勢介ハ横川ニ據ル、島津貴久横川城ヲ攻メ之ヲ拔ク、兼親栗野ヲ島津氏ニ獻シテ降ル、是時吉松モ島津氏ノ所管ト為ル、王政革新以降鹿兒島縣ニ屬ス、

川西村

鶴丸村

川添村

般若寺村

中津川村ニ同シ、

西光寺村

古時桑西郷百五十六町ニ屬ス、後日當山郷ニ屬ス、又曾於郡・日當山ノ二邑ヲ合シ襲山郷ヲ置キ東西ニ分ツ、本村ハ西襲山ニ屬ス、鎌倉以後島津氏ノ所管タリ、建武五年、幕府足利島津頼久守護貞久ノ庶長子川上氏ノ始祖大隅桑郷東西ノ地ヲ賜フ、曆應元年三月、澁谷吉岡孫次郎入道肝付兼重日當山城西光寺衆徒覺乘ヲ下シ之ニ據ル、重久篤兼・森行重等兵ヲ合セ之ヲ攻ム、其後中津川勘解由左衛門日當山城ヲ守ル、文明中、十五年季久取ルカ、島津季久横川・東郷日當山等ヲ併セ領ス、十七年、季久ノ子忠廉日州ニ徙ル、天文十四年四月、島津貴久本田董親清水城主ニ東郷及日當山城用富名等ノ地ヲ與フ、十七年三月、北原氏日當山ノ墨本田領ヲ陷ル、兵ヲ置キ之ヲ守ラシム、八月晦日、伊集院忠朗貴久老臣ナリ夜日當山ノ墨ヲ攻メ之ヲ下ス、貴久新納忠勝ニ日當山ヲ與フ、忠勝ノ孫武久ニ至リ薩摩平泉ニ移ル、其後歴世島津氏ノ所管タリ、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス、

東郷村

古時桑東郷應保中文ニ屬ス、後日當山郷ニ屬ス、又西襲山

郷ニ屬ス、建久中、時房ナル者東郷ノ郡司タリ、其後稅

所兵衛尉祐滿桑東郷及栗野院等ヲ領ス、文明中、島津季

久帖佐平山城主横川及本村等ヲ併領ス、忠廉、忠朝、朝久相承、

天文十四年四月、島津貴久本田董親ニ東郷及日當山城用

富名等ノ地ヲ與フ、十七年八月、伊集院忠朗日當山塁ヲ

下ス、是時島津氏本村ヲ収ム、其後島津家久ノ時、穎娃

左馬頭久政ニ本村ヲ與フ、久政カ子孫本村ヲ領スル載籍

詳カナラス、寛永以降島津氏ノ直隸タリ、王政革新以後

鹿兒島縣ニ隸ス、

〔管窺愚考〕

聖武帝紀天平二年辛卯三月、後二十六年、大隅浮浪九百三十餘

人雄略帝時、大隅阿多隼人等奉、詔搜集秦氏徒、萬八千六百七人、遂養

發織絹、以納朝貢、事見姓氏錄、則今桑原郡、蓋于斯始、而此云浮浪、

亦疑其請建菱刈村以為郡家、有詔許之、見孝謙帝紀天

平勝寶七年云々、其稍關地、以建郡邑、如此類也、

〔宮崎縣通達留〕

襲山郷之内

〔西襲山郷旧日當山郷也、

桑原郡

西光寺村 東郷村

旧日當山郷

嘉例川村 朝日村
此四村十二年甲号達ニハ桑原郡ニ入ル

嘉例川村

古時桑東郷ニ屬シ、加禮河或佳例川ニ作ル、後日當山郷

ニ屬ス、又西襲山郷ニ屬ス、鎌倉以後島津氏ノ所管タリ、

文龜三年ヨリ天正中ニ至リ肝屬兼固・兼演本村ヲ領ス、

其後島津氏ノ直隸タリ、外西光寺村ニ同シ、

朝日村

古時桑東郷ニ屬ス、建治中朝日寺ニ作ル、外西光寺村ニ

同シ、

羽柴薩摩侍従とのへ

曾於郡

〔本文書ハ「旧記雜録後編二」一五四六号文書ノ抄ナルベシ〕

用松十五丁

桑東郷

上三臺堂六丁

下三臺堂六丁

〔纂考〕

踊郷

3「肝付氏藏書」

鹿兒島縣廳より東北十二里余、東南襲山に界ひ、西北横

川・栗野両郷に接し、北加久藤・飯野に界ひ、東北小林

郷に接す、周廻十四里十六町二十六間余、村落六持松村上中津川

村三麻堂村下中津川、人員總計三千八百二十六人、戸數八

百九、

永禄拾貳年己巳

十月九日

修理太夫義久判

肝付彈正忠殿

〔建久圖田幟〕

〔本文書ハ「旧記雜録後編二」五二二号文書ト同一文書ナルベシ〕

一用松十五丁「今持松トカク」

藤原篤頼所知

〔曾於郡上三臺堂トアレトモ今桑原郡踊郷ニ属セリ、考ヲ埃ツ〕

〔全九年交名注進〕

4「明治十五年二月十七日甲第五十三号布達」

河俣新太夫篤頼「藤原篤頼コトナルヘシ」

大隅國桑原郡中津川村 下中津川村

右、村名改稱候〔旨〕、〔條〕、〔此旨布達候事〕

〔建治石築地役〕

⑤明治十五年二月十七日 鹿兒島縣令渡邊千秋△

〔國史義久傳〕

永祿十二年冬十月九日、公賜肝付兼盛曾於郡上三臺堂名、賞戰功也、上三臺堂六町、下三臺堂六町、屬桑東郷、郡村高辻帳、桑原郡踊郷有三體堂村。按三體堂村与曾於郡接界。

文祿四年云々、加治木・溝邊・三臺堂領主肝付三郎五郎兼三為喜入・宮・清水領主、河邊郷有宮村、清水村云々、

〔出典ナシ〕

文祿四年、加治木・溝邊・三臺堂被召揚、薩州喜入并河邊郡内宮「高八百石余トアリ」・清水ヲ被下、同十月廿六日、加治木ヨリ喜入ニ罷移候、

〔纂考〕

踊城〔中津川村〕〔註〕此中津川村東は山野に接して塹ホリの跡あり、三方ハ急流

の大河城下を繞り、岩壁直立して高數十仞なり、土人の傳説に、昔敵軍来りて城を攻るといへとも、要害堅固にして防かすといへとも陥るオシイ、事能ハす、城兵金鼓を鳴し舞踊して在りしより踊城と呼しか、遂に郷名に轉れるなりといへり、

〔箕輪伊賀記〕

北原カ家来ニ踊ノ地頭白坂美濃守、北原ノ躰危キ家ト見ユレハ、得此刻、太守方ニ申入レ忠人ト成ルヘシト思ヒ、曾於郡地頭三原遠江守ヘ蜜々ニ注進ス、遠江守境目役ト云、少モ遅々スベカラストテ踊ノ城ヘ番手ヲソ差籠メラル、仍テ白坂カ一黨同心トソ聞ヘタリ、貴久兵庫頭ニ仰ケルハ、早速彼地ニ発向シテ退治セラルヘシ、去トモ三ノ山ヨリ東ハ伊東ニ属ス、飯野ヨリ西ハ薩摩方ニ順フ、去程ニ、忠平一門侍等ニ評議シテ、永祿七年甲子、彼地ニ赴ント欲ルノ処、北原カ一門ニ横川ノ城主北原伊勢守・同名新助有逆心ノ間、彼堺ノ往還不自由、仍テ凌霧島山、真幸飯野郷ヘ打越シ玉フ、馬関田・吉田・吉松・栗野ノ人々ハ我モくト可抽忠節由申入ラル、番手ヲ請テ御慈ニ参リケル云々、

〔地理志〕

北原氏領之、此時地頭白坂美濃守、永祿四年頃天正二年頃、肝付兼盛領之、天文十九庚戌、北原氏對我動干戈来、肝付越前守兼演・同弾正忠兼盛至踊地防戦、二男兵庫助兼逸

死之、敵遂退散矣云々、

西ノ城持松村

三代堂又三臺堂自家系、永祿年間、為忠賞義久公ヨリ此地ヲ

賜肝付彈正忠兼盛、文祿四年、轉當地及加治木・溝邊賜

喜入移此地、○慶長十九年、島津源七郎忠直去本城移此

地、其以前ヨリ之元和七年五月廿九日、卒此地、○寛永ノ初、

賜新納四郎忠貞、寛永十四年七月十八日死、從夫世々領之、

〔北原家由緒書〕

一 踊ハ税所・北原家ヨリ領之、大永年間、眞幸領主北原

又八郎兼守病死シ錯亂之砌、踊之城主白坂美濃守兼頼

北原ノ三原遠江守ニヨツテ踊ヲ献シテ守護方ニナル、白坂臣也

坂下総介・佐渡介并助左衛門云合、踊守護方御番衆ヲ

申請シトナリ、

一 上文略、伊東義祐并右衛門佐妻三之山ニ居テ、竹崎・

高原ノ地頭白坂下総介ヲ呼寄可誅トス、下総介用心シ

テ竹崎俄ニ歸リ、椀山玄佐領地大窪へ落来、兼日玄佐

方へ申合ル趣ヲ以、曾於郡へ參上也、義久様江拜謁ス、
踊之地頭白坂佐渡介向後守護方ニ御奉公可仕旨玄佐ニ
テ言上ス云々、

⁵〔正文島津中務家藏〕

知行目録

隅州桑原郡之内

高七佰拾四石

三躰堂村

右知行、今度御分國中相改配分候、全可有御領地者也、

三原諸右衛門尉

元和六年三月廿七日

重種判

伊勢兵部少輔

貞昌判

町田圖書頭

久幸

喜入撰津守

忠政判

下野守

久元

源七郎殿

(本文書ハ「旧記雜録後編四」一六七五号文書ト同一文書ナルベシ)

〔参考〕

豊久

初忠豊

又七郎

中務太輔

忠直

初重虎

源七郎

天正五年二月三日、東郷大和守重尚為猶子、

移居日州諸縣郡之内田尻村、其後移居隅州本城云々、

兄豊久戦亡、無継子、故継兄跡、慶長十九年、去本

城移居三鉢堂村、

〔大口郷早水氏藏書〕

一踊之城御手ニ参候時之為人質、我等祖父白坂外記・早

水大膳亮罷出候、其砌、今村右京亮事ハ曾於郡江参候

テ、西方之御人衆御案内者仕、踊之城江引入申、無別

儀御手裏ニ参候、其時為其忠節知行三町可被下御約束

ニテ候キ、為其首尾右兩人江ハ壹町五反宛被給候、大

膳亮事無程遂戦死候、子モ若輩候故、其節申後、于今

知行不被下候、北原代之地頭者、梅北刑部太輔・白坂
佐渡守兩人ニテ候事、

一貴久様踊江御光儀之時分、新納刑部太夫殿御文ニテ大

膳亮江被仰聞せ候様子ハ、伊東衆何トソクリ付打可申

由被仰付候間、眞幸之内徳滿湯田之町ニ坂本大藏ト申

者以下切ル、地頭梅北刑部太輔殿・白坂助左衛門殿ニテ

候、足輕衆同前ニ大膳モ参、求麻衆ヲ射のけ候、大手

の口者伊東衆指寄候テ手こわく働キ候之間、のくひの

〔ヌリ切ル〕可参よし大手より〔ヌリ切ル〕請取候間成間敷由

被仰候、大膳〔切ル〕爰元之敵ハ射のけ候、大手へ廻り

ふせき可申由申候テ、一人大手へはせわひ候処、地頭

ヲ始皆々被致下城候、大膳事ハ至此時名を腐可申事無

念ニ存、地頭へ暇ヲ乞、伊東勘解由左衛門ニ切むすひ

候て戦候処ニ、うしろより亂入、其場ニテ戦死仕候、

相残下城衆如小林召列、於諸方其夜被打果候、搦比興

之由候テ、其人衆知行皆以被召上候、大膳一人之事者

御奉公申候由被仰出、(マ)檢命之地ニ五町可給御約束ニ

テ候得共、先毛之上壺町被下候、其時分大膳子万兵衛

四歳ニ罷成候、大膳弟豊前守十六歳ニ罷成候間、右之御侘共若輩故不申上候事、

〔地頭系圖〕

桑原郡

踊

白坂美濃守 北原臣、永祿四年比、

梅北安藝守兼秋 學三入道忠兼子、自系ニミユ、

梅北左兵衛兼陸 兼秋子、

梅北刑部太輔兼隆 兼秋弟次郎左衛門兼陽ノ孫也、天正ノ比カ、

三原次郎左衛門重貞入道永安

川上助七久如

寛永初ヨリ同八年十月迄、○寛永九年御人數賦ニ、踊ニ阿多掃部助トアリ、忠秋ナルヘシ、然レハ久盛地頭ニ補セラレコト疑アリ、埃考、

川上助之進久盛

久如弟也、久如死後為番代補地頭職、久盛 初助兵衛 棋津介

川上左京久處

寛永十六、久盛辞地頭職、久處ニ讓云々、

黒葛原左近 寛文八年九月十日定、

土持城之助信全

延寶七正月二十七日、自系ニハ六年戊午十二月二十九日ヨリトアリ、初左衛門 後權之丞

川上仁右衛門

延寶七未六月十七日、

伊勢六郎左衛門貞秋

延寶八年申十月九日、

伊集院半兵衛 天和三年亥五月十三日、
初刑部忠倚 寶永四年亥十月八日 自系正徳三年三
新納左京久處 享保九年辰正月十一日迄、
月二十六日ヨリ

〔地理纂考〕

妙見神社上中津川村 祭神詳ならず、永享九年丁巳税所介敦武新建の棟札あり、敦武ハ霧島神社の末社税所社の祭神税所篤如苗裔にて、當時此地の領主なり、元龜二年修營の棟札には地頭伊集院下野入道久道と記したり、以前ハ同郷巢窪田村^{スクホタムラ}と中津川村との堺にありしとぞ、ざるを一旦今の社頭より未申の方一町許に遷坐ありしを、天正十三年六月七日、大雨降りて山崩れ、社殿砂石に埋れし故に、同年八月十五日、今の地に遷坐ありて、其原所を妙見寄といふ、例祭九月九日にて、此地の宗社とす、

〔地理纂考〕

ナカツカハ
仲川 和名鈔曰、大隅国桑原郡仲川^{国用中津川三字}とあり、今一村の名となりて當郷^{ツチ}に隸り、

〔地理纂考〕

犬飼瀧イヌカシタケ上中津川村 一名を犬飼村と号す、故に瀧の名に呼

へり、水源霧島の山中諸所より合流す、高三十間、瀧十間余なり、丑寅より未申に向ひて落つ、岸頭より直に巖壁を放れて落る、故に其色眞白にして綿を振ひ散する如く、其音雷の轟くに似て山谷震動するか如し、又瀧壺の深幾千仞なるを知らず、大きに渦巻き泡を奮ひて四邊炯霧の覆へるか如く、實に三国第一の大瀧なり、下流桑原・贈於両郡の境敷里を歴て国府郷濱之市の海に入る、

「名勝考」

仲川ナカカハ和名鈔曰國用中津川三字とハ即此處にして、今ハ踊郷に属けり、踊とハこの郷の本城の名なり、

「名勝考」

犬飼瀧イヌカシタケ中津川村の中にて、犬飼瀧イヌカシタケ犬飼村といふ、

水源霧島硫黄溪等より出て、瀑布の下流日當山郷に至、桑原・瞻喉両郡の界大津川となる、○瀑布の高凡二十間許、丑寅より未申に向ひ落り、横澗凡七間餘、其流地を離て飛び落るゆゑに、水聲洶礧として雷霆の響あり、亦瀧壺の深沈をしらす、盤渦て泡を奮ひて煙霧の如く、又

綿纈ウチワタに似たり、その水少き時ハ三條或ハ四條となりて匹練ノを懸るか如しとそ、余の觀しハ五月にて、水勢殊に夥し、○上井覺兼日曆曰、覺兼本氏諷訪氏、貫明公時為大夫、處守于國分上井城、即韓國宇豆峯の上山なり、天文十三年乙酉五月十五日、犬飼の瀧通りける程に立寄て見にける、此日雲晴て、しかもこの間の雨に水かき増りて白絲イトを繰乱せるやうに得もいはれぬさまなりしかは、

曇りなく光うつろふ晴間にもさみたれ増る瀧のしら絲さて夫丸ハ犬飼村より先に遣したれハ、里人にはや通りしやと尋ねけれハ、いまたのよしいひぬ、中略折節里の犬の人をとかむるを聞ハ、跡より来るらんと喜びあひしまゝに、

おくれつる友まつかたに一聲を聞もうれしき犬飼のさと

この仲津川に川牛カハウシといふもの住めり、形全く牛にて、角ハ太く短く、被毛甚麗し、三十年に一二度も陸に上りて、近き寄ても立去らず、眼光物を射る、二三日して又水中に帰り入ことなり、土俗川牛と呼ひ、又靈ありといふて敢て害はんとするものなし、近來に出しハ黄牛也とそ、

按に是水牛なる歟、

〔地理纂考〕

大浪池オホナミノイケ上中津川村 霧島山カラスニケ韓国嶽ハンアツツの中領ナカツツカハにて、中津川の内なり、東西三百間、南北二百間、深量るへからず、相傳へて神龍の蟠潜する所なりといふ、カビヒススギキ噪喧をなし或紅染ベニシメの帨巾フナヒを飄ヒレカケすを禁す、若犯す者あれば、忽雲霧起り暴風吹出て咫尺を弁へす、驚て山を下れハ青天白日なり、此事霧島山の条にも出たり、

〔地理纂考〕

硫黄谷温泉ユワノケ上中津川村 中津川村硫黄谷に出つ、即霧島山カラスニケ韓国嶽ハンアツツの西麓なり、温泉硫黄氣ありて能濕瘡を治す、又疔瘡にも功あり、故に四時浴客絶る事なし、されと湯性猛烈にして、虚弱の者には害をなす事あり、所々に巖石自然に湯桁ユケダをなし、四方の岩隙より湧出する温泉を數十の笕カケヒを拵ツボへて湯壺ユツホに引く、浴客各其飛泉の下に在りて痛所に激かしむ、又笕カケヒにて諸所より水を引き、温泉の寒熱を自在にす、谷の四方に茅屋を作りて浴客の旅宿とす、

〔地理纂考〕

榮エノノツ之尾温泉ハ地名上中津川村 硫黄谷温泉を距る事五町許、高岳を隔て溪間にあり、温泉硫黄氣強く、功能硫黄谷と同じ、されと湯性柔和にして、虚弱の者といへとも害ある事なし、此外溪間浴池の形勢硫黄谷に異ならず、霧島の山中に温泉多しといへとも、此両所清潔にして功驗も又他に勝マれり、且深山なるか故に冷氣深くして、炎暑の候トキといへとも夏を知らず、故に暑を避んか為に夏に至りて浴客多し、此山中櫻いと多し、四月末に至りて盛なり、

〔名勝考〕

硫黄溪温泉ユワノケ中津川の山中に在り、高千穂峯の靈泉といひ傳ふ、 中津川村

〔名勝考〕

可愛湯ユキノ右同所に在り、其間半里許を隔つ、このV^②の△温泉その涌出可ユキ愛湯の水勢甚盛にして、流巨川の如し、実に温にして熱せず、之に梶カキを架て懸泉を作り、入浴する者頂より踵に至り隨意に灌うたせて、その痛痒を除き濕瘡を愈すこと百薬に愈れり、上野伊香保の温泉の外、如是湯勢の潤沢にして功驗の最勝れし者を聞す、

〔名勝考〕

安樂湯この處に湯屋權現祠あり、大己貴命を祀れり、俚俗に八熊野と書て、熊野山より背負來り終に安堵す、因て安樂湯と名といふハいか、とぞおもはる。

〔地理纂考〕

明礬湯上中津川村 中津川村硫黄谷より三町許山の奥なり、同郷萬膳村明礬山より流れ來る温泉を湛へて所々に浴池を設けたり、温泉礬臭ありて眼疾に効あり、

殿之湯 浴池の底すへて砂金の如き砂にて清潔なるか故に、金湯とも呼ぶ、湯性柔和にして病に激せず、虚弱の人に効あり、殿之湯とは浴池清潔なるを美稱せるにて、俗に所謂御前湯コソゼンユなど、同義なるへし、

○粟川温泉クリカハ○大良温泉オホラ○鉾投温泉ホコナキ○手洗温泉テアラヒ 湯性功能共に殿之湯に同じ、以上中津川村にて、二三町或ハ半里許宛隔れり、

〔地理纂考〕

安樂温泉アノラク〔上中津川村〕（東窪田村） 巢窪田村安樂川の西岸にて、温泉の形勢栄之湯・硫黄湯に同じ、湯性灰氣ありて硫黄・明

礬の氣なし、能く癩氣を治し、又筋骨を和く、此所に熊野神社あり、土人相傳へて曰、昔異人熊野神祿を笈に入れて負ひ來り、一夜此所に宿りて翌日笈を拳んとするに、磐石の如くにて動かす、時に神潛カミカクレに異人に告て、不日此地に温泉出へし、我安居して樂むと詔給ふ、異人留まりて社を建立し神祿を安置す、即當社なり、斯て程無く温泉湧出す、故に安樂と名付け、又熊野の社司ハ異人か後裔なりといふ、

〔地理纂考〕

明礬山並地獄池（上中津川村） 此池霧島の山中にて、萬膳村の内なり、此邊諸所自然に明礬を産す、又此所に五畝許の池あり、熱湯其底より沸湧す、深極りを知らず、俗に地獄池と呼ぶ、即明礬湯の源なり、此熱湯に大豆・小豆或ハ甘藷カンショの類ひを物に入れて浸おけハ忽に煮ゆ、又猪鹿の類ひ過て飛入り死ぬる事ありとぞ、

〔地理纂考〕

塩浸温泉シホヒシ〔上中津川村〕（東窪田村） 浴池三ヶ所ありて、温泉其上の岩

隙より出つ、其性温和にして諸病に治功あり、殊に淋疾・風疾に効あり、また刀斧の疵と梅毒・下疳の痼疾或ハ種々の悪瘡に神功あり、凡刀劍の類ひもて傷を受け動揺を得ざる者、或ハ駕籠に乗り或ハ人に扶けられ入浴するに、疵口次第に白ミて肉を生し、一七日或ハ十日を経て平愈せざるはなし、其疵の浅きハ三日にして愈、又梅毒・下疳の類ひの諸瘡百薬を服して功なく、或ハ多年を經毒氣内に伏して醫術の及ハざる者、此温泉に浴すれハ毒氣皆発し、瘡と成り次第に乾る、斯の如き神効ありといへとも、其地險難にして入浴する者少く、其功久しく世に埋れしを、明和・安永の頃より漸々開け、今に至りてハ遠きを厭はず入浴の徒甚盛なり、ざるを、戊辰の軍役に輕重の傷を蒙り飯陣せし者共少からず、ざる輩の入浴に便り善からしめんか為、官より余多の旅館を造り添へ、險難の路をも能く開かせ、入浴の旅費をも施しければ、此温泉に入浴する者盛りに成り行て、其恩澤を蒙るもの少からず、

〔地理纂考〕

平落温泉（上中津川村） 湯性榮之湯・硫黄谷等に同し、

〔地理纂考〕

稻積里（上中津川村） 名和名鈔大隅國桑原郡稻積是なり、或ハ（稲郷）

の古名なり、和氣朝臣清磨卿の配所なり、後紀延暦十八年二月の条に曰、此時僧道鏡得幸於天皇、出入警蹕、一擬乘輿、號曰法王、大宰主神習宜阿蘇麻呂媚事道鏡、矯八幡神教言、令道鏡即帝位、天下太平云々、天皇召清麻呂於牀下曰、夢有人來、称八幡神使、為奏事請尼法均、朕荅曰、法均軟弱、難堪遠路、其代遣清麻呂、汝宜早參聽神之教、道鏡復喚清麻呂、募以大臣之位、先是路真人豊永為道鏡之師、語清麻呂云、道鏡若登天位、吾以何面目可為其臣、吾與二三子共為今日之伯夷耳、清麻呂深然其言、常懷致命之志、往詣神宮、清麻呂祈曰、今大神所教、是國家之大事也、託宣難信、願示神異、神即忽然現形、其長三丈許、色如滿月、清麻呂消魂失度、不能仰見、於是神託宣、我國家君臣分定、而道鏡悖逆無道、輒望神器、是以神靈震怒、不聽其祈、汝歸如吾言奏之、天之日嗣必續皇緒、汝勿懼道鏡之怒、吾必相濟、清麻呂歸來、奏如

神教、天皇不忍誅、為因幡員外介、尋改姓名、為別部穢

麻呂、流于大隅國云々、道鏡又追將殺清麻呂於道、雷雨

晦暝、未即行、俄而勅使來、僅得免、于時參議右大辨藤

原朝臣百川愍其忠烈、便割備後國封郷廿戸、送充於配處、

宝龜元年、聖帝踐祚、有勅入京、賜姓和氣朝臣、復本位

名、此事是より先に續紀に見えたと、後

倭不能起立、為拜八幡神、輿病即路、及至豊前國宇佐郡

栝田村、有野猪三百許、狹路而列、徐歩前駟十許里、走

入山中、見人共異之、拜社之日、始得起歩、神託宣賜神

封綿八萬餘屯、即頒給官司以下國中百姓、始駕輿而往、

後馳馬而還、累路見人、莫不歎異云々とあり、清麻呂卿

の忠節實に神明の感ずる處、千載の今に至り感賞せざる

はなし、萬世の龜鑑とすへきなり、圃老巷談といふ冊紙に、略上

清磨か足の筋をたせ、名を穢麻呂と呼かへ、大隅國へ流しける云々、

彼國の桑原の父か稱積といふ者貧民なれども、清磨か忠節に於て君に

の如くす、清磨且夕に宇佐の御神を祈りけるに、足の煩ひも愈て歩行常

の如くに成りけり、目馴れぬ部の住居に中々都の手ふり忘れ難く、且に

八江濱に行て都を思ひ、夕に八沢畔に吟て形容憔悴しける、稱積を見

るに忍びず、君瑾を懷き瑜を握て爰に至り玉ふは本意なかるへし、賤か芦屋

にありて花浩々たるに御身を照し玉ひ、やかてもれ出る影のさやけき御

便ありて花浩々たるに御身を照し玉ひ、やかてもれ出る影のさやけき御

まさるを見て其故を問ふ、稱積曰、往古より此國のならばして、しば

く雨降れハ河伯祭と申事侍りて、美貌少女を數萬の錢を以て贖求め、

是を河伯の婦と稱し、仲津川の淵に沈め侍り、祭らされハ必ず洪水出て

人民を漂溺すと申傳へ、國中の民を集へ、公差・豪長者より會して巫

女を請し祭りける、清磨打聞て、是國の水利宜しからざる故なり、國

走り候とそ語りける、清磨曰、是國の水利宜しからざる故なり、國

人原は愚蒙にして此祭祀をなし、罪ハ不正にして利欲の爲に是をなす、

是皆公差・豪長者・祿宜等の罪なり、我今大君のかしこまりに依り

て此に來りたれハ、官属・父老等我命を用ふへからず、然ハあれと、吾

天朝の臣として民の患を外にヤハ見るへき、我に良謀こそあれ、祭の日

を以て我に告よと約して稱積に云ひ含め、既に其日に成りぬれハ、中

服を調へ容貌を正しくして、稱積に道を拂はせしめて見れハ、清

津川の岸邊に假屋をしつらひ、公差中央に袂をか、け水上に臨て坐を

しむれば、豪長者・圃老等左右に列なり、巫といへハ老女ひとりたる少女

繪單衣を着て、弟子の巫子十人許前後に従へ、河伯の婦と定りたる少女

に淨衣を着ては、竹輿に乗せて賤民に昇せ、吏卒等大勢取圍て岸に進

む、稱積公差に向ひて、帝の仰事侍りて和氣清磨の公わたり玉へりと高

らかに云ふに、公差を始め並居たる者狼狽して地に伏す、清磨徐々とし

利欲に費多く、祭事をおろそかにして、醜婦を以て河伯に送るよし、河

伯ミつから都に上り帝に訴るにより、僕王命を蒙り、遠流に事よせて、此

祭事に臨ミ、其河伯の婦を見せよと云ふに、長老と覺しきかおつて、河

〔地理纂考〕

いかに河伯譴に聞け、我が日本の大地に住む者、帝の勅を背き使節を留めて返さざるやふやある、唯神あらは今水底に投したる者を何ぞ生して歸さる、何ぞ波濤をあけて、我に祟をなさざるやと、言を極めて、今よりも、水面穩かにして風もなし、清磨顧て、是此水底に、河伯なし、我思ふ此祭祀永く有へからず、皆公差・長老等利欲の為巫女にくみして人民を惑ハせしなり、其罪安からずといふに、皆魂を天外に飛し、地中に埋み入らむはかり伏倒し、生たる一面色の者も見えざりけり、清磨曰、我思ふ子細あれハ、一統死刑を赦し、罪科の料にハ、數町の溝を掘すへしとて、稻積を従へて家に歸り、夫より民を發して渠を、[△]河水を引て民田に灌ければ、盡く水利を得て國中洪水の患なし、土民を責てむさほりたる數万の錢を取揚、皆田器を求て貧民に與へ農を勧められハ、國民人を安くして業を樂ミ、國中足富む、爰におひて清磨芳名いよ、隣國にか、やきける、時に先帝崩し玉ひ、白壁王御代をしらしめし玉ふ、宝龜元年の始、道鏡を罪して下野國に流し、藥師寺の別當とし、清磨を都に歸し玉ふ、彼國の民等父母を失ひたる如く歎き慕ひ、少長となく路に送る、清磨稻積を従へて別をなし、花洛に再び歸り内に参りける云々とあり、

廣國

かにかくによへとけかれぬ君か名はいよ、清く成にけるかな

あつ子

君かためつくすこ、ろの鏡にハ神のみかけもうつりましけむ

資雄

久方の天つ日継のみことのり君みまさすハむなしからまし

物産

土石 木葉石^{コノハイシ} 霧島嶽の西面に産す、白石に木の葉の文ありて奇石なり、明礬 霧島山西嶽の山中諸所に産す、

薬品 柴胡 紫根 茯苓

^{〔◎〕} 枳殼 和人参

蔬菜 香蕈 丁草 繯草^{シムヂ} 蔓菁^{カブ} 其色常の燕^{カウ}の如くにして、形状国府大根に似たり、味も他に勝れり、世に踊

蔓菁^{カブ}と呼て賞味す、

樹木 榲^{モミ} 檜^ヒ 柎^{トカ} 榾^{カシ} 甘榾^{イチ} 樟^{クス} 榦^{クワ} 榧^{カヤ} 椎^{シヒ} 蚊母樹

檜 杉 松 赤松

飛禽 雉 山鷄 鶉

走獸 猪 鹿 猿 兎 貉

〔名勝考〕

稻積里^{イナツリ} 名寄^{ナヨ} 〇和名鈔大隅國桑原郡の中稻積とある是なり、或曰、今の稲積里、踊郷の古名也、按に、田中村落にて稻積など多く貯置る處より名けしなるへし、

名寄

秋の田のいなはの里の秋風に遠く来鳴ぬ初鷹の聲

此稻積里ハ、孝謙天皇和氣朝臣清麻呂を大隅國に流され

し時の配所也といへり、續紀曰、僧道鏡得幸於孝謙天皇、出入警蹕、號法王、時太宰主神阿蘇磨媚事道鏡、々々蜜教阿蘇矯八幡神託曰、令道鏡即帝位、天下太平、天皇召清磨、聽神之教、清磨詣神宮、神託宣曰、令道鏡即帝位、天下太平、清磨祈曰、今大神所教、是國家之大事也、託宣難信、願現神吳、神忽然現形、其長三丈許、如滿月、清磨情魂失度、不能仰見、於是神託曰、我國家開闢以來君臣定矣、以臣為君、未之有也、天之日嗣必立皇緒、無道之人宜早掃除、清磨婦來、奏如神教、天皇不忍誅、流大隅國、道鏡又追將殺清磨於道、雷雨冥晦、未即行刑、俄而勅使來、僅得免、○同紀光仁天皇寶龜元年九月乙丑、徵和氣清磨於大隅詣京師、○同紀桓武天皇延曆十八年二月、從三位行民部卿兼造宮太夫美作備前國造和氣朝臣清磨薨、本性磐梨別公、後改藤野云々、清磨ハ世人の知る所天下社稷臣と史傳にも見え、名高き人なれハ記しぬ、○從是以下分註、圃老巷談菟道園といふ草紙に、和氣清麻呂大隅國桑原郡仲津川に謫れし事、孝謙帝再ひ位を踐玉ふを以て更に稱徳天皇と稱し奉る、天平神護元年の冬、弓削道鏡太政大臣の位を得て西宮にをらしめ、帝の寵愛甚し、其比太宰府

の阿曾麻呂と云者、道鏡か威權に阿諛て、宇佐大神の託宣と稱し、道鏡を位に即しめ玉ハ、天下泰平ならんと奏す、實ハ道鏡人をして之をいはしむる也、天皇曰、帝位の事ハ私ならされハとて、勅使を遣して神託に任て決せんと、和氣清磨をして宇佐に遣し玉ふ、清磨勅を奉り宇佐に參詣し、廣前に伏して事の由を奏し、是國家の大事なり、是非に一の神靈を示し玉へと默禱しけれハ、大神忽空扉を出玉ひ、長三丈はかりに御形を現し影向あり、清磨伏拜して敢て仰見こと能す、大神託しの玉はく、我國の天嗣ハ神代より代々皇胤を傳玉ふの國也、臣として嗣へきにあらず、況や無道の賊をや、汝婦りこのよし申へしとの託宣に、清磨肝に銘して京に帰り參内す、道鏡おほん前に侍て椅子に依り清磨を呼かけ、いかにくと問ふ、清磨少も諂すありのまゝに奏問す、天皇を始奉り并居たる群臣もしはらく含唇してミえけるに、道鏡大に怒り、眼に血をそ、き大息ついて清磨を睨ミ、おのれは神託を矯て申すなるへし、希代の曲者なり、死罪に處すへしと、牙をかねて罵りける、天皇死罪をなためさせ給ひけれハ、ますく忿にたえかね、清磨か足の筋をた、

せ、名を穢磨と呼かへ、大隅國へ流しける、時の人清磨か正直忠節なるを称し歎息せざるハなし、藤原百川ハ平生風流莫逆の友也けれハ、清丸を助け都の外まで送りける、百川曰、君獨清ともかくのことし、濁れる者却て恙なきハ何そならん、清丸莞尔として、道を枉て人に事ハ何必しも父母の國を去らむや、幸に死地をまぬかる、耳百川掌をうつて歎称し、備後國の私領を分て配所の助とせんと約し、かたミに袖をしほりて別をなせハ、心なき警卒等も哀とやみけん、いたはり助けて大隅國にそ至りける、彼國の桑原の父老稻積といへる者貧民なれとも、清丸か忠節にしてこゝに至れるを憐ミ、やかてむかへておのれか家にいさなひ、いつきかしくこと君父のこたくす、清丸ハ旦夕に宇佐のおほん神を祈けるに、足のわつらひも愈て歩行常のことくなりけり、目なれぬ鄙の住ひに中々都の手ふりわすれかたく、且にハ江濱に行て都をおもひ、夕にハ沢畔に吟て形容憔悴しける、稻積これを見るにしのひす、君瑾を懷き瑜を握てこゝに至り玉ふも時運のしからしむる所也、たとひ都在ますとも世の塵埃を蒙り玉ふハ本意なかるへし、賤か芦屋にもる月

の皓々たるに御身をてらし玉ひ、やかてもれ出る影のさやけき御便ありて花洛に帰らせ玉ふ事候はんなど慰るに、清丸も少しハ鬱氣をひらき、かれか世なミの村夫にあらぬを称し、農談を事としくらしける、其年しは秋雨うちつゝき、旬を經て止さりける、稻積空を仰て歎息す、清丸稻積か樂さるを見て其ゆゑをとふ、稻積か曰、往古より此國のならばせにて、しハく雨ふれハ河伯祭と申事侍りて、美貌少女を数万の錢をもて贖もとめ、これを河伯の婦と稱し、中津川の湖に沈候、祭祀さらハかならず洪水来て人民を漂溺すと申傳へ、國中の民を集へ、公差・豪長者河上に會して巫女を請し祭る、其費許多にして、民美き娘もたるものハ恐れて他國に走候とかたりける、清丸うち聞て、これ國の水利よろしからさるかゆゑ也、國人原ハ愚蒙にしてこの祭祀をなし、今ハ不正にして利欲のために是をなす、これ皆公差・長老・巫女・神宜等か罪なり、我今大君のかしこまりによりてこゝに来れハ、官屬・父老等我命を用ふへからす、しかハあれと、我天朝の臣として民の患を外にやハ見るへき、よし我に良謀こそあれ、祭の日を以て我に告よと約して稻積にい

ひふくめ、すてに其日になれハ、清丸服を調へ容貌を正しくして、稲積に道をはらハせかしこに至り見れハ、中津川の岸邊に仮屋を補理、公差中央に袂をか、け水上にのそんで座をしむれハ、豪長者・圃老等左右につらなる、巫といへるハ老女子にて、身に繪単衣を着て、弟子の巫女十人許前後に従へ、河伯の婦と定たる少女に浄女を「衣カ」まとはせ、竹輿に乗て賤民に昇せ、吏卒等大勢取かこめて岸にす、む、稲積公差に向て、帝のおほせこと侍りて和氣清丸の公わたり玉へりと高らかにいふにそ、公差をしめなみるたるもの共狼狽して地に伏す、清丸徐々として仮屋に登り、色を正ふして曰、當國の河伯、近年みたりに官人・長老等の利欲に費多く、祭事をおろそかにして、醜婦をもて河伯に送るよし、河伯ミつから都に上り帝に訴るにより、やつかれ王命を被り、遠流に事よせて此祭事に臨ぬ、其河伯の婦を見せよやといふに、長老とおほしきかおつ、這出いふやう、近年雜費の多きにたへす、美女を求ることなく大巫嫗の目き、にまかせたり、此後ハ古のこたく近國をもあなく、美女をもつて祭事を行ひ侍らん、清麻呂怒曰、何私をもてこれをゆるさん、

河伯にまかりて申来るへし、則使ハ大巫嫗を遣すへし、稲積いさといへハ、稲積やかて大巫嫗を拘て河中に投す、あはやと見る中、七頭八倒して水底に沈む、や、ありて清丸曰、何かへりことせさる、大巫女老て道に勞れるなるへし、其稲積よといへハ、踊か、つて又々弟子巫女三人を投す、巫女等曰浪に浮つた、たすけ玉へと泣さけひ、あなたこなたへ漂流して手足をもかきくるしミ、水をくらひて底に沈ぬ、清丸聲を勵して曰、女子にてハ事を便せさるに似たり、里老の内を遣さん、稲積いさといへハ、長老のわけて強欲不正なるを稲積兼て知つれハ、皺腕とつて突落す、あとさけひて絶倒さまに岩にふれて頭頂を傷り、血染になつてなかれ行、集りたる土民等戦慄オビ、キことのかきりなし、清丸岸上に立て水面に臨ミ、使のかへるを待こと久しくして清丸いはく、我勅を蒙て河伯に申さん、河伯なんそかへりことをせさる、河伯未都より帰来らさるやいなや、この度ハ公差を煩せん、いこくと吏卒に命すれハ、公差・吏卒皆叩頭して血を流す、清丸水上に向ひ、いかに河伯たしかに聞、我日の本の大地に住んもの、帝の勅をそむき使節をと、めてかへさる

やうやある、唯に神あらハ今水底に投したるものを何ぞ生してかへさる、何波濤をあけて我に祟をなさると、言を極て置共、水面おたやかにして風もなし、清丸顧て、これこの水底に河伯なし、今より此祭祀永くあるへからす、皆公差・長老等利欲のため巫女にくミして人民を惑ハせし也、其罪安からすといふに、皆魂を天外ニ飛し、地中に埋ミ入らんはかり伏倒し、生たる面色のものも見えさりけり、清丸曰、我おもふ子細あれハ、一統死刑をゆるし、罪過の料にハ数丁の溝を堀すへしとて、稻積を従へて家に帰り、夫より民を發して渠を鑿り、河水を引て民田に灌きけれハ、ことく水利を得て國中洪水の患なし、土民を責てむさほりたる数万の錢を取あげ、皆田器を求て貧民に與へ農を勧めけれハ、民人土を安んして業をたのしみ、國中足富む、こゝにおひて清丸芳名弥隣國にか、やきける、時に先帝崩し給ひ、白壁王御代をしろしめし給ふ、宝龜元年の始、道鏡を罪して下野國に流し薬師寺の別當とし、清麻呂を都に帰し玉ふ、彼國の民等父母を失ひたる如く歎きしたひ、少長となく路におくる、清丸稻積を従へて別をなし、花洛にふた、ひ帰り

内に参りける、帝あまたの賞物をおつけ玉ふ、清丸つ、しんで矯制の罪に伏す、帝曰、かれか邪神の祭祀をと、め河水ををさめたるを賢とすと、官位前年に超、永く寵恩をかふむりてつかへ奉りしとそ、國柱清磨傳を按に、淡路真人豊永為道鏡之師、語清磨曰、道鏡若登天位、吾以何面目可為其臣、吾與二三子為今日之伯夷耳、清磨然其言、往礼神官、婦來奏以実、天皇不忍誅、流大隅國、于時藤原百川愍其忠烈、割備後國村戸郷二十戸、送充於配所と見ゆ、圃老巷談ハ小説を附演したるならむ欵、

「名勝考」

オホキタ和名鈔、桑原郡の邑名なり、古事記傳に、分ハ段大分の意也、景行紀に碩田國とあるハ筑前なりと云々、

「地理課川調帳」

川北 一有田川

萬膳村

水源はる田ヨリ落水田ニ流レ、苜谷原ニテ五分川通工入、

一踊川

三躰堂村
巢窪田村

水源巢窪田村頭韓国嶽西又霧島西嶽トモ、●●赤谷南●●海老野●●

セン水南●千本八重●湯池●●ホコナキ湯●今平●ウト●萩ノ峯●小谷
竹田南●上湯池●●手洗湯●中ノ●高田●桑木●古城

川五ツ圓フテ流里程二里九分、又三鉢堂村●サカリ山

○内ノ、○三鉢堂 小谷川三ツ圓フテ流ル、里程一里七分、

○朝谷、○坂元 合十一川一線ニ圓フ、○中村○瀬戸口○岩下 ○踊 ○城ケ尾
○田原○下園 ○マテ原○界沢津○川原

○汐浸經テ同一里、合三里九分流落、往還橋ノ下ノ方ニ

於テ新川通工流入ス、

川北

一上中津川
下中津川

上中津川村 安樂村
下中津川村

●大浪ノ池○池平○手洗湯○明礬山○ラムラ岳○平原 上中津川村通

●千本八重○山城○柴ノ湯○小谷 ○轟木 一筋川

山ニ至二里五分、又●●燒池嶽○明礬山●熊ノウツラ ○栗湯
○ウツラ●崩ノ脇○硫黄

○粟川 小谷川 三ツ吐合、上中津川ヲ通、○坂元屋○横瀬ニ
○ラムラ岳 ○通山

至二里六分、皆一川ニ成テ下中津川村○宇ト ○田代 ○犬飼
ヲ落チ、安樂村○折橋 ○瀬戸口 ニ於テ一里五分、合四里一分ヲ

經テ新川通工流入ス、

〔纂考〕

横川郷

鹿兒島より北十里八町余、未方溝邊郷に界ひ、北栗野郷

に連り、西太良郷に接し、辰巳踊郷・襲山、西南山田・

黒木・大村の三ヶ郷に接す、周廻十二里二十五町六間、

村落三上之村 中之村、人員總計三千七百九十三人、戸數八

百二十一、

建久八年大隅國圖田帳に横川院云々とあり、承久の頃、

横川藤内兵衛尉時信領主たり、其以前詳ならず、時信ハ

種子島の元祖肥後守信基と同族にて、平清盛より出つ、

信基カ三男を藤内左衛門尉信行といふ、時信ハ其息男ナ

リ、其後領主しはく、沿革ありて、永祿年中に至り遂に

島津家に飯す、

〔建久圖田帳〕

横川院三十九丁五段二丈

〔建武三年旧記〕

島津庄大隅方寄郡田數七百十五丁八段三丈、内寺社御寄

附方横川院三十九町、(後次)

〔建治中石築地役〕

寄郡七百五十丁八段一丈

横川院卅九丁五段二丈三丈九尺五寸四分

〔地理志〕

應永七年二月十日、元久公為忠節之賞被宛行當地之内上

ノ村ヲ菱刈安藝守久隆領知之、同九年八月十六日、從久

豊公賜御證判テ菱刈久隆領之、○安良棟札ニ、應永廿九

年北原久兼領之、○文明六年、豊州季久^{平山城主}領ス、其子忠

廉ニ至ル、全十八年、忠廉飫肥ニ移ル、○大永六年、權

山安藝守善久ニ賜當地、

〔元龜元年ノ誤カ〕

〔帖佐由来記〕

豊州家季久ヨリ二代忠廉迄、享徳ヨリ文明十八年十二月

飫肥ニ移ラル時マテ凡ソ三十三四年帖佐平山ヲ領セラ

レ、其外高城・上之山・平瀬・蒲生・北村・溝邊・横川・

東郷迄モ豊州之御持城ナリト見ヘタリ、

〔栗野由来記〕

兵庫頭忠平公永祿七年より天正十八年迄都合貳拾七ヶ年

飯野江御在城ニ而、其内横川城主北原伊勢守退治義久公

ヨリ被仰出、嶋津圖書頭江大将被仰付候砌、飯野より御

使中馬孫市を以御加勢人数七千九百六拾九人被差向候段

御到来有之、五月十七日飯野御立、栗野川松男城御差、

先手之大將ニ者山口大藏・五代右京・白坂次左衛門・野

村兵部・伊集院右衛門大夫・新納武藏守、御本陣諸士ニ

ハ伊尻孫九郎・曾木五兵衛・中馬新左衛門・山田弥九郎・

鎌田玄蕃・伊勢平左衛門・伊地知民部少輔・本田善藏致

出陣、暫ク時ヲ相待候処、圖書頭御手勢一万六千五百拾

貳人引卒、五月廿三日横川江籠城、六月朔日午刻より合

戦相初り、義弘公者五月廿八日栗野之城を御立、横川之

内片城之岡江野陣を被召、六月朔日早天、江戸海道筋御

行列ニ而城之南崎山原之向岡江扣て被成御座候処、北原

伊勢守舍弟民部義弘公を目ニ掛相戦ける処、飯野勢退ク

躰ニ相見得、民部勢勝ニ乘りて追掛る、江戸海道迄引退

ク、敵も海道迄出候処、國分大勢之内伏草ニ而待居候故

跡ハ取切、又飯野勢返合真中ニ取込メ責合候故無行方、

民部ニも味方六人ニ成不叶と高岡江上り、大隅之住横川

之城主北原伊勢弟北原民部少輔と名乗、行年十八歳ニ而腹十文字ニ切たりけり、相附五人同前ニ死す、其日之軍相止云々、

〔古城主由来記〕

一横川城

横川藤内兵衛尉時信

承久の比より令居城、系圖に大隅國守護とあり、其本平姓より出たり、大政大臣清盛公二男安藝判官基盛の男左馬頭行盛子肥後守信基の三男藤内左衛門尉信行息也、二代新藤内左衛門時盛、三代三河守時吉、此庶流岩河・平松有、四代太郎左衛門時種、此人系圖に越後國守護とあり、越後之守護に被移けるか不詳、五代太郎左衛門種清或時清同越後之守護、六代河内守種清マヤ、七代大膳亮種盛、八代大膳亮種道、早川三郎と号ス、九代河内守種氏、此人より子孫不見得、其以後よりか横川城北原家より令支配也、

〔北原氏由緒記〕

一北原伊勢介・同新介父子横川城ニ籠テ守護方ニ相背ケ

ル故、永禄五年六月三日、是ヲ攻シカ為メ忠平公・歳久為大將御発向被成、貴久公者溝邊ニ御陣被遊、新納忠元・伊集院久春ニ被仰付横川ニ差向ラル、忠平公諸軍ヲ指揮シテ御攻被成、忠元并久春戦功拔群也、北原父子奮出テ相戦、本田形部少輔形部・瀧聞美作守是ニ向テ合戦ス、歳久吉田之兵ヲ卒城門ニ攻入、自身放戦シテ疵ヲ被ル、伊勢介父子終ニ自殺テ城既ニ落、斬獲数百級也、味方ニモ又戦死之者は多シ、貴久公横川ヲ菱刈ニ賜ル云々、

〔樺山氏由緒記〕

元亀元年、方々移替有之、小濱・堅利之替として樺山善久江横川を被下、彼地江罷移候、善久ノ子兵部太輔忠助ノ時、横川ヲ去テ市成ニ移ル、其子久高市成ヨリ、關牟田ニ移ル、

〔國史元久記〕

應永七年二月十日、使菱刈久隆領横川院上村、

〔纂考〕

横川城中中之村 承久の頃、横川藤内兵衛尉時信此地を領して

居城とす、時信ハ左馬頭平行盛子肥後守信基の三男藤内（頭注）肥後守信基ハ種子島氏元祖也

左衛門信行息男なり、時信より第六代を河内守種氏とい

ふ、種氏以後永祿の頃に至り、真幸院領主北原伊勢介此

地を併領す、時に北原に内乱ありて、其一族家臣多く彼

に背ソムきて島津家に属す、伊勢介伊東氏に内應し、其子北

原新助と俱に此城に據りて島津家に敵す、永祿五年、貴

久伊集院忠朗・樺山幸久に命して北原父子を味方に招く、（頭注）義弘ハ忠平ト云ヒシ時ニ當レリ

伊勢介聽かず、同年六月三日、島津義弘・島津歳久兵を

率て城を攻む、新納忠元・伊集院久春等はに従ふ、歳久（頭注）此時歳久ハ吉田ノ兵ヲ卒ヒ城中ニ攻入疵ヲ蒙ルトアリ

大手口に向ひ、義弘搦手を攻む、北原父子大手の城門を

開き迎戦ふ、歳久是を破り、逃るを追て城に入り自ら先

登す、北原父子勢ひ窮り城中に自殺す、是に因て家臣菱

刈大和重猛に横川を與ユへ、重猛菱刈中務をして城を守ら

しむ、同十年、菱刈大膳隆秋隆秋ハ重猛カ弟ナリ、重猛死して嗣子鶴千代重廣幼シ、故に家事を担ぬ

球麻の城主相良義陽に與ユして島津家に叛く、是に因て同

年十一月、再び兵を發して菱刈隆秋か馬越城を陥る、菱

刈中務城を棄て大口に奔る、事ハ馬越城の條に詳ナリ、

「本田兼親譜中」

文明十八年丙午、忠昌公自將伐賊於隈之城、兼親乃師于（隈本城ハ大隅ニアリ、觀應三年ノ文書ニアリ、栗野ノ條ヲ参考アルヘシ）

横川命也、十月一日、自隈之城賜書勞之云々、兼親在横

河、謀擊敵後、敵不能支悉敗走、十月五日、公復賜書勞

軍務也、

6「本田氏藏書」

横河之敵陣後卷共依奔走、輒退散候、可然候、已後モ

尚々彼境之事憑入候、今ハ勢（本ノマ、）ト候テ可然之間、其ニ

番候ノ由其間候、悦入候、先々村田此方江越候ハ、

方々ノ時儀共薩州重豊などへ申合、我等如帖佐可打越

候、左候ハ、其堺ノ事共堅固ニ可申付候、今度後卷

共辛勞候、人々江何モ悦申度候、城内ニ取籠候人々ハ（◎敬）

不及申候、各々骨折無申計候、恐々謹言、

「文明十八年」 十月五日 忠昌判

本田殿

（本文書ハ「日記雜録前編二」一六四七・一六五一号文書ト同一文書ナルベシ）

7「肝付氏藏書」

〔頭注〕「文明十八ヨリ明應四年八十年ニナル」

横川 江敵出張候之處、早々依被馳向候、得勝利候之通注進候、毎度之儀神妙之至候、於^(彼)弥儀堺之事、憑入候之外

無他候、恐々謹言、

〔明應四年款〕

三月十三日

忠昌判

肝付次郎左衛門尉殿

〔兼固〕

〔本文書ハ二旧記雜録前編二一七三三号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔箕輪伊賀記〕

北原伊勢守謀叛ヲ企、弓矢ノ用意普ク露顯シケレハ、永^(頭注)禄七年六月三日ニ横川へ押寄籠ヲ打破リ、城戸口へ詰入

切岸へ攻上ル、伊勢守・同新助是ヲ見ルヨリモ、兼日ノ

志毛頭輪廻スヘカラストテ、無斬^{ザシ}ヤナ妻子共手ニ手ヲ取

テ差殺シ、念佛廻向シテ、柴屋ノ口へ切テ出、郎等不劣

ト切テ出レハ、思々ニ渡合タリ、鹿兒島ノ住人ニ本田刑

部丞・滝聞美作守太刀下ニテ分捕ス、又六郎歳久敵内城

ニ支ヘケルヲ真先ニ進テ攻入玉ヘハ、吉田ノ住人ニ階堂

帶刀・箕匂舍人佐・村田雅楽助合戦高名ス、貴島圖書助

打死ス、去トモ多勢攻入りケレハ、伊勢守・新助打死ス

レハ、即チ城ヲ攻落テ数百人討取り、頸ヲ大将ノ御目ニ

カケ、勝吐氣ヲ挙ケ、諸軍皆帰陣云々、然ニ菱刈方致忠勤ノ間、彼ノ横川ヲ被下云々、

菱刈方横川を被下、此御恩を可存之処ニ、無程挾野心云

々、

永禄十年丁卯八月云々、修理太夫義久去年小林城を攻落

さる事無念至極ニ覺る也、此度小林立と披露して御馬を

出されければ、数万騎の軍兵横川を打通る、菱刈之を見

て、時を不移此由伊東・相良に告知らす、我身の上と不

知けるそ愚なれ云々、

〔古系圖〕

肥後守信基ノ三男藤内左衛門信行ノ男

横川藤内兵衛尉時信——新藤内左衛門時盛

承久ノ比横川在城ニテ、大隅國守護、

太郎左衛門時種——太郎左衛門種清

〔越後國守護〕

〔全上〕

河内守種信

大膳亮種盛

大膳亮種道

河内守種氏

早崎三郎卜号、

〔地理志〕

横川城 長尾城トモ云、麓西八丁許ニ有、南方野頸相續、西東幽谷、[㊦]東北△小川流、大手口有、大手ヨリ東荒神城有、南野頸也、山上ニ軍配松有リ、忠平公軍配シ玉フ所也、

永祿五年六月三日、使忠平・歳久於攻横川壘、貴久主屯軍勢於溝邊、扶勢新納刑部太輔忠元・伊集院源助久春等扈從ス、忠平指揮汗馬乘勢蟻附シテ攻之、城主北原伊勢介・同新助^{北原方}奮出、本田刑部少輔・瀧聞美作守會彼挑戦ス、忠元・久春等有戦功、歳久亦卒吉田兵攻入城門、血戦シテ被疵、伊勢介・新助勢竭自殺ス、則壘陷、獲城

將及士卒之首數員、味方戦死者亦不少也、即此地ヲ畀菱刈氏也、此時義弘公ハ野頸ヨリ、歳久ハ大手口ヨリ被攻候由候、北原氏塚有之、杵木也、

永祿五年ヨリ菱刈大和守重猛領横川、十年丁卯叛太守、故十一月廿二日攻伐之、此時菱刈氏ハ諸所ノ城ヲ捨テ大口ノ城ニ籠リ、求摩ノ後詰ヲ待ト云、○鳥津又七郎家久ニ當城ヲ賜リ、^{北原落}飯野警衛ノ命アリ、故翌辰正月十八日、遁長陣ノ苦勞、平泉ヨリカヘル、^{元龜元年春、家久ニ}且甲木野ヲ玉フ^{隈城地頭職ヲ賜ハリ、}テ彼地ニ移居ス、

片城ノ岡^{金山ニ}アリ 義弘公攻横川城時、永祿五月廿八日、立栗野此所ニ野陣ヲ被召ト云々、^{〔五年〕}

〔抛旧記〕

永祿五年壬戌、真幸院主北原又八郎兼守真幸ノ諸邑ヲ卒シ悉^{官カ}ニ入ル、獨北原伊勢介兼正^{兼守}別族^{別族}横川城ニ據ル、六月、義久溝邊ニ陣ス、三日、其子兵庫頭等ヲシテ先鋒ノ軍ヲ領シ横川城ニ往シム、時新納忠元伊集院^{称源}久春ト先登ニ

奮進ム、忠元槍ヲ持城門ニ戰フ、遂ニ之ヲ陷ル、兼正等
自首ヲ刎テ死、此時忠元疵ヲ被リ功アリ、

〔國史貴久傳〕

永祿五年云々、初真幸院領主北原貴兼生又五郎寬兼・又
七郎兼門・民部少輔兼珍、寬兼・兼門皆先死、兼門有子、
曰中務少輔茂兼、貴兼死、茂兼承重、叔父兼珍倔強、自
立為後、領真幸、傳二世、至又八郎兼守、吉田・馬岡田・加
久藤・飯野・小林
凡五邑稱真幸院、見前、北原貴兼生八男、此書三人、五人則略、兼守
兼生久兼、久兼生祐兼、祐兼生兼守、祐兼見上卷天文十一年、兼守
娶於伊東義祐之女、無子、兼守死、家臣謀立宗人民部少
輔、義祐聞之、乃取其女、嫁馬岡田右衛門佐、北原氏
家臣、使右
衛門佐居三山、即小林、殺民部少輔、取真幸院及栗野・横川、
高原・竹崎地頭白坂下總介・踊城主白坂佐渡介、二人皆北
原家臣、避
難、自歸公室、北原又太郎兼親出奔球戶、依相良氏、注略、

全五年五月云々、十日、兼親入飯野城、於是真幸復為北
原氏邑、唯三山以東未下、又宮路某拋栗野、北原伊勢介
拋横川、皆應伊東氏、公屯溝邊、遣伊集院忠朗・樺山幸
久招降伊勢介、不肯、六月三日、遣松齡公・又六郎歳久

攻横川城、新納忠元・伊集院源久春為後継云々、城中
兵潰、殺伊勢介及其子新介、遂拔横川、而栗野降於白坂
下總介、樺山幸久勸兼親獻諸公、兼親從之、注略、伊勢介
北原氏之支庶、久春伊集院氏之支庶也、注略、

全七年秋七月云々、初相良氏納北原兼親於飯野城、留兵
戍之、公遣兵衆鎮飯野城、相良氏兵猶留不去、及兼親以
栗野獻公、而後引去、

〔國史義久傳〕

永祿十二年云々、是歲、賜樺山幸久横川、以代小濱・堅
利、

〔長谷場越前日記〕

北原方の悻者ニ白坂美濃守とて踊地頭有けるが、宗論故
北原方ニ心替りそ仕る、曾於郡地頭三原遠江守へ注進す、
連々入魂之事なれハ、境目之役として早速御番衆を被指
籠、御奉公を被申、白坂の一黨者皆以同心也、去間、栗
野・吉田・馬岡田・吉松彼の所々ニ御番兵を申請て、我

もくくと忠貞を被抽、然処ニ、北原の披官者同名伊勢守・

同名新介横川城を取構へ、奉對守護方被致弓箭、依之無

〔頭注〕永祿五年六月也〕
余儀軍兵被差向、麓村を取破り、板城戸に攻入りて切岸

に詰上る、城主北原伊勢守・同名新介是を見て、兼日定

めし心ざし毛頭輪廻すましとて、賢人二君ニ不仕と大音

上て名乗りつゝ、命を限りの事なれハ、あな無慙也妻子

共、何処の悪黨の手ニ懸り果より、逆縁なから我々か手

ニ懸て有ならば、二世の本願たるへしと、手ニ手を取り

て差殺し切捨て、念佛を廻向して、茶屋の口に切て出て、

寄手の武者ニ渡り合ひ、手柄を碎きて合戦す、鹿兒島の

住人進出たる兵物ハ本田刑部少輔、相ならひて滝聞美作

守と名乗て太刀下ニ分捕す、各も疵を蒙り退りぬ、續て

兵物指合て、敵余多打留て、即城を攻落、数百人の討頭

御大将の懸御目ニ、勝吐氣武運も過ぬれハ、諸軍兵の喜

者申計もなかりけり、

8「正文在喜入氏」

去三日、於隅州横川合戦被碎手、御名譽無比類候、剩手

之衆数多粉骨之由神妙候、仍企一行候、恐々謹言、

永祿五年壬戌

六月十六日

義久判

喜入式部太輔殿

〔本文書ハ「田記雜錄後編二」三二五号文書ト同一文書ナルベシ〕

「鳴津中務家久傳」

菱刈大膳亮當家累代之臣、而屢起叛逆為太守之寇、是以

永祿十年丁卯十一月廿二日、太守義久公及忠平主催於領

土之軍衆、向於菱刈陷馬越城、因茲本城・湯之尾・曾木・

市山・青木・山野・羽月・平泉・横川之城皆委、而退入

牛屎院大口一城、大膳亮失勢、請援兵相良、而球琳・葦

北之兵三百餘騎入守于大口矣、丁此時、所入手裏之諸城

悉入守兵、家久亦與樺山安藝守善久・同兵部太輔忠知俱

守平泉之際、忠平主令奉菱刈移居之命、家久亦賜横川城、

有飯野警衛之命云々、

「地頭系圖」

桑原郡

横川

宮丸中務少輔久佐

②任

初又十郎ト云、樺山美濃守廣久ノ弟也、

菱刈中務 菱刈領之時、永祿中、

島津中務少輔家久 永祿十一年辰正月ヨリ元龜元春迄、此時又七郎と稱す、領主ニ而地頭ニ轉すといへとも此ニ載す、

新納十郎久包 後兵部左衛門 越後守 忠包、天正八年ヨリ以前なるべし、文祿元年ニハ死去也、

伊集院肥前守久春 天正拾貳年比地頭、後飯野ニ移る、踊神社棟札ニ久信トアリ、

猿渡新助信商 慶長ノ比、

上原大藏太輔尚演 初右衛門と云欵、寛永五ヨリ九年比、

伊勢六郎左衛門貞秋 正保二年比ヨリ寛文之初迄欵、

桂八左衛門忠守 初彦三郎 外記 頼張 御用人、實仁礼頼景之三男、寛文二年二月晦日ヨリ定

別府式部左衛門 寛文八年九月十日ヨリ定、

岩切六右衛門 寛文十三年七月三日ヨリ定、

諏訪采女兼延 延寶七年正月二十七日ヨリ、イ六年十二月二十三日ヨリトモ、

志岐藤左衛門 延寶八年申八月十二日ヨリ、

猿渡喜右衛門 御用人、元祿四年未七月二十九日ヨリ、

伊集院爲右衛門久饒 初久芳 吉右衛門 志賀 元祿七年戌九月二十二日ヨリ、

町田孫七 元祿十二年卯五月九日ヨリ、

讚良權左衛門貞伴 寶永三年戊正月二十七日、

平田孫太郎宗恒 正徳三年巳十一月十九日ヨリ享保九年辰八月九日迄、十八日トモアリ、

〔地理纂考〕

安良神社

奉祀 安良姫

上之村安良嶽の麓にあり、社傳に、和銅元年の創建にて、上古ハ嶽の絶頂に在りしといふ、土人相傳へて曰、安良姫ハ内裏の女房にて、或時川辺に出て直垂を洗ひけるに、白鷺余多群飛を仰き見る程に、覚えす直垂の片袖を流しける罪に依り此處に流され、安良嶽の絶頂に登りて遂に自殺す、其後種々の怪異あるに因り其灵を崇祭るといふ、故に此處に白鷺飛來ること無く、又直垂紺色なりし故に紺屋を建蓋を植るを禁すとそ、康應二年藤原藤内左衛門正知、貞永五年左兵衛尉藤原長親、應永廿九年酒井親久、宝徳二年酒井久重等 大隅國圖田帳に、用富四十五丁、郡司酒なる修復の棟札數枚を納む、當郷の宗社にて、例祭九月廿九日なり、

(安良神社棟札)

棟札、康應二年庚午十月廿六日、大檀那藤原藤内左衛門尉沙弥正智、大工日隈六郎左衛門尉沙弥□慶、小工橘三郎兵衛尉胤光、鍛冶六郎兵衛尉吉房、

全、應永廿九年壬寅二月七日、大檀那伴久兼〔真幸院主北原左馬助久兼ノコト也〕、大檀那酒井親久、大願主藤原貞秀、大願主沙弥道賢藤原貞茂・清原兼親

全、永享拾年戊午十一月四日、願主大檀那久重、全、宝徳三年庚午十二月十三日、大旦那藤原盛次、大旦那伴貴顕、大旦那酒井久重并源親重云々、

〔地理纂考〕

金山 薩摩・大隅兩國の界にして、南ハ横川郷上之村に属し、北ハ薩摩國伊佐郡太良郷長野村に属す、周廻二里二十餘町なり、一郭の中に金山兩所に分れ、上之村なるを山ヶ野金山ヤマケノキンザン、長野村なるを長野金山ナカノキンザンと号す、民戸三百餘、男女凡千餘人、官衙山ヶ野にあり、惣回堀を鑿り垣カネを結び、東西に門を居スエ、昼夜番人を置いて出入を嚴にす、始金苗を見出し、ハ長野村にて、金山を開きしハ寛永十七年なり、山中の男女他の業を為す者なし、礦夫カネホリの男子ハ終日坑シキの中に在りて巖ウガを穿ち、若年の者ハ其石沓イシクツを竹籠に入れて各坑の外へ運び出す、其坑僅に礦夫の匍匐して入る許りなり、金脉カネヅルに従ひて堀行く故に左右上下定ま

らす、又巖堅ければ堀る事終日にして一尺に過す、すへて金脉ハ東西に多く南北に稀なりとぞ、さて其堀出たる石沓に金の附たる限を撰ひて、石臼イシウスにて細末に搗碎ツキクツき、水に和して泥ドロの如くなるを引臼ヒキウスにて引き、夫を回五六尺許なる木の鉢ヒツ此木鉢を俗にユリ鉢といふに盛り、數遍水に浸して泥を洗ひ去る、さて底に沈める金沙の中に鉄沙の交りたるを磁石ヂシもて残らず吸ひ取らせ、其後焼物の鉢にて又數遍摺り、煎銷フキて玉金と為す、土人金脉をツル、坑アナをシキ、石を碎く處をセリバセリバといふ、其セリバにて石を碎く時、同音に歌を謡ふ、是をセリバ歌といへり、セリは迫合などの迫ツキて、争ひ勵むの意なり、其節奏尋常の俗謡と異にして古雅なり、其謡

- 嬉し目出たの若松さまよ枝も栄ゆる葉もしける
- 山も栄ゆるくさりも続ツくたのむお山ハなほよかれ
- 四海の浪もしつかにござれ國をもさまる時つかせ
- 上の床屋ウヘトコヤと碎場セリバの音ハいつもとんと、鳴るかよし

〔地理纂考〕

物産

金石 金 滑石 道觀石 禹餘糧石 火燧石 石中黃

以上六品金山産す、

藥品 枳殼 柴胡

走獸 猪 鹿 兔 貉

〔国分郷新川支川〕

川北
一山ノ口川

中ノ村

桑原郡幸田村 ●山久間伏 二川流合、横川町下ニ於テ八分、

新川通工流入、

同村

〔名勝考〕

安良嶽上之村 ヤスラツケ 嶽の根を中津川横に流る、故に横川の名あり、爰に正

明神ハ始内裏女房にて有りしに、紺色の直垂を洗ハんとて川邊に出て振

す、ける折ふし、白鷺あまたむれ来るを見とれ、手に持る直垂を流し捨

しかハ、其罪によりて此横川に下されて自殺す、因て當邑に白鷺なく紺

屋なしなど、語れり、是ハ直垂にてハなく外に故ありて罪なハれし歟、

後の考に記しぬ、按に、難波安良比賣か事などにや、傳ハ大日本史孝子

傳に在り、○又横川城とてあり、承久年中横川藤内兵衛時信か居城の墟

なり、時信ハ肥後守

平信某か三男たり、
(◎墓)

〔名勝考〕

金山 此山ハ薩摩・大隅の界なり、東桑原郡横川上之村、西ハ薩摩伊佐郡

金山 永野村・菱刈郡に係る、

〔地理課川調帳〕

※ 川西

下ノ村

●ムレ山 ●柿本 ●山下 ●下ノ村 ●赤水 ●流レ、 ●菅谷原 ●里程二里、

●中原 ●源川 ●馬渡 ●萩ヶ段 ●川掛 ●里程二里、

※ (頭注)

植村ノ向ニテ新川通工流入、

同

一植村川

植村

同郡栗野木場村ノ内 ●カケヒラ 二谷川流合、 ●コチトキ山

ヲ流レ一里七分、又踊 ●界掃部石 ●湯谷 ●サハカハ

●大南 ●三谷川流合一里七分、 ●黒丸 ●大窪ヲ 流レ兩川一

ツニ合シ、●成松 万膳村 ●小齒 ●原齒 二至リ七分、又栗野木

場村 ●竜ヶ峯 ●田原 ●通山 ●三太山 ●水堀ノ池 五小川圓フテ

場村 ●竹ムレ ●姥ヶ原 ●モマ山 ●城ヶ尾 ●フエ村 ●井口イカ平

○遠見岡下 ●原齒 下三至リ 一里三分、一筋ニ圓フテ植村ニ至テ

ヲ通り 四分、合里程二里八分、新川通工流入ス、

川西
一久木本川

●貝吹ヶ岳 ●城ムタ ○床股
●野坂 ●爐坂 ○サコノセト ○久木本
○尾崩山 ○岩屋下
○スカムタ ○海ヶ迫 ○古城下 一里五分
流レテ同、

下ノ名村

(中表紙)

横川古雜記 全

横川古雜記

(録)
目録

- ① 横川名勝志調拔書
- ② 同酒勾景明 初城之助
後称千左衛門 自記慶安二所抄
(ママ)
- ③ 同元和五年高帳
- ④ 同安良神社由来
- ⑤ 同森山氏系圖
- ⑥ 同慶安高帳大略并上之村
- ⑦ 同酒勾仁右衛門藏鹿兒府酒勾利右衛門家由緒
- ⑧ 同安良神社棟札二ツ・正一位宣旨・本田親昌祝詞
- ⑨ 同古城并國見嶽略聞書
- ⑩ 同本田親昌正一位宣旨奉納札

①同寛永鰐口銘

②同大般若經箱蓋銘文

③同穎娃氏文書并橋口氏系

④同月野木氏文書并覺書書拔

⑤同川元氏藏鮫島藤七殉死を留られたる證狀

⑥同下島氏文書

⑦同猿渡氏文書

⑧同丸山系抄

⑨同所古帳書拔

⑩同川崎氏由緒抄

⑪同橋口氏文書

(○ハ全テ朱書ナリ)

横川名勝志再撰方調文政七甲申七月廿日と記書拔
郷士年寄川崎李右衛門記書拔

上之村地頭仮屋より酉方位一里三十二間ばかり

○高山壺圓安良嶽と唱へ、往古安良御前と云御方

禁裏宮仕の女にて、或時

帝王御着用の紺染の直衣御洗ひに被成御出候処、白鷺

多く飛来り候を御覧なされ、直垂の片袖を御流しなさ

れ候科により、門涯へ張付、起炭を以て火あぶりニ被

行候得共、安良御前かねて十一面觀音を御信心にて、

觀音身代りに御立なされ、御前は横川に落下り、右嶽

絶頂にて御自害なされ候と言傳ふ、然る故安良社本地

十一面觀音被為立候、其時分所中江被為障候と申事有

之、和銅元年安良大明神と右嶽に崇候よし申傳へ候、

今頂きに宮床とて有之、何ころ今の社地に相直し候儀

不詳、嶽北栗野幸田村に境ひ、大口往還幸田村宮床より眼

下に見得候、夫ゆへ白鷺其外白きもの御嫌ひにて、白

馬右往還を引通候得者変死等いたし候ゆへ、すたれを

張たるよしにて、于今篇(マ)幸田村往還ニ御座候、

上之村 昔ハ中之村の内なり、上之村の内に成事いつのころ
より歎不詳、永正五棟に中之村とあり、末に記す、

小脇

○正一位安良大明神社 両内宮殿あり、

神体秘体木像 社司月野木輓負

安良社家谷口一家、本村二家、山口三家、種子田二家、脇田一家、宮^(A.V)二家、宮内二家、合十三家、人員数百人、

今ハ右月野木嫡孫伴左衛門、

一享保十九年、正一位を授らる、(官旨末に記す、氏子

中より京都吉田氏に乞ふて如此、)

祭日 正月元日 供御膳平盤二膳・神酒

二月初酉 十六膳五組・神酒・皿青野菜・茶子・

柑類

九月廿九日正祭 御膳二月に同し、祭米三斗五

升御物より被成下、

祭式

鳥居前田地に茅葺の仮殿を作り、御銚并青龍・赤龍・

赤鷲・白狐・黒龜御先備にて神輿濱下り有之、

十一月初卯 供元日に同、四度共郷士年寄司參

あり、

一棟札云、

奉造立當院鎮守安良大明神御寶殿一字事

昔康應二年庚午十月二十六日上棟、大檀那藤原藤内

左衛門尉沙弥正智、

右意趣者、為金輪聖皇、天長地久、御願圓滿、国土

豊饒、人民快樂、殊ニ信心施主沙弥正智一家安穩、

子孫繁昌、当所院内永無魔事、改凶成吉、轉禍為祥

者矣、

大工日隈六郎左衛門尉

^(A.V)、沙弥□慶

小工橋三郎兵衛尉

胤光

鍛冶紙屋六郎兵衛尉

吉房

奉造替安良大明神御寶殿一字

大檀那伴久兼(北原氏ナリ、眞幸院主範兼)^(子脱カ)(此二

人福昌寺奉加帳ニ見ユ、久兼ハ北原左馬助ニテ眞幸

院主ナリ、

康應二年午ヨリ三十三年、)應永廿九年壬寅二月七

日――

大檀那酒井親久
大願主藤原貞秀

右意趣者、為金輪聖堂、天長地久、御願圓滿、院内安穩、殊信心大願主沙弥道賢藤原貞茂并沙弥(マ)仙并清原兼親各壽命長遠、息災延命、子孫繁昌、別者聖朝國吏・本家・領家・郡司・名主沙汰人・百姓等安穩泰平、所願成就之故、奉造當意趣如件、

筆者 栗野權現座主長定

小工 檜前尚隆

大工 檜前親末

小工 各六人

鍛冶 貞清

品覺發心

奉造立 横川院安良大明神内宮殿社

(此棟札今なし、紛失歟、)

右意趣者、為金輪聖堂、御息災延命、天長地久、御願圓滿、殊信心之大旦那酒井氏民貞子孫繁昌、壽命長遠なり、

永享十年戊午十一月四日

(マ)貞

願主大旦那

久重

大工 貞次

奉造替安樂大明神御寶殿上葺之事

應永廿九年より三十年

于時寶徳三年庚午十二月十三日

大旦那藤原盛次

大旦那伴貴顕

大旦那酒井久重

(マ)并原親重

右意趣者、為金輪聖堂、天長地久、御願圓滿、院内安穩、殊者信心大願主藤原盛次并酒井久重并親重息災延命、子孫繁昌、別者社内泰平、當村安穩、福貴自在、諸人快樂、心中所願如意満足也、奉造當意趣如件、

小工各三人

大工檜前吉末

鍛冶田口貞廣

○高杯十二前 銘書黒漆に中に書す、

高さ壹尺五六寸 經壹尺二三寸 根來の如き朱塗なりとぞ、中のミ朱、ウラ足ハクロぬり也、右祈念者、信心大施主伴兼正息災延命、子孫繁昌故也、

天文九年かの子と三月吉日

(天文九年は永禄五年より廿三年已前なれハ、兼正

ハ伊勢助名なるべし、)

右は北原伊勢助寄進と云ひ傳ふ、往古北原領の時は神領高三百石有之、年中十二度ツ、祭有之しと云傳ふ、寛永五の棟札末に記す、

○神輿 伊集院肥前守寄進のよし書付有之、

(此神輿は古ひて不用、今は先年金山の谷頭の万四郎寄進せし神輿にて濱下り有之とぞ、)

○鐘一口 無銘

此鐘早りの時川に入るれハ雨ふるとて、雨乞の時いつも川に入て洗ふ由にて、アダシクニミヘタリ、

○大般若經 全部箱四ツニ入、

此二品、九州入の時筑後國妙高山帝釈禪寺より持來り候と申傳へ候、箱の蓋に右寺山号并に永享六年甲寅五月晦日とあり、

但チクゴノ國と云ふこと蓋などに見得ず、いか、

○安良大明神額一 拜殿に掛る、豎一行に書す、延寶五

丁巳九月吉田兼連書と有之、

右は、府士野田勘兵衛祖横川より召出され、右の先祖

寄進とも云へり、

○正一位安良大明神額

鳥居にかゝる、銅・からかね、赤かねもて字をきり、くぎにて付る、



天文六年酉の春、吉田兼雄に乞ふて書す、

○普門品一折

當太守公御寄進、寶殿納め、書付左之通添、

9

覺

普門品一折

但縦白木箱 緒紺真田

右之通従

齊興公横川安良大明神 江被遊

御寄進候条、以来無龕抹可致格護候、

文政四巳三月廿六日

寺社奉行所印

横川安良大明神

社司

神体銘

奉造立善神

願主平氏景明

寛永十六年乙卯

酒匂平右衛門
〔時の暖役也、末ニミユ〕

十一月吉日

代々七条大佛師法眼

康嚴作之、

大王社 二体真石 高さ壹尺餘ツ、

御供所神 両体木立像 高さ一尺四寸ツ、

○山之神社 真石三躰 一尺餘ツ、

以上安良末社なり、

○安良社の本地十一面觀音（中之村麓に堂あり、傳末に記す、）

○安良社南四丁計りに塩井川と申傳候有之候、（以上安良社の傳なり、）

中之村麓

一村之惣廟 同申方三丁廿間

○諏方大明神 寶殿内両内殿あり、

一起炭を用ひ、門戸を立る事も御嫌ひにて、以前は無之候処、享保十九年正一位授け玉ひし節より御構ひなきとの事にて、門は神主并両寺ハ造候得とも、外ハ于今柱までにて候、炭も先年は不用、郷中茶なども日干迄にて候処、近年（焙知）ホイロ茶製の者有之候、

（本田大和嫌物を宥、祝詞末に記す、）

○善神王 安良社前両脇ニいます、

木像片腰掛の体 高さ一尺五寸五部ツ、

神体木坐像 高さ四寸 (高さ八寸九部)

社司

同人

古面ウラ

疎条「不分明」 妙窓

上同

○奉掛スシ二面作者其

○天正壬子年立願成就、

諏訪両宮宝殿

八月十一日

天正壬子年

願主樋渡弾介

夷則廿二日

敬白

大始産法名敬白宗秋

鰐口銘

○肥後州益城郡豊田庄安見村小松山淨福寺

奉掛鰐口

ウラニ

大願主藤原備後守

敬白

于時天文廿二年
癸丑十一月一日

社前

○善神王二社 木像座す、高さ壹尺貳寸

棟札

奉新造立善神王一社

承應二年癸巳二月吉日

大工池田小兵衛

鍛冶白坂平助

ウラニ

右此一社先年造立より百九十年に相當り候処、横川
衆中白坂源六左衛門一身を以て作調寄進なりとあ
り、(承應二年より百九年前は天文四年十脱カなり、
然れハ北原兼正の時なるべし、)

一座木像 高さ壹尺壹寸

棟札

奉新造立善神王 一社

承應二年癸巳六月吉日

當地頭

伊勢六郎左衛門平貞秋

祭七月廿七日 御膳十六膳三ツ組・御皿柑類(ママ) 御肴・

神酒を備ふ、

右(ママ)同

○天社 神躰石 高さ五寸

祭十一月初未 御膳一ツ御供、神酒備、

同

○天神社 神躰石 高さ九寸

諏方祭の節神酒備、

麓 同申の方九丁廿間程

祇園 神躰石三 高さ七八寸ツ、

両脇善神王 木座像 高さ八寸ツ、

祭六月・十一月十五日 御膳平盤六膳ツ、穀供、神

酒備、

戸柱とも唱ふ、

以上 安良 諏方 祇園を三社と唱ふ、

上之村苦ヶ平

同申西の方廿壺丁ほと

腰越大明神 神躰七寸程の鏡

社司 同人

安良社御懐とも云ひ傳ふ、

祭十一月初辰の日 御膳一・神酒備、

上之村飛ヶ原

同申の方一里十八丁七間

稲牟礼大明神 神躰二体 立か座不詳

一躰八一尺一寸五部

一躰八九寸三部

祭十一月初戌の日 御膳一御供、神酒を備ふ、(元

禄・宝永の棟木も有、略ス、)

棟札

○奉造立稲牟礼大明神御寶殿一宇

天正十一年癸未十一月吉日

以下朽損不分明、

(當社ハ昔今の社より南六丁計り稲牟礼と云ふ所に鎮座のよし、五十年前以前今地に移しまつる、)

棟札

—— 礼大明神御寶殿

慶長十四、以下不分明、

同

奉造立當村稻牟礼大明神一字

大旦那伴祐「シレス」

于時寛（永カ）四年卯三月十六日、以下略、

ウラニ神主月野木「虫食シレス」

清真判

上之村 同申の方一里十六丁四十五間

○諏方 木立像二躰 一ツハ高さ一尺式寸 一ツハ一尺

七寸式部 両脇善神王座木像 高さ六寸五部ツ、

祭七月廿八日 御膳十二三組御供、神酒備、

中之村深川 同午の方廿七丁十五間

○羽山明神

下之村久木元 同午の方一里十四丁五十六間

○久木元大明神 神躰木座像

祭十一月廿一日 膳一・神酒備、

下之村地頭方 同辰巳の方一里卅五丁十四間

○鎮守社 石二躰 高さ五ツツ、

祭十一月廿八日 膳一・神酒備、

内殿の内後の壁板に

奉造立鎮守大明神御寶殿一字

右意趣者、為天長地久、御願圓滿、殊者信心大施主

并女大施主息災延命、子孫繁昌、福聚增長、心中所

願皆令満足故也、

昔長（昔カ）祿二年戊寅霜月十三日

信心施主

敬白

同内殿に納む、

○大椀三ツの銘

鎮守大明神

鎮守大明神

奉造立盤之事

康正三年

右意趣者、為

願主

十一月吉日

當村繁昌、

道永

年号月日上ニ

鎮守大明神

同し、

康正三年

下之村 同巳の方一里十六丁十一間

○鎮守 石 七寸

祭十一月十八日 供物同前、

中之村山之口 亥の方廿一丁廿四間

○鎮守 石 七寸位 祭十月十八日

同村上村 卯の方一里十四間

○年之神 石二躰 一ツハ八寸 一ツハ六寸 祭十一月

五日

中之村城内 未の方十四丁廿四間

○三宝荒神 座木像 高さ七寸

祭十一月廿八日 供物同前、

同村上村 卯の方卅五丁五十三間

○水神 石躰 六寸 祭十月廿八日

中之村 辰の方卅三丁廿五間

○妙見 神躰鏡三ツ

祭十一月午の日 供物同前、

元和より明暦元年の高帳迄は千手寺と書けり、明暦

肝付主殿持百姓濱別府門支配領主より祭米九升ツ、

二年の高帳より仙壽の字に改む、

年々渡る、

○仙壽寺 本尊釈迦木座像 九寸七部

大中公御位牌（厨子入）當寺六代雷州立ツ、

同^(ママ)村 卯の方卅五丁五十間

家久公御歌短冊一ツ傳り候処、文化十二年乙亥十二月

○弓掛宮 座木像 高さ八寸

太守公加久藤江御光越之節被

聞召上、差上置候処、御用に相成候旨寺社奉行所より

同町 良卅一間

被仰渡候、

○水神 石躰 式尺餘 祭十月廿八日祭

写

庭の菊花を送る

立いて、こゝろを手折我宿の

まかきの菊の花の色香を

家久

(右の短冊中書家久の詠ならんと云ふと年寄上原正

右衛門より聞けり、中書ハ古領主なれハ左もある

へし、) (此哥仮名字傳写誤りあらん、然らざればはてにはハと、のはす)

○北原伊勢助位牌一本

月江妙秋大姉

聚會 轉宗慶傳居士 尊靈

天徳等堯居士 此法号月照追諡せしならん、

ウラニ 永禄癸亥年六月初三日

右、寶永二年乙酉八月、七世住持月照代、所中衆力

を以て調置候由、伊勢助夫婦并民部助まで候半、

(伊勢助を伐玉ひしハ永禄五年なるを、土人北原伊

勢守落城記と云偽書を信して書けるにや、あやま

り甚た多し、)

○鐘銘

奉寄進鐘一口

伊勢六郎左衛門并奥方

寛文元年辛丑年林鐘吉祥日

隅州桑原郡横川庄萬龜山仙壽禪寺五世安室叟、治口

洛陽六条住筑後守

名功鹿兒島住木下宗兵衛

藤原景本

寛文十庚戌仲夏安室代客殿一字創建の棟札

知峯小比丘萬江誌す、文略す、

外ニ

開山等の事地志に書入ゆへ略す、祈願寺も同断、

中之村禁之内脇 申の方七丁

真乘院寺内

○観音堂 立木像 彩色金ミカキ 高さ一尺八寸七部

十一面にてハなしといふ、真乘院格護、

蓮臺の下に

安良大明神御本地十一面観音薩陞(ママ)

来福寺 新像作者正椿

永正六年己巳十月十七日

平久伸

(平久仲伊地知重貞の族にて、地頭代官等に居置し

七条大佛師康嚴作之、

人ならん、)(永正五年伊地知重貞安良社再興棟
の写末に記す、)

寛永十六年八月吉日

再色之本願權大僧都

玄重

同村アミタ原 未申の方一里十六丁五十一間

伊集院肥前守久信殿地頭之時再色、且那人數本田志

○阿弥陀堂 木像 一尺八寸

摩守殿親直・春成民部左衛門方・雨辰丹後守殿親乘

右の堂の西三間計に立、
○頼朝石 六重之石塔 高さ五尺餘 古くミゆ、由来不

再興作者器水坊

願主小左衛門

詳、

天正十二年甲申十月三日敬白

(本田・春成・雨辰子孫今横川になし、天辰氏踊に

同村柿木 未の方一里十八丁廿九間

ありしと云ふ、)

薬師堂 木立の像 高さ二尺一寸

○鰐口銘 元和六年庚申

棟札今ハなし、

十一面觀音

奉造立東光坊薬師堂一字

隅州横川住鎮守廿三人建立也、

天正十一竜集二月

當地頭伊集院肥前守久信

上之村伊牟田 未申の方卅五丁十七間

外文字不分明と古帳にあり、

○地藏堂 木像 高さ七寸一部

像の背に

下之村 辰巳の方一里卅五丁十二間

奉造立地藏菩薩

釈迦堂 座木像 高さ一尺一寸五部

棟札写古帳にあり、年号月日磨滅して不知、^(マ)信心

々大旦那香庵壽芳とあり、外文字略ス、

同村飛松 巳午の方一里廿一丁四十四間

○観音 立木像 二尺八寸

後光の銘

奉修^(マ) 妙林寺十一面観音栄——

天正十二年甲申十二月十八日敬白

願主 權大僧都法印廻秀常福坊

應永廿二年七月 佛師

秀賢

棟札

○奉造立十一面観音堂一字——

天正十一年癸未閏正月廿日

右意趣者、奉為天長地久、御願成弁、別者之護持信心

大旦那越藤原朝臣三州太守義久并子孫繁昌、殿中堅固、

領國安泰、一々求願皆令満足故、堂別當常福坊権大僧

都快秀、

當地頭伊集院肥前守

藤原氏久信

大工 樋渡——

小工 松形伴左衛門

右裏に上梵字などありて下に講人数を載す、

イテノ上土佐守

尾村十郎兵衛

尾村与一兵衛

家村彦^(マ)

田代藤六左衛門

湯原但馬守

御索晴兵衛

蓑田藤内左衛門

岩サキ加藤左衛門

西藤与次郎

其外百姓名三十人計載す、下ニ

林房書記トアリ、

奉造立十一面観世音菩薩一字

寛永十五戊寅四月吉日

大旦那古河休左衛門尉・同備後守、内匠主對馬直釈

迦次、當持主南林寺、末略す、

大工 西方左近將監

小工 白坂宗次郎

下之村 二里十九丁四間

○岩堂 佛三昧

一立像 高さ四尺五寸 一座像 高さ四尺四寸

一立像 高さ四尺五寸

観音と唱候得とも、中ハ阿弥陀、脇立ハ観音と相見

得候、

彫付ニ

大之主法信

奉建立岩堂

沙弥—阿弥陀佛

同所

○薬師 木像 高さ一尺一寸八分

建武二—十二月十五日 敬(マ)

沙弥西善

并二郎太夫

二行不分明、

右岩堂、人家を隔つこと二十丁餘、西より東に流れ、

狭く短き迫なり、一方は岡にて、東の方谷の尻ハ横川・

踊境金山川につゝき、川より東は踊の城山にて高く(マ)

嶮なり、堂ハ自然の岩屋にて、前に高さ六丈餘もあ

るへく深さ四間半ばかり横十七間ほとある岩に前の三

体を彫れり、外文字不分明、由緒不詳、

上之村 未申の方一里廿七丁

○古城 城名不傳、以前より古城と唱ふ、

中之村 未の方十三丁三十四間

(清水より五里計りなり、通路あり、)

○古城 長尾之城、或ハ荒神之城とも唱ふ、

北原伊勢助城主せしを、永禄六癸亥年 義弘公御發向

御追伐被遊、大将島津圖書頭なり、六月朔日より同三

日まてにて落城のよし、古ハ城主横川氏居城右両城の

間ならん、不詳、城北手の方金山川流る、大手口あり、

其邊を大手川といふ、野首搦手あり、搦手南の方軍配

松と云ふ所あり、以前ハ古松ありしよし、今なし、

中之村 午未の方廿一丁四十七間

塚(マ) 永禄六癸亥年北原御追伐の節、伊勢助か弟民部

少輔國分勢と取會の節、國分右の所まで引退、民部少

をおひき出し、伏勢を以て討取と申傳ふ、塚文字なし、

外ニ一ツ塚あり、不詳、

同村堀之脇 未の方十四丁五十三間

内記城 堀切あり、不詳、長尾城より谷越し近し、

同村宇都 未の方十四五六丁の間に二ヶ所あり、

古陣 二ヶ所、長尾城より近し、谷越しなり、今笹山なり、

同村陣之尾 午未の方八丁

○古陣 北原御追伐の節、新納忠元是より長尾之城野首につ、けり、陣場と云ふ、落城記に見得候、今笹山川

越し、

同村小田瀧之上 卯の方十丁廿四間

○古陣

同村内侍免 午未の方八丁四間

○古陣

右両所今藪山なり、由緒不詳、

同村鳥越片城之岡(マ)りと云、卯の方十丁四十間

○古陣

(ママ) 忠平公陣なりとも云へり、

城大手 未の方十三丁

○北原伊勢助墓 前に大松あり、自然石に夫婦の法号を記す、追伐後變事等有之候よしにて、宝永二酉八月、

所中衆力を立つ(脱カ)、墓の下金山川ながる、測あり、吉次

か測と唱ふ、御追伐の砌、伊勢助幼児吉次といふ者此

測に飛入相果たりといひ傳ふ、墓を立たる人数名あり、

中之 未の方十丁

弓掛松 不詳、

古城主由来記の横川氏傳あり、略す、地頭初め伊集院肥前守殿北原追伐後居地頭にて城内へ居住候得とも、

城内にてハ勝手あしくとて、仙壽寺東隣屋敷(今四元

五左衛門所)に御移、其次東屋しき(猿渡貞右衛門や

しき)御子息源助殿御座候、後飯野地頭に御移り、跡

明所ニ而(ママ)ニ付御蔵入に相成居、其後猿渡新助殿地

頭被仰付候、暖役として國分より猪鹿倉勘解由、野尻より猿渡土佐被召移候よし、

但外の地頭地志に書入也、右古き地記にも有之候由、※

郷士年寄上原正左衛門より聞けり、

○山下新左衛門持傳候坪付

坪付

日州三納之内

浮免

六段奥田

一町一反之内

水口一番

天正九年辛巳四月吉日

山下肥前守殿

11 坪付

日州佐土原之内

伊藏名

一ヶ所三郎太郎屋敷

天正九年六月吉日

〔末之承応之願書ニ井佐尾一名被下とアルハ誤ナラン、ヤシキ一ヶ所玉フトミユ〕

〔本田〕 親貞

〔伊集院〕 忠棟

山下新左衛門殿

右之地之事、門明合之刻必繰替可宛行者也、

※〔頭注〕

〔今ハ伊佐生村と書ス、諸縣郡ニテ御領也〕

12 坪付

日州諸縣郡之内

野尻名

一肩山之門

市来狩野允

二反 井手之本

卅 川よけ本

〔上井〕 覚兼
〔本田〕 親貞
〔平田〕 光宗
〔村田〕 經定
〔伊集院〕 忠棟

夫役分

一反 ひらせ

卅 すゝのもと

地主免

卅 平瀬

部 以上四反

部 天正十六年二月吉日

鎌田出雲守

政近

山下肥前守殿

日州綾之内北方之村一作余分之内割付候事

高五石者

右之地為加増被差遣候也、

伊集院右衛門入道

幸侃判(忠棟)

文祿五年九月廿六日

山下弥右衛門殿

日州綾北俣村余分之内割付之事

セノ口

上田壺反四畝廿八歩 二石九升六合六夕

懸橋与一兵(マ)

柳の本

中三反四畝拾六歩 四石壺斗四升四合

部 上印八七六歩 九斗八合七合五夕

緒方清右(マ)

下田壺反九畝六歩 壺石九斗四升九合九夕八才

竹松之

甚介

四枚四反二七十分

分米五石四合八夕

弓削甲斐介

拾月廿五日

山下弥左衛門殿

則重判

肥前守子孫今山下角之助、伴氏にて、家字兼といへり、されハ肝付氏庶族なり、末に、嫡家は綾に住て小田氏

を称し、山下ハ拜領名字といへるは不審、

○承應の願書に、京乱(に付無カ) 足に成とあるは誤なり、京

乱とハ天正十五年太閤入のこと、其翌十六年、右通領

知四反卅を玉はりしと見ゆ、

加増目録

薩州鹿兒島郡吉野村

蒲地久右衛門先

帶迫門之内

市助屋敷

一ヶ所

高拾石六斗三升四合

川邊下山田村

同先

浮免

高拾九石五斗六夕

惣合三拾(石腕カ)斗三升

右、庄内就御弓箭、親名譽之被致御奉公之条、五拾

石之雖 御約束候、當時知行相迫り候故、先三拾石

被宛行者也、

慶長五年九月十二日

比志島紀伊守

國貞判

平田太郎左衛門

増宗

鎌田出雲守

政近

圖書頭

(島津) 忠長

山下源十郎殿

「此ウラニ」

此表無呉儀相濟候也、

慶長二十年二月七日

御配當所印

知行目録

隅州桑原郡横川中之名之内

高三拾石 市城之門

右之知行、應此中之高被宛行者也、

慶長十九年八月一日

伊勢兵部少輔

貞昌印

三原諸右衛門

重種印

町田勝兵衛

久幸印

比志島紀伊守

國貞印

山下弥右衛門殿

右山下家本小田家にて、山下肥前守兄小田右衛門兵衛
とて綾に罷居候由、綾に今ニ小田名乗候よし、山下は
肥前守拜領と申傳候、

此^(マ)高式石同所同名之内何門を同奥書にて此四人より
田上善兵衛殿と宛たる目録今田上氏所持なり、
右肥前守嫡流今山下角之助と云ふ、先祖代一旦断絶し、
跡付ニ而ニ男家新右衛門家に格護いたし^(マ)。嫡家の名

跡を川崎より継候得とも、故ありて于今ニ男家新右衛
門格護せしとぞ、

17

口上

一日州表御弓箭之刻、野村・福永・米良三家之使私祖（
曾祖父山下肥前と可有坎）父山下弥左衛門於高原上原
長門守殿江申入、日州落去之以後、其為御褒美日州之
内井佐尾村一名被下候、其後京都ニ付無足ニ罷成候事、
一庄内御弓箭之時分、祖父弥右衛門安永江からくり可
参之由伊勢兵部少輔殿相良日向守殿にて被仰付、度々
出入仕候故、終に戦死をとけ候、其刻御約束の知行高
五拾石可被下候よし候、以其首尾親弥右衛門江高三拾
石慶長五年九月十二日に被下候、目録于今格護仕候、
相残而高式拾石于今不被下候、親弥右衛門相果、我等
幼少にて候故、式拾石之被下後御詫不申上候、此節被
下候様に御侘奉存候事、
一幼少にて親に後れ、身上行迫り、妻子可賣躰に罷成候、
今分にては先祖の御奉公も徒に罷成へき儀残多く存候、
右式拾石被下候事別御難成者、身上に為似合御奉公方

に被召仕、被加御扶持、忤家を相續御奉公申度存し候
条、被附御心候様御侘言ニ奉存候、此旨御披露所希候、
以上、

承應二年癸巳二月十六日

山下傳右衛門

伊勢六郎左衛門殿

右通相願候処、代銀を以て可被成下旨被仰渡候由、
然処、代銀之儀者仕捨り等ニも相成候故、御断申上
候由申傳候、

右肥前守庶子孫傳右衛門子

山下喜三左衛門

右横川町三十四家内及飢候ニ付、七郎右衛門所持之糶
并米借候而救置候、當年之儀者段々訴訟之儀とも申出
事候処、早竟七郎右衛門働を以て右三十四家之ものと
も御物御厄害にも不及、奇特之致方ニ付、此段七郎右
衛門へ申渡候様可申渡旨、五月、主計殿より讚良善助
殿御取次を以、其節之地頭諏訪仲右衛門殿へ被仰渡候

由にて、仲右衛門殿より被成御渡候書付所持仕候、
但仲右衛門殿地頭ハ享保十一年より同十六年までニ
て、其内にて可有之、

中之村山之口

居住郷士

一 太平布一疋

なら木五兵衛

右五兵衛事、地頭飯屋石垣笠木自分物入を以て仕調、
右雜用分七十八貫文餘ニ及び、且ツ先年御借入被仰渡
候節、錢四拾貫文上切差上、凶年之砌、所郷士其外及
難渋候者ともへ糶式拾六俵餘配當いたし、其上種子糶
不持合者ともへ同式拾三俵借付田地仕付相濟候由、奇
特なる心底候段被

聞召上、為御褒美右之通被仰付候旨、寛政七年卯十月、
播戸殿より被仰渡、頂戴仕候、

寛政十二年六月十五日死、墓居所申の方一丁余
有之、父ハ金左衛門といへり、

市来 村百姓中之村

牧崎門名子

一 一世奉公御免

金兵衛

右、寛政八丙辰年秋凶作ニ付、翌春所中難渋之者とも江致合力、其上年貢不足之者とも江米銭差出償置候儀有之、旁奇特なる心入之段被

聞召上、依之為御褒美一切奉公被成御免候条、難有奉承知旨、寛政十年午九月朔日、川上九戸殿御取次を以て被仰渡候旨、御郡方より被仰渡候ニ付、難有奉承知候、

野町人喜左衛門明和三死、

一 青銅五百疋

母大口町平左衛門女子

右、大口町出火之節、米五升程ツ、町中之者とも江致配當候故、御取訳を以て為御褒美右之通被仰付候段、

於御地頭所被仰渡、加治木御蔵より相渡候由、右喜左衛門子勘助幼少にて委しく覺不申候得とも、同時に馬越町十兵衛并大口町田口勘左衛門同様被仰付候由、勘助申出候、

一 金山川 源山ヶ野金山より出、上之村、中之村通り、末踊宿窪田村江流入、

一 紫尾田川 源上之村大人形より出、同村紫尾川を流通り、同村にて右金山川江流入、紫尾川に土橋一ツ有、金山江往還筋なり、

一 山之口川 源栗野境安良嶽北之谷、栗野幸田村・横川中之村境より出、中之村山之口を流れ通り、同村禁之内にて金山川江流入、栗野渡せに土橋一あり、加久藤往還筋なり、栗野道筋ゆへ右通唱ふ、

一 一谷之口川 源上之村安良嶽裾より出、中之村にて山之口川江流入、見入木に土橋一あり、

一 深川 源上之村柿木より出、中之村の深川、下之村の内通り、末金山川筋踊宿窪田村へ流入、深川土橋一あり、

一 溝邊界川 源溝邊・横川境小権八重鹿倉より出、溝邊竹子村・三繩村、横川下之村・上之村境を流れ、末踊、日當山、横川院にて金山川江流入、此川往還筋久留味川といふ所江土橋一ツあり、

一 吉原川 源栗野木場村吉原より出、中之村にて金山川

へ入、

一万膳川 源踊万膳村より出、中之村・万膳村境にて(マ)

吉原川江入、

一段川 小川なり、源大村境段鹿倉より出、末曾木長野

村江入、

一櫛木川 水元上之村櫛木より出、末ハ曾木長野江入る、

一浮簀板橋一 禁往還筋金山川江かゝる、古来より土橋

にて候処、掛越等に人夫費候ゆへ、去々午秋、依願右

通り相成候、當分大板橋ニ大なる竹繩を以て繋ぎ置、

洪水等には浮上り候様拵置候、

一惣高頭四千八百五拾壹石八斗壹升五合四夕四才

内

高四千百拾壹石壹斗壹合四夕九才

門付

漸々御竿入

内

七百四拾石七斗壹升三合九夕九才

郷士浮免并損地高

右式行共ニ當春抱地永作直御竿ニ付増高込る、

惣人数式千三百九拾式人

但千六拾三人 郷士家部百八十計

百人 社人拾三家部

千式拾九人 百姓

式百五人 野町

竈数式百式拾百姓町人

一鹿兒島下札之辻より地頭飯屋迄拾里廿八丁廿間程、

一御上下并加久藤 御光越には、先年爰許地頭飯別に

御座之間出来居、御一泊の所にて候処、文化十二乙

亥十二月加久藤 御光越の節ハ破壊におよひ居候故に

ても候哉、御小休ミにて 御泊りなく候、其翌子二

月十三日大口筋 御參勤の節は新に御造替ニ相成候得

とも、御昼休ミにて 御泊り無御座候、

中之村

坂元あみた 卯の方十丁廿四間

同村

上村地蔵 卯辰の方廿八丁六間

同村

上村あみた 卯の方卅二丁四拾四間

同村

觀音 卯の方一里四十三間

同村黒葛原

觀音 辰の方一里十三丁余

同村

牧瀬地蔵 辰の方一里八丁半余

同村

深川あみた 午の方廿八丁余

同村

下山觀音 亥の方半里余

同村

山之口地蔵 戌亥の方廿一丁四十四間

以上中之村

上之村

麻生原地蔵 申の方一里二丁四十六間

同村

觀音 未申の方二里四丁

同村

岡之地蔵 申の方一里拾一丁余

同村

北之園阿弥陀 申の方一里十二丁

同村

飛ヶ原地蔵 申の方一里二十丁半

同村

茶屋地蔵 申の方一里三十丁余

同村

木之浦觀音 未申の方二十九丁十九間

同村

正牟阿(田脫カ)みた 未申の方一里四丁二十一間余

同村

横伏木阿みた 未申の方一里卅二丁

同村

岡村薬師 未の方一里一町四十四間

同村

床次觀音 東能登作 木像 高さ九寸弍部 午未の方一

里三十三丁四十三間余

同村

上中原地藏 未の方一里十九丁四十六間余

以上上之村

下之村

福永阿みた 巳の方一里十六丁十間

同村

宮之脇阿みた 巳の方十七丁十七間

同村

尾村観音 申の方一里十八丁五十間

以上下之村

此三ヶ村の小堂は由緒不知といへとも、地頭仮屋より行程知らせ玉ゆへに載す、

右十七葉横川郷士年寄月野木伴左衛門より借にて、

両日の間に書拔置候也、

于時横川打^(マ) 檢使として

中之村尾^(マ)

文政十一年子正月十五日 園田勘左衛門

実好

〔長野金山卜書ケル御回文モ有之ヨシ〕

○山ヶ野金山 横川上之村の内なれとも、金山方へ別に
糺方有之候由にて、横川は不構田なり、かねて何事も
横川ハ不関由ニ候、

上之村 長尾城より申の方一里十余丁を隔つ、

○古城 丸ニツあり、北の方なるを二之丸といふ、東北
堀切りのあとあり、高さ三拾間計り、惣廻り十余丁も
あるべし、大手東向、今金山通路の方なり、二之丸巽
の方野首ありて山(古の城山といふ)につ、けり、其
北の方金山川流る、又野首の東二三丁に遠目塚とて小
高き所あり、本丸の内坤に馬乗馬場と云所あり、今は
惣て藪山となれり、

右一件、上之村庄屋高橋氏より聞書す、同月十八日
朝なり、

横川酒匂氏由緒

○忠久公より 元久公御代までの酒匂^(マ) 聖栄自記・安國

寺申状等ヲ以てしと見ゆる故略す、

御屋形

○第九代 陸奥守忠國(大岳)太兵様の御代迄も薩州高江の城ハ

酒匂安堵し給ふなり、去程に、建武の頃より天下大乱

ニ成行、又合戦止ことなし、其時節高江峯城にて酒匂

筑前守高江におひて戦死するなり、

御屋形

第十(代カ) 陸奥守立久節山様の御代に酒匂(ママ) 向之島へ

居住せよと被仰出で、彼島江居住せしと也、

御屋形

第十五代修理太夫(貴) 久大中様御代に 兵庫頭義弘公様

へ帖佐山田を御進上(天文二十三年十月十五日、忠平

公岩江御移りなり、此時なるへし)候に供奉仕、酒

匂加賀守景綱向之島より山田に罷移る、然る処に肝付

衆 御屋形に敵を申されて肝付表手(ママ)行候得者、

向島は境目とて、又彼島江景綱一(ママ)被召移て、後又帖

佐の山田に為被移戻なり、

御屋形

第十七代藤原朝臣侍従兵庫頭義弘様御齋名惟新様江供

奉仕、帖佐山田より真幸院飯野江酒匂加賀守景綱罷移

る、(永祿二十年(ママ)の事なるべし、)知行は日州加久藤

の内三町給るなり、天正五年丁丑の年、伊東殿の持せ

玉ひたる日向の内八千町御退治被成、島津殿の御手に

渡る酒匂加賀守景綱嫡子源五郎景信、十六才にて日

向の御戦陣に父子ともに御供申て罷立なり、息源五郎

後ハ勘右衛門と申なり、

一天正十年壬午、肥後の國水俣を被遊 御退治、 太守

義弘様御手に渡る、夫より次第に肥後・肥前の國を御

退治候時節、景綱・景信父子御戦陣に御供申候て毎も

罷立候なり、

一天正十四年丙戌十月、豊後の國御戦陣立の時分も、景

綱・景信親子とも御供申て罷立なり、

一天正十五年丁亥、傳酒匂家の事無之ゆへ略す、

一天正十六年戊子、日州穆佐を外城に 御取立候刻、景

綱・景信親子飯野より穆佐稲荷(ママ)主取ニ被召移候、

其節曆々都合百人加久藤方々より被召移候早、其節の

地頭樺山兵部太夫乗久なり、京衆打合刻は穆佐百十五

町の内を七十五町樺山殿一人にて持せらるといへとも、

外城に依被召立候、地頭分漸く十六町、穆佐へは知行
持留に給わり玉ふなり、

一天正十九年辛^(卯)亥二月、先高麗人の御戦陣まします、
其後二番立、文禄三年甲午、景信高麗へ御供申て罷立
なり、

御屋形

第十八代又一郎久保様は高麗におひて俄に御煩らわせ
給ひて、終に御他界被成候なり、夫より

御屋形

第十九代ハ御舎弟少将又八郎忠恒様、後には中納
言薩广守家久様と申上奉る、御十八才にて高麗御戦
陣に御立せ玉ふ、かくて高麗御引陣ハ慶長二年丁酉十
二月、直に高麗より義弘様家久様ハ城州伏見へ御
上洛まし〜給ふなり、去程に、義弘様御事は飯野
より栗野江御移り給ひて高麗へ御^(マ)せ給ふ、夫より又
帖佐へ御移らせ給ふ時、穆佐より帖佐江景信被召移候
なり、慶長三年戊戌の年、薩州甌島を領せられし小川
藤八郎殿、高麗におひて無奉公ありけるとて田布施に
屈居せられて切腹なり、夫より重信^(景力)と岩崎出羽守兩人

に甌島地頭代官を被仰付、十一ヶ年勤仕いたすものな
り、其時節肥後の國守加藤主計頭高麗にて御意懇有と
て薩广入を仕給ふと雜説やむことなし、折節甌島の曆
々余人質に帖佐へ被召置玉ふなり、然る処に義弘
様より直の御意に承る、甌島は肥後境目の島にてある
間、別て念を入れて御奉公申せとの御意を我々に被下
て、別而甌島におひて兩人ともに御奉公申上たり、其
後甌島は鹿児島御屋形方に御進上被成候時相替り候て、
其時御地頭を本田甲斐守殿に給らせ玉ふなり、

一慶長三年戊戌三月、伊集院源次郎殿謀叛を起されり、
其節は、義弘様家久様御上洛まし〜て御留守の
間に庄内弓箭起り玉へとも、ほとなく頓て次年三月落
去し早ぬ、其節帖佐より庄内御戦陣なり、景信罷立な
り、
一慶長四年癸^(巳)亥美濃國関ヶ原御弓箭には、甌島の地頭代
官を仕たりけれハ、彼御合戦にハ御供不申けるとなり、
一慶長十一年丙午、惟新義弘様関ヶ原御弓箭の恐れに
とて帖佐より平松に御移らせ給ふときハ、酒匂城之介
(後に平右衛門と改む)景明御供申て罷移る、かくて

平松江三年御居住有て、(此時父景信ハ甌島に在しと見ゆ、慶長三年より十一年まで島に在ると前に見ゆれは、慶長十三年までは猶島に在にけり、)又加治木江御移らせ給ふ時も景明御供申て罷移る、去程に、元和元年乙卯五月、大坂の城秀頼様ニ御戦陣立まし〜候時、御屋形中納言家久様三ヶ國の諸軍勢を召列れ給ひて御發向し給ふ処に、中途平戸におひて大坂の城は落去し給ふとの御使あり、其とき諸軍勢ハ皆平戸より被召帰て、直に 家久様御上洛まし〜給ふ時、景明御供奉仕るなり、其時加治木より川上四郎兵衛殿・阿多内膳正殿・南郷内匠允殿・辻伊左衛門殿・猿渡喜右衛門殿・羽島藏人殿・神戸五兵衛殿・白坂大学坊殿、都合加治木より二十人御供被申たり、其節 大御所家康様 江京二条御城に 家久様 御登城被遊候なり、一義弘公元和五年御他界の後、士衆知行皆同に四部一、又三部二被召上て、夫より景明事横川へ移を望ミ申て罷移るなり、其時の地頭ハ上原大藏とのにてまし〜候、然る処、加治木より財部淡路守殿・伊地知越後守殿・肥後拾兵衛殿・健軍内記殿・白坂源介殿・堀久兵

衛・和田主膳正殿・是枝長左衛門殿・和田主膳正殿・

石野田主計殿・折田喜左衛門殿・津崎氏貞殿、惣合曆

と十二人罷移る、此時景明横川噺役十四年相勤候なり、

景明嫡子勘左衛門宗俊ハ鹿兒島橋本助左衛門入道の為

養子鹿兒島江令移居者なり、此故に、景明の一跡横川

の住野田藏人國秀二男城之介景晴を為養子令連續當家

者なり、(加治木より横川にうつりたる人数の子孫伊

地知・白坂・石野田・折田・野崎六家は于今残り居候、

其外は他所へうつる欵又ハ断絶欵不詳、是枝氏ハ坊に

うつる (ママ) 安良棟寛永五年に噺の内財部貞右右衛門ハ

あり、慶安の高帳ニハ不見得、寛永末・正保のころ鹿

兒府にうつる欵、)于時慶安二年己丑八月吉祥日、平

右衛門景明祖父景綱以来措撫其一二、而贈諸雲仍云尔、

万歳〜万々歳、

酒匂城之介殿

「此城之助慶安三年ノ高帳ヨリ見得、慶安二年マテハ平

右エ門トアリ」

△景綱

景信

加賀守

源五郎 勘左衛門

景明

城之助 平右衛門 慶安元年高帳ニ噺、

勘左衛門

橋本助右衛門養子、鹿見島ナリ、

景晴

城介 実ハ野田藏人国秀二男為養子ナリ、後島津圖書ノ附衆海江田氏ノ跡目ニナル、明暦二年申、地頭伊地知(伊)左衛門ヨリ日高仲兵(伊)兵衛酒匂跡目連續被仰付候、

景當

仲兵衛 実ハ日高氏、元禄二年六月死、

景明

平次郎 勘左衛門 拾八 万治元年戌四月生、

平右衛門 矢兵衛

景貞

平次郎 孫七

太郎

孫六 七左衛門

天和三年生、

景明

孫太 庄左衛門

景村

龜八

孫太郎

正之助 孫之進

文化四年死、

横川衆中寺社家諸職高帳元和五年七月廿二日、地頭飯屋にあり、

高式拾三石六斗八升一合壹夕

猪鹿倉勘解由入道

高拾三石六斗五升式夕

猿渡土佐守

同百九石三斗壹升八合

稲留与兵衛尉

同五拾斛

山下弥右衛門

同拾五石五斗壹升八合

猿渡七兵衛

同九石

迫田丹後守

同拾壹石五斗三升五合	川崎善左衛門	寺社家分	岩崎神七
同拾七石	窪田對馬介	高三石式斗八升	千手寺
同八石	宮崎壹岐介	同三石	真乘院
同四石	橋口弥次郎	同式石四斗	安良神領
同四石	河原式右衛門	合八石六斗八升	
同三石	田上善兵衛	諸職分	
同五石	野間筑後介	高拾石	大工分
同五石	樺木野玄蕃佐	同三石	鍛冶分
同五石	岩切主計介	同三石	山行司分
同五石	厚地與次右衛門	同三石	衆中觸分
同拾四石五斗	下村大藏佐	同拾五石五斗九升三合	月野木備後介
同六石五斗	滿留勝介	同八石式斗八升七合	林理左衛門
同貳石	終本甚左衛門	同六石式斗	野田善左衛門
同六石五斗	下村弓左衛門	同拾壹石	胡广ヶ野右京亮
同拾六石三斗五升四合	児玉才右衛門	同六石	神田橋喜左衛門
同四石	盛山藤内左衛門	同五石式斗	河本與市
同五石	測脇李之允	同三石	弓削 <small>(ハ)</small>
同六石	有馬豊前兵衛	同八石	
	川崎善左衛門	合四石廿九石七升九夕六才 <small>(マ)</small>	

同三石 町部當分 児玉才右衛門

同三石 上之村肝煎分 池上左右衛門

同三石 中之村肝煎分 四本隼人正

同三石 下之村肝煎分 谷口弓左衛門

合三拾壹石

惣合高四百六拾八石七斗五升九夕六才

八月朔日 上納帳うつし

(今ハ行司・郷土觸・庄屋の三役ハ役分地高式石分ツ、渡り居候、其外役分地無之由なり、)

右、折田織右衛門所持の写を以て写す、子正月廿

二日なり、

(右、元和五年高持人数・職分迄四十家なり、其内窪田・児玉・厚地・野田・飯田^(マ)・川畑・安田・谷口の八氏の子孫今横川になし、児玉は栗野にうつり、野田は鹿府にうつるといふ、其外ハいかに成つらん、不詳といへり、)

安良社縁記

(上原正左衛門藏、加治木の人旧傳集より抄写して贈りしと云、土人の傳と小異あり、故に写置なり、午正月廿三日)

往昔隅州横川の地頭横川某か内に安良と云ふ下女あり、父母ハ近江の富氏なりしか、子のなきことを悲ミ、日州霧島に歩をはこび祈り申て、程なく懷娠し一女子を産しける、女則安良姫と名付、霧島山の御本地十一面觀音を刻ミ奉りて朝暮拜ミ奉りしに、ほとなく父母死去いたし、身上日々におとろへて、是より横川某に奉公いたしけるとなり、然るに、極月の末に春の初の装束の用にとて狩衣を洗ハせけるに、安良妓狩衣をたつさへて前なる大川に出て洗ひけるに、折しも白鷺一羽川の上を飛さりけり、是を詠めし其隙に、いつの間にかは流れたりし片袖失にけり、こはいかにと悲ミけれども詮方なく、然と語りければ、主人大ひに怒り、座敷の内に押込てつれなふ責めたりけるに、横川某猶心解ず、安良を擲めて門屋を祝ひける、姫小松にからめ付られ、所の乞食まつたの長史申付、炭火を以火責にそしたりける、三日三夜火責して是を見るに、人に

はあらずして十一面観音の尊像にて御座候ひける、主人大ひに驚きけるより、安良ハたの座敷に居たりける、依之安良を赦免しける、安良此よし聞て、自ら罪にか

くまれ佛のすくわせ玉ふ事難有けれ、かゝるうき世になからへて浮目を見んよりハとて、此所の大嶽に上り、断食して終に餓死しけり、此女たゝりて横川氏の家皆断絶して跡かたもなく成しなり、右怨霊なほ所の人をなやましけるに依て、其後の地頭北原某其由来委しく聞之、彼大嶽の麓に一社を造営し、安良大明神崇め奉りて、本地十一面観音、彼安良嶽と号して、今ハ四時の祭祀有之、此郷の鎮守にて候、依之此郷には癩病を煩ふものなし、正月門松たてす、炭火なし、白鷺の来る事なし、白鷺の来る時は怪事たちまち生るかゆへ、神前にて神楽を奏して祈りける由候、不審なる事なれとも書付候、

(右、鹿筆ながら書写は、誰様にてても御よめかね可申候得とも、先御覽可被成候、)

(右の内ニ門松立てすと有之候得共、當分ハ多くハ門松を立候、まれには立るもの無之といへり、)

右、一枚紙に写し有之候、土俗の傳稱と大同小異有之故写し置なり、

東二十五六丁計に頼朝石立る辺平野なり、屋形野の跡か、伊牟田より巳の方十五丁

城ヶ峯とて少しき平地の壇あり、已前ハ城ヶ峯門百姓居候よし、城ヶ峯より西に當り七八丁に矢筈岡と云岡あり、矢の筈の形に似たり、東条か日記(ママ)たる屋形

か野・國見杯といふ名の嘶今不詳、屋形か野・矢筈の岡唱少し似たる、猶可糺、

○國見嶽 横川内金山の内にあり、最高き野岡にて、四方の國原見渡さるる所といへり、

○忠久公の上り玉ひし國見と云尾ハ此なるべし、此事伊牟田の名主太次右衛門より聞けり、

横川森山氏系圖

上世略、

為憲

時理

從三位 李頭 遠江守 母高望王ノ女

維兼

從五位下 遠江守 近藤元祖 遠江權守

維賴

從五位下

周賴

下總守 從四位 藤太夫 下野權守

光賴

賴廣

藤大夫 從四位 中將 遠江守 飛彈国目代

時邑

遠江權守 藤大夫 判官 遠江守

賴景

賴秀

陸奥国ニ令居住、森山飛彈守卜称、判官

賴政

紀伊守 從四位 少將

長政

建久九年、肥州下向舍郷而已、太郎太夫
治承元年正月一日誕生、

賴親

二郎太夫 法名西衣 藤太郎

賴儀

長氏

六郎 三郎太夫 判官 陸奥守 長辰 松下一郎 彌三郎

賴實

定賴

左近將監

前賴

相良太郎太夫

定秀

森山二郎太夫

「秀光

福壽丸 大内蔵 法名常情大禪定門
延元五年二月、薩州江来住居川辺、

秀安

秀光

藤若丸 常盤丸 安藝守 入道常慶
僧太平山 法名白秋

秀長

長壽丸 入道白峯 常陸權守 居住阿多、

秀武

富若丸 遠江守 權守 法名玉山惠金大禪伯

秀氏

安次郎

女

若松主馬頭室

秀賢

兵庫介 賜忠成、和泉太郎 法名(A)

天文廿年二月廿四日、日新公日置退治之砌、属
幕下着于抽軍功、并伊作龜山ノ城臥草励忠節、
依戦功、自日新公賜忠成民部太夫者也、

秀延

喜三左衛門 入道芳秋 勘解由次官タリ、

秀春

十郎兵衛

秀盛

森山内記介 法名常秀

女

益山太郎室 後宮原氏景盈室

秀次

森山又太郎 法名玉山永全 右衛門尉

永祿六年六月三日、忠平公隅州横川城主北原
伊勢守伴兼親(A)（兼親トハ北原大宗又 郎カ名ナ

り、伊勢守カ名トスルハ不審ナリ、伊勢守ハ兼
正ナルヘシ）合戦ノ時、自出陣高名ス、

秀直

秀次

太郎左衛門尉

九郎二郎 左衛門尉

天正元年生、

改秀安、慶長十三年ニ生、

秀富

虎之介

太郎左衛門 寛永十五年十月生、

右、寛永ころ書けるを近年写せしと見へて新しく見ゆ、
右系圖に元和の高帳に見へし藤右衛門尉不見得、外の
森山の系圖欵、

○慶安元年の高帳

高持四拾四人

合高五百八拾壹石七斗

内

真乘院 千手寺 壹石ツ、なり、

高帳の初

高五拾九石餘

「大藏高演の族なり」
上原藤左衛門

同何石何斗――

折田新左衛門

外略す、

外ニ

衆中觸 壹人 行司 壹人

庄屋 三人 皆式石ツ、也、

屋しき持の事も見ゆ、

合高五百九拾石七斗

一所衆四十七人

惣合九十壹人

嘍

酒匂平左衛門

折田新左衛門

と有、

右高帳内酒匂氏等ハ加治木より移りし財部・肥後・健
軍・和田の四家見得す、然れば寛永・正保中に他所へ

被移たるならん、財部は鹿兒府江うつされしにや、子孫鹿兒府にあり、

19 各々此状被見届候処、其外城之下に判被成、次第にさきへ可被次届候、

○態申入候、仍諸外衆事知行所中賣買之高直し、證文之中分相究、地頭うら書にて、八月中に毎年高所江可被差出候、地頭留守之時者、噺衆證文を以て可相直候、右月之外ニ被出候共、高直し候ましく候、其心得可被成候、恐惶謹言、

正保四年丁亥九月十六日

高所

市来五兵衛

家昌判

平田監物

家^(ママ)判

鎌田大炊助

政慶判

横川 栗野 吉田

馬関田 加久藤 飯野
須木 小林 野尻
綾 高岡 穆佐
倉岡

御噺衆中

右、慶安元年高帳の奥に記り、慶安三年高帳の奥に、

20

右帳面相究被差出候、高賣買之儀ハ證文に儘に見届申候、少しも口能^(無力)御座候、當分六郎左衛門上洛被申留主候故、我等して如此候、以上、

慶安三年庚寅八月十八日

伊勢弥次郎

判

外ニ慶安二・四年、承應二年・四年、明暦中、天和二年の高帳珍敷事も無之ゆへ書ぬがす、

但万治の高帳なしと、寛永以来は大かたあると、

西 此内ニ天神ノ跡

とて大きノ下ニ

上之村古城丸数・間数の
荒増し二月十八日古城名

主富出之市市左衛門より

北城南金山迄、

聞書也、

北金山川なり、

○求广陣 上之村稻牟礼社

未申の方四五丁尾つゝき

此中に荒神の跡

に在平地、今畠となる、

とて雑木茂れる

五反計もあるへし、往昔

中に幣立、両城

求广より陣取し所にてか

の幣古城の門百

く云とそ、地頭仮屋より

姓より立、

ハ申方一里廿三丁計り、

今惣て雑木山也、

古城よりハ乾の方四五丁

間々開て畠あり、

位なり、

21

鹿兒島酒匂利左衛門家由緒(利左衛門養父新右衛門願

書とミゆ、)

横川上之村居住酒匂仁右衛門蔵文書

一御先祖丹後之御局御懐胎之由二位との御腹立にて、日

向國へ御下しあるへきよし候ひつれとも、とかく被成

候内に住吉におひて御誕生被成候、其前簾に、男子に

て候は、誰ニ而も鎌倉へ可申上之由被仰出候、酒匂家

より右之御注進申上、被成 御悦喜、則御もりを被仰

付候よし、我等之先祖申傳候事、

一右之様子により

忠久様御供仕當當國へ被下、高江を被仰付知行申候事、

一御供申被下候刻、御母衣被仰付格護持下申、于今酒

匂家頂戴仕罷居候、夫に行親之御太刀相添御座候事、

一忠久様薩摩・大隅・日向其外上方へ四ヶ國合七ヶ國御

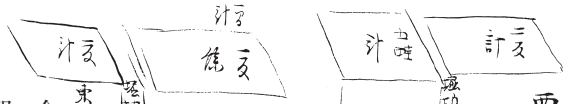
給被成當國江御下向之刻、豊後國宇佐八幡宮へ 御参

詣之時、御太刀を酒匂へ被仰付供奉仕候、社檀におひ

て青錢二枚御蘇芳之袖にふりかゝり候を被成頂戴、酒

匂に被下候間、代々忤家覚悟仕候事、

一酒匂右馬入道為 御名代上洛申候刻、御分國諸侍之次



○山ヶ野今金山町など邊、往昔(金山不立前)は山ヶ野

村と云ふ百姓村なりしよし、

忠久公宿し玉ひし屋形ヶ野終(ト)はこ、坎、屋形ヶ野を

山ヶ野と後に略しならん、伊牟田より北七八丁の道程

なり、

第を可申上之旨被仰出候、度々斟酌申上候ひつれとも、在京留守之間に御用も可有御座候条、是非可申上由承、書物を以て申上候、其趣酒匂家之一枚紙と申御座候事付、御當家之六卷書とて御座候ひつれとも、川邊地頭職にて罷居候時分、火事にて失ひ申候事、

一大隅國知行ニ付、伊集院大和入道殿清水へ御移（天文十七年九月初より地頭一）候刻、鹿兒島衆被召移候、其内に愚親も罷移候、其後大和入道殿御老中にて候間不斷鹿兒島江可有御座由候而、串木野より典厩様大和殿へ御替（天文の末カ弘治のころ）清水へ被成御移候、其時右三十人被召留候、愚親（源左衛門尉と称す）も日當山地頭被仰付、上井へ住宅申候、右馬頭殿またての陣にて御戦死なされ候刻、御供仕相終り申候、我等事は幼少にて、彼家中に堪忍申候事、

一肝付表御手裡にまゐり候次年之正月（天正三）、義久様より町田出羽守・本田因幡守殿御使にて、酒匂之家督と申、御家之御重寶なと相抱たるよし候間、直に可被召仕旨被仰聞、上井より肝付串良江被召移、知行八町被下、圖書殿御地頭にて、衆并に御奉公申候、

其後（文祿四年六月廿九日）肝付一郡之事以御朱印幸況江給り、我々不知行仕、御家中之やうに参り候、惟新様御意として鎌田雲州御使にて蒲生へ召うつされ候、當時は出水へ堪忍申候事、

一愚拙親江鎌田尾張守殿御使にて、忠久様宇佐八幡宮江御参詣之時錢ふりたるよし被聞召及候、于今覚悟仕候欵と御尋なされ候間、則義久様へ掛御目申候、其後ハ不返下候条、定て御物之内に可有御座候事、

右條々如申上候、御年来之者之儀候、題目大事なる御重物忤家に預り置申候、然者可致相續男子を持たず申、其上先年衆并に知行差上、當時漸く二十六七斛にて候間、家も難續迷惑せしめ候、然者十六ニ罷成女子之孫壹人持申候条、尤私に似合之養子をも可仕候得とも、不肖なる人ともにて右之御重物をも退傳仕、又者忤家も相續不申候得者、後日愚拙不屈之様御沙汰も可有御座欵と存し、今度恐ながら申上候、何とそ以御哀憐少知行を鹿兒島之高に被召加、養子をも當所衆御近習江可被召仕人之次男・三男など江

被仰付、酒匂之家督相續候様偏に、奉頼申候、以
此趣可然やう御披露所仰候、已上、

慶長五年正月十一日

右書物、出水衆酒生(匂カ)新左衛門より野州老江被差上候訟
訴書物にて候を、有方より写し候て平右衛門に給候ゆ
へ如此なり、彼人の養子鹿兒島衆酒生利左衛門殿にて
候、此御方の御家記(マカ)ニ記せし酒匂家由来記の
始に御家の傳を委しく記せし本書万似合紙卷物なり、
相違の事多く候なり、

右の奥書酒匂平右衛門景明自筆と相見得候、酒匂孫
太郎所持景明自筆の酒匂家由来記(慶安二年所書)同筆と相見ゆ
るなり、

右文書當分所持いたし候酒匂仁左衛門家は、麓酒匂孫
太郎家とは別家のやうにも申候得とも、孫太郎家より
別れたる家にて、右之通平左衛門奥書の文書所持候半
欵、

慶安元年の高帳ニ酒匂平左衛門・酒匂長左衛門両家
有之、仁左衛門は長左衛門子孫と云、然者平左衛門

庶子家とハ見得ず、

○子正月九日、高崩井手関濟婦りに安良社に謁す、祝子
種子田四郎に乞、古陣木(棟カ)を見る、康應・應永・寶徳の
三名勝調に記せる如し、外に永正・寛永の棟有、寛永
の棟・正一位宣旨・本田親昌祝詞を写せしに、(マカ) 暮永
の棟は借得て旅舎北之園淺右衛門家に帰り、翌日に文
字磨滅し不分明ありて漸く左之通写者なり、

聖衆天中天

大檀那大梵天王

右意趣

者奉

奉造(立カ)之安良永長一字 寛永五年戊辰二月時正日 為信
〔長胤ノ誤也〕

心大檀主

藤原家久朝

臣御息災延命、御子孫繁昌、御武運長久、并当地頭上原
大藏太輔息災安全、尚演神青野木(マカ)備後守、大願主佐藤
大藏允、暖役衆猪鹿倉勘解由入道・同折田喜左衛門・

同財部貞右衛門、大工有馬仲左衛門・大工野間筑後守

ウラニ

真乘院 す、め衆

頼娃縫殿助

梵字多略ス、同

迫田丹後守

千手寺 同

酒匂平左衛門

猿渡土佐守

稻留与兵衛

山下長覚坊

主計助跡

林利左衛門

以下三四十人の内百姓も相見得居候得とも名前略、

上之村肝煎満留新兵衛とあり、此時まで庄屋を肝煎

と云、慶安は庄屋とあり、

右、永正五年より百廿一年目再興の棟なり、

大檀那藤原盛次〔俗姓不詳、疑くハ横川氏歟〕

〔正三年号有〕

大檀那伴貴顕 并源親重

〔北原久兼の子貴兼の事歟〕

大檀那酒井久重

〔外の文ハ前に記す〕

寶徳の棟の大旦那如此并へ記せり、名勝調とハ異なり、
〔ママ〕
永十年の棟寶殿さがし候得共不相見得、

鼠色紙

崇源〔宗カ〕 〔朱印〕 宣旨

隅州桑原郡横川

正一位〔朱印〕安良大明神

右宜奉授極位者

神宣之啓状如件

享保十九年五月十三日

〔伊岐カ〕 神部伴仍宿祢奉

神祇道管領白當長上〔匂カ〕従一位行侍〔三カ〕従卜部朝臣兼雄

在判

本田親昌祝詞

維享保二十歳次乙卯壬三月一日、吉日良辰〔乎〕擇定天、

隅州桑原郡横川七鎮座須掛毛畏幾正一位安良大明神

末社諸神乃廣前仁、恐美毛申賜波久止申佐久、抑當社乃

祠官氏子戮力一心志天、甲寅歲五月十三日、吉日乎

擇、神祇管領卜部兼雄仁告天正一位乃神位乎乞、當

社被宥嫌物乎、故例仁任、崇源（宗也）乃官旨於以天極位乎

授奉利、宇津乃幣帛乎調天內陣乎飭利、称辞竟奉留、

此状乎平介久安介久所聞食天、弥一天泰平、社頭康榮、

神道興隆、殊仁波源

太守公御家門繁榮、御子孫長久、如意御満足、別之

天波當地繁昌、上下老若男女牛馬乃蹄仁至万天安穩息

災仁之天、五穀能成、民豐樂、守護幸賜倍止、恐美恐

美茂申壽、

辞別仁申佐久、今日吉時仁參集留人々乃中仁、穢礼

不淨乃疑有止毛、大明神乃厚幾御冥美廣幾御助乎以

天、神直日大直日神止見直志聞直志賜比天、吾礼申

事乃由乎平介久安介久所聞食天、恐美恐美毛申賜波久止

申壽、
薩州鹿兒島郡

正一位諏方両大明神主

從五位下大和守藤原朝臣親昌

欽言

宝徳三年より五十八年目再興ノ棟

上

聖衆天中天

迦陵抄伽（願也）音九

大檀主大梵天王

△合奉再興造立大日本國大隅國横河院中村安良大明神
御寶殿一字

哀愍衆生（者九）

我等今敬礼

大願主帝釈天王

中

右意趣者 奉為

金輪聖皇天長地久御願圓滿

皆永正五年戊辰九月十一日大勸進

伊地知周防守平重貞同新左工門尉重兼并一門諸衆息

下

殊者信心大施主

結縁衆等

封

大工

本助七郎藤原

□□

□□

小工

多島助五郎藤原守義

災安全子孫繁昌轉（禍ノ誤）過為福吉祥如意

結縁衆等

封

風災 佛 應身サハミ サハミ

水災法 意

金 報カネ カネ

幅五寸五六部
長尺五寸余
厚サ六部計ノ楠板ナリ、

蓮 報丸ハス ハス

右棟札文字不分故、借テ翌日十日數十度見テ漸ク讀付□者也、

右杉板 幅五寸 長三尺一寸位

○鉄罅口 徑九寸餘 銘鑄出ナリ、
サビニテクチ文字
不分明モアリ、

南無藥師瑠璃光如来御寶前欽奉掛罅口

一面之事立願成就

左行

九州肥後国□□之内東郷四間野庄南

関町藤□□神喜兵衛尉種吉

同裏ニ

右寛永十八年辛巳八月吉日

左作者関町金ヤ平衛カ□良

寛永・寶曆ニ寄進ノワニ□ニツ有、銘略ス、

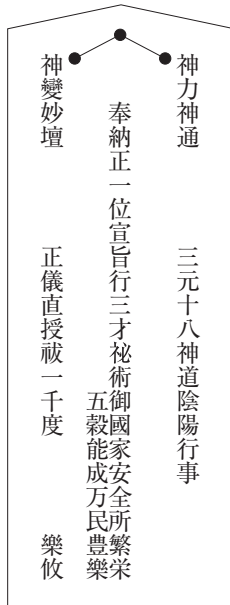
□辟籍

大般若箱蓋裏ノ文四箱共ニ同文アリ、此文何ノ国ト云コトヲ記
□調ニ筑後ノ国ト不審

夫以茲有沙門處兆書記、概嘆山月カ□久經教闕焉、發心扣

十方檀門、未数歳踏得此經、永充于妙高山帝釈禪寺常

住嚧至哉、願力成就非啻令人人、般若種子安直體カ、此聖



三元十八神道陰陽行事

奉納正一位宣旨行三才秘術御國家安全所繁榮

五穀能成万民豊樂

正儀直授祓一千度

樂攸

ウラニ

享保廿乙卯歲閏三月十日

薩州鹿兒島

正一位諏方兩神社神主

欽

三元加持

從五位下大和守藤原朝臣親昌

言

教鎮山門、誠足充帝釈樂流布瞻部洲、而為念誦般若波羅蜜多、退散惡魔消除業障焉、其志願不相契合乎、伏冀四恩三有均被善功、法界群生同圓種智者也、

住山比丘桂庵老衲處月

書之、

移り、左候て、縫殿助男子無御座候ニ付、當分縫殿右衛門養子被仕候、右段々大抵我等母嚙に承り候条、如此ニ候、以上、

寛文二年壬寅六月廿三日

平田堅介

于時永享六載甲寅歲五月晦日

供養之畢、

横川

御喫衆中

書判

右、本田親昌奉納札・鰐口銘・大般若箱銘、文政十一年子二月十五日、登謁写置者なり、

(外ニ右縫殿より右の次第(ママ) 喫衆へ書付出候留寛文二年寅六月廿八日と有之、)

横川穎娃(ママ)所持書付

書物

(縫殿名乘忠利と慶安二年に返したるあり、外ニ何もなし、)

○穎娃常陸女子上原右衛門殿(長門守尚常の子にして大藏太輔尚演の父なり)内儀、其弟穎娃式部嫡子縫殿、其妹平田勝左衛門女房、縫殿助先祖以來穎娃に罷居候、縫殿助幼少より親に相離無力仕候而罷在候、上原右衛門殿真幸吉松地頭之時分、穎娃より右衛門殿校量にて吉松江罷移候、其後横川地頭之時、吉松より横川江罷

○右の上原右衛門ハ大藏太輔の初の名にて候半、不然者大藏の親父歟、又は大藏を右衛門と覺違如此書したる歟、

○古城丸 数三四あり、天神丸・荒神丸など云ふありと、
○古城跡 本屋敷(社人居住)の後に在、古城より五丁

計東の方なり、三ッ計りの丸跡并ひて堀切段々有之候由、古城の出張欵といへり、

○風呂之本 古城より七丁計南に在り、今田地なり、其上の岡を風呂貝之岡と云ふとそ、町なと有之風呂立候節貝を吹候事有之、右通名称欵、

○大平原 出張の城跡欵と云へり、堀切あり、古城より十丁計り東にあり、丸壺つあり、式反計もあるべし、

○國見嶽（國見之岡とも云ふ、） 金山の内（マ）にあり、金山奉行詰所より乾の方七合計、横川第一の高山なり、

四方の國原見渡さる、所なり、木ハ無之、東のすそやすらかくらなり、南高塚なり、此高塚の北の絶頂なり、東はきり鳥嶽より都て見え、南は入海向の方見え、

西ハ紫尾より此方見ゆ、（晴天にハ西の海見ゆ、）菱刈・真幸・溝邊などハ目下に見ゆるとそ、東条か宿せし伊牟田村（伊牟田門）より北の方壺里計り、則右國見の内なり、

忠久公の上り玉ひし國見と云尾此嶽に疑ひなし、

右五ヶ条、上之村居住郷士榊木野平右衛門より子二月十三日聞書せしなり、

○茶園村 茶園門と云ひしを、文政八年の門割の節、福吉門と改と云へり、

○ 橋口源右衛門所持古系圖

肥後國人吉庄東郷永里村并同國合志庄高永地頭職相傳

系圖立紙ニ書、

季高 季綱

合志九郎 永里次郎 法名西尋

小名橋口重治 隆孝

平次郎 次郎

重宗 隆森 隆仁

同平次郎 小次郎 同弥郎

重秀

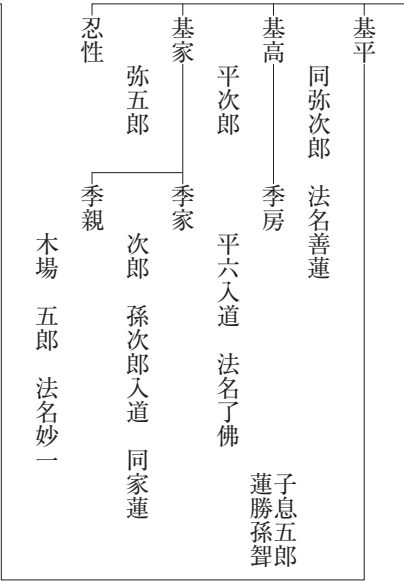
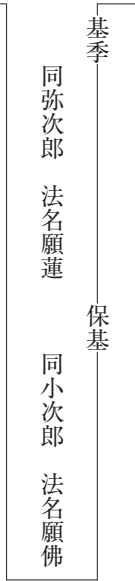
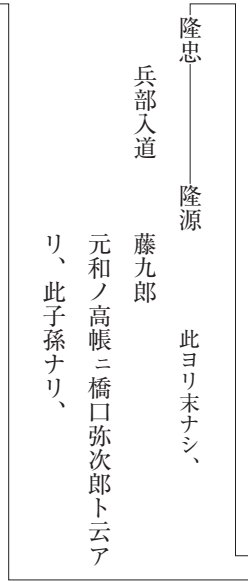
同平次郎

隆清

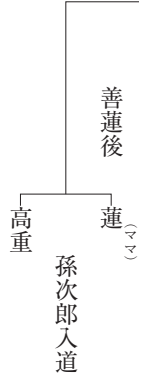
隆金

同平六

次郎四郎



尼妙道



同彦次郎 一童名法師房丸

安良社寛永五年棟札ウラ

す、めの人數（林利左衛門 是迄は前に記す、）前田
 對馬守 宮内志广介 測脇覚左衛門 岩崎壹岐守 田
 上善兵衛 岩峯六左衛門 加塩監物助 大浦郷左衛門
 下之村肝煎原(マ) 伊賀守 神田橋大炊左衛門 猿渡仙千
 代 山口民部左衛門 橋口源左衛門 飯田式部左衛門
 森山藤左衛門 下村大炊助 有馬豊膳兵衛尉 川原二
 左衛門 是枝新左衛門 野田藏人佑 池之上平馬亮
 弓削與七兵衛 井上九兵衛 佐藤弥市(マ) 大藏 谷
 山五左衛門 安永宗左衛門 下之名加間 宮原十左衛
 門 片白久左衛門 おた之太郎左衛門 角崎仁左衛門
 小部當小左衛門 神田橋喜問 吉井佐左衛門 中村伊
 豫助 児玉隼人佑 和田藤内左衛門 立山半左衛門

瀬戸口宮内左衛門 上村大覚左衛門 立山利助 上村之宗世 宮竹早左衛門 種子田善左衛門 初之七郎左衛門 上之村之清左衛門 上之村之助左衛門 上之村之源助 上之村之隼人佑 上之村之三左衛門 同之久吉 上之村之助兵衛 満留主馬亮 時任弥六 高橋采女正 家村掃部助 児玉喜右衛門 肝煎衆中之村瀬戸口藤内左衛門 上之村満留新左衛門 深川之甚左衛門 吉井勘解由允 志（田カ）ひ同之對馬亮 同助左衛門 本村休内 境善兵衛助 野間筑後守 上之大宮司本村左近將監 下之大宮司同苗七左衛門

右勸之衆此外ニ過分に候得とも、宗木（榎カ）ほそくの故日記（この日の記今なし）宮に籠置ものなり、如件、右の内飯田・是枝・野田・佐藤・角崎・児玉（児玉卯右衛門地頭桂氏寛文元年栗野へうつる）・境、此子孫今横川になし、野田氏ハ右藏人佑子にて候半、善右衛門か時、明暦二年かこし島（ママ）江うつる、此時高五拾石持越候筋、明暦二年の高帳に見得候、

是枝（長左衛門）寛文元年丑六月坊津へうつる、（地頭伊勢氏代なり、地頭伊勢氏と口事出来、地頭負

にて如此と云ひ傳へ候よし、夫故高并嘜役をも持越候よし也、）

月野木伴左衛門藏文書子三月十六日うつす

○ 立願文

御諏方大明神十番神楽之事

右意趣者

黄門様御前無替儀如意満足祈願之所也、仍願書如件、
〔寛永十二年ナルベシ〕
亥七月廿日

三原大藏太輔

願主藤原重朗

敬白

右わら唐紙に書し、同紙にて包紙に

立願文

重朗

敬白トアリ、

宣命奉納之次第と書たる内陣筋り等始終の式を大和守親昌書たる巻物一ツあり、略す、

横川

敬白 御立願之事

二通の写なり、一通ハ本文の通り、一通ハ△ノ印して書込あればして知るべし、
(44)

△安良大明神

御神楽之事

一 諏方大明神

三千度御祓之事

一 祇園天王

「右同前」
△三千度御祓之事

右、掛毛畏 幾大御神乃廣前仁恐美恐美毛申奉留波、薩

隅日前太守

從四位上權中將源齊宣公當癸酉年厄解禳、衆病悉皆

掃除、御身心堅固、御息災延命、御武運長久、御子

孫繁昌、政治永常、万善御満足乃神助乎加倍賜倍止、

恐美恐美毛申壽、

仍抽丹誠可報賽之状如件、

元文五年庚寅歲十二月吉曜日欽言

△文化十年 酉七月吉日

社家中欽言

△之印にて書込までの小異あるは

齊宣公御厄の願文なり、

御代々様御厄年の時ハ申来大形如此相勤候由なり、然

れとも御願文ハ式通有之迄なり、

右、鹿府諏方大宮司より相渡されしよしなり、

○琉球國番手として横川地頭伊勢六郎左衛門殿・平田監

物殿（宗乗、寛文八年のころ馬越地頭なり）被差越候

□横川衆中人数式拾人召列られし由

公儀より被仰付、六郎左衛門殿相付、琉球の内八重島

に被相渡候、

但正保二年酉二月山川出船にて、琉球江同四月八重

島まで渡り、左候て、正保四年亥四月山川湊江入船

有之、渡海の人数左に記す、

迫田十左衛門 丸山惣左衛門 橋口源左衛門 神田

橋次郎左衛門 加塩内匠 加塩喜左衛門 津崎仁右

衛門 石野田一言坊 岩崎嘉藤左衛門 奈良木庄左

衛門 宮内三左衛門 上原覺右衛門 稻留与兵衛

同姓彦右衛門 児玉千左衛門 沼口六左衛門 鬼塚

右近 安永惣左衛門 下村主計 家村与右衛門 右

人数にて候、

丸山系には、寛永廿年二月十三日渡、八重山島よりは

正保二年八月廿二日帰朝とあり、いつれか是欽、

一伊集院肥前守殿横川より飯野地頭御當り被成、飯野へ御移被成候ニ付、横川儀は明所にて國分ニ付御蔵入ニ支配、栗野より支配数年有之、其後又々外城御取立被成候ニ付、地頭は猿渡新助殿御當被成候、嚈役國分より猪鹿倉勘解由殿・野尻より猿渡土佐守殿居付被成、横川江罷移被相勤候、二代猿渡新助殿、三代上原大藏太夫殿、四代伊勢六郎左衛門殿、五代桂八左衛門殿、是より十六代まで記す、略ス、

右、地頭記の内にあり、此末に前の琉球のケ条有之、

安良寶殿三間四面板ふき上(ママ)る八敷四間茅ふき

拜殿五敷三間カヤフキ 長丁四敷七間半カヤフキ

高拜小板ブキ 鳥居木より寶殿ニ至る迄廿三間（此

間石垣六間高さ壹丈五尺）善神王兩社カヤブキ

大王兩社上同 上之神兩社上同

諏方寶殿四敷三間カヤブキ 拜殿四敷三間カヤブキ

長丁四敷五間三尺カヤブキ 高拜小板ブキ 寶殿よ

り石鳥居の間廿五間

寛永十八年巳六月十六日大崩仕、御殿・拜殿・長丁

迄篠幢(ママ)申候処、御神体は三十間餘子(ママ)師駒御供にて

御飛ひ成され候、其段御披露申上候得者、御銀式百

三拾目被仰付、普請相調ひ申たるよし申傳候、

祇園寶殿八尺程板ブキ 上ブキ三間方カヤブキ 拜殿

四敷三間カヤブキ

上之村

諏方寶殿式敷式間板上フキ五敷式間半カヤブキ 寶殿

四敷式間カヤブキ 長丁四敷三間カヤブキ

一月野木左京進藤原清昌（此父備後守清眞、寛永四五年

の棟札ヤスマレに見得たり）風折烏帽子・狩衣許状寛文

八年戊申四月十九日侍臣卜部兼連の状あり、

一同備前守清宣（吉田氏より直傳）同断の状貞享元年甲

子三月十四日付の同人状あり、

一同左京進清長同断の状同年同月十五日同人より状あり、

一同左京清房同断の状享保五年庚子八月廿六日從二位卜

部兼敬状

一同備前守清富同断同十九年甲寅五月六日從三位行侍從

卜部朝臣兼雄状あり、

一 同彈正（後に鞆負と改む）清種同断天明三年癸卯八月十五日正二位卜部朝臣良延狀

右六代連續十八神道御直傳、（五代は代々本田宿^(イ、イ)の諏方神主より傳と見得たり、）

一 彈正子伊三次先父而死、四十六才、
一 同伴左衛門輔雄受祖、

月野木左京清長万覺書の内

一 貞享二年乙丑八月廿四日に

薩州様被遊御下向候、但出水より金山筋目 御通道被

遊候、九月六日ニ鹿兒島御 城ニ御着、我等金山にて

ひる間の御番相勤申候、

一元禄十五年壬午五月十六日より

匠作様出水脇元大口筋御通道被遊、白鳥山江 御參詣

被遊、栗野金山筋御通道ニ付、所中衆中二男三男町在

郷追立ニ道橋普請仕候、左候而、手ニ及び不申候ニ付、

御加勢夫申上候得者、踊・日當山より^(イ、イ) 出候付、柿

木川^(イ、イ) 迄踊より受取、普請相濟申候、日當山は右川よ

りくるミ川橋口迄、橋ハ此方より溝邊相合相濟申候、

左候而、踊ハ六百四五十人程夫入申候、日當山は五百人計も入申候、

一 御茶屋ハ吉田酒場の上に相立申候、道橋普請檢者はかこしまより川西源太兵衛殿御越、地頭代まで御勤なさ

れ候、左候て、元禄十五年壬午六月十七日の晚五ツ前に御茶屋江 御入被遊、百合草いて候て召置申候、さ

さまき二色御茶屋へかざり召置申候候処、^(行カ)

上様我と御取召上り被成候、御近習所町田八左衛門殿

御咄にて候、金山へ廿八人遣し申候、御迎ひ人数三十

六人何れも羽織仕候、我等義は町口衆中衆上下にて同

道申候、但嚙役相勤申候、

匠作様御事ハ午六月廿二日八ツ時分に御城江 御着被

遊、

但御水棚四ヶ所御座候、

一元禄十七年甲申正月初より大佛殿の松丸太飯野白鳥山

より式本拂下候ニ付、小林・飯野・須木・加久藤・馬

関田・吉田・吉松・横川・栗野・湯之尾・馬越・本城・

曾木・羽月・山野・溝邊・日當山・噌唖郡・清水・國

分・牛根・敷根・高城・高原・高崎・・都之城・

末吉・財部・踊・加治木、右(マ)ヶ所横川の内を引申

候、左候而、横川も日数十一日ニ三度立申候、始めは

栗野熊牟礼より大河までにて暇、其後水久保邊にて三

日引申候、其後よこ川の内上之村より牧崎まで引入候

而三日引申候、壹本千人計りツ、かゝり申候、爰本の

内に十日に出申候よし、六月廿九日より栗野江参り、

三月三日節句ハ栗野にて仕申候、我等事變役にて参り

候、但外ニ牛六十疋計り罷居申候而引こと百人計罷居

しゆへ、ヶ様なる儀は前代有之ましく存事候ゆへ、書

付置事なり、

一享保八年(癸卯)十一月廿八日、

羅懸隅州様横川地頭飯屋江御着被遊、(此時地頭平田平太

左衛門殿并付役衆兩人被差越、供々御目見被仰付候、

一翌廿九日、横川御立被遊、蒲生江被遊御一宿候、

(此所にて所年寄四人御目見被仰付候、)

一安良社前田地御仮殿の場所前々より御竿なしにて、作

得を以て年中三度の祭仕来候処、享保十一年丙午御竿

入に相成、夫より所中五合ツ、出来にて三度の御祭相

調候やうに相きわまる、

一安良社御嫌ひ物宥の願は、初花岡當座大明神御嫌物有

之候処、先年宣命奉納にて相宥のよし承、享保十九

年甲寅二月、本田甚次郎上京の節吉田家江願、正一位

宣命有之、翌卯三月五日、本田大和守殿都之城・志布

志被相仕廻此方江被差越、かこしま受持社人七人其外

人足ともまで合二十人にて諸式相濟、同十一日帰られ

中五日滞在なり、

一銀子五百目

内銀子三百目 神位御礼銀

同壹枚 神位ニ付御本所様江之御礼銀

金子三百疋 右同御家老衆江

同百疋 右同取次衆江

右、本田家へ頼ミ登せ相濟候なり、

以上、月野木氏蔵文書覺書等の写し也、

月野木右京覺書の内

一霧島御神火、寶永四年丁亥四月三日大神火にて、はい

□積地壹寸程ふりかくし申候、時は七ツ時分にて候、

翌四日にも三度御神火被遊候、我親備前は七十四才に

て御座候得とも、前々よりか様なる義無覚候よし被申候ゆへ、後代のため書記し置申候、

一 享保二年丁酉七月廿四日、上使様金山江御着被遊、廿

五日ニ御立被遊候、(妻木) 平四郎殿・小倉忠右衛門殿・

大島采女殿、右御三人御巡見、地頭平田孫次郎殿御上

洛ニ付、山口五太夫殿跡御預りなされ候、左候而、我

等事ハ噺役にて大島采女殿ニ相付申候、位名不相成候

ニ付、月野木吉左衛門とかり名仕候、左候而、霧島燃

の義は、前々年二月初ころより燃出、同九月廿六日・十

二月廿六日・明る正月十二日の間、(火) 失焼失、

公義より被仰渡候御返書写置也、

一 社堂廿二字 一 寺卅二ヶ寺

一 高七万六千五百五拾石

一 士社家門前町百姓焼失家数七百四拾七軒

一 死人六人 一 死牛馬廿五疋

一 米糶雜穀三千八百(石)

右之通於御尋者御答可申上候由被仰渡候ニ付、写置

也、

外ニ

縦・拇・杵・赤松・嶽杉・檜有之山は九里廻焼失仕候、尤御上使様首尾克御立被遊候、

橋口氏

是ヨリ以上不詳、

清左衛門

八十才ニテ死、

源左衛門

隆慶ト慶安庚寅九月

反シタル書アリ、

金兵衛

弥兵衛

養子、實ハ弓削氏二男、

弥右衛門

次郎助

平六

子孫橋口源右衛門

享保四源左衛門季道ト反シタル書アリ、

川元儀右衛門所持の書付、何様の訳にて川元家ニ持

傳候儀不詳、尤鮫島氏横川に無之、何方の鮫島とも

不相知なり、

24 ○ 覺 「奉書紙壹枚ニ書ス」

其方儀、

泰清院様御在世之時分忝儀とも有之候ニ付て、今度於

江戸二月十九日

御卒去之時分、殉死之願有之段承、天下御太禁之儀ニ

付、右願相達候得者却て不忠ニ罷成時節ニ候、依之我

より遮而存留り候様に為申聞候得共、承引なく候、

雖然右通之儀候故、再三様子其上にて無是非被存留候

段無別儀候、右段之後年子孫も承、無覺束可存儀候間、

如此候、已上、

寛文十三年癸丑九月廿九日

高崎四郎兵衛印

伊東五右衛門印

鮫島藤七殿

右件御恩敷之事者、肝付退討之時、劔崎伊豆守打取之時、曾於郡内下三臺道名真所苑一町二段・川地六段下給候、悉達如件、

明德肆歲癸酉伍月十四日

島津貞久(花押)

右件御恩敷、大隅國內吉田院宮祖吉水門二町下賜候、

下島新右衛門尉悉達如件、

下島半兵衛文書

御恩敷

下島新右衛門尉殿

文治元年乙巳霜月 日

清氏(花押)

下嶋新右衛門尉殿

御恩請

右件恩敷之事者、柏原與鶴田不會時、柏原殿方船木右

馬頭打取之時、下島兵庫助に成次鶴田之内長野六町下

給候了、悉達如件、

明德貳歲癸酉肆月七日

渋谷重厚(花押)

御恩請

右件御恩敷之事者、肝付退討之時、劔崎伊豆守打取之

御恩敷支

祁道院柏原郷俱名村下門二町八段子之孫之於下給所、

悉達如件、

應永九歲壬午文月十三日

洪谷重厚

花押〔前二同〕

氏号

清孝

平氏下島與陸左衛門尉方實

源忠秀（花押）

于時文龜參種金風節下旬肆日

外ニ系圖一卷平貞盛等ツリタルアリ、右同筆なり、前

の文書系圖皆拵物と見ゆ、

25

坪付

祁答院黒木名之内

浮免

26

坪付

祁答院湯田名之内

うきめん座主先

27

猿渡與左衛門所持書付之写

祖父猿渡與左衛門申傳候覚

一忠久様御下向之砌御供仕罷下候家筋にて御座候、就夫、

一段 春田

以上、

下島新左衛門

外ニ

應永廿五年九月十五日・

正和二年霜月十五日・

明德元歲林鐘十五日の

文書、

慶長八年八月二日篤地

安房介宛書の坪付為有

之由、市来源右衛門殿

丑四月十五日の請取ニ

相見得とも、當分無之、

一段 かこし木

鶴田名 内侍先

一反 牟田

ひら川名

花藏院先

冊 長はすハ

已上、

天正廿年六月吉日

〔歳久ノ役人ナルベシ〕
河上藏人

久信

下島与介殿

（此坪付二通ハ正物と相見

得候、）

黄門様（御法名花心琴月大居士）・國分御前様（御法

名持明（彭窓庵主））御他界被遊候時分、両度ともに与左

衛門罷出、御天蓋之役相勤申候、両度ともに剃髮にて

相勤申候、系圖者前々猿渡新助殿方江差出し候ニ付、

我等家に無之候、

一氏者藤原、名乗之家字信、

一紋者二疋龍代々附来候処に、六七年前二疋龍之紋遠

慮可仕旨被仰渡候ニ付、有合之紋所ニ仕候、

右者、此節猿渡藤左衛門殿我等家筋御尋ニ付、家傳

書記申候、

寶永七年庚寅三月六日

猿渡勘介

横川

御暖衆中

外猿渡喜右衛門殿より、二疋龍ハ

頼朝公より拜領紋故、嫡家迄奉願用候間、可致遠慮と

の書付、同年八月三日とあり、

○ 丸山良覚坊系圖書拔

鎌足より菊池一流をツリタ立系圖にて古物なれども、

素人ノツリタルトミへ、連續セヌ所多く、また不讀字

多し、故に略して左の如し、

是より以上古系

道朝

丸山助七 早左エ門

慶長十年四月十九日、生飯野、

道經

五郎助 寛永十八年四月廿九日、道朝無世子故

ニ為猶子連續当家、實ハ大浦了右エ門子ナリ、

一寛永二十年癸未二月十三日、伊勢六郎左衛門殿・平田

監物殿為琉球八重山島警固渡海、彼島におひて、丁此

時明暦二年申三月十六日、薩隅日三州諸家の系譜命于

平田清右衛門殿被相改の時、道朝帯系圖參越鹿見島、

三月廿八日・廿九日、地頭仮屋古帳見に差越、寛文五年以來札改帳、寛永十年已來出来受取證文等くさりたる卷、寛永廿年・十八年金山せり場屋しきに相立横川の内二門の内竿入帳となり、

右くさりの内、明曆三年酉

金山江

太守様御光越の由にて諸所より相集り候魚其外御買調へ代銀鹿兎島かね御藏の受取ハ、前田太郎左衛門使にて稲留左兵衛江渡置也、

右両条、上原藤左衛門殿御存にて候、酉七月六日、

(一ヶ条不用のことゆへ略す、)

又同卷の内ニ、堀久兵衛より酒生平右衛門へ上納未進銀催促之事と見得たる文の内に、當春中大藏太輔殿御越被成候ハ、御供いたし可差越趣相見得候、寛永十七年ハ部にくさり有之候間、十七年の事にて可有之候、堀氏大藏殿所江出居られ候哉、又は何ぞ勤かた等にて鹿府江被出居候哉、両人とも元和の末加治木より横川江移られ候人数の内なり、且又上原大藏殿地頭何年まで被勤候哉儘ニ不相知候得とも、右通寛永十七年まで

は相見得、伊勢六郎左衛門は寛永二十年(正保二年とも)八重山島渡海に横川地頭と有之候得者、寛永十八年のころ代合と相見得候、

寛永十八年四月廿八日、横川山ヶ野丁場并せり場屋敷なる損地、せる場屋敷の外ニ、此両門の内崩高にして式斗五升式合八才、右はせる場屋敷の外つる山そへ屋敷に可罷成事も可有之候ニ付書記す、其内に竹之内門(三石四斗式升七合)・山ヶ野門の内(四石四斗七升七夕)田畠高にして七石式斗九升七合七夕八才損地ニ相成、金山に成候と見得候、噯酒生平左衛門・稲留与兵衛尉とあり、

一寛永二十年二月廿七日檢地有之、又々いちゞ兵右衛門殿持の内金山様之帳とあり、竹之内門の内高にして四石五斗式合八才分檢地に相成候てせり場ニ相成る、御檢者衆甲斐右京亮殿・黒田三左衛門殿、所郡見舞野田善左衛門書判を、同高橋掃部印判、筆者是枝長左衛門書判、噯酒生平左衛門書判あり、

此帳鹿兎島江差上候得とも、座違の故返り候ゆへ、帳仕直し差上申候、日付ハ寛永廿年二月廿七日の御檢地

取候日付なり、但留もあり、

前に記置候鮫島藤七殉死被留候御状川元に持傳候訳者、

享保十四年酉十一月十八日札改帳ニ、

川元満右衛門

右之妻

右満右衛門妻事、足輕鮫島^(軍脱)右衛門妻にて候処、相果、

巳年御改の節満右衛門妻に相直し有之、當分右軍右衛

門跡無之由候、右之通山元角之助古帳より書拔被呉候、

左候へ者、右軍右衛門相果^(マヤ) 慥成も無之文書を妻

^(川カ)元家江再嫁の節持越、于今傳ハると見得候、

元禄十年丑四月(市来源右衛門の時なり)系圖文書古

き坪付目錄見合留帳

一山下新左衛門文書前に記候通に、外に慶長三年十月廿

八日加塩の名寄帳一札・同五年八月二日名寄帳一札と

有之なり、

一系圖壹ツ 測脇新左衛門殿

一天正十八年三月吉日坪付

一同壹ツ 壹ッ口切 野間源兵衛殿

一慶長十九年七月廿八日目錄一ツ

一元和三年十二月名字 上之名上竹原田之弥右衛門

一系圖一^(マヤ)を稻留慶左衛門

一系圖一ツ 町新介 一上同奈ら木傳助

一系圖壹ツ 一正平十二年二月廿九日名乗書付壹ツ

一永正十年十二月吉日同断

一大永六年十二月伴之状書付一ツ

一慶長十九年八月一日目錄

一慶長六年卯月十一日坪付

一年号なし目錄

一橋口源右衛門殿^(衛カ)系圖

一系圖丸山吉之丞殿

一系圖川元満右衛門殿

一系圖月野木備前守殿下孫兵衛

一系圖社家千右衛門

一天正二十年雪月廿三日目錄一ツ 折田五左衛門

一系圖町之新介

一知行目錄二ツ 名寄帳一冊 月野木備前守殿

一 知行目録三十 系圖一ツ 川原善左衛門殿
一 古目録五ツ

一 坪付三ツ 林太左衛門殿

右之通相見得候、市来源右衛門殿廻勤之節差出候留
と見習なり、

28 寛永十一年名寄御竿帳之奥書口朽切ル、

28の1 右知行、今度以御檢地之上、御家中之支配被相改候、
知行所之遠近に應し、衆中銘々高地頭并嘸衆以相談無
親疎可配當者也、

寛永十一年二月十六日

御支配所大角印

高崎伊豆守印(能乘)

山田民部少輔印(有榮)

新納加賀守印(忠清)

右の奥にとち添と相見得て、

28の2 右高之内式拾七石式斗稻留貞兵衛上地相添、
内書略す、

右者就御勘氣被召上候故、如此候、

慶安二年己丑二月十日

御支配所印

葉丸大炊兵衛印

有馬治右衛門印

高城喜左衛門印

28の3 右高之内、畠成ニ付、慶安四年猪俣為右衛門殿竿入、
增高分入御引付我々判形にて相直候也、

慶安四年(辛) 卯七月十八日

御支配所印

高城喜左衛門印

有馬治左衛門

村田藤左衛門印

寛永十一名寄御竿帳の内

衆中屋敷殘地とある内に、

同所前につるとあり、口略ス、

下屋敷（十間十六間）五畦拾歩時七升四合
大つ巻俵六升

伊地知治部左衛門

セ之口

下屋敷（二十七間八間）七畦六歩時一升一合
大つ巻表式斗

高橋采女正

外ニ

式拾人計り名前等なきゆへ略、折田喜左衛門も相見得居候、民部塚と云字も見得居候、しかれハ民部塚も古き名なり、北原の正宗に民部と称する者二三あり、可考、

川崎左右衛門藏 家之次第書記置と題し、享保十五年庚戌三月、歳七十五才、川崎半左衛門と蓋紙に記あり、
「名ハ要信」

一 川崎七兵衛

右嫡子

一 川崎弥左衛門

右七兵衛事、地頭伊集院肥前守殿飯野地頭御當り被成候ニ付、相付参り候て罷居候処に、飯野衆中吉田曲林

坊と申山伏御科目被仰付筈之処に、家入り被仕、飯野衆中打手願申人無之ニ付、七兵衛江可被仰付旨申上御請仕、朝六ツ時より曲林坊家に掛入仕合被仕候処に、

右山伏打果し被申候、家中者罷出候節、肥前殿甥之新九郎殿より七兵衛手柄仕候段口を聞可申候間打果し可申由にて、鎗を以て仕詰被申候ニ付、七兵衛嫡子弥左衛門年少に有之候ニ付、七兵衛相手を打事も不罷成候故、又々横川之やうに引越申候、左候而、弥左衛門事親のかたき新九郎殿横川被罷通候ハ、鍔炮にて打果可申よしにて数年待居られ候得とも、被罷通事なりかたきニ、霧島瀬戸越にて鹿兎島往來被仕候よし申傳へ候、左候而、右弥左衛門江爰本衆山下傳左衛門殿・月野木備後守との其外餘多頼ミ被申候而段々御断承候ニ付、是非なく納得仕、中直りに新九郎殿被為差越筈に候処ニ、右弥右衛門事病死仕、夫より新九郎殿事も横川罷通られ候よし申傳置候ニ付、太底書付置申候、
末代々名前等略ス、

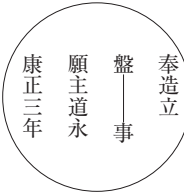
七兵衛——弥左衛門——七兵衛——半左衛門要信
享保十五
七十五才也、
討曲林坊、

四月六日

地頭方鎮守社に謁し、大椀三ツ小祠の内造立の事を
記せる見る、左之通、



一ノイトゾコ



奉造立
盤——事
願主道永
康正三年

一ノ糸底朱ニテ書ス、



二ツハ口徑
七寸二三部、
高サ三寸三
四寸、糸底
四寸二三部、

三ツトモノ物黒漆塗ニテ、鎮守大明
神ト書ス、

一ツハ口徑七寸計り、高サ同前、糸
底ニ、敬白康正三天十一月吉日、

橋口源右衛門文書、系圖ハ前ニ載ス、

29 ○正平十二年二月廿五日 宣旨

藤原重治

宜任左近將監

藏人勘解由次官藤原將宣奉

〔此一通ハ写ト見ユ〕

30 「口ナシ」
○右件之状

於其上中関白道隆朝臣菊池末葉九州肥後之國求麻之郡
永里地頭同名橋口之寄合、依無余儀此文書付渡事實也、
仍為末代之状所定如件、

大永六年丙戌十二月吉日

永里村同名橋口兵部少輔

藤原隆忠(花押)

同名主殿允〔系ノ藤九郎隆源ノ称ナルヘシ〕

進之

31 「二枚」
橋口殿

實名

32 分米斗代 「口切」

合八石者

隆意ノミ 反吏

永祿八年乙丑三月吉日

於飯野新穂伊豆守

判有

橋口源右衛門

藤原隆意「隆源ノ子ナルヘシ」

今度境目在番之勦衆「勦歟」ニ被

罷出候之故、令配分者也、

慶長六年 山田越入

卯月十一日 理安印「有信」

伊集院下入

抱節印「久造」

橋口源右衛門殿

「隆意ナルベシ」

右之知行應此中之高被宛行者也、

慶長十九年甲寅八月朔日

伊勢兵部少輔

貞昌印

外三人あり、

略す、

橋口清左衛門殿

「隆意ノ子ナルベシ」

寛永二年 丑十二月俵さん用書林利左衛門・飯「マヤ」 式左

衛門より橋口弥次郎殿とアルの通、

(弥次郎ハ清左衛門の子なるべし、元和五年高帳にも

見ゆ、源右衛門隆慶の初めの称ならん、)

右外ニ永正十年癸酉十二月と文書元祿十六年癸未有し

見ゆと今なし、

○横河中林之内(元祿十年の書に年号なし目録とある是ならん、)
名寄目録中切れてなし、宛書の所文有、橋口清左衛門殿とあり、利安の丸印半分見ゆ、是にて横川國分御蔵入ニ相成居たる事明也、

知行目録

隅州桑原郡横川中之名之内

高四石

浮免

○ 山下新右衛門文書

前ニ書載候外ニ左之通所持也、

川邊下山田之内

浮免

佐伯喜兵衛先

上下田六坪 字畦反等略ス、

合四石貳升四合七夕

御内

隈之城之内

萩原二郎先

上中下之田中 字畦反略ス、

合六石六升貳合

都合拾石八升四合七夕

右之地、庄内御弓箭之刻為御約束之首尾被宛行早、

慶長十三年戊申十月廿八日

鹿兒島

御支配所印

「ふた紙ニ」
加増名寄帳

隈城
山下源十郎殿

35 ○ 横川中之村之内市成□名寄帳

藤野久右衛門先

市来之門男老入
女老入馬老正

田島字畦反略ス、

右高ニシテ參拾三石

猿渡新介

信商判

慶長十九年甲寅八月二日

山下弥右衛門尉殿

36 加増

知行名寄帳

山下弥右衛門尉殿

一 栗野木場村之内

一 川床門之内浮免

曾木針持村之内

一 小長野之内浮免

田島字畦反都而略ス、

都合田島壺町七段八畦五歩

粃大豆五拾九表壹斗壹升六合

高式拾斛

慶長廿年乙卯二月七日

鹿兒島

御支配所印

37 ○ 證文

我等世繼山下三左衛門此節不慮ニ相果申候ニ付、養子可仕覚悟ニ存候、就夫、我等祖父山下肥前庄内御取合之時分比類なき御奉公仕候而戰死いたし候御褒美として高五拾石可被下之よし被仰下候ニ付、親弥右衛門代に右御訴訟申上、先高三拾石被下候段御老中御判紙之目録(録)今度御方江相渡候間、堅固に所持可被成候、於此儀ハ世忤源十郎又者屋敷養子方より向後如何様被申候而茂御渡被成間敷候、右之為證拠、川原四郎左衛門殿・同姓善左衛門殿・宮内善左衛門殿・猪鹿倉采女殿・岩崎仲右衛門殿・稻留為左衛門殿・林利左衛門殿申請證文如此御座候、已上、

貞享五年戊辰四月十七日

38

山下新左衛門殿

兼次判

「右、山下角之助写し来候を写置也」

上原藤左衛門藏文書子四月十五日、正左衛門見せ被遣候間、地頭飯にてうつす、(扇鹿カ)

孫祖母無事候、

以上

幸便之間令啓候、清兵殿長々在旅、無_レ儀被成帰國、去年尊詩雖落手、依暇隙不能專和、多罪く、短才之故歎、以後音御満足察入候、可謝候、相公様當時御在國之儀ニ御座候間、皆々開喜悦之眉、方々御酒宴或は詩歌之會貴翁之佳作羨敷、夏末之時分我等も上洛いたし候間、京都より可申通候、清兵殿江も別紙を以可申候得とも、紛冗故不能其義、一傳之よし可預御心得候、猶期後音候、恐惶不宣、

卯月四日

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

「宛書切レテナシ」

39

雖未得尊意候、令啓候、仍先日御急用之儀御座候而、
駿府・江戸へ使者致進上候、彼者とも其表(⑩節)依鉢參上仕、
様子可申入之由申付候、其通(⑩下)ニ御座候哉、若又忙敷義
候而直ニ罷通候哉、無心元存候、大坂之義不慮之出来
不及是非候、御隣所之事候間、諸事御心遣ひ奉察候、
然者從関東之御行如何有之御事候哉、遠國故未承付候
間、此者(⑩元)へ被仰知度候、當時之御様子為御見舞如此候、
恐惶謹言、

十月廿五日

島津陸奥守

家久判

左衛門督様

参人々御中

(本文書ハ、旧記雜録附録二四二号文書下同一文書ナルベシ)

40

為改年之嘉祥使者被差越候、殊ニ太刀一腰・馬一疋到
来、誠遠境迄被入念之段、欣然之至候、尚北郷佐渡守
可申候、謹言、

正月八日

光久(花押)

伊勢兵部少輔とのへ

41

到遠境為音信嶋二到来珍重候、同様賞翫此時候、湯治
も相應にて候、満足ニ候、猶期後音候、恐々謹言、

十月十一日

薩摩守

綱久(花押)

伊勢兵部殿

國分高帳書拔

慶長十六七比

高六拾石

上原小監物(少カ)

元和三年八月一日

高七拾五石七斗六升三合

上原少監物殿

内

拾式石鹿兒島貴島傳左衛門殿より入、
三石六斗七升三合猪鹿倉殿より入、

壹石 殿役

42 傳書奥書

右一卷雖為秘密、任御望進獻之、努々他見有間敷也、若後年此道執心之仁於有之者、以誓紙之旨御免許尤也、

元和八年壬戌九月吉日

東郷肥前守

重位判

上原大監物殿

参

43

言上

乍恐謹而申上候、私ニ不似合申上事ニ奉存候得とも、御家御代々御奉公仕、高麗御渡海其外方々我等先祖御供申上、國分・飛野隈(高隈)御代之節、祖父監物火事に逢ひ申候而、拜領之武具并家之系圖迄燒失申候、龍伯様監物宅江 御腰被遊御掛候刻 御腰物拜領仕候、親藤左衛門事、國分御代之時分、其時之御地頭喜入丹波殿より故伊勢兵部殿江御申被成候て、

光久公 御年少之時分初而人に名被下、初に藤左衛門と名拜領仕、有かたく仕合奉存上候、私義者

綱久公御參勤之御供仕、芝御屋敷にて、伊勢兵部様御在江戸之時分、諏訪采女殿御取次にて藤左衛門と名拜領仕候、其時分ハ私之しうと中村貞兵衛尉殿へ中宿仕罷居申候処、横川無人之外城に其時分之御地頭より如本所召返され、廿四年之時より(才カ)噉役被仰付、親藤左衛門代より四十年餘相勤申候、無御扶持役目にて漸々逼仕、持高時々賣拂御奉公仕候、新仕明高も卅石餘仕明仕候得とも、賣拂申候、旧冬御返拜領仕高之代銀も過半ハ借銀にて、御訴訟申上候、恐至極ニ奉存候得とも、金山近邊ニ罷在申候ニ付、垣外に金子之場を見立申候間、御銀を拾五目ほと仕度奉願候、左様御座候ハ、山壹口企切調申度奉存候、若 御貴聞ニ相叶申候者、肝煎申度奉存上候、諸士御法度に被仰渡候由承候、左様ニ御座候ハ、私ニ下人ニ達者もの御さし候「本マ」間、下人ニ申付切調可申候、若仕合もよく御座候ハ、子ともに御奉公方相續勤させ申度奉存候、行かた御陰を以、是より末無之、

一筆申越候、仍

少将様就 御厄年、其許衆中抽丹誠精之御願文差上候、
則被達上願之処、御悦喜之御事ニ候、此等之段よく
相心得、皆之江可被申渡之旨、任 上意候、如此
候、恐之謹言、

二月朔日

町田勘解由

久則判

伊勢兵部

貞昭判

横川

暖中

一寛永元年甲子八月廿三日知行名寄帳上原奉膳兵衛尉殿
とふた紙に有之、吉松河添村之内、大河永村之内、野
口村之内、大河新留村之内、飯野坂元村之内、大河姫
木村之内并上小川村之内、大河郡田村之内、都合八拾
式石ハ、

右者、依御勘氣知行雖被召上候、御赦免之上者、本

地被召返者也、

寛永元年甲子八月廿三日

鹿見島

御支配所印

一寛永十一年甲戌七月一日横川之内中之名村定本門知行
名寄帳上原藤左衛門殿

高にして式拾石、

一寛永十一年甲戌七月一日真幸馬関田之内上村門知行名

寄帳同人宛書

高にして四拾三石と有之、

二冊共ニ奥書なし、

口上覚

乍恐訴申上候、當時私ニ不似合申上事に奉存候得とも、
御家

光久公御代廿一代御奉公申上、加世田より方之御供申
上、御城下ニ被召移、然処に、國分・飛野隈(富隈)御時代
之節火事ニ逢ひ申、拜領之武具等并高六拾石之御感状、
私之系圖まで焼失仕候、

龍伯様私宅へ御腰被遊御掛候刻、御腰物拜領仕候処、親藤左衛門琉球江罷下り候節大病相煩ひ申候砌、為生替大隅正八幡宮江奉寄進候、親藤右衛門事、國分御世之時分、伊勢兵部少輔殿・喜入丹波殿御取次ニ而、光久公御年少之時初而人ニ名被下、初藤右衛門之名被下、難有仕合奉存候、私儀者

綱久公御供被仰付、江戸芝御屋敷にて、伊勢兵部少輔殿御取次にて藤左衛門与名拜領仕候、其時分鹿兒島に中宿仕罷在申候^(行カ)処、横川者無人之故如本所被召返、廿四才より嘸役被仰付、親藤右衛門代より四拾年餘相勤め申候、無御扶持役目ニ而漸々と逼迫仕、時々ニ持高本物返しに賣拂ひ御奉公方相勤申候得とも、最早皆濟に相拂ひ申候、前に賣置^(行カ)置申候高年季も咎合申候ニ付、受寄之儀折角申候ニ付、永代に相拂ひ可申よし所中江承合申候得とも、持高相拂申候人ハ数多御座候得とも、買手耄人も無御座候ニ付、必至与行迫り迷惑ニ及申候、依之、近比憚り多く難申上義ニ奉存候得とも、持高五拾石差上置、拜借御銀九貫目申上度奉願候、若奉叶 上聞ニ被仰付被下候者、行く御奉公方相勤

申度奉存候間、宜敷筋ニ被仰上可被下義一偏ニ奉願上候、以上、

貞享三年丙寅十二月十四日

上原藤左衛門

横川

御地頭所

46

就京都騒動御事、薩摩國御家人日置一方領主上原弥次郎馳参、令付御著到候訖、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

元徳三年辛未十月十九日

仲原尚友

進上

御奉行所

(本文書ハ、「田記雜録前編二」一五九七号文書ト同一文書ナルベシ)

右一通、清水郷土上原喜八所持候を、^(原脱カ)上藤左衛門写し置候本にてうつすものなり、

47の1

御立願文

一當所諏方大明神

三十三度參事

右、我等鍔炮萬物あたり不申候、何より猪鹿之間を
近く狩いさせたまへ、為其如件、

寛永十二年

乙亥十一月廿七日

上原太郎五郎印

右、諏方寶殿之内ニ奉納有之を上原藤左衛門うつし
置かれ候、写す也、御自分家筋御用候付、別紙案文之
趣を以委曲書記し、明る四ツ時御記録所江可被差出
候、尤案文通納可有之候、以上、

辰八月廿日

御記録奉行

上原七郎左衛門殿

口上覚

私先祖五六代已前より代々不殘致^(マ) 勤方迄可書出旨
被仰渡、奉承知、左に申上候、

一私先祖後之上原長門守と名乗候者、天正年間伊東逆心

ニ付打手被仰付、無異儀攻落し、直ニ飢肥ニ居住仕居

候処、其以後間有之候て、彼地引取不申候て不叶候よ

し御差圖を以て高原之内繩瀬に引取、彼地にて病死仕

候、其以前之勤方委しく相知れ不申、地頭所者下置れ

候趣相見得申候、尤其節之御文書等所持仕置候、

但私ニ書入置候、天正のころの長門守儀は御家老職

にて、地頭所伊集院にて候、長野氏系圖ニ相見得

候得とも、此方江不見得候故、勤方不相知と書出

し置候、

一長門守嫡子右衛門佐と申者 御城下に罷居、家相續仕

居来候、是又勤方相知れ不申候、

但私ニ書記し置候、関ヶ原記ニ委細相知候、

一右衛門佐嫡子上原大藏太輔と申者、納戸役人相勤為申

者ニ而御座候、

一大藏太輔嫡子上原太郎五郎と申者、御用人御役相勤為

申者にて御座候、

一太郎五郎嫡子上原長次郎と申もの、御側御小姓より御

近習役相勤居申候処、江戸ニおひて大病相煩ひ、伏見

におひて相果申候、

一長次郎江男子式人有之、嫡子上原昌十郎、二男上原弥八兵衛、兄弟幼少にて、殊に親長次郎病死ニ付、持高皆目賣拂ひ難義仕之よし被 聞召上、昌十郎事十一才より御小姓に被召仕、上原長次郎ニ差替被仰付 御前江被召置候ニ付、弟弥八兵衛并母渡世難續候ニ付、弥八兵衛儀御暇申上、九才之折より出家を遂げ南林寺江罷在、母之儀者先に島津中務殿より御引受預介抱候、

一後之長次郎事、十六才之御御供にて罷下候処、大坂におひて自害仕候故、家断絶に候ニ付、樺山権左衛門殿より親類之訳を以家筋之儀委しく被仰上候処、達 貴聞、弥八兵衛にも還俗被仰付、跡職等被仰付、願名上原長左衛門と仕候、

右、代々血筋を以相續仕来り候、尤長左衛門事若年之折承置候故、委細之儀相知れ不申よしにて傳わり

居申候、

一亡養父上原長左衛門事、無高無屋敷にて勤方不仕候、
一私事清水衆中蓑毛清兵衛弟にて、上原長左衛門養子に被仰付、諸檢者小役人相勤め申候、當分勤かた御座な

く候、

一私事上原嫡流筋之よしにて、系圖并ニ御文書等所持仕置候、

一上原長門守弟上原土佐と申者、天正年間、乱ニ付清水より財部之間押へとして被仰付遣し置かれ候処、清水郷におひて病死仕断絶、跡清水衆中養子に被仰付、當分清水衆中上原清左衛門と申者有之、是庶流之よし書留等に相見得申候、外ニ長門守以来別立之者相見得不申候、

右者、此節私家筋庶流まで委細可書出旨御問合ニまかせ、此段申上候、以上、

(寛延元年九)
辰八月二十一日

御記録

(郎脱之)
上原七左衛門印
(尚道)

49

此節家筋御問條之趣被仰渡候ニ付而者、其元先祖上原土佐此方庶子筋之由書留等ニ相見得候ニ付、左之通御記録所江書出し置候、後年為見合此方留書うつし差越し置候間、
(マ)

但紋所庶子者三巴系圖に差免と有之、
寛延元年

辰八月 日

上原七左衛門(郎脱カ)

尚道判

上原清左衛門殿

右長門守一流由緒書出し上原藤左衛門被写置候、匆
卒ニうつし置なり、子四月十六日夜、

奈良木源兵衛系圖書(文脱カ)

大和國春日大明神藤原朝臣東谷少将奈羅木何かし藤原
政廣仁王初而

光孝生奈(マ) 十一年(マ) ハ八十八歳、仁王二子なり、寛(宇
多天皇)
平法王是なり、

醍醐天王法皇三十三歳、延喜元年二月廿五日、北野天
神被流(マ) 同十八年林鐘廿六日、清冷殿神落大納言申(マ)

なり、仁王跡五十八代にして

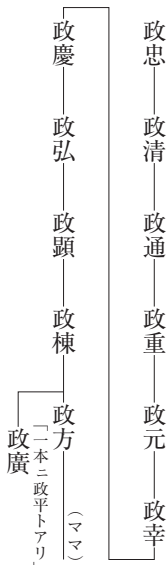
光孝天皇世を始而三年、東谷少将世を収て十年、四拾

八より奈良京へ隱居し、以上七代なり、依(マ)杖子細藤原
之氏神春日大明神さうゑい之時、畠山殿召出し六條院
召仕候、其時奈良木宮内少輔と給わり白河院召仕候、
其内京中ニ弓矢出来、越前國住人洛中打入候、其時奈
良木か衆わつか五十騎計にて宇治川之渡にてとみ上、
やかに悉打取第一忠節着給ふ、二條院殿より伊賀國一
ヶ國給、末代におひて奈良木朝臣名を誉候事無其隱候、

藤原政國〔朱〕 政久 政幸 政香〔ニ秀〕 政吉

政信 政張 政宣 政良

永保二年(マ) 二月吉日、奈羅木兵部大輔藤原政興と給
候、



秋田之庄池上百町

吉田村之内

一本ニ

政方 政次 政俊 トアリ、

承永元年十一月吉日

三本竹紋之圖略ス、

幡之文〔紋款〕三本竹

奈羅木之

系圖

是まてなり、至極の古系圖と見ゆるなり、

文字もいとふるく見ゆ、

右系初同く終り少異系三卷あり、

一の奥に

于時慶喜二年正月吉日

菊池太郎義武

花押

奈良木軍介殿とあり、

永保元年

七月吉日

菊池太郎

義武〔花押〕

奈羅木宮内少輔殿

進之候

〔本文書疑ハシ〕

桐野孫三郎先

一反 水流田

右一反永代桐野方より

かいをかれ候也、

已上、

天正十八年

卯月吉日

伊勢雅楽入道

〔貞世〕

任世 榎木志摩助殿

一上之村高頭千六百廿四石五斗

内式百四拾九石余 御蔵入 余ハ給地

庄屋一人 六十八門

外ニ浮免二門

文政九年丙戌春郡奉行神宮司筑兵衛門割あり、

一中之村高頭千三百〔石脱カ〕以上

三十九門 内ニ郷士浮免あり、

〔二脱カ〕 下之村高頭六百石以上 廿四門

右二村ニ庄屋老人

上之村ハ、文政八年、(マ)戊春郡奉行神宮司(筑脱カ)兵衛門割にて高三百九十九石毫斗余減す、以前四千石余の村なりと、庄屋高橋甚吉より聞て之を記しておく、

子三月十九日

仙壽寺開山三了達和尚

墓ナシ、

年号不知、十一月十日迁化、

二世中興

鶴峰仙和尚 墓ニ

于時慶長十一年

奉造立當寺中興、(マ)雀峰仙和尚

十月十日有終者也、

〔纂考〕

桑原郡栗野郷

鹿兒島より北に距る事十二里十八町余なり、東踊郷に連り、南横川に隣り、西北太良・湯之尾の両郷に接す、周廻十三里十五町七間、村落七幸田村 恒次村 木場村 田尾原、村 北方村 稲葉崎村 米永村人員總計四千七人、戸數九百八十一、

日向国風土記曰、俗語謂栗為區兒とあり、此地高千穂フルクケ嶽の北麓なれハ、略して區兒野と云ひしか栗野と轉れるか、建久九年三月十三日大中臣時房等注進状に栗野郡司守綱と見えて、其以前ハ詳ならず、其後北原氏真幸院の郡司にて栗野をも兼領す、松尾城の条に併せいふへし、

〔建久圖田帳〕

栗野院六十四丁

正宮領

〔建治二年石築地役〕

栗野院七十四丁内

南里四十丁

預所郷法眼(印)

米永十六丁七段半 郡司貞高

恒次・重武・恒山十二丁一段三百步

御家人大新太夫入道西善

在次九丁六段大 名主長三郎太夫助直

北里卅四丁〔今北里城アリ〕 弁濟使阿波房成幸
名主丹後房

外略ス、

〔地理志〕

觀音堂棟札ニ、長祿二年十二月大旦那藤原久則ト有之、
久則ハ島津支族迫水伊与守ノ族類カ、

52 〔旧徳元寺寄進状〕

奉寄進大隅國栗野院福城山崇壽禪寺敷地并水田事

敷地堺者 限東小城堀 南坂上茶蘭〔禪ヨリ〕△白坂大道下

水田事 西經田 北古道〔谷〕上

背河原三町 加治屋前六十步

原〔孫〕田〔考カ〕然太郎作式段

右、當寺者、先孝正廣禪定門開基檀那西奉造立也、雖然〔面〕

依無寄進状、今親貞沙汰而認進畢、就中所付彼地至万雜

公事・檢断〔以下〕〔等〕者、永寺家可為御計、仍寄進状如件、

應永十三年十月三日 正廣禪定門

伊豆守

酒井親貞判

〔應永記〕

清色城及鶴田城攻從軍人数栗野氏アリ、

〔旧記〕

文明六年、北原貴兼持城ノ列也、〔飯野・德滿・馬関田・吉田・吉松・野尻・栗野トミヘタリ〕

〔地理志〕

永祿二年、北原兼守領之、

※義久公至北原之領地栗野、丁此時、北原兼親獻栗野於太

守、以遂參謁、故相良氏守兵去飯野飯求广、

永祿四年、貴久公以御證判菱刈大和守重猛ニ賜之、

53

栗野院百廿町、依所望所宛行也云々、
〔載于國史〕
永祿四年十月二日

菱刈大和守殿

貴久判

〔本文書ハ「田記雜錄後編」一八九号文書ノ抄ナルベシ〕

※（頭注）

〔島津國史注云、北原氏以栗野獻公、見後七年、然則此年栗野
尚北原氏邑、而以賜重猛者何也、豈豫許之者乎、疑以傳疑、
此ノ条雲遊雜記ト説ト参考スヘシ〕

永祿十年、菱刈氏依野心責取之、

天正四年比、地頭比志島式部少輔義知、仝八年比、川上
三河守忠智地頭、仝十七年、義弘公飯野より栗野ニ移居
城し玉ふ、

〔雲遊雜記傳抄〕

永祿五年五月、北原兼親眞幸ヲ以テ公ニ降レル時、宮路
某栗野ニ據テ横川ノ北原伊勢介ト伊東ニ黨シ降ラザリケ
レバ、公其時両城ヲ定ラレ、栗野ハ公領トナシ、重猛ニ
ハ横川ヲノミ賜ヒタルニ、此ヲヤ不足ト恨ケン、同九年
十月、公師ヲ帥ヒ三山城ヲ攻ラルニ、重猛陰ニ伊東ニ黨
シ、預シメ事ヲ三山ニ泄セリ、玄佐・覺兼ノ二書ニ出也、

〔國史貴久傳中〕

永祿五年云々、初眞幸院領主北原貴兼生又五郎寬兼・又
七郎兼門・民部少輔兼珍、寬兼・兼門皆先死、兼門有子、
曰中務少輔茂兼、貴兼死、茂兼承重、叔父兼珍倔強、自
立為後、領眞幸、傳二世、至又八郎兼守、注略、兼守娶於
伊東義祐之女、無子、兼守死、家臣謀立宗人民部少輔、
義祐聞之、乃取其女、嫁馬関田右衛門佐、北原氏臣使右衛門
佐居三山、即小殺民部少輔、取眞幸院及栗野・横川、高原・
竹崎地頭白坂下總介・踊城主白坂佐渡介、二人皆北原氏臣避難、自
歸公室、北原又太郎兼親出奔球戶、依相良氏、北原氏取眞幸、在此年之間明矣
謀、欲以兼親為北原氏後、請於公、許之、乃使白坂與一

左衛門尉告兼親、且乞兵於相良氏、相良氏許之、與與一左衛門尉共襲馬関田城拔之、德滿城主北原八郎右衛門尉等皆應兼親、十日、兼親入飯野城、於是眞幸復為北原氏邑、唯三山以東未下、又宮路某挾栗野、北原伊勢介挾橫川、皆應伊東氏、公屯溝邊、遣伊集院忠朗・樺山幸久招降伊勢介、伊勢介不肯、六月三日、遣松齡公・又六郎歲久攻橫川城、

七年云々、初相良氏納北原兼親於飯野城、留兵戍之、公遣兵衆鎮飯野城、相良氏兵猶留不去、及兼親以栗野獻公、而後引去、是時兼親伯父左兵衛尉為吉松城主、謀與伊東氏・相良氏殺飯野城鎮兵、會事發覺、左兵衛尉出奔、北原八郎右衛門尉・白坂與一左衛門尉等亦去眞幸歸公室、北原氏勢益孤、又為相良氏所逼、不能自立、公乃遷兼親於伊集院神殿村、使松齡公領眞幸院、以備伊東氏云々、

〔北原家由緒記〕

一 栗野ハ北原氏領内也、酒井氏・渋江氏等北原家ヨリノ地頭ナリ、又日下部貞治眞源ト云者モ天文・永祿之棟

札等ニ見えたり、永祿年間北原家錯乱之時、北原伊勢介横川へ在テ伊東ヲ引、栗野モ宮地氏ノ者伊勢介同心ニテアリシヲ、北原家臣白坂下総介兼相押入テ地頭トナル、サテ横川守護方ヨリ攻取玉ヒケレハ、義久公栗野江御発足被遊、其比白坂佐渡介モ栗野へ移、此時樺山玄佐佐渡介ニ内談シテ下総介ニ云ケル様ハ、北原殿栗野ヲ守護方江進上セラレ、其力ヲ以飯野堅固ノ覚語(ママ)可然、其故ハ、相良氏當日ハ北原家ヲ引立カホナレトモ、向後ハ眞幸ヲ望心ニテ、伊東方江定同心スヘキカ、其時ニ至テハ北原家モ可危、サアラハ、下総介・同与一左衛門・助左衛門ナトハ伊東家ニ出ル事成間敷者共也、我々為ヲモ可思安ト云へハ、下総介得心シテ飯野江行ケレハ、則北原八郎右衛門・本村石見守北原家ノ家臣也栗野へ参上シ、此事ヲ言上ス、翌日、北原又太郎兼親モ参上シテ栗野ヲ太守へ捧ケル、是故ニ、飯野ニ有ツル番手ノ求广衆モ引帰ケルトナリ、

〔参照〕

真幸院主北原氏系圖

伴姓肝付氏三男

〇〇兼幸

右兵衛佐 右衛門佐

領真幸院、以飯野為居城、

〇二兼貞

左馬頭

〇三玄兼

右馬頭

〇四玄幸

左馬頭

〇五延兼

右京進

〇六範兼

周防守 法名久天玄昌

應永五年、馬関田三宮ニ水田ヲ寄進ス、

男五人

馬関田・上原・大迫・山下・栗下ト号ス、

〇七久兼

周防守 或左馬頭

應永中神社棟札ニアリ、

男七人

東・愛徳・吉松・小林・小城・大川平・大平ト号

ス、

〇九貴兼

又五郎 或長門守 入道昌宅

文明中神社棟札ニアリ、

兼門

又七郎

〇十立兼

長門守

茂兼

又四郎

文明十七年飢肥在陣ス云々、

長享元年真幸院落

女子

相良為續室

去云々、

兼命

安藝守

兼氏

女

〇十一兼珍

民部少

永正中飯野一宮棟札ニアリ、

男三人

肥前守兼存・治部少兼順・式部太輔兼近

〇久兼^{十一}

民部少

大永・享祿・天文中、

良兼

左馬頭

兼理

民部少

〇祐兼^{十三}

又八郎

〇兼守^{十四}

又八郎

天文十一年、東霧島

弘治二年棟札アリ、

へ神領ヲ寄附ス、

兼奉

武藏守 弘治元年死、

左兵衛尉

守吉松城、伊東ニ内通シ、求广勢ヲ城中ニ引入、

依テ兼親當院ヲ没収セラル、永祿ノ初ナリ、

兼舊

刑部少

〇兼親^{十五}

又太郎 掃部助 天文十年生、天正六年死、

家老馬関田右衛門尉野心ニ依リ、兼親并母同前求

广ニ落行、其后鹿兒島荒田庄被召移、吉松并伊十

院神殿ヲ賜ヒ、神殿ニ居テ死ス、

兼定

左京進

兼基

掃部介

兼敬

村右衛門

兼矩

神右衛門

寛永四年生、

〇兼茂^{十六}

雅楽助 治部左衛門 永祿九年生、寛永十七年

死、

神殿ニ居住候処、肥後御手ニ入、肥州二見郡ニ召

移サルノ処、京衆下向ノ節下城、久々窄入ス、從

龍伯公知行四百石拜領、

兼次

彦二郎 天正十三於伊集院生、慶長十九年死、

〇兼時^{十七}

雅楽助 与兵衛 天正十五年於肥州二見郡生、

〇兼氏

七郎兵衛

〔國史忠國傳〕

永享八年閏五月二十日、公以栗野院九町地・帖佐郷餅田十町地為正八幡宮領、

54 〔土持氏藏書〕

隅州桑原郡栗野之内

一作 上村 上鶴村

〔此高村今栗野郷村名ニナシ、字地アルヘシ、其後改称セシナルベシ〕

石作 御前野村

惣高五佰三石五斗三合三夕三才

以上

文祿四年九月廿八日 本田下野入道

〔此二名義弘ノ國老〕 三清

伊集院右衛門大夫▽㊦入道△

幸侃

土持彈正忠殿

〔本文書ハ一旧記雜録後編二一六〇五号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔在旧記〕

一兵庫頭忠平公 城九 高三萬四千六百廿石

御居城

〔諸縣〕

飯野

〔全〕

吉田

〔全〕

加久藤

〔全〕

馬関田

〔全〕

小林

栗野

〔桑原〕

馬越

〔桑原〕

吉松

〔諸縣〕

須木

〔國史忠昌記〕

文明七年云々、初北原氏領真幸院、與球磨相良氏連和、

相良氏弟祐頼與北原某有争鬪言、遂拔刀相刺而死、由此

北原・相良交惡、相良氏遣兵擊北原氏、而北原某之子謝

其父罪、求援於怨翁公、公遣兵擊相良氏、相良氏引去、

不復為難、北原氏世保其邑、注略、比至又五郎貴兼、并有

吉松・野尻・栗野等諸城、

〔纂考〕

松尾城米永村宋地

四面巖壁にして、北ハ川内河の上流廻り、外

塹ホリの周廻一里余なり、應永年中、北原右兵衛佐兼幸日下

部貞房に代りて真幸院の郡司たり、永祿年中に至り、北

原又太郎兼親承襲して領主たり、時に飢肥城主伊東義祐

兵を發して真幸院を襲ふ、兼親球麻に奔る、此時北原▽

㊦一族北原△伊勢横川の城に據り、宮路某當城に據りて

伊東に内應す、島津貴久此亂を鎮め、兼親を真幸に還して飯野の城主とす、此地たるや伊東義祐と界を接し、兼親勢ひ微にして伊東に對し難きを自慮り、真幸を貴久に讓る、是に因りて島津義弘を飯野の城主とし、兼親を薩摩國伊集院に移す、伊東義祐敗亡の後、天正十八年六月廿六日、義弘飯野より當城に徙る、栗野ハ飯野より南七里、かくて文祿元年壬辰の十二月、義弘當城を發て征韓の役に赴く、其首途に先此所の宗社八幡神社今勝栗と改むに謁けるに、前後より大雪降ていと深く積りけれハ、義弘

野も山も皆白旗と成にけり今宵の宿ハ勝栗の里

義弘是より道を大口に取りて進発す、此時新納武藏忠元大口湊田口の城に在り、城を出て遙々別をおくりて、忠元

あちきなや唐土迄も後れしと思ひし事も昔也梟

かへし、義弘

唐土や倭をかけて心には通ふ思ひの深きをぞ知る

此役や、義弘朝鮮に至り泗川新塞の孤城に據り、守兵僅に一萬に過す、明將董一元・裨將孟老爺茅國器二十萬の精兵を卒ひて新塞を圍む事稲麻竹葦の如く、金鼓地を動

し旌旗天に輝て攻附く、其勢ひ大山の崩かかり海溢の湧か如きハ其譬にもあらざりけり、此時此方の陣上に鷄飛て空を翔る事其際限を知らず、又明軍の上には數万の小鳥群飛して黒雲の青霄を蔽ふか如し、其故を知らずと云へとも、神武天皇長髓彦を征伐し給ふ時に靈鷲來りて皇弓に止りし奇瑞に似たりといふへし、城中死を決て戦ふ折しも城門の水道より白赤の神狐走せ出て敵軍の中に走せ入ると見えしか、忽明軍の火藥に火移り、天地震動し黒烟空を蔽ふ、実に慶長三年十月朔日なり、義弘・息家久共に此勢ひに乗りて殺出し、大に明軍を撃破り、一朝にして斬首三萬八千七百七級、此外壑に陥り河に流れ死したるに至りてハ殆八萬人に余れりといふ、此事皇國に聞えて喜び云ひ遣す人々多かる中に、近衛龍山公書翰に曰、去十月朔日、従大唐以數萬騎人數御要害詰話候処、即時被切崩、首三萬余被討捕候由、偕々御手柄云無比類次第、名譽之御高名無申計候、其趣禁裏江茂申出候、叡感難申尽云々とあり、是より以前、將卒城外に出、弓鉄炮を射て遊ぶ、時に明人張昂といふ者明將か使者にて戦書を以て来る、此張昂ハ明國南京の産にして、十五歳にし

て父を喪ひ、継母か毒殺を避て薩摩國穎娃に來り、御領村の農民に養れ、名を孫次郎と改む、領主穎娃久虎是を愛して膝下に置き使令に給す、成長して豊後其外諸所の軍に相具して筆記を掌らしむ、其後継母の没せるを聞、辭して本國に皈る、此故に言語能く通し、又能く見知りたる輩も多かりしといふ、平壤録に通事張昂とあるハ此孫次郎なり、

一説に、彼戦書の返翰ハ無くして、唯明軍恐れて寄來らざるや、相待事久しとのミ口々に伺れりと云、

※(頭注)

「義弘譜中、天正十七年己丑、去飯野城移隅州栗野云々、纂考ト合ハス、考ヘシ、是ハ上ニ記スヘシ」

「名勝考」

栗野城天正十七年より文祿四年に至り、松齡公坐在此故城址なり、〇按に、日向風土記曰、俗語謂栗為區兒、さらハ霧島山を櫛觸峰と云、櫛と栗に同しく、この栗野・小林などの所、太むかしハ櫛觸峰に因れる名なるも知へからず、小林旧名ハ三之山と称ふ、栗に三てふ言ハ縁にしあり、

文祿元年壬辰十一月、先君宰相公此より征朝鮮の役に赴き玉ふ時、当社若宮八幡に謁て、首途し玉ふ、前夜よりみ雪積りぬれハ、公神前にて

野も山もミな白旗と成にけりこよひの宿ハかち栗の里

この時人々御なこりををしミ奉りけれハ、からたちのそのミはやかてきこく哉、と發句し玉ふと云ハ誤なり、又此時從役の人々に備前鑄刀磨欲踊を命し玉ひ、いづれも白シロクマキ卷マキにて神前にて舞マシを興行せられし、今も其例にハ依ける、是等ハ父子夫妻の別離を慰諭し、諸軍の銳氣を興起せしめ玉ふ賢慮にして、預め勝筭を廟堂に決め玉ふハ神武大星の兵要なるへし、是より道を大口に取て進發し玉ふる時、先代の遺老新納忠元ムタクダチ渚田口の城を出て遙々公を送りまゐらせ、身の老ほれて御供に得まからぬ事をうらみて詠て奉りける、

あちきなやもろこしまてもおくれしとおもひしことも

昔也けり

古詩云、老驥伏櫪志在千里 英士暮年壯心不止

公御返し

唐土や大和をかけて心にハ通ふおもひの深きをそしる謹按に、公この役や泗川新塞の孤墉に嬰り、守者僅に一人、以て明兵の賊喉に鯁し玉ふ、然るに朝鮮ハ極ての寒國にて、或時臣庶と共に火を擁ひ玉ふを、加藤清正の卒伍來り之を見て、清正に向ひ、薩軍ハ頗主從の礼なき

に似てケ様く候ひしと語りけるを清正打聞て、大に卒伍か不知を戒めて申けるハ、夫上下貳す、故に同坐す、是君臣身を合するの致す所、さてハ羨しく頼もしき事共也と▽^(神方)深く△歎息せられしとかや、されハ明将董一元・禪将孟老耶茅國器二十万の精兵を引卒し、新塞を取圍むこと稲麻竹葦の如く、金鼓地を動し来て旌旗天に耀き、吶喊を作て一度に攻^(進)ける風勢ハ、かの大山の崩か、り海溢の湧か如くなとハその譬にもあらざりき、此時御方の陣上には鳶飛て空を翔ることその際限をしらす、又敵の軍上にハ数万の小鳥乱噪きて黒雲の如く、青宵も敢て見えわかつ、是こそ靈鳥^(瑞)皇弓に止り神武長髓彦を討玉ひし奇瑞かなとおもふ所に、白赤の神狐城門より出て敵陣に走入ると見えし、忽明軍の樂填^(マ)に火うつり、迸りて黒烟天に蔽ひ、聲山海に震ふ、実に慶長三年十月朔日、公直に勢に乗して殺出し、大に明兵を撃破り、一朝にして斬獲三万八千七百十七級、其川壑に陥り失たるに至ては殆八万人とぞ聞えし、公この大捷に因て天兵般師の行を啓き、永く皇國の稜感^(威)を絶域に播し玉へるハ、誠に古今未曾有の盛事にして、こたひの御首途を祝ひ玉ひし

詠歌の讖に聊違ひ侍らざりしそかし、この御勝利我朝に聞えしかは、乃^(ヤ)貫明公を始奉り取く^(祝)に御祝詞仰進られし中にも、近衛竜山公より両君へ御喜之御書被遣しその略に曰、去十月朔日、従大唐以数万騎人数御要害取詰候所、即時被切崩、首三万餘被討捕候由、扱御手柄と云無比類次第、名譽御高名無申討候、其趣 禁裡へ茂申入候、 叡感難申盡と遊ばされたり、我邦と異國との取合なれハ、天子もさこそ勝負如何と晝夜宸襟を煩され玉ひ候はんに、かくまでも明軍を鑿し、一朝に朝鮮八道を靡かし、今ハ日本の勝軍と聞食及はれんに、上ハ一人より下万民に至るまで、誰かハその大勲を感賞申さて候へき、されは御婦朝の後、五大老奉書を以両君の軍功を感賞し、正宗の寶刀及公領五万石有限を 松齡公に賜り、参議宰相に任せられ、 慈眼公ハ少將にこそ拜れる、さて其後も関原の戦にハ五百餘の孤旅を振て衆師と混同せず、雲霞の重圍を出て三百里の巢穴を跋涉し、今に至りてその英風を欽慕し奉ること、是併神人相和し君臣一浬恩義兼行の致せる所と申すへし、みつから書置れしものにも、予終身の事、祖先世信心の冥加也に頼れりと

候とかや、いとかしこければと、当時の 主上叡感申盡しかたしと遊ハされしなとハ、かの楠正成の、日本人と軍するハ同士討にひとしかるへし、軍するほとならハからもろこしより寄来らんする時の手たてせよと兵学大全に書されしなど、能この所に叶ふへき、最盛なる御事なれハ、故申置侍るそかし、

〔栗野由来記〕

栗野川松男城惣廻り四十八町

一東方鹿倉山より道程七八合程、野久尻⑧尾ニ廣野有、

一南方大谷深き田高岸⑧半

一西方麓小路高岸かけの平

一北方大川有、水上飯野狗留孫嶽より川内久見崎ニ流、

一本丸 弍反餘程

一二之丸 五反餘程

一大手口より御門口迄双方高石垣柵方有之候、⑧形

一大堀数拾壹ヶ所

一外堀 但南北ニ通、

一内堀 但南北ニ通、

一新城堀 但北東南ニ通、西かけの平にて、其上ニ日附番所跡三重築立⑧候間有り之内、

一大谷堀 但南北ニ通、其内ニ馬乗馬場・弓場地・御用水井戸于今形有之、

一八幡ヶ堀⑧城 但東西ニ通、藤井家居屋敷より御門口へ通用有、

一御厩城堀 但南北ニ通り、

一水上堀 但東西ニ通り、

一⑧ナシ〔御〕代官所堀 但南北大川平ニ通、其内横小堀三ヶ所、

一長谷堀 但東西ニ通、

一野久尾大堀 但東西より南ニ通、

一大堀 但東西ニ通道有、其外小堀数多有、

一山之神社 但二之丸之内ニ有之、所五社之内ニ御座候、⑧面

右、惟新様御建立ニ而、大宮司藤井家へ被仰付置候、

享保大御支配より表免落清水門ニ有之、修理祭り仕候、

一毘沙門堂 但本丸之内ニ有之候、

右御建立ニ而、堂守江田家江被仰付置候、

一御用水 但二之丸之内ニ有之、字ハ清水と申候、

一 南御門

一 北御門

一 清水口番所 但定立附

一 外禁戸番所 但内堀外堀之境、右者鹿倉山道、左ノ吉松江行陣之尾道、

一 炭床番所

一 亀沢口番所

一 かくめ落番所 但定立附御忍口

一 垂之口番所

一 砂走口番所

右九ヶ所関所跡于今有之、

一 惟新様永禄七年甲子十一月十七日加世田ヨリ飯野江御

移、御年三拾歳之御時也、左候而、天正十八年迄被遊

御座候、其内元龜三年木崎原御合戦有之、且又又一郎

久保公・又八郎忠恒公加久藤於御城御誕生、御年五拾

六迄二十七年飯野被遊御在城候、

天正十八年庚寅六月廿六日、飯野より栗野江被遊御移

城候、文禄四年迄被遊御座候、御年六十一、高麗御渡

海文禄元年壬辰年ニ而、栗野より被遊御立候、四年乙

未秋、高麗[㊦]より△御帰朝、直ニ帖佐江御移城候、左

候而、慶長十一年迄十一年被遊御座候、御年七拾弍迄

被遊御座候、又後高麗慶長二丁酉帖佐より御渡海被遊

云々、

一文禄元年壬辰二月七日高麗御出陣之刻、崇社正若宮ニ

於テ御首途之御執行有之、其時大雪降積り、御哥ニ、

野も山も皆白簷となりにけり今宵の宿は勝栗野の郷

御発句、唐立の其の身はやかて帰國哉 右被遊御供之

面々為氣勇之、備前鑄刀剛恣し躍被仰付、無恙御勝利

御帰朝之為御嘉例、無懈怠于今其之規如件、

一 飯屋打込 一 正若宮 一 徳元寺 一 盛傳庵 一 蓮乘院

〔地理志〕

北里城 觀應三年、貞久公被攻落之云々、

古墨^{麓西半里 許ニ有} 畠山直頭状曰、在与栗野北里城、謂此城欤、

北里城ト称スル今傳ハラス、且松尾城ノ外當郷古墨ナシ、

55「清水郷瀬戸口氏文書」

嶋津上総入道之鑑以肥後宮令旨、引卒薩摩國凶徒并所之惡黨等、逐落大隅國隈本城・栗野北里城間、為退治所発向也、致用意、可抽軍之状、仍執達如件、

觀應三年七月廿日

(島山直頭)
修理亮判

姫木五郎四郎殿

(本文書ハ旧記雜録前編一二二四三五号文書ト同一文書ナルベシ)

全年同日同文姫木十郎殿宛一通・調所彦三郎殿宛一通略ス、國分郷隈之城ノ部ニ編入ス、参照スヘシ、

〔調所氏敦恒譜中〕

觀應三年壬辰、前此、足利右兵衛佐直冬尊氏庶長子為直養子為鎮西

探題、島山直頭等亦聽其命、至是七月、直頭聞道鑿公奉

肥後宮懷良親王命帥薩兵等入大隅國攻陷隈本城及北里城、在栗野、

謀退治之、二十日、直頭乃與敦恒及姫木十郎・姫木五郎

四郎等書各一通、使以戒兵皆抽軍忠、二十四日、遂遣其

子島山民部大輔重隆至大隅國、時蓋敦恒亦借稅所介等迎

而降之、

元亨三年守護狩ノ人名ニ栗野大進太夫トアリ、栗野郡司トモアリ、

〔地頭系圖〕

桑原郡

栗野

白坂下總介 永祿中北原領ノ時也、

比志島式部少輔義知 天正ノ初四年ヨリ七年比、

川上美河守忠智入道肱枕 初左京、御家老也、天正八年比ヨリ同十八年比、棟札ニアリ

新納休閑齋旅庵

阿多掃部助忠知 家久公御納戸役、

喜入攝津守

猿渡與三 年間可考事、

伊東仁右衛門祐昌 後肥後、明暦元年ヨリカ、谷山・水引・頼娃、栗野等地頭也

島津市正忠廣 慶安・承應ノ比欸、

島津大膳久豫 一旦喜入氏モ冒ス、萬治ノ比欸、

平山次郎右衛門忠知 〔喜入トモ〕 御使役也、寛文三年七月十二日、三月二日ヨリ定、

大山伊豫廣綱 三郎右衛門トモ云、御厩別當・御使役也、寛文七年二月三日ヨリ定、寛文六年十二月二十六日御引付ニミユ、然アレハ六年ノ冬被仰付候半ト被考、

樺山權左衛門久清 寛文八年二月朔日ヨリ定、異本ニ延寶八ヨリ元禄三年迄トモ、

島津内膳 元禄十年正月二十五日ヨリ定、元禄九年十一月十七日ヨリトモ、

平田新左衛門宗房 新左衛門宗正ノ子、與頭役也、寶永三戊辰正月二十七日ヨリ享保十九年寅八月二十六日迄、

〔地理纂考〕

勝栗神社 カネクリ 米永村

奉祀 國府郷鹿兒島神社に同じ、

創建の年月詳ならず、建久八年圖田帳に栗野院六十四町

正宮領とあり、正宮とハ國府郷鹿兒島神社なり、是を正宮或ハ八幡と云へる、考ハ彼卷にいへり、社傳に曰、

往古國分郷八幡神領の四方に八幡神社を建立して境目の

標とす、東ハ恒吉郷投谷八幡、南ハ垂水郷鹿兒島神社、

西ハ鹿兒島荒田八幡、北ハ當社なりといへり、

〔名勝考〕

正若宮八幡宮 米永村 桑原郡正八幡の別宮といふ、然ハ宜く若宮正八幡とこそ號へき事なり、凡若宮ハ書紀に少

宮と見えたれとも、後世に某社の神靈を迎鎮し、別に新建の社ハ新宮の義なれハなり、

奉祀同大隅正八幡、支社四所宮 三女神 仲哀帝 神功后 仁德帝

武内社 即武内 宿祢 早風社 敏長戸 邊命

〔由緒記〕

一 正若宮八幡社正躰一面 文明十五年大願主北原伴氏昌

宅 一 白蓋幡拾貳流 文明元年九月十二日願主北原

伴貴兼也、

恒次村之内

一 水塔苻妙見大菩薩

文明五年(ママ)丙申十一月棟札、大檀那伴朝臣久兼・同兼建

并兼慶・兼久・橘公時・藤原貴行、

北方村

一 大神岩神

明應九年四月廿八日棟札、大檀那伴兼藏、願主日下部

貞源也、

同村

一 池ノ王

明應五年丙辰四月棟札、大檀那伴兼藏也、

一諏訪大明神 天文十四年棟札、大檀那伴祐兼、全廿三年二月棟札、伴兼貴并兼次、全廿四年棟札、伴兼源、

〔地理纂考〕

見送岡米永村 義弘出陣の時老若此所まで送来て別惜ミつる跡なり、松尾城よ一里許にて、通路の傍なる岡の上なり、今に四方六尺許四角に垣を結ひて標とせり、

〔地理纂考〕

栗野嶽 木場村コハムラにあり、一名を東嶽ヒトカゲといふ、霧島山の支峯にて、韓国嶽の西北に當れり、

〔地理纂考〕

温泉（木場村） 栗野嶽の半腹に在り、硫黄礬臭ありて、功能踊郷榮之尾の温泉に類ス、

〔地理纂考〕

三日月池米永村 栗野嶽の裾野スソノにあり、周廻十六町許にて、其形半月の如し、冬ハ水涸る、此池溪蓀多し、常の花よ

りも濃紫コムラサキにして殊ウツルハに麗し、俗に霧島神の御花池オハナヰケと呼り、

〔地理纂考〕

熊之峯米永村 栗野・吉松両郷の境にて、眞幸街道マサキなり、熊之峯の東南に栗野嶽ありて、川内河ジケンガハの上流両山の間を流る、

〔地理纂考〕

物産

蔬菜 香蕈 丁蕈

藥種 柴胡

樹木 榎トカ 檜ヒ 樟クス 櫛カン

飛禽 雉 鶉 鴛鴦

走獸 猪 鹿 獺 猿 貉

鱗介 鯉 鰯 龜

〔地理課川調帳〕

一綾織川

水源○上人ガウト ヨリ綾織ヲ通、○小山川 里程八分ヲ經テ

木場村

同、

川南
一長谷川

同村

水源栗野嶽●獅子間野●鳥井ヶ尾○牧山○麓ヲ經テ、里程一里
●籠石●十三塚原○長谷
七分流レテ川内川通工入、

川南
一丸井手川

同村

水源○丸井手大出水ヨリ八幡山ヲ通、里程二分同、

川南
一米永川

米永村

水源○水窪○會田 三川取合、○坂元ヲ通リ 八幡川原、里程一里
ヲ經同、

川南
一尾前野川

恒次村

水源国見嶽●山ノ口○矢岳●スモク谷 ヨリ幸田村、恒次村○勸音樋滝ヲ落、
二渡ニ至リ、里程一里七分同、

川南
一柳野川

同村

水源○本城柳野境流出、○大ムレ○廣田ヲ通、里程五分同、
○ハケ石ヨリ流

川北
一七ツ谷川

北方村

水源○七ツ谷 ○熊野峯坂下通りニ於テ里程七分ヲ經テ同、
ヨリ流合、平松ヲ經○椿下

川北
一豆漬川

田尾原村

水源○豆漬ヨリ 田尾原村・稲葉崎村境之通、里程七分同、
○星ヶ追

川北
一田尾原川

同村

水源○平田ヨリ 田尾原○二重貫ヲ通、七分同、

川北
一稲葉崎川

稲葉崎村

水源●ハケ石ヨリ 旧湯之尾界之通、里程七分ヲ經テ同、
○奥辺

〔纂考〕

吉松郷 吉松ハ旧日向國內なりし故に、當郷
般若寺の山号を日向山と号くと云り、

鹿兒島を距る事子方十五里、此所大隅桑原郡と日向諸縣
郡との界なり、東南栗野郷に界ひ、西北湯之尾に接し、
北吉田郷に連る、周廻九里三十町二十五間、村落五川西村
村 鶴丸村 川、人員總計二千三百五十二人、戸數五百十二、
添村 般若寺村

〔國史云、郡村高辻帳頭書曰、古文書有筒羽野村、其地疑在桑原郡栗野郷界内〕

吉松ハ旧筒羽野と云り、建久八年圖田帳に筒羽野四十八〔頭注〕「建治二年石築地役ニモ筒羽野村四十八丁五段」文トアリ

丁五段云々、同所八幡神社永祿元年の鐘銘にも筒羽野村とあり、是より先き建久年中、山伏愛甲小次郎賢雄島津忠久に従ひ相模國鎌倉より下りて此地を領す、其後真幸院多年の戦争にも愛甲なほ領地を保相襲して、今に三十七六七世子孫連綿たり、東鑑に愛甲三郎・愛甲彌三郎など見えたり、同族ならむか、

〔地理志〕

亀ヶ岡天神宮舊丸 棟札、文和三年、大神元義伴久兼建立云々、

全棟札、永正十六年己卯十二月廿三日、大旦那伴久兼云々、

諏方社棟札、天正十四年、大旦那伴祐兼云々、

〔永仁三年癸酉八月十五日箱崎八幡宮〕愛甲太郎左衛門景

盛寄進状ニ、筒羽野箱崎八幡ト有之、

56 都城東條氏文書

下 可令早為大隅國筒羽野①村半分地頭代官職事

東条藤四郎入道々悟①次

右以人、所補任當村半分地頭代官職也、於有年貢已下①限

濟物等者、任先例、可沙汰進之状如件、

〔明治十三年ニ至ル五百四十五年也〕（貞久）
建武三年四月十日 道鑑判

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一八三三号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔北原家由緒記〕

一吉松ノ城山ハ麓ヨリ東ノ方八九町ニアリ、南之丸ト云ル所アリ、本丸ナリ、北ノ丸ト云ル曲輪モ本丸同前之曲輪ナリ、東ハ吉田境ニテ、城ノ北深田ナリ、吉松ヨリ吉田・馬関田・加久藤・飯野・小林迄ヲ真幸院ト云ナリ、北原氏領内ナリ、永祿年間、北原又太郎兼親ノ伯父左兵衛尉吉松ノ地頭ニテ有ケルカ、相良氏ニ云合求麻衆ヲ吉松ノ城ニ引入、兼親ヲ伊東・相良同前ニ取立、屋形様御人数ヲ可討果ト相企ノ由、其隠ナク風聞

シケレハ、左兵衛尉落失ス、又北原八郎右衛門・白坂
与一左衛門・兼親共ニ守護方ニ奉公故、真幸中屋形方
ノ御領トナル也、

永祿七年六月十二日、兼親真幸院ヲ献上シケルニヨリ、
球麻勢モ退去ス、於テ茲兵庫頭忠平公真幸ヲ賜テ飯野
ニ入部シ玉フ云々、

〔北原氏系圖〕

兼奉

武藏守

左兵衛尉

守吉松城、伊東氏ニ内通シ、永祿ノ初年當院ヲ没
収セラル、

兼親

又太郎 掃部助 天文十年生、

家老馬関田氏野心ニ依リ求广ニ落行、其后鹿兒島
荒田庄ニ移サレ、吉松并伊集院神殿ヲ賜ヒ神殿ニ

移ル、天正六年神殿ニ死、

兼茂

雅楽助 治部左衛門

天正中、神殿ヨリ肥州二見郡ニ移サル、十五年下
城云々、

〔纂考〕

龜鶴城中津川村本丸を鶴ヶ城、二之丸を龜ヶ城といふ、永祿
の頃、北原掃部兼親居城なり、北原世々屢反服して、或
ハ島津に属し、或ハ伊東・相良に應ず、兼親に至り、永
祿五年に島津貴久に降服してより兼親を薩摩國伊集院に
移し、島津義弘を真幸院の領主とす、

〔旧記〕

文明六年云々、北原持城、飯野・徳満・馬関田・吉田・
吉松・野尻・栗野、「以上持城トアリ」

〔纂考〕

足利尊氏陣營般若寺村 即般若寺なり、往古日向山九品院と号して大寺なり、今廢して無し、觀應年中、尊氏當國に落來り、當寺を本陣として味方を招き、或ハ鶴岡八幡に利運を祈り、再上洛の後返賽として當寺の本堂を建立すといふ、或時院主に盃を興へて尊氏 日に向ふ山のありしを來て見れハ端山ハヤマを照す在明の月 返し院主 吾妻アヅマより西の山の井清ハヤシけれハ月日の影も澄まさるらむ此贈答決て誤あるを一字も違へず載つるなり、又慶長年中細川幽齋豊臣秀吉公の命にて當國に來り寺社領を尽く減少せし時、寺主 心経の摩訶の下なる般若寺の一切苦厄御免あれかしと詠ウタて出しけれハ、幽齋感して勘落なかりしとぞ、

〔旧跡由緒札帳〕

中津川村之内

一城 西大手、未申方搦手、惣廻三拾五町四十間

地頭假屋ヨリ大手口迄丑方十三町三十間、龜鶴城与

唱申候、當分竹木茂、城内出水少し有り、

南本丸鶴ヶ城 高サ八十尋、南北二十間、東西三十間、

絶頂鎮守鶴ヶ岡八幡社地跡御座候、

北二丸亀ヶ城 高サ六十尋、南北三十間、東西五十間、一真幸院者北原氏傳領之地ニ而候処、義久公御手ニ入、北原又八郎兼親致出奔求摩ニ居住仕候を召寄、真幸院を賜、兼親伯父北原左兵衛尉此城を守、求摩之人數を引入陰得露顯、依之真幸院被没収、兼親者伊集院之神殿江被召移候由申傳候、義弘公永祿七年加世田ヨリ飯野江被遊御移候砌、此城ニ御假屋被召建御入、飯野御本陣御普請成就ニ而御移、加久藤御城御成就ニ而御前様御移、新藏様与申上候御方此御假屋ニ為被成御座由申傳候、

〔地頭系圖〕

吉松

相良日向守

山口大藏 天正八年比、又同比地頭代ニ曾木越中守トアリ、

有川長門守入道恕閑 (元カ) 根本記ニミユ、

有川能登守 末吉根元記ニアリ、

上原右衛門尉 大藏高演初名なるへし、横川顯娃氏由緒ニ吉松ヨリ横川に移るトアリ、

平田越前守宗親 慶長之比、

南郷治部少輔

野村大學

川田助太郎義繁 寛永九年比、

伊地知周防守重康 (頭注前ニ入ルヘシ) 初治十郎 治部左衛門 采女正 慶長ノ比カ、

新納仲次郎忠彰 後仲左衛門 萬治之初比カ、

鎌田太郎右衛門政栄 初大炊助 御使役也、

新納四郎左衛門久辰 後近江守 入道達心齋 横目頭、

平田民部左衛門宗門

肥後長左衛門盛行 實町田久政之三男、肥後氏ノ嗣トナル、吟味役、寛文七年二月三日ヨリ定地頭、

伊東刑部左衛門 延寶二年二月ヨリ定、

志岐藤左衛門 延寶七年六月十二日ヨリ、

伊東六右衛門祐章 延寶八年申八月十二日ヨリ、後御納戸奉行相下ル

伊地知八右衛門 貞享二年十一月ヨリ元禄四年迄、

野村才右衛門 後監物 元禄四年未五月十七日、七月二十、九日トモ、

赤塚源太左衛門 後新次郎 寶永四年亥十月二十九日ヨリ、

本城源四郎忠辰 寶永七年寅七月二日ヨリ、

〔地理纂考〕

箱崎神社 ハコサキ (山西) 奉祀筑前国箱崎八幡に同じ、創建の年月

詳ならず、或ハ貞和年中創建なりと云り、天正二年地頭

南郷治部忠行再興の棟札あり、當郷の鎮守にて、祭日十

月廿五日なり、

〔由緒記〕

箱崎八幡棟札、永正十八年十月、大檀那伴朝臣久兼、大

願主兼源、應永八年辛巳二月、神田 天子木三反 塚原二反ヲ寄附ス、

周防守伴範兼在判、

〔地理纂考〕

〔全〕 〔川西村ノ内〕神木像八株、各高一尺七寸一

神功皇后社 鶴丸村 箱崎神社より東五町許なり、創建の年

月傳ハらず、例祭箱崎神社ト同日にて、此日箱崎の神輿

當社に臨幸ありて種々の祭式ありとぞ、

〔地理纂考〕

鶴岡八幡神社 ツルカガカ 鶴丸村 奉祀鎌倉鶴岡八幡に同じ、始亀鶴城

の本丸鶴ヶ城に鎮坐ありて城の鎮守なり、創建遷坐の年

月傳はらず、當郷般若寺の旧記に、足利尊氏當國に下り

般若寺を本陣として在りける時、當社を深く崇敬し種々の物を寄附せる中に、白絹の戸帳に詠歌を書て奉りけるよし見えたり、其後島津義弘菱刈の軍に勝利ありし時、白絲の鎧一領を奉納ありしとぞ、例祭九月十二日なり、

〔旧跡調帳〕

諏訪大明神 幣串ニ永正二年七月廿六日願主隈親トアリ、天文十四年乙巳十一月廿八日造立棟札、青山佐渡守照續トアリ、

〔地理纂考〕

亀岡神社 鶴丸村 祭神詳ならず、貞和五年己丑十一月創建なりと云ふ、文和三年甲午十一月大神元義再興・貞治四年乙丑八月营造・永正十六年己卯十二月伴久兼造立等の棟札を蔵む、當社ハ亀鶴城二の丸の鎮守にて、元龜元年二月今の地に遷坐ありしといふ、義弘菱刈の軍に勝利ありし時、當社にも青絲の鎧一領を寄進す、祭日十月十五日なり、

〔由緒記〕

一大王 延徳四年十一月廿三日、大檀那伴阿弥昌宅・同伴兼蔵、大願主松木八郎兵衛幸光、天文十三年菊月、大檀那伴兼守・伴兼澄、

〔由緒記〕

一歳神大明神 正長元年十一月八日、大檀那伴久兼建立、大願主藤原久宗、

〔地理纂考〕

熊野神社 川添村 祭神紀伊國熊野神社に同じ、建久年中愛甲小次郎賢雄相模國鎌倉より當國に下り、當社を迎祭して世々其社司を務む、元龜・天正の頃に至り、愛甲光久諸所の軍に従ひ、敵國調伏の法を修して其効驗少からず、中にも、元龜三年伊東修理太夫義祐大軍を催し島津義弘の居城飯野を襲ふ時に、光久丹誠を凝して勝利を祈り、小勢にして大軍と戦ひ、一時にして大に勝利を得たり、義弘其功を賞して田地二町三反其外若干の恩賞を與ふ、祭祀年中六度、二月初午・三月三日・五月五日・六月十

五日・八月十五日・十二月廿九日なり、

〔旧跡由緒調帳〕

川西村之内永山

一霧島權現社 地頭假屋ヨリ未方一里三町

一神躰木像六躰・鏡二面各六寸

一永山某勸請卜傳、正祭九月九日

般若寺村之内

一日吉山王社

一神躰木像二躰

一正祭九月十三日

一前神王二社アリ、永祿十二年五月十七日、願主光悋、

大旦那藤原朝臣貴久并義久、二社ノ背ニ記セリ、

中津川村之内

一青龍權現社 地頭假屋ヨリ辰ノ方五町

一神躰不詳、

一正祭九月十九日

川添村之内内小野寺庭前

一新熊權現社 地頭假屋ヨリ巳方一里

一神躰木像三躰 高四寸

一正祭年中六度

川西村之内

一光照院鐘銘ニ云、大隅國筒羽野村箱崎八幡宮、大檀那

沙弥愛阿并豊前入道沙弥道景、願主僧良能・山鹿大三

秀重、永徳元年辛酉八月廿五日トアリ、

般若寺村之内

一般若寺 真言宗大乘院末寺

一圓上聖人草創、又性空上人開基トモ申傳、年間不詳、

一本尊上阿弥陀ニテ、保安年中千手觀音湧出、夫ヨリ

千手觀音般若寺本尊ト申傳ル、

一惟新様飯野御在城之時分御祈願被仰付置、田畠八町

之寺領、天正廿年御勘落ニ付三部二被召離儀候得共、

此等之儀者格別成事故、如先規被仰付之旨、町田出

羽守殿御書并御目録被下置候処、享保九年之火災燒

失仕候、

川添村之内

一内小野寺 天台宗飯隈山末寺

一本尊麻利支天木像 高六寸八部

一 忠久公御下向之節、愛甲小次郎御供ニ而罷下、子孫代之相續仕候、寺開基不詳、

一 義久公御代迄ハ内小野寺江寺領八町八反被仰付置、

天正年中惟新様飯野御在城之砌、當住ヨリ九代之祖

相模坊光久江御祈禱被仰付、日州所之御手ニ入被遊

御感悅、為忠賞小林瀬戸尾寺座主職御知行二町三反

小林之内江門高被仰付置候段申傳候、其子秀真坊久

意事帖佐江御供仕罷移、慶長年中、惟新様御意ニ而

足輕主取被仰付出水江被召置、其後内小野寺江被召

婦、寺領高之儀者御勘落ニ付被召上、當分高拾壹石

壹升八合式夕式才相付申候也、

〔地理纂考〕

物産

五穀 粳米 此地の産他に勝りて上品なり、俗に称して

真幸米といふ、

飲食 茶 當地の名産なり、皆人吉松茶と称して賞翫す、

土地茶に能く相愜ひ、山野を攀け八種を蒔すして自然

に生ず、

蔬菜 香蕈 丁蕈 紫蕈

樹木 榊 甘櫨 榲桲 樟 櫻

飛禽 鴈 雉 山鷄 鶉

走獸 鹿 猪 猿

鱗介 鯉 鯽 龜 鼈 鱧

〔地理課川調帳〕

川西 赤坂川 小川五ツ 川西村

一 源同所流出、銘々里程二分ツ、流レテ川内川通エ入、

川東 一川添川 竹ノ中川トモ 白水川トモ 川添村

水源○白水ヨリ川添村ヲ通、里程二分添テ同、

〔旧跡由緒札帳〕

一大川

源飯野狗留孫山ヨリ出、日州諸縣郡吉田ヨリ流入、當所

鶴丸村・般若寺村之間ヲ通、中津川村・川添村与川西

村之間通り、桑原郡栗野江流出申候、中津川村・川西

村通融之土橋一ヶ所往還筋ニ有之候、

一 御新田溝

加久藤道本与申所之大川井手より流入、諸縣郡吉田龜沢村より當所鶴丸村、中津川村流通、川西村迄流行申候、鶴丸村之内土橋一ヶ所、中津川村之内土橋二ヶ所、都而往還筋ニ而候、

一 河間川

源中津川村城下、其外田地之餘水取合鶴丸村流通、御新田溝江流入申候、

一 古川

源中津川村風呂之元より流出、川西村・川添村之間ヲ流通、大川江流入申候、川西村・川添村通融土橋一ヶ所有之候、

一 桶寄川

源川添村竹之中より一通、内小野寺より一通、二川取合同村之内大川江流入申候、同村通融土橋一ヶ所有、

一 福嶋川

源川添村平川与申所より出、同村流通、大川江流入申候、同村通融土橋一ヶ所有之候、

一 瀬久谷川

源般若寺山より出、同村流通、大川江流入申候、同村通融土橋一ヶ所有り、

一 湯元川

源般若寺山豆漬より流出、同村流通り、大川江流入申候、同村通融土橋一ヶ所有り、

一 頂屋川

源鶴丸村之内岩掛立山より一通流出、川西村うつろ木より一通流出、二水取合鶴丸村流通、大川江流入申候、

一 谷川

源川西村霧嶋山其外所々より流出、同村流通、大川江流入申候、往還通融土橋一ヶ所有り、

地理志

吉松 旧名筒羽野村と云、

箱崎八幡 祭神神功・應神・武内宿祢 社司春日氏

永正十八年棟札、大檀那伴久兼、

鐘銘云、大隅國筒羽野村箱崎八幡宮、大檀那沙弥愛阿

并豊前入道沙弥道景、永徳元年辛酉八月廿五日、

日向山九品院般若寺真言宗、上古天台宗、開山性空上人、大乘院末、

千手觀音堂在般若寺境内、圓上聖人草創ト云々、圓性或性空、棟札觀應二年辛卯十一月廿八日、建立△。

般若寺 勝久公為被成御座由、門前之内ニ奥与申屋しき

御座候と申傳候、古昔ハ 勝久公之御屋しきと申儀隱蜜

ニ為仕由古老申傳候、

西襲山郷

〔年代記〕

戊申天文十七年

自二月上旬乱起、本田紀伊守父子崩落、三月廿四日、北

原衆奔籠日當山、同廿六日、伊集院大和守打越笑隈ニ番、

五月廿四日、清水新城奔籠、八月晦日、北原格護ノ日當

山ヲ打落、平良尾張打死、九月三日、姫城ヲ切取、同十

二日、清水本城渡、

〔國史貞久傳〕

曆應元年戊寅三月十四日夜、渋谷吉岡孫次郎入道下日當

山城而抛之、〔禰谷院氏祖重保稱吉岡三郎、此云渋谷吉岡孫次郎者、蓋禰谷院氏之族也。日當山城西光寺衆徒覺乘法眼所守、遺

墟在日當山地頭館西、北十餘町西光寺村。十五日、森行重與地頭御家人等合兵攻之、

〔國史貞久傳〕

天文十七年三月二十四日、北原氏陷日當山壘、置兵守之、

肝付氏・渋谷氏等襲生別府、焚其外郭、上井氏・敷根氏・

廻氏燒夷小村・濱市聚落、皆乘本田氏之敗也、〔日當山・生別府・小村、皆係本田董親所領之地、郡村高辻、濱市、皆係本田董親所領之地、郡村高辻、東國分郷有小村、西國分郷有濱市村。〕

〔以下國分郷ニ載ス〕

全年八月晦日、忠朗夜攻日當山壘下之、殺平良尾張守・

白坂助左衛門尉等、遂攻姫木城云々、

〔地理志〕

〔此日當山城ノコト清水部ニ載スル、建武五年重久氏文書參考スヘシ〕

日當山 惣廻七里貳拾貳町三十貳間、○貞久公御代、中

津川勘解由左衛門守之、○文明比ヨリ豊州家領之、

〔曾於郡・日當山ノ両郷ヲ合シ襲山郷トスルコト、明治己巳・

庚午ノ間ニアリ、襲山郷ノ戸長ニ尋問スヘシ〕

日當山城 西光寺村ニアリ、城山ハ籠ヨリ西ニ有之、四方谷

合ニテ、田地又ハ小河有之、大手東ノ方也、古来麓屋敷

ハ當城ヨリ西ノ方西光寺邊ニテ為有之由、○天文ノ始、「十四年四月ナリ」

本田氏ニ賜之、同十七年三月廿四日、北原某攻取之押領

ス、因茲同年八月晦日、伊集院大和守忠朗乘夜闇拔日當

山城候テ、北原家臣平良尾張守・白坂助左衛門以下百餘

人屠殺ノ由、○城壁ノ下平良氏墓其他餘多有之、城ノ高

サ通路ヨリ四十間有之、城内堀切有リ、用水潤澤也、○

天文ノ末ヨリ新納近江守忠勝賜當地領之、其子忠茂「永祿四年卒」年死

其子武久ニ至ル、○自系云、新納四郎忠茂、天文七年戊

十二月十日、參候薩南方、而居鹿兒島小野、後賜日當山

居于此、「永祿四年死此地」其子近江守武久去此地而移平泉、○天正

年中、肝付彈正忠兼寛領地頭、「天正八年比」肝付淡路守、「嘉例川三代堂」

城、「嘉例川三代堂」肝付淡路守、「嘉例川三代堂」

茶臼城「東郷村ニアリ、日當城出丸、山脱カ」

東郷村 文明之頃豊州季久領、其子忠廉、其子忠朝、「永正十六年日吉山王棟札ニ見ユ、」

夫ヨリ朝久ニ至リ領ス、○上井覺兼日記云、天

正二年霜月十九日、大隅東郷ヲ朝久御格護候、是ヲ御あ

け候「而」市来之事成候様ニ先刻日置越後守江承候云々、

○穎娃左馬頭久政領地伊集院之内轉西俣自太守家久公賜

當地東郷村、「日吉山王棟札、奉行日置美作守藤原俊久、永正十六年四月二日、當旦那島津豊後守藤原忠朝云々」

※「頭注」

「久政ハ穎娃弥一郎久秀ノ後嗣ニテ、実鎌田政近四男、天正十

二生、寛永中國老トナル」

佳例川村 肝付兼固領之、天正年間ニ至ル、文龜三年肝

付兼固、大永二年三月同兼演、

かくいが城「在西光寺村」小墨也、墨ニツアリ、城隍今通路也、

東ノ墨ニ今霧島宮アリ、北東南大河廻流城壁、日當城「山脱カ」ヨ

リ東ノ方十丁計ニアリ、

「建久圖田標」

桑東郷百八十九丁四段大

桑西郷百五十六丁二段六十歩

〔建久御家人交名注進〕

東郷郡司時房

〔桑西郷ニ居テ如是ナラン〕
西郷酒大夫末能

〔地理志〕

西光寺鐘銘、弘長三年九月十二日、大檀那沙弥西念云々、

〔建治中石築地役〕

小河院

〔日當山ニアリ、今福山ニ佳例川アリ〕

加礼河六丁

〔貞久傳中〕

國史云、郡村高辻帳頭書曰、桑西郷・桑東郷在今桑原郡・
噌啞郡界内、然今未知二郷の在何郡、

桑東郷〔旧日當山ノ内ニ東郷村アリ〕

〔曾於郡ニ
村アリ〕 松永名十二丁

上西郷六丁

〔帖佐来由記〕

豊州家季久ヨリ二代忠廉迄凡ソ三十三四ヶ年帖佐平山ヲ

〔旧日當山
ニアリ〕 東郷六丁

西光寺〔旧日當山ニ村アリ〕

領セラレ、其外高城・上之山・平瀬・蒲生・北村・溝邊・

外略ス、

横河・東郷迄モ豊州之御持城也ト見ヘタリ、

〔日當山ニアリ〕
朝日寺三反

修理檢校兼順

〔島津國史忠昌記〕

〔日當山ニアリ〕
西光寺三反三寸

文明八年二月廿五日、清水人・曾於郡人攻宮内・東郷、

〔日當山ニアリ〕
加礼河七段内七寸

外略、

島津伯耆守豊久及菱刈氏・平山氏亦失臣節、皆國久・季

〔右ノ如ク桑東郷・桑西郷ノ両區域中ニ今ノ襲山郷ノ係レル知

久之黨也、注、此時本田兼親領清水、税所某領曾於郡、

ラル、也、東郷村ノ今残レルモ、原由ノ久シキ以テ知ルヘシ、

二人黨於國久・季久、故遣兵攻宮内・東郷、宮内地名、
係八幡宮社地故名、郡村高辻帳、噌啞郡有東郷村、

尚實地探討ノ照考ヲ竣ツ〕

57「清水臺明寺文書」

佛子真寂謹辭 讓与字不動丸田畠事

合 田地陸段

在桑東郷一条二里字竹原田陸段者

東限三鉢堂峯 南限三鉢堂田⑩繩大綱

四至⑩限 西阿大河 北限三鉢堂峯

畠地壹所

在同郷葦上村字古川藪者

四至 東限主丸田 南限主丸田

西限三鉢堂田 北限三鉢堂藪垣根

右、件田畠等、依為主丸先祖相傳私領、子息不動丸所讓与實也、但致本役公事者、本名留了、雖然、為母於不致教養子息者、為母沙汰、可領知之狀如件、

※ 應保二年四月二日 佛子真寂(花押)

「口裏」
進了」

嫡子紀助房(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」二三九号文書ト同一文書ナルベシ)

※(頭注)

「應保二年ヨリ建久八年圖田帳マテ二百三十三年ナリ」

「桑東西郷ノコト、建久圖田帳・建治ノ石築地役等ニアレトモ、應保ヨリ遙後ノコト也、明治十三年ニ至リ七百十九年」

58「川上氏藏書」

「足利」袖判
高氏

下 島津三郎左エ門尉

可令早領知大隅國桑郷西東事

右以人、為勲功之賞、所宛行也、早守先例、可致沙汰之

狀如件、

建武五年正月廿七日

(本文書ハ「旧記雜録前編」二一九九八号文書ト同一文書ナルベシ)

「右ノ如ク桑郷ノ東西ヲ以テ称唱アリシコト見ルニ足レリ」

59「國分宮内社司澤氏藏」

奉寄進

正八幡宮

右、大隅國桑西郷村下八町事、

為當社御造營料所奉寄附狀如件、

應永十六年大呂五日

沙弥玄喜判〔久豊ノコト〕

〔本文書ハ、旧記雜録前編二七九一号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔右ノ如ク桑郷ノ唱應永迄見ユル也〕

一永享三年三月調所氏文書ニ桑東郷・桑西郷見ユ、應永ノ后ナリ、

〔伊地知季安考云〕

按垂水調所氏文書、所謂桑東郷則宮永拾貳町・長加領陸町・上三臺堂陸町・下三臺堂陸町・世戸口名拾參町・松永名拾貳町・武安參町・上西郷陸町・東郷陸町・則貞參町・西光寺・木之房參町・上久滿五町、通計八拾壹町、但西光寺廣輪闕漏、今據建治二年古書、當拾貳町八段零、與此計為玖拾參町八段、又桑西郷則内村參拾町・内山田伍拾町・災尻伍拾伍町・小濱陸町・山之路貳拾伍町・新講免漆拾伍町・中之新講拾三町・油新講拾八町・〔塚〕山野畠地・池袋・野口村・小井倉、自塚山野以下四ヶ村廣輪亦闕、無傳可稽、油新講以上通計貳佰漆拾貳町、東西

都計參佰六拾伍町八段、除四村無考、外今據先史伊地知重英說、以每町稅額參拾斛考之、參佰六拾伍町八段則當今壹萬玖佰漆拾肆石零、又按、宮永・長加領未詳、但宮永據建治書應在加治木地、三臺堂今桑原郡踊郷有三鉢堂村、世戸口今曾於郡清水郷姫城村有地名世戸口、松永名今曾於郡郷有松永村、武安亦今地名在松永村、上西郷今曾於郡國分郷小田村有地名西郷、東郷今桑原郡日當山郷有東郷村、則貞今清水郷姫城村有地名則貞、在與曾於郡郷接壤處、西光寺今日當山郷有西光寺村、木房今國分郷内村有地名木房、上久滿今國分郷上小河村有久滿崎社、内村・内山田竝今村名隸國分郷、災尻今國分郷野久見田村有地名才尻、或名田尻、一說災尻今在同郷小田村、小濱今在國分郷與加治木堺處、山之路今清水郷有山之路村、新講三村今國分郷有眞孝村、塚山野清水郷木村有地名山野、野口村即今國分郷有野口村、池袋亦在其中、小井倉在同郷松木村、據此觀之、東西桑郷係桑原・曾於兩郡、而今國分・曾於郡・清水・日當山・踊・加治木六ヶ郷地此也、

60「高岡河上氏藏」

大隅国重久名十七町四反卍坪付有、略ス、

永正十八年三月吉日

忠基「末弘伯耆守」

景元「桑波田讃岐守」

重周「伊地知縫殿助」

兼演「肝付越前守」

兼親「本田因幡守」

河上平次郎殿

「家林」
「後次郎左衛門尉、山城守ト云」

「地頭系圖」

桑原郡

日當山

酒匂源左衛門

新左衛門トモ云ナルヘシ、天文・弘治ノ頃カ、属右
馬頭忠將於廻戦死、

吉田次郎兵衛康清

治部右衛門清秋子、

有馬次右衛門

村田藤兵衛門經固

吉田久兵衛清房

貞左衛門清貞ノ子カ、正保之頃カ、

種子島爲兵衛時壽

御納戸奉行・吟味役、明暦二八月十九日ヨリ定、

野村才右衛門昌綱

大學トモ、奏者番、寛文五年二月二日ヨリ定、

碓山次右衛門久包

延宝七年未六月十七日ヨリ、

川上左京久虎

久處イ
延宝八年申八月十二日ヨリ、

新納市右衛門久紀

初久寛 小右衛門 大藏 吟味役也、貞享五辰
九月五日ヨリ、異本元禄元冬ヨリ同
十三年冬迄トアリ

相良源藏聰香

後仁右衛門 御側御目付・御用人、宝永二年十月三日ヨリ

栗野・踊・溝邊

横川廻勤雜記〔季通昔年横目ニテ廻勤中ナリ〕

隅州桑原郡

栗野郷

木場村之内原田

一 地頭飯屋

一 御免屋敷三反三十間

木場村

一 高山

一 栗野木場村嶽温泉之場所ニ而御座候、尤穴間野嶽遠

見之所ニ而檜木立込之場所ニ而候、地頭飯屋より卯

之方道法壺里十式丁、

一大川筋

一 水上日州諸縣郡飯野狗留孫嶽より出、飯野、加久藤、

馬関田、諸縣郡吉田、吉松川添村ヨリ隅州桑原郡栗

野北方村江流入、木場村、米永村、恒次村、田尾原村、稻葉崎村迄流通り、湯之尾井手上村江流出申候、

一 浮簀板橋壺ヶ所横四尺八寸流三十八間

一 栗野木場村・北方村江双方相掛候橋ニ而御座候、入具之儀無代銀御手形を以申受来り候、

一 土橋壺ヶ所横八尺流三十二間

一 田尾原村中取御藏津下シ橋恒次村江相掛、入具右間断、

一 御新田溝筋右大川北方村之内より流入、田尾原村迄田地下水溝筋御座候、右之内土橋拾六ヶ所有之、

一 湯之尾境川水上西野稻葉崎村ヨリ出、大川筋江流出申候、右之内湯之尾境土橋壺ヶ所有之、

一本城境川水上栗野幸田村鹿倉より出、湯之尾川南村江流出申候、右之内本城境土橋一ヶ所有之、

一 横川境川栗野幸田村鹿倉より出、横川中之村江流出申候、

一 幸田村高津木川西鹿倉より出、恒次村大川筋江流出申候、土橋式ヶ所有之、

一 踊境川栗野木場村より出、横川中之村江流通り申候、

一古戰場并古陣場等無御座候、

一名所地并由緒委敷相知候儀無之、
隅州桑原郡木場村之内
一栗野川松男城

一 地頭飯屋より丑寅ノ方道法り六町二十三間

一 惣高さ二十丈計与吟味仕候、外堀惣廻り壹里三合余、

一 困村込ル、町ニして四十七町余廻り申候、

一 惟新様天正十八年庚辰六月飯野より松男ノ城被遊御

移城、文禄元年壬辰栗野より高麗江御渡海ニ而、同

四年御帰朝、直ニ帖佐之様被遊御移城候由、其後城

主相替為申儀無御座候、

一 義弘様御在城前、何方御居城之訳不申候、前代古領

与申傳候、

北方村之内熊峯
一 六地藏堂石

一 地頭飯屋より子丑ノ問道法二十五町弍間

右、又一郎様為御菩提被召建候由、

木場村之内御城山
一 山神社 御神躰鏡

一 地頭飯屋より丑ノ方道法六町六間

右同村之内御城山
一 毘沙門堂 木像高さ弍尺四寸

一 地頭飯屋より丑ノ方道法五町三十八間

右同村野本
一 地藏堂 木像高さ弍尺弍寸

一 地頭飯屋より卯ノ方八町十一間

右三行御城内へ相立居申候、

米永村之内山崎
一 風呂岡

一 地頭飯屋より未申ノ間(マ)十六町

一 惟新様文禄元年壬辰年栗野より高麗江御渡海之砌、御

供面々右風呂岡ニ而御通御盃不残被仰付、千秋萬歳

ニ而被遊御立候風呂之岡ニ而御座候、

米永村之内坂本
一 古城跡一ヶ所

一 右出丸之儀者、坂本番左衛門居城之由申傳候、

一 地頭飯屋より未ノ方二十五町

恒次村之内上村
一 同一ヶ所

一 地頭飯屋より申ノ方二十二町五十間

一 居城之人相知不申候、

幸田村之内陣之岡
一 同壹ヶ所

一 地頭飯屋より戌ノ方壹里二十七町

一 居城之人相知不申候、野陣与相見得候、

木場村之内笹峯
一 同壹ヶ所

一 地頭飯屋より午方壹里十町十間

一居城之人相知不申候、
木場村之内新城
一遠見御番所跡

一 地頭飯屋より辰方八町十二間
北方村之内彦崎
一同壺ヶ所

一 地頭飯屋より亥ノ方二十町十三間
木場村之内上床
一遠見火立御番所跡

一 地頭飯やより巳午ノ方壹里二十町
米永村之内
一遠見御番所跡

一 地頭飯屋より未ノ方十六町
右四行 惟新様御在城之御御番所跡ニ而御座候、
米永村之内永田

一 遠矢跡印名石壺本 高サ式尺五寸
一 飯屋より申ノ方九町三十七間
右同所 (高カ)
一同壺本 立サ三尺

一 飯屋より申ノ方十町

右式行 惟新様御城ヨリ遠矢被遊候御矢立之印石、
米永村 (蓬来山)
一 崇廟正若宮八幡 御修甫 鎮座 (米カ) 米良村之内

一 御本地釈迦・阿弥陀・觀音
一 地頭飯屋より酉ノ方八丁

一 右勸請年曆根本相知不申候得共、再興之儀ハ文明二
年伴貴兼代之棟上御座候、北原家之寄進等多ク有之
候、北原家之崇社ニ而為有之由、且亦天正十八年
義弘公御代、元和九年 家久公御代、夫より以來當
時迄時々之御再興棟札御座候、然共其根本勸請之年
簡相知不申候、

右八幡宮由来之儀ハ、國分宮内正八幡宮第一之御子
難波之王子御即位有テ仁德天皇与奉申候、彼天王ヲ
為奉崇宮而御座候、蒲生之八幡宮・始良之八幡・荒
田之八幡、此三神者栗野八幡宮之御兄弟ニ而御座候
由、委細之儀ハ國分宮内江相知有之由、

一 祭式之次第

一 二月初卯ノ日御祭りニ付、末社迄御膳廻り七拾五差上、
尤かきひき百姓共相勤申候、司參り郷士年寄老人・
組頭老人相勤參り申候、先供五人郷士より相勤申候、
一 五月六日御祭ニ者、御膳廻り末社迄拾壹差上、司勤
并御供廻り同斷、

一 六月廿九日夏越御祭りニ付、御膳廻り七拾五末社迄
差上申候、尤御定立神馬壹疋、中間上下ニ而相勤申

候、司役・御供廻り右同断、

一 茅之輪相調、麻之葉之御幣を以都而輪く、り御座候、

但麻之葉差出候者百姓より差出申候、

一 九月十五日大神事祭礼ニ付、

一 真米五斗式升五合御祭米御物御手形を以被仰付候、

一 御膳廻末社迄七拾五

一 御名代年寄壹人相勤申候、先供六人郷士より相勤

申候、

一 御地頭代與頭壹人右同、

但先供貳人右同断、

一 郷士壹人御名代江七度半之使相勤申候、

一 三献杓郷士前髪貳人相勤申候、

一 大人弥五郎殿とて支度はつとく袴烏甲四車ニして

町中若者共より御庭走り押廻シ相勤申候、

一 神馬三疋 御馬所役預人

内 壹疋御定立 原田主馬

貳疋寄馬

右 貳疋疋差出人相究候、尤郷士屋敷四ヶ所・百

姓貳門之内より差出来申候、

一 馬具三通り御物より相渡居申候、且中間之儀上下着相勤申候、

一 御名代御中途御坂迎御茶屋其其規迄相記申候、

但御茶屋相調候者百姓より相究居申候、

一 右御祭ニ付、御花柄并柴開御肴相添御納戸江郷士

才領を以差上来申候、

一金ノ十文字鏝一ツ

但十文字金、四すみ赤銅、菊之すかし有、

一 御椀拾

内 一ツ御食椀 蓋有

一ツ御汁椀 右同

一ツ御平 蓋なし

一ツ御坪 右同

一ツ御二之椀 蓋有

一ツ御吸物椀 右同

右、黒塗金縁舞鶴向茗荷笹松金蒔繪

但内赤

一 左文字之御手鍮壹枝

右、惟新様より木瀬右京亮 江御拜領被仰付置候、
一御盃一ツ

但竹ニ雀金蒔繪外黒塗内赤

右、又八郎様ヨリ木瀬右京亮 江御拜領被仰付置候、

一神領高式石

社人頭取木瀬右京

前々より社家屋敷共六ヶ所被召付置候、内ヶ所ハ正座主梅中寺寺地
ニ而、四ヶ所ハ頭前之社人精進屋敷ニ而候、

右高之儀者、御修甫料として被召附候付、右右京よ
り致支配、右所務を以大神事右御祭りさし上申候、

尤末社之修甫等仕来申候、

一明珠轡壺口

但柏之とうすかし有、

右 義弘公より正若宮 江御寄進有之候、但箱入、

一纒一張

右 惟新様御方 江召仕渋谷上総守より正若宮 江奉納

有之候、

一寄附高無御座候、

正若宮八幡宮ノ内末社

一四所ノ宮

右同

一武内宮

正若宮八幡宮ノ内末

一早風宮

右三ヶ所修甫社人頭取木瀬右京より修甫仕来申候、

右同 一 双善神王 御修甫

右同 一 雨宮

右者、木場村水窪門兵右衛門より修甫仕来申候、

略シテ写、
一造宮正若宮八幡御宝殿一字

大旦那藤原歳久 大願主藤原氏忠智

天正十三年季乙酉六月廿九日

大工美代主殿允清次

小工横山石見守

筆者當座主長譽

右意趣云々源義知吉息災云々略ス、

略写、
一修理武内大明神御主殿一字

大檀那伴兼守

大願主旦那家源

大工大神國廣

小工七郎右衛門尉

鍛冶為監寺

筆者座主長慶

天文十六年丁未三月廿六日

略写、
一造管早風大明神

大旦那藤原義久

大願主當地頭藤原忠智

大工藤原氏正次

小工横山石見守

筆者當坐主長譽

天正十五年丁亥三月十三日

米永村 蓬萊山 正若宮八幡
一梅中寺 天台宗 座主

但地頭飯屋より西方八丁廿間

右梅中寺、栗野郷士山田正仙坊妻躰にて右寺役相勤

来申候處、慶長年中より、國分宮内衆徒山田大圓坊

同家ニ而、彼方及断絶節ハ双方駈ケ寺役相勤来り、

其後彼地へ引移、二代ハ罷居候由相見得申候付、右

座主委相知不申候、

天文年中住職 天正より慶長中
一長慶 一長譽

元和より寛永年中 正保より万治年中迄
一賢仙坊 一養仙坊

右二代、國分宮内衆徒大圓坊跡相續として差越申候、

養仙坊子 永仙坊子
一永仙坊 一正仙坊

一山田養仙坊 一山田正仙坊

正仙坊子
一山田養仙坊 一山田正仙坊

當住右養仙坊子

右梅中寺座主勤方、前代より正仙坊妻躰嫡子相續、

并自然難成節者、國分衆徒右大圓坊方より継来申候、

一神領高無御座候、

一寄附高無御座候、

一古人之詩哥・古書等無御座候、

一菩提所 禪宗直末 徳元寺 福城山

一地頭飯屋より寅卯ノ間道法式町四十間

一開基之儀ハ、伊豆守酒井親貞先孝正廣禪定門旦那寺 (考力)

として造立之由、應永十三年十月三日書付御座候、

但當分何某殿先祖之訳相知不申候、

一當寺開闢應永年簡ニ而、山号ハ福城山、寺号ハ崇壽

寺与為申由御座候、

一嶋津伊与守様文安三年七月十五日御逝去被遊、御法

名慶雲幸公大禪門之御位牌御座候、其節徳元寺与寺 (定脱力)

号為相替由御座候、

但當分何某殿先祖之訳相知不申候、

一惟新様御子久四郎様御位牌蘭桂香公大禪定門、栗野

御在城之時分より文祿四年乙未七月四日被遊 御逝

去、右御位牌御菩提所被仰付候、

一右蘭桂様御廟所一字御修甫所

但地頭飯屋より寅卯之間式町四十間

一笠石壺本 高さ六尺五寸

但書同断、

右、見性道直禪定門松下源次郎殉死ニ而、右御廟所

脇ニ墓所御座候、

一女意輪觀世音菩薩本尊

但高さ式尺寸 座像古佛 名作之由御座候、

一開山竹居和尚 二大従津綱和尚

一壽岳和尚 四一三了達

一壺山芳 六鳳屋龍

一德室陸 八鰲山雪

一報山思 一泰岩昌

一智拙察 一無滯隨

一可外悅 一智楞宝

一悦堂仙 一智楞宝

一白堂禪 一性胛碩

一圓門照 一性胛碩

一一天栄鱗

廿一 一大洞倫

廿三 一達淳

一高式拾石

一米三石

一寄附高等無御座候、

右蘭桂様御佛餉料嶋津将監殿より召附被置候、

写

61

大隅國宮内之内正雲禪寺之事、進獻之、仍為後鑑令啓

一籍候也、頓首謹言、

天文廿二年

菊月廿七日

日新御花押

祐

田公記室禪師

⑩侍者中△

(本文書ハ「旧記雜録前編二」二七二一号文書ト同一文書ナルベシ)

62

写

大隅國桑原郡栗野之村

一作

徳元寺領

田方

かち屋ノ前
式段六畝六分 参石六斗六升

谷孫二郎作

同所
七畝廿五分 壹石九升六合六夕六才

同所
三畝 参斗六升

同人

同所
七畝廿五分 壹石九升六合六夕六才

同人

同所
式段五畝十五分 参石五斗七升

四郎左衛門

同所
合田方七段十一分 分米九石七斗九升二合三夕式才

孫二郎

(畠方)
古田方
かち屋の前
壹畝十八分 壹斗二升八合

孫二郎

屋敷方

ふもじ
式畝六分 式斗二升

掃部左衛門

すな(しり)

五畝十分 五斗三升三合三夕三才

善兵衛

合九畝四分 大豆 八斗八升一合三夕三才

善兵衛

右田畠屋敷合七畝十五分

米大豆

合拾石六斗七升二合六夕五才

以上

文祿五年丙申九月吉日

(川上忠智)
肱枕

63

写

知行目録

隅州栗野内木場村

高六拾四石五斗式升三合六夕五才

後河原門

右知行、應此中之高被仰付早、全成領向右役寺緩可

被相勤者也、

慶長拾九年七月廿三日

伊勢兵部少輔印

比志嶋紀伊守印

三原諸右衛門尉印

町田勝兵衛尉印

徳元寺

久四郎様御位牌所之事

高六拾四石五斗式升三合

内拾石六斗七升式合六夕式才者、

惟新様御意を以相付申、肱枕判有之、

残而五拾三石八斗五升壹合者、

御老中四人之御判有之、

慶長十九年十二月十六日

徳元寺
存芳

写

(本文書ハ五二号文書ト同文ニツキ省略ス)

右御目錄之通寺領高被召付置候処ニ、其後御領國中

(毀カ) 崩破之砌被召上、残り高右式拾石ニ而御座候、

木場村
一祈願所 真言宗 智明山不動寺 直末 蓮乘院

一 地頭飯屋より丑ノ方三町五拾壹間

一本尊不動明王 高さ壹尺壹寸

〔建立之年間不相知、慶長拾五年丙戌九月廿一日開山頼充法印位牌有之〕
一開山頼充法印 (庚)

外代々略、

一寺領高壹石

一寄附高・佛餉料無御座候、

一弘法大師御直筆掛物壹幅、校割ニ而所持有之候、

但法花經二ノ卷ノ内十八行有之候得共、文字相分

兼申候、

木場村
一真言宗 談儀所坊中門壽院 格護 幸善寺

一巴ノ方四丁四拾間

右幸善寺、智積院直末之由候處、前代より出水江御引

直候由、當分屋敷地迄御座候、左候而、蓮乘院格護仕

居申候、

木場村
一禪宗 右徳元寺末 盛展庵

一卯辰之間三町廿九間

一南林寺殿大中良等庵主之御位牌御安置ニ而御座候、

一貫明存忠庵主之御骨并御位牌右同斷、

但何様之由緒等相知不申候、

一本尊虚空藏 座像木佛 高さ七寸五部 作者相知不

申候、

一開基大從津綱和尚

外ニ代々略ス、

一寺領高・寄附高・佛餉料并古人詩哥・古書付等無御

座候、

木場村
一禪宗 徳元寺末 長香庵

一 地頭飯屋より卯ノ方三丁拾式間

一本尊觀音像

一開山壽岳仁大和尚

外代々略ス、

但當分無住、

右長香庵世代無住并鑑司等ニ而古ノ外相分不申候、

一寺領高・寄附高・佛餉料、古人之由緒・古書付等無

御座候、

木場村 徳元寺末

一禪宗

良傳庵

一寅ノ方式丁廿九間

一本尊觀音像

但當分徳元寺格護、

一癡壞寺ニ而、當分徳元寺支配有之候、

木場村之内湖之子上ノ原

一諏訪大明神 御神躰鏡

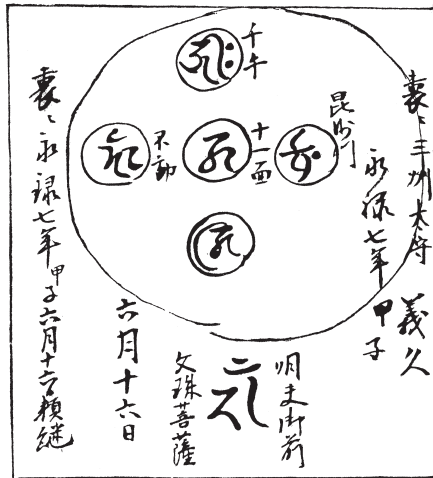
一巳午ノ方五町四十八間

一御祭り七月廿七日、所中人別并藤表幸善寺屋敷之所

務を以差上申候、御膳廻り八ツ、尤司として郷士年

寄忝人相勤申候、

右同村之内湖ノ子山
一稻荷大明神 御神躰ほん字板 一巳ノ方五町三拾壹間



右、義久公御建立、永禄七年棟木札御座候、意趣ハ、

菱刈・祁答院御手ニ入候様ニ与御誓願ニ而、社檀も菱刈

ニ向御立被遊候、

木場村之内雲ノ羽

一雨之宮 御神躰鏡

未ノ方式拾三丁四拾間

右同村之内水窪

一地藏堂 木像 高さ式尺

午ノ方壹里貳間

木場村之内水窪

一鎮守社 同断 壹尺

午ノ方一里一町四間

同村之内吉原
一三方荒神 同断 五寸

午ノ方壹里拾八丁

右同村之内笹峯
一觀音堂 同断 壹尺五寸

巳午ノ間壹里八丁式拾間

木場村之内竹牟礼
一阿弥陀堂 木像 高さ壹尺

飯屋より辰巳ノ間廿八丁廿四間

右同村之内田原
一觀音堂 木像 高さ壹尺

飯屋より巳午ノ方三拾壹丁五拾四間

右同村之内老谷
一地蔵堂 木像 高さ(ママ)

午ノ方三拾壹丁拾五間

右同村之内谷ノ藪
一山ノ神社 同 高さ壹尺

巳午ノ間三拾丁五拾六間

右同村之内大薄
一山ノ神社 同 壹尺壹寸

巳午ノ間壹里五丁卅八間

右同村之内綾織
一釈迦堂 同 高さ壹尺五寸

丑刁ノ方拾五丁廿五間

木場村之内留ヶ尾
一妙見社 同 高さ壹尺八寸

辰ノ方拾丁式拾間

右同村之内湯平
一權現社 同 壹尺式寸

卯ノ方壹里拾式丁拾間

木場村之内有次
一鎮守宮 御神躰鏡

戌亥ノ間式丁五拾式間

一御祭り九月九日、郷中より御祭差上申候、御膳廻り

壹通り、
右同村之内上ノ原

一薬師堂 木像 高さ七寸

未ノ方九町五拾四間

木場村之内米山
一薬師堂 同 高さ壹尺式寸

未ノ方五町拾三間

右同村之内林丸井手
一秋葉宮 石躰 高さ九寸

未ノ方五町三拾四間

一安永七年戊戌正月十八日、野町中開基、
右同村之内有次

一虚空蔵 木像 高さ七寸

一未申ノ間四丁拾四間

木場村之内宮川上ノ瀬
一水天 石躰

一未申ノ間五町拾四間

右同村之内後川原
一天神宮 御神躰鏡

一酉戌ノ間六町四拾間

右同村之内町
一夷社 木像 高さ寸^(マ)

一西ノ方四丁四拾六間
右同村之内宮之前
一十王堂 同 八寸

西ノ方六町拾貳間
右同村ノ内同所
一觀音堂 同 壹尺貳寸

申西ノ方七町拾壹間
右同村宮之前下之瀨
一鍋石水天 石躰

西ノ方七町
^(米水カ)
未春村之内
一觀音堂 木像 高さ六寸

西ノ方拾壹丁
右同村坂元
一大師堂 同 高さ壹尺

未申ノ方式拾壹丁廿間
^(田カ)
右同村會向
一虎山薬師堂 同 高さ六寸

未ノ方三拾町三拾間
米水村玉ノ山
一山ノ神社 石躰

申方壹里貳町三十五間
右同村玉ノ山
一若宮 木像 高さ七寸

申ノ方壹里貳町廿五間

右同村田所
一大玉社 鏡躰

申ノ方壹里三町貳拾間
米水村上別府
一觀音堂 木像 高さ貳尺四寸

申ノ方式拾八町五拾貳間
右同村同所
一鎮守 鏡躰

申ノ方式拾九町三拾間
右同村馬場追
一薬師堂 木像 高さ壹尺壹寸

申ノ方壹里壹町四拾間
右同村川原田
一荒神社 木像 高さ七寸

申ノ方拾八丁四拾間
右同村同所
一阿弥陀堂 木像 高貳尺貳寸

申ノ方拾九町拾間
恒次村上村
一妙見社 金躰

申ノ方式拾壹町五拾間
一御祭り十一月初西ノ日、落表を以辻門名頭より差上
申候、

恒次村御前野
一水塔府妙見宮 鏡躰

一西ノ方壹里四丁五拾貳間

一御祭り九月廿九日、落表を以西門名頭より差上申候、

御膳廻六ツ、

右同村同所

一 釈迦堂 木像 高さ壹尺六寸

一 地頭飯屋より西ノ方壹里四町五拾貳間

右同村上邊

一 地藏堂 石鉢

一 西ノ方貳拾八丁四間

恒次村之内石作

一 地藏堂 木像 高さ八寸

一 西ノ方壹里四間

右同村二邊

一 觀音堂 同 壹尺四寸

一 正月十八日祭り村中より、

一 西ノ方壹里七町四拾四間

右同村田底

一 薬師堂 同 壹尺

一 西ノ方同断

于時永正十八年己巳十一月十五日

願藤原朝臣出雲守

恒次村廣田下ノ

一 諏訪大明神

但木像貳鉢 高さ七寸

御祭り七月廿八日、落表を以廣田門名頭より御膳廻

差上申候、

右同村藤川

一 山ノ神社 木像 高さ五寸

一 山ノ方一里拾七丁五拾間

右同村外村

一 阿弥陀堂 木像 高さ九寸

一 山ノ方壹里拾八丁五拾間

幸田村前原

一 薬師堂 同 貳尺

右同村水上

一 阿弥陀堂 同 壹尺貳寸

一 山ノ方壹里拾六丁拾間

右同村古川

一 大玉社 同 三寸 五鉢

一 山ノ方壹里拾八丁拾間

御祭り十一月初申、落表を以古川門名頭より御膳廻

りさし上申候、

幸田村古川

一 山ノ神社 木像 高さ三寸

一 山ノ方壹里拾八丁

右同村今村

一 端山大明神 石鉢 八寸

一 山ノ方壹里拾六丁三拾間

右同村柿木

一 彦熊野両所權現社 石鉢 壹尺

一 山ノ方壹里拾八丁

御祭り十一月初未ノ日、落表を以柿木門名頭より御

膳廻さし上申候、

右同村窪園

一観音堂 木像 杵尺八寸

西ノ方壺里拾八丁拾間

右同村松元

一權現社 鏡躰

西ノ方壺里拾九丁拾間

御祭り十一月初未ノ日、落表を以松元門名頭より御

膳廻さし上申候、

右同村同所

一山ノ神社 鏡式躰

西ノ方壺里式拾丁式拾間

右同村佐牟田

一山ノ神社 木像三躰 六寸

西ノ方一里式拾丁三拾間

御祭り十一月初申ノ日、落表を以佐牟田門名頭より

御膳廻さし上申候、

右同村大牟礼

一山ノ神社 金躰 式寸

西ノ方壺里三拾丁三拾間

右同村前田

一地蔵堂 木像 高式尺三寸

西ノ方一里式拾九丁拾間

北方村赤谷

一水天社 御神躰面

戌亥方六町五拾三間

右同村宮園
一地蔵 御神躰石佛

戌亥ノ方十三町五間

右同村宮ノ下

一善神王社 御神躰からかね

但鏡ニ為さけ有之候、

戌亥ノ間十四丁十七間

一九月十九日御祭り、村中并國分郷士林伊左衛門寄附

米ニ而御膳廻りさし上申候、司として郷土年寄老人

相勤、御花柄國分郷士林氏方へ差遣申候、

敬白善神王御寶前

奉施入御正躰一面

右意趣者為沙弥道法

今生後生壽命長遠并

高向大女息災

延命心中所願

成就記

貞治七季 戊申七月十九日庚申

一造立善神王御寶殿一字

大檀那伴兼守 大願主日下部貞源

右意趣云々、

大工大神氏國廣

同 孫六

鍛冶黒田將監允

小工肥後守

同 万右衛門

同処
一双善神王 木像 高さ式尺

同処
一戌亥ノ方拾四丁拾七間

一六人大王社 同 八寸

一同断

北方村之内平山
一山ノ神 御神躰鏡

一子丑ノ間式拾五丁拾五間

右同村之内川邊
一虚空蔵 石佛

一戌ノ方拾丁壺間

右同村之内郡山
一觀音堂 同

一西ノ方十二町四拾間

北方村之内西原
一池之王 御正躰面

一西ノ方式拾壺丁四拾間

右同村之内郡山
一彦權現社 同断

一西ノ方拾四丁四拾間

右同村之内北齒
一地蔵堂 木像 高さ式尺

一 仮屋より戌ノ方式拾三丁

北方村之内松林
一阿弥陀堂 木像 壺尺

一戌ノ方式拾三丁

右同村之内坂元
一池之王社 御神躰面

一戌ノ方十五丁十式間

一十一月廿五日、落表を以坂元門名頭より御祭りさし

上申候、

一奉造立池王御寶殿一字

大檀那御 義久

大願主源ノ 義智

元龜二年甲戌十月

北方村之内永吉 (高力)
一地蔵堂 石佛 立寸式尺

一 戌亥ノ間拾五丁

右同村之内新中馬場
一薬師堂 木像 壺尺五寸

一 子ノ方七町四拾六間

北方村堂之上
一地蔵堂 同 壺尺八寸

一 子丑ノ間十町拾三間

右同村之内辻
一彦權現

丑ノ方拾丁三拾五間
右同村之内宿口
一十三佛 石ニ切付

丑ノ方拾式丁四拾間
北方村井手口
一水天 石社

丑ノ方拾式丁四拾間
右同村之内
一天子宮 木像 八寸

丑ノ方七町三拾五間
右同村之内本村
一大神岩神社

一御正躰御本地薬師如来
但からかね躰

一戌ノ方二十五丁二十間

敬白ヲイカミ大神御寶前

ツサノヲノミコト、申ス

奉施入御正躰本地薬師如来也

明應九年庚申卯月廿八日

正若宮よりマイル座主敬

一奉造替大神岩御宝殿一字

大檀那伴之兼藏

大願主日下部之貞源安

明應九年庚申四月廿八日
田尾原村老岐殿ノ岡
一古墓所

但地頭戌ノ方三拾三丁

右、何某墓共相知不申候得共、古墓之故相糺、左ニ相
記候、

風

能持是經者 名宗及言辭(字)
不久亦當得 樂言無窮盡(說)
能持是經者 如風於空中
於諸法之義 一切無障(礙)

右意趣者、為妙清禪尼相當(以下欠)

延文五年庚子四月八日主敬(龍乳)
白

風


妙清禪門施主逆主
正平十二年八月十八日
相年(當)拾三年

高サ六尺五寸ヒ老尺式寸
ア六寸

外ニ五倫石并石躰之石多々有之、
 稲葉崎村之内鬼辻黄金塔与申所
 一右同

一酉ノ方壹里五町

右、何某墓所与茂相知不申候へ共、古墓之故左ニ相記、



今以何目録(因縁)
 我等諸宮殿
 威徳光明曜
 嚴飾未曾有
 如是之妙相
 昔所未聞見
 為大徳天王(生)
 為佛生世間

右享都婆者为沙弥道性现世安隠(徳)後生
 信大檀那沙弥道性并孝子各敬白(心腹力)
 曆應二年七月十三日相當第十三矢(天)
 大工乗性小工了密等各敬白(徳力)
 至法界平等利答也仍道如件(徳立)

地上高さ壹丈壹尺ヒ式尺
ア壹尺

右之通石壹本、外ニ崩石等数百本与相見得居申候、山

中故詳ニ相知不申候、
 田尾原村中水流
 一阿弥陀堂 木像 (高カ) 立サ式尺三寸

右同村田中
 一水天社 木像 (高カ) 立サ五寸

一戌亥ノ間三拾六丁

右同村谷口
 一鎮守社 御神躰鏡

一戌亥ノ間三拾六町

田尾原村下原
 一觀音堂 木像 (高カ) 立サ壹尺

右同村
 一戌ノ方三拾五丁四拾間

一天満天神宮 御五躰鏡裏ニ應安七年二月与書付有り

一酉ノ方三拾六町

一御祭り十月廿五日、落表を以瀬戸口門・松元門右両

人より差上来り申候、御膳廻五ツ、

稲葉崎村中蘭
 一善神王宮 御正躰からかね御三躰

一釈迦佛裏書

一戌ノ方壹里拾式丁五拾間

一御祭り九月八日、落表を以中蘭門・沢畔門名頭兩人

よりさし上来り申候、御膳廻り五ツ、

右同村興邊
 一山ノ神社

一亥子ノ間壹り廿九町拾間

右同村同所
 一松尾權現社 御神躰鉢

一亥子ノ方壹里拾九丁四拾間

右同村中蘭
 一榊王社 面壹ッ

一亥ノ方壹里拾町拾間

右同村今村

一薬師堂 木像 高さ壹尺

一亥ノ方壹里拾丁拾間

右同村田上

一阿弥陀堂 木像 式尺式寸

一戌ノ方壹里九町七間

一鹿兒嶋札辻ヨリ地頭仮屋元迄拾式里式拾丁

一栗野村

但當分米永村、元禄九年比迄ハ栗野村与古書付ニ相

見得申候、

一小羽村

但當分木場村之内上方限りニ御座候、

一上村

但當分恒次村ニ而御座候、

一廣田村

但當分恒次村之内下方限ニ御座候、

一北名村

但當分北方村ニ而御座候、

一崎水流村

但當分田尾原村ニ而御座候、

一稲葉崎

但當分稲葉崎村ニ而御座候、

一幸田村

但書同断、中古ハ高田村与アリ、

一惣高頭六千六百七拾六石七斗五合餘

一惣人数式千六百七拾六人

但亥年御改元、

一竈数六百八拾三家内

一名将勇士之墓所

一木場村之内後川原田中江洪江上総守墓所有之、

酉戌ノ方五丁廿間

一同村ノ内花ノ木ヶ園江大田武篇之介墓所有之、

午未ノ方拾壹丁三拾間

一同村之内上諏方之岡江御腰掛之石有之、

但辰巳ノ方九町八間

右、惟新様御鶴狩被遊候節、右之武篇之介ヲ御意討

被仰付、御側詰肥後・江田・洪江・川上・梅橋其外

多人數被召列、竹之上帯刀与申候討たるを御遠見ニ

而御覽被遊候御腰掛石ニ而御座候、

寛政十一未四月
一金子三百疋

栗野郷土

池田彦右衛門

右、凶作之節飢躄之者へ錢配當、又ハ無利ニ而借付、

旁寄特成心入被開召上御褒美、
同士大夫嫡子

一青銅三千疋
田上長八

右、老父江孝養いたし御褒美、

天明五年巳十二月六日
米永村内村門名頭仁兵衛養大伯父
一青銅千疋
源之丞

右、老母江孝養いたし御褒美、

一地頭代々名前

一川上美河守肱枕老

右、惟新公御引取候後、御城代として被召置候、
天正十五年より地頭初
一阿多掃部殿
慶長より寛永迄

一阿多甚左衛門殿

右式人居地頭

正保
一伊藤仁右衛門殿

明曆・萬治

一嶋津大膳殿
寛文・延宝

一平山次郎右衛門殿
元禄・宝永

一嶋津内膳殿
元文・寛延

一岸喜右衛門殿
宝曆

一島津求馬殿
明和・安永・天明

一北条十左衛門殿
享和・文化

一嶋津右平太殿

文化・文政

一伊十院十左衛門殿

一平田兵十郎殿
弘化

一島津清太夫

文政二年より

一嶋津仁十郎殿
天保

一嶋津右門殿

右数行、文政中栗野旧跡札帳之内より書拔也、

但飯屋格讀

一栗野古城 木場村にあり、地頭飯屋を距る事子方三町

余、松尾城と名つく、旧記を按するに、建久の比栗野

郡司守綱なるもの此城を守るとあり、中古以来北原某

こ、に居住す、天正十八年六月廿六日、邦君松齡公飯

野城を去りて此城に移り給ひ、文禄元年朝鮮國の役に

もこ、より〔此城を〕發して肥前州名護屋ニ出り給ふ、
〔所〕

今ハ松秋の林となりて、石垣・礎石等遺址多し、

一智明院不動寺蓮乘院 木場村ニあり、古城蹟追手の口

なり、地頭飯屋の子方三町余、真言宗大乘院の末にし

て、開山頼充法印、慶長十五年庚辰 九月廿一日迂化、本尊不動明王像、開

基年月詳かならず、當邑の祈願なり、
〔所〕

一正若宮八幡 米永村田間の一山に鎮座、蓬萊山と名つ

く、地頭飯屋より西方七町余、祭神三座、應神天皇・月讀・玉依姫、本田親

盈神社考に神功・應神・仁徳三座と記す、再考すべし、祭九月十五日、末社四所宮仲哀天皇・仁徳天皇・神功皇后・姫太神

武内社武内宿禰・早風社、當社勸請履歴詳かならず、大隅正

八幡宮の別宮なりといひ傳ふ、本邑惣鎮守にして、い

にしへ領主北原氏崇敬厚く、再興の棟札を納む、又寄

附の品も多し、天正以来 松齡公再營し給ひ、神領を

寄附し神馬を寄進して今ニ定立なり、社家原田氏御馬所預る、社司

を木之瀬某といふ、別當寺を蓬萊山梅中寺といへり、

天台宗剃髮妻帯の僧住職し、正仙坊といふ、國分宮内

衆徒の類なり、松齡公朝鮮の役に赴き給ひし時、當

社に詣て首途し給ふ、其日大雪なり、公神前にて

野も山も皆白旗となりけり

今宵の宿ハかち栗のさと

義弘

から立の其身ハやかて帰國哉

全

公供奉の人々に例前之鑄刀剛欲踊を命し、白鉢巻をゆ

るし、社庭にて踊を興せられしとなり、

一福城山徳元寺 木場村にあり、地頭飯屋の卯方式町余

曹洞宗福昌寺の末にして、開山竹居和尚福昌寺二世、本尊如

意輪觀音座像古佛、初め崇壽寺といふ、應永十三年十月三日、

伊豆守酒井親貞正廣禪定門の為に創建す、其後慶雲幸

公大禪定門嶋津伊豫守、文安三年七月十五日の牌を安置して徳元寺と改る

といふ、文祿四年七月四日、嶋津久四郎久清没して菩

提寺となす、庭中に蓮池あり、千葉蓮と云、文祿の役

朝鮮國より邦君の携へ給ひしといひ傳ふ、

一風呂の岡 米永村にあり、往還田間に其廻り六拾間余

もあらんか、小高き所なり、地頭飯屋の未申拾五町、

松齡公朝鮮の役に赴き給ふ時、此所まで人々見送り奉

りて、山田松千代・渋谷三五郎など御暇乞の菴を設け

名残おしミ給ひし旧址なり、ゆへに栗野見返りの岡と

もいへり、

一栗野嶽 霧島山の内にして木場村に属す、嶽の半腹に

温湯出湯出す、温湯ハ地頭飯屋を硫磺明礬の氣多く、踊榮之尾

の葉湯に類す、又野中に三日月の池あり、形ち半月に

似て、廻り拾六町、冬出水なく、夏五月水あり、菖蒲

多し、其花色濃して殊ニ潤ハシ、霧嶋山御花池ともい

ふ、

三日月の池何れぞ深山鳥

右、名勝考書拔ニ見ゆ、

一 正若宮八幡宮

右八幡宮由来ハ、國分宮内正八幡第一之御子難波之王子即位有而仁徳天王と奉申候、彼天王を為奉崇宮ニ而候、蒲生之八幡・始良之八幡・荒田之八幡、此三神ハ栗野八幡兄弟之由、

一 神領高式石被召付置候、并社家屋敷共六ヶ所従前々被召付置候、内壺ヶ所ハ正座主梅中寺寺地ニ而候、四ヶ所者頭分之社人精進屋しきニ而候、

一 慶長十九年御支配迄ハ神領高四拾九石九斗九升餘被召付置候、目録壺通于今格護仕候、且又九月十五日御祭りニ御太刀膝着分として浮免高壺石餘被召付置候、于今日録有之候、

一 御馬壺疋定立ニ被召置候、時々ニ御厩より馬御替被成候儀ニ候、尤鞍具等同前之事情、御當代も鞍具等被召替候、馬飼料前々ハ高被召付置候得共、毀破之時分被召上、當分ハ所中七ヶ村より馬草迄ニ而相濟候、元和

六年申六月阿多甚左衛門・吉田貞左衛門證文有之、慶

長二年高目録壺通格護仕候、馬死候時分馬捨所御馬川

原とて畠式反程于今御竿不入被下置候、且又御馬格護

衆中社家原田治部左衛門相勤居候、御馬中間之儀ハ、

所衆中池田堅物(監)・藤井太郎介右両家より前代より相勤

候、

一 明珠轡壺口

右、義弘公御寄進、

一天正拾三年乙酉 義久公寶殿造替之棟札有之、

一同拾八年庚寅、 義弘公拜殿造替、奉行猿渡備後入道、

棟札有之、

一元和九年九月、 家久公寶殿葺替被仰付候處、小板無

之由ニ而、仮ニ茅葺ニ而上屋ね十壺ヶ外城へ被仰付、

外家相調申候、奉行吉田貞左衛門・阿多甚左衛門、賦

日記于今有之、

一 義弘公 忠恒公高麗御渡海之刻御社參、軍陣御祓私曾

祖父木之瀬太郎三郎へ被仰付、何れも社家中御目見得

仕、御祈禱申上候、左候而、御誓願之由太郎三郎京都

へ罷登神道相傳可仕之旨被仰付置、文祿三年冬より罷

登、吉田殿江相詰、木之瀬右京進と名替仕、翌年七月

罷下申候、神道傳書吉田兼見御自筆ニ而奥書有之、格

護仕候、申傳候ハ、薩摩兵庫守殿御深切之程大悦ニ被

思召候由吉田殿為被仰(◎上)申事ニ御座候、且又高麗御婦

朝已後、義弘公より左文字之御手鑑一枝、忠恒公

より御盃拜領仕、于今格護仕候、且又右京進冠名ニ而

ハ武方之御奉公不成合候条、土佐之介と俗名被仰付候

由、

一関ヶ原・大坂乱之時分、於正若宮軍陣之御祈禱被仰付、

相勤候由、

一家久公真幸御通道三度御上洛被遊、三度共ニ御社参有

之、殊ニ両度ハ曾祖父右京所江御一宿為被遊之由申事

ニ御座候、

元禄十一年寅十一月

社家頭取

木瀬清左衛門

北方村之内

一善神王大明神

右善神王、慶長十九年御支配迄ハ高被召付置、式石余

之目録格護仕候、

右善神王脇宮

一六人之大王

右ハ、伊東一乱之時分 義弘公御誓願ニ而御建立之由

申傳候、

鯨之小山
一稻荷大明神

右、永禄七年 義久公御建立ニ而候、棟札ニ相見得候

ハ、菱刈[◎]祁答院△御手ニ可参様との御誓願、社檀菱

刈江御向御立被成候由相見得候、

恒次村之内ニ渡り
一正觀音堂

右、従古来名作之由申傳候、子ノ年蓮乘院より書出被

申候、雖然由来之趣細々不被申上候、此節相改申候得

者、申傳之儀も有之、又ハ寺号・山号・院号等相知申

候、山号ハ二渡山満福寺大乘院与棟木ニ相見得候、年

号ハ長禄二年戊寅十二月廿六日、右大乘院大願主永順

より造替之趣相見得申候、且又申傳候ハ鹿兒嶋大乘院

之儀右大乘院御引直為被遊之由候へ共、年来不相知候、

御城内
一毘沙門

右、 惟新公御在城之節御建立之由、

右数行、元禄十一年寅十一月書出シニ見ゆ、

一北原持城、飯野・徳満・馬関田・吉田・吉松・野尻・

栗野、

右、文明六年甲午八月之比三州行脚僧雜錄ニ見ゆ、書

拔置也、

幸田村大主社
一奉再興古川大王宝殿一字

大檀那光久公 綱久公 地頭樺山權左衛門

同断
寛文十一年八月大吉祥日

一造替棟札

源綱貴公 源忠竹公 地頭樺山權左衛門 作事主取坂

元勘左衛門 正祝子木瀬右京貞諦 庄屋緒方新左衛門

同断
貞享五年三月吉日

一造立棟札

光久公

願主本城住人神田橋宅右衛門義辰・同横川住人日高仲

兵衛正次 大工本城衆内山五右衛門

同断
明曆二年八月時正大歳丙申

一造立棟札

大檀那継豊公 願主・所中名前略ス、

元文二年乙巳十一月吉日

幸田村權現社
一奉造立彦熊權現二社一字
熊野權現

大檀那藤原光久公 所中名前略ス、

寛文六年丙午二月吉日

幸田村佐牟田
一山ノ神社 木像三軀

但木像ノ裏ニ銘之左之通、于時享祿五年十二月吉日、

願主敬白トアリ、

右山神ノ棟札ニ 大檀那光久公 地頭樺山權左衛門殿

天和元年三月吉日

又棟札ニ

光久公 地頭樺山權左衛門殿

天和二年戊十一月五日

幸田村窪園
一觀音堂

但木像ノ裏ニ切込書付テアリ、

宝永六年九月七日再興、右跡より再興いたし候筋相見

得、外ニ昔年ノ文字為有之やう、少々文字スリ切居候

得共、何年ト云コト不相知、惜哉、

右七行、嘉永元申八月廿七日、栗野町より幸田村江道

打ニ差越、每一社順參、棟札等拜写ス、季直記ス、

一申九月朔日、二渡りより廣田江廻勤、諏方・山神・阿

弥陀江廻參ス、
恒次村廣田ニ鎮座ス、
一諏訪大明神

一棟札ニ

上棟 大檀那伴朝臣久兼

藤原朝臣貴根 同貴幸

大工藤原秀前 小工大神朝臣國廣

鍛冶黒田源左衛門尉

永正十八年己巳十一月十五日

裏ニ、當社造立之講衆

長野藤兵衛尉 黒田玄番尉

保元方 早水孫六方 萩原助方 同藤七郎 溝口師

七方 五郎三郎 同小五郎 井口五兵衛 同清九郎

同九郎左衛門 二郎左衛門 ほり之内 五郎右衛門

石作 上ノつる 脇田 黒田主殿 同助七郎 彦七

河原田 山下 水上 柿ノ木 おむれ 松本 なは

へ さむた 彦三郎 四郎左衛門 前田与兵衛 又

右衛門 李兵衛 同左衛門三郎 二渡ノ七郎右衛門

又棟札ニ左ノ通、

御諏訪之上下大明神一寶前之叶子子あらん彼人数興

行

天文十九年丙戌七月吉日

蓮乘院 萩原豊前守 同助三郎 山口助「シレス」左衛

門尉 同源兵衛尉 永池讚岐守 同大炊助 溝口清

左衛門 同「マ」、七 井口清左衛門尉 平河治部丞 是

ヨリ下能シレス、略シ不写、

一面三ツアリ、内一ツニ裏ニ左之通、

天文十九年庚戌七月七日

一木像二座 共ニ裏ニ書附テアリ、

但裏ニ、于時永正十八年己巳十一月十五日 願主

藤原朝臣出雲守貴「此字尚ノ字カ南ノ字カヨク分ラズ」 作者文甫

一ツニハ

于時永正十八年己巳十一月十五日

願藤原朝臣出雲守貴「重ノ字ノヤウミヘタリ」 作者文甫

一鰐口ニ、寛永廿年癸未二月吉日

奉金九千右衛門

恒次村藤川 一山神社 木像三躰

棟札ニ

承應四乙未三月吉日

名アリ、シレス、

作者

金藤勘解由左衛門

同市右衛門

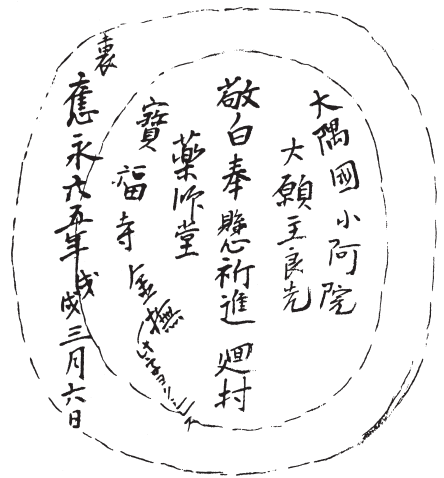
右数行、九月朔日廻参ノ序ニ拜写ス、季直記、
恒次村田底門
一薬師堂 鰐口ノ銘ニ

文亀三年三月吉日 奉施入毘沙門鰐口也、

右、本尊薬師ノ脇ニ木像一躰アリ、毘沙門ならん、
然ラサレハ、昔年ハ毘沙門建立アリテ鰐口ノ残リシ
ヲ、薬師ニ持来テ掛シモノナラン、今此村ニ毘沙門

ハナシ、故ニカク記シ置ヌ、
恒次村ノ内御前野ニアリ、
一妙見宮 神躰鏡

右、近年焼失ニテ新建故棟札等ナシ、鰐口ヲ見ルニ
銘アリ、左ノ如シ、



右、申九月朔日参詣拜写す、
恒次村二渡り
一観音堂

右、木像古躰、裏文字モナシ、古来長祿中ノ棟札今
ハナシ、正保三年造立ノ棟札一ツアル而已、
恒次村植村鎮坐
一妙見社一字

右棟札ニ、大檀那藤原家久朝臣、當領主川上助七郎
久如息災云々とありて、年号讀へからず、惜哉、裏
槐嶋藤右衛門綱次 内野清右衛門祐吉 井手上市右
衛門実清 瀬戸山六郎兵衛尉 近藤勘解由允 永本

内蔵介 寺山内蔵之介 池田市右衛門 石塚主馬允

鬼塚新兵衛尉 萩原弥兵衛尉 小蔵少右衛門 四本

新左衛門 鬼塚益右衛門 金之与介 竹下藤兵衛尉

井手上与右衛門 山下吉兵衛尉 各息災延命と記ス、

田尾原村鎮座ス、
一阿弥陀堂

但木像ノ底ニ

奉造立善徳施「シレス」主ノ、妙

用女「シレス」婦文明十、十一月十日作者心省「ヨクシレス」

田尾原村鎮坐
一天神社

一面裏ニ

于時長享二年戊申二月四日 作者心省米一

一同裏ニ

天正廿年ミつのへたつ二月日 作者川、「ママ」

一同裏ニ

立願成就祭作者川亦判

天正廿年たつミつのへ二月日

一同裏ニ

米一

真中ニ掛ル、
一鏡一躰 下ニ丸板ニ十二面像彫刻アリ、

裏ニ左之通書附アリ、但鏡ニ重付テアリ、

奉施入

□ 太神御寶殿

十一面像一躰

右意趣者為現世安

穩後生善所也

應安七年二月日

作阿法市敬「御敬白カ」

外ニ

一鏡五躰 文字ナシ、差渡式寸計、

一棟札一枚

封 大檀那伴兼建

奉造立天満天神宮御宝殿一字

封 大願主伴氏兼冬

右意趣者、為金輪聖皇、天長地久、御願圓滿、院内

安穩、殊者信心大施主日下部氏貞治壽命長遠、息災

延命、子孫繁昌、別聖朝國吏本家領家須所郡司各主「預カ」

沙汰人等安穩泰平、命所願成就、皆令満足之故也、「名カ」

仍奉造替意趣如斯、

天文八年己亥十二月十八日

大工大神氏國廣

小工七郎左衛門尉

鉤治賀藤兵衛尉

蘭田兵庫尉

筆者座主長慶

右阿弥陀堂・天神社、九月四日朝參拜、右之通写取ル、

且外ニ觀音堂・水天社・鎮守社等ニモ廻參スレド棟札

等ナシ、鎮守社など至極ノ荒廢スレバ祈禱も少カルベ

シ、

之間栗野江、北加久藤・飯野江、北東之間小林江相境、

一東曾於郡境いちこから迄地頭飯屋より式里拾九丁式拾

間

一西横川境迄地頭飯屋元より壹里三丁五拾間

一南曾於郡境迄地頭飯屋元より壹里式拾六丁廿四間

一北加久藤・栗野境山之神之元迄地頭飯屋元より五里半

程

但深山之道筋不相究、程付も相記申候、

一惣高頭四千四百石壹斗七升四合壹夕七才

内千式石六升式合三夕

宿窪田村

六百八拾三石五斗九升九合四夕七才

萬膳村

九百拾四石式斗五升三合壹夕三才

中津川村

嶋津兵庫殿持切

五百六拾七石七斗九升九合三夕八才

持松村

伊十院藏主殿持切

六百式拾四石式斗四升九合五夕八才

上中津川村

新納浪江殿持切

六百八石式斗壹升三夕壹才

三鉢堂村

但銘々先ニ委相記、

一在郷江相境、東曾於郡江、南日當山江、西横川、西北

右六ヶ在先ニ委敷相記、

亥御札改元
一物人数式千百七拾人

内八百六拾壹人

郷士

内式拾五人

下男女

但竈数百四拾七

九百貳拾八人

百姓

但同百三拾四

三百貳拾壹人

踊取札
諸家中

但竈数廿九

拾七人内壹人善提所住持

社家

但竈数七

同三ヶ寺

四拾三人

野町

但同六

宿窪田村之内牧之藪
一地頭飯屋 壹反屋敷

一鹿兒嶋下札辻より拾壹里、爰元より下札之辻未申ノ

方ニ當ル、

一地頭世代、先年役所焼失ニ付書付無之不知、

仁禮十兵衛殿

諏方甚左衛門殿

岸良清右衛門殿

鎌田小藤次殿

島津多門殿

篠崎藏太左衛門殿

伊集院藏主殿

文化十五年正月御預
嶋津矢柄殿

文政二卯二月
高橋甚五兵衛殿

嶋津内膳殿

関山軍兵衛殿

外ニ

天正年間之比
隈元淡路殿

元龜年間之比
伊集院下野入道殿

元禄年ノ比
伊集院将監殿

永禄ノ比
伊集院長門殿

延宝ノ比
黒葛原右衛門殿

不知
伊集院半兵衛殿

不知
新納五郎右衛門殿

一文化五年辰三月十五日

齊宣公爰元安楽御湯治之砌、鹿倉内御狩御帰掛地頭

飯屋へ御入有之、夫より安楽江御帰殿ニ而御座候、

宿窪田村之内
一踊之城 地頭飯屋より申ノ方拾八丁

一惣廻り壹里

一酉戌ノ方日當山ニ境、

一子ノ方横川ニ境、

一建武年間之比迄ハ横川家之居城、夫より北原家之領

地ニ而、惟新様御代ニ北原家より差上候由申傳有

之候へ共、何ぞ慥成書付等無御座候、

一古城云々略ス、別ニ拔書也、

宿窪村之内
一(田脱之)日峯山

善提所
東光寺

飯屋より亥ノ方四丁四拾間

一本尊薬師老鉢高式尺三寸、座像、定朝之作与申傳候、

右、文祿四年未九月勸請、

一開山喜冠慶大和尚禪師

但開基之年月相知不申候、

一御文書等無御座候、

一施主妙谷寺殿貫明存忠庵主御位牌奉安置候、

一高老石 寺地御免

一開山喜冠一中岳二関翁三昌安四蘭叟五王泉六月照七

八元禄七 九宝永七 十享保十九 十一延享四 十二安永五 十三天明

雪岩 玄積 逸明 壽謙 玄峰 愚教

良音十四寛政四 東阜十五文化五 前三十六文化七

宿窪田村之内 一慈峯山 長久寺 真福院

飯屋より亥ノ方五町廿五間

一本尊正觀音高廿六寸 新仏、蓮花座、靈仏、日州佐土原大嶋周防入道作与申傳候、

但勅書・御文書等無御座候、

一本尊十一面觀音

但新仏

一開山法印權大僧都忠実

但年間不相知、

一施主 惟新様

右寺之儀者、 惟新様御祈願被 仰付、御文書等為

有之由候へ共、悉燒失仕、于今御文書等并開基之年

間等相知不申候、

一高老石 寺地御免

一世代先年寺出火ニ付書付等委敷相知不申候、

一憲性元文ノ比 延享ノ比 一堯音本ノマ、 寛政ノ比 一光林此間一世不知、 一覺雄

一覺固文化ノ比 同比 一天良文政ノ比 文政ノ比 一快超文政ノ比 文政ノ比 一鏝明 一成仁 一玉信

一宿窪村(田脫カ) 六里五町五拾式間廻

人数百九拾七人 門数貳拾貳

一萬膳村 飯屋より亥子ノ方式里有之、 四里八丁廿間廻

人数百八人 門数廿一

一中津川村 飯屋より辰巳ノ方壹里有之、 四里貳拾三町廻

人数貳百拾七人 門数貳拾九

一三鉢堂村 飯屋より丑ノ方式拾丁程 四里貳拾四丁四拾間廻

人数百六拾九人 門数廿二

右三鉢堂村之儀ハ、新納家十四代近江殿江寛永十一年

大御支配之砌從 中納言様御拜領之地ニ而候、

一上中津川村 飯屋より卯ノ方三拾四丁 三里拾八丁貳拾間廻り

人数百四拾壹人 門数廿

右上中津川村、寛永十年比伊集院十右衛門殿江被仰付

候由、

一持松村 飯屋より辰巳ノ方へ式里
三里三拾三間廻り

但曾於郡之内ニ而候、

人数九拾六人 門数廿二

右持松村之儀ハ、萬治二己亥五月廿八日加治木領分ニ

成、加治木三代之領主兵庫殿代之由、

安楽温泉場
一御飯屋 地頭飯屋より巳午ノ方壹里六丁

右、先 御内證様御湯治ニ付而、文化二丑十二月より

翌刁二月迄御普請相濟、御作事奉行市来太郎左衛門殿

也、

上中津川村
一久壽山 一雄院

但地頭飯屋より卯ノ方一里五丁式拾間

右、久翁院与申候へ共、依願一雄院与改、宝永五年

子十月十八日寺社奉行宛ノ御坐許之由、右寺寛政九

年丑十一月廿八日焼失仕候、

一本尊薬師 但高廿九寸 座像
蓮華座

一開山石屋大和尚勸請ニ而御座候、

但木像之儀ハ近年出火ニ付焼失仕申候、

三舞臺村
外勸書・文書等無御座候、

一音川山 玄龍寺

但地頭飯屋より丑ノ方式拾壹丁拾間

右、踊菩提所東光寺末寺、

一本尊薬師 高さ壹尺式寸 蓮花座有、
東光寺三代目

一開山関翁和尚

一御文書等無御座候、開基年間相知不申候、

玄龍寺
一開山梅秀宗仲和尚

一二代照山 一三代久山 一四代蘭叟 一五代生山

右五代ハ住持為有之由候へ共、夫より此間為定住持

等無御座候由、

惣廟 中津川村ニ在、
一妙見神社 地頭飯屋より辰ノ方一里

祭神四座 妙見神輿三座
澤妙林神輿壹座

但棟札写外ニ有之、并門守善神王二座

右神之名妙見大神宮と奉申候、右尊号者北斗妙見尊

星王与奉申候、比脇ニ若宮神社、祭神二座、尊号不

詳、右神名若宮大明神与奉申候、右脇ニ山王神社、

祭神三座、右神名ハ山王大權現与奉申候、尊号ハ大

己貴命と奉申候、右脇ニ下津守神社、祭神一座、右
神号下津守大明神与奉申候、尊号不詳、

一本社宝殿濱床ニ御鎮座、卯辰ノ
間ニ向、

一獅子駒阿吽式ッ

御宝物

一鎧一領但大破 一太刀一腰

右式行上古より有之、妙見宮祭之次第

一正月元日 一二月中ノ酉 一六月廿九日

但祭米壹斗先

右者、嶋津内記殿より御先祖代々由緒有之、六月廿

九日御祭米として毎年被差上来候處、近年不被差下

断絶、年数不詳、

一八月彼岸中日 一九月廿九日正祭礼

但真米壹斗七升五合先

右、御祭米として毎年相渡申候、

一十一月中ノ酉冬籠

真米壹斗

右、所郷士山崎周右衛門より先祖代々右中ノ酉さし

上来申候、

右六度御祭無断絶相勤申候、

一本地堂 壹宇

一釈迦如来 一阿弥陀如来

一觀音 一毘沙門天王

右本地堂、先年八社内ニ御座候へ共、當分八社外ニ

移檀有之(候力)、右年間不詳候、

右神主郷士

上原勇女

中津川村中村ニ有り、
一矢房大明神

但棟札無之、

右同
一早馬大明神 飯屋より辰ノ方三拾四丁

但書同断、

上中津川村ノ内溝口ニアリ、
一上津守大明神 飯屋ノ卯辰ノ方壹里式拾三丁四拾間

右尊号伊壮諾尊と奉申候、双方善神王有り、

棟札別ニ有り、

右同村之内板越ニアリ、
一聖大明神

棟札別ニアリ、

右由来、古ハ聖と申廻國之者何様之儀ニ而討果候者

不詳候得共、夫より聖と崇為申由申傳候、

右同村之内
一小聖大明神 飯屋より寅卯ノ方卷里拾八丁式拾間

但棟札無之、

右小聖之儀も聖ノ弟子ニ而一所ニ相果同断之由ニ而、

同所ニ崇為申由、
宿窪田村之内下ノ藪屋敷ニアリ、
一安良大明神 飯屋より子より方三丁

但棟札無之、

右由来梅北殿ニ而候由、境之論ニ付切腹ニ而右ノ如

御賜候由、

同村岩崎ニ有リ、
一鎮守大明神 飯屋より子ノ方五丁

但書同断、

三鉢堂村之内桑ノニアリ、
一古枝大明神 飯屋より子ノ方三拾壹丁

但書同断、

宿窪田村之内間手ヶ原ニ有リ、
一鎮守大明神 飯屋より未ノ方五丁

但同断、

右同村之内在、
一花牟礼大明神 飯屋より未ノ方式拾丁

但書同断、

菴ニ有リ、
一稻荷大明神 飯屋より巳ノ方壹丁

但書同断、

倉稻魂尊、古者城山江鎮座為有之由候へ共、當分籠

江有リ、年号不詳、

持松村之内
一豎神大明神 飯屋より卯ノ方式里

但棟札別ニ記、霧島山一ノ末社

右由来、持松村者前々より御藏入ニ而御座候付、前々ハ御祭米壹石七斗ツ、相渡候へ共、近年ハ真米三斗ツ、相渡申候、九月十五日・十一月中ノ西両度御

祭有之候、且先年御修甫之儀者霧島山花林寺より修甫為有来由候へ共、于今ニハ花林寺修甫不相届及大

破候故、在中より修甫仕候、

右社内ニ有リ、

一觀世音菩薩 壹躰

但棟札無之、修甫方同断、

三鉢堂村ニ有リ、
一飯富大明神 飯屋より丑ノ方式拾四丁七間

但倉稻魂尊

三座

一座 伊弉册

二座 天照皇太神

三座 天兒屋根尊

延喜・應和之比建立之由、

右御祭二月中ノ酉・九月廿九日、右三鉢堂村者新納

神主

谷川市正

浪江殿持切有之故、祭米相渡候由、右由来者委敷不

相知候へ共、右者知行等為有之由候へ共、于今無御

座候、併菱刈御弓箭之刻彼方島津殿御手ニ参候故、

右之宮再興肝付殿より為被成由申傳候、棟札別ニ相

記、右ノ内一ツハ願主伴ノ兼盛・同兼寛と御座候、

年号天正甲戌十一月吉日、一ツハ願主伴氏ノ中将と

御座候、年号天正十年と御座候、

一觀世音菩薩 飯屋より丑ノ方貳拾四丁

右同村 但棟札別ニ記、

一櫛木大明神 飯屋より丑ノ方貳拾壹丁

但右同所鎮座ノ御神

伊弉諾尊 御祭礼同、

勸請之年間不詳、

右同村西屋敷ニ在 一霧島權現 飯屋より拾九丁

但棟札無之、

右同村中福良ニ在、 一釈迦如来 飯屋より丑ノ方十四丁廿三間

但棟札別冊ニ有リ、

宿窪田村之内田原ニ在、 一鎮守大明神 飯屋より丑ノ方拾壹丁四拾間

但棟札無之、

中津川村之内折橋ニ在、 一鎮守大明神 飯屋より午方壹里拾四丁

但書同断、

右同村之内深谷ニ在、 一鎮守大明神 飯屋より辰ノ方壹里拾七丁

但書同断、

右同村之内古道ニ在、 一鎮守大明神 飯屋より壹里貳拾壹丁四拾四間

但書同断、

万膳村之内浅谷ニ在、 一鎮守大明神 飯屋より壹里九丁

但書同断、

右同村同所在、 一矢房大明神 右同断、

但書同断、

右同村之内下万膳江ニ在、 一若宮大明神 亥ノ方壹里廿七丁

但書同断、

右同村之内黒丸ニ在、 一黒尊權現 子ノ方貳里三拾貳丁五拾間

但書同断、

右同村之内和田ニ在、 一池之大王 右同亥ノ方壹里廿九丁

但書同断、

右同村有村ニ在、 一鎮守大明神 右同亥ノ方壹里拾丁

但棟札別ニ在、

右同村同所在、 一妙見宮 右同亥ノ方壹里九丁四間

但棟札無之、

右拾四社飯富大明神江附来ル神社之由、
宿窪田村之内安樂ニ有リ、
一熊野大權現 午ノ方巷里六丁

本地薬師如來

但棟札無之、

口傳書

桑原郡踊之内

安樂

熊野權現元來

一伊サナミノ尊國サ幸尊御本地也、熊野三社權現与ア

ラハシ給、真宮ハ薬師、本宮ハ阿弥陀、上ノクラリ

ウ藏權現、一ノ王子ハキリメノ王子、二ノ王子ハフ

チシロノ王子ナリ、

一カウキ元年ニクマノヨリ聖一人權現ノ尊躰(ヲカ)ニヲイノ

内ニ入奉リテカノ地江下リ給イ、岩ノ上ニヲイラス

エ、カノ地江宿ヲ取給、次ノ日ヲイヲ可取トセシニ、

ヲウゴカズ、其時御神言アル、カノ地江湯出ヘシ、

安樂与可住トノタマフニヨリテ、スグニ社ダンヲ建

立シ、熊野大權現与号ス、右ヲイラスエタル岩ト木

ヲカゴ石・木神与申、依之カノ地案案与名付給、右

聖コノ村ノ上メニ縁ヲムスヒテ御社第一敬タルト申、

大永三壬午(ママ)

代宮司

奥村阿波

神主

谷川土佐

右代宮司、權現ヲ下給聖ノ子孫与傳、年来無知ナリ、

一肝付彈正殿御代

右社御普請被遊候、

安樂名頭

九郎左衛門

代宮司

谷川筑前

于時 天正拾壬午年

一北山中原權現 御社へ付来 氏神

右、名頭所へ鎮座給、當名頭新助、右我元祖より申

傳ニ而書之、

元禄拾一戊寅二月吉日

祠官

谷川美濃

安樂意立始覺(宮カ)

一御本地薬師如來

熊野權現与奉勸請也、

右者御意造立之夏、(宮カ)

天正拾壬午年加治木彈正殿御代ニ御建立被遊候夏、

無別儀御座候、年来者元禄拾一戊寅年迄百拾八年ニ

(後欠)

其持名頭(時カ)
九郎左衛門

右子
權兵衛

元祿拾一
戊寅年

右子
九郎左衛門

正月吉日

右弟
五右衛門

右子
五兵衛

迄ニ而四代也、

覚

一安楽村熊野三所大權現御普請、自御公儀銀子被仰付

御建立有之候事、

元祿拾一戊寅正月廿六日ニ新立有之、二月十一日よ

り大工衆取付ニ而、同廿四日ニ成就有之候、惣大工

山下久兵衛殿、脇ノ大工五人、同二月六日ニ借殿御

普請村中より造調、同曉戌亥時分下遷宮有之、

外敷行略ス、

万膳村ニ在、
一大平八幡 子ノ方式里六丁

但棟札別冊有、

右由来、建仁年間之節、曾於郡三百五拾丁之内上三

臺堂万膳ニ居住候節、大平与申所ニ源氏之氏神岩

清水正八幡宮ヲ奉崇為申由書付ニ有之由、建立之年

号不相知、

右同村宮之箇在、
一岩屋權現 飯屋より子ノ方式里八丁

但棟札無之、

万膳村府島ニ在、
一鎮守大明神 子ノ方式里式拾五丁四拾間

但棟札無之、

右同村之内向田ニ在、
一水山權現 子ノ方式里八丁

但書同断、

右同村飯屋ニ在、
一三宝荒神 亥子ノ方式里式丁

但書同断、

右同村ニ在り、
一金木山大明神 亥子ノ方式里三丁

但書同断、

右同村同所ニ在、
一早馬大明神 同断

但書同断、

右同村之内小箇ニ在、
一葉權現 亥子ノ方式里老丁

但書同断、

一測脇威乳墓所 亥子ノ方式里三拾五丁三拾間
石塔有ル、無銘、

但書同断、
宿窪田村之内堂園^ニ在、
一阿弥陀如来 壹躰

但書同断、
宿窪田村之内坂元^ニ在、
一阿弥陀如来 丑ノ方拾六丁

但棟札等無之、
霧嶋社嶽
一矢嶽峠 丑ノ方五里程

右同所
但飯野・小林・曾郡・踊四ヶ所境、
(於脱カ)

右同所
一大波之池 三里三拾丁程

右同所
一泉水之池 丑ノ方三里壹丁程

霧島山之内北嶽
一奥之院勸請 丑ノ方三里壹丁程

右四行、深山高山之故道筋不相究、程付^ニ而申上候、

宿窪田村之内
一案築温泉場 午未ノ方壹里六丁

右案築温泉場ハ百姓共村内^ニ而、湯守等ハ無御座候、

宿窪田村之内
一塩ひたし温泉 未申ノ方式拾丁

但湯坪^{老間} 瀧式^{湯守} 財部孫之丞家來
川畑金助

右、文政七年申四月御免被仰付候、

鹿倉内
一硫黄谷温泉場 寅ノ方式里三拾四丁五拾間

湯守下町之
桑原治左衛門

御前湯但雨覆有、

湯中 但六尋廻 瀧五ツ 但高サ六尺餘り

湯出口より三間餘り諸人打込湯 但雨覆有、

湯坪 但拾式尋廻 瀧廿七 但高サ六尺餘り

湯出口より湯坪迄拾式間 木屋敷九流

右之内壹間ハ、文化五年辰春 齊宣公爰元案築

御湯治之刻御狩之砌、右硫黄谷^江 御滞在被為

在、夫より其座ヲ御本陳与于今申傳候、

鹿倉内
一栄之尾温泉場 寅ノ方式里三拾丁拾六間

湯守 國分町
鶉木半左衛門

御前湯^{但雨覆有、} 瀧四ツ 高サ六尺位

五尋廻り 湯出口より湯坪迄三拾間位

諸人打込湯^{但雨覆有、} 七間三尺廻

瀧式拾六 高サ六尺餘り 木屋敷拾壹流

右之内壹間、先年 於千万様両度 嶺松院様 於

八百様

右御三人様被遊 御湯治^ニ付而、于今其間御本陳

与申傳候、

鹿倉内
一栗川温泉 寅卯ノ方式里拾九丁程

湯守踊中津川村
栗川屋敷之 喜兵衛

湯坪五間廻

瀧六ツ 高さ六尺位

湯出口より七間 木屋敷四ツ

鹿倉内 一 洗木温泉場 寅ノ方式里式拾丁拾間程

右温泉場及大破、當分湯治場無御座候、

鹿倉内(マ) 一 大良 丑ノ方式里拾四丁四十二間

湯守比志嶋隼人殿家來 塚田新藏

湯坪五尋廻り

瀧五ツ 高さ五尺六七寸位

湯出口より四間 木屋敷三ツ

鹿倉内 一 ほこなき湯泉場 丑ノ方式里九丁七間

湯守下町 桑原金之助

湯坪四ツ

瀧壺ツ 高さ六尺位

湯出口より三間 木屋敷三ツ

鹿倉内 一 明礬湯温泉場 寅ノ方式里式丁四十八間

湯守伊十院藏主殿家來 野間口勘左衛門

湯坪三間

瀧十八内 八ツ明はん湯 拾硫黄湯

高さ六尺位 七間明はん湯

湯出口より三拾間 硫黄湯

但湯坪江硫黄湯掛込、出口より三拾間 木屋敷七

鹿倉内 一 山之城 明礬山 飯屋より丑ノ方式拾五丁

右同 湯池 右同 丑ノ方式里式拾丁四十七間

右同 一 湯池 右同 丑ノ方式里式拾丁四十七間 山主下町 桑原治左衛門

右同 一 上湯池 右同 丑ノ方式里式拾式丁廿七間

右同 一手洗 右同 丑ノ方式里廿壺丁廿七間

右同 一 龍山 右同 寅ノ方式里五拾六間

右同 一 藪山 右同 丑ノ方式里拾五丁四拾七間

右同 一手洗 右同 丑ノ方式里廿壺丁廿七間

右同 一手洗 右同 丑ノ方式里廿壺丁廿七間

右同 一 龍山 右同 寅ノ方式里五拾六間

右同 一 藪山 右同 丑ノ方式里拾五丁四拾七間

右同 一 木之葉石出ル所 丑ノ方式里拾壺丁

三林堂村鹿倉内赤川頭茂市彼道渡之頭 同人

右、名勝旧跡書出等ニ見ユ、

右、名勝旧跡書出等ニ見ユ、

宿望田村

一東光寺薬師如来の裏江

サイシキ

願主 古川ひこ兵衛尉

東光寺薬師如来

(師脱カ)

サイシキ

村岡伊与入道古卜

永禄十年丁卯十一月吉日

一同写巻通

天正八年三月吉日 宛書同

元禄十五年壬午踊屐

日付なし、宛書唐仁原藤七兵衛

日帳書拔

右四行慥ニ受取申候、

二月十七日晴天

唐仁原藤左衛門印

一平山氏系圖巻卷

一 測脇氏系圖巻卷

嶋津豊前久守之奥書證判有、

一 隅州踊之内名寄帳巻冊

一幕紋書付巻通

慶長十九年八月十五日 宛書一院坊

右式行平山次郎左衛門

右式行慥受取申候、

一橋口氏系圖巻卷

測脇藏之介

平山次郎左衛門下人

栄右衛門

一西田氏系圖巻卷

一 自家由緒之覚書巻通

右式行慥ニ相受取申候、

承應三年甲午十二月十日

西田長兵衛印

一 赤星三浦介へ大友義統より之状写巻通

卯月十八日

一 赤星藤吉郎義統より諱字免許状写巻通

三月廿四日 但式行写一紙ニ有之、

一 隅州曾於郡下財部村之内浮免目録巻通

慶長八年霜月廿八日 宛書加茂惣兵衛

一 下財部村之内浮免名寄巻冊

慶長八年霜月廿一日 宛書同

一 大隅國曾於郡之内坪付巻通

天正廿年六月 日 宛書加茂兵部左衛門

一 同巻通

永祿九年三月吉日 宛書寺崎出雲守

右八行慥ニ受取申候、

嘉茂源右衛門印

一 平原氏系圖巻卷

一 隅州曾於郡之内福山村目録巻通 慶長六年八月廿五日

宛書平原勝右衛門

一 隅州三鉢堂村之内浮免目録巻通 慶長十九年八月十五

日 宛書平佐守

右三行慥ニ受取申候、

平原四右衛門印

一 山崎氏系圖巻卷

一 一世家系圖巻卷

一 幕紋、^(マ)巻卷

右三行慥受取申候、

山崎五兵衛印

一 隅州曾於郡之内福山村目録巻通 慶長六年八月廿五日

宛書津曲市兵衛

一 日州諸懸^(縣)之郡松山新橋村之内浮免目録巻通 慶長八年

霜月廿四日 宛書同

一 隅劔諸所之内浮免目録巻通 慶長六年四月八日 宛書

同

一 知行目録巻通

慶長十九年八月十五日 宛書津曲對馬守

一 真幸吉田岡松村之内坪付巻通 元和六年三月吉日 名

判宛書欠、

一 津曲氏系^(マ)卷

一 近代覚書草案巻通

右七行慥ニ受取申候、

津曲弥市兵衛印

一平基盛一流系圖壹卷

右壹行慥受取申候、

外御家御系圖壹卷

右御系圖今程就被召留、御記録所御覚書写ニ各添書

御渡、慥ニ受取申候、

右平氏系圖壹行慥受取申候、

前田權之允印

一松下氏系圖壹卷

右壹行慥受取申候、

松下孫兵衛印

一富田氏系圖壹卷

右壹行慥受取申候、

富田六左衛門印

一大隅國踊之内中津名坪付壹通(△△△△△)、
禄、年吉日 宛小谷

四郎兵衛

一踊村之内(△△△)通

永禄十三年二月吉日 宛書同

一一作浮免坪付壹通

天正十六年七月吉日 宛書同

一坪付壹通

天正十七年正月吉日 宛書同

一日向國福崎院内浮免坪付壹通

天正八年四月吉日 小谷對馬掾

但小谷氏當時斷絶之故、親類之故格護之由候、

右五行慥ニ受取申候、

春田久左衛門印

一御家御系圖壹卷

右者、元禄十年丑四月、御記録奉行市来源右衛門殿

御廻之刻、御用ニ付御記録所相納候處ニ、今程御用

ニ付此節不被召返之筈御覚書を以被仰渡候、写差遣

候間、可被得其意候、以上、

平山次郎左衛門印

津曲長右衛門印

松下藤七兵衛

元禄十五年午二月十七日

〔右系圖御家系圖写候故、前田之家ニ格護入問敷候由候間、

公儀へ被召留置候、未六月五日ニ權之允へ右之段申渡候〕

前田權之允殿

一勝目氏系圖卷

傳之由候、

一隅州曾於郡之内福山村目錄卷通 慶長六年八月廿五日

一知行目錄卷通

宛書勝目善左衛門

慶長十九年 月 宛書欠、

一高城知行名寄目錄卷通 元和六年月日 宛書勝目源七

右三行慥受取申候、

一^(マ)二^(マ)マ^(マ)マ^(マ)、^(マ)、^(マ)、^(マ)名寄帳卷冊

種子田甚七印

慶長十九年八月廿三日 宛書勝目善右衛門

但勝目當時斷絶ニ付、親類之故格護之由、

覚

右四行慥受取申候、

御家御代ニ書付卷通

山口善右衛門印

右者、元禄十年丑四月、御記録奉行市来源^(右カ)左衛門殿

一岩崎氏系圖卷

御廻之刻、御用ニ付御記録所へ相納候處ニ、今程御

右忝行慥ニ受取申候、

用ニ付此節不被召返候旨御覚書を以被仰渡候、写差

田島九兵衛印

遣候間、可被得其意候、以上、

一上原氏系圖卷

^(元禄十五年)午二月十七日

平山次郎左衛門

右忝行慥ニ受取申候、

松下藤七兵衛

上原伊兵衛印

津曲長右衛門

一鹿兒嶋宮司文書卷通

種子田甚七殿

文永元年極月 日 執印法橋上人判形有、

一梶原氏系圖卷

一竹下氏系圖卷

但先祖梶原氏男種子田氏ニ養子ニ入来候時持參之通申

右忝行慥受取申候、

万膳村小蘭門

有右衛門

使受取 仲左衛門印

踊万膳村之内旧崎門

拾左衛門

一井上氏系圖卷

右壺行受取申候、

田嶋分右衛門印

一谷口氏系圖卷

一同幕紋書付卷

一隅州栗野之内木場村浮免目錄切卷ツ 年号月日各判宛

書欠、

右三行慥受取申候、

仲左衛門

69

右者、元禄十年丑ノ四月、御記録奉行市来源右衛門殿 諸所御廻御見分之上、御用ニ付御記録所へ被差上置候

處、御用相濟此節返シ被下候付、慥ニ相渡候間、可被

請取候、以上、

元禄十五年二月十七日

平山次郎左衛門印

一隅州肝付郡柏原村之内浮免目錄一通 慶長六年卯月十

一日 宛書種子田市之丞

一知行目錄卷通

慶長十五年三月 日 古竹子門

踊萬膳村之内有村門ノ

八郎右衛門印

70 ○ 覚

右式行慥ニ受取申候、

黒葛原源左衛門へ御預入墨

一徳田氏系圖卷

一同卷但奥幕紋圖有り、

右式行慥受取申候、

當式拾卷歳

一勢小ふり、少横はり、色白、あきほそく中ひん、

流人本名六兵衛

五兵衛

一かたひらきッ、中かた花色、紋所丸之内ニき、やう、
一帯黒もめん

一脇指一腰

一黒さや下緒にこん 一柄糸からちや

一柄鮫白鉄つは 一目貫梅之木焼付

右者、去年七月廿一日致欠落、早速廻文を以申渡候へ

共、於于今行衛不相知候、萬一御領内へ紛居儀も哉可

有之候、公義流人之事候間、今一往所中入念相改、若

右之様躰ニ而不審之者於有之者、搦捕早々可引取候段、

右躰之者無之候而も、其段三月十五日限ニ吟味役伊地

知左右衛門・讚良權左衛門へ書付を以首尾可申出候、

聊延引有之間敷候也、

(元禄十五年)

午二月十六日

評定所印

帖佐 加治木 日當山 踊 曾於郡 清水 國分 敷

根 福山 市成 百引 恒吉 末吉 松山 都之城

財部 勝岡 高城 山之口

右諸所喫中

役人中

此廻文見届、所次ニ次渡、末之外城より以便宜進可有
也、

○ 二月廿一日晴天

一兵庫殿御二男助左衛門殿御改名御給りニ而候間、踊衆

中之内助之字之名名替り仕可然之由御地頭御下知之由

にて、地頭役人大重五左衛門より状參候事、外行略ス、

○ 二月廿三日晴

此間数行略ス、

71

覚

黒葛原源左衛門殿御預ケ

入墨流人

當廿壹歳

本名六兵衛

五兵衛

右者、致欠落候ニ付、去年七月廿一日、御廻文を以被

仰渡候へ共、于今行衛相知不申ニ付、今一往所中相改、

不罷居候而も其首尾可申上候通、御評定所より御廻状

を以被仰渡候、所中入念相改申候へ共、所中へ右躰之

者罷居不申候間、此等之段申上候、以上、

(元禄十五年)
午二月廿八日

平山次郎左衛門

松下藤七兵衛

津曲長右衛門

得申候、追付改名可申候間、此等之段申上候、恐惶
謹言、
(元禄十五年)
二月廿三日
平山次郎左衛門
津曲長右衛門

相良權左衛門殿

伊地知左右衛門殿

大重五左衛門様

松下藤七兵衛

72 ○ 一筆致啓達候、御上下共ニ御無事ニ被成御座候由、

大慶ニ奉存候、此方御同前之至ニ御座候、

右日帳書拔早ル、

一監物様御儀内記様与為被遊御改名之由、長右衛門帰

宅ニ承、乍恐目出度奉存候、此等之御祝儀早々可申

○安楽宮立始覚

上候へ共、先々如此ニ御座候、

一御本地薬師如来

一覚書尙通損地改之儀ニ付御國遺座へ差上申候間、御

一熊野大權現奉勸請者也、

上ケ可被下候、

右者御宮造立支、

一同尙通黒葛原源左衛門殿へ御預ケ流人之儀ニ付伊地

天正拾壬午年加治木彈正殿御代御建立被遊候支、無別

知左右衛門殿・相良權左衛門殿へさし上申候、今月

儀御座候、年来者元禄拾一戌寅迄百拾八年罷成候、

廿八日之日付ニ仕候間、来ル朔日比ニ御指上可被下

其時名頭者
九郎左衛門

候、

右子
權兵衛

一加治木殿御二男助左衛門殿与御改名御給ニ而候付、

(右子九)
九郎左衛門

爰元衆中之内助之字名替り可申之由被仰渡候、相心

右弟

(右子カ)

五右衛門

五兵衛迄

四代也

元祿拾壹戊寅年正月吉日

一上津森大明神寶殿

隅州躍中津川上中津森大明神立不知昉何年、至寬永十年癸酉冬、古伊集院遠江守久族依國命而賜此地者也、

自然已來春秋之祭祠伊集院氏代々供之、季久而寶殿漸

癡、今年享保二年丁酉之春、鄉民訴新于寶殿、由是領

主伊集久矩老君欣然同於衆意、因以新殿不日落成矣、

而則神威巍巍々高、衆力堂々美、便是儼在、豈孰敢手、

撫育之手日々新、摠護之眸月々明、然則一邑之士庶人

本末修刀功不可以無記、乃請余為述其略用以記、

于時享保二年丁酉三月初旬、一雄院三代大澤叟僅記、

大宮司森屋鋪名頭

六右衛門

當地頭伊集院藏人藤原久矩老君

聖主天中天

大檀那大梵天王

迦陵伽伽聲

奉建立幸戸森大明神初檀一字

哀愍衆生者

大願主帝釈天王

我等今敬礼

右意趣者、為護持大檀主息災延命、身心堅固、子孫

繁榮、武運長久、莊園泰平、五穀成就、一一所願皆

令満足故也、仍願意如件、

于時寬文八年申三月廿一日

當坐主踊

真福院住持

明遍

大工 池田定助

同 五藤五右衛門

同 月吉右衛門

一上津森大明神寶殿

〔寬永十年癸酉冬、古伊十院遠江守久族依國命賜此地云々トアリ〕
再興ノ文言略ス、

于時享保十一年丙午四月初旬記

當領主伊集院藏人藤原久矩老君

一比志利大明神宮一字

造立意趣ノ文言略ス、

寛文九己酉歳三月廿一日

横瀬
一仙宮大明神

建立志趣文言略ス、

大檀越伊集院十右衛門藤原久房

明和七庚寅十月十二日

一豎神大明神拜殿一字

再興ノ文言略ス、

薩隅日三州太守藤原朝臣重豪公

宝曆十一年巳十二月二日

岸良清右衛門殿
〔地頭ならん〕

一聖大明神 寶殿一字

再興ノ志趣文言略ス、

大檀那源久重公

元禄第十二龍集己卯五月穀旦

一建神大明神華表一基

再建文言略ス、

正徳貳壬辰年十一月吉祥日

一多平賀美大明神内興一社

再建文言略ス、

大檀那継豊公

延享二乙丑八月吉日 松下喜三太欽筆記焉畢、

一豎神大明神御殿一字

再興文言略ス、

當地頭川上左京殿

于時寛文四年丙辰十二月吉日 願主各敬白、

一同造立棟札

皆寛正伍年甲申霜月念二日

但願主ノ名ナシ、

一 豎神大明神御殿一字

再興文言略ス、

當地頭川上左京

寛文四年丙辰十二月吉日 願主各敬白、

一 豎神大明神御寶殿一字

大檀那藤原氏源朝臣北郷

讚岐守忠相・同尾張守忠朝・同次良殿忠豊、次曾於郷(郡カ)

地頭平朝臣財部筑前守盛住、各御息災云々、

于時天文廿一年壬子九月廿七日

大工長瀬助左衛門尉内云々、小工竹内帶脇助躰益法師〔本マ、一〕

高橋善左衛門尉内云々、鶴木主税助・有村与三右衛門

尉、鍛冶山本勢右衛門尉吉次、

願主〔本マ、一〕住人寺崎安房守親次・同施主弥右衛門尉・同助六親

善敬白、
(善カ)

一 奉建立鎮守權現棟木精舎一字

大檀那伴氏兼寛、當地頭隈元淡路守平氏宗清・同宗堯、

息災延命云々、

于時天正十四年丙戌二月吉日

當役人 山崎備後守

大工 竹之下甚助

小工 中村奎之允

有村之名頭 四郎太夫

同 六郎けんきう

三鉢堂村

一 觀世音菩薩

再興意趣略ス、

大檀那新納四郎左衛門久辰公

于時承應二癸巳天二月時正日 久山叟書之、

三鉢堂

一 釈迦牟尼如来

建立文言略ス、

當檀那新納四郎左衛門久辰、修造檀那本村老名内藏之

助、息災延命云々、

于時寛文三甲辰天卯月五日

三妹堂村
一 釈迦牟尼如来

建立文言略ス、

當檀那新納四郎左衛門殿久郡、(邦力)修造檀那本村老名内藏

之助、息災延命云々、

于時正徳三巳天正月十六日

三妹堂村

一 奉造立飯富神社一字

大檀那藤原朝臣久辰・久珍武運長久云々、

貞享元年甲子八月吉祥日

神官

谷川善左衛門藤原清親

同所款
一 奉新再興精舎一字

大檀那伴兼盛・同兼寛息災延命云々、

大願主奉行平宗清云々、

于時天正二年甲戌十一月吉日

一 妙見大菩薩社頭棟木

當社妙見開起之支、遠々絶記文、人々無傳唱、爰永享

九年丁巳有再興之棟木、其文稅所介藤原敦武書、從前

年号丁巳至元龜元年庚午既百卅四年也、年次辛未二月

時正中、御再興首尾而遷宮成就早云々、三ヶ州守護藤

原朝臣 義久公御壽筭延命云々、

元龜貳年辛未二月吉日 遷宮沙門法印權大僧都尊信

當地頭 伊集院下野入道下号、藤原朝臣久通

木屋奉行衆 伊集院長門守 藤原久武

四人 青山能登守 藤原長見

上原勘解由兵衛尉 藤原尚房

益崎和泉守

欽奉書写、天正十三年乙酉林鐘七日

夜大雨降来而社頭崩、別俄定新地、閏八月十五日妙見

御遷宮、其砌造立御供所、順禮圓通妙文供養成就、

天正九年辛巳より乙酉成就、

一 奉再興妙見三社大神宮舎殿

三州大守左中将源綱貴朝臣公・徒(邦力)從源吉貴朝臣公御武

運長久云々、

地頭

伊集院將監

松下孫兵衛

津曲弥市兵衛

森五郎右衛門

元禄十歲丁丑三月吉日

奉再興妙見大菩薩宮一字

源朝臣光久公・網貴公御息災延命云々、

延寶五年丁酉五月吉日良然

大躰如斯、

寺社奉行

嶋津出雲殿

同取次衆

中神内藏丞

地頭

黒葛原周右衛門

暖

平山源七左衛門

藤原朝臣忠朝

加茂源七左衛門

藤原朝臣陸賢

奉寄進妙見三社大神宮石階

地頭

新納左京

暖

津曲長右衛門

同

唐仁原藤左衛門

同

平山仲兵衛

祠官

上原伊豆

正徳三歲癸巳四月吉日

一奉造立本地堂一字

于時寶永五戊子年 外ニ名ハナシ、

一奉建立妙見宮御本地堂石垣

于時正徳三年巳四月吉(マ) 外ニ名ナシ、

一奉造立妙見宮御本地堂一字

享保十六年亥二月十有五日 外ニ名ナシ、

妙見ノ脇社也、
一奉造立下津守大明神御神躰三社舎殿

藤原朝臣兼次

祠官

宝永八年辛卯三月廿日

上原伊豆

妙見ノ脇社也、

一奉造立妙見末社山王神社大巴貴命社一字

寛保二年壬戌四月廿五日

一奉造立妙見宮〔本マ〕普神王神〔善カ〕牀

藤原朝臣尚重武運長久云々、

正徳元年卯六月十六日

踊古城古戰場調帳ノ内拔書

一本丸 新城与申傳候、 大手之口

一口之丸 中之城与申傳候、 手之手

一三之丸 内城与申傳候、 山之手

但地頭仮屋より申方拾八丁

右者、溝邊一戦之刻、彼方地頭兵庫与申人取掛来候を、

踊方より本城之外日當山之内大牟礼迫ニて射取たる由

申傳候、左候而、兵庫塚与申て于今しるし有之候、

一石橋常水之御ハ岩之間を水通故、
足不濡渡有之、

但右城より子ノ方横川境川渡有之、仮屋より申西之

方十八丁

一城ケ尾

麓

但求广陣と申傳候、仮屋本より辰巳方式町程

一井丸之囲

麓

但古陣、仮屋より寅ノ方右同

一恒見囲

中津川村

但求广陣与申傳候、仮屋より辰ノ方一里廿間

一向田囲

右同

但古陣、仮屋本より辰ノ方壹里四拾間

一海江田囲

右同

但仮屋より辰ノ方壹里廿八丁

一萩之峯

三鉢堂村

但古陣、仮屋より丑刁ノ方拾五丁程

一茶臼ヶ峯

右同

但仮屋より方角里数同断

一有村古陣

万膳村

但仮屋より子ノ方壹里七町拾間

一小窪

持松村

一 地頭仮屋より卯辰ノ間壹里六合程

一 白崎 右同村

但仮屋より辰巳ノ方壹里八合程

一 一ヶ所 右同村ノ内小原山

但地頭仮屋より辰巳之間壹里八合程、大永年間ノ比

北郷氏古城欵、由緒不知由也、

申九月廿二日拜参写之、
一十一面觀音堂 上中津川村ニアリ、

但木像ノ下ニ

大隅劬桑原郡、之村寶壽庵、奉造立十一面像蒙十方

且那之助成、奉為金輪 上皇天、願圓滿天下泰平

國、至法界興差平等、益旨也、

于時永正十六年己卯二月廿三日

佛師經舜

住比丘岡鎮庵主 藤十郎、田原築後守
重忠

外ニ棟札ニ

元禄七甲戌十月十八日トアリ、

地理拾遺集ニ

⑦ 踊 惣廻拾四里拾六町式拾式間△

一 北原氏領之、其時地頭白坂美濃守、

一天正二年之比、肝付兼盛領、

一 西之城⑦持松村△ 一 温泉安樂湯 栗川湯 築之尾湯 硫磺ヶ谷湯

一 三鉢堂村 自家系圖ニ、永禄年間、肝付彈正忠兼盛為

忠賞 義久公より賜此地、

一新納忠真之食邑也、寛永十四年七月十八日、七十三、

此地卒ス、

一 暨神大明神 棟札云、天文廿一年九月廿七日、大旦那

北郷讚岐守忠朝・同尾張守忠親・同次郎、次曾於郡地

頭財部筑前守、

一 踊之城ハ麓より半里計西南之方也、

一 ⑦東之方△野首と申候而平地ニ續候、南西北ハ深谷ニ

而、急流之山川城下を繞候、橋なくてハ絶而無渡候、

石壁峨々として、山下より見上候へハ鳥も翔りかた

候、俗説之云傳ニ、昔日敵寄来候へ共、城中ハ少も周

章セス踊をして居ける故、踊城と名付といへり、日當

山堺之城下之谷を限り西之方ハ日當山也、

一天文十九年庚戌、北原氏對我動干戈来、兼演・同兼盛

至踊地防戦、二男兵庫助兼逸死也、敵遂退散と云々、
一安楽川源出踊鹿倉、合松永川、到國分称大津川、鮎多し、

桑原郡

横川惣廻拾貳里三拾五町六間

一應永九年八月十六日、從 久豊公賜〔證御〕判、而菱刈安藝守久隆領、

一同廿九年、北原久兼領之、

一永祿五年、攻殺城主北原伊勢介・同新助、而後賜菱刈

氏、
大永六年、桃山玄佐ニ賜之、

一應永七年二月二日、元久公為忠節之賞被宛行當院之内上ノ村領知之、玄佐自記ニ横川より隈城へ地頭卜有

り、

一崇廟安良大明神 社司月野木〔氏〕 祭神靈牀靈箱

一旧記ニ、島津庄大隅方寄郡田數七百拾五町八段三文、

同寺社御寄附分横川院三十九丁五段式丈、安楽天満宮

御寄附、建武三年二月日と有、

一承久ノ頃、横川藤内〔兵衛〕尉時信〔全〕 居城、系圖ニ大

隅國守護と有り、安藝判官基盛男左馬頭行盛子肥後守清盛ノ二男也、

信基ノ三男藤内左衛門信行力息男也、二代新藤内左衛

門時盛、三代三河守時吉、四代太郎左衛門尉時種、系

圖ニ越後國守護と有り、如何成事ニ而越州之守護〔三〕為移

軟不詳、五世太郎左衛門尉種清、越州之守護、六代河

内守種信、〔七〕七代△大膳亮種盛、八代大膳亮種道、早

崎三郎と号ス、九代河内守種氏、此人より末子孫不見

得、其後より横川城ハ北原氏より令領知、

一伊集院久春地頭之節迄ハ本丸ニ被居候由候へ共、太平

之時分不自由故、後ニハ仙壽寺馬場と申城之麓ニ移居、

于今久春父子之屋しきと申傳候而有之、

一横川城 永祿五年六月三日、使忠平・歳久攻横川壘、

貴久公屯軍勢於溝邊、扶勢新納刑部太輔・伊十院源助

久春等扈從、而右平指揮汗馬乘勢蟻附して攻之、城主

北原伊勢守〔介〕・同新助〔善〕奪出、本田刑部少輔・瀧間美作守

會彼挑戰ス、忠元・久春等有戦功、歳久又卒吉田兵攻

入城門、血戦〔七〕被疵、伊勢守〔介〕・同新助勢竭自殺、則

壘踏、獲城將及士卒之首數矣、味方戦死又不少也、即

此地を早菱刈氏也、

但此時義弘公ハ野頸より、歳久公ハ大手口より御攻
被成候由、北原氏塚有之、④本杣木也、

一 横川 畷麓より有西八町計、南方野首ニ相續、西東幽谷

東北小川院、大手口有、大手より東荒神城有、南野首

之山上に軍配杣有、忠平公軍配し給ふ所也、

一 古畷号内記城、本城より本之方高巒也、由緒不詳(誰)、

右數件地理拾遺集ニアリ、④ナシ

一 萬亀山仙壽禪寺

開山福昌寺二十二代徳元四世當寺開山三了麟達大和尚

一 大檀那大中良等庵主

一 古横川北原伊勢守領ニテ、麓西ニ在城、名荒神城、伊

勢守居城也、城之指向東北之間在寺ノ、(マ)雖号仙壽禪寺、

伊勢守依方々發向、現住捨寺去、後中絶良久、然処

義弘公御心掛アリ飯野へ度々御通道ノ処、伊勢守依防

道路、辺土御通ノ事數度、依之 義弘公永禄六年癸亥

夏從加世田表促御一揆伊勢守御責ナサレ、六月三日落

城、於城之傍伊勢守夫婦自害、自夫以來御手參御領國

罷成、則伊集院肥前守江居地頭被仰付、荒神城本丸ニ

居住、時ニ鶴峯仙和尚道人來テ興廢、雖号萬亀山仙壽
禪寺、造建之年月不分明、且又御領知之印トシテ 貴
久公尊牌可奉安置之旨 義弘公依命也、

一 肥前守居地頭之節、本丸被罷居候へ共、萬事不勝手之
故、仙壽寺寺地之内借地ニ而作事被成御移之由、其後
飯野居地頭被仰付移被成候付、自夫以來寺地相欠、衆
中屋敷罷成候由、

右、寺社由緒帳ニアリ、

溝邊惣廻拾三里式拾六町
五拾三間

一 貞久公御代、溝邊孫太郎領之、姓氏不詳、

一 鷹大明神 麓村ニ鎮座、地頭飯屋有川村石原にありを離ること辰

方式拾九町余、祭神一座、神名詳かならず、正祭二月初西・十一月中西

一 應永十八年勸請す、由縁詳かならず、宝徳三年六月大

檀那貴親社殿造立の棟札を納む、一郷の惣鎮守にして、

元禄二年再興す、社司宗像氏、

一 祥峯山梅谷寺大定院 有川村ニあり、地頭飯屋より子

方三町余、真言宗大定院の末にして、本尊不動明王立

像、開基傳ハラス、初め看初城の西ニあり、元禄九年、住僧嚴長法印今の地に移し、自から中興となる、

一瑞泉山心慶寺 麓村ニあり、地頭飯屋巳方壹里九町余、

曹洞宗福昌寺の末にして、開山心巖良信和尚福昌寺、本五世、

尊地藏菩薩像座、溝邊領主肝付越前守兼光文明十五年癸卯十月二日死、法名善

禪心慶大 潭定門大の開基にして、位牌を安し菩提寺となす、

一看初城 心慶寺の後山なり、本丸・二之丸旧跡今ニ存

して林となる、肝付兼光居城なりといひ傳ふ、

一溝邊城 氏久公之御代、本田重親籠溝邊、畠山之軍團

及危難處、帖佐萩峯城ニ▽④畠山之執事野元藤次籠城仕候

を、守護方より責申候、是茂危難ニ而候故、双方以和睦両城

互ニ引取、命を保之通有之候、且又肝付越前守等在城之由、

于今本城・二之丸其跡相見得候△、

麓村之内谷

一鷹大明神宮棟札

右志意趣者云々、大檀那己丑貴親子孫繁昌云々、

宝徳三年六月日 檀那貴親敬白

崎森村之内川内 一桑幡大明神宮棟札

大旦越溝部・加治木両城之御主肝付越前守伴朝臣兼濱

并御嫡子袈裟壽様・同御舍弟鶴壽丸息災延命云々、隨而者、當代官前田隱岐守平氏親豊并嫡子盛澄息災延命云々、

天文八年己亥十一月五日

崎森村之内長谷

一藏王權現棟札 再興

大檀主三州太守藤原義久朝臣云々、

慶長十二年丁未四月吉日

同所 一長社大明神棟札 建立

承應二年癸巳卯月吉日

麓村之内木佐貫

一熊野十二所權現棟札 建立

大檀那伴氏兼寛御息災延命云々、

天正十二年甲申四月廿四日

竹子村之内宮之脇 一稻納大明神宮棟札 再興

大檀那伴氏兼盛・同兼寛御息災延命云々、當地頭兼盈

御武運長久云々、

天正三年乙亥霜月廿八日

竹子村之内堂 一稻富大明神 造立棟札

正保二天丁亥暮春吉祥日

當願主深利織部佑

有川村

一 一之宮大明神宮 建立棟札

大檀那肝付彈正忠伴氏兼寛并當地頭同名若狹守兼盈・

同兼繁御息災延命云々、

天正九年辛巳三月廿四日

三繩村之内向井田

一 福玉大明神宮 建立棟札

大檀那伴氏兼寛肝付彈正忠并當地頭同名若狹守兼盈御

息災延命、子孫繁昌、御武運長久、強敵退治云々、

天正十年壬午卯月二日

崎森村

一 長社大明神 棟札

永祿五年十一月、大檀那伴兼寛并「スリキリ不知」

一 觀世音造(ママ) 尊像裏ニ、天文廿年辛亥十月日、大檀(那脱カ)伴兼

盛・伴兼隆、大願主孫右衛門尉・善兵衛、佛子作上村

太郎右衛門尉光行トアリ、

文書目録

例言

- 一 本巻に収めた「菱刈郡地誌備考」「始良郡地誌備考上」「始良郡地誌備考下」「桑原郡地誌備考」を、それぞれ掲載順に通し番号を付して収録した。
- 一 本目録は、記事・記録を除いて文書のみを記載した。
- 一 文書は、番号のほか、年月日、文書名を記載した。
- 一 文書の年月日については、原文書記載の年紀はそのままとし、補筆の年紀は「」で囲んだ。また疑義の示されているものは「」で囲んで区別した。
- 一 年紀を欠くものうち、推定しうるものは（）で示した。
- 一 月の異称は数字に改めたが、正月、朔日、晦日などはそのまま残した。
- 一 原則として『鹿兒島県史料 旧記雑録』及び『同 旧記雑録拾遺』にならない文書名を付けた。
- 一 重複により本文を省略した文書には※印を付した。

番号 年月日 文書名

菱刈郡地誌備考

菱刈郡

- 一 菱刈氏由緒書抜
- 二 文禄 四年 六月廿九日 豊臣秀吉朱印知行方目録抄
- 三 応永十八年 八月 十日 大隅国菱刈院地頭職知行所注文
- 四 (元) 永禄十六年 九月 十日 田中五右衛門国外二名連署調書
- 五 「寛永十四年」 十月廿三日 島津家久願文
- 六 観応 三年 二月廿八日 尾張義冬書下
- 七 文禄 四年 九月廿八日 伊集院幸侃・本田三清連署証状
- 八 永禄十二年 八月廿六日 島津義久宛行状
- 九 十二月 廿日 島津氏老臣連署状
- 一〇 応永廿一年 八月十九日 島津久豊宛行状

菱刈郷

- 一一 建武 三年 九月 廿日 島津道鑑久書下
- 一二 永禄十二年 四月十四日 島津義久宛行状
- 一三 貞和 六年 正月 七日 足利直義書下
- 一四 文永 三年 二月 八日 島津道忍久寄進状

始良郡地誌備考上

始良郡

番号 年月日 文書名

溝邊郷

- 一 文禄 四年 六月廿九日 豊臣秀吉朱印知行方目録抄
- 二 嘉吉 二年 三月十七日 島津持久宛行状

加治木郷

- 三 延文 二年 五月 日 祢寝清増軍忠状抄
- 四 延文 二年 五月 日 祢寝重種軍忠状抄
- 五 「正平十二年」 十月 五日 島津師久書状
- 六 正平十二年 四月 日 比志島範平軍忠状
- 七 正平十二年 四月 日 比志島範平軍忠状
- 八 四月十四日 島津氏久書状
- 九 正安 二年 六月廿一日 大隅国守護代藤原範政書状
- 一〇 「明応 四年」 六月廿九日 島津忠昌書状
- 一一 「明応 四年」 七月 三日 島津忠昌書状
- 一二 十一月十五日 伊地知重貞書状
- 一三 天文十九年 四月 吉日 島津貴久宛行状
- 一四 文禄 四年 六月廿九日 豊臣秀吉朱印知行方目録抄

始良郡地誌備考下

帖佐郷

- 一五 建久 八年 六月 日 大隅国建久岡田帳抄
- 一六 建久 九年 三月十三日 大隅国御家人交名抄
- 一七 建治 二年 八月 日 石築地役配符抄

一八 七月 七日 前筑前守秀秋書狀

一九 大隅国將軍方交名注文
抄 大隅国直冬方交名注文

二〇 抄 大隅国直冬方交名注文

二一 永享 八年 六月 八日 島津貴久忠安堵狀

※ 二二 紀定清証文抄

※ 二三 限江匡久書狀

※ 二四 紀定清証文抄

二五 永祿 八年 八月廿四日 島津義久書下

二六 正平十二年 閏七月 日 吾平藤九郎入道軍忠狀

二七 〔明応 五年〕 二月廿八日 伊地知重貞書狀

帖佐若宮八幡神廟記

(重富郷創設に伴う郷村替関係史料)

二八 寛保 三年 四月 二日 帖佐郷囃役四名連署証狀

二九 1 (元文 三年) 八月廿九日 樺山久初申渡書

1 (元文 四年) 二月廿八日 中野利清達書

1 (元文 四年) 二月 堀興昌申渡書

帖佐来歴

※ 三〇 建久 八年 六月 日 大隅国建久岡田帳抄

※ 三一 建久 九年 三月十三日 大隅国御家人交名抄

※ 三二 建治 二年 八月 日 石築地役配符抄

※ 三三 七月 七日 前筑前守秀秋書狀

三四 大隅国將軍方交名注文
抄 大隅国將軍方交名注文

※ 三五 大隅国直冬方交名注文
抄

※ 三六 正平十二年 閏七月 日 吾平藤九郎入道軍忠狀

三七 貞治 二年 九月十一日 武久書下

三八 (永享 十年) 抄 福昌寺仏殿造營奉加帳

三九 九月廿五日 島津久豊書狀

四〇 紀定清証文

※ 四一 (明応 四年) 六月廿九日 島津忠昌書狀

※ 四二 (文龜 四年) 二月十六日 島津忠昌社參隨兵人数書上抄

四三 〔大永 六年〕 十一月廿一日 限江匡久書狀

四四 (天保 元年) 閏三月 六日 伊地知季安書狀

※ 四五 永享 八年 六月 八日 島津貴久忠安堵狀

帖佐郷由緒調

四六 文政 六年 二月 旨 神祇管領長上公文所宣

四七 寛延 二年 正月十七日 中間淺川新左衛門長先

地理志 (帖佐郷) 抄 相由緒写

重富郷

蒲生郷

山田郷

桑原郡地誌備考

桑原郡

一 〔明治 五年 四月廿九日〕 都城県通達

二 文祿 四年 六月廿九日 豊臣秀吉朱印知行方目録抄

三 永祿十二年 十月 九日 鳥津義久宛行狀

四 明治十五年 二月十七日 鹿兒島県布達甲第五十三号抄

五 元和 六年 三月廿七日 鳥津久元外四名連署知行目録

横川郷 六 「文明十八年」 十月 五日 鳥津忠昌書狀

七 「明応 四年」 三月十三日 鳥津忠昌書狀

八 永祿 五年 六月十六日 鳥津義久感狀

横川古雜記 九 文政 四年 三月廿六日 寺社奉行所覚書

一〇 天正 九年 四月 吉日 伊集院忠棟外四名連署坪付

一一 天正 九年 六月 吉日 伊集院忠棟・本田親貞連署坪付

一二 天正十六年 二月 吉日 鎌田政近坪付

一三 文祿 五年 九月廿六日 伊集院幸侃忠棟加増目録

一四 慶長 五年 十月廿五日 弓削則重坪付

一五 慶長 五年 九月十二日 鳥津忠長外三名連署加増目録

一六 慶長十九年 八月 一日 比志島国貞外三名連署知行目録

一七 承応 二年 二月十六日 山下伝右衛門口上書

一八 横川衆中寺社家諸職高帳

一九 正保 四年 九月十六日 鎌田政慶外二名連署廻狀

二〇 慶安 三年 八月十八日 伊勢弥次郎覚書

二一 慶長 五年 正月十一日 酒匂新左衛門願書

二二 寛文 二年 六月廿三日 平田堅介覚書

二三 「寛永十二年」 七月 廿日 三原重朗立願文

二四 寛文十三年 九月廿九日 伊東五右衛門・高崎四郎兵衛連署覚書

二五 天正 廿年 六月 吉日 下鳥新左衛門坪付

二六 宝永 七年 三月 六日 河上久信坪付

二七 寛永十一年名寄御竿帳之奥書

二八 寛永十一年 二月十六日 新納忠清外二名連署奥書

1 慶安 二年 二月 十日 高城喜左衛門外二名連署奥書抄

2 慶安 四年 七月十八日 村田藤左衛門外二名連署奥書

3 正平十二年 二月廿五日 藤原将宣奉口宣案

大永 六年 十二月 吉日 橋口隆忠置文

永祿 八年 三月 吉日 橋口隆意実名書付

慶長 六年 四月十一日 伊集院抱節・山田理安連署目録

慶長十九年 八月 朔日 伊勢貞昌外三名連署知行目録抄

慶長十三年 十月廿八日 鹿兒島支配所宛行狀抄

慶長十九年 八月 二日 横川中之村之内市成名寄帳抄

三六 慶長 廿年 二月 七日 加增知行名寄帳抄

三七 貞享 五年 四月十七日 山下兼次証文

三八 四月 四日 伊勢貞昌書狀

三九 十月廿五日 島津家久書狀

四〇 正月 八日 島津光久書狀

四一 十月十一日 島津綱久書狀

四二 元和 八年 九月 吉日 東郷重位伝書奥書

四三 上原藤左衛門願書断簡

四四 伊勢貞昭・町田久則連 署達書

四五 貞享 三年 十二月十四日 上原藤左衛門口上覚

四六 元德 三年 十月十九日 仲原尚友着到狀

四七 寛永十二年 十一月廿七日 上原太郎五郎願文

四八 八月 廿日 記録奉行達書

四九 (寛延 元年九) 八月廿一日 上原尚道口上覚

五〇 寛延 元年 八月 日 上原尚道書狀

五一 永保 元年 七月 吉日 菊池義武寄進狀

栗野郷 天正十八年 四月 吉日 伊勢任世^貞証狀

五二 応永十三年 十月 三日 酒井親貞寄進狀

五三 永祿 四年 十月 二日 島津貴久宛行狀抄

五四 文祿 四年 九月廿八日 伊集院幸侃・本田三清

五五 觀応 三年 七月 廿日 連署領知目錄

吉松郷 島山直頭書下

五六 建武 三年 四月 十日 島津道鑑^貞下文

西襲山郷

五七 応保 二年 四月 二日 僧真寂田畠讓狀

五八 建武 五年 正月廿七日 足利尊氏下文

五九 応永十六年 十二月 五日 島津玄喜久寄進狀

六〇 永正十八年 三月 吉日 大隅国重久名坪付抄

栗野・踊・溝邊・横川廻勤雜記

六一 天文廿二年 九月廿七日 島津日新^忠寄進狀

六二 文祿 五年 九月 吉日 川上肱枕^忠知行名寄目録

六三 慶長十九年 七月廿三日 伊勢貞昌外三名連署知行目録

六四 慶長十九年 十二月十六日 徳元寺存芳書付

六五 応永十三年 十月 三日 酒井親貞寄進狀

六六 元禄十一年 十一月 正若宮八幡宮社家頭取

六七 元禄十五年 二月十七日 木瀬清左衛門覚書

六八 元禄十五年 二月十七日 津曲長右衛門外二名連

六九 元禄十五年 二月十七日 署覚書

七〇 元禄十五年 二月十六日 評定所廻狀

七一 元禄十五年 二月廿八日 津曲長右衛門外二名連

七二 元禄十五年 二月廿三日 署届書

松下藤七兵衛外二名連 署請狀

署請狀

署請狀

署請狀

署請狀

署請狀

署請狀

署請狀

署請狀

署請狀

署請狀

署請狀

署請狀

鹿児島県史料編さん関係者

資料編さん顧問	東京大学史料編纂所所長	山家浩樹
国立歴史民俗博物館元館長	宮地正人	
鹿児島大学名誉教授	五味克夫	
九州大学名誉教授	安藤保靖	
委員長	原口泉三	
日隈正守	佐藤宏之	
塩満郁夫	尾口義男	
堂満幸子		
館長	灰床義博	
副館長	福永徳郎	
調査史料室長	栗林文夫	
学芸専門員	崎山健文	
資料調査員	中野尚子	藤崎光穂
池田麻美		
橋口正樹		
	春山直人	

鹿児島県史料

旧記雑録拾遺 地誌備考五

平成30年3月16日 発行

非売品

編集 鹿児島県歴史資料センター黎明館

発行 鹿児島県

印刷 瀧上印刷株式会社